

平成 20 年度環境対応技術開発等
(生物多様性条約に基づく遺伝資源への
アクセス促進事業) 委託事業報告書

生物多様性条約に基づく遺伝資源への
アクセス促進事業

平成 20 年度報告書

平成 21 年 3 月

財団法人 バイオインダストリー協会

= 目 次 =

はじめに	i
平成 20 年度事業概要.....	v
1. 国際情勢の分析	1
1-1. 国際情勢の概観：世界の産業界の動向(国際商業会議所(ICC)の意見から)	1
1-2. 生物多様性条約・遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する「国際的制度」の 議論—ボン(COP9)から名古屋(COP10)へ—	5
1-3. 生物多様性条約第 9 回締約国会議－遺伝資源へのアクセスと利益配分－	11
1-4. 生物多様性条約「コンセプト、用語、作業上の定義及び分野(セクター)別アプロ ーチに関する法律・技術専門家グループ」会合報告	21
1-5. 生物多様性条約「遵守に関する法律・技術専門家グループ」会合報告	25
1-6. 国際ワークショップ「法律専門家非公式会合—ABS 遵守問題への取組」.....	29
1-7. 生物遺伝資源アクセスの政策動向に関する情報(ベルギー、ローマ出張報告)	36
1-8. 商法と契約のアクセスと利益配分(ABS)への適用(T. Young 氏講演会)	39
1-9. オーストラリアの ABS 関連国内法と規制(G. Burton 氏講演会)	43
1-10. ベトナムの最近の状況	46
1-11. タイ天然資源環境省の ABS 大臣令策定に向けての現状、及び ACM 微生物 移転管理タスクフォース・チェンマイ会合の報告	50
1-12. インドネシアの最近の状況	52
1-13. マレーシア・サバ州の遺伝資源のアクセス政策	53
1-14. カンボジアの最近の動向	55
1-15. インド国立微生物技術研究所について	57
2. 国際私法と契約による遵守の確保についての調査	59
3. 国連大学高等研究所・JBA 共催国際ワークショップ「アクセスと利益配分の議題を前進 させるために: 分野別アプローチについて得た事例と教訓」.....	75
4. 遺伝資源提供国の規制措置等に関する情報発信	79
4-1. 日本・インド 2 国間ワークショップ	79
4-2. 「遺伝資源へのアクセス手引」の普及活動	83
4-2-1. JBA オープン・セミナー(富山)－海外の遺伝資源を研究・開発に利用する 際の国際ルール(大学と企業等の研究者・知財関係者のために)－	83
4-2-2. JBA オープン・セミナー(名古屋)－衣食住から考える企業と生物多様性－	105
4-2-3. JBA オープン・セミナー(東京)－生物多様性条約 COP10 名古屋に向けた 最新状況と海外の遺伝資源へアクセスする際の国際ルール(研究者と企業 等の関係者のために)－	108
4-3. 海外遺伝資源へのアクセスに関する相談窓口	112

= 資 料 編 =

(1)	生物多様性条約第9回締約国会議・議題4.1 アクセスと利益配分 －非公式協議グループ共同議長提出の決定案－	117
(2)	国際商業会議所の「生物多様性条約第9回締約国会議」への提出文書: アクセスと利益 配分－全般的所見と産業界の立場	133
(3)	生物多様性条約「コンセプト、用語、作業上の定義及び分野(セクター)別アプローチに 関する法律・技術専門家グループ」会合報告書(CBD事務局)	136
(4)	EUのアクセスと利益配分「法律・技術専門家会合(コンセプト、用語、作業上の定義、分野 別アプローチ)」への提出文書	156
(5)	国際商業会議所のアクセスと利益配分「法律・技術専門家会合(コンセプト、用語、作業上の 定義、分野別アプローチ)」への提出文書	168
(6)	生物多様性条約「遵守に関する法律・技術専門家グループ」会合報告書(CBD事務局)	176
(7)	国際商業会議所の CBD 第7回 ABS 作業部会への提言	196
(8)	ABS 契約と確実性の追求	208
(9)	契約と国際私法—ABS に関する国際的制度との関係	225
(10)	モデル契約の利用に関する問題点—初期分析	250
(11)	WIPOによる伝統的知識に関するギャップ分析についての国際商業会議所のコメント	261
(12)	APEC諸国における遺伝資源へのアクセス及び伝統的知識の保護に関する調査報告書	264
(13)	インドの生物多様性条約の国内的実施と生物資源アクセス規制	322
(14)	インド・生物多様性法 2002年(JBA仮訳)	328
(15)	インド・2004年生物多様性規則(JBA仮訳再)	352
(16)	中国における遺伝資源及び伝統的知識に係るABS規制の現状	376
(17)	台湾における遺伝資源及び伝統的知識に係るABS規制の現状	391
(18)	生物遺伝資源へのアクセスに基づく実効性ある研究開発と産業利用の促進のために	403
(19)	生物多様性条約でのABS議論における、農業・園芸セクターの特異性について －国境を越えた植物分布が引き起こす主権の衝突と、解決のための一案－	424
(20)	Implementing Access to and Benefit-sharing of Genetic Resources (ABS) Under the Convention on Biological Diversity - JBA's 15-year Experiences -	436

はじめに

－COP10 名古屋へ向けて－

本報告書は、経済産業省による「平成 20 年度環境対応技術開発等（生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業）」を財団法人バイオインダストリー協会（JBA）が受託し、実施した結果を取りまとめたものである。

我が国政府は生物多様性条約（CBD）の第 10 回締約国会議（COP10、2010 年）の名古屋招致の提案をすることを 2007 年 1 月に閣議決定した。この提案は COP9（2008 年 5 月、ドイツ・ボン）において審議され公式に承認された。

遺伝資源へのアクセスと利益分配（ABS）に関する国際的制度（International Regime、IR）は、COP10 における最優先議題の一つとして位置付けられている。2002 年以降、2009 年初めまで IR の国際交渉や情報交換が続けられているが、開発途上国と先進国の間での見解の相違は埋まらず、合意に向けた着地点はまだ見えない。他方、すでに COP により、遅くとも 2010 年の COP10 開催前までに IR の検討作業を終結させることが決められている。そのような状況のため、COP9 では IR の内容の議論よりも、COP10 に至るまでの交渉過程の具体的筋道（ロードマップ）を明確にする方針がとられた。つまり、IR の構成要素となる各個別的な審議順序、そのための各種会合の頻度と日程を決めてこととなった。その結果、COP9 以降 COP10 までの 2 年間に、3 回の作業部会（ABS-WG7、8、9）と 3 回の技術専門家会合（TEG1、2、3）を開催することになった。通常は、2 年間で 1 回の ABS-WG と多くても 1 回の TEG という開催頻度なので、これは異常なほどに密度の高いスケジュールのロードマップといえる。

ロードマップに従い、2008 年 12 月に TEG1（定義等）がナミビアで、また 2009 年 1 月 27～30 日に TEG2（遵守）が東京で開催された。これらは交渉が目的ではなく、専門家による選択肢やシナリオの模索を目的としている。COP10 に向けて、本格的な交渉の第 1 歩は 2009 年 4 月の ABS-WG7（パリ）から始まる。JBA は本事業の中で COP10 交渉に向けての各種調査を行ったので本文をご参照されたい。

本事業は、産業界専門家、学識経験者から構成される“生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業タスクフォース”的ご指導をいただき、成功裏に遂行することができた。

本報告書の刊行に当たり、ご協力いただいた各委員並びに関係者各位のご助言、ご尽力に対し深く感謝の意を表する次第である。

平成 21 年 3 月

財団法人バイオインダストリー協会

**生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業
遺伝資源へのアクセスと利益配分に関するタスクフォース 名簿**

(1) 委員 (* 委員長)

秋廣道郎	六番町総合法律事務所 所長 弁護士
浅間宏志	(株)ウチダ和漢薬 製造本部 品質保証部 室長
安藤勝彦	(独)製品評価技術基盤機構 バイオテクノロジー本部 生物遺伝資源開発部門 部門長
磯崎博司*	明治学院大学 法学部 消費情報環境法学科 教授
奥田 徹	玉川大学 学術研究所 菌学応用研究センター 教授・主任
鴨川知弘	(株)サカタのタネ 遺伝資源室 研究本部 研究員
川本敬二	川本バイオ・ビジネス弁理士事務所 弁理士
木内文之	(独)医薬基盤研究所 薬用植物資源研究センター センター長
最首太郎	水産大学校 水産流通経営学科 講師
佐山和彥	(株)資生堂 技術企画部 参事
柴田明穂	神戸大学大学院 国際協力研究科 教授
武田修己	(株)ツムラ 生薬研究部 部長
武田 穣	名古屋大学 産官学連携推進本部 連携推進部長 教授
田上麻衣子	東海大学 法学部 法律学科 准教授
西澤義則	花王(株) 生物科学研究所 主席研究員
深見克哉	九州大学 知的財産本部 特任教授
安枝 寿	味の素(株) ライフサイエンス研究所 微生物機能研究グループ 部長・研究グループ長
渡邊幹彦	名古屋大学 国際環境人材育成プログラム 特任教授
渡辺裕二	アステラス製薬(株) 知的財産部 部長

(2) オブザーバー

作田竜一	経済産業省 製造産業局 生物化学産業課 事業環境整備室 室長
石川高志	経済産業省 製造産業局 生物化学産業課 事業環境整備室 課長補佐
浅野義人	経済産業省 製造産業局 生物化学産業課 事業環境整備室 係長
津幡貴生	特許庁 総務部 国際課 課長補佐
山内今日子	特許庁 総務部 国際課 係長
浅野孝治	農林水産省 農林水産技術会議事務局 先端産業技術研究課 係長
牧野友彦	厚生労働省 大臣官房厚生科学課健康危機管理対策室 主査

(3) 事務局

炭田精造	(財)バイオインダストリー協会 生物資源総合研究所 所長
薮崎義康	(財)バイオインダストリー協会 事業推進部 部長
野崎恵子	(財)バイオインダストリー協会 事業推進部 主任
渡辺順子	(財)バイオインダストリー協会 生物資源総合研究所 主席研究員

■■ 平成 20 年度事業概要 ■■

1. 遺伝資源への アクセスと利益 配分(ABS)国 際交渉の支援 推進	①生物多様性条約(CBD)締約国 会議、ABS 作業部会等への対 応	<ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年 5 月: 第 9 回 CBD 締約国会議(ドイツ) 平成 20 年 12 月: 技術専門家会合(ナビア) 平成 21 年 1 月: 技術専門家会合(日本) 平成 21 年 3・4 月: 第 7 回 ABS 作業部会(フランス) 	国際交渉への支援、検討事項に関する情報収集、専門家の会 合への出席、さらに産業界へのそれら情報のフィードバックを 実施した。
	②タスクフォース委員会の設置・開 催	ABS 交渉の結果次第により、我が国バイオ産業界等に及ぼす影響を勘案する必要があることから、産業界有識者及び学 識経験者から組織されるタスクフォース委員会を開催(平成 20 年 7 月、平成 21 年 3 月)、交渉に必要な対応等について の意見交換、とりまとめを実施した。	
	③国際情勢の分析	<ul style="list-style-type: none"> 非公式国際ワークショップ(東京)開催 「法律専門家非公式会合—ABS 遵守問題への取 組」 	先進諸国の政府、学界、産業界から国際交渉をリードする上で 有益と思われる専門家を招聘、意見交換を実施し、今後の交 渉の展望を整理・分析した。
		<ul style="list-style-type: none"> 海外コンサルタントの講演会及び意見交換 講演会:商法と契約の ABS への適用(T. Young 氏) 講演会:オーストラリアの ABS 政策(G. Burton 氏) 	海外コンサルタント(欧洲、豪州)を起用し、各国の ABS 交渉 に関するポジション及びその背景について整理、分析を行 い、これらの成果を基に国際情勢を分析した。
	④国際私法と契約による遵守の確 保についての調査	ABS 交渉において、遵守に関する国際的制度の在り方について議論するため、遺伝資源利用者が提供国の国内法または 提供者等との契約に違反した場合の対応に関する調査を外部法律専門家に再委託し、その結果を参考に技術専門家 会合、作業部会の我が国提案に反映させた。	CBD 交渉担当者や ABS 専門家を現地訪問、あるいは招聘 し、情報収集を実施した(ベルギー、ローマ、ベトナム、タイ、イ ンドネシア、マレーシア、カンボジア、インド)。
	⑤国連大学高等研究所との協力	<ul style="list-style-type: none"> 国際ワークショップの共催 「ABS の議題を前進させるために: 分野別アプロ ーチについて得た事例と教訓」 	ABS 交渉に関する知見を有している国連専門機関(FAO、 WIPO)や学界(WFCC)の専門家を招聘し、ABS に関する国 際的制度の交渉に貢献するためのアプローチを議論した。
2. ABS の国内普 及促進	①遺伝資源提供国の規制措置等に 関する情報発信	<ul style="list-style-type: none"> オープンセミナーの開催(富山、名古屋、東京) 日本・インド 2 国間ワークショップ開催 	<p>CBD-ABS、ボン・ガイドライン、日本版「遺伝資源へのアセ ス手引」、及び遺伝資源の提供国の法制度等に関する情報を 広く発信した。COP10 名古屋のための、国民の理解の促進を 図った。JBA の ABS 事業を紹介した。</p> <p>インドの生物遺伝資源に関する規制とバイオテクノロジーの最 新情報入手のためインドの担当官等を招聘した。</p>
	②相談窓口対応	「相談窓口」を通して、CBD/ABS 問題に関する助言を行った(面談、eメール、電話で応対)。 本年度実績は 57 件(2009 年 3 月 17 日現在)。	
	③遺伝資源アクセス・ホームページ	英語版ホームページを作成した。CBD-ABS の国民理解の促進、利用者の使い勝手を考慮し、階層を再構築した。	
3. 資料作成	委員やコンサルタントに CBD/ABS 関連オリジナル論文の執筆を依頼、また重要文書(英文)を翻訳し、役立つ資料として報告書に掲載した。		

1. 国際情勢の分析

1-1. 国際情勢の概観：世界の産業界の動向（国際商業会議所（ICC）の意見から）

COP9(2008年5月、ボン)では国際的制度（International Regime、IR）の内容となる要素についての議論は先送りにし、COP10（2010年10月、名古屋）に至るまでの交渉過程の具体的筋道(ロードマップ)を明確にするという方針がとられた。その結果、COP9以降COP10までの2年間に、3回の作業部会(ABS-WG7～9)と3回の法律・技術専門家会合(TEG1～3)を開催することになった。ロードマップに従い、2008年12月にTEG1(定義等)がナミビアで、また2009年1月27～30日にTEG2(遵守)が東京で開催された。TEG会合は交渉が目的ではなく、専門家による選択肢やシナリオの模索を目的とした前哨戦である。COP10に向けての本格的な交渉の第1歩は2009年4月のABS-WG7(パリ)から始まる。国際商業会議所(ICC)は、ABS-WG7に対し産業界としての意見を提出した。まだ各国政府の対応が不透明な中、ICCの意見は今後の国際交渉の力学を想定する上で参考になる。以下にその骨子をまとめ考察する。

(1) 緒論

ICCは、「多様な産業が多様な方法で遺伝資源を利用し、遺伝資源から利益を創出する上で不可欠な役割を演じているため、実際的で、差別がなく、法律的に明確な国内法やガイドラインが必要である」という基本姿勢をとっている。遺伝資源提供国側による法的に不明確で負担の重い規制は、投資と利益創出の機会を減少させる。また、大多数の利用者は法令遵守に努めているから、IRは前向きな環境作りに重点を置くべきである。遵守を一層推進するには利害関係者の教育とABS法に関する情報提供が重要であるとしている。

ICCは、今後のIRに関する国際交渉を成功に導くためには以下の原則が重要であると指摘している。

- ① IRではCBDと整合性を持ち明確に定義された用語を用いるべき。
- ② 遺伝資源を用いた研究や経済活動を促進するべき（アクセス条件はCBD第15条2項“facilitate access to genetic resources”を尊重すべき）。
- ③ IRは契約の利用を最大限に促進すべき。また、「Derivatives」や「Products」のコンセプトは契約者間で決められるべきことである。
- ④ IRはボン・ガイドラインの精神に基づき、国内制度の一層の開発と調和に焦点を置くべき。特に、政府窓口(National Focal Point)の特定は、法的な確実性と透明性を確保するため不可欠である。
- ⑤ IRは分野別アプローチ(sectoral approach)をとるべき。多くの産業や研究分野について

それぞれの分野の特性に対応すべき。また、商業用と非商業用研究を区別することは困難である。

- ⑥ IR の中身についてどのような提案がされるにせよ、それらについて費用・コスト分析、及び規制影響評価をすべきである。

(2) IR の各要素に対する ICC のポジション

各要素について以下に骨子を述べる。

【目的】－IR の目的を以下に限定すべきである－

- ① 天然資源に関する国家の主権的権利を保護すること。
- ② 相互に合意する条件に基づき、提供国の事前同意により、遺伝資源へのアクセスを容易にすること。
- ③ 相互に合意する条件に基づき、遺伝資源の利用から生ずる研究結果、及び他の利益の分配を確保すること(第 15 条 7 項)。IR は、立法上、行政上または政策上の措置とは何かを特定することにより、これを発展させるべき。
- ④ IR は CBD の他の目的である「保全」と「持続可能な利用」と整合性を持つべき。

これらの目的を達成するための効果的な方法は、IR が国際的な基準(benchmarks)とガイドラインを設定し、加盟国が、整合性があり、予測可能で、差別がなく、透明性があり、かつ効果的で、法的な明確性をもつ国内 ABS システムを開発する際の助力とすることである。

【適用範囲】－IR の適用範囲は検討中の他の問題に対するアプローチを決める上で鍵となる－

- ① IR は資源提供国で制度が発効した後に行われる遺伝資源の取得にのみ適用すべき。
- ② IR は遺伝資源の提供者と利用者当事者間の関係のみを規制すべき(派生物や川下の産物に関する利益配分については、提供者側と利用者側の間で結ばれる ABS 契約を通じて決めるべき)。
- ③ IR の適用範囲は遺伝資源のみに限定すべき(生物資源の商品取引と遺伝資源の利用との間に明確に一線を引くべき)。
- ④ ある種の遺伝資源は範囲外とすべきである。以下の例を考慮すべきである。

例：ヒトの遺伝資源、他の国際機関等において既に合意や交渉の対象となっている資源 (FAO-ITPGRFA 等)、既に資源提供国によって制限なく公の利用に供されている遺伝資源、いずれの国の管轄にも属さない遺伝資源、病原体(ヒト、植物、動物の)がかかわる取引。

- ⑤ 伝統的知識(TK)は、「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する原住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行」(8 条 j)に限定すべき。

【利益配分】－利益配分は「相互に合意する条件」(CBD 第 15 条 7 項) で行うべきである。こうした条件は、通常、遺伝資源の提供者と受領者の契約に規定される－

- ① ABS 契約のモデル条項、あるいは条項のメニューは指針として有用。契約成功事例の条項のデータベースや、「ベストプラクティス」に関する能力構築プログラムの実施も有用。
- ② 遺伝資源を利用する各種分野で現在行われている利益配分の方法を考慮すべき。
- ③ ABS 契約の当事者でない第三者（例、同様の遺伝資源を固有種として有する第 3 国）は、当事者である利用者の責任や義務に影響を及ぼしてはならない。
- ④ 認証制度は煩雑で多大な費用を要する可能性があり、慎重に取り扱うべき。

【アクセス】

- ① IR は遺伝資源への責任あるアクセスを促進し、違法なアクセスを防ぐべきである。アクセスを facilitate する要件に合致したアクセス基準を支持する。
- ② ABS 契約を結んだ上でアクセスすべき。
- ③ アクセスの許可及び事前同意の付与の権限を持つ唯一の当局として、政府窓口を指定すべき。
- ④ ABS 国内法は、自国の研究者と外人研究者と同じ条件で扱うべき。
- ⑤ 生息域外コレクションを通じた遺伝資源へのアクセスについて理解を深める必要がある。生息域外コレクションを通じたアクセスが普通になりつつある。

【遵守】 —遵守の議論では、法律(規制)遵守と契約遵守とを区別することが有益である。どちらの場合も、IR は既存の仕組みを基礎とすべきである—

1) 規制遵守

- ① 遺伝資源の誤用、不正使用の範囲や有意度に関するデータがほとんどない。事実に基づいた根拠を提供できるよう研究を進めるべき。
- ② 国境を越えて下される判決を相互承認し、これを履行することの重要性を認識する。これは困難な問題であるが、対処するためのアプローチが議論されることを期待する。
- ③ 「特許出願時の特別開示要件」に関する検討は、WIPO の政府間委員会 (IGC) での議論の結果に基づいて行うべき。
- ④ 「国際的に認知された証明書」の検討に当たっては、まずフィージビリティー調査を実施し、慎重に分析を行うべき。
- ⑤ ABS の関係者の関心を高めることが、ABS 制度の遵守を向上させる上で重要である。そのため、ガイドラインは遵守の向上に寄与する。分野別アプローチを検討する際にもガイドラインを考慮すべき。

2) 契約遵守

- ① 国際商取引に関する契約において、外国の判決を履行するために、交渉、仲介、仲裁、裁判といった既存の手段を用いることをもっと検討すべきである。
- ② 仲裁を利用することの利点は、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（ニューヨーク条約）」を遵守する国において、国境を越えて履行強制できる、法的拘束力のある判決をコ

スト効率よく得ることができることである。

(3) 考察

ICC のポジションは、EU が 1 年前に IR の具体的な内容として提案¹した内容（①遺伝資源へのアクセスと遵守を支援するための追加措置、②国内アクセス法と実施規範（プラクティス）に関する国際標準の開発、③PIC（事前の情報に基づく同意）と MAT（相互に合意する条件）の遵守を支援するための追加措置、④MTA（素材移転契約）に含める可能性のあるモデル条項のメニューの開発、⑤ABS 関連取引の情報ベースを改良するための IT ツールの実用性、⑥能力構築、⑦TK）にほぼ応答した内容になっている。提供国の ABS 国内法や実施規範に関する国際基準の議論を想定し、アクセスの促進という観点から具体案を提起している（例、政府窓口の設置）。また提供国の国内法に違反した場合に訴追を確保するための司法上の措置としては、既存の制度を基礎として対応するのが妥当としている。国境を越えて下される判決を相互承認し、これを履行することの重要性を認識し、議論に応じる選択肢も示している。アクセス促進と遵守の両面において、今後、法的拘束力のある枠組みの議論になった際の対応を想定していると考えられる。「国際的に認知された証明書」に対しては、慎重な分析を必要としている。欧州産業界は EU の方針を注視しつつ、産業の促進を重視した具体的な着地点を検討するというスタンスで臨んでいると思われる。

1 http://www.abs.biodiv-chm.de/fileadmin/ABS/documents/PT-2007-132-OEWG5_6.pdf (2009 年 1 月 30 日アクセス)

1-2. 生物多様性条約・遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する「国際的制度」の議論 一ボン(COP9)から名古屋(COP10)へ

はじめに

2008年5月、生物多様性条約（CBD）の第9回締約国会議（COP9）がドイツのボンで開催された。COP9の重要議題の一つである「議題4.1 遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）」は、「国際的制度（International Regime、IR）」の内容について具体的な審議に入ることは避け、COP8（2006年3月、クリチバ・ブラジル）で決定された「COP10（2010年）までのできる限り早期にABS作業部会の作業を完了させる」というマンデート達成のための“作業ロードマップの作成”に議論を集中させ、その合意に至った。

次回のCOP10は、2010年10月18～29日に名古屋で開催されることが正式決定された。COP10では、“IRの内容についての決定を行う”ことが交渉の対象になったことで、2001年の第1回ABS作業部会（国際ガイドラインの検討）、2002年COP6（ボン・ガイドライン採択）、2003年の第2回ABS作業部会（IR交渉の開始）以来、延々と続いてきたABS交渉が一つの区切りを迎えることになる。

（1）遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）－議論の経緯－（表1参照）

CBDは1993年に発効したが、ABSに関する交渉は全く進まなかった。CBD事務局は、この事態を何とか打開しようと、1998年5月のCOP4（プラティスラバ・スロバキア）においてABSに関する専門家パネルの設置を決定し、ABSを促進させるための知恵を専門家に求めた。そして翌年、1999年10月にコスタリカのサンホセでABSの第1回専門家パネルが開催され、COP5（2000年5月、ナイロビ・ケニア）における議論の基礎を作った。COP5では、国際ガイドライン（後のボン・ガイドライン）を策定することが合意され、これを検討するためにABSに関するオープンエンドの作業部会（Ad Hoc Open-ended Working Group on Access and Benefit-sharing、ABS-WG）の設置が決定された。そして、ガイドラインの原案をCOP6（2002年4月、ハーグ・オランダ）に報告することがABS-WGに要請された。

その後、2001年3月に第2回専門家パネルがカナダのモントリオールで開催された。これら2回の専門家パネルでの結論を受けて、2001年10月にドイツのボンで第1回ABS-WGが開催され、国際ガイドラインの検討が行われ、その草案について合意に達した。そして2002年のCOP6でABSを促進するための手引き書である「ボン・ガイドライン」（正式名は「遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正・衡平な配分に関するボン・ガイドライン」）が採択された。

ところがそれもつかの間、「ボン・ガイドライン」をこれから実施していくという段階であ

りながら、同年 8 月にヨハネスブルクで開催された「持続可能な開発に関する世界サミット (WSSD)」において、G77+中国及びメガ多様性同士国家（当初、ブラジル、中国、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、インド、インドネシア、ケニア、メキシコ、ペルー、南アフリカ、ベネズエラの 12 カ国（現在は 17 カ国¹⁾）は、当ガイドラインに法的拘束力がないことを理由に新たな IR の策定を求めた。そして激しい南北間の議論の末、「CBD の枠組みの中で、ボン・ガイドラインに留意しつつ、遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を推進し保護するための IR の交渉を始める」ことが決定された。そして、2003 年 12 月の第 2 回 ABS-WG（モントリオール・カナダ）で、IR に関する議論が始まった。

2004 年 2 月の COP7（クアラルンプール・マレーシア）において、ABS に関する IR を具体的に検討するマンデートが ABS-WG に与えられ、その結果を COP8 に報告することが決定された。これを受け、2005 年 2 月に第 3 回 ABS-WG（バンコク・タイ）、2006 年 1 月に第 4 回 ABS-WG（グラナダ・スペイン）が開催され、IR 策定への議論が継続された。しかし、その交渉は IR の内容の議論ではなく、法的拘束力の有無という“入り口部分”での議論において、先進国（主に遺伝資源利用国）と開発途上国（主に遺伝資源提供国）とが対立を開拓することができず、議論は膠着したままであった。

2006 年 3 月の COP8 では、「COP7 決定記載の委任事項に従って IR の交渉を継続し、COP10 までのできる限り早期に ABS-WG の作業を完了させる」ことが決定された。その後、2007 年 10 月の第 5 回 ABS-WG（モントリオール・カナダ）においても各国が従来の主張を繰り返すのみで、IR の内容についての議論の進捗は限定され、取りまとめられた文書は全くなかった。しかし、2008 年 1 月に開催された第 6 回 ABS-WG（ジュネーブ・スイス）は、初めて議論の膠着状況に変化が見られる会合となった。IR の主要な構成要素についての議論では、資源提供国と利用国で合意できる実質的な事項はなかったものの、主要な構成要素として「①IR に入れる目的として更に審議すべき事項、②更に考慮すべき事項」が整理され、不十分ながらも今後の議論の道筋をつけることができた。

日本は IR を検討するに当たって、IR は実施可能なものであるべきとし、公正・衡平な利益配分はもちろん、「practicability、flexibility、cost-effectiveness」が重要である旨をこれまで一貫して主張してきた。この主張は先進国を中心に一定の理解が得られ、各国の発言の中にもこれらフレーズが引用される機会が増えてきた。

¹ ボリビア、ブラジル、中国、コロンビア、コスタリカ、コンゴ、エクアドル、インド、インドネシア、ケニア、マダガスカル、マレーシア、メキシコ、ペルー、フィリピン、南アフリカ、ベネズエラ

表1 生物多様性条約・アクセスと利益配分：国際会議における議論の推移

会合	年	月	開催地	決定事項等
CBD 発効	1993	12/29	
COP1	1994	11-12	ナッソー・バハマ
COP2	1995	11	ジャカルタ・インドネシア
COP3	1996	11	ブエノスアイレス・アルゼンチン	{世界微生物株保存連盟(WFCC)が、非公式会合ではじめて微生物の ABS について提言した}
COP4	1998	5	プラティスラバ・スロヴェニア	ABS expert panel(ABS 専門家委員会)の設置を決定
第1回 ABS 専門家委員会	1999	10	サンホセ・コスタリカ	①研究・商業目的のアクセスと利益配分の取り決め、②国・地域レベルでの立法上、行政上、政策上の措置について、③規則手続きと奨励措置、④能力構築、に関して専門家の立場から議論し、COP5における議論の基礎とする。
COP5	2000	5	ナイロビ・ケニア	・任意の国際ガイドラインの策定を合意 ・これを議論するために ABS Working Group (ABS-WG)の設置を決定 ・ガイドラインの原案を COP6 に報告する
第2回 ABS 専門家委員会	2001	3	モントリオール・カナダ	ABS に関する国際ガイドラインの基礎となる要素について議論し、ガイドライン概要を作成。ABS-WG1 にこの議論の結果を送る
ABS-WG1	2001	10	ボン・ドイツ	ABS に関する国際ガイドライン(ボン・ガイドライン)の検討
COP6	2002	4	ハーグ・オランダ	ボン・ガイドライン採択
WSSD	2002	9	ヨハネスブルグ・南アフリカ	ボン・ガイドラインを念頭に CBD の枠組みの中で、ABS を確保するための国際的制度(ABS-IR)について交渉すること
MYPOW (2010 年までの多年度作業計画に関する CBD 会期間会合)	2003	3	モントリオール・カナダ	・締約国は、ABS-WG2において、ABS-IR の「process, nature, scope, elements & modalities」を検討し、COP7 に対して今後の進め方をアドバイスする ・ボン・ガイドラインの利用において得られた経験に関する情報を、事務局長に提出する
ABS-WG2	2003	12	モントリオール・カナダ	・ABS-IR の「process, nature, scope, elements & modalities」を議論
COP7	2004	2	ケラルンプール・マレーシア	・ABS-IR の検討範囲に係る委任事項 (TOR : process, nature, scope, elements)を設定 ・TOR に従い IR を具体的に検討するマニフェストを ABS-WG(第3回及び4回)に与え、その結果を COP8 に報告する
ABS-WG3	2005	2	バンコク・タイ	・各国の考え方を今後の交渉の選択肢として、すべて議長テキストに載せた ・締約国は、既存の制度では解決できない問題点を明確にするための分析(Gap Analysis)を行う ・知的財産に関する議論(特許における遺伝資源の出所の開示)がおこる ・ボン・ガイドラインを補足する他のアプローチ(「PIC & MAT の遵守を確保するための出所等の国際的に認知された証明書」のような)について言及

ABS-WG4	2006	1-2	グラナダ・スペイン	<ul style="list-style-type: none"> ・各国の主張を括弧付で反映させた議長テキストを COP8 に勧告 ・事務局長は Gap Analysis を完成させること ・「PIC & MAT の遵守を確保するための出所等の国際的に認知された証明書」の検討を推奨
COP8	2006	3	クリチバ・ブラジル	<ul style="list-style-type: none"> ・COP7 決定記載の TOR に従って IR の交渉を継続し、COP10 までのできる限り早期に ABS-WG の作業を完了させる ・出所等の証明書に関する技術専門家会合の設置を決定 ・ABS-WG4 の結果を ABS-WG5 で議論する。また、技術専門家会合の結果を ABS-WG5 に報告する
認証に関する技術専門家会合	2007	1	リマ・ペルー	遺伝資源の原産地・出所・法的由来の国際的に認知された証明書に関する技術専門家会合
ABS-WG5	2007	10	モントリオール・カナダ	各国の意見を列挙した 2 つの information paper を作成
ABS-WG6	2008	1	ジュネーブ・スイス	COP9 へ送付する文書「COP9 決定案」、「IR の nature、scope、objectives、main components（議論・交渉・合意されたものではないことを注記）」作成
COP9	2008	5	ボン・ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ・COP10 までの IR に関する作業工程を決めた：今後の議論は「付属書 I」を基に行い、「付属書 II」に技術専門家会合で検討すべき事項を明示。 ・ABS-WG を 3 回(ABS-WG7～ABS-WG9)開催、技術専門家会合を 3 回開催、8j-WG を 1 回開催する
技術専門家会合	2008	12	ウイントフック・ナミビア	検討事項：コンセプト、用語、作業定義、分野別アプローチ
技術専門家会合	2009	1	東京・日本	検討事項：遵守
ABS-WG7	2009	4	パリ・フランス	検討事項：目的、範囲、遵守、公正・衡平な利益配分、アクセス
技術専門家会合	2009	6	ハイデラバード・インド	検討事項：遺伝資源に関する伝統的知識
ABS-WG8	2009	11	モントリオール・カナダ	検討事項：性質、遺伝資源に関する伝統的知識、能力、遵守、公正・衡平な利益配分、アクセス
ABS-WG9	2010	3	未定	検討事項：WG7 と WG8 の会合結果の統合
COP10	2010	10	名古屋・日本	

(2) ABS で何が問題なのか？

遺伝資源提供国側（主に開発途上国）は、ABSに関する現在の制度では生物資源の海賊行為（バイオパイラシー）を防ぐことができないと主張する。バイオパイラシーという用語は CBD で正式に定義されているわけではないが、例えば以下のことを指すと考えられる。

- CBD に違反する行為
- 遺伝資源提供国の国内法に違反する行為
- 原産国の遺伝資源を用いて、無断で関連する特許を出願する行為、等々

しかしながら、CBDによれば、ABSに関しては、あくまでも利用者と提供国との二者間の関係であり、両者間の取り決めが基本と考えるべきである。また、CBD 第 15 条第 1 項で「各國は、自国の天然資源に対して主権的権利を有するものと認められ、遺伝資源の取得の機会につき定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属し、その国の国内法令に従う」と述べているように、各国は ABS に関する政策・国内法・行政措置を整備すべきである。そうすれば、利用者はアクセスしたい国の国内法に従ってその国の遺伝資源にアクセスすればよいのである。

他方、提供国側には、遺伝資源が国外に持ち出された後は、資源提供国の国内法は他国に適用されず、提供国にはその持ち出された遺伝資源の移動や譲渡、またその遺伝・生化学情報の公開や譲渡等について把握することもできず、監視する権利もない、等の懸念がある。これに對しては、COP6 で採択されたボン・ガイドラインが非常に有用と考えられるが、これに満足しないグループは、ボン・ガイドラインは任意のガイドラインであり、法的拘束力を持たせた議定書でなければバイオパイラシーを防ぐことができないと主張を繰り返している。

(3) COP9 における ABS の議論²

COP8 のマンデート（IR について COP10 開催のできる限り早期に ABS-WG の作業を完了させる）により、COP9 での ABS の議論は、IR の実質的審議ではなく、COP10 に向けての作業行程の作成に集中した。

その結果、以下の事項が合意された。

- COP10（2010 年）に向けた IR の検討に関するロードマップを合意した。COP10 までに、ABS 作業部会を 3 回、技術専門家会合を 3 回、及び第 8 条(j)項（遺伝資源に関連する伝統的知識）に関する作業部会を 1 回開催する。³
- IR は法的拘束力の有るもの、無いもの、あるいはそれら 2 つを組み合わせたもののいずれになるかを事前に予断することなく検討する。

² 詳細は本報告書「1-3 生物多様性条約第 9 回締約国会議－遺伝資源へのアクセスと利益配分－」を参照のこと。

³ 従来、会期間会合は技術専門家グループ会合を 1 回、ABS-WG を 2 回開催するのがこれまでの上限であり、厳しい予算状況の中で今後 6 回開催するというのは異例のことである。

おわりに

COP10 では ABS は 2 大主要テーマの一つと目されている。IR 策定に向けて議論されるが、IR の目的、範囲、アクセスと利益配分の主要な構成要素など、遺伝資源提供国と利用者間での考え方の溝はいまだに深い。また、法的拘束力を持たせるのか、任意なものとするのか、それらの組み合わせとするのかまだ具体的な案は見えていない。

ABS-IR 議論の着地のシナリオとしては、少なくとも次の 3 つが考えられる。①COP10 で IR (議定書) を採択する、②COP10 で、新しい枠組みの下に COP11 以降から IR の議論を継続することを決定する、③IR の件は、COP10 で終息させる。

①の議定書の場合は、COP10 の 6 ヶ月前までに議定書案を提出しなければならない。しかし、残りの時間は 1 年 6 ヶ月しかない。現時点では原案すら存在しないので、残された時間で成案を作成できる可能性は不透明である。②案は、各国に有益なコンセプトが浮上すれば現実的な可能性はあるのではないだろうか。③案は、現在の ABS 問題を紛糾したまま投げ出すことであり、あまり現実的な解決方法ではないのではないか。

CBD-COP10 は 2010 年 10 月 18 日から 29 日まで、名古屋で開催される。また、その直前の 10 月 11 日から 15 日には、カルタヘナ議定書（正式名は、「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」）の第 5 回締約国会議（COP-MOP5）が開催される。COP9 には世界中から 4000 人以上の政府関係者、国際機関、産業界、学界、NGO、マスコミ等が参加したと発表された。名古屋で開催の COP10 でも数千人規模の会議出席者が来日することになろう。CBD は生物多様性の保全とともに、その持続可能な利用と公正かつ衡平な利益配分を条約の目的としている。ABS が主要議題となっているように、地球環境への配慮と同時に、すべての国の科学技術・産業の発展を推進することが CBD の精神の底流にあることを念頭におき、COP10 に向けて各国との情報交換、地道な広報活動を継続することにより、我が国で開催される COP10 を意義のある、有益な会議にすべく衆知を集めるべきである。



写真：CBD-COP 9 会場（ドイツ、ボン）

1-3. 生物多様性条約第9回締約国会議－遺伝資源へのアクセスと利益配分－

2008年5月19日～30日、生物多様性条約第9回締約国会議（COP9：議長は、ドイツ環境・自然保護・原子力安全省 Sigmar Gabriel 大臣）が、ドイツ・ボンで開催され、締約国、関連機関、NGO等から4000人以上が参加した。日本からは鴨下一郎環境大臣、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、(独) 製品評価技術基盤機構(NITE)、(財)バイオインダストリー協会(JBA)が出席した。経済産業省¹、NITE²、JBA³は議題4.1の「遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)」の交渉に対応した。

COP会議に先立ち、アクセスと利益配分に関する作業部会(ABS-WG)の共同議長(カナダ、コロンビア)による事前の非公式協議が持たれ、議事の進行について説明があった。

COP9会期中の議題4.1(ABS)の、「COP10(2010年)までの議論の工程」については非公式協議グループ(Informal Consultation Group、ICG)で、「技術専門家会合で検討すべき項目」については小グループ(Small Group、SG)で、それぞれ協議された。

その結果、COP10までに検討作業を完了することとされている国際的制度(International Regime、IR)についての下記ロードマップが採択された。

－COP9結果－

COP10までに行う作業として、

- ① ABS作業部会を3回開催する
- ② 8条(j)作業部会を1回開催する
- ③ 作業部会の会合に当たり、事前の地域内及び地域間協議を実施する
- ④ 技術専門家会合を3回開催する

が合意された。

(各会合の検討事項等の詳細は、後述“(2)結果：議題4.1「遺伝資源へのアクセスと利益配分」決定事項”を参照)

また、日本は、遵守に関する技術専門家会合の日本開催、ABS-WG開催への5万ドル拠出表明など、2010年に向けた作業への積極的貢献の姿勢を示した。

以下に詳細を報告する。

¹ 経済産業省製造産業局生物化学産業課事業環境整備室・作田竜一室長、及び桐原 浩係長

² バイオテクノロジー本部生物遺伝資源開発部門・安藤勝彦部門長、及び須藤 学主査

³ 生物資源総合研究所・炭田精造所長、及び事業推進部・薮崎義康部長。(株)日本総合研究所総合研究部門・渡邊幹彦主任研究員

(1) 議題 4.1 「遺伝資源へのアクセスと利益配分」交渉の経過

(1)-1. 共同議長による事前非公式協議（5月 18 日午後）

COP9 会期中の ABS に関する議論に先立ち、ABS-WG の共同議長による非公式協議が開催された。共同議長は、COP10 までに当該作業部会の作業を完了させることができることを義務付けられており、それが今回の主要議題の 1 つに挙げられていることから、「ボンから COP10 に至る工程表」、「IR 交渉のベースとしての付属文書」、及び「会期間会合に対する予算の確保」について合意を得たいとし、以下の説明を行った。

- ABS-WG6（ジュネーブ/2008 年 1 月）で議論した「主要な構成要素」に関する詳細な議論は WG で行う方が好ましく、残っている「目的」、「範囲」、「性質」について議論できればよい。
- 共同議長提案として、COP10 までに、3 回の作業部会、3 回の技術専門家会合、最低 1 回の地域・地域間会合を開催したい。

(1)-2. 全体会合（5月 19 日：COP9 第一日目）

19 日午前に開催された全体会合（開会式）に、ABS-WG 共同議長が登壇し、COP8（クリチバ/2006 年 3 月）から COP9 までの ABS-WG の進捗・成果を報告するとともに、COP10 に向けての工程表をボン・マンデート（Bonn Mandate）とすることを提案した。

これに対して、COP9 議長は、21 日午後の WGII（議長：Ms. M. Mbengashe（タイ））で議題として取り上げ、直ちにコンタクトグループを設置するが、それまでは共同議長の非公式協議として議論し、最終結果を 30 日午後に全体会合で直接報告するように要請した。

しかしながら、設置されるコンタクトグループの数が多すぎるとの批判のためか、結局コンタクトグループは設置されず、最後まで ICG として交渉を継続した。

(1)-3. 共同議長による非公式協議

5 月 20 日午前、共同議長による非公式協議が開催された。WGII までに何をするか、WGII で本議題をどう扱うか、また、その後どのように議論を進めるかについて、下記共同議長の考えが再度提示された。

- WGII では、共同議長から会期間会合の報告を行い、各国代表からの発言を求めるに なるが、全般的な発言は避けたい。
- COP9 から COP10 に向けてのプロセス・工程表を提示した。
- 今後の進め方として、ICG を設置し、COP9 決定案の協議・交渉を行う。その結果を 30 日午後の全体会合で報告したい。
- ICG では、プロセスと予算についての決定を協議したい。予算措置については予算委員会との連携が必要であるが、そのガイダンスとして、3 回の作業部会、3 回の技術専門家会合、最低 1 回の地域・地域間会合の開催を提案した。これらはいずれも異なる目的を

持っており、COP10までの確固たるプロセスとなる。

- 今後のIR交渉のベースをABS-WG6の付属文書とすることで合意を得たい。

(1)-4. GIIでの議論

5月21日午後のセッションで、ABSが議論された。

- ABS-WG共同議長から、会期間の活動・成果(ABS-WG5:モントリオール/2007年10月、ABS-WG6、認証に関する技術専門家会合:リマ/2007年1月)について報告された。
- WGII議長から発言は地域グループ代表のみとの要請があったにもかかわらず、地域グループのみならず、各国からも発言が行われた。バミューダ(G77+中国の代表)、ナミビア(アフリカ代表)、ケニア(メガ多様性同士国家(LMMC)代表)、及び、多くの途上国は、「利益配分が正当に行われるためには、法的拘束力のある枠組みが必要である」と主張した。また、ABS-WG6の付属文書を今後の交渉ベースとすることに異論はなく、直ちに具体的な交渉に入るべきとした。
- カナダは、オーストラリア、アイスランド、日本、ニュージーランド、ノルウェー、スイスを代表して、COP9ではCOP10に至るプロセス(工程表)を議論すべきであり、ABS-WG6付属文書は今後の交渉のベースになり得ると発言した。

(1)-5. 非公式協議グループ(ICG)

(1)-5-1. ICG (1)

5月21日夕刻、最初のICGが開催された。ABS-WG共同議長は、今後のプロセスと交渉のベースについて合意を得たいとして、非公式協議で提示した各項目について、各国からの意見を聴取した。

- 作業部会の開催回数について:カナダ、スイス、ノルウェー、オーストラリア、ニュージーランド、コロンビア、中国、ケニア、ブラジル、マレーシアは、最低3回の作業部会開催が必要と主張した。EUは、2回の開催が好ましいが、作業を完了させるために協議または第3回目の作業部会が必要ならば止むを得ないと発言した。開催回数は3回とするが、予算との関係もあり柔軟性を持たせることで一致した。
- 技術専門家会合について:会合の役割がまず議論された。作業部会に直接関係する課題に対しては、法的・技術的立場から解析を行うという意見、またオプションやシナリオまでの提案を求めるとの意見が出された。さらに、技術専門家会合の専門家の選任方法を確認した。
- 技術専門家会合で扱う課題について:共同議長が提示した「遵守(compliance)」、「コンセプトツール(concepts/tools)」、「伝統的知識(traditional knowledge)」について、さらに、「IRの文脈における遺伝資源・生物資源・派生物等の定義」、「契約・国際法等の遵守」、「原産国・遵守・各国ABS法等の認証」、「商業目的・学術研究におけるアクセスの区別」、「司法へのアクセス」等の意見が出された。日本は、「IRがどのようなものであろうとも、実行

可能性・柔軟性・費用対効果を前提にすべきである」と発言した。

- 地域・地域間協議会合について：ブラジル、ナミビアが有意義であると発言した。
- 交渉のベースをABS-WG6の付属文書とすることに対しては、特段の反対意見は出なかつた。

(1)-5-2. CG (2)

5月22日午前、ABS-WG共同議長が「ボン工程表」の改訂版を提示した。

- 作業部会については、「最低3回の開催」、「ABS-WG6付属文書を交渉のベースとする」とされ、EUも内部協議の結果として納得した。
- 専門家会合の目的に「to put forward options and/or scenarios」の記述があることに対して、カナダはオプションは誘導的に見えると発言した。これに対しマレーシアは、オプションの有用性、ペルーでの認証に関する技術専門家会合の委任事項(TOR)にも「to elaborate options」があると反論した。日本は、CBD第15条に盛られた権利と義務のバランスを反映させるため、遵守にアクセスを含め議論するべきであると提案した。EUはモデル条項(model clauses)が必須のツールであるとして、専門家会合での議論が必要であると主張した。また、カナダ、中国、シンガポール等は、遵守や伝統的知識に関して個別の具体的質問を提示することが重要であると指摘した。

午後、共同議長が、ノン・ペーパーとして、専門家会合と調査についての質問リストを作成し、配布した。ABS-WG共同議長は、意見の分かれている点を含め、専門家会合のTORをSGで議論しICGへ提案することを要請し、SGとして、マレーシア、ブラジル、コロンビア、ナミビア、EU、カナダ、オーストラリア、日本を指名した。

(1)-5-3. CG (3)

5月23日：COP9決定案の検討

- 決定パラ1について、共同議長が2つのオプションをまとめた案文を提示した。Welcomes the progress made in the Ad-Hoc Open-ended Working Group on ABS and decides that the Annex to the present Decision, which was annexed to the draft decision attached to the report of the 6th meeting of the Group, shall be the basis for further negotiation of the International Regime.
- オーストラリアはfurther elaboration and negotiationとし、in accordance with Decision VII/19dを追加することを提案した。EUはelaborationとするとWG-ABS6テキストの位置付けが曖昧となるので、transit to WG-ABS7を追加することを提案した。マレーシアは、これまでelaboration and negotiationを重ねてきたので、先へ進めることを強調した。オーストラリアは、技術専門家会合の開催がelaborationにつながると発言し、カナダは、例として、伝統的知識は未完成であり、elaborationが必要であると発言した。また、エチオ

ピアは、elaboration は negotiation のコンポーネントであると発言した。EU は negotiation of the IR, taking into account the need to further elaborate and consider the main components included in the Annex to the decision とすることを提案した。ニュージーランド、スイス、オーストラリア、カナダは elaboration and negotiation とすることを支持した。

- 決定案の前文における「先住民の権利に関する国連宣言」に関して、カナダ、ニュージーランドは「留意する」(taking note of) とし、宣言の具体的引用は不要との立場を表明した。これに対して、EU、マレーシア、ブラジル、コロンビア、エチオピアは「歓迎する」(welcoming) を主張し、後日の検討に委ねることになった。
- COP9 と COP10 の間に開催する作業部会の回数、予算、マンデートについて議論が開始され、予算との関連があるものの、少なくとも 3 回の開催が趨勢を占めた。

5月 24 日 : COP9 決定案の検討再開

- パラ 2 で、マレーシア、ブラジル等は「establishing the IR on ABS at COP10」とし、IR を採択することを主張した。日本は、IR の中身を指す instrument(s) の法律上の意味の説明を事務局に要請した。事務局から、COPVII/19D にもある「an instrument/instruments」は、議定書から行動規範までの広範囲のものを包含することが説明された。ナミビアは、「... with the aim of enabling COP10 to adopt an instrument/instruments to efficiently implement the provisions in Articles 15 and 8(j) and the three objectives of the Convention, without any way prejudging or precluding any outcome regarding the nature of such an instrument/instruments」とすることを提案した。これに対して、カナダは「...finalizing an instrument/instruments to be provided to COP10 to efficiently implement...」と提案し、EU は作業部会の役割は作業の完了と COP への提案であるとして「...finalize the negotiation of the IR with a view to enable COP10 to consider the adoption of an instrument/instruments...」を提案した。最終的に、「...submit to consider for adoption by COP10...」とすることで一致した。
- 決定案パラ 5 の作業部会の回数、開催時期について : ABS 共同議長から、開催は 3 回 (ABS-WG7、WG8、WG9) とし、それぞれ、2009 年前半、2009 年後半、2010 年前半とする提案があった。これに対してマレーシア、ブラジルから、WG9 は COP10 の 6 ヶ月前に開催と記載すべきであるとの意見が出されたが、カナダ提案の「second quarter of 2010 bearing in mind the requirements of Article 28 of the Convention」とすることで了承された。
- なお、本パラについては、5 月 26 日に、ブラジルから各 ABS-WG での主要議題を明記すべきとの意見が出された。そこで、各 WG の議題は、「ABS-WG7 : 目的、範囲、遵守、公正・衡平な利益配分、アクセス」、「ABS-WG8 : 性質、遺伝資源に関連する伝統的知識、能力、遵守、公正・衡平な利益配分、アクセス」、「ABS-WG9 : WG7 及び WG8 の会合結果の統合」となった。

5月 25 日：決定案パラ 6 の 3 つのオプションの検討

- ブラジルがグラナダ・テキスト (ABS-WG4、グラナダ/2006 年 1~2 月) も交渉のベースとし、拘束力を持つ IR を起草するオプション A の支持を表明した。これに対して、スイス、カナダ、オーストラリアは、IR の交渉は開始されたばかりであり、ABS-WG6 でもその性質についてオプションを併記したに過ぎず、本パラは削除すべきであるとした。日本もこれを支持し、EU も同調した。一方、マレーシアは、ABS-WG6 での各国発言を引用し、いくつかの措置は法的拘束力を持つ可能性があることから、ボン・ガイドラインのように完全に自発的な措置では不十分であると反論した。ブラジル、コロンビア、エチオピア等の途上国は、遺伝資源の不正使用を防ぐためには、最低限でも遵守措置に拘束力を持たせるべきであるとして、議論は平行線をたどった。
- ナミビア、ニュージーランド、中国、EU がそれぞれ文章案を提示した。中国案の「*further instructs the WG to clearly identify the components which need to be addressed through legally binding or non-legally binding measures in the IR and to draft those provisions accordingly*」に EU を含め支持が集まったが、カナダのみはポジションを変更せず本パラの削除を主張し、本パラに関する交渉は一時中断された。
- 決定案パラ 7 の各国からの提案について：何を提案の内容とするのか、事務局は各国提案をどのようにまとめるのかで議論が伯仲した。従来は事務局が各国提案をそのまま編集 (compile) していたが、今回、各国から IR を構成する「目的」、「範囲」、「主要な構成要素」、「性質」についても、具体的文言 (operational text) に関する提案を求めることがなった。マレーシア等途上国は整理統合 (consolidation) を求めた。これに対して、日本は、consolidation の過程で事務局の恣意が入る可能性があるので、単なる編集 (compilation) にとどめるべきであると主張した。議論が紛糾したが、日本から事務局の具体的作業手順を明確にし、その手順を書くべきであると提案した。最終的に、事務局の作業としては、各国提案を項目ごとに並べ替え (collation) を行うとともに、各国提案のどの部分と対応するかを明示することで意見が一致した。
- 決定案パラ 8 (協議の開催) について：EU が修正案「*Emphasizes the importance of consultation to advance the negotiations and requests the co-chairs of the WG-ABS to be instrumental in organizing and facilitating such consultations during the intersessional period. Encourages Parties and stakeholders to carry out bilateral, regional and interregional meetings and consultations. Call upon donors and relevant organizations to provide financial resources necessary for such meetings and consultations*」を提示した。メキシコはこれに「*and report on the outcome of such consultations at subsequent meetings of WG-ABS*」を追加することを求めた。
- 決定案パラ 9 は原住民・地域社会の参画を広く認めるオプション B が採用された。パラ 10、14、15 はいずれも他に記載があることから、削除されることとなった。なお、パラ 14 の

ボン・ガイドラインの活用に関して、日本から本作業の根幹となった WSSD のパラ 44(o)⁴を前文に引用することを求め、採用された。また、パラ 16 は COP9 での CEPA (communication, education and public awareness) の議論次第で削除されることとなった。

5月 27日：CRP.1 文書についての議論

- ABS 共同議長がこれまでの議論に基づき、カッコつきの CRP.1 を提示し、以降は本文書をベースに交渉が継続された。なお、事務局から、技術専門家会合の TOR にある「事務局への要請事項」は付属文書から決定部分へ移すとの説明があった。
- CRP.1 のパラ 8(法的拘束力の有無)について：カナダは「further instructs WG-ABS to work expeditiously with the aim of completing its work at its ninth WG meeting, to clearly identify the components which need to be addressed through provisions in the IR and to draft these provisions accordingly, without in any way prejudging or precluding any outcome regarding the nature of such provisions」と修正することを提案したが、マレーシアは G77+中国を代表してこれを拒否した。オーストラリアが中国案の修正として、「further instructs WG-ABS to clearly identify any components which should be addressed through a legally binding instrument/instruments in the IR and draft these provisions accordingly」を提案した。日本は、この原文では意味が misleading であるため、non-legally binding というオプションも明示するよう修正すべきであると提言した。カナダが修正案を提案した。日本がこれを支持し、交渉の結果、「…through legally binding measures, non-legally binding measures or a mix of the two…」とすることで一致を見た。
- パラ 12 の技術専門家会合の時期について：①「遵守」、②「コンセプト、用語、作業上の定義、分野別アプローチ」、は ABS-WG7 の前に開催、③「遺伝資源に関する伝統的知識」は ABS-WG8 の前に開催し、それらの結果を当該作業部会に報告するとの記載を追加することとなった。また、パラ 13～15 は互いに関連することから、1 つのパラにまとめるうこととなった。
- パラ 17 に関して、EU から 8 条 j 項に関する作業部会との協同を追記することが提案され、採用された。
- これらの議論に基づき、5 月 28 日に、ABS 共同議長から CRP.1/Rev.1 が提示され、マイナーナーな修正の後に、合意され、L.27⁵として全体会合での採択に供せられることとなった。

⁴ WSSD パラグラフ 44(o) : Negotiate within the framework of the Convention on Biological Diversity, bearing in mind the Bonn Guidelines, an international regime to promote and safeguard the fair and equitable sharing of benefits arising out of the utilization of genetic resources;

「遺伝資源の利用によって生じる利益の公正かつ衡平な配分を促し、保護するための国際的制度について、ボン・ガイドラインを念頭に置きつつ、生物多様性条約の枠組みの中で交渉を行う」

⁵ UNEP/CBD/COP/9/L.27 “ACCESS AND BENEFIT-SHARING Draft decision submitted by the Co-Chairs of the Informal Consultation Group on Access and Benefit-sharing” (UNEP/CBD/COP/9/L.27)

<https://www.cbd.int/doc/meetings/cop/cop-09/work/plenary/cop-09-l-27-en.doc> (2007年7月9日アクセス)

なお、JBA 日本語仮訳は本報告書の資料編(1)を参照。

(1)-6. 小グループ協議（SG）

(1)-6-1. SG 協議「技術専門家会合の TOR」

5月22日夕刻から、ナミビアを議長にして技術専門家会合のTOR案を作成する作業を開始した。当初、参加国限定であったが、ニュージーランド、中国等から参加の要望があり、5月23日午前から参加自由となった。SGは5月23日夕刻～深夜にも継続された。

最終的に、3回の技術専門家会合を開催し、それぞれ以下の課題及び検討内容を議論することでまとまり、本文はCOP9決定の付属文書IIとして全体会合で採択された。

- ① 第1回技術専門家会合：「遵守」を課題とし、既存の国際法を含む法制度で何が可能でさらに何が必要なのか、自主的な措置でどれだけ対応可能なのか、遺伝資源の不正使用（misappropriation）／誤用（misuse）の国際的定義がどの程度活用できるのか、原住民・地域社会の慣習法をどのように考慮するのか、研究・非商業用途に特別の措置が必要か等について検討する。
- ② 第2回技術専門家会合：「コンセプト、用語、作業上の定義、分野別アプローチ」を課題とし、IRの主要な要素を作成する上で生物資源・遺伝資源・派生物・製品をどう定義するか、分野別に異なる利用形態をどう区別するか、分野別に固有のABS協定があるのか、こうした分野別ABSの特徴を考慮するとどのようなオプションがあるか等を検討する。
- ③ 第3回技術専門家会合：「遺伝資源に関連した伝統的知識」を課題とし、遺伝資源及び関連する伝統的知識へのアクセスと利用の関係は何か、原住民・地域社会レベルでの伝統的知識へのアクセス制限をどう配慮すべきか、また、どの範囲が許容されるか、通常のPIC・MATは原住民・地域社会とのPIC・MAT遵守にどの程度対応可能か等について検討する。

(1)-6-2. SG 協議「付属文書の検討－主要な構成要素、範囲－」

5月29日に入り、ABS共同議長から、本グループの進捗をビューローに報告し、更に実質的な議論を進めることに関する合意を得たとして、同日夕刻を期限として、ジュネーブでの作業の継続が指示された。

ナミビアとオランダを共同議長とするSGが結成され、まず、「主要な構成要素」の「更なる検討が必要な項目」（ビュレット）の「IRに含めることを目的に考慮する項目」（ブリック）への移行作業が開始された。なお、午前中はチャタム・ハウス・ルール（会合参加者は、受け取った情報を自由に使ってよいものとするが、発言者や参加者を特定したり、その所属を明らかにしたりしてはならないというルール）を適用するとされたが、午後からはこのルールは除外された。

「遵守」をはじめとして、EUと途上国の意見が依然として噛み合わないままであったが、生物多様性の保全と持続可能な利用と社会経済的発展に向けたメカニズムに関する事項が「公正で衡平な利益配分」のブリックに、また、「公正で衡平な利益配分」のビュレットにあった「MTAに含まれ得るモデル条項の選択肢の開発」が「能力」のブリックに、それぞれ文言を修正して移行された。

さらに、「目的」について、SG 共同議長から、ジュネーブでの 7 つのオプションをまとめたものとして、テキスト案が提示された。しかし、これについて交渉が行われたが、ほとんどの部分にカッコがつけられた。さらに、カナダ、EU からの提案をそのまま併記することとなり、最終的には、カッコつきのテキストと 2 つのオプションの計 3 つのオプションが併記された。

(2) 結果：議題 4.1 「遺伝資源へのアクセスと利益配分」決定事項⁶

交渉の結果、COP10 までに行う作業として、①ABS 作業部会を 3 回開催、②作業部会の会合に当たり事前の地域内及び地域間協議の実施、③技術専門家会合を 3 回開催、が合意された。詳細を表 1、2、3 に示す。

表 1 COP10 までに開催予定の ABS-WG 会合

会合	開催時期	開催場所	検討事項
WG7*	2009 年 4 月 2-8 日	パリ・フランス	目的、範囲、遵守、公正・衡平な利益配分、アクセス
WG8**	2009 年 11 月 9-15 日	モントリオール・カナダ	性質、遺伝資源に関する伝統的知識、能力、遵守、公正・衡平な利益配分、アクセス
WG9*	2010 年 3 月 18-24 日	未定	WG7 と WG8 の会合結果の統合

(注) * : 2008 年 9 月 26 日 CBD 事務局からの情報による。** : 2009 年 3 月 6 日情報、第 6 回 8 条(j)作業部会も同様に、2009 年 11 月にカナダのモントリオールで開催される予定である。

表 2 ABS-WG8 までに開催予定の技術専門家会合

会合	開催時期	開催場所	検討事項
第 1 回*	2008 年 12 月 2-5 日	ウィントフック・ナミビア	コンセプト、用語、作業上の定義、分野別アプローチ
第 2 回*	2009 年 1 月 27-30 日	東京・日本	遵守
第 3 回**	2009 年 6 月 16-19 日	ハイデラバード・インド	遺伝資源に関する伝統的知識

(注) * : 2008 年 9 月 26 日 CBD 事務局からの情報による。** : 2009 年 2 月 24 日 CBD 事務局からの情報による。

(第 1 回及び第 2 回技術専門家会合の成果を ABS-WG7 までに検討できるように、また第 3 回技術専門家会合の成果を ABS-WG 8 までに検討できるように会合を開催することが CBD 事務局長に要請された)

⁶ COP9 Decision IX/12 Access and benefit-sharing

<http://www.cbd.int/decisions/cop9/?m=COP-09&id=11655&lg=0> (2008 年 7 月 15 日アクセス)

表3 技術専門家会合の構成メンバー

会合	構成メンバー	
第1回	専門家（30名）	締約国から推薦
	オブザーバー（15名）	3名：原住民・地域社会 12名：産業界、研究機関・学界、植物園その他の生息域外コレクション保有機関、国際機関・国際協定、NGO
第2回	専門家（30名）	締約国から推薦
	オブザーバー（10名）	3名：原住民・地域社会 7名：国際機関・国際協定、産業界、研究機関・学界、NGO
第3回	専門家（30名）	締約国から推薦
	オブザーバー（15名）	7名：原住民・地域社会 8名：国際機関・国際協定、産業界、研究機関・学界、NGO

（3）他・特記事項

- 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が2010年10月18日から29日まで、名古屋で開催されることが正式決定された。また、その直前の10月11日から15日までカルタヘナ議定書会議（COP-MOP5）が、同地で開催される。
- 下記のように次期ビューローが決定された。
 - 中東欧（ウクライナ、セルビア）、
 - 中南米（メキシコ、ハイチ）、
 - アジア太平洋（カンボジア、クック諸島）、
 - アフリカ（マラウイ、スーダン）、
 - 西欧その他（スイス、スウェーデン）
- ブルネイが191番目のCBD加盟国になる件について提案・承認された。（7月28日加盟）
- COP11のホスト国としてエクアドルが名乗りを上げた。

1-4. 生物多様性条約「コンセプト、用語、作業上の定義及び分野(セクター)別アプローチに関する法律・技術専門家グループ」会合報告

2008年12月2日～5日の4日間にわたり、ナミビアの首都ウィントフックにて、生物多様性条約（CBD）の標記会合が開催された。我が国からは（独）製品評価技術基盤機構バイオテクノロジー本部生物遺伝資源開発部門の安藤勝彦部門長が専門家として選出され、出席した。

本会合は、締約国から選ばれた30名の専門家、オブザーバーとして原住民・地域社会から3名、さらに、産業界、研究機関・学界、植物園その他の生息域外コレクション保有機関、国際機関・国際協定、NGOからの12名、で構成¹されることになっていた（第9回CBD締約国会議（COP9）決定事項IX/12）。以下に会合結果²を報告する。

（1）出席者

専門家（21名）：ブラジル、カナダ、コスタリカ、キューバ、チエコ、EU、エチオピア、フランス、ジョージア、ドイツ、インドネシア、日本、モーリシャス、ナミビア、オランダ、ナイジェリア、ペルー、フィリピン、イスス、イギリス、ウルグアイ

オブザーバー（14名）：（非加盟国）米国／（国際機関）Biodiversity International、ITPGRFA事務局、FAO事務局／（産業界）Plantum NL、Eli Lilly、Limagrain、Abbott／（研究機関）International Union of Biological Sciences、Smithsonian Institution／（植物園）南アフリカ国立植物園／（原住民）カナダ、ブラジル、ケニア

その他：CBD事務局、ABS-WG共同議長、COP9議長代理（独）、COP10開催国代表（日本）

各国1名の専門家は、締約国からCBD事務局にノミネートされた専門家より、地域的なバランスを考慮して当初30名が選出されていた。しかし、エジプト、インド、イラン、ニジエール、パキスタン、タイ、タジキスタン、タンザニア、セントルシアからの専門家が欠席したため、専門家の出席は21名であった。また、オブザーバーも15名が指名されていたが、参加は14名であった。

（2）課題について

本技術専門家会合は、COP9決定により以下に示す4つの課題について審議し、結論を出すように求められていた。

（a）生物資源、遺伝資源、派生物及び産物についての理解の仕方にはどのようなものがあり、

¹ 候補者及び選出された専門家等のリストは、下記URLで閲覧可。（2008年12月10日アクセス）
<http://www.cbd.int/doc/notifications/2008/ntf-2008-141-abs-en.pdf>

² CBD事務局の会合報告書（UNEP/CBD/WG-ABS/7/2）は下記URLで閲覧可。（2009年2月25日アクセス）
<http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/absgtle-01/official/absgtle-01-abswg-07-02-en.pdf>
なお、JBA日本語仮訳は本報告書の資料編（3）を参照。

アクセスと利益配分に関する国際的制度（IR）の主要な構成要素を定める上で、それぞれの理解がどのような意味を持つか（セクター及びサブセクターごとの活動との関連や、商業目的での研究と非商業目的での研究との関連を含む）

- (b) 条約の第 15 条 7 項にのっとり、セクター及びサブセクターごとの活動に関連して、遺伝資源の様々な利用形態を特定すること
- (c) セクターに固有のアクセスと利益配分の決めの特徴を特定、説明し、セクターごとのアプローチに違いがあればそれを明らかにすること
- (d) これら異なる特徴を考慮に入れるための案やアプローチにはどのようなものがあり、また、それぞれのセクターでのアクセスと利益配分が関係する慣行と整合し得るのはどのようなものか

本会合は技術専門家会合であり、上記の問題に対して専門家の立場から建設的な意見を求め、集約することを目的にしており、締約国間の交渉の場ではない。また、事前に CBD 事務局には日本政府から、4 つのセクター（①生息域外保存が実行されるセクター、②他の国際的な枠組みによってカバーされるセクター、③国際的な相互依存の公衆衛生に寄与するセクター、④遺伝資源が基礎科学及び非商業的な目的のために利用されるセクター）の重要性を示した文章が提出されていた³。

（3）会合結果

課題(a)

- 生物資源や遺伝資源の用語の定義は既に CBD に規定されているため、新たな用語の再定義は避けるべきと結論した。
- 「遺伝資源」の用語をより深く理解するためには、利用形態に着目することが適当であるとされ、その利用という切り口から利用形態を 7 種類（①遺伝的改变、②生物合成、③育種と選別、④遺伝資源の直接的繁殖及び培養、⑤保全、⑥特徴付け及び評価、⑦遺伝素材に自然に発生している化合物の生産）に類型化し、それぞれの利用形態の特徴を洗い出した。また、コスタリカ、キューバなど途上国を代表する専門家の多くは、「遺伝資源」の用語が今後の IR の範囲に密接に関連するため、この利用形態の例示に限定することなく、将来的に追加され得るものであると主張した。
- 產品：市場で流通されている產品（commodity）が PIC の対象にならないことは参加者共通の認識であったが、MAT の対象とされるべきか否かについては議論が必要であるとの認識だった。この問題は「遵守」の専門家会合で議論されるべき論点であるとした。
- 「派生物」と「生産物（product）」の用語の定義については、従来の議論同様に、それぞ

³ 我が国からの CBD 事務局への提出文書は下記 URL で閲覧可。（2008 年 12 月 19 日アクセス）
<http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/absgtle-01/official/absgtle-01-02-add1-en.pdf>

れの意味するところが極めて広いことがクローズアップされた。

- スイスから「派生物」とは遺伝資源だけでなく遺伝資源に係る情報も含む広い概念であり、「生産物」はこの派生物に抱合されるとの考え方が示された。
- 派生物が PIC、MAT でどのように扱われるかは、各国の国内法制度によって異なる点が確認された。また、PIC、MAT は当事者間の契約によっても大きく異なり、ケースごとの判断に委ねられていることも確認された。
- アクセスの時点では認識されていなかった派生物が、遺伝資源の利用の過程で見出されることとなった場合に、これを PIC や MAT でどのように扱うかが議論された。①そのような事態を想定した上で対応方法を予め PIC や MAT の条項に書き込んでおく、②そのような事態が生じた場合には再度当事者間で議論する、などの案が示された。この場合、派生物が認識された時点でどこまでの PIC や MAT を求めるかについては、リスク評価とリスク管理の考え方を適用すべきであるとの考え方や、PIC や MAT に係る対応が利用者側に大きな負担となり利益を上回ることになりかねないと懸念も示された。
- 先進国産業界から、「派生物が公知の事実（public domain）となった時点で、その派生物は PIC や MAT の対象から外れる」との意見が出され、特に先進国側参加者の賛同を得た。これに対し、ペルー及びエチオピアから「情報／派生物／派生物情報が公知の事実となった時点で、それらは PIC や MAT の対象から外れる（TK は除く）」という修正が入り、多くの参加者の賛同を得た。ただし、そのような理解があったとしても、公表によって遺伝資源の提供者が不利な立場に立たないよう、例えば一般公表に先駆けて遺伝資源提供者に情報提供するなどを、PIC や MAT において当事者間で合意しておくことが有益であるとの指摘もなされた。

課題(b)、(c)、(d)

- セクターについての実質的な議論は全くなされず、専門家が関心のあるセクターについて任意にグループを作り、グループごとにそのセクターの特定、特殊性を議論することとされた。全体会合では、その各グループでの議論が紹介されただけで、セクターごとの特徴、その特徴を踏まえた異なる扱いについても、詳細な議論はなされなかった。
- その結果、①非商業的研究、②農業・食料品、③医薬品・バイテク、④生息域外保全、の各セクターに分かれて議論された。この分類については、一部の専門家から異論が唱えられ、特に④の生息域外保全は、①の非商業的研究に含めるべきであるなどの意見も出された。他方、②の農業・食料品セクターにも非商業的研究が含まれるなど、重複や漏れの無い完全な分類はできないとの指摘もなされた。いずれにせよ、今回は時間的制約もあり、議論を進めるための便宜的なセクタ一分類にすぎない旨が参加者間で確認された。
- 今後検討される IR は、セクターごとの相違を容認する柔軟性を備えたものである必要があり、セクター横断的に必要とされる最低限の事項を規定したものであるべきとの考えが示された。

- EUはMTAのモデル条項(Model Clause)の検討が有益であるとした上で、このモデル条項は強制的でなく選択的な性格を持たせるべきであり、またMTAの条項として複数の選択肢が提示されることも有益であると述べた。また、SMTA(Standard Material Transfer Agreement)を提示しているFAOの多国間制度は、今後の国際レジームを検討する際に有益な情報を提供するとの見解も示された。
- 植物園などでは各国共通の行動規範(code of conduct)が策定され、遵守されているとの例も紹介され、IRの検討に当たっては、これらの扱いも参考に検討していくべきとの指摘もなされた。
- 医薬品に係る公衆衛生ゆえの特殊性や、WHOなど他の国際機関での議論も踏まえた検討が必要であるとの論点については、我が国代表の専門家から指摘され、参加者から一定の理解は得られたが、議論が進展するには至らなかった。

(4) おわりに

本会合において、今後検討されていくIRにおいて柔軟性が重要である点は、参加者の共通した認識であった。また、本会合では、IRは最小限の内容を決めた枠組みとして柔軟性を持たせたものとするという方向性が出ていたように思う。ただし、今回は専門家会合の性格上、IRの範囲などの交渉などはなされなかつた。

さらに、今回の専門家会合では、選択された専門家30人中、途上国側のエジプト、インド、イラン、ニジエール、パキスタン、タイ、タジキスタン、タンザニア、セントルシアの専門家が参加できず、オブザーバーも専門家と同じテーブルで自由に意見を行う状況となり、勢力的には先進国側の発言が多い傾向となつた。今後の、ABS-WGでの議論を見守る必要があろう。

1-5. 生物多様性条約「遵守に関する法律・技術専門家グループ」会合報告

生物多様性条約（CBD）、第9回締約国会議（COP9）における決定事項IX/12に従い、「遵守に関する法律・技術専門家グループ」の会合が2009年1月27日から4日間にわたって東京で開催された。本会合は締約国からCBD事務局にノミネートされ、地域的なバランスを考慮して選出された30名の専門家と、オブザーとして原住民・地域社会から3名、国際機関・国際協定、産業界、研究機関・学会、NGO、からの7名（合計10名）で構成されることになっていた。

我が国からは明治学院大学法学部消費情報環境法学科の磯崎博司教授が専門家として選出され、出席した。そして、磯崎教授はペルーのDra. Monica. Rosell女史と共に、本会合の共同議長を務めた。以下に会合結果¹を報告する。

（1）出席者

専門家（29名）：アルジェリア、オーストラリア、ベラルーシ、ブラジル、カメルーン、カナダ、チリ、中国、コロンビア、コモロ、キューバ、デンマーク、インド、日本、マレーシア、メキシコ、オランダ、ナイジェリア、ノルウェー、ペルー、フィリピン、大韓民国、モルドバ、セネガル、セルビア、スペイン、タジキスタン、ウガンダ、ウクライナ。（ブルガリアは欠席）

オブザーバー（9名）：（国際機関）FAO委員会、ITPGRFA、WIPO／（産業界）Eli Lilly、ABSA／（研究機関）国連大学・高等研究所／（NGO）ベルン宣言／（原住民）サミ評議会（Saami Council）、先住民族政策提言・教育国際センター（Tebtebba）。（ブラジル先住民族知的所有権機関（INBRAPI）は欠席）

その他：CBD事務局、ABS-WG共同議長、COP9ビューロー代表（スイス）、COP10開催国代表（日本）

（2）課題について

本専門家グループは、適切な場合は選択肢及び/又はシナリオを含む、法律上また適切ならば技術上の助言をするために、次の課題に取り組んだ。

- (a) 国際公法及び国際私法において、どのような種類の措置が現存するか、あるいは開発し得るか
 - (i) 特に公正と衡平性を考慮し、費用と効果を勘案して下記を促進するため
 - a) 裁判外紛争処理を含めた司法へのアクセス
 - b) 外国の原告による裁判所へのアクセス
 - (ii) 司法管轄区域を横断した裁決の相互承認と執行を支持するため、及び
 - (iii) ABS国内法及びPIC、MATを含む必要諸条件の遵守を確保するために、民事、商事

¹ CBD事務局からの会合報告書（UNEP/CBD/WG-ABS/7/3）は、下記URLで閲覧可。（2009年2月13日アクセス）
<http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/abswg-07/official/abswg-07-03-en.doc>
なお、JBA日本語仮訳は本報告書の資料編（6）を参照。

及び刑事事件において救済と制裁を設けるため

- (b) 外国遺伝資源の利用者の遵守を高めるために、どんな種類の自発的措置が現存するか
- (c) 国内法を迂回してあるいは相互合意条件を設定せずに、遺伝資源が取得あるいは利用された場合に、遺伝資源及び関連する伝統的知識の不正使用と誤用に関して国際的に合意された定義がいかに遵守を支持し得るか
- (d) 遵守措置は原住民と地域社会の慣習法をどのように考慮に入れ得るか
- (e) 非商業的な意図の研究に対して、特別の遵守措置が必要かどうか分析せよ。もし必要なら、ABS 国内法及び/又は相互合意条件が遵守されなかった場合に生じる問題を特に考慮し、意図及び/又は利用者が変わったことから生じる問題にそれら措置がいかに対応し得るのか

本会合は専門家会合であり、国際的制度(IR)に関わる上記の問題に対して専門家の立場から建設的な意見を求め、集約することを目的にしており、締約国間の交渉の場ではない。なお、事前に日本政府は遵守に関する我が国の考え方を文書にし、CBD 事務局に提出した²。

(3) 会合

会合は 1 月 27 日の午前 9 時半から開始された。日本の外務省古屋大使の挨拶、同水野課長のロジに関する説明、CBD 事務局 Mr. Olivier Jalbert の挨拶の後、先進国から日本の磯崎教授、途上国からペルーの Ms Rosell が共同議長として選出された。アジェンダの承認の後、午前 10 時より実質的な議論へと移った。4 日間に議論された項目を下記に挙げる。これらに関する多様な意見が出されそれらが併記された。今後の交渉において、それら内容の是非について議論されることになる。

議論された内容の骨子 :

①遵守に関する諮問課題とて、以下の項目が挙げられた。

- 国内法遵守、契約遵守
- 国際法、国際私法による手段
- 紛争解決手段、紛争回避手段
- 合法確認手段、任意手段（2007 年 1 月のリマの技術専門家会合の報告書にある国際認証制度の各種コンセプトについて言及がなされたが、本格的な議論はされなかった）
- 慣習法の遵守
- 科学研究向けの遵守手段（特別なシステムが必要なのか）

②国内法遵守。これが最も中心の課題である。

- 主権の中心事項、域外適用・不可（各専門家による異論はなかった）

² <http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/absgtle-02/official/absgtle-02-02-add1-en.pdf> (2009 年 1 月 26 日アクセス)

- ・ 行政法・刑法関連判決、承認執行不可（各専門家による異論はなかった）
- ・ 司法・刑事協力条約必要（国外犯規定でも対応可）（各専門家による異論はなかった）
- ・ CBD 第 15 条 1 項、2 項、7 項の実施をいかに IR においてさらに具体化するか。
- ・ IR : 特定行為を国際違法行為として定義し認定したとすれば、一連行為の合法性認証システムを動かすことができるのではないか。途上国側のほとんどの専門家は、既存の認証制度のコンセプト(例、エコラベル、木材や水産物の認証制度)よりも強い規制的性格を有するシステムの重要性を想定している。（JBA 注：これは今後の IR に関する国際交渉における議論の一つの方向性を示唆していると思われる）

③国際違法行為

- ・ 共通性、重大性、国際価値侵害
- ・ Misappropriation、misuse、biopiracy の国際定義をすべきという意見もある。
- ・ 国際違法行為として所在地にかかわらず処罰可能

④国際認証制度

- ・ 國際的に認知された証明書に関する技術専門家会合（リマ会合、2007）を想起。
- ・ 制度設計、認証基準、インセンティブ、チェックポイント(途上国の専門家は、特許出願、輸入、許認可など政府が関与する場面でこの制度を生かすべきという考え方)
- ・ 認証違反の効果：政府は違反者に不利益を与えるべき。

⑤原産地開示

- ・ チェックポイント（特許出願時、製造認可時、輸入時、市場投入時、等）
- ・ 原産地開示の効果
- ・ 開示設定国内法

⑥契約遵守(各専門家からあまり異論は出なかった)

- ・ 国際商取引行為
- ・ 紛争解決に関する蓄積
- ・ 関連国際私法に関する条約（現状の例では、条約の締約国も少ない）
特別ルールを定める、という方法もあり得るが、同じ問題に直面するであろう。
- ・ 訴訟支援強化を定めるための法技術、資金、その他。

⑦契約違反

- ・ 民事・商事分野：裁判管轄、被告所在地、原告所在地、外国判決の承認・執行(民訴法)
- ・ 調停、仲裁（仲裁法）：共通性、普遍性、時間・費用
- ・ 訴訟支援を定める(遺伝資源の提供者や原告が主に途上国であるという想定がある)
- ・ 遺伝資源に特化した独自の調停・仲裁を定める、というアイディア。

⑧慣習法

- ・ 先住民：国際定義にかかわらず対象とするか。
- ・ 地元共同体

- ・ 慣習法：公表されていないものも対象とするか。データベース化の必要性。他方、この公表を拒否する集団もある。
- ・ 当初から地元関係者を広く含めると、隠れた慣習法も反映した契約となる。
- ・ これらの手順を定める必要性。

⑨学術・科学研究

- ・ 学術・科学研究と商業活動との区別が必要か、実際的にそれが可能か。
- ・ 学術・科学研究の促進：特別手続きを設定している国もある。事後の商業転用のときの手続きを定めることが必要。
- ・ 学術・科学研究と商業活動とを区別する場合、遵守手続きも特別に行うか？
- ・ これらは各国に委ね、国際ルールでは区別しないのが妥当ではないか？

⑩国、私人

- ・ 国の義務と私人の義務を先進国では明確にしている。途上国では明確でない国もある。
- ・ 国際法により各国の主権が認定されている。
- ・ 国内法（裁判）の立法、適用、執行は主権に基づき行われる。
- ・ 主権事項に他国や国際社会が介入することはできない。

⑪国際的制度

- ・ 外国産遺伝資源の利用者に当該国の国内法・契約に従い確實に利益を配分させる国際（条約）義務を課すことのフィージビリティー。
- ・ CBD 第 15 条 7：国の義務、相互合意の実施は、既存の国内法義務と契約義務で履行。
- ・ そのことを国際法義務として IR で定めるべきという途上国の意見がある。
- ・ モデル契約内容を定める方法も有効である。
- ・ 遵守手段を定める。合法性を認証する制度を利用するべきとの意見もある。
- ・ 紛争解決手続きを定める。

1-6. 国際ワークショップ「法律専門家非公式会合－ABS 遵守問題への取組」

2008年9月30～10月1日、ホテルオークラ東京ベイ（千葉県浦安市）において、バイオインダストリー協会（JBA）は、国際ワークショップ「法律専門家非公式会合－ABS 遵守問題への取組」（プログラム参照）を開催した。

この会合は、先進国の政府、大学、産業界等の専門家が、個人の資格で一堂に会し、先進国の各種分野における遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）の遵守問題への取組に関して、現況情報、ポジション、見解、等を会合参加者で理解・共有することを目的とした。

プログラム

Thursday, 30 September 2008 (Day 1)	
M.C.: Yoshiyasu Yabusaki (JBA)	
• Welcome: Ryuichi Sakuta (METI)	
• Introduction: Seizo Sumida (JBA)	
(1) Hiroji Isozaki (Meiji Gakuin University)	“Compliance and Enforcement in Japan - Foreign Judgment Recognition”
(2) Matthias Buck (DG-ENV, European Commission)	“An EC Perspective”
(3) Christian Kilchhofer (Federal Office for the Environment, Switzerland)	“Compliance mechanisms within the ABS regime – A Swiss perspective”
(4) Gerd Winter (University of Bremen, Germany)	“Towards regional common pools of genetic resources – A view from academia”
(5) David Rosenberg (IFPMA & GSK)	“Informal legal expert workshop addressing access & benefit sharing compliance issues – A pharmaceutical industry perspective”
(6) Michael D. Hauser (International Chamber of Commerce)	“An International Chamber of Commerce Perspective”
General Discussion	
Wednesday, 1 October 2008 (Day 2)	
(7) Anne Daniel (Department of Justice, Canada)	“ABS compliance: Legal Issues in the International Regime Negotiations”
(8) Kathryn Youel Page (Department of State, United States)	

“A U.S Perspective”

(9) Warren Waetford (Ministry of Foreign Affairs & Trade, New Zealand)

“A New Zealand Perspective”

(10) Brett Walker (CSIRO, Australia)

“The Convention on Biological Diversity – Getting the Balance Right An Australian Perspective”

(11) Tomme R. Young (Consultant, International Environmental Law and Policy)

“Building an International ABS on the Basis of Contracts and Contract Law – Critical Issues to be addressed”

General Discussion

Closing Remarks

発表概要

(1) 磯崎博司教授「日本における遵守と執行－外国判決の承認」

遵守と執行について、我が国国内法や国際法による対応の可能性について解説した。

望ましい ABS 制度には、提供国・利用国双方のバランスをとるために、生物多様性条約 (CBD) 第 15 条関連パラグラフが考慮されなければならない。

提供国の厳しいABS規制法さえ、「国境を越えて執行」するためには利用国の協力を必要とする。

「Draft Hague Convention on Jurisdiction and the Recognition and Enforcement of Foreign Judgments in Civil and Commercial Matters (民事及び商事に関する国際裁判管轄及び外国判決の承認・執行に関するドラフトハーグ条約)」の国際交渉は、特に、知的財産権に関する承認と執行の条件に関して、今もって継続中である。このような状況は、ABSに関する国際的制度 (IR) の交渉と同様である。

日本では、民事訴訟法と民事執行法に、外国判決の承認・執行に関する条項があり、それは、提供国の ABS 法の履行を確実にするための助けとなろう。

(2) Matthias Buck 氏「EC の見方」

ABS 遵守についての問題点とその事例を挙げ、解決策を探った。そして、ABS 遵守に対する EU のアプローチ (expressed in Council Conclusion of 28.6.2007, 3.3.2008 and EU submission of 28.11.2007)¹について解説した。

EU は、遵守を支援するためのさらなる措置（法的拘束性を排除するものではない）について

¹ <http://register.consilium.europa.eu/pdf/en/07/st10/st10788.en07.pdf>

http://www.abs.biodiv-chm.de/fileadmin/ABS/documents/PT-2007-132-OEWG5_6.pdf (2009年1月30日アクセス)

て、積極的に議論する用意がある。国際 ABS 制度は、遵守を支援する措置にリンクしたアクセス国内法や、実施慣行に関する国際標準を含む場合、いくつかの法的拘束性を有する構成要素を含むこともある。

遵守に関する EU のアプローチとして、議論すべき点を列挙した。

- ・国内アクセス法と実施慣行に関する国際標準の開発
- ・事前の情報に基づく同意 (PIC) /相互に合意する条件 (MAT) 遵守の支援措置：特許出願における（ソースの）開示要件／遺伝資源の不正使用の国際的定義／国際的に認知された遵守証明書／ABS に関する実施基準の奨励と構築／公的研究基金団体の関与／ABS 関連取引の情報データベースの充実／MAT に含まれる可能性のあるモデル条項の（分野別）メニューの開発／国際アクセス標準の実施を支援するための能力構築／国際 ABS 制度に伝統的知識 (TK) を統合する

(3) Christian Kilchhofer 氏「ABS 制度の遵守メカニズム－スイスの見方」

CBD 第 15 条 7 の ABS 制度を実行するための国内措置は、現状ではほとんど採られていない。スイスは、現在、特許法における優良実施基準や開示義務を通じて、ABS 制度の遵守を奨励しモニターしているところである。

国内措置が CBD の第 15 条 7 の目的を達成するためには不十分である場合、IR が必要であろう。現実的に遵守の問題は、奨励策、インセンティブ、モニター制度によって、取り扱わなければならない。

そこで、国際的に認知された証明書システム（認証システム）を確立することが最優先であると考える。認証システムを有効なものとするために、提供国と利用国でそれを義務化すべきであり、証明書は国内法の遵守を証明すべきである。

遵守の手段として、証明書をチェックポイント（例えば、税関、特許出願時、製品の許認可時、等々）へ提示することを義務化すべきである。

この遵守の証明書に関しては、今後、純粋な科学研究の場合にはどのように扱うべきか、また、商業的な利用についてはどう証明するのか、さらに、商業用と研究用との線引きをするのか、それをどう引けばよいのか等々、については、スイスは国際的なフォーラムに積極的に参加し、この問題をさらに検討していきたいと考えている。

原則的に、利益は他の 2 つの CBD の目的（生物多様性の保全、その要素の持続可能な利用）に役立つものでなければならないと考える

(4) Gerd Winter 教授「遺伝資源の regional common pools に向けて－学界の見方」

複数の資源国・地域には共通の遺伝資源が存在する。そのような資源を利用した場合、最初に提供した国だけが全ての利益を享受すべきかどうかという問題が残る。

このような場合「関係国は組合のようなものを作り、得られた利益を基金としてプールし、

原産国（一国ではなく地域）に適切に配分するという「Regional common pools」の考え方を提案した。

(5) David Rosenberg 氏「製薬業界の見方」

IR は CBD を十分尊重し、反映するもでなければならず、CBD を修正したり CBD と矛盾するものであってはならない。IR は規定するものではなく、指針となるものでなければならない。また、もし IR の実施を成功させるためには、アクセスを容易にし、配分すべき利益を創出できるように、その範囲（scope）、中身（substance）、安全保障（security）の“3S”がしっかりと担保されていなければならない。

基本的には、「契約」で十分であり、契約は利益配分の効果的な方法である。

ヒトの遺伝資源、病原菌、derivatives は IR で規制すべきではない。derivatives という言葉は、CBD の定義にはない。この言葉は契約の中で、両者の話し合いの下で決めればよいことである。さらに、commodity も規制すべきではない。この言葉も derivatives と同様、CBD では定義されていない。

能力構築は非常に重要で、CBD を成功裡に実施していくための鍵となる。また、意識の向上（CBD や国内法に対する理解の促進、行動規範の周知徹底、等々）も重要である。

特許における開示義務の提案には反対である。

(6) Michael D. Hauser 氏「国際商業会議所の見方」

産業界は、ABS に関する議論に重要な知見を提供することができ、その用意がある。産業界は、ABS 交渉では、実質的な議論に前向きに貢献しようと熱心に取り組んでいる。遺伝資源から社会的、経済的利益を生み出す上で、また、遺伝資源を持続可能な方法で保全し利用する上で、産業界は重要な役割を果たしている。

アクセスと利益は不可分なものであるのに、現在までの ABS の議論では、利益配分にばかり重点が偏る傾向があった。したがって、遺伝資源への公正なアクセスを確保することに伴う諸課題は十分に検討されていない。イノベーションと経済活動は規制するよりも奨励すべきものである。

ほとんどの国は、他国から取得する遺伝資源に大きく依存し、この相互依存は、広範な生物多様性を有する国であっても同じように存在する。

産業界では、遺伝資源にアクセスし、これをを利用して価値、利益を生み出すために、それぞれの分野が様々な方法を用いている。負担の重い規制は、企業の利益創出を阻害し、零細企業を市場から締め出すことになる。

そこで、IR 策定のための原則を以下に提示した。

IR で用いる用語は CBD と整合性を取り、明確な定義が必要である／遺伝資源を利用し技術革新を行うための研究や経済活動を制限するのではなく、奨励すべきである／できる限り契約

を体系的に利用することを奨励すべし／ボン・ガイドラインの精神に基づき、国内制度の整備と調和を進めることに重点を置くべきである／商業目的・非商業目的で利用を区別するのではなく、各産業分野の特徴に基づいて区分を設けるべきである／IR は遺伝資源提供者とアクセス当事者との関係だけに関与するもあって、それ以降の下流の活動は MAT で論じるべきことである。MAT で決める内容に制限や制約を付けるべきではない、等々。

(7) Anne Daniel 女史 「ABS 遵守：国際的制度の交渉における法的問題」

CBD の下での ABS 枠組みについて簡潔に解説した。2009 年 1 月に東京で開催される遵守に関する法律・技術専門家会合の TOR に焦点を当て、IR のための ABS 交渉における遵守問題の対策に言及した。

今までの交渉で出された提案や既存の遵守ツールについて概説し、問題点を挙げた。そして、遵守の問題に関する多くの問題についても概説し、多くの司法権における ABS 規制の欠如、CBD における「遺伝資源」の意味、何百万もの種はグローバルに取引されていること、世界中では遺伝資源の所有権に異なるアプローチがあること等について共通の理解がないことを指摘した。

(8) Kathryn Youel Page 女史 「米国の見方」

米国農務省は 10 万から 15 万の生物資源サンプルを保有し、その内、25%は無償で世界に分譲している。また、米国 Yellowstone 国立公園のサンプルから分離された *T. aquaticus* 由来の *Taq* DNA Polymerase は、遺伝子工学技術において重要な酵素として広く利用されているのだが、米国はその利用から何の利益配分も受けなかった。このことを教訓として、国立公園は ABS の MTA（素材移転契約）を結ぶことができるというルールを作った。

「遵守の確保」という問題が議論されるのだが、その目的は何なのか。アクセスの促進なのか、利益配分の確保なのか、あるいは生物資源の保全なのか。そして、それはどのレベル（国際レベル、国レベル、2 者間）で実行されるのか、等々、一つ一つ明確にしなければ意見を出すことは難しい。米国としては、ABS に関する場合、必ずしも国内制度を保障するための国際制度が必要であるとは思っていない。

「遵守」に関し、国内レベルの措置の例として Lacy Act を取り上げ解説した。違法伐採問題に対処するために、Lacy Act（外国の法令に違反して取得された有害な野生動物の輸入・移動を禁止する法律）が改正された。Lacy Act は 1900 年に成立した野生種を保護するための米国最古の法律で、今回の改正は、2008 年の農業法に基づくものであり、外国の法令違反を植物及び植物の製品にも適用拡大しようとするものである。

Lacy Act は、外国政府の評価には影響しない。すなわち、その国で法律違反があったかどうかという外国の裁判所あるいは政府の判断にはよらず、米国の裁判所が外国の法律に違反しているかどうかを判断する。

(9) Warren Waetford 氏「ニュージーランドの見方」

ニュージーランドは、IRとしては、公正で実際的であり効果的な制度を求めてい。国内の枠組みを整備するに当たっても、実際的でなければならないと考える。遵守を支援する効果的な措置はどのような枠組みにとっても主要な構成要素となろう。

ニュージーランドは、遺伝資源の潜在的な利用国であり提供国でもある。遵守を支援するための措置は、利用者と提供者双方のニーズ、法的確実性を高めること、費用効果が高い、などのバランスを取るべきである。

ニュージーランドは先住民・マオリ族の TK に関する慣行と慣習法について、歴史的背景を有する問題とし遭遇してきた経験がある。そこで、遺伝資源に関連する TK に関する遵守問題について、その経験を共有することができる。

さらに、ニュージーランドは common law の国であり、その法制度について解説した。

(10) Brett Walker 氏「CBD－権利のバランス、オーストラリアの見方」

CBD 第 15 条には、“アクセスを容易にする”というコンセプトがある。オーストラリアは、積極的に CBD 原則を国内の法整備を通して実施している。

制度の開発を、国内・国際的に行うが、それは、アクセスの奨励、研究投資の奨励、利益の公正なリターンの担保、また保全の支援、のためにである。

制度構築には、提供者と利用者の関心に対し、双方のバランスを正しく取るための方法を考えなければならない。このことは、オーストラリアが、ABS 問題に対して市場ベースによるアプローチを探るという結論を出す結果となった。

このオーストラリアの考え方は、これまでの路線、すなわち基本的には「契約」と「国際私法」で十分であるというものである。

遵守を執行するための方法として、契約の有効性、契約のモデル条項が有用である旨述べ、この問題に関するオーストラリアの経験について語った。

IR はどのようなものが提案されたとしても、国家の主権を侵害するものであってはならず、国内の遵守システムを支援するものでなければならない。

いずれにしても、IR 策定のための「費用便益分析」を厳しく行うべきであり、また、「国際私法」についてのギャップ分析も有用だろう。

(11) Tomme R. Young 女史「契約と契約法に基づく国際 ABS の構築」

ABS 制度の交渉は、初め、多くの問題を不確実なままにして、かなり一般的な方法で議論されていた。交渉が展開してきたら、次に ABS 実施に関連する具体的な法的問題について議論されるようになった。しかしながら、「契約ベース」で考えるというより、また、それが、どのように ABS の基盤として機能するかを考えることより、むしろ、これら議論のほとんどは、Equity (衡平) に関する問題に焦点を置いてきた。そして、特定の法機能に関心が移ったとき、

不遵守の疑義（制度は ABS 要件を遵守しない利用者をどのように扱うのか）についての議論になってしまった。現在まで、議論は、契約問題、あるいは、ABS 契約の効果的な実施に必要な法的・実際的なツールの分析についてほとんど注力していない。

この契約の問題は、遵守したいと願い、また遵守を困難にする法的問題や現実的難局に直面している利用者に最も関連する問題である。

講演では、ABS に効果的に用いられる契約法や慣行のコンセプト、特に、商業的に価値のある妥当な制度として機能する ABS を可能にさせるために明確にしなければならない特別の問題や要素を提示した。Common law あるいは、Civil law、どちらを用いるかでアプローチが違ってくる。また、ABS 契約には Equity というコンセプトが必要である。さらに、制度にはインセンティブを整備しなければならない。

ABS 制度は利用者（研究者、生物探索者、採集者、商業目的の利用者、等）の要望をどのように満足させることができるのか。交渉は、どのように利用者が真に望む制度になるように決着させるのか。また、ABS とは何か、ABS ではないものは何か、IR がカバーする ABS の部分は何か、カバーしない部分はあるのか、等々、私たちは交渉におけるマップを作っていく必要がある。

1-7. 生物遺伝資源アクセスの政策動向に関する情報(ベルギー、ローマ出張報告)

2008年6月、ベルギー・ゲント及びイタリア・ローマにて開催された2つの会合（「Microbial Commonsに関する国際会議」、及び「FAO戦略に関する独立評価諮問会合」）に出席し、生物遺伝資源アクセスの政策動向に関する情報収集を行った。

(1) ベルギー・ゲントで開催の国際会議「Microbial Commons」への参加

基盤研究等の目的で使われる微生物資源の公的保存分譲機関（Microbial Commons：例、カルチャーコレクション）の扱いについて話し合うための会合に、世界（欧州・米国が主、日本、台湾や国際機関であるFAOを含む）から約76名が参加した。会議は「法律及び制度」と「データの統合」の2トラックで行われた。当方は前者のセッションに参加した。

特に注目されたのは、生物多様性条約（CBD）の中で顕在化しつつある「分野別アプローチ（Sectoral approach）」の主張を意識して企画されたものと推察されるが、「モデルとしてのFAOの食料農業用植物遺伝資源条約（ITPGRFA）」にかなりの重点を置いた構成になっていた。例えば、ITPGRFA事務局長（Dr. Bhatti）、FAO植物遺伝資源委員会事務局法律顧問（Dr. Leskin）、Bioversity International（前IPGRI）（Dr. M. Halewood）の3名が招かれ講演した。

カルチャーコレクションからは、ドイツDSMZ（Dr. D. Fritze）、及び理研 BRC の高島氏が講演した。（独）製品評価技術基盤機構からは安藤勝彦氏が参加した。

「データの統合」セッションでは、World Data Center on Microorganisms（WDCM）所長（国立遺伝学研究所）の菅原先生より報告がなされていた。

法的側面から見た「微生物研究コモンズの設計」に関するコンセプトを、米国大学の法律家（J. H. Reichman教授）が発表した。

世界微生物株保存連盟（WFCC）会長のDr. D. Smith や当方もコメントを行った。Dr. D. Smith と当方は、CBD-ABSの議論において、今後カルチャーコレクションを扱うコンセプトはいかにあるべきか場外で議論した。

特記事項

1. 微生物研究コモンズの設計（J. H. Reichman教授）のコンセプト

3つの選択肢がある：

- ① すべての生物資源アクセスを厳格な条件で規制する。（それら生物資源のうちのごく少数しか、商業上の利益を生む可能性はないが、厳しい規制を選ぶ）
- ② 少数の「クラブメンバー」の間では、非公式で無制限な生物資源の交換を許し、世界の他の研究者達にはアクセスを制限する。
- ③ ①と②の短所を相殺する第3のアプローチを探索する。クラブメンバー制の長所を生かすと共に、標準パッケージを設定し、義務と責任を課した上で、すべての人に生物資源アク

セスをオープンにする。以下に、そのようなシステムを提案する。

- 法的に堅実な基盤を踏まえるため、関係機関と個人を契約に基づいて規制する標準MTAが必要である。「商業的にポテンシャルの高いと考えられる生物資源は寄託されない」という前提を設ける。
- 厳しい品質標準を設ける。それを遵守できる機関・者のみがメンバーになれる。
- 寄託者の名声を最大限、確保する。(OECDの BRC ガイドラインを踏まえる。[Straininfo.net](#) を追跡(tracking)に使う)
- 予期しない商業的利益が得られた時には、これに報いることのできるようにするためのメカニズムを設ける。
- 報酬責任(Compensatory Liability)ルールの性質
生物資源の ABSについて、事前に強制実施(Compulsory licensing)類似の条件を同意し、利用者が予期せずに利益を得れば、自動的に寄託者に対し一定割合の利益配分が実施される。
- 報酬責任ルールの実施
 - 生物資源プールへのアクセスの登録
 - プールから分譲した生物資源の利用の追跡(tracking)
 - 寄託者/BRCへの公平な報酬の重視
 - 紛争の仲介
 - 運用全体の統治と管理
- このスキームの基本的前提
 - 営利的研究と非営利的研究を区別しない
 - 研究者(科学界)が研究的関心を探求することと交換に、公平な報酬を受け取る権利を譲歩する立場に置かれてはならない。
 - 商業セクターは「オープン・アクセス」のルールを書き換えることはできない

2. CBDでカルチャーコレクションを扱うコンセプト(Dr. D. Smithの案)

コンセプトの概要

- ① BRCの存在と BRCs を束ねる機関(WFCC-WDCM)の存在を前提とする。
- ② ①の枠内での寄託フォーマット、分譲フォーマットを前提とする(例、ECCO様式)。
- ③ ①、②の前提で新しい方式を考える。例えば、
 - WDCM 菌株番号システムの設置
 - 学術誌の掲載に、WDCM 菌株番号の添付を義務化する(つまり、事前に WDCM 登録の BRCへの登録を義務化)。特許出願にも適用?
 - 菌株の網羅的な情報検索(バイオインフォマティクスの発展を想定、例: [Strain.info](#))に WDCM 菌株番号が役立てる。

Dr. D. Smith の案についての考察

- BRC 及び BRCs を束ねる機関 (WFCC-WDCM) の機能強化は、CBD の遵守のためには必須と考えられる。 (D. Smith 案を支持)
- BRC の寄託フォーマット、分譲フォーマットの国際的標準化について：フォーマットの内容は、各 BRC の属する国の ABS 国内法と整合性を持たねばならない。資源国政府が主権的権利の修正について容易に妥協するとは考えにくいため、国際的標準化には限界があることを想定しておくべきだ。仮に、「ABS 国際標準」(EU が提案)が締約国会議(COP)で合意されたら、その範囲内で国際的標準化が可能となろう。
- WDCM 菌株番号システムの設置案：BRC の専門家の意見を参考にすべきである。（義務化の対象には適さないのでないか）
- 学術誌の掲載に WDCM 菌株番号の添付を義務化：学界の専門家の意見を参考にすべきである。（義務化の対象には適さないのでないか）
- 特許出願明細書に WDCM 菌株番号を記載する：自発的行為としてなら容認されよう。
- 情報検索ツールとしての WDCM 菌株番号の有用性：バイオインフォマティクスの専門家の意見を参考にすべきである。

(2) FAO 戦略に関する独立評価諮問会合（食料・農水林業等に関する国際法制度について）

評価チーム：
（外部委員） Tomme Young, Team leader 他 3 名
（FAO 職員） Sally Burrows (評価課長)、Laurence Christy 他 1 名
（諮問委員） Steiner Andersen、Francoise Burhenne Guilmin、Ricardo M. Ortiz、Kay M. Leresche、炭田精造、A. H. Zakri

FAO には、関係する国際法制度 (international instruments) に関して独立したチームが評価し、FAO の今後の運営に役立てるという制度がある。当方はその評価の諮問委員として参加した。他の諮問委員として、Francoise Burhenne Guilmin (IUCN 環境法センターの前所長、CBD に見識が深い)、A. H. Zakri (国連大学高等研究所所長、CBD-アクセスと利益配分 (ABS) に見識が深い) が参加し、チーム・リーダーは Tomme Young 女史 (前 CBD 事務局コンサルタント、ABS に見識が深い法律家) であった。

当方が特に意識してコメントしたのは、「国際法制度－工程とガバナンス」、「新規な国際法制度－ソフトであるべきかハードであるべきか」「国際的許認可枠組みにおける FAO の貢献と役割」に関する議題であった。これらの議題には、CBD に密接に関連した内容が多く、当方は、CBD の ABS における当方の意見を踏まえてコメントした。

(1)のベルギーでの国際会議参加で述べたように、CBD の中で分野別アプローチの主張が顕在化しており、今後は、FAO もかなり係わってくると推察される。会議の場所は FAO であるが、CBD を念頭に置いたコメントが他の委員からもかなり多く表明され、有用な経験であった。なお、議事録は当面の間、関係者限りという扱いである。

1-8. 商法と契約のアクセスと利益配分（ABS）への適用（T. Young 氏講演会）

2008年10月24日、JBA会議室にて「トミーヤング環境コンサルティング」代表で法律家であり、長年 CBD/ABS の議論に係わってきた Tomme Young 氏の講演、「商法と契約のアクセスと利益配分（ABS）への適用：利用者（及び提供者）にとっての目的と便益」（Applying Commercial Law and Contracts to ABS: Objectives and benefits for users (and providers)）が開催された。

現在 CBD/ABS の国際的制度（IR）に関する交渉において、ABS は契約と国際私法を適用することで確保することができるという意見が我が国を含めた先進国から出されている。ABS に関する法的確実性は、遺伝資源の利用者及び提供者の双方にとって重要な関心事である。

ABS を契約に基づいて実施する場合、どのような問題点や課題があるのだろうか。そこで、ABS に契約を適用する場合の現状分析、問題点の抽出・解決策、等について Young 氏に講演していただいた。

Young 氏は本講演の締めくくりとして、「ABS の基本概念は、商法を適用する上で必要なレベルまでは未だその詳細が明確にされてはいない。商法を適用することができるような、ABS に関する一連の明確で確実なルール、指標、その他の証拠事実が必要である」と述べた。

以下に講演の概要を報告する。

ABS に関する IR はどのように機能させるべきか。そのために各国は、何を交渉する必要があるのだろうか。実際問題として次の 3 つのレベルが挙げられる。①明確で法的確実性のあるシステム（枠組み）、②枠組みを適用する意図、③どのようにその枠組みを実施し、執行するのか。

枠組みを明確にしなければ適用へ移ることはできないし、また遵守についてどうすればよいかもわからない。この「枠組み・適用・遵守」の 3 点は相互に関係している。問題点としては以下の項目が挙げられる。

- | | |
|-------|---|
| 〈枠組み〉 | <ul style="list-style-type: none">・ ABS でカバーされる遺伝資源は何なのか？・ どのような種類の取引が含まれるのか？・ ABS プロセスをどのように機能させるのか？・ どのような基本的かつ一貫した原則で ABS を支えるのか？・ ABS プロセスをどのようにして有機的なプロセスとさせ得るのか？ |
| 〈適用〉 | <ul style="list-style-type: none">・ ABS を契約法に関連させるためには何が必要か？・ ABS 契約を ABS に対する政府の目的と関連させるためには何が必要か？・ （国境を越えての）国際間契約において留意しなければならない特別な懸念は何か？・ ABS 契約のプロセスを、より簡素にかつより確実にするには何をすればよいか？（モデル法か、強制的なフォーマットか、あるいは…） |

- 〈遵守〉
- ・ ABS の IR は遺伝資源利用者にどのような義務を負わすのか？
 - ・ 利用者が遵守するようにするには何をすればよいのか？
 - ・ 遵守している各利用者に対してどのように報いるのか？
 - ・ 利用者側措置を採用している利用国に対してどのように報いるのか？

(1) 枠組み

IR の目的について、各国はまだ同意していない。しかし、IR を機能させるためには法的確実性がなければならない。ABS 交渉における遺伝資源提供国側の主張は「始めに法的拘束力ありき」であり、それが利用者にとってどのような便益があるのか、利用者にとって法的確実性はどうなのか、遺伝資源利用者に何が要求されているのか、リスクをどのように回避するのか等々については議論されてはいない。

利用者にとっての法的確実性とは：「提供者・利用者間の契約が成立し、利用者は提供国政府の担当官から正式にアクセス許可証を得た。しかしその利用者は、先住民からその政府担当官は許可を出す権利を有してはいないと訴えられ、結局利用者は敗訴した」という事例がある。このような場合、利用者に対して法的な確実性が全く担保されていないことになる。利用者への法的確実性をどのように確保するのか？

利用者の法的保護について：利用者に役立つ IR の価値とは何なのかを考える必要がある。クレームに対してどのように利用者を保護するのか、権利保有者の権利はどのようにして、どの時点まで保護されるのか等々の制度の確立が必要である。後から予期しないことが起こったり、透明性を欠くようなことが起こったりすることは回避しなければならない。法制度はすべてに対して明快である必要がある。

提供者等の保護はもちろん必要であるのだが、IR の議論では提供者が期待しすぎている嫌いがある。IR に対する過度な期待を取り除くことが大事である。

提供者・利用者の双方に役立つ制度とは何だろうか。すべての関係者に関するルールが明快であり、実施可能なシステムでなければならない。場合によっては先住民などの特定のグループに対して特別の保護を与える必要があろう。彼らは先進国の大企業などと交渉するというスキルは十分ではないので、彼らを保護する必要がある。このような考え方は利用者にとっても悪いことではない。ルールが明快であれば利用者にとって理解しやすいし、多様な判断が可能である。

(2) 適用：ABS 契約への契約原則の適用

法律が明快ならば制度は機能する。ABS に対して“契約”の原則をどのように適用するか。

契約書は状況に応じて作成でき、どの国にも契約メカニズムがあり、契約の概念は全世界で普及している。国境をまたがる国際契約の特殊な問題点はどのようなものであり、その原則とは何なのだろうか。

契約法: 契約は確実なものでなければならぬ。契約では誰が当事者で、誰が権利保有者か、何が財産なのか、どのような活動をする権利を保障するのか、交換に際し何が与えられるのか、等々を明確にすべきである。このような内容が確実でなければリスクが生じるのである。CBDの文言はあいまいであるが、契約ではどの遺伝資源がどのように扱われるのか明確にしなければならない。契約は必ず“fair”でなければならぬ。一方 CBD ではさらに “equity” という語を使っている。契約の “fair” と CBD の “equity” とは同義語であるのかどうか検討の必要があるが、“equity” は例えば提供者と利用者との間にある専門知識・技術の不均衡を守るために原則である。

関連法：利用者と提供者の国が異なれば、法の解釈も国ごとに異なる。したがって、国際私法が解決策としてすぐに役立つとは思えない。

既存の契約法ではすぐには解決できないので、ABSの内容、各国内法の内容を研究・熟知し、それを踏まえて解決策のひな型を作る必要がある。

実際問題：ABS をより簡素に機能させるためにはどうしたらよいのだろうか。提供国においては、規制緩和し手続きを簡素にするというプロセスの合理化が必要である。しかし、彼らは、なかなかそのようにはしたがらないだろう。

遵守しない企業が増えてくるとさらに規制が厳しくなり、その結果、遵守している企業がリスクを負うことになる。これでは公平性に欠ける。

モデル契約では法律が明快になるが、問題点もある。各企業が自社の考えを入れて変えることがあるが、それが次第に多くなると、モデルとは異なってしまうことになる。バランスが大事だ。モデルはバランスが取れ、法律家ではない人も理解でき、利用することができるようなものにすべきである。好事例として ITPGRFA の標準材料移転契約（SMTA）が挙げられる。この SMTA は、柔軟性はないのだが、誰でも使うことができるという利点がある。しかし、CBD 下の ABS の場合、内容や利害関係者が多様であることから、このようなタイプの SMTA がすぐに利用できるというわけにはいかない。いろいろ変える必要があろう。モデルが使える場合というのは、法律が絶対に明快なものである場合のみである。ABS にはもしかしたら隠れた問題点が現れてくる可能性がある。そのような場合、モデルでは解決できないかもしれない。

ABS の特有な問題点（それをどのように解決するのか？）：NGO よる過剰なバイオパイラシー糾弾があるので遺伝資源の善意な利用研究すら進まない、それが回りまわって環境保全が進

まない、ITPGRFA と CBD の ABS レジームとの統合的発展の可能性、国際条約の国内法・政策への還元、等々、ABS には特有な問題点がある。

明確な動機付け：提供者と利用者の双方にとって win-win の契約でなければならない。どうすれば利用者にとって魅力的な ABS になるのだろうか？

(3) 遵守

- ①遵守には次の異なる要素がある：取引を容易にするための要素、及び救済と執行・処罰のための要素
- ②各要素には 3 つの解決方法がある：枠組みの明快さ、実行可能化因子（遵守は ABS の運営システムを支援できなければならない）、法的因素（国家の主権的権利と国際法の原則の両立）
- ③遵守は法体系の“基盤”である。

我々は 2010 年までにすべての遵守に関する問題を解決することは多分できないだろう。しかし、遵守システムのある部分を創設しなければならない。そのため、法律の策定者に問題点を指摘していくことは可能である。

(4) 結論

IR にまず必要なことは、①ABS の境界を明確にする、②ABS システムが商取引を阻害しないことを確保する、③統合した形で便益を提供できるシステムとする、ことである。

国際交渉では途上国（主に資源提供者側）はもっぱら“法的拘束力”に関心が大である。しかし、まずは実行可能な枠組みと運営システムとは何かを知ることが重要である。2010 年にすべての問題を解決し、ABS の IR を理想的なものにすることは困難だろう。今は、「遵守」が枠組みを作る上での土台となると考える必要がある。

1-9. オーストラリアの ABS 関連国内法と規制（G. Burton 氏講演会）

2009 年 1 月 20 日、Geoff Burton 氏（国連大学高等研究所上席客員研究員、元オーストラリア環境水資源省・遺伝資源管理部長）による「オーストラリアの ABS 関連国内法と規制」に関する講演会が JBA にて開催された。以下に結果を報告する。

オーストラリア（豪州）は、6 州（クイーンズランド州、ニュー・サウス・ウェールズ州、ヴィクトリア州、南オーストラリア州、西オーストラリア州、タスマニア州）、北部準州、首都特別地域、諸島を統治する特別地域から構成される連邦制で、南北約 3,700km、東西約 4,000km、面積 769 万平方 km に及ぶ本土（大陸）と、800 万平方 km 以上の領海を有することから、世界の約 10% の生物種が存在する生物多様性に富んだ国家である。したがって、豪州は遺伝資源の利用者であるとともに、提供者としての役割も果たす。

豪州は 1993 年 6 月 18 日に生物多様性条約（CBD）を批准し、1996 年に「生物多様性国家戦略（National Biodiversity Strategy）」（豪州生物多様性保全のための国家戦略：National Strategy for the Conservation of Australia's Biological Diversity¹⁾ を公表した。この戦略によると、豪州の遺伝資源アクセスの政策目標は、「豪州の生物多様性に由来する遺伝物質及び産物の利用から生じる社会的・経済的利益は豪州のものであることを保証する」とこととされている。一方で、1999～2000 年にかけて、連邦議会が中心となり、広範なコンサルテーションを実施した結果、豪州の ABS 制度が必要であるという 70 以上の勧告が寄せられた。これらの ABS に関する施策は、2000 年に公表された「バイオテクノロジー国家戦略（National Biotechnology Strategy²⁾」の一部として取り入れられた。また、2000 年の「環境保護と生物多様性保全に関する規制」（Environment Protection and Biodiversity Conservation Regulations 2000）の改正に反映され、2005 年 12 月施行の同改正法の一部（パート 8A：生物資源へのアクセス）として実施に至った³⁾。なお、豪州連邦政府及び全州政府は 2002 年に採択された「ボン・ガイドライン」を支持しており、同ガイドラインの実施とともに、州政府間協定（Nationally Consistent Approach for Access to and the Utilisation of Australia's Native Genetic and Biochemical Resources）⁴⁾に反映されている。

「環境保護と生物多様性保全に関する規制」によると、連邦領域の生物資源へのアクセスに

¹ <http://www.environment.gov.au/biodiversity/publications/strategy/index.html> （2009 年 3 月 9 日アクセス）

²

<http://www.biotechnology.gov.au/index.cfm?event=object.showContent&objectID=538B635B-BCD6-81AC-1E1B-66BB24EA3184> （2009 年 3 月 9 日アクセス）

³

<http://www.comlaw.gov.au/ComLaw/Legislation/LegislativeInstrument1.nsf/all/search/5E1E5DC08D8D5D85CA2570B300150056> （2009 年 3 月 9 日アクセス）

⁴ <http://www.environment.gov.au/biodiversity/publications/access/nca/pubs/nca.pdf> （2009 年 3 月 9 日アクセス）

に関するパート 8A の目的は、

- a) 連邦領域の生物資源保全とともにこれら生物資源の生態学的に持続可能な利用を促進する
- b) 連邦領域の生物資源の利用から生じる利益の平衡な分配を確保する
- c) 先住民が保有する生物資源に関する特別な知識を認める
- d) 生物資源へのアクセスを求める者に、確実性の提供と行政コストの軽減につながるアクセス制度を設計する
- e) 連邦領域の生物資源の利用から生じる社会的・経済的・環境的利益は豪州のものであることの保証を求める
- f) 豪州の生物資源へのアクセスに対して国家として一貫性のあるアプローチへ貢献する、となっており、これらは CBD 及びボン・ガイドラインと整合性の取れたものとなっている。⁵

豪州の ABS 規制を概観すると、

- 豪州政府の行政管理下にある国土・領海から生物資源を採取し、研究開発目的に利用する者は、許可申請が必要である。この申請はオンライン、又は書面で行うことができ、アクセスが商業目的の場合、認可に 50 豪ドル必要であるが、分類学研究といった非商業目的の場合は無料である。
- 権限ある当局は、商業目的のアクセスに対して、環境への悪影響がなく、利益配分協定を締結するならば、認可することになる。
- 非商業目的の場合、認可手続きは簡素化され、利益配分協定が不要で、簡単な法的文書に記載するのみで十分であり、各地域の管理者が認可できる。ただし、目的が商業用に変更になった場合、改めて利益配分協定を交渉する必要がある。
- 認可は通常 2 日ほどで発行される。
- 原住民が所有する土地から生物資源を採取する場合、又は原住民の伝統的知識を利用する場合は、土地所有者との利益配分協定が必要となる。この場合、権限ある当局が PIC 及び MAT が十分であることを認めれば、認可となる。
- 申請者を支援するために、2 種類のモデル利益配分協定が公表されている。
- すべての認可は「遺伝資源情報データベース」(Genetic Resources Information Database; GRID⁶) に登録される。GRID はオンラインで閲覧可能である。GRID は認可申請にも利用できることから、一種の電子認証システムともいえる。GRID では、生物資源に関する「一般名」、「種名」、「取得場所」、「取得数」、「データ取得日」といった情報が公開されるが、商業的・文化的・環境影響で微妙な情報に関しては、交渉次第で非公開とすることができる。

ボン・ガイドラインとの比較では、ガイドラインの関連条項はすべて「環境保護と生物多様

⁵ JBA 注：ただし、CBD では「遺伝資源」であるのに、豪連邦法では「生物資源」となっていることに留意する必要がある。

⁶ <http://www.environment.gov.au/biodiversity/science/access/permits/apply.html> (2009 年 3 月 9 日アクセス)

性保全に関する規制」及び関連する豪州政府 ABS 政策文書、行政措置等に反映されている。したがって、「環境保護と生物多様性保全に関する規制」のパート 8A 部分は、ボン・ガイドラインをモデルとして、豪州での法制度を実施したものとみなすことができる。さらに、ボン・ガイドラインは各国の状況に見合った ABS 法制度を設計する上で柔軟性があるとした。

その他、個別の論点として、以下を紹介した。

- 派生物 (derivatives) : 国際交渉で議論の対象となっているが、CBD では「遺伝資源」を定義しているものの、利益をもたらすのは遺伝子そのものではなくその産物である。豪州の規制（パート 8A）では、生物資源へのアクセスを「遺伝資源の研究開発のために原生種である生物資源、あるいは生物資源を構成する／又は生物資源に含まれる生化学的化合物を取得すること」と定義しており、これにより、収穫・捕獲、林業、商品貿易、その他一般利用と区別することが可能になる。
- 国家主権の尊重 (respect for national sovereignty) : 豪州の ABS 法制度は豪州に固有の種のみを対象としており、外来種、貿易や FAO-IT に関わるものは対象外としている。
- 法的確実性、遵守、検証 (legal certainty, compliance and verification) : 研究開発への投資効果を最大限にするために、法的確実性が必要である。GRID は、この点で、低コストでの検証を可能にする。また、豪州の ABS 法を遵守することにより、訴訟等の紛争を避けることができる。
- 出所、原産地、由来の開示 (disclosure of source, origin and provenance) : 既に数カ国で、特許出願時の遺伝資源の出所開示の義務付けや、義務化の検討、がされている。豪州は、GRID を導入することにより、どのような遺伝資源がどのような目的で利用されるのか、透明性を高めることができるので、十分に対応可能であると考える。

1-10. ベトナムの最近の状況

2008年11月3日～11月8日、遺伝資源アクセスに関する日本・ベトナム間の現状、及びベトナム政府の政策動向に関する情報収集のために、JBA 炭田はベトナム国家大学ハノイ校・微生物バイオテクノロジー研究所、ベトナム厚生省薬物研究所、ベトナム天然資源環境省・環境保護庁、中小企業開発庁、等を訪問した。その結果を以下に報告する。

(1) ベトナム国家大学ハノイ校(Vietnam National University-Hanoi, VNUH)・微生物バイオテクノロジー研究所(Institute of Microbiology and Biotechnology, IMBT)の活動

面談者：Dr. Duong Van Hop (Director of IMBT, VNUH)

Dr. Luong: Researcher (IMBT)

Dr. Chu Thi Thanh Binh (Researcher, IMBT)

Ms. Le thi Hoang Yen (Researcher, IMBT)

Mr. Oang Van Vinh (Researcher, IMBT)

JBA は、経済産業省（METI）によるアクセス促進事業の一環として、日本の（独）製品評価技術基盤機構（NITE）、ベトナム政府科学技術省（Ministry of Science & Technology）及び IMBT-VNUH との協力により、ベトナムの微生物資源へのアクセスルートを構築した。これが基礎になり、現在 NITE と IMBT-VNUH との研究協力プロジェクトが進行している。今回、NITE の安藤部門長とともに Dr. Duong Van Hop との会合をもち、情報交換した。

① 野生微生物資源の国外移転の手続きについては、現在、特段の変化はない。

VNUH は首相（府）に直属し、教育省からは独立している。VNUH は首相（府）と科学技術省（元科学技術環境省）の許可を得た後に、微生物資源を日本に移転する仕組みを探ってきた。科学技術環境省から環境部門が独立し天然資源環境省（Ministry of Natural Resources and Environment、MONRE：後出）となった後、MONRE の組織が改革されつつある。

野生动物、野生植物等の国外移転は MONRE の許可が必要であるが、現在のところ、野生微生物の国外移転については科学技術省の担当であり、これまでと変わらない。

なお、Dr. Le Sat Minh は、現在も、科学技術省科学技術局次長（Vice Director, Department of Science and Technology）としてバイオテクノロジー政策を担当している。VNUH の微生物移転関係は彼の部門が担当しており了解している。

② 2009 年度の微生物資源アジアコンソーシアム（ACM）はベトナムがホスト国になる。

- 第 6 回 ACM は、2009 年 10 月頃ベトナムがホスト国となって開催することが ACM 大会で承認された。ハノイで開催の予定である。ACM には、インドネシア、タイ、マレーシ

ア、カンボジア等の ASEAN 諸国が参加¹する。また、2010 年には日本が第 7 回 ACM のホスト国になることも決定している。同年開催予定の生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10、名古屋）の成功に向けて、2009 年の ACM に積極的に協力する姿勢を示すことが必要である。

- IMBT-VNUH が JICA プロジェクトを申請中である。ベトナム政府内では優先順位の高いところにあるらしい。これが採択されれば、日本とベトナム間の微生物資源 R&D と産業界の協力関係が強化されると期待できる。
- IMBT-VNUH と NITE がバイオマス関連の共同プロジェクトを開始した。
NEDO のバイオマス関連プロジェクトの一環として、NITE は IMBT-VNUH と共同研究を行う。上述したように微生物多様性の共同研究で培った信頼関係を足場にして、次の共同研究が行われることは、METI アクセス事業の波及効果を示すものであり、関係者にとって朗報である。

③ NITE によるトレーニング・ワークショップを開催した。

IMBT-VNUH 側（Dr. Luong、Dr. Binh、Ms. Yen、Mr. Vinh）と NITE 側（宮道、鶴海、伴の各氏）の合同の指導により、VNUH の学生等約 20 名を対象にして、放線菌から抗生物質をスクリーニングするためのトレーニング・ワークショップが開催された。これは微生物資源の利用に対する利益配分の一環である（生物多様性条約第 15 条に基づく）。日本・ベトナムの友好関係は着実に進みつつあるとの印象を受けた。

（2）ベトナム厚生省薬物研究所（National Institute of Medicinal Materials, NIMM）の新体制

面談者：Dr. Nguyen Minh Khoi（Manager of NIMM）

Dr. Nguyen Huu Dong（Senior Scientist）

Ms. Le Nguyet Nga（International Relations Division）

ベトナム厚生省薬物研究所（NIMM）において所長の人事異動があった。2008 年 8 月に新所長として Dr. Nguyen Minh Khoi 所長（Manager of NIMM）が着任した。彼はモスクワの国立薬物研究所を卒業した後、ベトナム軍関係で勤務した経験を持つ（現在、44 歳）。前所長 Dr. Nguyen Huu Dong はラインから退き、上級研究員（Senior Scientist）という立場で継続して勤務している。前副所長は定年退職した。

NIMM の薬用植物の保存開発体制として、ハノイ本部の他に、全国の主要拠点（ホーチミン市、ダラット、サバ、タムダオ）に施設を有する。ベトナムには 3830 種の薬用植物があり、

¹ ちなみに第 5 回 ACM は、2008 年 10 月 29 日～30 日に、ACM メンバーである韓国生命工学研究院（KRIIB）の主催で韓国にて開催され、参加国は、カンボジア、中国、インドネシア、日本、韓国、ラオス、マレーシア、モンゴル、フィリピン、タイ、ベトナムであった。また、ブルネイはオブザーバーとして参加した。

300 種余を大規模に利用している。日本はベトナム産薬用植物の有数の輸入国である。ベトナムは現在、農業行動規範（Good Agricultural Practice、GAP）の国内普及に努めている。

今後の NIMM の方針として、薬用植物の原料供給のみならず、加工（抽出、製剤、製造等）に注力したいというのが新所長の方針である。その背景には、厚生省が今年 7 月に NIMM に対して、薬物（生薬・合成薬）の研究のみならず加工・生産を行うことを許可したという新しい動きがある。

NIMM はハノイ市から 10 キロメートル離れたところにパイロットプラントの施設を有する。新所長から、加工や生産面で日本と協力できるよう JBA も支援して欲しいとの希望があった。

(3) ベトナム天然資源環境省・環境保護庁 (Ministry of Natural Resources and Environment, MONRE・Vietnam Environmental Protection Authority, VEPA)

面談者：Mr. Phung Van Vui (Deputy Director VEPA)

Ms. Le Thanh Binh (Head, Nature Conservation Division, NCD 及び CBD-ABS の National Focal Point)

Ms. Hoang Thanh Nhan (Deputy Head, Nature Conservation Division, NCD)
(なお、CBD の National Focal Point である Dr. Tran Hong Ha との面談を希望していたが、最近、Girector-General から Vice Minister に昇格し、当日は大臣とのアポが発生したため欠席した)

ベトナムでは 2007 年に生物多様性に関する国家行動計画（National Action Plan on Biodiversity up to 2010 and Orientations towards 2020 for Implementation of the Convention on Biological Diversity and the Cartagena Protocol on Biosafety (Decision No. 79/2007/QD-TTg of May 31, 2007)）²が採択された。その骨子は以下のとおりである。

① 目的

- 現在から 2010 年までの特定の目標
- 2020 年に向けての方向性

② 主な任務

- 陸上生物多様性の保全と開発
- 湿地と沿岸の生物多様性の保全と開発
- 農業生物多様性の保全と開発
- 生物資源の持続可能な利用
- 国家の生物多様性と遺伝子組換え生物、その製品等の管理能力の改善

③ 主な解決方法

² 「DECISION No. 79/2007/QD-TTg OF MAY 31, 2007, APPROVING THE NATIONAL ACTION PLAN ON BIODIVERSITY UP TO 2010 AND ORIENTATIONS TOWARDS 2020 FOR IMPLEMENTATION OF THE CONVENTION ON BIOLOGICAL DIVERSITY AND THE CARTAGENA PROTOCOL ON BIOSAFETY」
<http://www.cbd.int/doc/world/vn/vn-nbsap-v2-en.pdf> (2008年12月19日アクセス)

- 組織の統合と能力構築
- 科学技術的解決方法の応用
- 広報、教育、意識向上の強化
- 資源投資源の増加と多様化
- 国際協力の強化

ベトナム環境保護庁(VEPA)はMONRE下の組織の1つである。以下の新しい動きがある。
2008年11月13日付けでベトナム生物多様性法を国民議会で採択の予定である。この国内法の中にABSについての条項がある。ほぼ同じ頃にVEPAの機構改革を行う予定である。
新体制ではVEPAの下に12の部門を置く。英名ではVEPAのAは現在、Agencyであるが、これをAuthorityに変え、その下の組織をAgencyとする。
Agency for Biodiversity Conservation(ABC)がCBDを担当する。ABCの下に、遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)やカルタヘナ議定書の担当グループを置く。
日本側としては、今後、機会を待って、ベトナム生物多様性法の内容について聞く会合を設定すれば役立つと思われる。

4. 中小企業開発庁 (Agency for Small & Medium Enterprises Development, ASMED)

面談者：小林豊治（JICA専門家、ASMED（経済産業省より出向中））

現在、ベトナムではVNUHのDr Van Hopが中心となり、ベトナム生物資源の保全と持続可能な利用及びバイオインダストリー産業の展開を目的としたベトナム・日本の研究協力プロジェクトをJICAに申請中である。

ベトナムは日本側のカウンターパートとしてNITEを想定しており、JBAに本件の成功に向けての賢明な進め方について助言を求めた。そこでDr. Duong Van Hop、NITEの安藤氏とともにJICA専門家である小林豊治と会い、JICAへ申請する際の適切な手続きの進め方について助言を求めた。

1-11. タイ天然資源環境省の ABS 大臣令策定に向けての現状、及び ACM 微生物移転管理タスクフォース・チェンマイ会合の報告

(1) タイ天然資源環境省の ABS 大臣令策定に向けての現状

タイ天然資源環境省(MNRE)は3年余り前から、遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)に関する大臣令(ABS Regulation)草案の策定作業を行っている。その最新情報を収集するために、2009年2月5日、担当官と筆者らとが面談した。以下にその結果を報告する。

日本側からは、①日本のバイオ産業の全般動向、②METI事業によるJBAのABS実施活動、について紹介し、「遺伝資源へのアクセス手引」、JICA-JBAによるバイオインダストリー集団研修コース、国連大学高等研究所-JBAによる「ABSケーススタディー」¹等の資料を提供した。

タイ側からの情報：タイは2004年1月29日に生物多様性条約(CBD)の188番目の締約国になり、2005年2月に第3回ABS作業部会会合をバンコクに招致した。その後、CBDの国内実施体制の構築の一環として、「生物資源の保全と利用に関する委員会」及び、その下に、「カルタヘナ議定書小委員会」と「生物多様性小委員会」を設置し、生物多様性小委員会の下に、「アクセスと利益配分作業部会」を設けた²。その後、同作業部会は大臣令草案ドラフトの作成作業を完了し、草案は上部組織に送られ大臣令の策定に向けて政府内で処理中である。担当官によれば、タイ国内の政情不安定のため大臣令の公示と施行に向けての今後の日程はいまだ不透明である。

ABSに関する分野別担当部局の最新情報は次のとおりである。「アクセスと利益配分作業部会」はMNREが事務局を務め、委員長はMr. Wichar Thitiprasert(農業協同組合省農業局)である。委員は次の16の部局及び非政府組織の担当者で構成される：農業協同組合省(農業局、家畜開発局、漁業局法務部)、科学技術省(BIOTEC、TISTR)、厚生省(タイ伝統医学研究所、医科学局)、商務省(知的財産局)、MNRE(国立公園・野生生物・植物保全局、王立森林局、海洋沿岸資源局、植物園機構、国王下賜動物園機構、生物多様性課)、タイ国研究審議会(Research Council of Thailand)、共同体組織開発研究所(非政府機関)。

2年前と比べ教育省の代表がリストに載っていない。また、5名のメンバーが交代になっている。我が国からタイのABS関連情報を入手するためには、MNREを通じてコンタクトすることもできるが、直接に担当省庁にコンタクトしても良いとのことである。

(2) ACM 微生物移転管理(MMT)タスクフォースのチェンマイ会合(2009年2月6-7日)

微生物資源の保存と持続可能な利用のためのアジアコンソーシアム(ACM)は、アジア12カ国(カンボジア、中国、インドネシア、日本、韓国、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャ

¹ <http://www.mabs.jp/archives/jba/pdf/IAS-JBAcaseStudies.pdf> で閲覧可。

² 平成18年度本事業報告書を参照。

ンマー、フィリピン、タイ、ベトナム）がメンバーとなり、①菌株保存機関運営の人材開発・能力構築、②菌株保存機関のネットワーク化、③国際共同研究のための微生物資源移転システムの構築、等の活動を行っている。

微生物移転管理（MMT）タスクフォースは、タイを議長国とし、CBD環境下での、各国の菌株保存機関間の円滑な微生物資源の移転や交換に必要な共通ルールを指針として提示することを目標としている。これまでに、2回のタスクフォース会合で作成したガイドライン案を第5回ACM会合（2008年10月、韓国）で提示し、メンバーからのコメントを得た。今回のタスクフォース会合でこれらコメントを基礎としてさらに検討を進めた。JBAはABSに関する利用者側（産業界等）の視点を反映させるために参加し、NITEに協力した。会合要旨は以下のとおりである。

出席者

- (タイ) Tanit Changthavon、Wanchern Potacharoen、Bubpha Techapattaraporn、Pariyaporn Thengprasert (BIOTEC) ／Aparat Mahakun (TISTR)
(韓国) Jung-Sook Lee (KRIBB)
(日本) 安藤勝彦、塩谷俊、清田りえ (NITE) ／炭田、薮崎 (JBA)

結果概要

- ・自国に信頼できる菌株保存機関がない場合、海外の菌株保存機関へ寄託せざるを得ないが、出来る限り自国の機関へ寄託できるようにすることを奨励すること、海外に寄託する場合には寄託側の要請があれば、菌株を本国へ送付することを条件とすべき。
- ・寄託菌株の利用状況に関する情報を利用者から寄託者へ開示を義務付ける案については、利用者が詳細な情報開示を望まない場合が多いことから、情報開示の義務化を希望する場合は、一般寄託ではなく、「条件付寄託」のカテゴリーで寄託するべき。
- ・一般寄託及び一般分譲を定義し、分譲に当たっては最小限の条件のみ（第三者への無断分譲禁止、非商業化目的）を付すべきことを明確化した。
- ・MMTガイドラインは、当面は一般寄託・分譲を対象としたガイドラインとする。
- ・素材移転契約(MTA)のサイナーについては、責任ある職位を具体的に例示する。
- ・本MMTガイドラインはCBDと国内法に準拠するべきであり、CBDの遵守や国内の権威ある当局と菌株保存機関間の連携（権限委譲）を確保することが望ましい。
- ・MMTガイドラインの将来像や菌株保存機関の果たすべき役割の理想形を提示するとともに、当面は現実に実施可能な一般寄託・分譲に絞って記載する。
- ・MTAにおける知的財産の扱いについては結論が出なかった。
- ・今後の予定として、今回の議論に基づいてガイドライン案を改訂し、もう一度タスクフォース会合を開催した後、次回アジアコンソーシアム会合（2009年秋、ベトナム）に提示する。

1-12. インドネシアの最近の状況

2009年2月9～10日に、インドネシアのABS政策の現状と今後の方向性についてCBD関係者との情報交換のために、同国に出張した。以下にその結果を報告する。

(1) 「遺伝資源管理法案」のその後

インドネシア環境省は、数年前から、「遺伝資源管理法案」策定の準備を始めた。2009年2月時点において、法案策定までに至らず、今もなお準備作業中である。2009年1月末頃に専門家会合を開催した。3月に公開討論を行う予定である。草案を完成させたら、議会(House of Representatives)へ提出することになるが、議会の選挙が本年4月にあり、7月に大統領選挙があるため、日程が遅れる可能性もある。なお、農業遺伝資源について「遺伝資源管理法案」ができるまでの措置という意味から、「研究目的でインドネシアの農業用植物資源等を外国人が使用する場合、インドネシアの現地パートナーが必要であり、かつ農業省にそのことを届け出る必要がある」という規制制度(農業大臣令67号)が2006年12月に公布されている。2009年2月時点では、本大臣令の英語版はまだ公表されていない。

(2) CBD-ABSに関する国のポジション決定の体制

CBD-ABSに関する国のポジションを決めるに当たっては、省庁横断的な専門家委員会(農業省、林業省、水産省、研究技術省、大学等の専門家から成る)で審議して案を決める。事務局は環境省(マスネリヤッティ・ヒルマン環境省副大臣)であり、ウタミ次官補(CBDフォーカルポイント)がコーディネーターを務める。ただし、環境省内に専門的知識を持った委員がいないため、専門的根拠に基づく意見は主に他省庁の委員の協力によるところが大きかった。環境省は草案の作成作業に当たって、大学から法律の専門家を雇い入れ、内容の深化と作業の効率化に努めている。

(3) LIPI-NITE共同研究プロジェクト成果報告会への出席

ジャカルタのLIPI(インドネシア科学院)本部で、我が国の(独)製品技術評価基盤機構(NITE)とLIPIとの共同研究プロジェクト(2002年～2009年)の成果報告会が開催され、参加した。インドネシア政府のCBD担当高官が本報告会に集まり、筆者らには情報交換の良い機会であった。

本共同研究プロジェクトは、Dr. Setijati Sastrapradja女史(元LIPIバイオテクノロジー研究所長)が第5回CBD締約国会議(COP5、ナイロビ、2000年)において「先進国とインドネシアの間でABSの実際的な実施方法を協議しながら進めよう」と提言し、これに対し当時の経済産業省(METI)生物化学産業課長が賛同したことを契機に始まったものである。

その後、METIの依頼によりJBAがインドネシアとのMOU交渉を担当して、草案を完成させた。2002年にNITE理事長と技術評価応用庁(BPPT)長官の間でMOUが署名され、プロジェクトが開始されたという経緯がある。我が国のMETI、NITE、JBA3者がABSに関して協力し、成功させた良い例といえる。

1-13. マレーシア・サバ州の遺伝資源のアクセス政策

2009年2月12～13日、マレーシアのABS（遺伝資源へのアクセスと利益配分）政策の現状（ABS国内法制定の進捗状況等）と今後の方向性についてCBD関係者との情報交換のために、同国に出張した。以下にその結果を報告する。

（1）連邦政府によるABS国内法制定に向けての現状

1999年度にABS法案がドラフトされたが、内閣のレベルで審議は棚上げにされ、それに代わるものは、現在、検討されていない。その背景としては、①ABS法案は当時のフィリピン大統領令247号を参考にしたが、実態はその後変化している、②連邦13州のうち、自治色の強いサラワク州やサバ州では既にABS州法が制定されており、半島部11州との連邦法案に関する調整が容易でない、③国連生物多様性条約（CBD）におけるABS国際的制度（ABS-IR）の交渉の方向性はまだ流動的であり、マレーシア連邦のABS法を策定する機は熟していない、等の認識があるものと思われる。

（2）サバ州の現状

サバ州生物多様性条例（Sabah Biodiversity Enactment 2000）¹が2000年11月にSabah州議会で可決成立したが、2007年まで何ら実施の動きがなかった。2007年12月に第1回生物多様性委員会（Biodiversity Council）が開催された。2008年5月に、生物多様性委員会の事務局機能を担うサバ州生物多様性センター（Sabah Biodiversity Centre、SBC）が設立された。生物多様性委員会の関心事は生物資源アクセスの許認可システムの整備と、利益配分に関する規定を作成する事である。利益配分に関する規定等はほとんど白紙からの出発という状況である。サバ州は連邦の中で独立性の強い州であるが、連邦政府のABS法制定に向けての動きも注視しながら物事を進める状況にある。サバ州生物多様性条例によれば、SBCが中心となってこれらの事務作業を進める規定になっているが、5名の職員を配備したばかりであり、まだ十分に機能するには至っていない。

現在、我が国の独立行政法人国際協力機構（JICA）が「ボルネオ生物多様性保全・生態系保全プログラム（Bornean Biodiversity & Ecosystems Conservation Programme、BBEC）」の「フェーズIIプログラム（BBEC Phase II Programme）」を実施中である。JICAは事務所をサバ州天然資源庁の中に置き、4名のスタッフを配置してBBEC Phase II Programme²（政策支援編：2007-2012）の実施を通じてSBCを支援しているという状況である。

¹ 下記のURLで閲覧可。（2009年2月20日アクセス）

http://www.lawnet.sabah.gov.my/viewdoc.asp?id=sabahlaws&title=Sabah_Laws&document=statelaws/SabahBiodiversityEnactment2000.htm

² http://www.bbec.sabah.gov.my/japanese/index_jp.php （2009年2月25日アクセス）

(3) ABS セミナーの開催

2009年2月13日、サバ州天然資源庁においてSBCとJICA共催によるABSセミナーが開催された。これはサバ州政府がProf. Zakri A. Hamid（前国連大学高等研究所長、現マレーシア科学大学王室講座教授、グローバル持続可能性研究センター長）を通じて、ABSに関する各種ツール（ボン・ガイドライン、METI-JBAガイドライン「遺伝資源へのアクセス手引」、イス・マネージメントツール）についての講演会開催に協力する要請が出され、今回の開催に至ったものである。

SBCのFatah所長の開会挨拶の後、Mohamad bin Osman教授（マレーシア国民大学、UKM）がボン・ガイドラインについて、炭田がMETI-JBAガイドラインについて、Prof. Zakriがイス・マネージメントツールについて、講演した。本セミナーには、サバ州政府の各部門、マレーシア・サバ大学(UMS)熱帯生物学保全研究所、NGOs等から、約20名が参加した。このセミナーは、今後18ヵ月にわたって実施されるプロジェクトの第1段の催しとのことで、州政府関係者の緊張感を感じた。

Prof. Zakriの講演の基調は、実際的なABSルールを作ることが重要であることを強調していた。これは隣州のサラワク州がかなり厳しいABS州法を実施し、マレー半島部の関係者から批判を買ってきることとも関連があると考えられる。当方も、日本におけるABSガイドライン「遺伝資源へのアクセス手引」の実施経験について説明し、実際的な手続きの整備と共に、パートナーシップには信頼関係と相互理解を深めることの重要性を強調した。サバ州の関係者側から、「まだABSに関する知識と経験が浅いので、適切なガイドに今後も協力してほしい」との期待が述べられた。

サバ州は生物多様性の豊富な地域であり、州政府が現実的なABS規制制度を実施する事になれば、日本を含めた利用者側にとっても歓迎すべきことである。

1-14. カンボジアの最近の動向

2008年12月10日、JBA会議室にて「日本・カンボジア2国間会合」を開催した。カンボジアは、生物多様性条約（CBD）第9回締約国会議（COP9）において、2010年のCOP10まで、クックアイランドと共に、アジア地域グループの共同議長及び締約国会議ビューロー国¹として選出された。カンボジア政府はMs. Somaly Chanをビューローメンバーとして登録した。

COP10を名古屋に招致する我が国にとって、今後、アジア地域との友好的な対話をを行うことが重要である。特に、アジア地域グループのビューロー国であるカンボジアとの協力関係が不可欠である。

そこで、今回、カンボジアより下記政府関係者2名を我が国に招聘し、「カンボジアの生物多様性政策、及び遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する政策」について、情報・意見交換を行い両国間の相互理解を深めた。さらに、両氏は（独）製品評価技術基盤機構（NITE）バイオテクノロジー本部施設の視察を行った。

Ms. Somaly Chan：カンボジア環境省国際条約生物多様性課課長、CBDビューローメンバー、ABSナショナル・フォーカルポイント

Mr. Pisey Oum：カンボジア環境省国家プロジェクト・コーディネーター（バイオ安全性）、アジア微生物資源コンソーシアム・カンボジア代表

（1）会合概要

① カンボジアの生物多様性

カンボジアはメコン川とトンレサップ湖沿岸の低地地帯を中心に南西、北、北東部に山岳地帯がある。カンボジアの生物多様性（植物や動物種）に関する情報は極めて限られている。カンボジアには29の保護地域、及び3つの国際的に重要性を持つ湿地帯がある。これらの地域は国土の18%を占める²。

② 生物多様性に関する政策

カンボジア環境省は設置されてから15年になる。環境省に自然保全保護総局（General Department of Administration for Nature Conservation and Protection）があり、その中に国際条約生物多様性課（Department of International Convention and Biodiversity）が新設された。自然保全保護総局はCBD、気候変動条約、ラムサール条約等を管轄する。ただし、ワシントン条約（CITES）は農林水産省の管轄である。

カンボジアは1995年にCBDを批准し、2002年に国家生物多様性戦略行動計画を策定した。

¹ 世界5地域から各2名ずつ選出され、計10名からなる。

² 出所：CBD Clearing House Mechanism

カンボジアの遺伝資源へのアクセスに関する政策は既存の法制度により運用している。現在、CBDに基づく ABS 国内法令(sub-decree)の策定を目指して、既存法の内容を調査・検討中である。

ABS 戦略として、カンボジア政府は能力構築を重要視しているが、予算不足のために十分に実施できていない。当面、パートナーシップに基づくネットワークの構築が重要だと考えている。日本が協力可能なアイディアがあれば教えて欲しいとの要請があった。JBA としては、「JICA バイオインダストリー集団研修コース」の制度を紹介した。

ACB(ASEAN Center for Biodiversity、本部はフィリピン。主たる資金は EU が拠出)が 2009 年 2 月頃に ABS に関する能力構築のためのワークショップを開催する予定とのことである。

【入手資料】

カンボジア側から下記の資料を入手した。

- Thematic Assessments and Action Plan for the three conventions: CBD, UNFCCC and UNCCD, Ministry of Environment, Kingdom Of Cambodia, Phnom Penh February 2007 (pp.84)³
- National Biodiversity Strategy and Action Plan Royal Government of Cambodia, Ministry of Environment, April 2002⁴
- Cambodia trade Relations & Intellectual Property Rights agreement: Agreement between the U. S. A. and the Kingdom of Cambodia⁵

(2) 我が国公的機関への訪問

2008 年 12 月 11 日、両氏は NITE バイオテクノロジー本部の施設を見学し、奥田本部長、安藤部門長等と意見交換を行った。

両氏は、NITE のアジア各国との協力方式を高く評価し、今後、日本の国際協力における経験を共有すると共に、将来、カンボジアとの研究協力を希望する旨を表明した。

³ <http://ncsa.undp.org/docs/386.pdf> (2008 年 12 月 22 日アクセス)

⁴ <http://www.cbd.int/doc/world/kh/kh-nbsap-01-en.pdf> (2008 年 12 月 22 日アクセス)

⁵ http://cambodia.usembassy.gov/uploads/images/ZmpdVryh0lbmJJNIMpRuXA/US_IPR_agreement.pdf (2008 年 12 月 22 日アクセス)

1-15. インド国立微生物技術研究所について

2009年2月23日～24日、インドのチャンディガルにある微生物技術研究所(Institute of Microbial Technology、IMTECH)を訪問した。生物多様性条約(CBD)に基づく微生物資源の研究と利用に関して情報交換を行うと共に施設を見学し、今後のインドの微生物資源へのアクセスルートの拠点としての可能性について調査した。日本からは炭田(JBA)及び(独)製品評価技術基盤機構(NITE)の鈴木健一朗生物遺伝資源(NBRC)部門長が参加した。

(1) インド国立微生物技術研究所(IMTECH)¹

IMTECHは、インドのパンジャブ州及びハリアナ州両州の州都であり同時に中央政府直轄地であるチャンディガルにある。IMTECHはインド科学産業研究評議会(Council for Scientific and Industrial Research、CSIR)²傘下の研究所(全部で38機関ある)の内、主に微生物に関するバイオ技術を担当する最も新しい研究所として、1984年に設立された。47エーカーという広いキャンパスの各所に花園が配置された美しい環境の中に研究施設と宿舎が建っている。

IMTECHは、48名の研究者(内、博士36名)と145名のテクニシャン及び大学院学生で構成される。研究分野は①発酵工学・応用微生物学、②細胞生物学・免疫学、③分子生物学・微生物遺伝学、④タンパク科学・工学である。研究施設として、微生物タイプカルチャーコレクション(The Microbial Type Culture Collection & Gene Bank、MTCC)、バイオインフォマティックス、発酵用パイロットプラント、実験動物施設等を有する。

今回の訪問では微生物資源に関する交流の可能性を念頭に置いて情報交換を行った。

(2) 微生物タイプカルチャーコレクション(MTCC)³

MTCCの予算の財源は、主として科学技術省(Ministry of Science and Technology、MST)傘下のバイオテクノロジー局(Department of Biotechnology、DBT)、及び同じく MST傘下のCSIRからのファンドによる。研究テーマは、応用微生物学、生態学、工業微生物学、発酵、微生物分類学、菌株保存技術、環境保護、生化学、分子生物学、遺伝子工学等である。キュレーターは6名(細菌、糸状菌、酵母、放線菌、電子顕微鏡等の分野ごとに専門家を配置)、スタッフは18名である。保存株数は細菌1,124、糸状菌1,245、酵母575、プラズミド85である。MTCCは、液体窒素、ディープフリーザー、凍結乾燥機等の充実した設備を備えた標準的な菌株保存施設を擁するインドを代表する公的なサービス・カルチャーコレクションである。糸状菌については別のカルチャーコレクションもある。また、DBTがプーニー(ムンバイの近く)に新しいカルチャーコレクションを作るという計画もある。インドには国内カルチャーコレクションの統合

¹ <http://www.imtech.res.in/> (2009年2月27日アクセス)

² <http://www.csir.res.in/> (2009年2月27日アクセス)

³ <http://www.imtech.res.in/mtcc/> (2009年2月27日アクセス)

的組織（例えば、日本微生物資源学会に相当するもの）はまだない。また、菌株の統合的カタログはないが、DBT には 40,000 の菌株に関するデータベースが整備されているとのことであった。

（3）情報交換セミナーの開催

我々の訪問を機会に、IMTECH の研究者とスタッフ約 50 名が参加する情報交換セミナーが開催された。IMTECH の所長がデリーに出張中のため、Dr. Jolly (タンパク科学・工学部門長) が研究所を代表して IMTECH における研究と開発の現状、及び MTCC の活動について全体説明を行った（事務部門を代表して Mr. Rajendra Soni が同席）。説明の中で、最近、IMTECH が米国企業に対し微生物由来の免疫抑制物質をライセンスする契約に合意、また P&G 社や Novo 社との共同研究等、欧米企業との交流事例への言及があった。

日本側からは、鈴木氏が NITE の NBRC の活動概要を説明した。アジア・コンソーシアム (ACM) を通じた NBRC とアジア諸国のカルチャーコレクションとの研究協力等について説明した際、インドも参加に関心があるとの感触を得た。炭田からは、経済産業省事業である遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS) に関する日本国内での実施状況、「遺伝資源へのアクセス手引」、これまでの ABS 分野における日・インドの 2 国間交流の経緯について説明した。

下記のキュレーターと情報交換を行うと共に施設の見学を行った。

Dr. D. Amanth Padmanaban (MTCC 全体及び糸状菌)

Dr. G. S. Prasad, Scientist E-II (酵母) : 理化学研究所・カルチャーコレクションに 1 年留学した。

Dr. S. Marilraj, Scientist IV (3) (細菌) : DSMZ (ドイツ) に留学した。

Dr. Suresh (放線菌)

Dr. B. D. Shenoy, Scientist IV (2) (糸状菌) : 香港大学 Prof. Kevin Hyde の下で学位を取得。

（4）まとめ

- ① IMTECH は微生物資源保存機関から、応用研究、発酵パイロットプラント（「ペトリ皿から培養生産まで」）を擁するインド政府管轄の中心的な微生物研究機関である。国際的な経験を有する専門家を擁しており、今後、我が国がインドと微生物分野での政府機関ベースでの共同研究をしたい場合は、その拠点となり得る設備と人材を有している。
- ② IMTECH は微生物資源保存からバイオ産業化に至る広い分野を担当しており、産業界との協力に意欲的である。日本のバイオ企業が関心を持つ場合は、インドにおける共同研究の一つの拠点とし得ると考えられる。
- ③ インド政府は「生物多様性法」を施行したが、その運用経験の蓄積は多くない。IMTECH と環境森林省(及び国家生物多様性総局 (NBA))との間には情報交換のパイプがあり、海外共同研究の際には許可を得る仕組みが出来ている。ABS における日本・インド関係は、バイオ産業を含めた長期的な関係を視野に置きつつ、両国の政府機関一政府機関ベースの合意に基づき、非商業的な関係の基盤構築から堅実に始めるのが早道だと思われる。

2. 國際私法と契約による遵守の確保についての調査*

遺伝資源等の利用者が、提供国の国内法に違反した場合、又は提供者との契約に違反した場合、既存の法制度によってどのような対応が可能であるか

調査目的

生物多様性条約（CBD）の下において、遺伝資源へのアクセスと利益の公正な配分（ABS）の確保のための国際的制度（IR）について、既存法律体系の適正な運用でABSの確保が可能なのか、あるいは法的拘束力のある新しいIRが必要なのか、加盟国間での交渉が難航している。2010年の名古屋での第10回CBD締約国会議に向けての国際交渉に対応するために、契約や法令の遵守を確保するための既存制度について、より精密な検証を行うことが必要である。

本報告においては、日本国民が外国から遺伝資源を日本へ持ち込み研究や商業目的に利用する場合を主として想定し、「その利用者が提供国の国内法又は提供者との契約に違反した場合、既存の法制度によってどのような対応が可能であるか」について検証する（本報告書は、日本国民以外の者が外国から遺伝資源を日本に持ち込み研究や商業目的に利用する場合も想定している）。

調査結果の要約

1. 遺伝資源等の利用者（以下、利用者）が提供国の国内法に違反した場合

利用者が提供国の刑法又は行政法規に違反し、これに対する刑事手続き又は行政手続きが開始したにもかかわらず出頭しない場合、利用者が提供国に居れば、提供国の法律に基づく勾引等により強制的に出頭させることはできる。しかし、利用者が提供国を出国した場合は、一定の例外（重大犯罪人の逃亡引渡し条約に基づく引渡し）を除き、強制的に提供国に送還し出頭させることはできない。刑事裁判においては通常、欠席判決は出されず、外国の刑事、行政判決の日本における承認・執行の規定も無い。

利用者が提供国を出国したことにより、刑事、行政手続きの遂行が困難になるのは、利用者が提供国にとって外国人であるからではなく、事案が遺伝資源に係るものだからでもなく、刑事、行政手続（特に刑事手続き）の性格に由来するものである。

このような事態に対応するのが、以下の2に述べる国外犯の規定である。

* 本調査は、経済産業省による「平成20年度環境対応技術開発等（生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業）」の一環として、財団法人バイオインダストリー協会が、山口国際法律事務所の弁護士・山口三恵子氏に再委託して実施した調査の結果である。

2. 利用者が提供国で行った行為が日本の刑法に定める国外犯に該当する場合

利用者が単に加盟国の許認可を得ずには日本に遺伝資源を持ち帰っただけでは日本の刑法上の国外犯に該当しないが、それに伴う行為のいずれかが国外犯に該当する可能性がある。国外犯の規定には、日本国民と日本国民以外の者の両方に適用される規定（刑法2条）と、日本国民だけに適用される規定（刑法3条）がある。

国外犯の規定の適用を受ける利用者が日本に戻っている場合、その利用者が日本国民であれ日本国民以外の者であれ、日本の刑事訴訟法に基づき、逮捕、勾留し、日本に証拠物があるときは証拠調べをし、日本の裁判所に起訴し、判決に基づき処罰する。

国際的な移動が容易な時代においては、各国が国外犯の規定を整備することが望ましい。日本の国外犯の規定は充実しているといえよう。

3. 利用者が提供者との契約に違反した場合

契約の違反当事者の相手方は、当該相手方が日本国民か日本国民以外の者かを問わず、また違反当事者が日本国民か日本国民以外の者かを問わず、日本の裁判所において管轄が認められれば民事訴訟を提起して損害賠償等の救済を求めることができる。また、仲裁の合意があれば、合意の当事者が日本人か外国人かを問わず、日本国内で仲裁の申立ができる。

契約の違反当事者の相手方は、日本人か外国人かを問わず、外国で民事判決を受けた時は、その外国判決が日本の民事訴訟法に定める一定の要件を充足するときは自動承認され、日本で執行判決を得ることにより、その外国判決を日本で執行することができる（違反当事者が日本国民か日本国民以外の者かを問わない）。また、外国の仲裁判断も、当事者が日本人か外国人かを問わず一定の要件を充足すれば日本で承認され、当事者は、日本の裁判所で執行決定を得て外国の仲裁判断を日本で執行することができる。

調査結果

1. 利用者が提供国の国内法(以下「提供国法といふ。」)に違反した場合

(1) 刑事罰を科する規定を有する提供国の国内法（刑法、刑罰規定を有する行政規制法）に違反した場合

利用者が提供国に居るときは、提供国が国内法を適用し、その国の刑事訴訟法に基づき逮捕、取調べ等を行い、利用者を処罰する。

しかし、利用者が提供国を出国したときは、逮捕、勾留等による身柄拘束ができず、取調べができない。提供国において犯された犯罪であるときは提供国裁判所に管轄があるが、起訴すべき相手方（被告人となるべき者）が提供国に居ない。仮に起訴したとしても、違反者が召喚に応じず出頭しないときに勾引しようとしても、提供国の官憲が違反者の所在国に立ち入って勾引することはできない。犯罪の対象物である遺伝資源その他の犯罪の証拠となる物も日本に持ち帰っている場合が多い。証拠調べの一部は提供国でできるであろうが、完全ではない。

逮捕、勾留、勾引、証拠調べ等は国家の刑事的司法権の行使（主権の行使）であるから、他国に居る者あるいは他国に所在する物に対してこれらの刑事手続きを行うことは、他国の主権の侵害になるからである。

提供国が違反者に適用されても、実効性が無ければ、利用者が契約を締結するインセンティブが失われる。遺伝資源の利用のために契約など締結しなくともリスクは無く、やりたい放題になりかねない。

日本と他のアジア諸国は距離が近く、国民の外見も著しく相違しないため、アジア諸国で犯罪を行なった者が日本に逃げ帰ることは容易であり、このような事態は起こる。このような事態を防ぐためには国際司法共助（国際司法共助に関する条約の締結、実務上の国際司法共助）が不可欠である。

国際司法共助（刑事）に関する日本が締結している条約および日本の法律

(i) 逃亡犯人引渡し条約及び逃亡犯人引渡法

提供国において既に刑事に関する手続きが行われた後に違反者が日本に逃げ帰った場合

提供国と日本の間に逃亡犯人引渡し条約が締結されている場合は、同条約及び日本の国内法である逃亡犯人引渡法に基づき引渡すことがある。しかし、日本が逃亡犯人引渡し条約を締結している相手国は現在のところアメリカ合衆国及び韓国だけである。

(ii) 国際捜査共助等に関する法律

この法律は、提供国との間に条約の締結を必要としないが、少なくとも実務上の協力関係が無ければ意味ない。

結論：アジア諸国との間の刑事上の国際司法共助の実態調査が必要。

(2) 提供国の行政上の取締り法規（刑事罰を科す規定を除く）

当該法規に基づく制裁（提供国における活動のための免許剥奪、入国禁止等）が科せられる。刑事罰、特に死刑、懲役、禁固、拘留等の身体刑については、本人の出頭無しに判決が出されることは一般的に有り得ない。仮に判決が出されても現実に執行できない。行政的な取締り法規に基づく罰金は、本人不在でも科されるかもしれない。違反者の財産が提供国に存在する場合は、その差押えが有り得る。提供国の法律による。

まとめ：

利用者が提供国の刑法または行政法規に違反し、これに対する刑事手続き又は行政手続きが開始したにもかかわらず出頭しない場合、利用者が提供国に居れば、提供国の法律に基づく勾引等により強制的に出頭させることはできる。しかし、利用者が提供国を出国した場合は、一定の例外（重大犯罪人の逃亡引渡し条約に基づく引渡し）を除き、強制的に提供国に送還し出頭させることはできない。刑事裁判においては通常、欠席判決は出されず、外国の刑事、行政判決の日本における承認・執行の規定も無い。

利用者が提供国を出国したことにより、刑事、行政手続きの遂行が困難になるのは、利用者が日本人だからではなく、事案が遺伝資源に係るものだからでもなく、刑事、行政手続（特に刑事手続き）の性格に由来するものである。

このような事態に対応するのが、以下の 2 に述べる国外犯の規定である。

2. 利用者が提供国で行った行為が日本の刑法に定める国外犯に該当する場合

利用者が単に加盟国の許認可を得ずに遺伝資源を持ち帰っただけでは日本の刑法上の国外犯に該当しないが、それに伴う行為のいずれかが国外犯に該当する可能性がある。

利用者が日本に戻っている場合、日本の刑事訴訟法に基づき、逮捕、勾留し、日本に証拠物があるときは証拠調べをし、日本の裁判所に起訴し、判決に基づき処罰する。

国内犯（刑法 1 条）：属地主義が原則

1 項 国内で罪を犯した全て者（国籍を問わず）に適用する。

2 項 国外にある日本船舶又は日本航空機において罪を犯した者についても前項と同じ。

全ての者の国外犯（国籍を問わず）（刑法 2 条）：

5 号 公文書偽造等（155 条）

公正証書原本不実記載等（157 条）

偽造公文書行使等（158 条）

公務所又は公務員によって作られるべき電磁的記録に係る電磁的記録不正作出及び供用（161 条の 2）

8号：公印偽造及び不正使用等、公記号偽造及び不正使用（165条、166条）及びそれらの未遂罪

日本国民の国外犯（刑法3条）：

3号：私文書偽造等、偽造私文書等行使（159条、161条）

2条5号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録に係る電磁的記録不正作出及び供用（161条の2）の罪

4号：私印偽造及び不正使用等の罪（167条及び同条2項の罪の未遂罪）

13号：窃盗罪（235条）、未遂罪（243条）

14号：詐欺（246条）、電子計算機使用詐欺（246条の2）、背任（247条）、準詐欺（248条）、恐喝（249条）、未遂罪（250条）

15号：業務上横領（253条）

16号：盜品譲受け等（256条2項）

外国判決の効力（刑法5条）：

外国において確定判決を受けた者であっても、同一の行為について更に（日本で）処罰することを妨げない。ただし、犯人が既に外国において言い渡された刑の全部又は一部の執行を受けたときは、刑の執行を減輕し、又は免除する。

刑の種類（刑法9条）：

主刑：死刑、懲役、禁固、罰金、拘留及び科料

付加刑：没収（物の所有権を国庫に帰属させる処分。犯行の凶器、犯罪で得た財物などの動産、不動産が対象。）

刑法19条1項 没収の対象物

- ① 犯罪行為を組成した物
- ② 犯罪行為の用に供し、又は供しようとした物
- ③ 犯罪行為によって生じ、若しくはこれによって得た物又は犯罪行為の報酬として得た物
- ④ 前号に掲げる物の対価として得た物

2項 原則として犯人以外に属する物は没収できないが、犯罪の後にその者が情を知つて取得した物は没収できる。

まとめ：

国際的な移動が容易な時代においては、各国が国外犯の規定を整備することが望ましい。日本の国外犯の規定は充実しているといえよう。

3. 利用者が提供者との契約に違反して利益配分等を行わないときの対応

(民事上の紛争の解決)

契約に紛争解決方法を明記すべきである。当事者間に紛争が起きてから紛争の解決方法（仲裁か裁判か、仲裁であれば仲裁地をどこにするか、裁判であれば管轄裁判所はどこにするか）を合意により定めることは、まず不可能である。

民事紛争の解決は、当事者の負担（費用、手数）によるところが大なので、提供者の利益のためには、提供者の費用、手数を少なくするよう工夫して契約を定めるべき。（公式のガイドラインは両当事者に公平なものにすべきであろうが。）

(1) 契約に仲裁合意の条項（仲裁条項）があるとき

仲裁条項に従い仲裁手続きを取る。

仲裁条項があるのに一方当事者が訴訟を提起したとき。仲裁条項の存在が防訴抗弁（本案前の抗弁）となり得る。（当該裁判所所在国の民事訴訟法等の、その国の国内法の定めによる。）防訴抗弁となるときは、訴訟が却下され又はペニディングとなる。

日本の仲裁法 14 条（仲裁合意と本案訴訟）

1 項 受訴裁判所は被告の申立により訴訟を却下しなければならない。

仲裁条項の内容には色々ある。

仲裁地：

契約の一方当事者の国（の特定の都市）：契約当事者間の力関係において、その当事者の力が強い場合によく見られる。提供者の利益を考えれば、契約中に、提供者の国、提供者にとって有利な都市を規定しておくのがよい。

仲裁申立をした当事者の相手方当事者の国：

第三国：

仲裁機関：

国際商業会議所（ICC）の仲裁裁判所

各国の仲裁協会（社団法人日本商事仲裁協会（JCAA）、社団法人国際商事仲裁協会）

仲裁のルール、仲裁人の選出方法

仲裁の準拠法：

仲裁の効力、執行：

費用、手数を訴訟と比較：

外国仲裁の承認・執行については後述

(2) 契約に仲裁条項がないとき

訴訟による。先ず裁判管轄が問題になるが、管轄の有無以前に、そもそも当該事案が民事裁判の対象になるか、という問題がある。

- 外国国家の私法的ないし業務管理的行為について外国国家は原則として日本の民事裁判権から免除されない。
- 外国国家の主権的行為については民事裁判権から免除される（国際慣習法）。

(I) 裁判管轄（裁判所が自らの裁判権を行使できる範囲）

国際管轄については、特定の事項について下記の条約があるが、それ以外の事項については条約等の国際的取決めが無い。

- 國際航空運送についてのある規則の統一に関する条約（モントリオール条約）33条1項～3項
- 油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約5条3項、9条1項

したがって、ある訴訟についての国際管轄は、その訴訟が提起された裁判所の所在地（法廷地）の法令、判決が定めるところによる。

日本の民事訴訟法には、国内の裁判管轄の規定はあるが、国際裁判管轄の規定はない。

国際管轄に関する日本のリーディングケースは、マレーシア航空事件（航空運送契約上の債務不履行に基づく損害賠償請求事件）最高裁判決（最判昭56.10.16）である。（詳細は下記*）。

最高裁判所は、本判決において、（国際管轄は）当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念により条理に従って決定するのが相当であり、日本の民事訴訟法の規定する裁判籍のいずれかが日本国内にあるときは、これらに関する訴訟事件につき、被告を日本の裁判権に服せさせることが右条理に適う、との考えを示した。

その後の下級審判例も、マレーシア航空機事件最高裁判決を踏襲した。但し、日本の民事訴訟法の規定する裁判籍のいずれかが日本国内にある場合でも、被告を日本の裁判権に服せさせることが右条理に適うとはいえない「特段の事情」があるとはいえない、との考えが確立し、具体的に「特段の事情」の有無を判断した判例もある。

日本の民事訴訟の管轄に関する規定を以下に説明する。

(i) 普通裁判籍による管轄（4条）

①訴えは、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する。

②人の普通裁判籍は

個人：住所、居所（日本国内に住所がないとき、又は住所が知れないとき）、最後の住

所（日本国内に居所がないとき、又は居所が知れないとき）

③ 略。

④ 法人その他の社団又は財団：主たる事務所又は営業所、代表者その他の主たる業務担当者の住所（事務所又は営業所がないとき）

⑤ 国の社団又は財団：日本における主たる事務所又は営業所、日本における代表者その他の主たる業務担当者の住所（日本国内に事務所又は営業所がないとき）

⑥ 国：訴訟について国を代表する官庁の所在地

(ii) 特別裁判籍による管轄（5条～7条）

財産権上の訴え等についての管轄（5条）

① 財産権上の訴え 義務履行地（民法484条持参債務、商法516条1項）

⑧ 不法行為 不法行為地

特許権等に関する訴え等の管轄（6条）

意匠権等に関する訴えの管轄（6条の2）

併合請求における管轄（7条）

【用語の説明】

土地管轄：国内に多数ある同種類の第一審裁判所のうち、ある具体的な訴訟事件について、どの地の第一審裁判所がその裁判を担当するかの定めをいう。

管轄区域：裁判権行使の地域的区分。各裁判所ごとに法定されている。

裁判籍：裁判所の管轄区域と事件とを連結する地点。民事訴訟の第一審土地管轄を決定する基準となる。

裁判籍の種類：

普通裁判籍：事件の種類・内容に関係なく一般的に認められる（4条）。

特別裁判籍：特定の種類・内容の事件についてのみ認められる（5～7条）。

(iii) 契約に裁判管轄について規定（＝合意）が有る場合

合意管轄（11条）

専属裁判管轄の合意：他の裁判管轄を排除

非専属裁判管轄の合意：他の裁判管轄を排除しない。

被告地主義による合意：（訴えを提起される側の住所地）

提供者としては、自国の特定の裁判所を専属管轄裁判所として契約中に定めることが有利

契約に裁判管轄について規定（＝合意）が無い場合

（契約当事者が）訴訟を提起しようとする裁判所の所在国の法令（判例を含む）によ

り、管轄の有無が定まる。

(iv) 応訴管轄（12 条）

* 「マレーシア航空機事件（最判昭 56. 10. 16）」の詳細

事件の内容：

訴外 A はマレーシア連邦国内でマレーシア航空（Y）（被告・被控訴人・上告人）と航空運送契約を締結して Y の航空機に搭乗したが、同機は同国内で墜落し、A は死亡。A の遺族 X は、同契約上の債務不履行により A が取得した Y に対する損害賠償請求権を相続したとして Y に対し損害賠償を求める訴訟を名古屋地裁に提起した。

1 審名古屋地裁：

日本に本件の国際裁判管轄はないとして訴えを却下。

2 審名古屋高裁：

Y が東京に営業所を有していることから、営業所所在地として、また X の住所地を義務履行地として、日本の裁判権があることは条理上当然として 1 審判決を破棄、差し戻し。

最高裁：

日本に国際管轄を認める。本来国の裁判権はその主権の一作用としてされるものであり、裁判権の及ぶ範囲は原則として主権の及ぶ範囲と同一だから、被告が外国に本店を有する外国法人である場合はその法人が進んで服する場合のほか日本の裁判権は及ばないのが原則。例外として、日本の領土の一部である土地に関する事件その他被告が日本となんらかの法的関連を有する事件については、被告の国籍、所在のいかんを問わず、その者を日本の裁判権に服させるのを相当とする場合もあることを否定できない。例外的扱いの範囲については、この点に関する国際裁判管轄を直接規定する法規もなく、またよるべき条約も一般に承認された明確な国際法上の原則もいまだ確立していない現状のもとでは、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念により条理に従って決定するのが相当。

日本の民事訴訟法の国内の土地管轄（国内に多数ある同種類の第一審裁判所のうち、ある具体的な訴訟事件について、どの地の第一審裁判所がその裁判を担当するかの定め）（裁判権行使の地域的区分）に関する規定、たとえば、被告の居所（現 4 条 2 項）、法人その他の団体の事務所又は営業所（現 4 条 4 項～6 項）、義務履行地（現 5 条 1 項（持参債務（民法 484 条））、被告の財産所在地（現 5 条 4 号）、不法行為地（現 5 条 9 号）その他民事訴訟法の規定する裁判籍のいずれかが日本国内にあるときは、これらに関する訴訟事件につき、被告を日本の裁判権に服せしめることが右条理に適う。

Y は、マレーシア連邦会社法に準拠して設立され、同連邦内に本店を有する会社であるが、B を日本における代表者と定め、東京都港区に営業所を有するから、Y が外国に本店を有する外国法人であっても、Y を日本の裁判権に服せしめるのが相当。

その後の判例：

マレーシア航空機事件最高裁判決を踏襲

「特段の事情」がない限り：

特段の事情とは、日本の裁判所に管轄権を認めることができが、当該訴訟における具体的な事実関係に照らして、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期すという理念に反する結果となるような事情を意味する。

遠東航空事件東京地裁昭 61. 6. 20 日判決：

台湾の航空会社である遠東航空（A）所有の航空機が台湾国内で墜落。原告Xは死亡した乗客の相続人等（日本人）。Y1（ボーイング社）、Y2（ユナイテッド航空）（本件航空機を使用後 A に売却）及び A を相手どりカリフォルニア州の裁判所に損害賠償を求めて提訴。本件事故は本件航空機の欠陥に由来するものであり、Y1 は設計・製造の責任、Y2 は欠陥の通知を受けていたのに補修せず A に売却したことの責任。同裁判所は、台湾が適切な法廷地であるとして却下。X らは東京地裁に提訴。却下。

本件事故が機体の製造上の欠陥にあるのか、A の整備不良等にあるか、が本件の重要な争点であろうことは明らか。証拠（文書、機体残骸等）は台湾に存在するので、台湾が法廷地として適切であり、日本に管轄なし。

（II）準拠法

その国の国際私法（国内法）による。

日本：法の適用に関する通則法

当事者による準拠法の選択（7 条）：

当事者自治の原則：

契約に準拠法の定めがあるとき：

契約の解釈、損害賠償等はそれによる。

実体法（権利義務の内容を定める法）と手続法（当該訴訟の手続き。仲裁条項、仲裁ルールは別）

裁判所所在地、契約上の債務履行地の絶対的強行法規は当事者の意思により変更することはできない。

当事者による準拠法の選択がない場合（8 条）：

1 当該法律行為の当時において当該法律行為に最も密接な関連がある地の法

2 法律行為において特徴的な給付を当事者の一方のみが行うものであるとき：特徴的な給付を行う当事者の常居住地法が最密接関連地と推定される。

契約の一方当事者が物やサービスを提供し、他方当事者がそれに対して代金を支払う

契約：物やサービスを提供する当事者の常居住地法が最密接関連地と推定される。

当事者による準拠法の変更（9条）：

不法行為（17条）：

結果発生地の法

加害行為地：その地における結果発生が予見できないとき。

（III）送達

管轄が認められ、訴訟が受理された場合、訴状の送達が必要である。

被告が、当該訴訟が提起された國の外にいるとき（提供國の裁判所に提訴したが利用者は日本に帰國）は、国際送達が必要。提供者の國と日本の間に條約その他の民事に関する国際司法共助（の取決め又は事実上の協力）が必要。

日本が締結している送達等に関する条約：

- 民事訴訟手続に関する条約（「民訴条約」）

裁判上及び裁判外の文書の送付

司法共助の嘱託、証拠調べその他の裁判上の行為の嘱託

締約相手国

- 民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約（「送達条約」）

国内法：

外国裁判所の嘱託による共助法

民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律。同規則。

民事訴訟法（条約に対応）108条：

外国における送達：裁判長がその國の管轄官庁又はその國に駐在する日本の大使、公使若しくは領事に嘱託して行う。

時間がかかる。

外国の保全手続きの実行。

外国判決の承認の要件としての送達については後述。

（IV）外国判決の承認・執行

（A）外国判決の承認

提供國、利用國の何れかで出された判決を他方の國で執行するために執行を行う國が他國の判決（國家の司法権の發動）を承認することが必要である。

日本が外国判決を承認する場合に適用される法規定は、民事訴訟法第118条（外国裁判所の確定判決の効力）：

外国裁判所の判決は、次に掲げる要件のすべてを具備する場合に限り、その効力を有する。

「外国裁判所の判決」とは、外国の裁判所が、名称、手続、形式のいかんを問わず、私法上の法律関係につき当事者双方の手続的保障の下に終局的にした裁判をいい、決定、命令等と称するものも、右性質を有すればこれに該当する。（最判平 10. 4. 28）香港高等法院の訴訟費用負担命令は、「外国裁判所の判決」に該当する。

外国判決の承認のための手続きを定めた法規定は無い。以下の要件を全て充足するときは、何らかの手続きを取ることなく我が国でも当然に効力を生じる（自動承認）。判決の当否を日本が審査するわけではない。（但し外国判決の執行のために執行判決を得る過程で承認要件の充足について裁判上争われることがある。下記参照。）

上記のとおり、判決の当否を日本が審査するわけではないが、下記の 3（判決の内容及び訴訟手続きが日本の公序良俗に反しないこと）は判決承認の要件になっている。

1. 法令又は条約により外国裁判所の裁判権が認められること（管轄）。
2. 敗訴の被告が訴訟の開始に必要な呼出し若しくは命令の送達（公示送達その他これに類する送達を除く。）を受けたこと又はこれを受けなかったが応訴したこと（被告の保護、適正手続き）。
3. 判決の内容及び訴訟手続きが日本における公の秩序又は善良の風俗に反しないこと。
4. 相互の保証があること。（提供国との間で効力を生じるか否か予測するためには、提供国においても日本の判決が承認・（執行）される法制度であることが必要）。

要件 3について：

懲罰的損害賠償判決：

外国裁判所の判決が我が国の採用していない制度に基づく内容を含むからという一事をもって直ちに本条（旧 200 条 3 号）の要件を満たすということはできないが、それが我が国の法秩序の基本原則ないし基本理念と相いれないものと認められる場合には、その外国判決は、同号にいう公の秩序に反する。悪性の強い行為をした加害者対し、実損害の賠償に加えて、制裁的な賠償金の支払いを命ずることにより、将来における同様の行為の抑止を図ることを目的とするカリフォルニア州民法典の懲罰的賠償の制度は、損害の金銭賠償により被害者を不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とする我が国の不法行為の損害賠償の基本原則と相いらず、被害者が加害者から制裁及び一般予防を目的とする賠償金の支払いまで受け得るとすることは、我が国の公の秩序に反する。（最判平 9. 7. 11）

要件 4について：

国際社会において同一当事者間の矛盾判決を阻止し訴訟経済・権利の救済を図る必要性が増大しているのであるから、本条（旧 200 条）4 号の「相互の保証」とは、判決国において、我が国裁判所の判決と同種類の判決が、本条各号所定の条件と重要な点で異なる条件の下に効力を認められることで足りる。（最判 58. 6. 7 アメリカ合衆国コロンビア

特別区の判決につき相互の保証ありとされた事例) (手続き的公序についても同判決)

要件 2 について :

送達 :

日本 : 職権送達主義 (民事訴訟法 98 条 1 項)

英米法 : 伝統的に当事者送達主義

アジア : 英米法の国とそうでない国

外国から被告に郵便で直接なされた訴状の送達 :

翻訳文が添付されていなかったケース :

外国判決の送達が無く、上訴の機会を奪われた (手続き的公序違反の主張)。

2 号の「訴訟の開始に必要な呼出しもしくは命令の送達」があったためには、通常の弁識能力を有する日本人にとって送られてきた文書が司法共助に関する所定の手続を履践した「外国裁判所からの正式な呼出しもしくは命令」であると合理的に判断できる態様のものでなければならず、そのためには、当該文書の翻訳文が添付されていることが必要。

文書を受領した者が語学堪能であってその文書の内容を理解できた、というような個別の主観的事情を考慮して文書送達の効力を決するのは妥当でない。(東京地判平 2.

3. 26)

送達条約 :

10条 この条約は、名あて国が拒否を宣言しない限り、次の権能の行使を妨げるものではない。

(a) 外国にいる者に対して直接に裁判上の文書を郵送する権能

日本政府の見解 (送達条約の運用を議論する 1989 年のハーグ国際私法会議特別委員会) :

「わが国が第 10 条 (a) につき拒否宣言していないのは、外国から裁判上の文書が直接郵送されてきたとしても、わが国としては、それを主権侵害とはみなさないということを意味しているだけであって、それをわが国においても訴訟上の効果を伴う有効な送達として許容することまでも意味するものではない。」

条約遵守性 :

訴訟手続の明確・安定を図る必要上、判決国と我が国との間に裁判上の文書の送達に関する司法共助条約が存在し、訴訟手続の開始に必要な文書の送達がその条約によるべきものとされている場合には、条約所定の方法を遵守しない送達は本条 (旧 200 条) 2 号の要件を満たす送達にあたらないところ、我が国と当時香港につき主権を有していた英國がいずれも締約国である「民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約」及び両国間に存在する領事条約のいずれにおいても、原告から私的に依頼を受けた者によるノーティス・オブ・モーションの直

接交付の方法による送達は許容されていないから、右送達は同号の要件を満たさない。

(最判平 10. 4. 28)

証拠調べ：

大陸法：証拠調べ＝裁判権の行使

裁判所が主体となって行うべきもの。

外国の領域内でその国の承諾なしに行なうことは主権侵害。

英米法特に米国法：ディスカヴァリにおける証拠収集が裁判権の行使になるとの意識
は希薄。証言録取（ディポジション）

(B) 外国判決（外国裁判所の判決）の執行

外国判決を日本国内で（強制）執行するためには、その外国判決について日本の裁判所の執行判決を得ることが必要である。（日本の裁判所の判決を日本で執行するためには別途執行判決を得る必要がない。この点において、外国判決と日本の裁判所の判決とは、扱いが異なる。）（民事執行法 22 条）

外国判決の執行判決については、民事執行法 24 条に定められている。

民事執行法 24 条

1 項 管轄の定め

2 項 外国の裁判の当否を調査しないこと

3 項 外国裁判所の判決が、確定したことが証明されないと、又は民事訴訟法 118 条各号の要件（外国判決の有効要件）を具備しないときは、執行判決を求める訴えは却下しなければならないこと

4 項 執行判決においては、外国裁判所の判決による強制執行を許す旨を宣言しなければならないこと

(V) 外国仲裁判断の承認・執行

多數国間条約：

外国仲裁判断の承認と執行に関する条約（昭和 36 年条約 10 号）（ニューヨーク条約）

仲裁法（平成 15 年成立、公布）：

仲裁判断の承認（仲裁法 45 条）：

1 項 仲裁判断（仲裁地が日本国内にあるかどうかを問わない。）は、2 項の承認拒絶事由が無い限り、確定判決と同一の効力を有する。

ただし、仲裁判断に基づく民事執行のためには、46 条の規定による執行決定が必要。

外国判決の承認・執行と同様。仲裁判断の当否は判断しない。ただし、仲裁判断の内容が日本の公序良俗に反するときは、承認・執行拒絶（2 項 9 号）

2 項 不承認事由（実質的に執行拒絶事由と同一）

- 1号 当事者の能力の制限による仲裁合意の無効
- 2号 当事者の能力の制限以外の事由による仲裁合意の無効
- 3号 当事者が必要とされる通知を受けなかったこと
- 4号 当事者が仲裁手続きにおいて防御不可能
- 5号 仲裁合意又は仲裁申立の範囲を超える事項に関する判断を含む仲裁判断（判例 サーカス）
- 9号 仲裁判断の内容が日本の公序良俗に反すること

以上は仲裁合意をなすときに留意すべき。

仲裁判断の執行決定（仲裁法 46 条）：

1 項 仲裁判断に基づいて民事執行しようとする当事者は、債務者を被申立人として、裁判所に対し、執行決定（仲裁判断に基づく民事執行を許す旨の決定）を求める申立をすることができる。

8 項 執行拒絶事由（45 条 2 項 1～9 号（承認拒絶事由））

決定と判決の違い：

裁判は口頭弁論を経ることが原則であり、裁判所は口頭弁論に基づき判決を言い渡す。但し、事件の種類によっては口頭弁論を経ることなしに裁判を行うことができる。この場合裁判所は、判決ではなく決定をなす。（民事訴訟法 87 条 1 項）

国際執行管轄：

金銭債権執行のうち不動産執行および動産執行について被差押物の所在地に国際執行管轄を認める。

債権執行については議論が残る。債権は観念的な存在であり、その所在地はフィクション。不動産執行および動産執行のように所在地を基準にできない。

(VI) 国際民事保全

保全の目的：本案の実効性確保。保全は、本案に付随した手続き

国際裁判管轄（民事保全法 12 条 1 項を準用した裁判例）：

以下のそれぞれに関して国際保全管轄が問題になる。

保全命令発令手続き：

保全執行手続き：国際執行管轄と並行して捉える。

12 条 1 項 保全命令事件は、本案の管轄裁判所又は仮に差し押さるべき物若しくは係争物の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

仮差押命令の国際裁判管轄も本条 1 項の準用により決すべきであり、日本の裁判所に本

案事件の裁判権が認められなくとも、仮差押目的物が日本に存在し、外国判決により将来これに対する執行がなされる可能性のある場合には、日本の裁判所に仮差押命令事件についての裁判権が認められる。(旭川地裁決定平8・2・9)

仲裁法 15 条（仲裁合意と裁判所の保全処分）

国際司法共助

日本で執行を実施する場合、全ての執行行為が日本で完結できない場合もあり得る。例：
外国に居る第三債務者、債務者に対する差押命令、保全命令の送達。
私法上の国際司法共助（条約を含む）の実態調査が必要。

まとめ：

契約の違反当事者の相手方は、日本人か外国人かを問わず、日本の裁判所において管轄が認められれば民事訴訟を提起して損害賠償等の救済を求めることができる。仲裁の合意があれば、合意の当事者が日本人か外国人かを問わず、日本国内で仲裁の申立ができる。また、契約の違反当事者の相手方は、日本人か外国人かを問わず、外国で民事判決を受けた時は、その外国判決が日本の民事訴訟法に定める一定の要件を充足するときは自動承認され、日本で執行判決を得ることによりその外国判決を日本で執行することができる。また、外国の仲裁判断も、当事者が日本人か外国人かを問わず一定の要件を充足すれば日本で承認され、当事者は、日本の裁判所で執行決定を得て外国の仲裁判断を日本で執行することができる。

4. 水際措置

(1) 関税法

第 69 条の 11（輸入してはならない貨物）：

1 項 次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

9 号：特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品

2 項 税関長：没収、廃棄、積戻し命令の権限

(2) 外国為替及び外国貿易法

第 52 条（輸入の承認）

3. 国連大学高等研究所・JBA 共催国際ワークショップ

アクセスと利益配分の議題を前進させるために：分野別アプローチについて得た事例と教訓

2008年11月28日(金)、国連大学・エリザベスローズホール（東京・青山）において、国際ワークショップ「アクセスと利益配分の議論を前進させるために：分野別アプローチについて得た事例と教訓」(Sectoral Linkages and Lessons Learnt on Access and Benefit Sharing (ABS): Moving the ABS Agenda Forward) を、国連大学高等研究所(UNU/IAS)との共催により開催した。

生物多様性条約(CBD)の第10回締約国会議(COP10)が名古屋で開催されることになり、これまで以上に生物多様性に関する話題が取り上げられるようになっている。JBAは、生物の多様性の保全とともに、「遺伝資源へのアクセスと利益配分」(ABS)が重要な課題であるとして、CBDに基づくアクセスルートの開拓、公正かつ衡平な利益配分を達成するための地道な活動を続けてきた。こうした活動の一環として、UNU/IASとの共催による国際ワークショップやラウンドテーブルは位置付けられる。

COPにおける国際交渉では、ABSに関する国際的制度(International Regime、IR)の在り方について先進国と開発途上国の意見が対立し、交渉が硬直化しているが、ABS作業部会ではCOP10までにこの検討を完了させるべく、交渉が続けられている。そこで、今回、こうした国際的議論に貢献するために、ABSへの分野別アプローチに関する標記ワークショップ(プログラム、資料参照)を企画・開催した。

プログラム

Inaugural Session

Welcome Remarks: Prof. A H Zakri, UNU-IAS

Remarks: Dr. Seizo Sumida, JBA and Dr. Balakrishna Pisupati, UNEP

- Learning by sharing: Experiences from sharing *ex-situ* collections of genetic resources and its relevance to current ABS discussions—Dr. David Smith, World Federation of Culture Collections
- Providing Access and Sharing of Benefits: Experiences from the International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture—Ms. Marie Schloen, ITPGRFA

- Sharing what we know: WIPO's Progress towards linking ABS and TK agendas—Ms. Begona Venero, WIPO
 - Options for benefit sharing: Benefit sharing under the ABS of CBD—Ms. Suneetha Subramanian, UNU-IAS
- Facilitated discussion on Sectoral issues and ABS

開会

A. H. Zakri 氏(UNU/IAS 所長)、炭田 (JBA 生物資源総合研究所長)、Balakrishna Pisupati 氏 (UNEP : 国連環境計画事務局) から歓迎の挨拶、及び本国際ワークショップ開催の趣旨が紹介された。いずれも CBD プロセスにおける ABS の重要性を認識し、COP10 までに IR に関する作業を完了させることができることを求めており、今回の分野別アプローチを事例として国際的議論が進展することを望むと述べた。

セッション 1

「ABS の議論と関連した遺伝資源の域外コレクションからの経験」

(Experiences from sharing *ex-situ* collections of genetic resources and its relevance to current ABS discussions) : Dr. David Smith (世界微生物保存連盟(WFCC)会長)

微生物の域外コレクションを微生物保存機関というセクターとしてとらえ、遺伝資源へのアクセスを簡便化する仕組みを紹介した。

WFCC では従来から学術研究のために微生物菌株や遺伝子情報を交換してきたが、CBD に基づく素材移転契約 (MTA) を作成・共通化することにより、菌株への簡便なアクセスを促進するとともに、研究成果に関連した利益配分や知的財産に関する規定を盛り込んだ。また、OECD での議論・勧告に基づき、菌株保存機関の進化した概念である生物資源センターを世界的にネットワーク化する実証プロジェクト（ドイツが支援、我が国からも（独）製品評価技術基盤機構生物遺伝資源部門が参画）の事務局として、遺伝資源の寄託、保管、使用に関する共通ルールを紹介した。

セッション2

「アクセスと利益配分：食料農業植物遺伝資源に関する国際条約(ITPGRFA)の経験」

(Experiences from the International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture) : Ms. Marie Schloen (食糧農業機関ITPGRFA事務局)

世界で初めて 2004 年に発効した ABS に関する多国間条約である ITPGRFA について紹介した。農業分野では種の交換が重要であり、食料供給という世界的課題とも関連するため、国連機関 FAO では、CBD の下で品種へのアクセスを可能にするルール作りに着手した。

ITPGRFA では、対象が食料農業分野の 64 品目に限られるとはいえ、遺伝資源はプールされ、標準材料移転契約（SMTA）がすべてのユーザー（研究者、育種家）に適用される。

商業化された場合は総売り上げの 1.1%を基金に提供することになるが、アクセス可能であることそれ自体が一種のベネフィットであるといえる。

多国間協定が成立した結果、遺伝資源プールへは百万件以上のアクセスがあり、2007 年運用開始時には最初の 9 カ月で 10 万件以上の移転を行い、現在でも毎日 600 件以上の移転が行われているという。

ITPGRFA の運用が成功を収めた要因として、拘束力のある単一の ABS 制度を採用し、実施にかかる費用が抑えられたことによるとした。

セッション 3

「アクセスと利益配分・伝統的知識(TK)との関連での世界知的所有権機関(WIPO)における進展」

(WIPO's progress towards linking ABS and TK agendas) : Ms. Begona Venero Aguirre (WIPO グローバル知的財産部局)

遺伝資源や TK を用いた発明の特許化に関する WIPO における議論を紹介した。

2000 年に「知的財産、遺伝資源、TK、フォークロアに関する政府間委員会」が設置され、検討（交渉）が行われているが、特に TK に関しては定義すら明確になっていない。

TK を新規性・進歩性という特許性判断の先行技術とみなしえるか、TK に基づく発明から生じた利益を原住民に還元し得るかも議論されているものの、結論を得るに至っていない。一方、TK 保護の目的・原則、*sui generis* 制度を含む保護メカニズム等については進展が見られている。

また、遺伝資源・TK を利用した発明（特許出願）に誤って特許を付与することを防止するための議論も行われていると紹介し、この文脈で特許出願における出所開示についても言及した。

セッション4

「CBD/ABSにおける利益配分について」及び総合討論

(Benefit Sharing under the ABS of CBD) : Ms. Suneetha Subramanian (UNU/IAS)

総合討論の前に、CBD/ABS に基づく利益配分の仕組みを考える上での論点・課題が紹介された。ABS に共通する論点として、アクセスと遺伝資源の所有権、副産物（by-products）と派生物（derivatives）、利益配分（誰に、どんな条件で）、第三者移転、知的財産を取り上げ、総合討論の論点とした。

引き続き、炭田精造・JBA 生物資源総合研究所長が、遺伝資源の域外コレクションの重要性を強調しながら、我が国の取組み、政府機関の役割について紹介した。

総合討論では、当日紹介された他国際機関の経験を CBD の文脈でどう活用するかが議論された。一つの実際的かつ実現可能なオプションとして、分野別の特徴に基づくアプローチが示

唆された。

資料



JBA
Japan Bioindustry Association

WORKSHOP

Co-organized by Japan Bioindustry Association and
United Nations University-Institute of Advanced Studies

Sectoral Linkages and Lessons Learnt on Access and Benefit Sharing (ABS): *Moving the ABS Agenda Forward*

Date: Friday, 28 November 2008
Time: 9:30 to 17:30, followed by a reception
Venue: Elizabeth Rose Hall, United Nations University, Aoyama, Tokyo

Agenda:

The year 2010 marks a significant milestone in the history of biodiversity conservation on the occasion of the 10th Conference of Parties to the Convention on Biological Diversity (CBD), which will be held in Nagoya, Japan next October. 2010 will also be the 'International Year on Biological Diversity' as designated by the UN General Assembly. At the same time, two major agenda items facing global policy makers in the year 2010 are the finalisation of negotiations on an international regime on Access to genetic resources and Benefit Sharing (ABS) and preparation of a plan for strategic implementation of the CBD beyond 2010.

International negotiations on ABS are now at a critical stage with less than 22 months to finalise the scope, elements and implementation provisions of the Regime. For the past nine years, the Japan Bioindustry Association and United Nations University-Institute of Advanced Studies have been jointly organising international workshops, highlighting various ABS issues. In line with this, the event will address the links between ABS and sectoral issues by gathering experiences from other related processes such as the International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture (ITPGRFA). It will explore how ex-situ collections are dealing with ABS issues and will discuss the way forward on the negotiation process. The outcomes are intended to facilitate future discussions and negotiations on ABS and its mechanisms for an effective COP- 10 meeting in Japan in 2010.

Guest Speakers:

Balakrishna Pisupati, United Nations Environment Programme (UNEP)
Marie Schloen, International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture (ITPGRFA)
David Smith, World Federation for Culture Collections (WFCC)
Antony Taubmann, World Intellectual Property Organization (WIPO) (TBC)

Registration:

Registration is free and open to the public. To register or for further information please contact: UNU-IAS Reception, Tel: +81 45-221-2300, Email: reception@ias.unu.edu; or see www.ias.unu.edu/events for additional information and online registration.



4. 遺伝資源提供国の規制措置等に関する情報発信

遺伝資源提供国の規制措置、生物多様性条約（CBD）に関する国際情勢等の情報を海外遺伝資源利用者に広く発信し、また、COP10 名古屋のための CBD「遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）」啓発のために、JBA は下記ワークショップ、オープン・セミナーを開催した。

ワークショップ／セミナー	開催日	開催場所
日本・インド 2 国間ワークショップ	2008 年 9 月 18 日	弘済会館（東京）
JBA オープン・セミナー（富山）	2008 年 11 月 13 日	富山県民会館（富山市）
JBA オープン・セミナー（名古屋）	2008 年 12 月 5 日	名古屋市立大学病院（名古屋市）
JBA オープン・セミナー（東京）	2009 年 2 月 3 日	TKP 日本橋ビジネスセンター（東京）

4-1. 日本・インド 2 国間ワークショップ 「インドにおける遺伝資源アクセス等の規制とバイオテクノロジーの動向」

2008 年 9 月 18 日、弘済会館（東京・麹町）にて、JBA は標記日本・インド 2 国間ワークショップを開催した。このワークショップは、経済産業省が我が国の産業界等による海外遺伝資源へのアクセスの円滑化を推進するために実施している事業の一環として行われたものである。

世界有数の生物資源供給国であるインドから二人の講師を招き、インドの生物資源に関する規制とバイオテクノロジーの最新情報について講演していただいた。

本事業では、これまでインドと協力して以下のワークショップや情報交換会を開催してきた。2006 年 12 月（東京）には、インド環境森林省局長・生物多様性条約の交渉担当官である Desh Deepak Verma 氏を招き、インドのアクセス諸規制や政策等の講演をしていただいた。また、2007 年 12 月にはニューデリーにおいて、インド環境森林省・国連大学高等研究所・JBA の協力でワークショップ「遺伝資源へのアクセスと利益配分の実施におけるインドの経験」を開催した。さらに 2008 年 3 月に、JBA はチェンナイにあるアクセス承認機関である環境森林省国家生物多様性総局（National Biodiversity Authority、NBA）を訪問し¹、インドのアクセスと利益配分に関する国内法“生物多様性法（Biodiversity Act 2002、BDA）”²と“2004 年生物多様性規則”³に関する情報交換会を開催するなど、この分野における両国の友好関係を着実に構築してきた。

¹ 本報告書の資料編「(13) インド生物多様性条約の国内的実施と生物資源アクセス規制」を参照。

² 本報告書の資料編「(14) インド・生物多様性法 2002 年（JBA 仮訳）」を参照。

³ 本報告書の資料編「(15) インド・2004 年生物多様性規則（JBA 仮訳再）」を参照。

今回のワークショップでは、NBA 事務局長の Venkataraman 氏に「インドの生物資源と伝統的知識へのアクセスと利益配分の国内法」について、また、Madurai Kamaraj 大学生物科学部学部長・インド微生物学会会長の Gunasekaran 教授に「インドにおける応用微生物学とバイオテクノロジーの最新動向」について講演していただいた。Venkataraman 氏は BDA の冊子をたくさん携えてこられ、ワークショップ参加者に提供した。両氏は講演で 100 枚を超えるカラフルなスライドを使い、インドの豊かな生物資源、その多様性、バイオ産業等の隆盛についても熱く語った。以下に講演の概要を報告する。

講演 1 「インドの遺伝資源と伝統的知識へのアクセスと利益配分の国内法について」

(国家生物多様性総局 事務局長 Dr. K. Venkataraman)

インドには生物多様性に関して 30 の主要な法律があり、それらは相互に関係している。中でも重要なものは、BDA、植物品種・農民の権利法、地理的表示の 3 つの法律である。

BDA は NBA、州生物多様性評議会 (State Biodiversity Board、SBB)、生物多様性管理委員会 (Biodiversity Management Committees、BMC) の 3 層構造で実施する仕組みになっている。NBA は外国の個人、機関、企業等による生物資源及び関連する知識へのアクセス申請に関するすべての事柄を扱う機関である。

BDA の重要な点は、①インドの生物資源、関連する伝統的知識に対して主権的権利を認めバイオパイラシーを止めること、②保護地域外の生物多様性の保護、③生物多様性の利用の規制、④持続可能な利用と衡平な利益配分、⑤既存法を抑制しないこと、である。

BDA には生物資源及びそれに関連する知識へのアクセス方法とアクセス承認機関が規定されている。その第 2 章 (生物多様性の取得機会の提供に関する規制) の第 3 条 (NBA の承認を得ずに生物多様性に関連する活動を行うことのできない者) は特に重要であり、アクセス承認を得ることが必要とされる者、事前承認の必要性等について記されている。インド研究機関との共同調査研究の場合はこの条及び第 4 条 (研究成果の移転の禁止) の適用は受けず第 5 条の適用となり、中央政府が承認すれば研究は可能とされる。また、第 6 条は知的財産権に関する規制で、インド内外でその知的財産権取得のために出願を行う場合には NBA の事前の承認が必要とされている。第 21 条は利益配分の決定についてである。利益配分については業界ごと (食品、医薬、化学、化粧品等々) に違いがあることを認識している。そこで、インド当局はガイドラインを作り、ケースごとの詳細な利益配分形式を官報に公表するつもりであるとのことであった。第 39 条は repository を指定する中央政府の権限について書かれている。これに基づきインド政府は、植物、動物、微生物についてそれぞれ数ヶ所の repository 機関を指定している。第 40 条は資源利用者である我々が最も関心のある「生物資源の除外」についてである。NBA は BDA の適用から除外される通常取引される商品 (commodity) としての生物資源のリストを作成した。これは、中央政府の権限で承認されれば官報に公示されることになつ

ている。第 55 条からは罰則についての条項であり、第 61 条は、不正使用 (misappropriation)、無許可 (unauthorized) の使用に対する裁判管轄権について書かれている。

現在、外国からインドへのアクセス（研究／商業用目的）数は 20 件で、その内訳はイギリス 9 件、ドイツ 3 件、スイス 2 件、日本、スリランカ、アメリカ、オーストラリア、チェコスロバキア、フランス各 1 件である。

NBA のウェップサイト (<http://www.nbaindia.org/faq.htm>) ではアクセスの申請方法を知ることができ、近い将来には日本語版もアップすると話していた。

インドはアーユルベーダで知られるように、伝統的知識の宝庫でもある。インド政府はその公知情報の特許化を防ぐために、伝統的知識を現在デジタル登録している（Traditional Knowledge Digital Library）⁴。

講演 2 「インドにおける応用微生物学とバイオテクノロジーの最新動向」

(Madurai Kamaraj 大学 生物科学部学部長 Prof. P. Gunasekaran)

周知のごとくインドは世界有数の IT 産業国家であるが、インド政府は IT 産業のみならず、バイオテクノロジー産業にも、インフラの整備、人材育成、技術移転、産業の育成、国際協力等の力を注いでいる。インドには、酵素、ワクチン、バイオ医薬品等の大きな企業があり、欧米の企業とも連携している。また、多国籍企業もインドに進出しその活動を広げている。海外からの委託事業も実施し、インドは頭脳のプールとなっている。政府のバイオテクノロジー局 (DBT、1986 年設立) の国家バイオテク開発戦略は明確で、2010 年までに 100 万人の雇用達成を目標としている。重点を置いているバイオテク分野は、Bio-generic 医薬品、農業バイオテクノロジー、臨床試験、の 3 分野である。バイオテク産業の中でも特に高い成長を続いているのがバイオ医薬である。

微生物バイオテクノロジーの寄与の大きい領域は、農業、酵素、食品、ヘルスケア、抗菌剤開発、廃棄物処理・環境応用、バイオ燃料、バイオエネルギーである。

DBT は 7 都市にバイオテクパークを設立し、科学産業研究評議会 (Council of Scientific and Industrial Research、CSIR)⁵ の微生物バイオテクノロジー部門は 14 都市に研究所を持ち、それぞれ活発に活動している。

農業分野では微生物（菌根菌、窒素固定菌、ラン藻）を利用したバイオ肥料の開発を行っている。バイオ肥料市場の必要性は大であるが、実際の使用量が少なく普及が遅れている。そのため、農家への教育が必須であると考えている。

インドは大学・政府研究機関・産業界が協力し、New Millennium Indian Technology

⁴ <http://www.tkdl.res.in/tkdl/LangDefault/common/Home.asp?GL=Eng> 日本語サイトも有る。(2009 年 3 月 4 日アクセス)

⁵ <http://www.csir.res.in/> (2009 年 2 月 27 日アクセス)

Leadership Initiative (NMITLI)⁶を進めている。NMITLI の下で 57 のプロジェクトが認可され、この中には 10 以上の微生物バイオテクノロジーが入っている。

インドには 6 つのカルチャーコレクションセンター（それぞれ、ラン藻、海洋ラン藻、農業上の重要生物、工業微生物、フィラリア、結核菌、を扱う）がある。そして、DBT 及び CSIR が支援する微生物タイプカルチャーコレクション (MTCC)⁷はチャンディガルに所在し、ブタペスト条約に基づく菌株の寄託機関として機能している。

インドのバイオ医薬品としては、ワクチンがこの分野の 50% を占めている。狂犬病、コレラ、マラリア、ロタウイルス、日本脳炎、炭疽などの研究開発・臨床試験が行われ、伝染性牛鼻気管炎のワクチンは市場に出ている。

先進国市場（心血管領域の医薬品割合が高い）と異なるインドの医薬品市場の特徴は、抗感染薬の割合が高いことである。

Gunasekaran 教授の研究室では産業のための酵素研究が精力的に行われており、本ワークショップでは、*Aspergillus fumigatus* 由来のキシラナーゼ（製紙工業への応用）、*B. licheniformis* 由来の α -アミラーゼの研究（多機能を有するハイブリッド酵素の作成）、皮革産業への酵素利用（soaking 酵素、dehairing 酵素、bating 酵素）の研究、*Zymomonas mobilis* のスクラーゼ遺伝子、機能ゲノムの研究等が紹介された。

⁶ <http://www.csir.res.in/external/Heads/collaborations/Nmitli.htm> (2009 年 3 月 4 日アクセス)

⁷ <http://www.imtech.res.in/mtcc/> (2009 年 2 月 27 日アクセス)。本報告書「1-15 インド国立微生物技術研究所について」を参照。

4-2. 「遺伝資源へのアクセス手引」の普及活動

4-2-1. JBA オープン・セミナー(富山)

-海外の遺伝資源を研究・開発に利用する際の国際ルール(大学と企業等の研究者・知財関係者のために)-

2008年11月13日、富山県民会館（富山市）にて、（財）バイオインダストリー協会（JBA）主催、富山大学知的クラスター創成事業（第II期）広域化プログラム共催によるオープン・セミナー「海外の遺伝資源を研究・開発に利用する際の国際ルール（大学と企業等の研究者・知財関係者のために）」を開催した。

セミナーには大学、企業、県庁等から40名の方々が参加し熱心に聴講し、総合討論は活発な質疑応答・意見交換の場となった。

はじめに富山大学知的クラスター創成事業（第II期）広域化プログラムを代表して、鏡森定信富山大学副学長が開会の挨拶を行った。続いての講演は、「(1)遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する国際ルール（生物多様性条約（CBD）、ボン・ガイドライン、各国内法）や我が国が作成した「遺伝資源へのアクセス手引」等についての解説、(2)研究者を支援するためのJBAの活動紹介、遺伝資源アクセスに関する最近の情報提供、さらに、(3)及び(4)このような国際的ルールに基づいて海外機関との共同研究・調査を実施した事例（植物及び微生物）を紹介し、研究者への参考とする」という構成であった。（プログラム参照）

プログラム

挨拶 富山大学理事・副学長 鏡森定信

講演

(1)「遺伝資源アクセスをめぐる国際ルールと我が国政府によるアクセス手引」
(財)バイオインダストリー協会 炭田精造

(2)「研究者を支援するためのJBAの活動について」

(財)バイオインダストリー協会 藤崎義康

(3)「薬用植物分野における海外機関との共同研究の事例」

富山大学和漢医薬学総合研究所 小松かつ子

(4)「微生物分野における海外機関との共同研究の事例」

(独)製品評価技術基盤機構バイオテクノロジー本部 安藤勝彦

総合討論

講演(1) : 遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分は、CBD の 3 つの目的の一つである。条約第 15 条には、遺伝資源に対する原産国の主権的権利、遺伝資源取得の際には、相手国からの事前同意の取得、遺伝資源の利用から生じる利益の公正・衡平な配分、が規定されている。また、2002 年 4 月に策定されたボン・ガイドラインは、任意の国際ガイドラインであり、その中には知的財産権の申請時における原産地や出所の開示が奨励されている等々、海外遺伝資源へのアクセスに関する国際ルールの説明を行った。そして、バイオパイラシー問題について注意を喚起し、法律上のトラブルや社会的非難に遭遇しないようにするための執るべき手段とその解説書である我が国の“利用者のための”「遺伝資源へのアクセス手引」を紹介した。手引の基本的考え方は、まず各国の国内法令を遵守することが大前提である。手引には CBD の関連条項や国際的に議論されている主なポイントが解説され、可能な範囲でトラブルを回避する事例が書かれている。

海外遺伝資源に適正にアクセスするためには、①遺伝資源提供国における遺伝資源アクセス関連の法律等を良く調べ、それらを遵守すること、②資源提供側との十分な相互理解を図った上で、権限を有する相手と契約交渉する、③合意事項を書面（例：素材移転契約）により記録する、ことが重要である。

現在、CBD の会議では新しい国際的制度（IR）の策定をめぐって交渉中である。2010 年に名古屋で開催されるその第 10 回締約国会議（COP10）では、“IR の内容についての決定を行う”ことが交渉の対象になっている。そこで最後に、これから COP10 名古屋に向けて開催される多くの国際会合の予定が詳細に決められていることに言及した。

講演(2) : NGOs による企業の糾弾「バイオパイラシーのクレーム」が世界的に顕在化している。このようなクレームが根拠としていたのは、遺伝資源を基にした製品の特許出願情報、販売される製品の広告や販促資料の情報、企業の年次報告書などである。また、遺伝資源の原産地・出所開示を義務化する各国の特許法や、その改正案の現状を紹介し、それに対する日本の考え方を提示した。

さらに JBA が実施している海外遺伝資源利用者のための支援活動、①「遺伝資源へのアクセス手引」普及のためのオープン・セミナー開催、②海外遺伝資源アクセスに関する産業界・学界支援のための「相談窓口」（アドバイスの実施、現在相談件数は累計 124 件）、③専用ウェブサイト（アジア・太平洋諸国を中心として各国の ABS 関連国内法や措置などについてのアクセス情報を広く発信）、④海外遺伝資源へのアクセスルートの開拓、⑤国際交渉における支援、等について紹介した。

講演(3) : 薬用植物分野における海外機関との共同研究として、①富山大学和漢医薬

学総合研究所と北京大学医学部薬学院、②JICA 及び和漢医薬学総合研究所とモンゴル国及び国立モンゴル大学、の事例が紹介された。

事例①では中国（国内地域）における *Rheum* 属植物の遺伝子多型と大黄の品質を調査した。大黄の基原の同定及び産地の推定には *matK* 遺伝子の塩基配列は有用であり、各種・系統は各々特徴的な成分パターンを示し、使用目的に応じる大黄の選択に指針を与えた。遺伝子型と成分組成とは関連性があることから、遺伝子型により大黄の品質を推定できる可能性が示唆された。生薬資源の永続的利用を図るためにには、国土の砂漠化など中国が抱える数々の問題に対して、解決のための協力など中国との連携が不可欠である。

事例②では、まず、モンゴル国の自然環境省による植物の有効利用と保全計画の策定を目的とし（JICA 事業）、国立モンゴル大学、モンゴル科学アカデミー植物研究所の先生方、ウランバートル中央病院の医師らと共に「モンゴル有用植物図鑑」（モンゴル語版及び日本語版）を完成させることができた。次に、モンゴル各地域における麻黄と甘草の成育状況と品質の調査研究（18S rRNA、*trnK* の遺伝子解析、アルカロイドの分析）について紹介した。

最後に、モンゴル伝統医療普及プロジェクト（日本財団助成事業）実施において、富山の知恵である配置薬（置き薬）制度が応用されたことについて紹介された。モンゴルの配置薬システムは医師が各世帯を巡回して薬を補充し、同時に使った薬の代金を回収するという「先用後利」というシステムであり、たいへん成功を収めているとのことであった。

講演(4)：（独）製品評価技術基盤機構バイオテクノロジー本部生物遺伝資源開発部門（NITE-DOB）が取り組む CBD にのっとった 2 国間協定に基づく微生物の収集・保管とその活用及び資源提供国への利益還元について紹介した。

現在、NITE-DOB は、アジア諸国の関係者と密接な連携を図り、それぞれの国の自然界に生息する微生物を共同で分離・収集し、それらを有効に利用することで関連する産業の発展に貢献することを目指して業務を展開している。最初の 2 国間連携はインドネシア国とであった。2002 年インドネシア政府との連携開始後、2003 年、微生物資源の保全と持続的利用に関するプロジェクトを立ち上げた。このプロジェクトはまさに CBD にのっとったものである。インドネシア政府と話し合いながら相互信頼を確立しつつ進めてきたことなど、これら共同研究のプロセスについて CBD の条文を交えながら紹介した。

NITE-DOB が実施した非金銭的利益配分は、分離株や菌株情報の共有、能力構築のためのワークショップや年次報告会の開催、研究者の我が国への招聘等であり、金銭的利益配分は、日本国企業などが利用する分離株の使用料の提供等であった。

さらに、ベトナムやモンゴルにおいても同様のプロジェクトを進めており、プロジェクトで収集された約 11,000 の微生物株が NITE-DOB に保管されている。また、NITE-DOB の活動として、日本企業への微生物株の提供、合同探索の実施について紹介し、さらに、多国間活動として「微生物資源の保存と持続可能な利用に関するアジア・コンソーシアム」についても言及した。

総合討論：40 分にわたる総合討論で出されたいいくつかの質問・回答を以下に記す。

- 研究・開発の途上にあるもので、今になって CBD を知ったが資源国政府への手続きをどうするべきか？

(回答) 1933 年 12 月 29 日以後に日本に入ってきた遺伝資源については、CBD の対象となる。手間と時間がかかるかもしれないが、正直ベースで資源国に申請することをお勧めする。特に大手企業の場合は、製品化した後で NGO に糾弾されるかもしれないダメージを考えて行動した方が良いのではないか。

- 学術目的であっても、CBD の対象となるのか？

(回答) CBD は目的による差別をしていない。また世界的な傾向であるが、大学が産学連携を促進しており、大学であっても開発を目的とする事も多いので、単に大学だからというだけで特別扱いをするという風潮は廃れつつある。

- NITE の取り組みの中で、企業に対し微生物の利用機会を提供しているとのことであったが、大学に対するケースはあるのか？また最近は大学も産学連携促進の観点から特許取得を推奨しているのだが、大学の場合のケースはどうなるのか？

(回答) 企業と同様の利用目的での提供を大学には行ったことはない。提供国との協定において、商業用に利用した企業が特許を取得した場合、貢献度の理由により発明者には載せず、その代わり企業は金銭的なリターンを支払うことになった例がある。大学のケースは今後の課題である。

- 名古屋のテレビなどでは、名古屋開催の COP10 を楽観視する報道があるが、日本政府の考えはどうなのか？

(回答) COP10 での大きな議題は 2 つある。1 つは 2010 年以降の CBD の戦略目的をどう推進するかであり、もう 1 つはアクセスと利益分配の IR のあり方についての議論の決着である。この問題は、現時点で経済産業省だけではなく、環境省を始めとし各省庁が連携を取り始めている。オールジャパンとしての対処が進

みつつある。過去 6 年間の国際交渉では、ほとんど進捗はなかったが、2010 年は節目の年となり、何か決まるかもしれない。EU と中国、ブラジル、インドの動きを注目したい。今後も JBA は遺伝資源アクセス促進に伴う事業としてオープン・セミナーを開催する予定である。COP10 に向かい、企業だけではなく一般の方に向けても周知を行っていかなければならないと思っている。次回は 12 月 5 日（金）に名古屋市立大学との共催で、名古屋市立大学病院にて開催される。お知らせは JBA のホームページ等にて行うのでご覧頂きたい。

講演 1

遺伝資源アクセスをめぐる国際ルール と我が国政府によるアクセス手引

1. 国際ルールとは？
2. 海外遺伝資源とバイオパイラシー
3. 「遺伝資源へのアクセス手引」
4. 経済産業省-JBAによるアクセス支援

2008年11月13日、富山

(財)バイオインダストリー協会 岩田精造

JBA 財団法人バイオインダストリー協会

1

1. 国際ルールとは？

- 生物多様性条約 (CBD、1993年発効)
- ボン・ガイドライン (2002年)
- 各国の国内法令

新しい国際的制度(IR)
策定をめぐって
交渉中

JBA 財団法人バイオインダストリー協会

2

生物多様性条約

CBD・COP9*
(2008年5月開催)

1992年 5月採択
1993年12月発効
加盟:191カ国

生物多様性
の保全

遺伝資源への
アクセスと利益配分
(ABS)

* 目的 *

- 1) 生物多様性の保全
- 2) 構成要素の持続可能な利用
- 3) 遺伝資源の利用から生ずる
利益の公正かつ平衡な配分
(経済条約的性格)

*第9回締約国会議

JBA 財団法人バイオインダストリー協会

3

CBD 第15条

遺伝資源の取得の機会(アクセス)

- ★ 遺伝資源に対する原産国の主権的権利
- ★ 提供国(原産国)と利用者間での事前同意
- ★ 利益は相互に合意する条件で、公正・平衡に分配

JBA 財団法人バイオインダストリー協会

4

CBD 第8条 j 項

伝統的知識(TK)の尊重

- ★ 原住民、地域社会のTKを尊重
- ★ TKの利用がもたらす利益の衡平な分配の奨励

JBA 財団法人バイオインダストリー協会

5

海外資源国の国内法の例

フィリピン	大統領令247 (1995)、共和国法9147(2001) 生物探査活動ガイドライン (2005)
コスタリカ	生物多様性法 (1998)
アンデス諸国	アンデス協定決定391号 (1996)
タイ	タイ国知的伝統医療保護促進法 (1999)
ブラジル	暫定措置令2186-16 (2001)、大統領令第5459号 (2005)
ペルー	集団知識法 (2002)
インド	生物多様性法 (2002)、生物多様性規則 (2004)
南アフリカ	生物多様性法 (2004)
オーストラリア	クイーンズランド州 Biodescovery法 (2004)、 北部準州 生物資源法 (2006)
策定中	インドネシア、タイ、マレーシア、中国、ネパール等

JBA 財団法人バイオインダストリー協会

6

ボン・ガイドライン(2002)

■ CBDによる任意の国際ガイドライン

パラグラフ16 (d) - (ii)

「知的財産権の申請における遺伝資源の原産国、原住民・地域社会のTK、工夫および慣行の出所の開示を奨励する措置」

JBA訳:

http://www.mabs.jp/cbd_kanren/guideline/index.html

JBA 財団法人バイオインダストリー協会

7

2. 海外遺伝資源とバイオパイラー

■ 途上国やNGOs(非政府組織)などが、「特許出願情報」等を根拠に、先進国の大学、研究機関、企業などを糾弾する事例が世界的に顕在化

代表例

ウコン(Turmeric)をめぐるインド対アメリカの係争
(米国特許第5,401,504、権利者:ミシシッピー大学)

JBA 財団法人バイオインダストリー協会

8

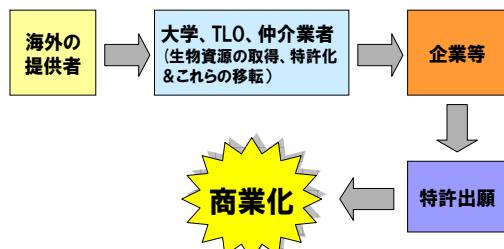
「バイオパイラー」とは何か?

- CBDの原則に従わない行為
- 資源国の国内法令に従わない行為
- 生物資源の提供側(or 原産国)との事前の情報に基づく同意(PIC)なしに知的財産権を出願すること
- その他、多様

JBA 財団法人バイオインダストリー協会

9

生物資源の流通と商業化



JBA 財団法人バイオインダストリー協会

10

3. 「遺伝資源へのアクセス手引」

〈手引の作成に至る背景〉

■ 遺伝資源利用者にとっての難題

- * 海外遺伝資源にアクセスする手続きの不透明さ
- * 提供国：厳しいアクセス規制の主張



■ 遺伝資源提供国の矛盾

- 「遺伝資源へのアクセスがなければ、配分されるべき利益もない」

遺伝資源の利用者と提供者の双方にとって何も生み出さない

JBA 財団法人バイオインダストリー協会

11

「手引」の基本的考え方(1)

■ 各国の国内法令の遵守

海外遺伝資源にアクセスする際には、まず、資源提供国が定めている国内法令、行政措置等に従うことが大前提

■ 国内法令が無い場合の取扱い

遺伝資源アクセスにかかる法令、行政措置等がない場合には、契約交渉の際に、CBDやボン・ガイドラインで推奨されているルールが重要な意味を持つ

JBA 財団法人バイオインダストリー協会

12

「手引」の基本的考え方(2)

How to use 「手引」

- CBDの関連条項や国際的に議論されている主なポイントを解説
- 可能な範囲でトラブルを避ける事例を掲載

JBA 財団法人バイオインダストリー協会

13

アクセスと利益配分の各ステップ

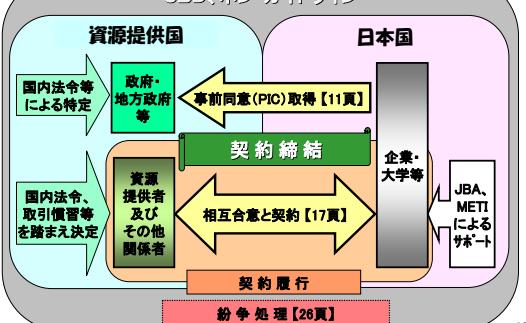
- 「政府窓口」と「権限ある国内当局」
- 事前の情報に基づく同意(PIC)
- 相互に合意する条件(MAT)
 - * 素材移転契約(MTA)
 - * 利益配分(Benefit Sharing)

JBA 財団法人バイオインダストリー協会

14

アクセスと利益配分の各ステップ

CBD、ボン・ガイドライン



15

「政府窓口」と「権限ある国内当局」

遺伝資源に関する諸権限は資源提供国自身にある。
⇒当該国の法令、行政措置等を調べる必要がある。

- 政府窓口
コンタクトポイント。一番最初の入り口
- 権限ある国内当局
遺伝資源のアクセスの承認に責任を有する官庁

JBA 財団法人バイオインダストリー協会

16

事前の情報に基づく同意 (PIC)

■ 政府の同意

遺伝資源にアクセスする場合には、契約当事者以外に、中央政府(および、場合により、他の利害関係者)から契約の内容につきPICを得ることが求められる。

■ PICの発行主体、取得手続き等

遺伝資源にアクセスしようとする国や地域における手続きを調査する必要がある。

JBA 財団法人バイオインダストリー協会

17

PIC実施上の留意点の例

■ TLOから遺伝資源(や権利)を取得する場合

* TLOが提供国からPICを得ているか書面で確認が必要。

■ 仲介業者を通じて遺伝資源(や権利)を取得する場合

* その業者が提供国からPICを得ているか書面で確認が必要。

■ 遺伝資源の利用目的を変更する場合

* 新たなPIC申請が必要。

JBA 財団法人バイオインダストリー協会

18

素材移転契約

(Material Transfer Agreement, MTA)

■ 遺伝資源の移転を受ける場合は、提供者と利用者の双方が合意する条件の下で行う。

■ 契約書を交わすことが必須。

JBA 財団法人バイオインダストリー協会

19

利益配分交渉を行う際の留意点

■ 基本的には契約当事者間の問題。

■ 資源提供国の法令、行政措置により定めがある場合にはこれに従う。

■ 金銭的利益と非金銭的利益

(ボン・ガイドライン参照)

* 技術的な協力(例:教育、研修、現地指導、等)

* 共同研究など(例:技術移転、試薬・器具の提供、等)

* 金銭的利益(例:試料代、ロイヤリティー、等)

JBA 財団法人バイオインダストリー協会

20

その他

■ 紛争解決

■ 組織内の管理システム

JBA 財団法人バイオインダストリー協会

21

紛争解決

■ 契約書で明確化すべき事項

i) 裁判管轄

ii) 準拠法

iii) 紛争解決の手順

JBA 財団法人バイオインダストリー協会

22

組織内の管理システム

- 組織内におけるCBDの周知徹底
- CBDに基づいた遺伝資源へのアクセスと利用に関する組織内体制の整備
- 取得した遺伝資源の記録および保存体制の整備

JBA 財団法人バイオインダストリー協会

23

まとめ

- 海外遺伝資源に適正にアクセスするためには、
 - (1) 遺伝資源提供国における遺伝資源アクセス関連の法律等を良く調べ、それらを遵守する
 - (2) 資源提供側との十分な相互理解を図った上で、権限を有する相手と契約交渉する
 - (3) 合意事項を書面(例:素材移転契約)により記録する

JBA 財団法人バイオインダストリー協会

24

4. 経済産業省とバイオインダストリー協会によるアクセス支援

相談窓口

- * (財)バイオインダストリー協会
e-mail: abs.info@jba.or.jp
- * 経済産業省生物化学産業課
e-mail: cbd-abs@meti.go.jp

JBA 財団法人バイオインダストリー協会

25

国際ルールとは？

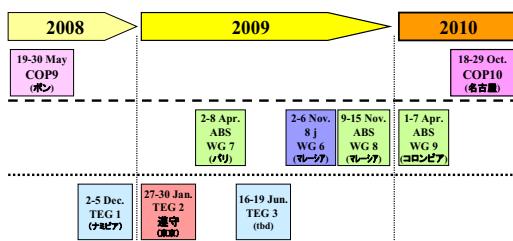
- 生物多様性条約 (CBD、1993年発効)
- ボン・ガイドライン (2002年)
- 各国の国内法令

新しい国際的制度(IR)
策定をめぐって
交渉中

JBA 財団法人バイオインダストリー協会

26

COP10 名古屋へのロードマップ



JBA 財団法人バイオインダストリー協会

27

講演 2 (抜粋)

研究者を支援するための JBAの活動について

2008年11月13日 富山
(財)バイオインダストリー協会 (JBA)
薮崎義康
(yabusaki@jba.or.jp)

目次

1. バイオインダストリー協会 (JBA) について
2. 遺伝資源アクセス・ルールの重要ポイント
3. “バイオバイラシー”問題:先進国企業等に
対する糾弾の顕在化
4. 特許出願における遺伝資源の原産国
(出所)の開示
5. 遺伝資源アクセス研究を支援するための
JBAの活動

1

遺伝資源アクセス・ルールの重要なポイント

2. 生物多様性条約の重要なポイント

3

遺伝資源アクセス・ルールの重要なポイント 海外遺伝資源国の国内法	
フィリピン	大統領令247（1995）、共和国法（2001） 生物探査活動ガイドライン（2005）
コスタリカ	生物多様性法（1998）
アンデス諸国	アンデス協定決定391号（1996）
タイ	タイ国知的伝統医療保護促進法（1999）
ブラジル	暫定措置令2186-16（2001）、大統領令第5459号（2005）
ペルー	集団知識法（2002）
インド	生物多様性法（2002）
南アフリカ	生物多様性法（2004）
オーストラリア	クイーンズランド州 Biodiscovery法（2004） 北部準州 生物資源法（2006）
策定中	インドネシア、タイ、マレーシア、中国、ネパール等

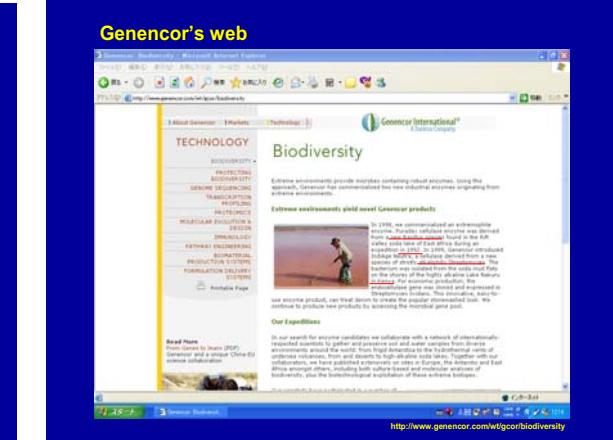
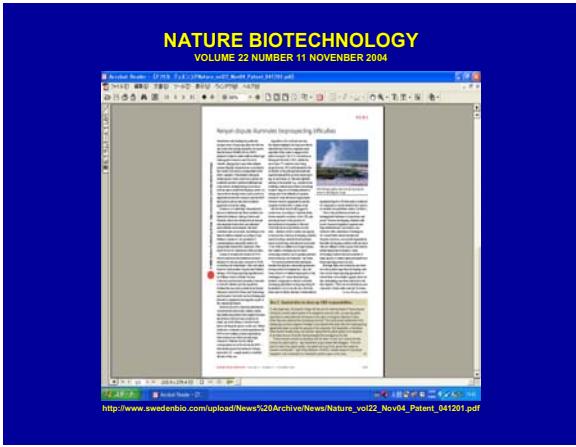
2

3. 先進国企業・大学・研究機関等への糾弾 “バイオパイラシー問題”

- (1) NGOsが「バイオパイラシー」として、先進国企業・大学・研究機関などを糾弾
- (2) 途上国政府によるクレーム
 - ◆ 情報の収集: 特許出願情報
年次報告書 等

5

6



7



9

(2) 途上国によるクレーム

<p>World Trade Organization</p> <p>search for possible cases of biopiracy</p> <p>IP/C/W/441 8 March 2005 (05-0979)</p>	<p>Council for Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights</p> <p>Original: Spanish</p> <p>Article 27.3(B), RELATIONSHIP BETWEEN THE TRIPS AGREEMENT AND THE CBD AND PROTECTION OF TRADITIONAL KNOWLEDGE AND FOKLORE Communication from Peru.</p> <p>The following communication, dated 28 February 2005, is being circulated at the request of the delegation of Peru.</p> <p>http://docsonline.wto.org/DDFD/Documentation/IP/CW441.doc</p>
---	--

8

ペルー文書

- IP/C/W/441 (2005年5月19日)
- IP/C/W/447 (2005年7月8日)
- IP/C/W/458 (2005年11月7日)

ペルー原産の遺伝資源

- ◆ エルカンブリ *Gentianella alborosea* (Gig.) Fabris
- ◆ カムカム *Myrciaria dubia*
- ◆ ヤーコン *Smallanthus sonchifolius*
- ◆ カイグア *Cyclanthera pedata* L.
- ◆ サチャインチ *Plukenetia volubilis* L.
- ◆ マカ *Lepidium meyenii*
- ◆ チャンカビエドラ *Phyllanthus niruri*

13

	ブラジル、インド等の提案	スイス提案	EC提案
提案内容	各国が特許出願人に対し、出所の開示を義務付けるよう、TRIPS協定第27条第3項(b)及び第29条を改正する(国内及/又は国際的な義務付け)。	特許協力条約を改正し、各國が出願人に對し、発明に用いた遺伝資源又は伝統的知識の出所を開示するよう求めることができる(義務付けは各國の裁量に任せられる)ようにする。	各國、地域又は国際特許出願において、発明に用いた遺伝資源又は伝統的知識の原産国又は出所に関する情報を出願人に義務付ける。
開示対象	①発明に使用された生物資源又は伝統的知識の出所又は原産国。 ②原産国の所管機関の発行した事前の情報に基づく同意(PIC)取得の証拠。 ③契約又は国内法を遵守して公正かつ衡平な利益配分を行つたことの証拠。	発明者がアクセスした特定の遺伝資源の出所又は生物多様性の保全と持続的利用に關係した原住民及び地域社会の知識、工夫及び慣習の出所(不知の場合はその旨を宣言)。	原産国(country of origin)(知っている場合)、発明者が物理的にアクセスした遺伝資源の特定の出所(specific source)(知っている場合)、又は遺伝資源に關する伝統的知識の特定の出所(ただし、伝統的知識の概念については議論が必要)。
不遵守の結果効果	出願手続きの停止、特許無効、PLTCにより許容された法的效果(出所の宣言の欠落又は誤りが故意的である場合には、付与された特許権の効力がこれによって影響されることを国内法令において規定可能)。	特許法外での措置(民事・行政上の措置)。	

11

10

12

出所の開示を求める理由

- ①利益配分
CBDの履行確保
- ②遺伝資源及び伝統的知識に基づく(瑕疵ある)権利の無効化
BAD PATENTの阻止、特許制度の透明性の向上

検討のポイント

- ▶ 費用対効果
- ▶ クレームされた発明と遺伝資源及び伝統的知識の関係
- ▶ 開示を義務付ける際の法的根拠
- ▶ 出所の範囲
- ▶ 出願人の義務の性質
- ▶ 不開示の場合の効果

16

13

各国の動向

- * 出所開示に係る国内法改正
 - インド
 - コスタリカ
 - ブラジル
 - メキシコ
 - エジプト
 - アンデス共同体
 - 正州（デンマーク、ベルギー、ドイツ、ノルウェー、スウェーデン、スイス）
 - 中国

17

14

我が国の立場: WTO/WIPOへの提出文書

- CBDと特許制度の関係
 - 特許制度とCBDとは何ら抵触するものでなく、逆に相互補完性を有している。
- CBDに基づくこれまでの取組
 - アクセス・ガイドライン、JBA及び(独)製品評価技術基盤機構(NITE)の取組。
- 「誤った特許付与」問題
 - ケーススタディ → 問題点の整理 → 解決策
 - 各国の審査官が参照可能なGR及び関連するTKIに関するデータベースを構築する。
- 出所開示要件と誤った特許付与の防止

See, IPO/GRTKF/IC/9/13

18

15

5. 遺伝資源アクセス研究を支援するためのJBAの活動

- ①「遺伝資源へのアクセス手引」の普及
- ②相談窓口開設 (abs.info@jba.or.jp)
- ③遺伝資源アクセス情報の提供
 - (専用ホームページ <http://www.mabs.jp>)
- ④海外アクセス・ルートの開拓
- ⑤国際交渉における日本政府への支援

16

16

①「遺伝資源へのアクセス手引」の普及

- オープン・セミナー（2005年4月～）
(東京、大阪、名古屋、札幌、広島、福岡)
- 学会、企業等への出張セミナー



17

② 相談窓口の開設

- 問題解決等のアドバイス
- 事前の申し込み：
所定の「フォーム」に記入 (<http://mabs.jp>)
- 相談情報の守秘

相談窓口専用メールアドレス
abs.info@jba.or.jp

18

17

相談窓口

- 開設: 2005年4月
- 相談件数: 累計124件(2008年10月末現在)
- 相談内容: アクセス・ルール全般、留意点、対象国の法規制状況、アクセス・ルート 等
- 企業のみならず、大学・公的研究機関からの問合せも増加

19

③ 遺伝資源アクセス情報の提供

専用website(<http://mabs.jp/>)

The screenshot shows a Japanese-language website for the Japan Bioresources Access and Benefit-Sharing Project (JBA). The main page features a globe and text about access to biological resources and benefit sharing. A sidebar on the left lists various links related to ABS issues.

20

発信情報

- ✓ 海外遺伝資源国との政策、国内法、規制制度
- ✓ JBAの活動状況
- ✓ 経済産業省委託事業報告書
- ✓ ABS問題に関する国際動向の資料

Two screenshots of computer monitors. The top monitor shows a map of Indonesia with the word 'INDONESIA' at the bottom. The bottom monitor shows a document with tables and text, likely a report or presentation slide.

21

④ 海外アクセス・ルートの開拓

- 遺伝資源国との2国間ワークショップ
インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム、オーストラリア、ミャンマー、モンゴル、中国、インド、ネパール等
- 現地調査
遺伝資源国政府担当官との情報・意見交換

A photograph of a conference room. Several people are seated around a large table, engaged in a meeting. The room has a formal setup with microphones and papers on the table.

22

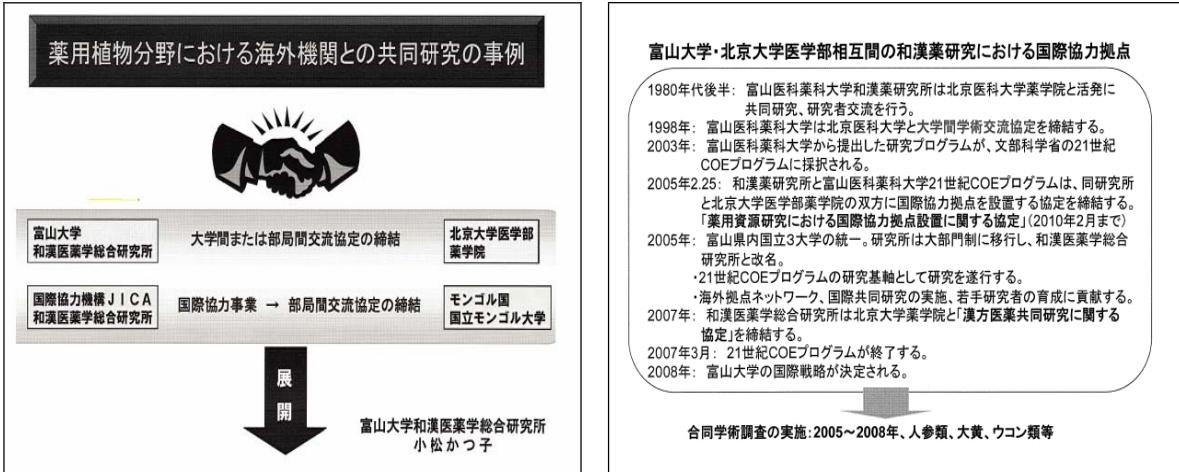
⑤ 国際交渉における日本政府への支援

- ABSタスクフォース会合
(学識経験者、産業界専門家等から構成されたメンバーが、ABS問題について政府(経産省)に対してアドバイス)
- 国際交渉会議への参加
✓ アクセスと利益配分に関する専門家作業部会
✓ 生物多様性条約締約国会議
COP9: 2008年5月 ボン
COP10: 2010年10月 名古屋

A photograph of a large conference hall filled with people seated at long tables. A large banner in the background reads 'THE NINTH CONFERENCE OF THE PARTIES TO THE CONVENTION ON BIOLOGICAL DIVERSITY'.

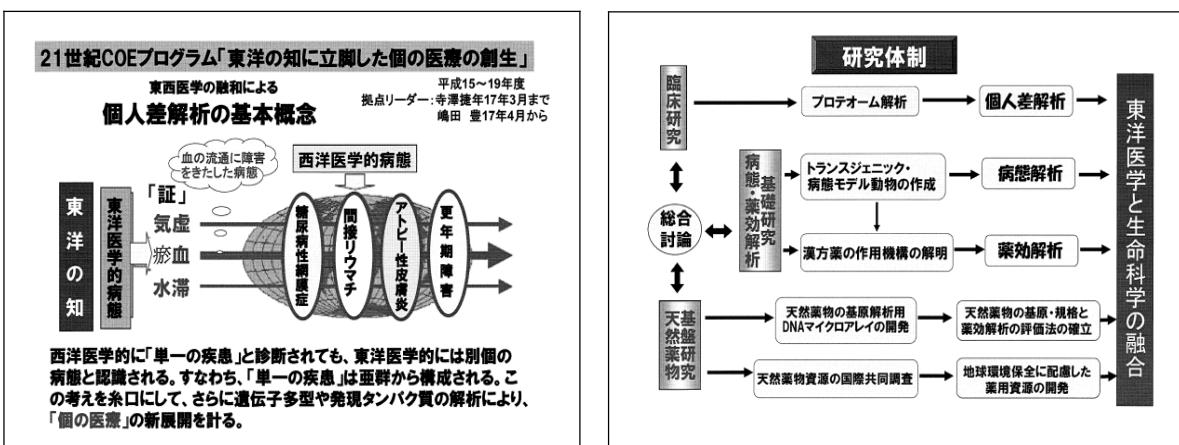
23

講演 3（抜粋）



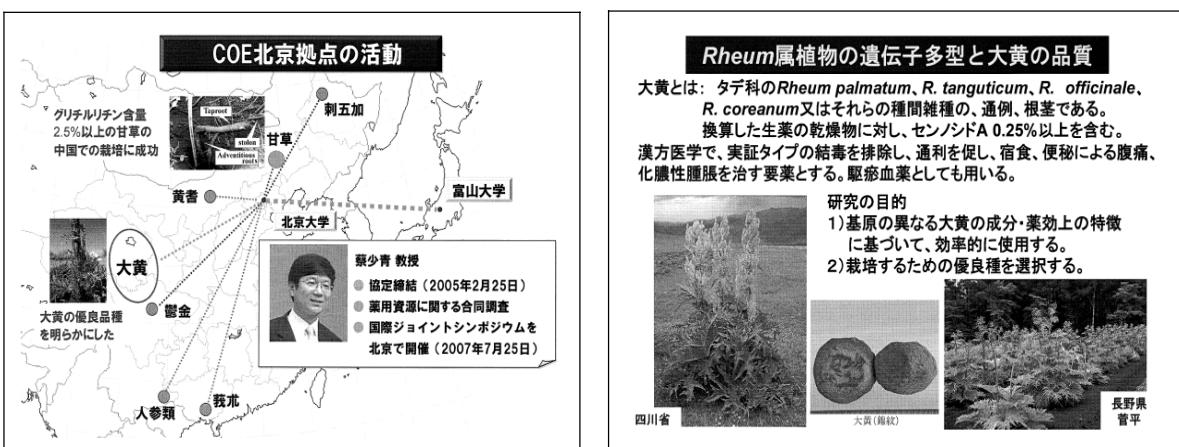
1

2



3

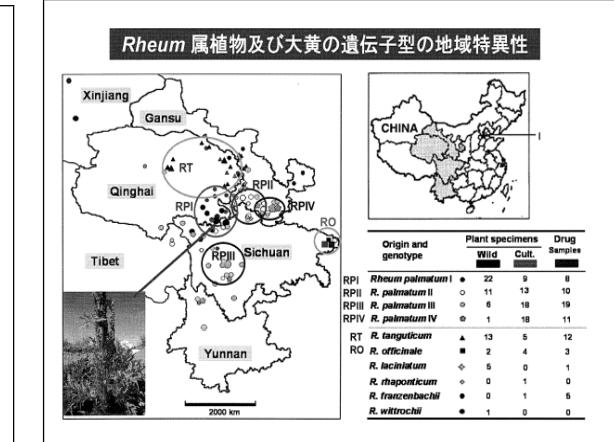
4



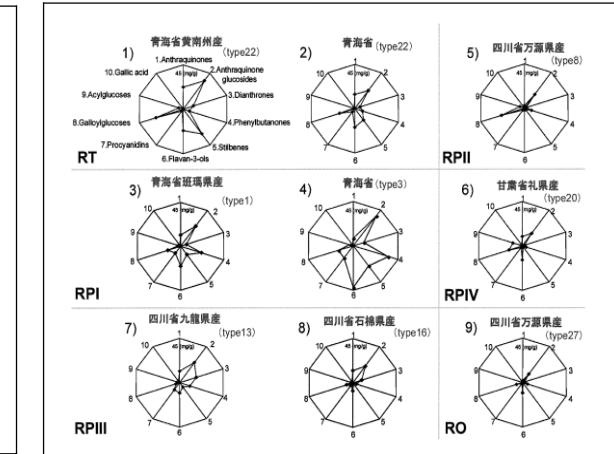
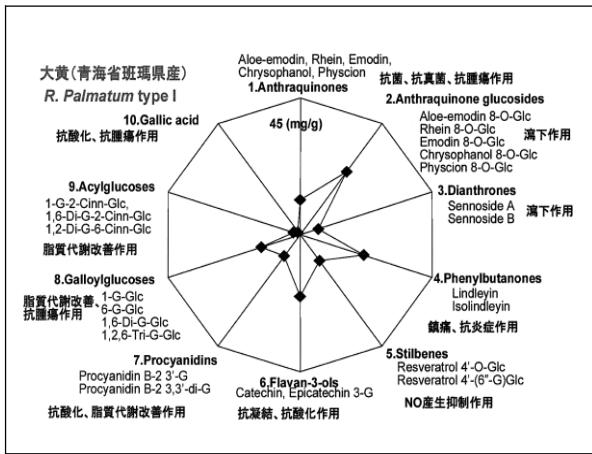
5

6

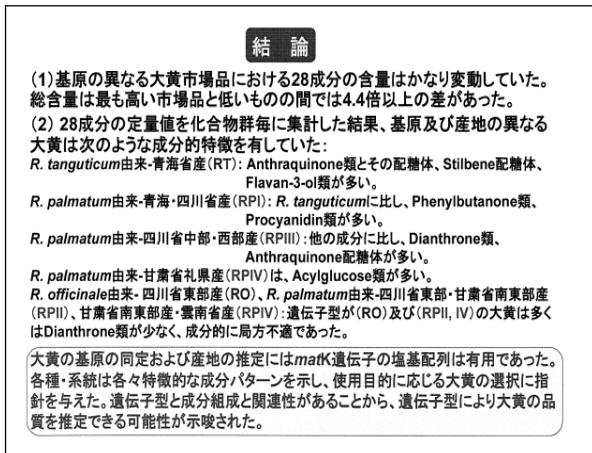
大黄	
薬能	薬理
瀉熱通腸(治胸満、腹滿、腹痛、便閉)…	瀉下作用(sennosides, rheinanthrone)
大承氣湯、桃核承氣湯、大柴胡湯	抗炎症作用
茵陳蒿湯、防風通聖散、三黃瀉心湯	カラゲニン浮腫抑制作用(lindleyin)
乙字湯、調胃承氣湯、大黃甘草湯	
(治胸満)…	向精神作用(RG-tannin)
大承氣湯、桃核承氣湯、大柴胡湯	自発運動抑制作用
三黃瀉心湯、柴胡加竜骨牡蠣湯	
	高脂血症改善作用
大承氣湯、通導散、桃核承氣湯	過酸化脂質低下作用
大柴胡湯、茵陳蒿湯、防風通聖散	(angiotensin変換酵素阻害作用)
	血清尿素窒素(BUN)低下作用
桃核承氣湯(大黃附子湯、溫脾湯)	(Rhatannin)
涼血、逐瘀血(治古血)…	血液凝固抑制作用(<i>d</i> -catechin)
桃核承氣湯、大黃牡丹皮湯、通導散	angiotensin変換酵素阻害作用
大承氣湯、治大便一方	抗炎症作用(lindleyin)
(癥黃)…	
大柴胡湯、茵陳蒿湯	



7 8



9 10



医薬品の知的財産権保護に関する主な法律		
公布時期	知財管理部門(現国家知識産権局)	薬品管理部門(現SFDA)
1982年	商標法	薬品管理法
1984年	特許法 製法特許	薬品行政保護条例
1990年	著作権法	
1992年	特許法改定(第1回) 特許法改定(第2回)	物販特許、用途特許、製剤特許等が認められる
1993年	商標法改定(第1回)	新薬保護と技術移転に関する規定 保護期間1類:12年、2,3類:8年、4,5類:6年
1999年		
2000年	特許法改定(第2回)	薬品管理法改訂
2001年	商標法改定(第2回) 著作権法改訂	薬品管理法実施条例 医薬品登録管理方法
2002年		特許開通性(登録時の特許遵守)、 国産の新薬(国内未販売)に対して5年以内の監視期間、データ保護(6年間) *輸入品は対象外
2001年12月	WTO加盟。WTO加盟国が遵守すべき最低基準であるTRIPS協定をほぼ満足するものとなっている。ただし、その執行体制は未だ脆弱である(偽物の横行、特許審査の遅延など)。	

11

12

生薬資源の永続的利用を図るためにには中国との連携が不可欠

中国が抱える問題	協力可能な事柄
国土の沙漠化	保全、自然回復計画
沿海部(東部)と内陸部(西部)の所得格差	西部開発
国有企業改革による失業増	産業を興す
人材流出	人材育成事業
食の安全	農業政策(残留農薬)

西部は薬草の宝庫であり、労働力が豊富である。野生薬用植物の採取計画の策定、固砂植物(甘草、麻黄など)の植え付け、薬草栽培～生薬生産、GAP政策などへの協力は可能か。

持続可能な利用を保全の手段とした薬用植物保全管理計画の策定

中国の医薬品研究開発に関する考え方

- 合成薬：最も安価に生産する → ジェネリック医薬品を生産
- 生物製剤：今後力を入れたいが、研究開発費用が不足している → 海外との提携
- 漢方薬：独自の技術・開発 → 特殊分野の開発

(日本製薬工業協会の資料から)

13



14

Useful Plants Inventory in Mongolia

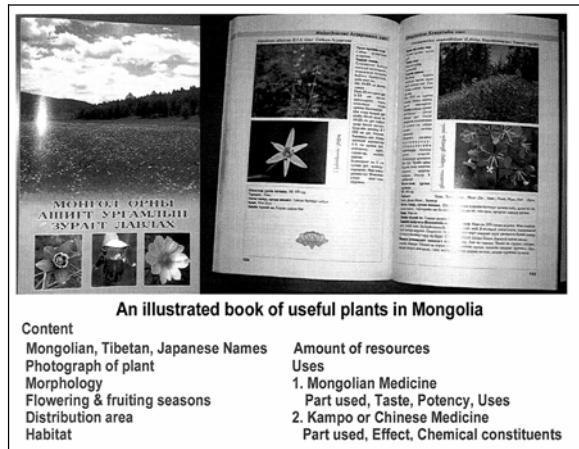
Technical Cooperation by the Government of Japan
Ministry of Nature and Environment (MNE)

Japan International Cooperation Agency (JICA)

Objective

- To form the useful plant inventory with Mongolian scientists
- To evaluate the potentials of the useful plant species in terms of marketability and occurring status
- To prioritize marketable plant species with sound management programs
- To develop the strategic cooperation plan for the sustainable development of communities utilizing the plant species

15



16



17

マオウ(麻黄)とカンゾウ(甘草)の採取と輸出の規制

マオウの規制
米国の要請がきっかけ(覚醒剤原料となる、不正な麻黄類の輸出を規制)。
1999年施行の『麻黄類製品の輸出管理を強化する事についての問題に関する通知』で、「麻黄」の輸出が禁止された。(麻黄末や麻黄エキスなどは許可証があれば輸出可能)

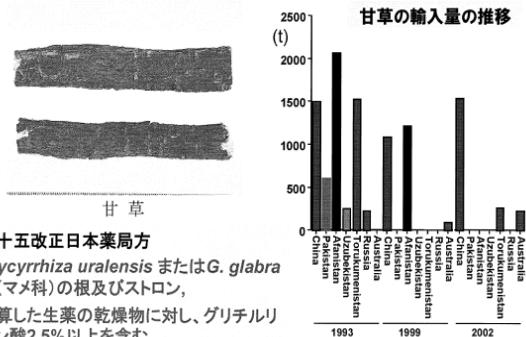
カンゾウの規制
カンゾウの乱獲は草原を荒廃させ、生態系を乱し、牧畜業にまで影響を及ぼす(1984年)。内蒙古自治区全3,000万ha以上の草原のうち約800万haが破壊された(2000年)。
2000年、国务院の通達『斐菜(食材)の採集・販売の禁止と甘草と麻黄草の監護の制止についての問題に関する通知』で、本格的な採集、買い付け、輸出が規制される。

現在、年間採集計画の制定、採集許可証や買い付け・販売許可証などの申請と発効、資源保護と草原負責任制の推進、生薬生産基地の建設による栽培の奨励、資源状況に応じた保護・育成・採集計画の策定、組織的な経営の実施と許可証管理制度の確立など厳格な管理が求められる。(→肉苁蓉、雪蓮花、冬虫夏草などに波及)

中国政府の方針
生態環境の保護、医薬経済の持続的発展を保障する目的で、漢薬資源を保護する。
「先ず中国国内それから国外、先ず栽培品それから野生品、まず薬用それからその他」の原則に基づいて、栽培品の漢薬を中國国内の医薬市場に優先的に供給し、適量を輸出用に割り当てることや、飲料・食品などの非医薬品は国家重点管理の野生漢薬資源の使用を制限することなどが計画されている。

18

Glycyrrhizae Radix (甘草)



第十五改正日本薬局方

Glycyrrhiza uralensis または *G. glabra* L. (マメ科) の根及びストロン,
換算した生葉の乾燥物に対し、グリチルリ
チン酸2.5%以上を含む。

Glycyrrhiza uralensis Fisch.



モンゴル名: Chiher ovs
チベット名: Shing-mNgar
用部: 根 味: 甘、苦 薬力: 涼、軟、柔
用法: 肺病を治療する。鎮咳、去痰、鎮吐、解毒、滋補薬。呼吸器疾患、腰痛、“白脈”病(神経疾患)、咽喉腫痛、嘔吐酸水、血の病、肺熱、肺結核、吐血、糖尿病に応用する。

花期と果実期: 7 - 8月; 9月

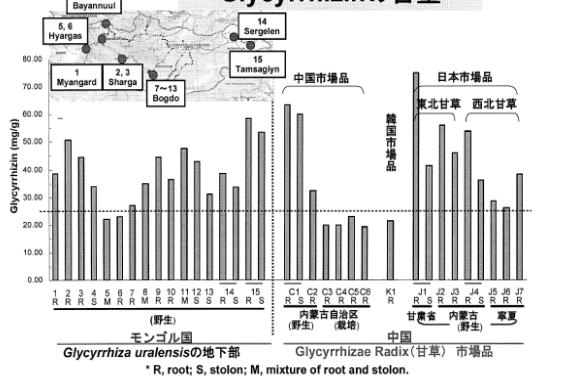
分布: Khubsugul, Khangai, Mongol-Daurian, Great Khingan

植生: ステップ、ゴビ、砂漠

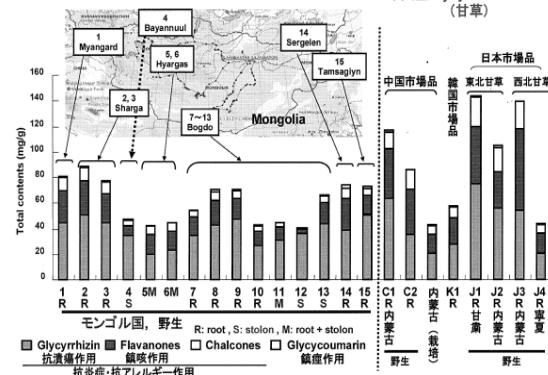
19

20

Glycyrrhizinの含量



モンゴル産 *Glycyrrhiza uralensis* の地下部



21

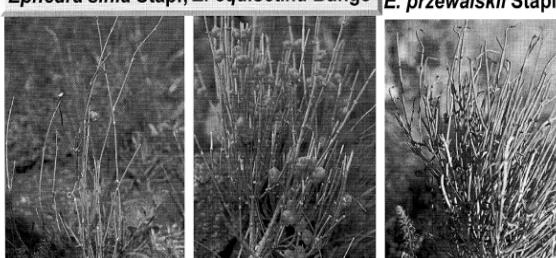
22

麻黄の資源と品質

- 麻黄は発汗、解熱、鎮咳薬として葛根湯や小青龍湯などに配合される。
- 神農本草經の中品に、「味苦温。主中風傷寒疼痛、温虛、发表出汗、去邪熱氣、止欬逆上氣、除寒熱破癥堅積聚。一名龍沙。」と記載される。
- 第15改正日本薬局方の規定:
「*Ephedra sinica* Stapf, *E. intermedia* Schrenk et C.A. Meyer, *E. equisetina* Bunge の地上茎である。乾燥したものは定量するとき、総アルカロイド(エフェドリン及びブソイドエフェドリン)を0.7%以上を含む。」
- 資源のほぼ100%を中国からの輸入に依存(2004年で年間約500トン)
- 中国の砂漠化防止政策により1999年から輸出が制限され始めたため、中国以外の地域での資源確保が必要
→モンゴル国における*Ephedra*属植物の生育状況及び資源の調査
- 植物の構成要素が単純で、分類形質(球花、草質茎、鱗葉等)が環境により変化、また、欠落しやすいため種の同定が困難
→核18S rRNA遺伝子及び葉緑体

Ephedra sinica Stapf, *E. equisetina* Bunge

E. przewalskii Stapf



モンゴル名: Honin Zeergene, Morin Zeergene

用部: 地上部 味: 苦, 辛, 渋

薬力: 涼、粗、輕

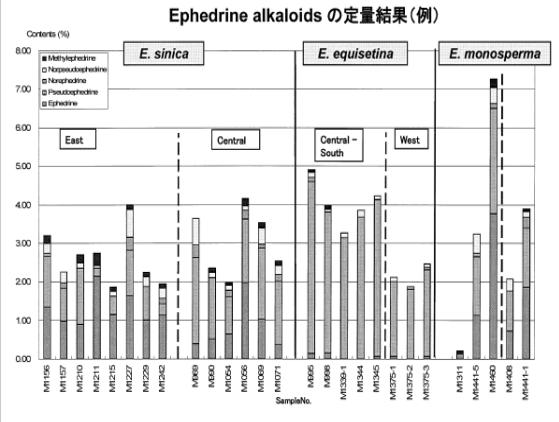
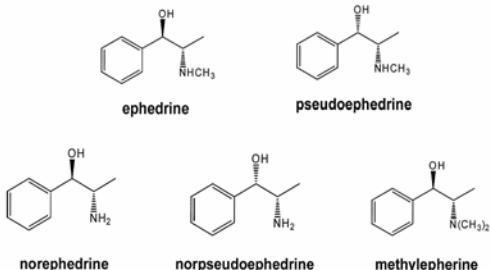
用法: 出血、往来寒熱、温熱、損傷から到った氣(Hill)と血(Shar)の病氣、脾熱、肝熱、傷風による熱を治療する。

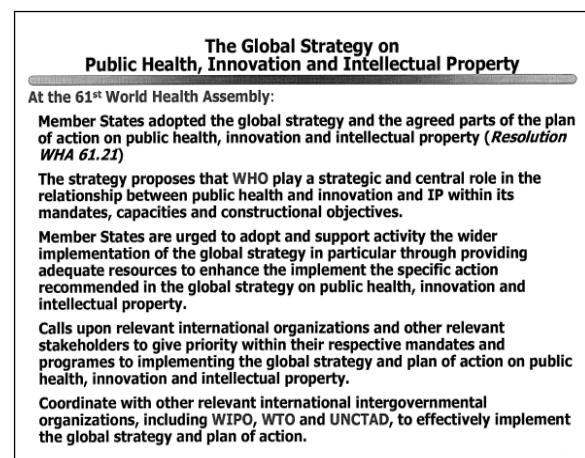
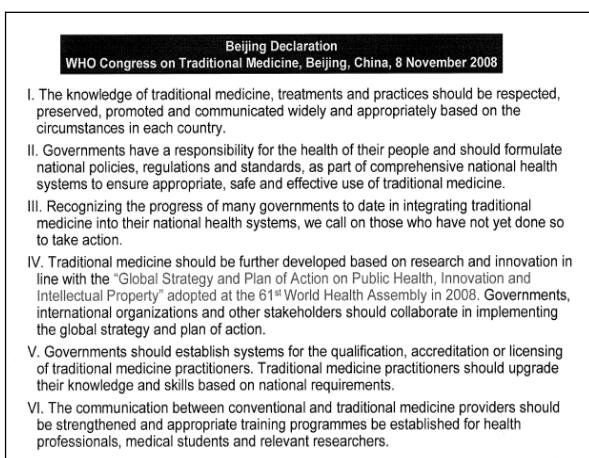
(*E. przewalskii* は抗炎症薬とする)

23

24

Structure of Ephedrine Alkaloids

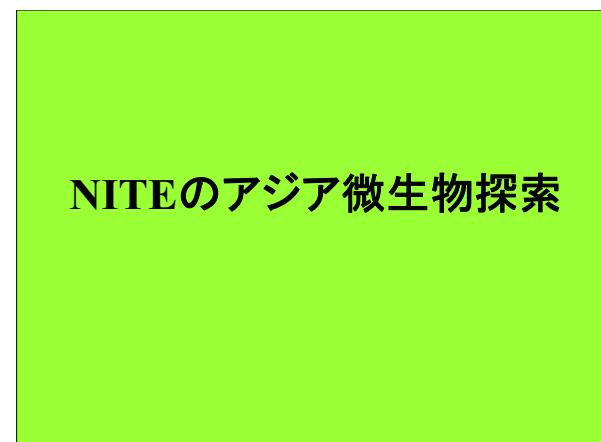




31

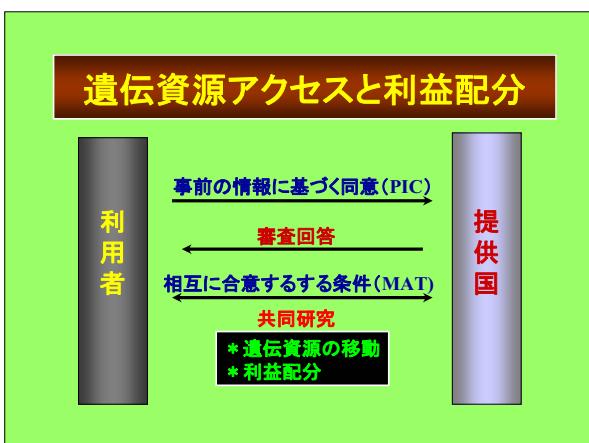
32

講演 4（抜粋）



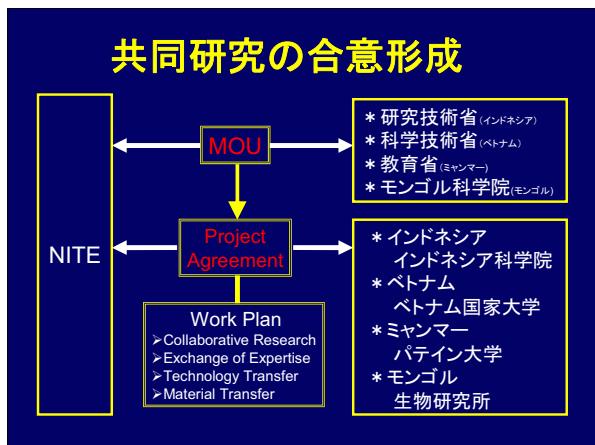
1

2

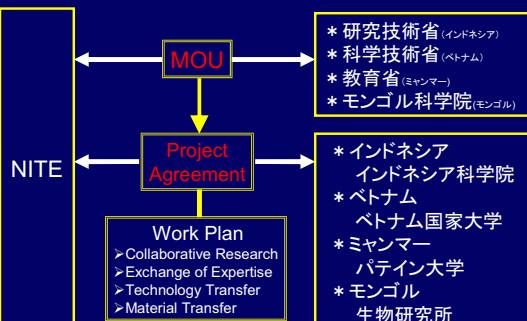


3

4



共同研究の合意形成



MOUのサイニングへの道

2000年8月： ジャカルタにて、第1回会合。

2001年1月： ジャカルタにて、第2回会合。

2001年6月： ジャカルタにて、第3回会合。

2001年8月： ジャカルタにて、第4回会合。

2002年3月

ジャカルタにて、MOUの サイニング。



6

Memorandum of Understanding on Joint Research Program on Conservation and Sustainable Use of Microbial Resources

- Art. 1. Objective of the Program**
 - Art. 2. Areas of Collaboration**
 - Art. 3. Forms of Collaboration**
 - Art. 4. Description and Scope of Collaboration**
 - Art. 5. Responsibility**
 - Art. 6. Transfer of Material**
 - Art. 7. Disclosure and Publication**
 - Art. 8. Intellectual Property Rights**
 - Art. 9. Benefit Sharing**
 - Art. 10. Validity, Amendment and Termination**
 - Art. 11. Settlement of Differences**
 - Art. 12. Official Language**
 - Art. 13. Civil Liability**
 - Art. 14. Final Provisions**

PAのサイニングへの道

2002年5月

木更津にて、PA締結に向けての第1回会合。

2002年8月

ジャカルタにて、第2回

2002年9月

東京にて、第3回会合。
2012年1月

2002年12月

・ジャカルタにて、第4回会合。
003年2月
・東京にて、第5回会合。



Q

Joint Research Project on Taxonomic and Ecological Studies of Fungi and Actinomycetes in Indonesia and Japan

- Art. 1. Objectives of the Project**
 - Art. 2. Scope and Target of Activities**
 - Art. 3. Management of the Project**
 - Art. 4. Work Plan and Responsibility**
 - Art. 5. Control of Relocated Microorganisms**
 - Art. 6. Material Transfer Agreement**
 - Art. 7. Disclosure and Publication**
 - Art. 8. Intellectual Property Rights**
 - Art. 9. Benefit Sharing**
 - Art. 10. Validity, Amendment and Termination**
 - Art. 11. Administration**
 - Art. 12. General**

Participation to the Project

```

graph TD
    NITE[NITE] --> JRP[Joint Research Project]
    JRP --> JPC[Joint Project Committee (JPC)]
    JRP --> AAT[Agency for Assessment and Application of Technology]
    JRP --> AAARD[Agency of Agricultural Research and Development]
    JRP --> UI[University of Indonesia]
    JRP --> BAP[Bogor Agriculture University]
  
```

The diagram illustrates the structure of a Joint Research Project (JRP). At the top center is a red-bordered box labeled "Joint Research Project". To its left, a yellow box labeled "NITE" has a black arrow pointing towards the JRP box. Below the JRP box is another yellow box labeled "Joint Project Committee (JPC)". To the right of the JRP box are four blue boxes arranged vertically: "Agency for Assessment and Application of Technology (BAP)", "Agency of Agricultural Research and Development", "University of Indonesia", and "Bogor Agriculture University". Each of these four blue boxes has a black arrow pointing from the JRP box towards it.

9

10



11

12

List of Samples

Sample No.	Collector and date		Substrate information		Location	(m)	pH	
	Personal No.	Collector	Collection date	Substrate				
ID504-032	CS-01	Ando et al.	14/06/2004	Soil	Banana area	Cibinong	166	6.5
ID504-033	CS-02	Ando et al.	14/06/2004	Soil	Cassava area	Cibinong	167	6.0
ID504-034	CS-03	Ando et al.	14/06/2004	Soil	Cassava area	Cibinong	163	6.0
ID504-035	CS-04	Ando et al.	14/06/2004	Soil	dried pond	Cibinong	161	6.5
ID504-036	CS-05	Ando et al.	14/06/2004	Soil	near dried pond, <i>Penisetum</i> sp.	Cibinong	161	6.5
ID504-037	CS-06	Ando et al.	14/06/2004	Soil	Paddy field	Cibinong	165	6.5
ID504-038	CS-07	Ando et al.	14/06/2004	Soil	Star fruits area	Cibinong	170	6.5
ID504-039	CS-08	Ando et al.	14/06/2004	Soil	under <i>Syzygium malaccense</i>	Cibinong	170	6.5
ID504-040	CS-09	Ando et al.	14/06/2004	Soil	under <i>Suzumia equeum</i>	Cibinong	168	6.5
ID504-041	CS-10	Ando et al.	14/06/2004	Soil	under <i>Duro zibethinus</i> Murr.	Cibinong	169	6.5
ID504-042	CL-01	Ando et al.	14/06/2004	Litter	under <i>Syzygium malaccense</i>	Cibinong	170	
ID504-043	CL-02	Ando et al.	14/06/2004	Litter	under <i>Duro zibethinus</i>	Cibinong	169	

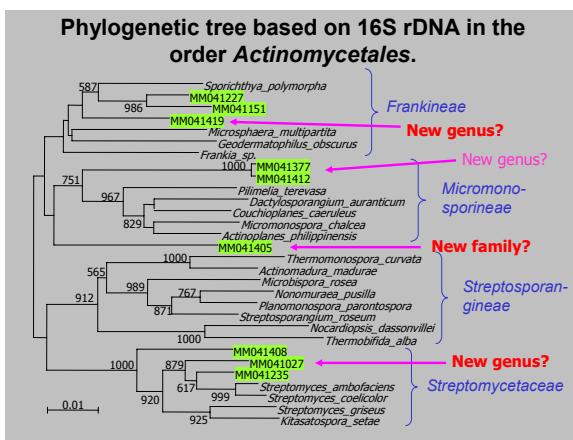
13

List of Microbes selected

List of Cultures (No. 1 to 300) of Fungi Isolated

Serial Number	Private Culture No.	Sample Number	Collector	Date of collection	Sampling Site	Sampling Source	Isolator	Date of isolation	Culture Media	Photo No.
ID04-0001	CL-01-02	IDS04-042	Ando et al.	14/6/2004	Cibinong	Litter	K. Ando	14/6/2004	LCA	1.jpg
ID04-0002	CL-01-05	IDS04-042	Ando et al.	14/6/2004	Cibinong	Litter	K. Ando	15/6/2004	LCA	2.jpg
ID04-0003	PL-01-03	IDS04-021	Ando	09/6/2004	Purwodadi	Litter	K. Ando	15/6/2004	LCA	3.jpg
ID04-0004	PL-01-04	IDS04-021	Ando	09/6/2004	Purwodadi	Litter	K. Ando	15/6/2004	LCA	4.jpg
ID04-0005	PL-01-09	IDS04-021	Ando	09/6/2004	Purwodadi	Litter	Welley	21/6/2004	LCA	5.jpg
ID04-0006	PL-02-03	IDS04-022	Ando	09/6/2004	Purwodadi	Litter	K. Ando	15/6/2004	LCA	6.jpg
ID04-0007	PL-06-01	IDS04-026	Lilis	09/6/2004	Purwodadi	Litter	Welley	21/6/2004	LCA	7.jpg

14



15

Number of Microbes isolated in Indonesia, Vietnam, Myanmar and Mongolia

	Fungi	Actino	Bacteria	Total
Indonesia	2,346	2,480	0	4,826
Vietnam	1,140	951	0	2,091
Myanmar	2,209	1,109	0	3,318
Mongolia	200	268	373	841
Total	5,895	4,808	373	11,076

(2007年2月現在)

16

日本企業との合同探索

現地での
採集・分離

提供国
研究者
NITE+企業
研究者



- 2005年: ベトナム(アステラス製薬、中外製薬)
- 2006年: ベトナム(田辺製薬、出光石油)
- 2007年: ベトナム(協和発酵)
モンゴル(カルピス、中外製薬)

17

アジア・コンソーシアム(多国間活動)

微生物資源の保全と持続可能な利用に関するアジア・コンソーシアムー

Asian Consortium for the Conservation and Sustainable Use of Microbial Resources (ACM)

アジア・コンソーシアムの創立 (2004年10月)

- 多国間協力の枠組みとしては世界初
- 中國、韓国を含むアジアの12カ国(の政府機関が参加)
- (独)製品評価技術基盤機構(NITE)が初代の議長、事務局

●生物多様性が豊かなアジア地域における有用可能性のある微生物資源の発見!
●アジアBRCネットワーク設立への貢献!
→各箇における微生物資源の有効活用と技術力の向上!

参加国

日本、中国、韓国、モンゴル、タイ、マレーシア、
フィリピン、インドネシア、ラオス、カンボジア、
ベトナム、ミャンマー
合計 12カ国

事務局

(独)製品評価技術基盤機構(NITE)

タスクフォース

・アジアBRCネットワークタスクフォース

議長: 岩田和也(日本)(TE)

・人材育成タスクフォース

議長: Indrawati Gandjar (インドネシア大学)

・Management of Material Transferタスクフォース

開催国

第1回: 2004年10月 つくば市

第2回: 2005年10月3日 中国(北京)

第3回: 2006年10月30日~11月1日 中国(北京)

第4回: 2007年2月22-23日 インドネシア(ジャカルタ)

第5回: 2008年 韓国を予定



《アジアBRCネットワークタスクフォースの進捗状況》
・第2回アジア・コンソーシアム会合において、ACMの
ネットワーク構築のため、日本、中国、韓国、
タイの代表が会場でミーティンググループを作り、プロ
トタイプを作成することに承認された。
・2006年9月に日本で第2回会合を開催し、データ
ベースの維持管理について協議された。

18

海外微生物探索事業の展開について

二国間協力の推進
(微生物の採集・分離・培養・
同定・解析・保存・情報管理・
相手国の人材育成・国内企業
等への大量提供等)



19

遺伝資源アクセスと利益配分

NITE

生物遺伝資源

技術移転・能力構築

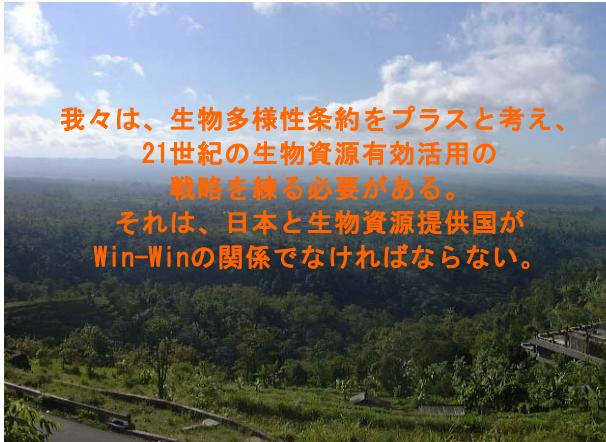
提供
国

企業からの
利用料・マイルストーン・
ローマリティー

20

我々は、生物多様性条約をプラスと考え、
21世紀の生物資源有効活用の
戦略を練る必要がある。

それは、日本と生物資源提供国が
Win-Winの関係でなければならない。



21

4-2-2. JBA オープン・セミナー(名古屋) —衣食住から考える企業と生物多様性—

名古屋では、2010 年開催の生物多様性条約(CBD)第 10 回締約国会議 (COP10) に向けて、様々なイベントが行われている。名古屋市立大学でも、「衣食住から考える企業と生物多様性」と題した一般向けの「連続セミナー」を開催している。そこで、JBA は、本「連続セミナー」の一環として、2008 年 12 月 5 日、名古屋市立大学病院 病棟・中央診療棟 3 階大ホールにおいて、以下にプログラムのとおり、オープン・セミナーを開催した。なお、本セミナー開催に当たって、生物多様性条約第 10 回締約国会議支援実行委員会、(社) 中部経済連合会の後援を得た。(資料参照)

以下に各講演・総合討論の概要を報告する。

プログラム

挨拶

経済産業省生物化学産業課 石川高志

(1) 「天然物創薬・生物多様性からのヒント」

玉川大学 学術研究所 菌学応用研究センター 教授 奥田 徹

(2) 「作物遺伝資源の管理と参加型開発—農の世界の視点から—」

エデュケーションサポートセンター 理事 西川芳昭

(3) 「生物多様性条約 COP10 名古屋に向けて—遺伝資源アクセスと利益配分の国際ルール」

(財)バイオインダストリー協会 炭田精造

総合討論

講演(1) : 「かび」、「菌類」といった一般には馴染みの浅い用語から説き始め、最近話題になったコニック「もやしもん」(石川雅之著) も引用しながら、我々の身の回りにある微生物・菌類の分類、利用を紹介した。ついで、抗生素質に端を発する天然物創薬の歴史、創薬研究のトレンドに言及し、奥田教授が設立した「玉川大学発のベンチャー」である「(株)ハイファジエネシス」の活動、医薬・農薬リード化合物、及び健康食品開発に関するベトナム国家大学との共同研究を紹介した。ハイファジエネシスは、菌株(菌類 10,000 株、きのこ 1,300 株、放線菌 7,000 株)、培養抽出物(29,000 サンプル、年間 4,000 サンプルの増加)、きのこ子実体粉末ライブラリー(1,000 サンプル)を提供しており、これらライブラリーを用いたスクリーニング(共同研究)の結果、いくつかの有望化合物が見つかっている。また、玉川大学・ハイファジエネシスとベトナム国家大学の共同研究では、CBD の条件下でベトナムの生物資源探索を行っており、プロジェクト成果が着実に上がっている。

講演(2) :生物多様性は「農のめぐみ」であるとして、農業作物（遺伝資源）の保存と活用の立場から、地域の活性化に言及した。すなわち、開発における農業の位置付けとエコロジカル・リタラシーを概観し、農村・地域開発を考える枠組みを紹介し、農業分野における作物遺伝資源の重要性、作物育種に対するジーンバンクの役割、利益配分のメカニズムの困難さを、事例を挙げて紹介した。

講演(3) :JBA の沿革・活動について概観したのち、海外遺伝資源へのアクセスに関する国際ルールの説明を行った。CBD 第 15 条には、遺伝資源に対する原産国の主権的権利、遺伝資源取得の際に相手国からの事前同意の取得、遺伝資源の利用から生じる利益の公正・衡平な配分が規定されている。また、2002 年 4 月に策定された任意の国際ガイドラインであるボン・ガイドラインは、遺伝資源アクセスと利益配分に関する提供国・利用国双方が取るべき措置が記載されている。さらに、資源提供国が出張するバイオパイラー問題について注意を喚起するとともに、法律上のトラブルや社会的非難に遭遇しないようにするための執るべき手段とその解説書である我が国の“利用者のための”「遺伝資源へのアクセス手引」を紹介した。手引の基本的考え方は、まず各の国内法令を遵守することが大前提である。手引には CBD の関連条項や国際的に議論されている主なポイントが解説され、可能な範囲でトラブルを回避する事例が書かれている。

さらに、JBA が実施している海外遺伝資源利用者のための支援活動と、製品評価技術基盤機構に設置された生物資源センターの役割について言及した。最後に、CBD 締約国会議では、新しい国際的制度 (IR) の策定をめぐって交渉中であり、2010 年に名古屋で開催される COP10 では、“IR の内容についての決定を行う”ことが交渉の対象になっていること、これから COP10 名古屋に向けて開催される多くの国際会合の予定（名古屋ロードマップ）にも言及した。



COP10パートナーシップ事業

名古屋市立大学連続セミナー 「衣食住から考える企業と生物多様性」

名古屋市立大学では、平成22年に生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が愛知・名古屋において開催されることを受け、「衣食住」の観点から生物多様性を考える「連続セミナー」を開催しております。

第3回 平成20年12月5日（金）14:00～17:00

定員：300名（当日先着）



場所：名古屋市立大学病院 病棟・中央診療棟3階大ホール

(名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1 地下鉄桜通線「桜山」駅下車 徒歩3分)

対象：企業の環境関連担当者、学生、一般市民

入場料：無料

内容（予定）：

開会挨拶

経済産業省 生物化学産業課 課長補佐 石川 高志氏

講演

1. 「天然物創薬：生物多様性からのヒント」

玉川大学学術研究所 奥田 徹教授

2. 「作物遺伝資源の管理と参加型開発－農の世界の視点から－」

エデュケーションサポートセンター 理事 / ファシリテーター、

NPO海外植物遺伝資源活動支援つくば協議会（TASO-PGR）会員

西川 芳昭氏

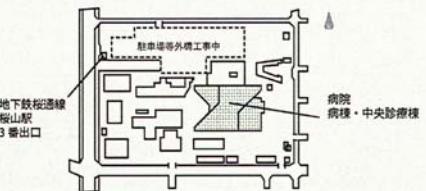
3. 「生物多様性条約 COP10 名古屋に向けて－遺伝資源アクセスと利益分配(ABS)の国際ルール」

財団法人バイオインダストリー協会 生物資源総合研究所長 炭田 精造氏

主催：財団法人バイオインダストリー協会、公立大学法人名古屋市立大学

後援：名古屋商工会議所、社団法人中部経済連合会

連携協力：生物多様性条約第10回締約国会議支援実行委員会



問い合わせ先：名古屋市立大学 事務局学術推進室 TEL：(052)853-8041

4-2-3. JBA オープン・セミナー(東京)

－生物多様性条約 COP10 名古屋に向けた最新状況と海外の遺伝資源へアクセスする際の国際ルール（研究者と企業等の関係者のために）－

1993年に発効された生物多様性条約(CBD)は、2010年に名古屋で開催される第10回締約国会議(COP10)において節目の年を迎える。各国の利害関係者は、COP10で最重要テーマの1つとなる「遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)」の国際交渉に向けて準備を進めている。

このような状況下、JBAは2009年2月3日、東京TKP日本橋ビジネスセンターにおいて、標記オープン・セミナーを開催した。(プログラム参照)

セミナーではCBDの歴史、我が国の政策、議論の最新状況について広く報告し、世界の産業界の意見を紹介、さらに、CBDを遵守した海外遺伝資源アクセス情報と留意点、JBAの支援活動について解説・紹介した。

特にプログラム(2)の磯崎教授の講演は、本セミナーの前週に東京で開催されたばかりのCBD/ABSの遵守確保に関する「法律・技術専門家会合」(2009年1月27日～30日、磯崎教授が会合の共同議長を務めた)の結果報告をタイムリーに行うというものであった。

以下に各講演・総合討論の概要を報告する。

プログラム

(1) 「生物資源へのアクセスとABSの議論について」

経済産業省生物化学産業課 事業環境整備室長 作田竜一

(2) 「遵守に関する基本解釈と国際議論の最新状況－専門家会合(東京)の報告」

明治学院大学 教授 磯崎博司

(3) 「COP10の国際交渉に向けての世界の産業界の意見」

(財)バイオインダストリー協会 炭田精造

(4) 「海外遺伝資源の利用の際のアクセス情報とJBAの支援活動」

(財)バイオインダストリー協会 藤崎義康

総合討論

講演(1) :始めに、生物遺伝資源へのアクセス確保の重要性、それらを用いた技術革新の事例、海外の生物遺伝資源へのアクセス確保の我が国企業の取組み、(独) 製品評価基盤機構(NITE)の活動などを紹介した。次に、CBDの第15条(ABS)について解説し、CBD国内実施のための各国規制に言及した。さらに、現在進行中であるABSの国際交渉の経緯について述べ、これをめぐっての途上国と先進国の議論の構図を示し、我が国の基本的立場(①法的拘束力のある枠組みでは、遺伝資源の多様な利用実態を反映した契約の柔軟性が確保されず、そのため遺伝資源の利用が阻害され、遺伝資源の提供国、利用国双方の利益(win-win)にならない、

②国際的制度（International Regime、IR）の策定の検討に当たっては、資源提供国と利用国の相互理解の下、実際的であり、健全な費用対効果が見込まれ、さらに遺伝資源へのアクセスと公正かつ衡平な利益配分の促進がバランスよく確保されなければならない、③まずは、ポン・ガイドラインの適切な運用を推進することが必要）を示した。そして、このような基本的立場で実施されている我が国の取組み（ポン・ガイドラインの普及、アジア諸国との覚書に基づく生物遺伝資源に関する NITE の共同研究の実施など）について言及した。

最後に、COP10 名古屋までに開催される ABS 関連会合のロードマップを示し、CBD 以外の生物遺伝資源に関連する国際フォーラでの議論の状況を紹介した。

講演(2)：2009年1月27日～30日、東京・外務省会議室にて、第2回ABS法律・技術専門家会合（遵守の確保について）が開催された。磯崎教授は我が国政府から推薦され、CBD事務局より選出された法律専門家として会合に出席し、専門家会合の共同議長として活躍された。会合の目的はCOP9の諮問課題（TOR）について検討することであった。会合では以下の事項について議論された。

- ① 国内法遵守：国内法の遵守は、今会合の一番のテーマである。「国内法遵守は主権の範囲で可能であるが、国の枠を超えることはできない」ことが会合で確認された。しかし、「この不備な部分を IR で執行することはできないだろうか」というのが途上国（主に遺伝資源提供国）の主張である。IR の中で特定行為を国際違反行為として定義できれば執行可能となる。また、IR が一連行為の合法性を認証し、提供国の国内法を遵守していることの証明書が発行され、遺伝資源の移動の際に必ずこの証明書が付いていくというシステムができれば、困難な国際法に関する議論をする必要がなくなろうという主張がある。
- ② 国際違反行為：misappropriation、misuse の定義が必要だ。さらに、バイオパイラシーについても定義せよとの発言が途上国からあった（しかし、これは TOR ではない）。これらを既に国内法で幅広く定義している途上国の中には、国際定義でその幅を狭く決められることを好ましくないと危惧している国もある。利用国は、国際的に合意できる定義は必要であると主張している。
- ③ 国際認証制度：認証のチェックポイントをどこにするのか。知財権取得時に組み込むことには、先進国では反対が強い。これに違反した際にはどのような対処、ペナルティーを含めてどのような手段が考えられるのか。
- ④ 起源開示：特許申請時の起源開示で、ABS が促進されたという発言があったが、これに対して証拠を示すようにという意見が出された。特許申請時の開示要件とすることに対しては、先進国側の反対が強い。
- ⑤ 契約遵守：これまで、貿易の中でいろいろな問題が生じ、これら紛争に対する解決も蓄積されている。しかし、関連国際私法条約の締約国は少ない。遺伝資源の場合も商取引にかかる権利関係の分野と同様で、特別なルールを定めると、現在ある国際私法に関する交渉

と同じ状況となろう。それよりも、IRは訴訟支援強化を定めるほうがよいのではないかという意見が出された。

- ⑥ 契約違反：民事商事分野では処理は可能である（外国判決の承認・執行）。調停、仲裁を活用することを契約で決めておけば、解決に向かうことが可能。IRに独自の調停・仲裁メカニズムを入れることも考えられる。訴訟支援としては、例えば、ABSに関してアドバイスすることができる人物（専門家）の国際リストを作ることも考えられる。
- ⑦ 慣習法：国際定義にかかわらず、「先住民」とされる集団が各国に存在することを確認した。公表されている慣習法もあるが、それにより不利益を被ることを危惧する、あるいは、公開することを嫌う先住民も存在する。そこで、それらを考慮する必要があろう。隠れた慣習法をも反映された契約をするなど、その手順をIRに定めるという意見も出された。
- ⑧ 学術・科学的研究：商業活動と区別することが妥当ではないか、という意見が出された。一方、このような区別は各国が決めればよいことで、国際的に介入する必要はないとの意見も出された。
- ⑨ 国、私人：「国の義務」、「個人の義務」を区別できない法律家、あるいはわかっているが、区別していない法律家がいる。そこで論点が重なってしまうことがある。
- ⑩ IR：国際レジームとは「外国遺伝資源の利用者に、当該国の国内法・契約に従い確実に利益を配分させる国際（条約）義務である」とする、途上国の発言。CBD第15条7は、私人に対してではなく、国の義務である。国に対して何が求められているのかを検討する必要があろう。IRでは、モデル契約内容を定める、遵守手段を定める、紛争解決手続き（独自の制度も含めて）を定めるなどの意見が出されたが、本会合の専門家全員が合意したことではない。

講演(3)：国際商業会議所（ICC）がCBDの国際交渉（第7回ABS作業部会）に際して、CBD事務局に提出している文書¹を紹介し、ICCの交渉スタンス、IRの原則、目的、適用範囲、利益配分、アクセス、及び遵守に関する意見を紹介・解説した。

講演(4)：遺伝資源の利用から生じる利益の公正・衡平な配分は、CBDの3つの目的の一つである。条約第15条には、遺伝資源に対する原産国の主権的権利、遺伝資源取得の際には、相手国からの事前同意の取得、遺伝資源の利用から生じる利益の公正・衡平な配分、が規定されている。また、2002年4月に策定されたボン・ガイドラインは、任意の国際ガイドラインであり、その中には知的財産権の申請時における原産地や出所の開示が奨励されている等々、海外遺伝資源へのアクセスに関する国際ルールを解説した。そして、バイオパイラシー問題について注意を喚起し、法律上のトラブルや社会的非難に遭遇しないようにするための執るべき手

¹ Objective, scope, fair and equitable benefit sharing, access and compliance. *Submission to the Secretariat of the Convention on Biological Diversity for the 7th Ad Hoc Open Ended Working Group on Access and Benefit Sharing, Paris, France, 2-8 April 2009* UNEP/CBD/WG-ABS/7/6に掲載。本報告書の資料編(7)を参照。

段とその解説書である我が国の“利用者のための”「遺伝資源へのアクセス手引」を紹介した。

手引の基本的考え方は、まず各国の国内法令を遵守することが大前提である。手引には CBD の関連条項や国際的に議論されている主なポイントが解説され、可能な範囲でトラブルを回避する事例が書かれている。

海外遺伝資源に適正にアクセスするためには、①遺伝資源提供国における遺伝資源アクセス関連の法律等を良く調べ、それらを遵守すること、②資源提供側との十分な相互理解を図った上で、権限を有する相手と契約交渉する、③合意事項を書面（例：素材移転契約）により記録する、ことが重要である。

さらに、JBA が実施している海外遺伝資源アクセスを支援する活動を紹介した。①「遺伝資源へのアクセス手引」普及のためのオープン・セミナー開催、②海外遺伝資源アクセスに関する産業界・学界支援のための「相談窓口」（アドバイスの実施、現在相談件数は累計 124 件）、③専用ウェブサイト（アジア・太平洋諸国を中心として各国の ABS 関連国内法や措置などについてのアクセス情報を広く発信）、④海外遺伝資源へのアクセスルートの開拓、⑤国際交渉における支援。

総合討論：総合討論で出された質問・回答を以下に記す。

- *ex-situ collection* を利用して商業化等に成功した場合、利益配分をどのように考慮するのか？
(回答) *ex-situ collection* のルールに従うことになる。
- 園芸植物を購入し、そこから微生物を分離して利用する場合はどう対処すればよいのか？
(回答) CBD には白、黒、灰色の領域があり、灰色の領域が圧倒的に多い。個別的な検討については、JBA の相談窓口を利用して欲しい。
- 認証は最終的には何を目的としているのか？
(回答) 何を目的にするかで、その制度が変わる。先の会合では国内法遵守を認証するという議論が出た。目的により制度は大きく異なる。例として、PIC（事前の情報に基づく同意）の有無、起源の開示などの認証が挙げられる。その場合でも制度が何を求めるかにより設計が違ってくる。
- 資源提供国は、公正・衡平な利益配分の決め方を理解していないと思う。
(回答) ボン・ガイドラインに利益配分の例示的リストがあるので、それを土台にして十分に話し合って欲しい。
- 遺伝資源の利用開始時は、成功するか否か予測がつかない。そのような状況で利益配分を決めるというやり方に疑問を感じる。アクセス時は資源の購入価格（対価の支払い）でよいのではないか。
(回答) 分野ごとの特徴を考える必要があろう。これまで培ってきた点を考慮し、十分話し合って欲しい。利益配分は一律ではなく、双方が十分話し合って決めることだ。

4-3. 海外遺伝資源へのアクセスに関する相談窓口

JBAは、2005年4月（平成17年度）、「遺伝資源へのアクセス手引」の普及開始と同時に「海外の遺伝資源へのアクセスに関する相談窓口」を開設し、生物多様性条約（CBD）に基づく遺伝資源アクセスや利益分配等に関する相談サービス（面談、メール、電話、等）を実施してきた。

本相談サービスについての平成20年度（2008年）の結果を報告する。（相談窓口は、相談者に対して「守秘義務」を負っているため、概要のみ記述する）。比較のため、平成19年度分も併記した。（表1参照）

相談件数は、平成20年度は52件（平成20年3月6日現在）であった。表1の数字は延べ件数であり、相談件数とは必ずしも一致しない。

相談案件の対象国、相談案件の産業分野、相談者の帰属組織別に結果をまとめた。

対象国としてアジア・大洋州への関心が最も高かった（具体名が言及された国・地域全体の87%）。米州、アフリカ等への関心は少なかった。

分野としては、健康食品、学術研究、化粧品関連分野からの相談が上位を占めた。CBDへの関心が高まりつつある気配である。平成17年度以前（相談窓口の開設以前）には創薬分野からの問い合わせが主流であったが、現在は少ない。これは先行分野として、認識が浸透したためと考えられる。

相談者の帰属組織は、大企業が最も多かったが、大学・公的機関から相談が顕著に増えてきた。CBD第10回締約国会議（COP10）の名古屋開催が近づいたためと思われる。

過去4年間での相談件数は、本年度で累計134件である。

表1 相談のまとめ

相談	平成20年度	平成19年度	平成20年度の傾向
対象国	<u>アジア・大洋州(33)</u> 日本(5)、モンゴル(5)、 中国(5)、タイ(4)、インド(4)、 フィリピン(3)、 インドネシア(2)、 オーストラリア(2)、 ネパール(1)、 バングラデッシュ(1) 東南アジア全般(1) <u>米州(4)</u> ペルー(2)、ブラジル(1) 米国(1) <u>その他の地域(1)</u> タンザニア(1) <u>一般(19)</u>	<u>アジア・大洋州(24)</u> インドネシア(4) 中国(3)、シンガポール(3) オーストラリア(2) タイ(2) インド、マレーシア、モンゴル、ネパール、ベトナム、台湾（各1） 東南アジア全般(4) <u>中南米(2)</u> 仏領ギアナ、中米全般 <u>その他の地域(6)</u> 欧州(4)、南アフリカ(2)	<ul style="list-style-type: none"> 対象国としてアジア・大洋州への関心が最も高い（全体の64%）。 米州、アフリカへの関心は少なかった。
産業分野	健康食品(11)、 学術(学界・公的機関)(10)、 化粧品(9)、 条約について(5)、 化学品・バイオ燃料(4)、 酵素(2)、創薬(1)、 その他(9)	健康食品(14) 化粧品(6) 創薬(3) 化学品(3) バイオ燃料(2) 条約について(含む IPR)(4) その他(3)	<ul style="list-style-type: none"> 相談者の関心分野として、健康食品、学術研究、化粧品の3分野が最上位を占めた。学術界の関心の高まりに注目すべき。 条約への関心が高まる傾向であった。
帰属組織	大企業(27)、 大学・公的機関(17)、 中小企業・ベンチャー(6)	大企業(21) 中小企業・ベンチャー(3) 大学・公的機関(8)	<ul style="list-style-type: none"> 相談者の帰属先のうち大企業がトップであったが、大学・公的機関からの相談数が上昇した。

(カッコ内の数字は延べ件数である)

= 資 料 編 =

(1)	生物多様性条約第9回締約国会議・議題4.1 アクセスと利益配分 －非公式協議グループ共同議長提出の決定案－	117
(2)	国際商業会議所の「生物多様性条約第9回締約国会議」への提出文書: アクセスと利益 配分－全般的所見と産業界の立場	133
(3)	生物多様性条約「コンセプト、用語、作業上の定義及び分野(セクター)別アプローチに 関する法律・技術専門家グループ」会合報告書(CBD事務局)	136
(4)	EUのアクセスと利益配分「法律・技術専門家会合(コンセプト、用語、作業上の定義、分野 別アプローチ)」への提出文書	156
(5)	国際商業会議所のアクセスと利益配分「法律・技術専門家会合(コンセプト、用語、作業上の 定義、分野別アプローチ)」への提出文書	168
(6)	生物多様性条約「遵守に関する法律・技術専門家グループ」会合報告書(CBD事務局)	176
(7)	国際商業会議所の CBD 第7回 ABS 作業部会への提言	196
(8)	ABS 契約と確実性の追求	208
(9)	契約と国際私法—ABS に関する国際的制度との関係	225
(10)	モデル契約の利用に関する問題点—初期分析	250
(11)	WIPOによる伝統的知識に関するギャップ分析についての国際商業会議所のコメント	261
(12)	APEC諸国における遺伝資源へのアクセス及び伝統的知識の保護に関する調査報告書	264
(13)	インドの生物多様性条約の国内的実施と生物資源アクセス規制	322
(14)	インド・生物多様性法 2002年(JBA仮訳)	328
(15)	インド・2004年生物多様性規則(JBA仮訳再)	352
(16)	中国における遺伝資源及び伝統的知識に係るABS規制の現状	376
(17)	台湾における遺伝資源及び伝統的知識に係るABS規制の現状	391
(18)	生物遺伝資源へのアクセスに基づく実効性ある研究開発と産業利用の促進のために	403
(19)	生物多様性条約でのABS議論における、農業・園芸セクターの特異性について －国境を越えた植物分布が引き起こす主権の衝突と、解決のための一案－	424
(20)	Implementing Access to and Benefit-sharing of Genetic Resources (ABS) Under the Convention on Biological Diversity - JBA's 15-year Experiences -	436

(1) 生物多様性条約第9回締約国会議・議題4.1 アクセスと利益配分 —非公式協議グループ共同議長提出の決定案—*

生物多様性条約

配布：限定
UNEP/CBD/COP/9/L.27
2008年5月29日
原文：英語

生物多様性条約締約国会議
第9回会合
2008年5月19日～30日（ボン）
議題項目 4.1

アクセスと利益配分

アクセスと利益配分に関する非公式協議グループ共同議長提出の決定案

締約国会議は、

アクセスと利益配分に関する決定VII/19D及びVIII/4A～Eを想起し、

また、アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会の任務の遂行に第8条(j)項及び関連規定に関する特別作業部会が協力し、貢献することに関する決定VIII/5Cをも想起し、

さらに、遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正・衡平な配分に関するボン・ガイドラインが国内法の制定に寄与していることを想起し、

「遺伝資源の利用によって生じる利益の公正かつ衡平な配分を促し、保護するための国際的制度について、ボン・ガイドラインを念頭に置きつつ、生物多様性条約の枠組みの中で交渉を行う」ための行動を求めている持続可能な開発に関する世界サミットの実施計画の第44項(o)を想起し、

アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会の第5回及び第6回会合（それぞれ、2007年10月8日～12日にモントリオールで、2008年1月21日～25日にジュネーブで開催）の報告書(UNEP/CBD/COP/9/5及び6)を考慮し、

現在進められている国際的制度の策定及び交渉を踏まえ、アクセスと利益配分に対する理解を向上させる上で、意識啓発が重要であることを確認し、

意識啓発及び能力構築への一層の貢献において国連環境計画、各締約国、各国政府その他関係国際機関が果たし得る役割を認識し、

2007年9月13日の総会で採択された先住民の権利に関する国連宣言¹に留意し、
遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する情報の伝達及び交換を円滑にする手段の1つとしてこの

* <https://www.cbd.int/doc/meetings/cop/cop-09/work/plenary/cop-09-l-27-en.doc> (2007年7月9日アクセス)

¹ 2007年9月13日国連総会決定61/295、附属書

条約のクリアリングハウスメカニズムが果たし得る役割を確認し、

食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約、国連食糧農業機関の食料・農業遺伝資源委員会による多年度作業計画をはじめ、様々な協議の場における遺伝資源へのアクセス及びその利用から生じる利益の配分に関する合意その他の作業を歓迎し、

アクセスと利益配分に関する国際的制度を策定し、交渉を行う上で原住民の社会及び地域社会が参加することの重要性を認識し、

1. アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会の果たした進展を歓迎し、この決定の附属書 I を国際的制度の策定及び交渉を進めるための土台とすることを決定する。
2. アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会に対し、決定 VII/19D 及び決定 VIII/4A に基づいて、国際的なアクセスと利益配分の制度の策定及び交渉を締約国会議第 10 回会合前のできるだけ早い時期に完了するよう指示することを改めて表明する。
3. 同作業部会に対し、国際的制度を完成させ、この条約の第 15 条及び第 8 条(j)項の規定及びこの条約の 3 つの目的を効果的に実施するための文書を締約国会議第 10 回会合での検討、採択のために提出するよう重ねて指示する(そうした文書がどのような性質のものになるかについては、いかなる予断も除外も設けない)。
4. 2007 年 1 月にリマで開かれた原産地・出所・法的由来に関する国際的に認知された証明書に関する技術専門家グループの会合の成果(UNEP/CBD/WG-ABS/5/7、附属書)をアクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会の作業への重要な貢献の 1 つとして歓迎する。
5. アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会が締約国会議第 10 回会合前に 3 回会合を開くことを決定する。この会合に当たっては、事前に 2 日間の地域及び地域間協議を行う。^{*}
6. また、この条約の第 28 条の要件を念頭に置き、アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会の会合を 2009 年第 1 四半期、2009 年第 3 四半期及び 2010 年第 2 四半期までに開催することを決定する。
7. さらに、利用可能な資金の範囲内で、これら作業部会の会合は 7 日間連続で開催すること、また、これら作業部会の会合の目的は、会合で締約国から別段の提案が行われる場合、及び、事務局が共同議長と協議の上決定する場合を除き、以下のとおりとすることを決定する。^{*}
 - (a) 第 7 回会合。目的、範囲、遵守、公正かつ衡平な利益配分、アクセスに関する作業用文書に関する交渉。
 - (b) 第 8 回会合。性質、遺伝資源に関連する伝統的知識、能力構築、遵守、公正かつ衡平な利益配分、アクセスに関する作業用文書に関する交渉。

* この項は予算措置を要する。

(c) 第9回会合。アクセスと利益配分に関する作業部会の第7回及び第8回会合で作成されたすべての作業用文書の統合。

8. アクセスと利益配分に関する作業部会に対し、第7回会合における包括的な作業用文書の交渉後、同作業部会第8回会合を開始してまず性質に関する交渉を行った後に、法的拘束力のある措置、法的拘束力を伴わない措置又は両者の組み合わせを通じて対応すべき国際的制度の構成要素を明確に特定し、また、それに基づいてこれらの規定の原案を作成するよう重ねて指示する。

9. 各締約国、その他各国政府、国際機関並びに原住民の社会及び地域社会、及び関係機関に対し、アクセスと利益配分に関する国際的制度の策定及び交渉を進めるため、この決定の附属書Iに記載した主要な構成要素に関する意見及び提案(関連する場合には作業用文書を含む)を、できれば裏付けとなる根拠とともに提出するよう求める。

10. 事務局長に対し、受理した提出物を取りまとめ、この決定の附属書Iに従い、また提出物に記載された主題に基づいて、以下の3種類の文書として整理し、整理の過程でそれぞれの入手先を明らかにするよう要請し、さらに事務局長に対し、取りまとめた文書及びこれらの文書をアクセスと利益配分に関する作業部会第7回会合の60日前に各締約国に提供するよう要請する。

(a) 提出された作業用文書

(b) 関連説明や根拠を含む作業用文書

(c) 上記以外の意見や情報

11. (i)遵守、(ii)コンセプト、用語、作業上の定義、分野(セクター)別アプローチ、(iii)遺伝資源に関する伝統的知識、の3つに関する技術専門家及び法律専門家によるグループを個別に設置することを決定する。各グループの委任事項(専門家の選定基準を含む)は、この決定の附属書IIに示す。^{*}

12. 事務局長に対し、締約国会議事務局による承認のために、選定した専門家及びオブザーバーの名簿を提案するよう要請する。

13. 事務局長に対し、以下の主題に関する研究を委託するよう要請する。^{*}

(a) DNA配列を基に遺伝資源を直接同定する手法における最近の進展

(b) 全世界で固有かつ不変の識別名によって遺伝資源を追跡・モニターするために考え得る様々な方法(それぞれの方法の実用性、実現可能性、費用と便益を含む)を明らかにすること

(c) アクセスと利益配分に関する国際的制度は、FAOの食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約など遺伝資源の利用を規律する他の国際文書や国際協議の任務とどのように調和及び相互に支援し、また共存し得るか。

* この項は予算措置を要する。

* この項は予算措置を要する。

(d) 国の管轄を超えて司法制度を利用する際にかかる実質費用及び取引費用に関する比較研究の促進

(e) 原住民の社会や地域社会の慣習法、国内法(複数にまたがる裁判管轄権)及び国際法(人権や貿易を含む)に従いつつ、どのようにして遵守を確保することができるか。

14. 事務局長に対し、両共同議長と協議の上、以下の問題に関し、適切な時期にアクセスと利益配分に関する作業部会に対応するよう関係する専門家に求めるなどを要請する。

(a) 遺伝資源へのアクセスに対して使用料(economic rent)を請求すべきか。また、そうした使用料に対する支持あるいは反対の根拠は何か。何を使用料算定の根拠とすべきか。

(b) FAO の食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約の事務局が同条約の適用を受ける素材へのアクセスのために設けた情報技術環境について。

(c) 交渉の過程で生じるアクセスと利益配分に関する問題の技術的側面

15. 各締約国、各政府、国際機関、原住民の社会及び地域社会並びに関係機関に対し、各専門家グループの会合が開かれる 6 週間前に、各専門家グループが取り扱う問題に関する情報及び意見を提供するよう求める。

16. 事務局長に対し、遵守に関する専門家グループ及びコンセプト、用語、作業上の定義及びセクター別アプローチに関する専門家グループを招集してその成果をアクセスと利益配分に関する作業部会の第 7 回会合までに検討できるようにし、遺伝資源に関する伝統的知識に関する専門家グループを招集してその成果をアクセスと利益配分に関する作業部会の第 8 回会合までに検討できるようにするよう要請する。

17. 交渉を前進させるためには協議が重要であることを強調し、アクセスと利益配分に関する作業部会の両共同議長に対し、会期間にかかる協議を組織し、促進するよう尽力し、アクセスと利益配分に関する作業部会の以降の会合において協議の成果を報告するよう要請し、各締約国及び関係機関に対し、二国間、地域及び地域間の会合及び協議を行うことを奨励し、資金拠出機関及び関係機関に対し、かかる会合及び協議に必要な資金を提供するよう求める。

18. 各締約国、その他各政府、国際機関及びすべての関係機関に対し、決定 VIII/5C に基づいて、国際的制度の交渉及び策定の過程において原住民の社会及び地域社会が十分に準備することを可能にし、効果的に参加することを促すような方法及び手段を提供するよう奨励する。

19. 各締約国、資金拠出機関その他関係機関に対し、原住民の社会及び地域社会が国内及び地域でのワークショップを開催するための資金援助を行うよう求める。ワークショップの成果は、遵守及び遺伝資源に関する伝統的知識に関する専門家グループのほか、アクセスと利益配分に関する作業部会のその他の作業に提供される可能性がある。

20. 第 8 条(j)項及び関連規定に関するオープンエンド会期間特別作業部会に対し、遺伝資源に関

連する伝統的知識及び遵守に関する技術専門家グループの成果について詳細かつ目的を絞った視点をアクセスと利益配分に関する作業部会に意見として提供することを通じてアクセスと利益配分に関する作業部会の任務の遂行に引き続き協力し、貢献するよう要請し、このために、事務局長に対し、これらグループの報告書を第 8 条(j)項に関する作業部会の第 6 回会合の 3 カ月前までに同作業部会に提供するよう要請する。

21. 地球環境ファシリティーに対し、第 4 次資金補充として利用できる資源を活用して各締約国が国際的制度の策定、交渉及び実施を行うことを可能にするアクセスと利益配分のための能力建築に関する戦略的プログラムを実施するための、また、第 5 次資金補充として相応の資源を提供するための取り組みを強化するよう求め、また、各締約国に対し、この条約のアクセスと利益配分に関する規定を完全に実施するためのプログラムを含め、地球環境ファシリティーのプログラムを十分に活用するよう強く求める。

22. 国連環境計画、各国政府及び関係する政府間機関に対し、事務局と緊密に協議して、地域及び地域間の協議を支援し、又は適当な場合には支援及び促進を継続し、アクセスと利益配分に関する能力建築活動を実施し、政策決定者、原住民の社会及び地域社会その他関係者がアクセスと利益配分の問題に対する意識を高めることに貢献し、また、アクセスと利益配分に関する活動を他国への資金供与の優先事項に含めるよう各国に働きかけるよう求める。

23. 各締約国に対し、アクセスと利益配分に関連する情報(関係する文献、法律、分析的研究、事例研究を含む)の交換を促進するために、この条約のクリアリングハウスメカニズムのアクセスと利益配分の要素を最大限に活用するよう求め、また、各締約国がクリアリングハウスメカニズムに参加し、これを利用する能力を構築するために一層の措置を講じるよう事務局長に要請し、各締約国、その他各国政府及び関係機関に求める

附属書 I

国際的制度

I. 目的²

特に以下のことを通じて、この条約[の第 15 条、第 8 条(j)項、第 1 条、第 16 条及び第 19 条 2 項]の規定[及び条約の 3 つの目的]を効果的に実施すること。

- ・ [遺伝資源、[その派生物][及び産物][並びに関連する伝統的知識]へのアクセス[を円滑にすること][の透明性を確保すること]]
- ・ 遺伝資源の利用、[その派生物][及び産物][並びに関連する伝統的知識]から生じる利益の[効

² これらの提案については、交渉も合意も行われなかった。

果的で]公正かつ衡平な配分[及び遺伝資源の不正使用及び目的外使用の阻止][のための条件及び手段]を確保すること

- [当該資源を提供する[原産]国又は生物多様性条約に基づいて当該資源を入手した締約国の国内法令及び要件(事前の情報に基づく同意及び相互に合意する条件を含む)の利用国における遵守を確保すること]

[当該資源に対するすべての権利(原住民の社会及び地域社会の権利を含む)を考慮し、事前の情報に基づく同意の遵守を確保すること]

II.範囲³

第1案 (WG-ABS6で提出された意見等の取りまとめ文書)

1. アクセスと利益配分に関する国際的制度は、[第8条(j)項に基づき][国の管轄に属する、及び、複数の国にまたがって存在する][この条約の関連規定に基づき]、[生物資源、]遺伝資源、[派生物、]〔産物〕並びに[それらに]〔関連する〕伝統的知識、[及び遺伝資源に関する伝統的知識の派生物、]工夫及び慣行に適用される。

[2. アクセスと利益配分に関する国際的制度は、第1項に従い、以下のものに適用される。

(a) [国際的制度][生物多様性条約]の効力発生[後に取得された遺伝資源][からの][商業利用その他の利用から生じる利益]

[(b) 生物多様性条約の効力発生前に取得された遺伝資源の商業利用その他の利用から生じる継続的な利益]]

3. アクセスと利益配分に関する国際的制度は、以下のものには適用されない。

(a) [ヒトの遺伝資源]

(b) [1993年12月29日の生物多様性条約の効力発生前[又はいずれか一カ国での効力発生前]に取得された遺伝資源]]、[生物多様性条約の国内批准前に取得された[その後生息域外で育成された]遺伝素材]]

(c) [すでに原産国によって自由な利用に供されている遺伝素材]

(d) [食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約[の適用を受ける遺伝資源][の附属書Iに記載された][種][(同条約の目的を超えて利用される場合を除く)]]

(e) [いずれの国の管轄にも属さない区域にある海洋遺伝資源を含む遺伝資源]

(f) [南極条約の適用区域にある遺伝資源]

³ これらの提案については、交渉も合意も行われなかった。

4. [アクセスと利益配分に関する国際的制度は、既存の制度[を尊重し、][また、これを実施すること及びより専門的な別のアクセスと利益配分に関する国際的制度を策定し、更に整備する可能性を認める[柔軟性を備える]]べきである。]
 5. [アクセスと利益配分に関する国際的制度の策定及び交渉を更に進めていく上で、以下のことに[特に][十分に][配慮する]]。
- (a) [FAO の食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約が適用される遺伝資源に対して、食料及び農業のための研究、育種及び研修の目的でアクセスが行われる場合。]
 - (b) [食料及び農業に用いられる動物遺伝資源]
 - (c) [FAO の食料・農業遺伝資源委員会への付託事項の範囲内にある遺伝資源]
 - (d) [植物の新品種の保護に関する国際条約(UPOV 条約)との関係]
 - (e) [WIPO の知的財産と遺伝資源、伝統的知識、フォークロアに関する政府間委員会[を含む]で行われる作業]
 - (f) [いずれの国の管轄にも属さない区域にある海洋遺伝資源]
 - (g) [南極条約の適用区域にある遺伝資源]

第 2 案

国際的制度は、他の国際義務を条件として、生物多様性条約が適用されるすべての遺伝資源及び関連する伝統的知識、工夫及び慣行に適用される(ヒトの遺伝資源及び国の管轄の範囲外にある遺伝資源を除く)。

第 3 案

1. 以下のものに適用される。
 - 遺伝資源へのアクセス、及び、生物多様性条約の関連規定に基づいて行われる遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分の促進及び保護
 - 第 8 条(j)項に基づく伝統的知識、工夫及び慣行
2. 以下のものは適用範囲から除外される。
 - 1993 年 12 月 29 日の生物多様性条約の効力発生前に取得された遺伝資源
 - ヒトの遺伝資源
3. 生物多様性条約の枠組みの中で設けられるアクセスと利益配分に関する国際的制度は、既存の制度を尊重し、またこれを実施することに加え、より専門的な別のアクセスと利益配分に関する国際的

制度を策定し、更に整備する可能性を認める柔軟性を備えるべきである。

4. 以下のものには特に配慮する。

- FAO の食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約が適用される遺伝資源に対して、食料及び農業のための研究、育種及び研修の目的でアクセスが行われる場合。
- 植物の新品種の保護に関する国際条約(UPOV 条約)との関係
- いずれの国の管轄にも属さない区域にある海洋遺伝資源
- 南極条約の適用区域にある遺伝資源
- 食料及び農業に用いられる動物遺伝資源
- WIPO の知的財産と遺伝資源、伝統的知識、フォークロアに関する政府間委員会で行われる作業
- FAO の食料・農業遺伝資源委員会への付託事項の範囲内にある遺伝資源

III. 主要な構成要素

A. 公正かつ衡平な利益配分

1. 國際的制度に組み入れることを目的として更に策定する構成要素

- 1) 利益の公正かつ衡平な配分とアクセスとの関係
- 2) 相互に合意する条件に基づいて配分される利益
- 3) 金銭的利益又は非金銭的利益
- 4) 技術へのアクセス及び技術移転
- 5) 相互に合意する条件に基づいて行われる研究及び開発の成果の配分
- 6) 研究活動への効果的な参加又は研究活動における共同開発
- 7) 交渉における対等性を促進するための仕組み
- 8) 意識啓発
- 9) 相互に合意する条件の策定への原住民の社会及び地域社会の参加及び関与、及び伝統的知識の保有者との利益の配分を確保するための措置
- 10) 生物多様性の保全及び持続可能な利用並びに社会経済的発展(特にミレニウム開発目標(MDG))のために、国内法に従って、利益が配分されるのを促す仕組み

2. 更に検討を行う構成要素

- 1) 最低限の国際的な条件及び基準の策定
- 2) 利用ごとの利益配分
- 3) 原産地が明らかでないか複数の国にまたがる場合に、多国間で利益配分を行う際の方法
- 4) 複数の国がかかわる場合に対応するための信託基金の設立
- 5) 素材移転契約に含まれることが見込まれるモデル規定の一覧の作成
- 6) ボン・ガイドラインの利用の拡大

B. 遺伝資源へのアクセス⁴

1. 国際的制度に組み入れることを目的として更に策定する構成要素

- 1) アクセスに関する決定を行う締約国の主権的権利及び権限の認識
- 2) 利益の公正かつ衡平な配分とアクセスとの関係
- 3) アクセスに関する規則の法的確実性、明確性及び透明性

2. 更に検討を行う構成要素

- 1) アクセスに関する規則の非差別的適用
- 2) 国の管轄を超えて遵守を支援するためのアクセスの国際基準(国内のアクセス法との整合を必要としないもの)
- 3) モデル国内法の国際的な策定
- 4) 管理及び取引費用の最小化
- 5) 非商業目的の研究に関するアクセス規則の簡素化

C. 遵守

1. 国際的制度に組み入れることを目的として更に策定する構成要素

- 1) 遵守を促すための手段の策定
 - (a) 意識啓発活動
- 2) 遵守をモニターするための手段の策定
 - (a) 情報交換のための仕組み

⁴ この表題は、国際的制度の最終的な範囲に影響を及ぼすものではない。

(b) 国内の権限ある当局が発行する国際的に認知された証明書

3) 遵守を執行するための手段の策定

2. 更に検討を行う構成要素

1) 遵守を促すための手段の策定

(a) 不正使用・目的外使用に対する国際的な認識

(b) 素材移転契約の分野別モデル規定の一覧

(c) 重要な利用者集団に関する行動規範

(d) ベストプラクティス行動規範の特定

(e) 研究資金提供機関が研究資金を受給した利用者に対して決められたアクセスと利益配分の要件を遵守するよう義務づけること

(f) 利用者による一方的な宣言

(g) 国の管轄を超えて遵守を支援するためのアクセスの国際基準(国内のアクセス法の整合を必要としないもの)

2) 遵守をモニターするための手段の策定

(a) 追跡及び報告の制度

(b) 追跡のための情報技術

(c) 開示の要件

(d) チェックポイントの特定

3) 遵守を執行するための手段の策定

(a) アクセスと利益配分の決めの執行を目的とする司法制度の利用を確保するための措置

(b) 紛争解決の仕組み

(i) 国家間

(ii) 国際私法

(iii) 裁判外紛争解決

(c) 判決及び仲裁判断の国の管轄権を超えた執行

(d) 事前の情報に基づく同意の要件の違反が申し立てられた事例の関連情報を提供者が入手

するのを支援する、アクセスと利益配分に関する政府窓口間の情報交換の手順

(e) 救済措置及び制裁

4) 保護に関する慣習法及び地域の制度の遵守を確保するための措置

D. 遺伝資源に関連する伝統的知識⁵

1. 國際的制度に組み入れることを目的として更に策定する構成要素

- 1) 生物多様性条約第8条(j)項に従い、伝統的知識の利用から生じる利益を伝統的知識の保有者と公正かつ平衡に配分することを確保するための措置
- 2) 伝統的知識へのアクセスが社会(community)の手続きに従って行われることを確保するための措置
- 3) 利益配分の決めの中で伝統的知識の利用を取り扱うための措置
- 4) アクセスと利益配分が関係する研究において伝統的知識の尊重を確保するためのベストプラクティスの特定
- 5) 素材移転契約のモデル規定の策定における伝統的知識の組み入れ
- 6) 社会の手続きに従ってアクセスを許可する個人又は当局の特定
- 7) 伝統的知識の保有者の承認を伴うアクセス
- 8) 不正な手段又は強要による伝統的知識へのアクセスの禁止

2. 更に検討を行う構成要素

- 1) 伝統的知識にアクセスが行われる際の伝統的知識の保有者(原住民の社会及び地域社会を含む)による事前の情報に基づく同意及び当該保有者との相互に合意する条件
- 2) 締約国が国内の法律及び政策を策定するのを支援するための国際的に定められたガイドライン
- 3) 関連する伝統的知識があるかどうか、また、誰が伝統的知識の保有者であるかに関する国際的に認知された証明書について行われる宣言
- 4) 伝統的知識から生じる利益の社会における配分

E. 能力

1. 國際的制度に組み入れることを目的として更に策定する構成要素

⁵ この表題は、国際的制度の最終的な範囲に影響を及ぼすものではない。

1) 関係するすべてのレベルにおける、以下に関する能力構築のための措置

- (a) 国内法の制定
- (b) 交渉(契約交渉を含む)への参加
- (c) 情報通信技術
- (d) 評価法の開発及び利用
- (e) 生物資源探査、関連する調査及び分類学的研究
- (f) 遵守のモニタリング及び執行
- (g) 持続可能な開発のためのアクセスと利益配分の利用

2) 能力構築の最低限の要件のガイドラインとして用いる、国的能力に関する自己評価

3) 技術移転及び技術協力のための措置

4) 原住民の社会及び地域社会の能力構築のための特別な措置

5) 素材移転契約に含まれることが見込まれるモデル条項の一覧の作成

2. 更に検討を行う構成要素

1) 資金供与の仕組みの創設

IV. 性質

性質に関する提案の取りまとめ⁶

1. 作業部会の両共同議長による勧告

案

- 1. 単一の法的拘束力を持つ文書
 - 2. 法的拘束力を持つ文書及び法的拘束力を持たない文書の組み合わせ
 - 3. 単一の法的拘束力を持たない文書
2. 提出された意見

⁶ これらの提案については、議論、交渉、合意は行われなかった。

第1案

国際的制度は法的拘束力を持つべきである。また、締約国が協力して一層の執行を強調すべきであり、紛争を一義的に国際私法に委ねるべきではない(費用がかかるだけでなく、資源の乏しい国に負担となる)。

第2案

1. 単一の法的拘束力を持つ文書
2. 法的拘束力を持つ文書又は法的拘束力を持たない文書(両方を含む)の組み合わせ
3. 単一の法的拘束力を持たない文書

第3案

国際的制度は、一連の原則、規範、規則並びに遵守及び執行のための措置を含む単一の法的拘束力を持つ文書で構成される。

第4案

国際的制度の性質は、国際的制度の内容に関する検討が終了した後に議論すべきである。当面、日本は以下を提案する。国際的制度は、一連の原則、規範、規則及び意思決定手続きの範囲内にある1ないし複数の法的拘束力を持たない文書で構成されることも考えられる。

第5案

国際的制度は、一連の原則、規範、規則及び手続き(法的拘束力を持つもの及び持たないもの)の範囲内にある1ないし複数の法的拘束力を持つ文書又は持たない文書(その両方を含む)で構成されるべきである。

附属書 II

I. 専門家グループ

A. 遵守に関する専門家グループ

1. 遵守に関する問題について更に検討を進め、アクセスと利益配分に関する作業部会を支援するため、技術専門家及び法律専門家によるグループを設置する。専門家グループは、法律的助言及び必要に応じて技術的助言(適当な場合には、案又はシナリオを含む)を行う。技術専門家グループは、以下の問題を扱う。

(a)国際公法及び国際私法の分野でどのような措置が可能か、又はどのような措置を定めることができるか。

(i)公正と衡平に特に配慮し、費用と効率を考慮しつつ、以下のことを促進すること。

a) 司法制度の利用(裁判外紛争解決を含む)

b) 外国の原告による出訴

(ii) 国の管轄を超えて判決を相互に認め、履行を執行することを支援すること

(iii) 民事、商事及び刑事問題において救済措置及び制裁措置をとること

(b)国外の遺伝資源利用者の遵守を強化するためにどのような任意的措置があるか。

(c)国内法を回避して、又は、相互に合意する条件を定めずに遺伝資源へのアクセスが行われ、又は利用された場合に、国際的に合意された遺伝資源及び関連する伝統的知識の不正使用及び目的外使用に関する定義を遵守の支援にどのように役立てることができるかを検討すること。

(d)遵守のための措置において、原住民の社会及び地域社会の慣習法をどのように考慮することができるか。

(e)非商業目的での研究に対する特別な遵守措置が必要かどうか、もし必要であれば、これらの措置で、目的や利用者が変わった場合に生じる問題(特に、関係するアクセスと利益配分に関する法律や相互に合意する条件を遵守していない場合に生じる問題を考慮する)にどう対処することができるのかを分析すること。

2. 専門家グループは、地域的なバランスを考慮し、締約国が指名する専門家 30 名及びオブザーバー 10 名で構成される。オブザーバーは、原住民の社会及び地域社会から 3 名(これら社会が指名)、残りは、国際機関及び国際協定、産業界、研究機関・学界及び非政府組織を中心に選定する。

B. コンセプト、用語、作業上の定義及び分野(セクター)別アプローチに関する専門家グループ

1. コンセプト、用語、作業上の定義及び分野別アプローチに関する問題について更に検討を進め、

アクセスと利益配分に関する作業部会を支援するため、技術専門家及び法律専門家によるグループを設置する。専門家グループは、法律的助言及び技術的助言(適当な場合には、案又はシナリオを含む)を行う。技術専門家グループは、以下の問題を扱う。

(a) 生物資源、遺伝資源、派生物及び産物についての理解の仕方にはどのようなものがあり、アクセスと利益配分に関する国際的制度の主要な構成要素を定める上で、それぞれの理解がどのような意味を持つか(セクター及びサブセクターごとの活動との関連や、商業目的での研究と非商業目的での研究との関連を含む)。

(b) この条約の第15条7項にのっとり、セクター及びサブセクターごとの活動に関連して、遺伝資源の様々な利用形態を特定すること。

(c) セクターに固有のアクセスと利益配分の取決めの特徴を特定、説明し、セクターごとのアプローチに違いがあればそれを明らかにすること。

(d) これら異なる特徴を考慮に入れるための案やアプローチにはどのようなものがあり、また、それぞれのセクターでのアクセスと利益配分が関係する慣行と整合し得るのはどのようなものか。

2. 専門家グループは、地域的なバランスを考慮し、締約国が指名する専門家30名及び以下から選定する全15名のオブザーバーで構成される。

(a) 特に産業界、研究機関・学界、植物園その他の生息域外収集の保有機関などの異なるセクター

一

(b) 国際機関及び国際協定、非政府組織

(c) 原住民の社会及び地域社会が指名したそれら社会の代表者3名を含める

C. 遺伝資源に関する伝統的知識に関する専門家グループ

1. 遺伝資源に関する伝統的知識に関する問題について更に検討を進め、アクセスと利益配分に関する作業部会を支援するため、技術専門家及び法律専門家によるグループを設置する。専門家グループは、法律的助言及び技術的助言(適当な場合には、案又はシナリオを含む)を行う。技術専門家グループは、以下の問題を扱う。

(a) 遺伝資源へのアクセス及びその利用と関連する伝統的知識の間にはどのような関係があるか。

(b) 原住民の社会及び地域社会のレベルで遺伝資源に関する伝統的知識へのアクセスを規制するため、それら社会の様々な手続きや慣習上の制度を基に、国際的制度の交渉ではどのような実際的な影響を考慮すべきか。

(c) 社会での様々な手続きを特定し、原住民の社会及び地域社会の慣習法がそれら社会のレベルで遺伝資源及び関連する伝統的知識へのアクセスをどの程度規制しているか、また、そのことと国際的制度との関係を明らかにすること。

(d) 第 15 条に基づく事前の情報に基づく同意及び相互に合意する条件の遵守を確保するための措置が、どの程度、原住民の社会及び地域社会が保有する関連する伝統的知識の利用に関するそれら社会の事前の情報に基づく同意の取得にも役立っているか。

(e) 遺伝資源に関する伝統的知識へのアクセスが行われる場合に、関連する伝統的知識の保有者の事前の情報に基づく同意の要素及び手続き上の問題を特定すること(こうした伝統的知識が国境を越えて存在する可能性も考慮し、ベストプラクティスの例を明らかにする)。

(f) 遺伝資源に関する伝統的知識について、原住民の社会及び地域社会に対して事前の情報に基づく同意を求める根拠は国際法に存在するか。存在するとすれば、その根拠を国際的制度にどのように反映させることができるか。

(g) 実際に問題点や実施における明確な課題を考慮しつつ、遺伝資源に関する伝統的知識を、国内の権限ある当局が発行する国際認証に含めるためのいくつかの案を評価すること(関連する伝統的知識があるかどうかや、誰がその伝統的知識の保有者であるかについて国際認証が行われたことを宣言する可能性も考慮する)。

(h) アクセスと利益配分との関連で、遺伝資源に関する伝統的知識をどのように定義するか。

2. 専門家グループは、地域的なバランスを考慮し、締約国が指名する専門家 30 名及びオブザーバー 15 名で構成される。オブザーバーは、原住民の社会及び地域社会から 7 名(これら社会が指名)、残りは、国際機関及び国際協定、産業界、研究機関・学界及び非政府組織を中心に選定する。

3. 各締約国は、可能な限り、原住民の社会及び地域社会から専門家を指名することが推奨される。

(2) 国際商業会議所の「生物多様性条約第 9 回締約国会議」への提出文書：アクセスと利益配分—全般的所見と産業界の立場*

全般的所見

1. 産業界は、ABS に関する議論に重要な知見を提供することが可能であり、またその用意がある。

- 産業界は、アクセスと利益配分（ABS）の交渉において、国際的制度の目的、適用範囲及び主要な構成要素に関する議論を含め、実質的な議論に前向きに貢献しようと熱心に取り組んでいる。1993 年に生物多様性条約（CBD）が発効する以前から、産業界は、遺伝資源へのアクセス及び遺伝資源から得られる利益の配分に関する交渉に積極的に参加してきた。現在、国際商業会議所（ICC）を中心となって組織する産業界の代表団は、農業バイオテクノロジー、化粧品、酵素・発酵、特殊化学品・工業バイオテクノロジー、農業、香料・芳香製品、林業、生薬、医薬品、植物育種¹など各種業界の利益を代表している。ABS に関する交渉の結果は、産業界に多大な影響を及ぼす。そのため、またこの議論における主要利害関係者の 1 つとして、産業界は、CBD 締約国に対し、関連するすべての会合及び交渉に ICC を参加させるよう強く求める。
- 遺伝資源から社会的、経済的利益を生み出す上で、また、遺伝資源を持続可能な方法で保全し利用する上で、産業界は重要な役割を果たしている。どのように遺伝資源にアクセスし、開発・商品化がされているのか、そして利益の配分を確保するにはどのような方法が最善なのかを明確にすることを産業界は支援することができる。産業界は、費用対効果やギャップ分析、経営管理、企画立案、資源調達といった分野で多くの専門知識を提供することができる。ICC が CBD 締約国に対して産業界の意見に十分配慮するよう強く求める所以である。

2. 配分できる利益が生じるのは、公正なアクセスが認められる場合に限られる。様々な形式で不公正なアクセス慣行が存在する。それらは、恣意的、不透明で非効率的なアクセス手続きから、国の ABS 制度における露骨な差別によって外国人がアクセスを拒否される場合まで、様々である。当然ながら、アクセスと利益は密接不可分である。しかし、現在までの ABS の議論では、利益配分にばかり重点が偏る傾向があり、遺伝資源への公正なアクセスを確保することに伴う諸課題が十分に検討されていない。

3. 各国は遺伝資源に関して相互に依存している。ほとんどの国は、他国から取得する遺伝資源に大きく依存している。こうした相互依存は、広範な生物多様性を有する国であっても同じように存在する。

*

http://www.iccwbo.org/uploadedFiles/ICC/policy/intellectual_property/Statements/ABS%20submission%20COP-9%20final%202016-05-08.pdf (2008 年 7 月 11 日アクセス)

¹ アルファベット順

4. 遺伝資源にアクセスし、これをを利用して価値（ひいては利益）を生み出すために、それぞれのセクターが様々な方法を用いている。

• **遺伝資源は様々な方法で利用される。**

- 遺伝資源は必ずしも最終製品に含まれているとは限らない。プロセス中の 1 工程、研究手段や触媒、原材料の一部、あるいはワクチンや生薬の不活性成分の 1 つである場合もある。
- 元の形で用いられたり、改変された形や単に情報源（デジタルの遺伝子配列など）として用いられることもあれば、合成モデルで完全に代用される場合もある。
- 完全な機能を持つ生物として用いられることもあれば、単に 1 つの遺伝子のサブユニットとして用いられることもある。
- 最終市場での販売で消費されることもあれば、再利用が可能なこともある。
- 取得された遺伝資源と最終製品の関係は、1 対 1 の場合、1 対多の場合、多対 1 の場合、多対多の場合があり得る。

• **遺伝資源の移動の複雑さやその供給源の多様さにもばらつきがある。**

- アクセスから最終市場での販売までに行われる遺伝資源の中間的な売買の数は、1 から数十に及ぶと考えられる。
- 遺伝資源が生息域内条件で入手できるのは、1 国の場合もあれば複数の国である可能性もある。
- 遺伝資源の多くは、ずっと以前からその本来の自然環境から抽出されてきた（ベクター、プラスミド、細胞系など）。多くがその取引体系の中で汎用品や主要商品になっている。また、世界中の大学や公的・研究機関が研究用に採取している。生息域外コレクションは各地にあり、ジーンバンク、動物園や水族館からハーバリウム、植物園のほか、公的及び民間のコレクションがある。
- 遺伝資源や、何らかの形で遺伝資源を原料とし又はこれを利用した製品について、日々、数百万の取引（販売や利用）が普通に行われている。

5. 遺伝資源を基にした製品開発には、次の理由で、長期にわたるリスクと投資を必要とする。

- 製品の開発サイクルは数十年に及ぶことがある。
- 新製品開発の成功率は様々だが、往々にして極めて低い。
- たとえ成功率が高い場合でも、利益率は低いことがある。
- 遺伝資源の利用は、知的財産の創造と結びつく場合もあればそうでない場合もある。

産業界の立場

1. 産業界の代表団は、CBD の原則を全面的に支持する。

2. 「一律的な（one-size-fits-all）」ABS 制度は、いずれの関係者にとっても非実用的で効果がなく、CBD の目標に対しても逆効果である。必要なのは、様々なセクター間の相違を尊重

し、内容を微妙に変えた実利的な情報に基づいたアプローチである。

3. ABSに関する国際的制度がどのようなものであれ、それは国内のABS制度の指針となり、そうした国内のABS制度間の取組の調和に努め、関係する他の国際条約や国際機関で行われている遺伝資源の管理に関する国際的制度を統合するものでなければならない。こうした国際条約・機関の最も重要なものとして、国連食糧農業機関の食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約（FAO-ITPGRFA）、植物新品種保護国際同盟（UPOV）、世界知的所有権機関（WIPO）、世界貿易機関（WTO）がある。これらの機関の任務は、特に次の点に関して尊重すべきである。

- 知的財産の保護に関する要件
- 「伝統的知識」の定義と保護

4. 拘束力を伴う要素と拘束力を伴わない要素の組み合わせになると考えられるABS制度を策定し、維持する上で、ボン・ガイドラインが最高の指針であることに変わりはない。

拘束力を伴う要素として、次のものを含めるべきである：

- アクセスに関する基本原則（以下に例を挙げる）
 - 一ヵ所の国内窓口（フォーカルポイント）
 - 差別的取り扱いの禁止
 - 法的確実性
 - 透明性
- ABS規則の適用の制限（以下に例を挙げる）
 - 遂及的適用の禁止（CBDの国内批准前及び国内でのABS法制定前に取得された遺伝資源には適用されない）
 - 当該遺伝資源を合法的に保有する国によって公の利用に供されている遺伝資源には適用されない
 - 「遺伝資源」（病原体並びにヒト自身及びヒト由来の遺伝材料を除く）及び「派生物」といった基本的な用語の明確な定義
 - 植物育種産業の特殊性や、この産業が様々な生育環境を持つ遺伝資源の組み合わせを継続して利用してきたことを考えると、原産国との「相互に合意する条件（MAT）」に基づく「事前の情報に基づく同意（PIC）」は、植物育種の目的でアクセスが行われる植物遺伝資源には適さない。
- 手続きに関する基本ルール
 - 所持しないことが不正を示すと解釈されるようななどの証明書（certificate）も導入しない。
 - 特許や植物品種権（Plant Variety Rights）の申請において、開示要件を強制しない。

(3) 生物多様性条約「コンセプト、用語、作業上の定義及び分野(セクター)別アプローチに関する法律・技術専門家グループ」会合報告書(CBD 事務局)*

生物多様性条約

配布：一般
UNEP/CBD/WG-ABS/7/2
2008年12月12日
原文：英語

アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会
第7回会合
2009年4月2日～8日、於パリ
暫定議題3

コンセプト、用語、作業上の定義及び分野別アプローチに関する法律・技術専門家会合報告書

緒言

A. 背景

1. 生物多様性条約締約国会議は、決議IX/12 第11項において、以下のことを決議した。

「(i) 遵守、(ii) コンセプト、用語、作業上の定義及びセクター別アプローチ、(iii) 遺伝資源に関する伝統的知識の3点に関し、それぞれ技術専門家及び法律専門家による会合を設置することを決定する。各会合の委任事項（専門家の選定基準を含む）については、本決議の附属書IIに示す。」

2. 決議IX/12の附属書IIセクションBには以下のように記されている。

「1. アクセスと利益配分に関する作業部会を支援することを目的とし、用語、作業上の定義及びセクター別アプローチに関する問題についてさらに検討を進めるために、用語、作業上の定義及びセクター別アプローチに関する技術・法律専門家会合を設置する。この専門家会合は、法律的及び技術的助言（適当な場合には、案又はシナリオを含む）を行う。専門家会合では、以下の問題について検討する。

(a) 生物資源、遺伝資源、派生物及び産物に対する理解の仕方にはどのようなものがあり、アクセスと利益配分に関する国際的制度の主な構成要素を定める上で、それぞれの理解がどのような意味を持つか（セクター及びサブセクターごとの活動との関連や、商業目的の研究と非商業目的の研究との関連を含む）。

(b) この条約の第15条7項にのっとり、セクター及びサブセクターごとの活動に関連して、遺伝資源の様々な利用形態を特定すること。

(c) アクセスと利益配分の取決めについて、セクターに固有の特徴を明らかにして記述し、各セクターのアプローチに違いがあればそれを明らかにすること。

* <http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/abswg-07/official/abswg-07-02-en.pdf> (2009年1月30日アクセス)

(d) これらの様々な特徴を考慮に入れ、また、それぞれのセクターのアクセスと利益配分に関する慣行と整合し得るものとして、どのような案やアプローチがあるか。

2. 専門家会合は、地域的なバランスを考慮し、締約国が指名する専門家 30 名、及び以下から選出する全 15 名のオブザーバーで構成する。

(a) 特に、産業界、研究機関・学術機関、植物園その他の生息域外収集の保有機関など、様々なセクター

(b) 国際機関及び国際協定、非政府組織

(c) 原住民の社会及び地域社会が指名したそれら社会の代表者 3 名を含める」

3. そこで、コンセプト、用語、作業上の定義及びセクター別アプローチに関する法律・技術専門家会合は、締約国会議が定めた上述の決議及び委任事項に基づき、2008 年 12 月 2 日～5 日にナミビア・ウントフックにおいて会合を行った。この会合はナミビア政府が主催し、カナダ政府が共同主催及び資金支援を行った。資金支援はオーストリア政府、ドイツ政府及びスペイン政府からも提供された。

B. 出席者

4. 決議 IX/12 附属書 II に基づき、専門性、地理的分布の公正と衡平を確保する必要性、ジェンダーバランスを考慮して、各地域の政府が指名した専門家の中から 30 名の出席者が選ばれた。さらに、原住民の社会及び地域社会、産業界、研究機関・学術機関、植物園その他の生息域外収集の保有機関、関係する国際機関及び国際協定、及び非政府組織の代表から 15 名のオブザーバーが選出された。選出された専門家及びオブザーバーの名簿は、締約国会議事務局によって承認された。

5. 会合には、ブラジル、カナダ、コスタリカ、キューバ、チエコ、欧州共同体、エチオピア、フランス、グルジア、ドイツ、インドネシア、日本、モーリシャス、ナミビア、オランダ、ナイジェリア、ペルー、フィリピン、イスラエル、英國及びウルグアイによって指名された専門家が出席した。以下の国々については、専門家が選出され会合に招かれたが、出席が得られなかつた。エジプト、インド、イラン・イスラム共和国、ニジェール、パキスタン、セントルシア、タジキスタン、タイ及びタンザニア連合共和国。

6. 以下の機関から専門家がオブザーバーとして会合に出席した。南アフリカ国立植物園、FAO 食料及び農業のための遺伝資源委員会事務局、FAO 食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約事務局、生物多様性インターナショナル (Biodiversity International)、ブラジル先住民知的財産研究所 (INBRAPI : Instituto Indigena Brasileño para Propiedad Intelectual) 及び先住民情報ネットワーク (Indigenous Information Network)、アボット・ラボラトリーズ、Plantum NL、イーライリリー・アンド・カンパニー、リマグラン、国際生物科学連合、スミソニアン研究所、及びプロテスタント教会展開奉仕活動 (EED)。アメリカ

合衆国政府からもオブザーバー1名が出席した。選出されたオブザーバーのうち、ファイトトレード (Phytotrade)、地球の友 (トーゴ) の専門家及び Dena Kaych Institute からの原住民のオブザーバーの3名は出席しなかった。

7. さらに、アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会のティモシー・ホッジズ (カナダ) 及びフェルナンド・カサス (コロンビア) の両共同議長、本条約の締約国会議第9回会議長国 (ドイツ) の代表1名及び締約国会議第10回会合主催国 (日本) の代表1名が職権によるオブザーバーとして出席した。国連環境計画 (UNEP) の代表1名も出席した。

議題1. 開会

8. 本会合は、2008年12月2日火曜日午前9時に開会した。

9. ナミビアのNetumbo Nandi-Ndaitwah 環境観光大臣閣下は、本会合の出席者全員を歓迎するとともに、2010年に日本の名古屋で開催される締約国会議第10回会合でのアクセスと利益配分に関する国際的制度の採択が可能になるように一連の法律・技術専門家会合を開始させる上で出席者全員が大きな責任を負っていることを強調した。同大臣は、効果的で広範囲に及ぶ利益配分の制度を通じて生物多様性の持続可能な利用と保全を推進する、強力で法的拘束力のある制度をナミビアは期待したいと強調した。同大臣は出席者に対し、本条約の3番目の目的の実現への道のりは、現在までのところ容易なものではなかったことを指摘した。しかし、同大臣は、2008年1月にジュネーブで開かれたアクセスと利益配分に関するオープンエンド作業部会第6回会合や、本条約の締約国会議第9回会合における最近の協議で広く行き渡った前向きな精神に勇気づけられていると表明した。同大臣は、今会合は交渉のための会合ではないと述べ、確立した見解を正面から取り上げ、対処できるような率直かつ開かれた態度で問題をとらえる必要があることを強調した。最後に、同大臣は本会合の共同主催国であるカナダ政府と資金その他の支援を提供した各政府に謝意を述べ、出席者らの英知と協議の成功を望むと述べた。

10. 生物多様性条約事務局のオリビエ・ジャルベール次長 (Principal Officer) は、本条約のアーメッド・ジョグラフ事務局長に代わり、本会合を主催したナミビア政府に対する謝意を表明した。同次長は、ナミビア政府及び国民は生物多様性の保全と持続可能な利用の原則を支持することを様々な形で表明していることを指摘し、本条約の枠組みの中で、特にアフリカ地域におけるアクセスと利益配分に関して、ナミビアが積極的な役割とリーダーシップを示していくことを強調した。また同次長は、本会合の共同主催国であるカナダ政府、本会合の開催を可能にしたオーストリア、ドイツ及びスペインによる寛大な資金支援に対して深い感謝の意を表明した。同次長は、締約国会議決議IX/12附属書IIに規定された本専門家会合の任務を想起し、出席者らがその専門性に基づいて選ばれ、アクセスと利益配分に関する国際的制度の裏付けとなる基本的な構成やコンセプトの問題について法律的、技術的専門家として助言を行うことを要請されたことを強調した。最後に同次長は、職権によるオブザーバーとして出席したアクセ

スと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会の両共同議長、締約国会議の現議長国及び締約国会議第 10 回会合主催国の代表に歓迎の意を述べ、出席者に対し、成果の多い会合となることを望むと述べた。

議題 2. 組織に関する事項

2.1 役員

11. 2008 年 12 月 2 日の開会会合において、出席者はピエール・デュ・プレシス氏（ナミビア）及びデスマンド・マーン氏（カナダ）を本会合の共同議長に選出した。

2.2 議題の採択

12. 本専門家会合は、暫定議題（UNEP/CBD/GTLE/1/1）を基に以下の議題を採択した。

1. 開会
2. 組織に関する事項
3. アクセスと利益配分に関する国際的制度のコンセプト、用語、作業上の定義及びセクター別アプローチ
4. 報告書の採択
5. 閉会

2.3 作業方法

13. 本専門家会合はその開会会合において、最初に総会で作業を行い、翌日以降、必要に応じて小部会会合に分かれて作業する可能性もあることを決定した。

議題 3. アクセスと利益配分に関する国際的制度のコンセプト、用語、作業上の定義及び分野別アプローチ

14. 本専門家会合は、その委任事項で定められた議題を検討するに当たり、コンセプト、用語、作業上の定義及びセクター別アプローチについて締約国、原住民の社会及び地域社会、国際機関及び関係者から提出された意見を取りまとめた文書（UNEP/CBD/ABS/GTLE/1/2 及び UNEP/CBD/ABS/GTLE/1/2/Add.1）及びアクセスと利益配分に関する作業部会の第 4 回会合に向けて事務局長が作成した「アクセスと利益配分に関する懸案事項のさらなる検討：必要に応じた用語、定義又は用語集の使用」と題するコメント（UNEP/CBD/WG-ABS/4/7）を入手した。また、情報文書として、生物多様性に関する健全な商慣行と事例研究について国際商業会議所から提出された報告書（UNEP/CBD/ABS/GTLE/1/INF/1）及び 2008 年 11 月 17 日～19 日にボンで開催された「非商業目的での生物多様性研究におけるアクセスと利益配分」をテーマとする国際ワークショップから提出された文書（UNEP/CBD/ABS/GTLE/1/INF/2）も入手した。

15. 本会合の4日間にわたり、専門家らは、アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会を支援するため、その任務が本作業部会に法律的、技術的助言を行うことにある点に留意しつつ、締約国会議が提示した4つの問題を基に、コンセプト、用語、作業上の定義及びセクター別アプローチについて極めて詳細に検討を行った。
16. 最終会合の終わりに報告書を採択するに当たり、キューバの専門家が、複数の出席者が帰国したために残った専門家では地域間のバランスが十分でなくなっていることを指摘し、この発言を会合の報告書に記録することを求めた。
17. 協議の成果については、本報告書の附属書に記載する。

議題4. 報告書の採択

18. 本報告書は、2008年12月5日午後10時30分に本会合の最終会合において採択された。

議題5. 閉会

19. 2008年12月5日の本会合の最終会合において、出席者らは、本会合を主催したナミビア政府、共催したカナダ政府及び必要な資金支援を行ったオーストリア、ドイツ及びスペインの各政府に対し、感謝の意を表明した。
20. 慣例の挨拶の交換に続き、本会合は2008年12月5日金曜日午後11時に閉会した。

附属書

コンセプト、用語、作業上の定義及び分野別アプローチに関する法律・技術専門家会合の成果

1. コンセプト、用語、作業上の定義及びセクター別アプローチに関する法律・技術専門家会合は、決議 IX/12 附属書 II セクション B 第 1 項において検討事項として特定された問題に関し、法律的及び技術的助言（適当な場合には、案又はシナリオを含む）を行うために会合した。以下に協議の成果を示す。

(a) 生物資源、遺伝資源、派生物及び産物に対する理解の仕方にはどのようなものがあり、アクセスと利益配分に関する国際的制度の主な構成要素を定める上で、それぞれの理解がどのような意味を持つか（セクター及びサブセクターごとの活動との関連や、商業目的の研究と非商業目的の研究との関連を含む）。

2. 専門家らはまず、生物資源及び遺伝資源に対する様々な理解の仕方について検討した。本条約第 2 条に規定されている「生物資源」、「遺伝資源」及び「遺伝素材」の定義が参照された。

3. 第 2 条によると、

- ・「生物資源」には、現に利用され若しくは将来利用されることがある又は人類にとって現実の若しくは潜在的な価値を有する遺伝資源、生物又はその部分、個体群その他生態系の生物的な構成要素を含む。
- ・「遺伝素材」とは、遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材をいう。
- ・「遺伝資源」とは、現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材をいう。

専門家らは、これらの定義に基づいて、遺伝資源とは生物資源の一部であることを確認した。したがって、生物資源には遺伝資源が含まれる可能性がある。

4. 議論の中で、一部の出席者は、遺伝の機能的な単位であるデオキシリボ核酸(DNA) やリボ核酸(RNA) はほとんどすべての細胞と細胞の種類及びその他多くの器官の一部にみられることが研究によって示されているという見解を示した。こうした人々は、例えば、木材や羊毛には DNA が含まれており、したがって遺伝資源であるとみなすことができるとともに、その用途次第で生物資源や商品でもあると考えていた。

5. 本条約における「遺伝資源」の定義に関しては、一段と意味を明確にすることが国際的制度の下でのアクセスと利益配分に対する実際の影響をより深く理解するのに役立つという結論に達した。

6. 本条約における定義を再度交渉することは現実的でないとされた。

生物資源

7. 専門家らは、本条約の前文が諸国が自国の生物資源について主権的権利を有することを再確認していることを想起した。

8. 専門家らは、一部の締約国が、生物資源にも適用されるアクセスと利益配分に関する国内法を有していることを確認した。

9. 他の用途での生物資源へのアクセスが、結果として遺伝資源として利用することになる可能性があり、それらの資源を相互に合意する条件の対象とすることは各国の主権的権利に属すると考える専門家もあった。こうした専門家は、このような場合に生物資源にまで適用が拡大される相互に合意する条件

の遵守を支援するために、国際的制度を利用することができるとも考えた。これらの人々は、この問題は遵守に関する法律・技術専門家会合で検討すべきであると提案した。

10. 専門家らは、日常品として利用される生物資源は個別の国際基準や規則の対象となっていることを認識し、また、国際的制度の適用範囲については本専門家会合の任務の範囲外であることを認識しつつ、事前の情報に基づく同意の適用上、日常品は国際的制度の適用範囲外とすべきであるという一般合意があった。また、日常品として取引される材料から得られる遺伝資源へのアクセスを国際的制度に関する交渉で取り扱う必要があるかもしれないことを認識した。

遺伝資源

11. 最終的に利益が得られる遺伝素材の現実の又は潜在的な価値を意味するのは遺伝資源の利用であり、本条約の3番目の目的として特に「遺伝資源の利用」に言及しているため、遺伝資源の利用については明確性を高めることが前提となる。

12. 遺伝資源とは「現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材」であると定義されている。遺伝資源の現実の又は潜在的な利用が価値の帰属を示す。以下に挙げる活動は遺伝資源を利用するものであり、生物多様性条約で用いられている「遺伝資源」の定義の理解により一層の明確さを与えるものである。

13. 考えられる遺伝資源の用途に関して、及び、以下に挙げた活動がいずれも遺伝資源の典型的な利用に当たるかどうかについて時間をかけた議論ののち、出席者は以下のリストは網羅的なものではないという点で一致した。

1) 遺伝子改変

以下のような遺伝子改変技術を用いたヒト以外の種（微生物、植物、動物その他の生物）における新種の開発

- ・1つの種から取り出した殺虫剤耐性遺伝子を別の種に導入するなどの遺伝形質の導入
- ・酵素やバイオ燃料の產生など特定の目的で行う微生物の遺伝子改変
- ・遺伝子組換え細胞株や弱毒ワクチン株の作製
- ・トランスジェニック生物、動物、植物、微生物の作製
- ・組換えデオキシリボ核酸（DNA）など *in vitro* 核酸技術の利用、及び細胞や細胞小器官への核酸の直接注入
- ・分類学的な科を超えた細胞融合の利用

2) 生合成

遺伝素材を以下のような有機化合物を生産するための「工場」として利用すること

- ・抗体
- ・ビタミン
- ・ホルモン
- ・酵素
- ・医薬品生産向けの活性化合物
- ・その他自然に産する化合物

3) 育種及び選抜

以下のような有性生殖又は無性生殖により、ヒト以外の種において特定の性質を有する新たな品種又は系統を作出すること。

- ・植物育種（交雑、人為的突然変異、半数体作出、雑種など）
- ・動物育種（交雫、人工授精、クローン作成など）
- ・特定の形質を持つ微生物又は藻類の選抜
- ・野生種の動植物の家畜化・栽培化

4) 提供された形での遺伝資源の繁殖及び培養

有性生殖又は無性生殖により、以下のような目的でヒト以外の生物を作出すること。

- ・微生物又は植物の培養・栽培
- ・動物の繁殖
- ・植物、動物及び微生物製品の生産

5) 保存

以下のような活動を通じた、遺伝的多様性や遺伝資源の保全の目的、又は再導入目的でのヒト以外の生物の保存

- ・飼育下繁殖
- ・種子バンク、遺伝子バンク、微生物株保存機関、植物園、動物園、水族館などへの寄託

6) 特性解析及び評価

- ・遺伝子又はゲノムの配列決定（有用な形質をコードする遺伝子の同定、進化的類縁関係を理解するための分子系統学、同定及びその後の目的のための微生物、植物及び動物の遺伝子型同定、同定のための植物、動物及び菌類のDNAバーコーディング、環境ゲノミクスなど）
- ・生態学研究その他の研究や目的のための、植物、動物及び微生物の特性の表現型解析
- ・遺伝性の特性の実験的評価
- ・博物館やハーバリウムなど保存機関における参照標本コレクションの作成
- ・特性解析や評価の目的での遺伝素材からの化合物の単離

7) 遺伝素材中に自然に産する化合物の生産

- ・遺伝素材からの代謝産物のスクリーニング、及び抽出
- ・遺伝素材中に産する代謝産物の化学合成
- ・遺伝素材を基にした短いDNAセグメントの合成（オリゴヌクレオチド、プローブ、プライマーなど）
- ・PCR（ポリメラーゼ連鎖反応増幅法）によるDNAセグメントの複製の作成

14. 分類2の5項目目に関し、産業界のオブザーバーらと1名の専門家は、「あらゆる産業の生産に用いる活性化合物」と解するべきであると指摘した。「活性及び不活性化合物」と解するべきであるとする

専門家もあった。

15. 産業セクターから出席したオブザーバーらは、分類 7 の 2 項目目、3 項目目及び 4 項目目の活動は、遺伝の機能的な単位を含まない派生物を利用するものであるため、遺伝資源の定義には当てはまらないとして、遺伝資源の利用に当たらないと考えていた。

16. 特定の分野の利用者のために、何が本条約第 15 条 7 項にいう利用に当たるかを示す総覧や目録を作成することが、国際的制度の国内実施において有用ではないかという提案があった。しかし、この提案について詳細な検討は行われなかつた。

17. 利用を非商業目的での研究、研究開発（R&D）及び商品化に区分することが国際的制度の国内実施に有用ではないかという提案もあつた。この提案は本作業部会において評価されたものの、詳細な検討には至らなかつた。

派生物及び産物

18. 専門家らは、本条約の本文に「派生物」及び「産物」という用語の定義は示されなかつたことを指摘した。多くの専門家は、ボン・ガイドラインが事前の情報に基づく同意（36 (i) 項）及び相互に合意する条件（44 (i) 項）との関連で派生物及び産物に言及していることを想起した。

19. 派生物に対する様々な理解とこうした理解が持つ影響を検討するため、専門家会合は、UNEP/CBD/WG-ABS/4/7 に記載された提案、本作業部会に提出され UNEP/CBD/ABS/GTLE/1/2 及び UNEP/CBD/ABS/GTLE/1/2/Add.1 に示された提案、並びに個々の専門家から寄せられた意見から集めた様々な理解の一覧をまとめることを目指した。以下に示す取りまとめ文書は、このコンセプトについて共通の理解は存在しないことをはつきりと示している。それどころか、「派生物」という用語は、非常に一般的なコンセプトから非常に具体的なコンセプトまでを示す用語として用いられている。

派生物に対する理解のあり方のまとめ

- (a) ある生物の遺伝子構造の発現の結果として產生される、自然の化学物質（代謝産物）
- (b) 人が遺伝素材を用いて行う活動によって生産される化学物質
- (c) 遺伝素材の人為的操作によって生産又は単離される遺伝子断片
- (d) 人為的操怍によって生産された合成遺伝子断片（1 つの断片は、その作成に用いられた様々な遺伝素材すべての派生物になっている）
- (e) 一般には遺伝素材に由来する情報又は知識、又は、特にある特定の遺伝子配列
- (f) 自然に産するある特定の代謝産物、又は遺伝子断片によって誘発される合成の類縁化学物質、又は遺伝子断片
- (g) 「派生物」とは、人の活動を通じた遺伝資源の利用の結果生じるものである。すなわち、a) 研究（商品化を目的としない研究）に用いられる遺伝資源、b) 開発中の製品（商品化を目的とした研究・開発）、c) 製品（商品化）
- (h) 派生物という用語に与える意味については、遺伝資源の提供者と利用者との相互の合意によるべきである。
- (i) 入手した素材に、既に遺伝の機能的な単位である遺伝素材が含まれていなくても、生物資源のいかれか及びすべての部分

(j) 変種、系統又は品種、血液、タンパク質、油、樹脂、ゴム、遺伝子、種子、胞子、花粉、尿、樹皮、木材、葉その他これに類する物質などの生物資源及び遺伝資源に由来するもの、及び、操作された化合物及び遺伝子に由来し、これを複製し又は組み込んだ産物

(k) 遺伝資源である派生物と遺伝資源ではない派生物

20. 専門家らは、上に挙げた派生物に対する様々な理解の大部分は次のように分類できるとした。

- ・生物の代謝の結果であると考えられている派生物
- ・遺伝資源を用いた人の活動の結果であると考えられている派生物
- ・遺伝資源の情報であると考えられている派生物

21. 議論の中で、自然に産する派生物へのアクセスは、同時に遺伝資源へのアクセスが行われなくても可能だが（こうしたアクセスは国際的制度の適用対象とならないのかという問題が提起された）、生物資源とみなすことができるため、国の主権的権利及び相互に合意する条件の対象となることが確認された。

22. 派生物に対する様々な理解について検討する中で、本専門家会合は、派生物から研究・開発中の派生物を経て製品に至るという流れがあることを確認し、すべての製品は派生物であるが、すべての派生物が製品ではないことを指摘した。

23. 複数の専門家が、ある派生物が製品になったことを判断するのに用いることのできる指標を提案した。例えば、(i) 商品化や一般の市場での入手可能性（一般の人々への販売）、(ii) 製品登録など、市販その他の承認を求める事と、(iii) 知的財産権の保護に関する申請の提出、(iv) 派生物の具体的用途の特定、である。

24. 一部の出席者は、遺伝資源に関する情報を含む派生物は公有に属するとみなすことができると指摘した。一部の専門家も、この問題はアクセスと利益配分に関する作業部会で検討する必要があると提案した。

25. 本専門家会合は、金銭的利益は派生物が製品になるかどうかに依存しないと指摘した。また、非金銭的利益を得る機会については過去に多くの実例がある。

26. 遺伝資源そのものではない製品は事前の情報に基づく同意の対象とはならないが、利益配分を確保するために相互に合意する条件に基づいて取り扱うべきであることが指摘された。

27. 一部の専門家は、このことは遺伝資源である製品が事前の情報に基づく同意の対象となるという意味ではないという見解を表明した。

28. 派生物に対する様々な理解について検討を行い、このコンセプトは上述のように連続的なコンセプトであるということで意見が一致したのち、本専門家会合は、遺伝資源へのアクセスと公正かつ衡平な利益配分に重点を置いて国際的制度の主な構成要素を策定する上で、これらの理解がどのような影響するかを検討した。

29. 本専門家会合は、原住民の社会及び地域社会の貢献について指摘したが、遵守及び伝統的知識に関する構成要素については、関係する別の専門家会合で具体的に取り上げるため、これらの問題は今会合で取り扱う必要はないのではないかと考えた。また、能力の問題は、この場合、特に検討する必要はないかも知れないと考えた。

30. そこで本専門家会合は、遺伝資源へのアクセス及び公正かつ衡平な利益配分に関するアクセスと利益配分の要件をこのように様々な種類の派生物に対してどのように適用するかを検討するよう要請された。

31. 専門家らは、自国の国内法が、事前の情報に基づく同意及び相互に合意する条件に関して派生物の問題にどのように対応しているかについて情報を提供した。示された例は、各締約国が種々のアプローチを採用していることを示していた。

32. 多くの事例において、アクセスに関する要件は、派生物に関すると思われる遺伝資源に関する許可された行為又は利用に対応しているようである。事前の情報に基づく同意を得るために1つないし複数の申請を行うという要件が、アクセスと利益配分に関する法律又は利用者と提供者間のアクセスと利益配分に関する取決めによって様々であることは明らかであった。

33. 国レベルでの例として、当初は事前の情報に基づく同意が報酬なしに与えられるという事例や、派生物が生じる場合には重ねて事前の情報に基づく同意を得ることを要求する事例がある。事前の情報に基づく同意の最初の段階で利益について話し合うことができ、利用に関するすべての条件を最初の相互に合意する条件において（あるいはその後取り決める相互に合意する条件の中で）規定することができるという事例もある。

34. 多くの締約国がボン・ガイドラインに基づいて派生物を相互に合意する条件の中で扱っていることが目立った。

35. 複数の専門家は、用途が明らかになる後の段階で、事前の情報に基づく同意に対して報酬が義務付けられている場合、このことが、例えば研究開発の過程ですでに多額の投資を行っていると思われる利用者にとっては大きなコストとリスクとなりかねないことを指摘した。

36. 多くの個人の専門家は、遺伝資源へのアクセス及び公正かつ衡平な利益配分の要件を決定する上で、次のような検討事項を提起した。

- ・採用される方法は、状況や利用者と提供者間の信頼のレベルに依存する。
- ・コストが利益を上回らないようにするには、事前の情報に基づく同意やモニタリングに関してどの要件が最適かを決定するために、事例ごとにリスクの評価や運営の実施が行われる可能性もある。
- ・国内の要件が過度に煩雑な場合には、コストが取得利益を上回る可能性もある。
- ・国籍による差別が問題である。

37. 本専門家会合の委任事項の問題 (a) の最後の部分（セクター及びサブセクターの活動に関する、及び商業目的と非商業目的の研究に関する用語に対する理解に差があることの影響に関する部分）は、以下の問題 (b)、(c) 及び (d) の下で検討された。

38. 問題 (b) 及び (c) を検討するため、専門家らは自らの判断で「セクター及びサブセクター」に分かれよう求められた。その結果できたグループは、もっと多数の専門家や別の専門家が出席していれば別のものになった可能性もある。

1. 非商業目的の研究（生息域外収集を含む）
2. 食料及び農業

3. 医薬品及びバイオテクノロジー
 4. 生息域外保全（微生物保存機関）
39. 各セクターのサブグループは次のことを検討した。
- ・所属するセクターが利用する遺伝資源
 - ・本会合の前半で明らかにされた典型的な利用のリストを基に、これらの遺伝資源がセクターによってどのように利用されているか
 - ・各セクターは利益配分のためにどのような仕組みを用いているか
 - ・そのセクターに関して利益配分に関する何らかの基準が設けられたか
 - ・そのセクターに固有の特徴
40. セクターのサブグループによる報告書について検討が行われたが、全体として本専門家会合の同意は得られなかった。以下の項は、セクターのサブグループから提出された形式で記載したものである。
- (b) この条約の第 15 条 7 項にのっとり、セクター及びサブセクターごとの活動に関連して、遺伝資源の様々な利用形態を特定すること。**
41. 各サブグループは、先に明らかにされた典型的な利用のリストを基に、本条約第 15 条 7 項に即して、セクター別の活動にかかる遺伝資源の利用に関する情報を提供した。
 42. 各サブグループは、基準や行動規範を示すことも求められた。提供された情報については別紙に記載する。
 43. 本専門家会合に対する委任事項の問題 (b) を受けて、各セクターはそのセクターが利用する遺伝資源とその利用方法を次のように明らかにした。

1. 非商業目的の研究

- (i) 利用する遺伝資源
 - ・生物の生体、及び非生体、並びにその部分
- (ii) 様々な利用形態：
 - ・保存（分類 5）：各種保存機関、育種センターへの寄託を通じた研究用の系統の維持
 - ・挙げられた手法すべてを用いる特性解析及び評価（分類 6）
 - ・自然に産する化合物の生産（分類 7）
 - ・研究過程の一部としての DNA 合成

2. 食料及び農業

- (i) 遺伝資源の供給源：
 - ・食料及び農業に関連する作物、家畜、森林、漁場、微生物及び昆虫、及びそれら近縁野生種
- (ii) 様々な利用形態：

- ・分類 1 に該当（1 項目目を参照）
- ・分類 2 については、ジャガイモを用いたデンプン生産や、薬用植物からの精油の生産など、限られた範囲で適用される（他産業に供給される原材料）
- ・主として分類 3 に該当する
- ・分類 4 に該当（食料生産目的だけでなく、生合成（分類 2）として示された例の目的を含む）
- ・分類 5 に該当。植物及び微生物分野の主要な生息域外収集。家畜及び魚類の分野の重要性が高まっている。あまり利用されず注目されていない種や作物の近縁野生種についてはあまり例示されていない。
- ・分類 6 に該当（すべての項目が重要）
- ・分類 7 はあまり関係ない

3. 医薬品及びバイオテクノロジー

(i) 利用する遺伝資源：

- ・植物
- ・動物
- ・微生物

(ii) 様々な利用形態：

- ・分類 1 - 4、6 - 7

4. 生息域外保存（微生物資源センター）

(i) 利用する遺伝資源：

- ・微生物

(ii) 様々な利用形態：

- ・収集
- ・同定
- ・保存
- ・分譲

(c) アクセスと利益配分の決めについて、セクターに固有の特徴を明らかにして記述し、各セクターのアプローチに違いがあればそれを明らかにすること。

利益配分のための仕組み

44. 各セクターは、そのセクターで用いる利益配分の仕組みとして、次のものを明らかにした。

1. 非商業目的の研究

(i) 標準的な相互に合意する条件、及び利益配分の決めの条件（金銭的利益、非金銭的利益とも）

- ・事前の情報に基づく同意に基づいて取得した素材の交換、貸付及び第三者の利用に関する明細事

項を付した、非商業目的の研究に関する双務契約

- ・その機関の標準的な利用条件（種子バンクでの保存、DNA の抽出や保存、展示や教育のための培養・栽培など、交渉の目的で）
- ・配分すべき利益
- ・提供国との関係や機関間での素材の交換について規定する、契約中の標準的な条項
 - 計画されるプロジェクトにおける提供国の研究機関及び研究者の役割
 - 予定する研究の詳細（例）
 - ・プロジェクトの目的
 - ・適用する手法
 - ・期待される成果
 - 非商業目的であることの宣言（例）
 - ・遺伝資源や研究成果を商業的に利用しないこと
 - ・工業所有権の保護を求めないこと
 - ・製品開発をしないこと
 - 国内及び国際法規の遵守の宣言
 - ・所有権の証明
 - ・CITES の規制の遵守
 - 生み出され、配分される（非金銭的）利益の詳細（例）
 - ・科学協力の形態（提供側と利用側の間の）
 - ・共著の条件
 - ・能力構築の手段
 - ・訓練活動（生息域内、生息域外とも）
 - ・共有すべき技術及び設備
 - 報告の義務及びモニタリングの遵守のためのアプローチ
 - 学界がアクセスできるように、遺伝資源その他の研究材料を適当な保存機関に譲与すること
 - 遺伝資源を第三者に移転する際の条件（例）
 - ・基準標本及び基準菌株に学界がアクセスを続けられることの保証
 - ・移転は、提供者の同意に従って行われるか、又は現行の契約と同じ条件でのみ行われることの保証
 - 目的の変更に関する条項（非商業目的の研究から商業目的の研究への変更）（例）
 - ・新たに事前の情報に基づく同意を得るか、素材移転契約を締結し直す義務

2. 食料及び農業

(i) ABS のパターン及び仕組み

作物

- ・円滑なアクセスに共通の特徴：
 - 國際協定及びSMTA（法的拘束力を有する独立の国際協定、食料農業植物遺伝資源に関する独自のABS制度、円滑なアクセス、詳細な利益配分条項、紛争解決条項、実施の第1段階における資金調達戦略）、他の分野の例となる原則、別の分野での採用に関する青写真がない

- UPOV（育成者に関する免除、農民の特権、規制されたアクセス、利益配分に関する様々な意見）
- 伝統的な慣行：農民の間の交換
- 官民のパートナーシップ及び国際的なパートナーシップが一般的（訓練及び協力）
- FAO の採取に関する行動規範（基準の例）

動物

- ABS の国際的仕組みはない（アフリカや旧ソ連圏にわずかに例外がある）
- ほぼすべての交換が私法による取引
- 政府による干渉は小さい（ただし獣医学的予防措置は厳しい）
- 牧畜民の慣習法
- ほとんどの移転は北から南、及び南から南だが、南から北への移転の例も知られている

漁業及び林業

- 利用や交換の形態に関する FAO 食料農業遺伝資源委員会の調査報告を待っている

食料及び農業に用いられる微生物

- 比較的オープンアクセス
- 数多くの種類の高度な交換システムと素材移転契約
- 主に提供された形での利用
- 大規模な生息域外コレクション

昆虫

- 生物防除剤
 - 公的部門が中心の分野であり、民間による取り組みはほとんどない
 - あらゆる関係者に対する自由で迅速なアクセス
- 益虫
 - 授粉媒介者（ミツバチなど）
 - 保存機関が設置されている
 - 自由な交換が組織的に行われている

3. 医薬品及びバイオテクノロジー

- (i) 仕組み：素材移転契約や協力協定の利用
- (ii) 利益：
 - 金銭的利益：
 - 試料に対する前払金の支払い

- マイルストーンの支払い
- ロイヤリティーの支払い
- 非金銭的利益：
 - 技術移転（設備、疾患、治療及び医薬品に関する医療専門家の教育）
 - 科学協力
 - 訓練（学生の交換や奨学金）
 - 情報交換（地理的採取データ（GIS）、研究成果の共有など）

4. 生息域外保存

- (i) 非金銭的利益：
 - 微生物の共有
 - 持続可能な利用のための微生物の保存
 - 培養や保存など微生物の取り扱いに関する協議

セクター固有の特徴

45. サブグループも自セクターに固有の特徴を明らかにした。

1. 非商業目的の研究

- (a) 研究プロジェクトの目的や手法を開示する用意がある。
- (b) プロジェクトに資源提供国的研究機関や研修者を従事させることに熱心である。
- (c) 資源提供国や国際的な学界に研究成果へのアクセスを提供する用意がある。
- (d) 国内の研究能力を構築することを目的として、資源提供国に訓練や技術支援を提供する意欲がある。
- (e) 利益を透明かつ公正に配分し、研究から生じる可能性のある商業的利益に対して所有権（proprietary ownership）を主張しないことを約束する。
- (f) 予期しない商業的利益については利益配分契約を不履行とすることの明確な合意、又は予期せぬ商業的利益が生じそうなことが明らかになった場合には資源提供国に通知し、商業化による知的財産権に関する利益配分の取決めを新たに盛り込んだ ABS 契約を再度結ぶ用意がある。

2. 食料及び農業

- (a) このセクターは世界の食料生産の基盤を提供している。
- (b) このセクターは農民や牧畜民の所得創出、農民や牧畜民の生活に貢献している。
- (c) 遺伝資源は食料生産のほか、組換えや育種を通じて新たな遺伝資源を生み出すのに用いられる。
- (d) すべての製品は人（育種者や農業者）が作ったものである。
- (e) 利用が持続可能な保全の条件の 1 つである（農地での管理、あまり利用されず注目されていない作物や品種、作物の近縁野生種）。

- (f) 食料及び農業に用いられる遺伝資源は、原産地の機関から世界中に移動しており、各国の食料生産は相互依存関係が強まっている。
- (g) 種間よりも種内に大きな遺伝的多様性が存在する。このことは、適応性の高い食料生産の基本である。
- (h) このセクターは新たな製品の生産に自セクターの遺伝資源を再利用し続けており、新たな製品の開発のために各種の遺伝資源に幅広くアクセスする必要がある。
- (i) 投入する素材は一般に制限なく以後の研究や育種に用いることができるものである。
- (j) 植物及び微生物については、大規模な生息域外コレクションがある。
- (k) FAO の委員会が国際レベルでの遺伝資源に関する活動を調整しており、ABS 問題も取り扱っている。

3. 医薬品及びバイオテクノロジー

- (a) ハイリスクである。
- (b) 研究開発のサイクルが長い。
- (c) 投資額が大きい。
- (d) 成功の確率が低い。
- (e) 長期にわたる協力の法的確実性が絶対的に必要。
- (f) 研究の過程を通じて素材が提供される信頼性が必要。
- (g) 中小の独創的な企業では失敗の率が非常に高い。
- (h) 多くの素材移転契約は製品を開発しなくても利益配分に成功している。しかし、秘密保持の要件や企業間の競争のため成功を知らせることができない。

4. 生息域外保存

- (a) 微生物は非商業目的の研究に自由に利用することができる。
- (b) 提供された素材を商業目的で利用することを希望する場合には、利用者は相互に合意する条件を取り決める必要がある。

セクター別アプローチ間の相違

46. 専門家らは、各セクターのグループが提示した特徴を基に、ABS のセクター別アプローチ間の相違について検討するよう求められた。専門家らは、表面上の類似点には目を向けずにセクター別アプローチの相違のうち重要な徵候を探すよう促された。

47. 続く議論において、ABS にとって重要なセクター及びサブセクターとして代表されていない、あるいは特徴が明らかにされていないものがいくつかあることが指摘された。例えば、化粧品・栄養補助食品セクターや作物保護セクター、及び国際植物防疫条約 (IPPC) や世界動物保健機関 (旧国際獣疫事務局 (OIE)) など、公衆衛生に寄与し、国際的な相互依存関係が特徴である別の国際的枠組みの対象となっているセクターなどである。

48. 明らかにされた相違の 1 つは、一部のセクターは ABS に対してより積極的なアプローチをとって

おり、非常に詳細な仕組みやアプローチを定めていたことであった。これは、提供者と利用者の間の信頼関係を構築するために行われており、ABS制度のさらなる発展の基礎となると考えられた。

49. 農業セクターは、以下のような数多くの点で独自であることが強調された。

- (a) 食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約の多国間システムの下では、育種材料へのアクセスは事前の情報に基づく同意が必要とされない。
- (b) 植物育種では多種多様な遺伝資源にアクセスする必要があり、それ自体も遺伝資源である製品が生み出される。
- (c) 各国は食料生産において相互依存を高めている。
- (d) このセクターは新たな製品の生産に自セクターの遺伝資源を再利用し続けており、新たな製品の開発のために各種の遺伝資源に幅広くアクセスする必要がある。

50. 農業セクターにおいて幅広く円滑なアクセスが非常に有益であり、普及しているのは、このような要因のためである。ITPGRFA やその多国間システムは、このセクターに特有のニーズに応えるために設けられた。基本的なアプローチはオープンアクセスであり、その後の研究や育種のためのアクセスが被提供者によって制限されている場合には、利益配分の義務が効力を生じる。しかし、農業バイオテクノロジー産業の中には、こうした条件でのアクセスを避ける企業もある。

51. このほかのセクター間の重要な違いとして、遺伝資源の調達の仕方があり、主に生息域外コレクションから調達しているセクターもあれば、主に仲介機関を通じて調達しているセクターもあった。例えば医薬品産業では、遺伝資源の圧倒的多数をカルチャーコレクションなどの仲介機関から入手している。生息域内状況で遺伝資源に直接アクセスしている医薬品企業はごくわずかである。

52. 多くのセクターにまたがる問題の1つとして、価値連鎖を構築する以前の基礎研究のために資源にアクセスする必要があるという問題があった。そのため、生息域内のアクセスの希望の大半は研究目的であった。専門家らは、このことは、本作業部会が非商業目的の研究と関連する利益配分に特に配慮する必要があることを強調していることを認識した。

53. また、ABS契約には取引の形態が非常に標準化されたものから、個々の状況や提供者と利用者双方の利益に合わせた個別の契約まで様々であることが認められた。利用が段階ごとの契約で行われることもあり、その場合には、第1段階で研究契約を結び、その後、製品の開発や商品化を対象とする第2の契約を結ぶ場合などがある。そのため専門家らは、国際的制度においては、「1つですべてにあてはまる」アプローチは適さないと考えた。

54. セクター間の相違として、以下の点が専門家会合によって特定された。

- (a) 各セクターが事前の情報に基づく同意、アクセスと利益配分に特に言及している。
- (b) 利用者の集団が様々な利害に対応している。
- (c) セクターによって技術や活動が異なっている

55. 一部の商業セクター内では企業の規模、技術能力、研究開発戦略、対象とする市場に非常に大きな違いがあることも指摘され、国際的制度では柔軟性を確保する必要があることが強調された。

(d) これらの様々な特徴を考慮に入れるために、また、それぞれのセクターにおけるアクセスと利益配分に関する慣行と整合し得るものとして、どのような案やアプローチがあるか。

56. 食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約（ITPGRFA）のアクセスと利益配分の慣行の特徴が、国際的制度との整合性に照らして検討された。ITPGRFA からは多くの教訓が得られるものの、これは特定のサブセクターを対象とした特殊なケースであることが強調された。

57. 議論の過程で、専門家らは次の点を強調した。

- (a) 様々な利用者集団の様々な慣行に対応するために、国際的制度には柔軟性が必要だが、一貫性を持たせようとしてそれを否定してはならず、一貫性は、同じ原則に基づいたアプローチを構築することによって実現できると考えられる。
- (b) 統一的な管理システムや透明性のあるセクターのほうが、一貫性を持たせるのが容易である
- (c) 一部のセクターでは極めて大量の試料を取り扱っていることや、アクセスが非常に迅速に認められることが必要であり、これが国際的制度において標準的なアプローチを作ることをさらに難しくしている。
- (d) 国際的制度の主要なコンセプトは、「多国間のアプローチの余地、単純、効果的、適用可能、法的確実性」である。
- (e) 国際的制度では、認識を形成し、透明性を確保することにより、現地レベルでの人々の懸念に対処することが必要である。
- (f) 国際的制度では利用者と提供者を一つにまとめる目的とすべきである。
- (g) 国際的制度は、セクターに独自の制度がない場合に複数のセクターに適用する、アクセスと利益配分の最低限の要件を定めることができる。こうした既定のアクセスと利益配分規定やアクセスと利益配分に関する最低限の要件は、特定のセクターにより特化した制度がない場合にすべてのアクセスと利益配分の活動に適用される。
- (h) 各セクターに固有のニーズに対応するため、授権条項によって契約当事者が合意する独自制度を設けることができる。
- (i) 国際的制度にどの程度の柔軟性が確保され得るかが、制度の強制力がどのくらい強いかを左右する。
- (j) 各セクターは固有のニーズに対応するためのアプローチを定める必要がある場合もあるものの、同じ目標を目指すべきである。

58. 一部の専門家は、素材移転契約に組み入れること想定したモデル条項の策定を提案した。提供者と利用者が相互に合意する条件を定める際の柔軟性が損なわれないように、そうした条項の利用は任意とすべきであることが強調された。

59. 各セクターのサブグループから提示された内容により、国内及び国家間で、整合性をもたらす自主的な行動規範や、ベストプラクティスの例が多くあることが目立った。これらは、学界、植物園、微生物保存機関、バイオテクノロジー産業、医薬品企業など、遺伝資源を利用する各種セクターによって定められている。

60. 一部の専門家は、国際的制度を、各セクターがアクセスと利益配分に関する独自制度（特に多国間制度）を策定する柔軟性を備えた、全セクターに必要なものは何かについての最低限の国際的な理解や合意を定める枠組み合意となり得ると考えた。国際的制度は、最低限の要件に関する基本姿勢を示すことができるかもしれない、アクセスと利益配分に関する作業部会はどうすればこれを実現できるかを検討すべきである。

別紙

アクセスと利益配分に関する基準及び行動規範の例

非商業セクター

- 分野内の行動規範。例えば、遺伝資源へのアクセス及び利益配分に関する原則 (<http://www.bgci.org/resources/abs/>)、国際民族生物学会 (<http://ise.arts.ubc.ca/>)、EMBRAPA の原住民の社会及び地域社会に対するアプローチの基準 (<http://www.embrapa.br/english>)、ブラジルの文化、自然及び精神的遺産の保護のための原住民、地域社会及び農家のためのガイドライン (http://www.inbrapi.org.br/abre_noticia.php?noticia=339) など。
- NIH 研究公正局 (<http://ori.dhhs.gov/policies/>) など、科学研究の健全性と開放性に関する職業基準。
- 材料（特に基準標本）の取り扱いや科学的行為に関する標準的手順。例えば、国際動物命名規約 (<http://www.iczn.org/iczn/index.jsp>)、国際植物命名規約 (<http://ibot.sav.sk/icbn/main.htm>)、FAO の植物採取基準 (<http://www.fao.org/biodiversity/conventionsandcodes/plantgermplasm/en/>) など。
- 採取の管理や取引の追跡及び遵守に関するデータ基準。例えば、IPEN の交換システム (<http://www.bgci.org/resources/pen/>)、分類学データベース作業部会 (<http://www.tdwg.org/standards/>)、FAO 植物受け入れデータ基準 (<http://www.fao.org/biodiversity/conventionsandcodes/en/>) など。
- ABS に関する優良事例に関するガイドライン。例えば、スイス科学アカデミーの遺伝資源の学術研究に関する優良事例 (<http://abs.scnat.ch/>)、ドイツ研究協会 (DFG) の ABS ガイドライン (www.dfg.de/forschungsfoerderung/formulare/download/1_021e.rtf) など。
- 多くの組織が組織内の標準的な ABS 方針及び合意事項を定めている。例えば、キューバ植物園 (www.kew.org/conservation)、南アフリカ生物多様性協会 (SANBI) (<http://www.sanbi.org>)、エチオピア国立ハーバリウム (<http://www.ibc-et.org/>)、NIH (<http://ori.hhs.gov/policies/>)、リオ植物園 (<http://www.jbrj.gov.br/>)、MOSAICC (<http://bccm.belspo.be/bccm/mosaicc>)、世界カルチャーコレクション連盟 (<http://wdcm.nig.ac.jp/wfcc/>) その他多数。

医薬品及びバイオテクノロジー

- 大学技術管理者協会 (AUTM) の統一生物素材移転契約 (Uniform Biological Material Transfer Agreement) (MTA)
- ミシガン州立大学の素材移転契約 (MTA) (及びその他大学)
- 国際製薬団体連合会 (IFPMA) の ABS ガイドライン
- 欧州バイオ産業協会 (EuropaBio) のガイドライン
- バイオテクノロジー産業機構 (BIO) の生物資源探査に従事する会員企業に対するガイドライン
- 国立衛生研究所 (NIH) の Letter of Collection
- 米国国立公園局の科学研究及び採取許可に関する一般条件
- バイオインダストリー協会 (JBA) 及び経済産業省 (METI) の遺伝資源へのアクセス手引
- 企業独自の方針

(4) EU のアクセスと利益配分「法律・技術専門家会合(コンセプト、用語、作業上の定義、分野別アプローチ)」への提出文書*

通達 2008-104 を受けての、コンセプト、用語、作業上の定義及び分野(セクター)別アプローチに関する ABS 法律・技術専門家会合に対する EU 提出文書、於 Windhuk, 2008 年 12 月 2~5 日

I. 一全般的所見

CBD 第 2 条は、「生物資源」には「現に利用され若しくは将来利用されることがある又は人類にとって現実の若しくは潜在的な価値を有する遺伝資源、生物又はその部分、個体群その他生態系の生物的な構成要素」を含むと定義している。「遺伝素材」とは「遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材」であると定義する一方、「遺伝資源」とは「現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材」であるとしている。

これらの定義に従うと、遺伝資源とは、生物資源であり、かつ遺伝素材であるということになる。したがって、すべての生物資源には遺伝資源が含まれている可能性がある。遺伝資源を区別するのは、それらが「現実の又は潜在的な価値を有する遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材」であるという点である。この点で、締約国が木材などバルク產品という意味での生物資源を国際的制度に含めることを望んでいないことは、各締約国共通の理解であると思われる。

遺伝資源については様々な解釈がある。第 15 条の内容を背景として、こうした解釈の大部分が利用に重点を置いたものとなっている。つまり、遺伝資源の「本来の利用」であるか、あるいは遺伝資源の現実の又は潜在的な価値の獲得につながる典型的な利用活動かどうか、である。

それぞれのセクターで遺伝資源の利用の仕方は様々である。しかし、CBD が規定する遺伝資源を利用する種々の（経済）セクター間に厳密な境界を設けることは困難である。主な利用者集団として、医薬品産業、植物・動物育種業、化粧品・香水会社、食品製造・加工会社が挙げられている。「バイオテクノロジーセクター」は、その特徴を示すのが一層難しい。生物資源探索活動に従事するバイオテクノロジー企業もあれば、様々な経済活動向けの遺伝資源や遺伝素材の提供者と位置付けるのが最も適切であり、一般に「中間業者」と呼ばれるものに近いバイオテクノロジー企業もある。

研究活動については、特に慎重に考慮しなければならない。生物多様性研究や遺伝資源研究などの研究セクターは、CBD の効果的な実施や条約の 3 つの目的の達成に欠かせない知識の発展に重要な役割を果たしている。その点において、EU は、非商業目的であることを明確に識別するための手順が遺伝資源の提供者の信頼や信用を生み出すのに重要だと認識しつつ、非商業的な研究目的での遺伝資源へのアクセスを簡素化することが極めて重要であることを強調したい。

* <http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/absgtle-01/official/absgtle-01-02-en.pdf> (2008 年 11 月 19 日アクセス)

ABSの国際的制度は、現在又は将来における遺伝資源の利用の仕方の違い、あるいはそれぞれの利用者集団内、集団間の違いに対応する柔軟性を備えていることが重要である。これが実現できなければ、ABSの国際的制度があるせいで、潜在的な利用者が制度の適用範囲に含まれる遺伝資源にアクセスしようとしなくなるおそれがある。これは、CBDやその目的、アクセスと利益配分に関する諸規定に反することになる。

遺伝資源を利用する集団やセクターの様々な特徴を考慮しつつ、ABSにおけるベストプラクティスを各セクター間に広めるための重要な選択肢の1つとして、素材移転契約に組み入れることを想定したセクター別のモデル規定の策定がある。こうした任意のモデル規定によって、遺伝資源の供給者にとっても利用者にとっても法的確実性が高まり、生じる利益の公正かつ衡平な配分に役立つ可能性がある。

II. 技術専門家会合の委任事項に関する具体的意見

生物資源、遺伝資源、派生物及び産物に対する解釈にはどのような違いがあり、また、アクセスと利益配分に関する国際的制度の主な構成要素の策定(セクターや下位セクターの活動や商業目的での研究と非商業目的での研究に関するものなど)に対するそれぞれの理解は何を意味しているのだろうか。

遺伝資源／生物資源

CBD第2条は、「生物資源」には「現に利用され若しくは将来利用されることがある又は人類にとって現実の若しくは潜在的な価値を有する遺伝資源、生物又はその部分、個体群その他生態系の生物的な構成要素」を含むと定義している。「遺伝素材」とは「遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材」であると定義する一方、「遺伝資源」とは「現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材」であるとしている。

つまり、遺伝資源とは、生物資源であり、かつ遺伝素材であるということになる。したがって、すべての生物資源には遺伝資源が含まれている可能性がある。遺伝資源を区別するのは、それらが「現実の又は潜在的な価値を有する遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材」であるという点である。

また、第15条1項及び2項では、遺伝資源へのアクセスに関する決定を行う権限を各締約国に認める一方で、各締約国に対し、環境上適正な利用のための遺伝資源へのアクセスを容易にするよう努力することを求めている。さらに、第15条7項では、「遺伝資源の研究及び開発の成果並びに商業的利用その他の利用から生ずる利益を当該遺伝資源の提供国である締約国と公正かつ衡平に配分するため」に、適切な措置をとることを締約国に求めている。第15条6項でも、遺伝資源を基礎とする科学的研究に言及している。

したがって、遺伝資源の現実の又は潜在的な価値は、利用の可能性によって判断されることになり、言い換えれば、遺伝資源を遺伝素材や生物資源と区別するのは遺伝の機能的な単位を利用するかどうかという点である。

遺伝資源については、関係者から様々な解釈が提示されてきた¹。第 15 条の内容を背景として、こうした解釈の大部分が利用に重点を置いたものとなっている。つまり、遺伝資源の「本来の利用」であるか、あるいは遺伝資源の現実の又は潜在的な価値の獲得につながる典型的な利用活動かどうか、である。

派生物及び産物

CBD には、第 15 条に関連して「産物」及び「派生物」という用語が定義されていない。これらの用語は、相互に合意する条件 (MAT) との関連で、ボン・ガイドラインで用いられている²。したがって EU は、「派生物」や「産物」が相互に合意する条件で定める利益配分の取決めの対象となるかどうかや、それがどの程度までなのかは、利用者と提供者が決定することになると認識している。EU は、第 19 条 2 項に留意し、「派生物」又は「産物」を、ABS の国際的制度で定められる追加の、より具体的な国際義務の対象範囲外にとどめることを支持する。

(a)セクター別アプローチ及び、(b)商業目的／非商業目的での研究への影響

遺伝資源の定義については、遺伝資源がそれぞれのセクター内でどのように利用されているかを調査することが必要になる。それぞれのセクターや利用者集団内での具体的な利用に注目するに当たっては、コモディティーとしての生物資源の利用と比較して、どのような行為が遺伝資源の「遺伝の機能的な単位の利用」にあたるかを振り分けるほうが簡単かもしれない。

遺伝資源の研究に関しては、非商業目的での研究とそれ以外の研究活動の区別も同様の問題を提示していると考えられる。相違点は、その研究活動がどのような性質のものであるかではなく、研究活動の目的にあると思われる。このことを考えると、その行為を国際的制度の対象に含めるかどうかではなく、この 2 種類の研究活動に対してどのようにアクセスが認められるのかや、利益配分の性質を詳細に検討する必要があるかもしれない。したがって、遺伝資源の非商業目的の研究をそれ以外の遺伝資源の利用（商業利用など）と区別するための、そして非商業目的の研究のための簡素化されたアクセス手続きが定められ、かつそれが濫用されないことを確実にするための、現実的で意味のある手順を明らかにすることが必要である。

派生物及び産物については、相互に合意する条件との関連で扱われるべきである。相互に合意する条件を取り決める提供者と利用者は、それぞれのセクターの活動で生じる「典型的な」派生物や産物を緩やかに定めることで利益を得る可能性もある。これは、遺伝資源の提供者が入手できる情報のレベルが向上し、それによって相互に合意する条件についての交渉で双方が対等の立場となるのにも役立つかもしれない。

非商業目的での研究をその他の研究活動と区別するための手順に関しては、以下の点を議論に含めるべきである。すなわち、その形態や目的の違いに基づいた研究の適切な分類、後続の利

¹ Medaglia and Silva, "Addressing the Problems of Access: Protecting Sources, While Giving Users Certainty", IUCN EPLP 67/1 がこれらの解釈についてさらに詳細に論じている。

² ボン・ガイドライン 36 項及び 44 項(f)(i)

用者に確実に義務が引き継がれるようにするための措置（例として、植物交換国際ネットワーク（IPEN）の附属書6や、食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約に基づく標準材料移転契約を参照）、非商業目的の利用者が目的を変更する場合に対処するための手順（特に、目的変更の基準点を明確に特定することを通じて）、である。

セクターに特有なアクセスと利益配分に関する取決めの特徴を明らかにして記述し、各セクターのアプローチに違いがあれば、それを明らかにすること

この項では、技術専門家会合への委任事項から生じた以下の3つの疑問点を考慮し、いくつかのセクターの主な特徴、様々な利用形態、それぞれのABSの取決めについて概観する。

- ・遺伝資源を取り扱う関係者、及びその産業の主な特徴を明らかにすること
- ・CBD第15条7項との関連で、セクターや下位セクターの活動における様々な形での遺伝資源の利用を明らかにすること
- ・セクターに特有なアクセスと利益配分に関する取決めの特徴を明らかにして記述し、各セクターのアプローチに違いがあれば、それを明らかにすること

1. 医薬品産業

目的と主な特徴：

医薬品の製造と販売

医薬品セクターの特徴は、製品（医薬品）や技術、市場が非常に多様である点である。医薬品セクターの売上高のかなりの部分は研究開発に投資される。研究投資の削減や製品の開発期間の短縮のため、医薬品産業は、植物素材や類似のものではなく、あらかじめ処理した電子データを利用したコンビナトリアルケミストリーやコンピューターによるドラッグデザインといったハイテク技術に大きく依存している。

遺伝資源の利用の主な形態：

様々な疾患に対処する新薬への需要の増加に応えるため、医薬品産業は世界でも最も研究集約型の産業の1つとなっている。遺伝資源はこうした研究活動の重要な要素の1つとなっている。この研究活動は、創薬と薬剤開発の2つのフェーズを特徴とする。遺伝資源は創薬に様々な形で寄与している。

ドイツにおける遺伝資源の利用者に関するHolm-Muller, Richerzhagen and Tauberの研究をみると、医薬品セクターの場合、遺伝資源の用途の大半は販売目的の製品開発、次いで、仲介目的と研究目的の研究開発となっている³。

³ Holm-Muller, Richerzhagen and Tauber, "Users of Genetic Resources in Germany. Awareness, participation and Positions regarding the Convention on Biological Diversity (ドイツにおける遺伝資源利用者。生物多様性条約に対する認識、参加及び立場)", BfN-Skripten 126, 2005, p. 96.

遺伝資源の一般的な入手方法：

医薬品セクターの組織の特徴は、中小のバイオテクノロジー企業との多面的なパートナーシップである。これらの企業は、有効成分の同定に主導的な役割を果たしている。医薬品企業による遺伝素材の入手は、この種のパートナーシップや資源提供国における研究協力、特に生息域外収集に関する研究協力を通じて行われている。

生息域内の遺伝資源や遺伝素材を入手するために、資源提供国内で生物資源探索活動を行っている医薬品企業はほとんどない。医薬品企業が生息域内で生物資源探索活動を行う場合、必要な認可や許可を引き受ける現地のパートナー機関を使うことが増えているようである。これは、国内の法規制に従った合法的なアクセスを取得、確保するためにパートナーシップの利用が増えている要因の 1 つである。資源提供国の中の機関とのこうした長期のパートナーシップにより、アクセスと利益配分に関する取決めのより安定的な枠組みが得られると思われる⁴。

利益配分に関しては、金銭的利益と非金銭的利益のパッケージが一般的である⁵。多くの取決めは極秘とされているため、金銭的利益の正確な傾向を示すのは難しい。多くは、ロイヤリティーの支払いに一定のマイルストーン・ペイメントを組み合わせたものになる。非金銭的利益としては、資源提供国における情報の共有や研修のほか、科学・技術施設の設置や整備という形での能力構築を考えられる。こうした能力開発から得られる利益は、パートナーシップ協定の一部として含まれることが多い。

実際には取引の標準化はほとんど見られないという点を指摘することができる。この産業では、一種類の契約ではなくいくつもの契約が結ばれ、また段階的な契約を結ぶことが増えてきているのが特徴である。こうした場合、まず研究協定が結ばれ、その後、研究が製品に結びつきそうな場合に商業契約が結ばれるのではないかと考えられる。こうすれば、潜在的な利益については、開発の可能性についての先進情報を考慮して、より現実的なレベルで合意することができる。

ABS 問題に対する医薬品産業の関心や関与を裏付ける根拠は増えている。2006 年、国際製薬団体連合会 (IFPMA) は、「遺伝資源へのアクセス及びその利用から生じる利益の衡平な配分に関する IFPMA 加盟団体向けガイドライン」⁶を承認した。このガイドラインの目的は、CBD の実施に向けた積極的なアプローチを支援する一方で、業界のベストプラクティスを示すこととされている。

⁴ 特に、Sarah Laird and Rachel Wynberg の "Access and benefit sharing arrangements in existing sectors (既存のセクターにおけるアクセスと利益配分の取決め)" , UNEP/CBD/WG-ABS/6/INF/4/Rev 1, p. 30, paragraph 16 を参照。

⁵ Sarah Laird and Rachel Wynberg , "Access and benefit sharing arrangements in existing sectors (既存のセクターにおけるアクセスと利益配分の取決め)" , p. 23.

⁶ <http://www.ifpma.org/Issues/CBD> を参照。

2. バイオテクノロジー

目的と主な特徴：

バイオテクノロジーは、様々な研究分野のほか、最も一般的なパートナーである医薬品産業や種子産業などの各種産業で利用されるだけでなく、化学工業や情報技術、環境修復といった、より幅広い状況で利用されるツールやソリューションを提供するセクター横断的な技術である。

バイオテクノロジーセクターの特徴は、その活動が多岐にわたるために、遺伝資源の利用者にもなり提供者にもなることである。バイオテクノロジー産業は各種セクターに及ぶが、医薬品セクターと農業セクターでの役割が重要である。

遺伝資源の利用の主な形態：

医薬品産業にはバイオテクノロジーの最大のセグメントが含まれ、前述した研究手法におけるバイオテクノロジーの利用はますます増えている。バイオテクノロジーの2番目に大きなセグメントは農業である。バイオテクノロジーは、薬剤開発と、作物や動物の新品種開発の両方のプロセスをスピードアップする。種子産業では、主要作物を始めとする植物の品種改良などにバイオテクノロジーのプロセスが応用されている。それらは特に、望ましい性質を正確に選抜、伝達するために、1つの種から別の種に遺伝子を伝達し、アレルギー性や毒性のある化合物など望ましくない性質を取り除き、収量や環境への適応性を高めた品種などを作出するのに用いられている。

バイオテクノロジー企業は、化学、紙パルプ、繊維、食品、環境技術（廃棄物処理やバイオレメディエーションなど）、エネルギーなど、様々な下位セクターの製品やプロセスの開発に大きくかかわっている。この産業は、バイオプロセスの触媒や促進のために酵素の利用に大きく依存しており、その多くは微生物由来である。例えば、環境技術の場合、バイオレメディエーションのシステムは、微生物の分解作用を利用している⁷。特にバイオテクノロジー産業内では極限環境微生物に対する関心が高まっているが、これはそうした微生物が熱や低温、有毒な環境に耐えられる新規で有用な特性を備えている可能性があり、工業プロセスで利用できるためである。このように、今後も引き続きこのセクターは生息域内の遺伝資源、農地や既存のコレクションの素材を利用していくと考えられる⁸。

遺伝資源の一般的な入手方法：

バイオテクノロジー産業は、遺伝資源を生息域外や中間業者（目録、ジーンバンク、公認機関）から入手している。ごく例外的に生息域内で活動する企業もある。このセクターの多様性を考えると、ここでも取引の標準化というものはほとんどなく、様々な形態の取決めや契約が存在する。

⁷ Ten Kate and Laird, "Commercial Uses of Biodiversity (生物多様性の商業的利用)", p229

⁸ Laird and Wynberg, "Access and benefit sharing arrangements in existing sectors (既存のセクターにおけるアクセスと利益分配の取決め)" UNEP/CBD/WG-ABS/6/INF/4/Rev 1, p. 8.

金銭的及び非金銭的な利益配分の条項を盛り込んだパートナーシップの形成は、このセクター内で取引を行う際の1つの方法である。例えば、ノボザイムとダイバーサがケニア野生生物公社と国際昆虫生理生態学センターと結んだ協定には、開発された販売用製品に対するランニングロイヤリティー（率は非公表）に加えて、前払金、採取や実験作業の費用に対する一時金、マイルストーン・ペイメントのほか、微生物探索研究室の設置、スクリーニングや研修のための資材が含まれている⁹。ロイヤリティーに関しては、Laird and Wynbergによると、工業用酵素セクターに対するロイヤリティー支払いの範囲は、約0.5～2%の低マージンであるところから、医薬品セクターよりも低いとされている¹⁰。

3. 農業セクター

a. 食料農業植物遺伝資源（植物育種セクター及び園芸を含む）

植物の新品種の作出に携わる企業は、遺伝資源の利用に直結している。このセクターの研究開発の重要な部分には、公的研究投資と民間投資が共同で資金を提供している。種子セクターが主に利用しているのは生息域外収集である。遺伝素材の大半は、中間業者、ジーンバンクや植物園を通じて入手されるか、独自の収集物が利用される。野生の遺伝資源入手するために発展途上国で生物資源探索活動を行っている企業もある。ただし、資源提供国の生息域内でのこうした活動は、植物育種活動全体からみるとごく一部である。一般に植物育種産業では、それ自体に別の遺伝資源が用いられている既存の品種が何回も交配されている。つまり、最初に用いる遺伝資源と最終的に得られる新品種とを区別するのは難しい。新品種を得るプロセス全体において、育種者は様々な遺伝資源を利用しておらず、そのうちのどれが寄与しているかを正確に特定することは事実上不可能である。

植物育種産業の特徴は、育種目的で改良された素材や保護された素材に自由にアクセスできることである。この産業では、植物新品種保護国際同盟（UPOV）の規定に基づいて利益配分のルールを定めている。

2004年、CBDと調和して交渉が行われたFAO食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約（ITPGRFA）が発効し、食料及び農業にとって極めて重要な64の植物種・属の植物遺伝資源に関するアクセスと利益配分についての共通のルールが定められた。締約国が管理及び監督し、かつ知的所有権が消滅しているこれら64の植物品種・属の遺伝資源は、ITPGRFAに基づいて設けられる多国間システムに組み入れられる。これらの品種・属には、非食料・非飼料に関する利用を除き、食料及び農業に関する研修、研究及び育種に関する利用や保全を目的として自由にアクセスすることができる。多国間システムを通じて入手した食料農業植物遺伝資源を含む製品を商品化する場合、遺伝資源の被提供者は、さらなる研究や育種のためにその新製品を他者と共有することに同意する。研究や育種のみを目的としてさらに利

⁹ Laird and Wynberg, CBD Technical Series No. 38 "ABS in Practice: Trends in Partnerships Across Sectors (ABSの実際：各セクターにおけるパートナーシップの傾向)", p. 57.

¹⁰ Laird and Wynberg, "The Commercial Use of Biodiversity(生物多様性の商業的利用)", UNEP/CBD/ABS/4/INF 5, p.28.

用するのを妨げる状況がある場合には、被提供者は、遺伝資源の保全及び農業の一層の発展を支援するための共通の基金に商品化した製品の売上げの一定割合を支払わなければならない。

ITPGRFA の理事会及び FAO の食料・農業遺伝資源委員会は、植物種・属の食料農業植物遺伝資源だけでなく、ITPGRFA に基づく多国間システムには含まれない非食料・非飼料用の利用に関するアクセスと利益配分の問題についてさらに検討を進めている。

b. 食料及び農業のための動物遺伝資源（動物育種セクターを含む）

EU における家畜遺伝資源のセクターは極めて多様である。

- ・食料及び農業生産に用いられる種の数は限られており、その大部分は様々な個体群（品種）に代表される。品種間の遺伝的変異は品種内の遺伝的変異と同じくらい大きく、品種内の個体間にばらつきが存在することで、選抜や遺伝的改良が可能になる。品種は重複しており、互いを明確に分離することはできない場合が多い。ほとんどの場合、品種の起源を明確に定めることは不可能である。近縁の野生種が動物育種に用いられるることはほとんどない。
- ・品種は、国内品種 (local : 1 カ国でのみ飼育される)、地域品種 (transboundary regional : 1 つの地域内の数カ国でのみ飼育される) 及び国際品種 (transboundary international : 世界各地で共通に飼育される) に分類される。近年の高投入型の国際品種は、食料の商業生産に大きく寄与してきた。
- ・国内品種や地域品種の大多数は、地域及び／又は国内で、農家のグループや協同組合の農業者によって行われる育種の対象となる。国際品種に対しては徹底的な選抜が行われ、開発が盛んに行われている。国際品種の育種は、育種者の組合や農業協同組合、(国際的な) 民間企業によって進められるのが普通である。
- ・動物遺伝資源は（農家や育種会社によって）私有され、私的取引の対象となる。遊牧民によって飼育されている動物遺伝資源は共同で所有され、家畜の交換の指針となる慣習法がある場合もある。公的なジーンバンクは極めて珍しく、保全を目的として設立されているため、(植物遺伝資源とは対照的に) 動物遺伝資源の交換の役割を持たない。
- ・(繁殖用の精液や胚、生体の形での) 大規模な国際取引は、一般に国際品種や商業系統に限られている。遺伝子の移動が起きるのは基本的に先進国間であり、性質の優れた品種の先進国から途上国への移動の重要性が増している。地域品種から商業品種への遺伝子の移動は、現在はほとんどみられない。野生近縁種の利用は、家畜遺伝資源ではほとんど行われていない。

現在の動物遺伝資源の取引及び利用の法的形態は以下のとおりである。

- ・動物の新品種や系統に知的財産権が認められる可能性は、世界的にみて限られているが（欧洲では不可能である一方、米国では家禽類の系統などが保護されている）、動物遺伝資源を基にしたバイオテクノロジー関連発明に対して特許を得ることは、ほぼ世界中で可能とな

っている¹¹。

- ・動物育種の場合、遺伝資源の移動は、繁殖目的での精子や種雄畜の販売、胚や生体という形をとり、その後に遺伝資源としてさらに利用されること（育種、バイオテクノロジー関連発明など）に対しては何の制限もなされていない。
- ・動物遺伝資源の商業取引は、既存の規制枠組み（EU－畜産規制）の対象となっている。これらの統一的な原則は、繁殖用動物及びその遺伝素材の自由な取引、育種計画の持続可能性、遺伝資源の保存を目的としたものである。例えば、原産地や遺伝的価値に関する詳細な情報のある繁殖用動物、精子及び胚の共同体内での取引については、統一的な証明書がある。
- ・研究に関しては、動物遺伝資源の交換には伝統的な科学協力協定が適用されるのが一般的である（各当事者がプロジェクトへの投入物の所有権を留保しており、学術的な成果や公表、将来の知的財産権を共有する場合）。

FAO の動物遺伝資源に関する世界行動計画は、各国が特に動物遺伝資源の管理に関する国家戦略を策定するのを支援し、動物遺伝資源の持続可能な強化、保全、特性解析及び動物遺伝資源へのアクセスにおける効果的な行動を支援するための、技術面、運営面の枠組みを示すものである。家畜遺伝資源の関係者や問題に最も関係の深い協議の場である FAO の食料農業遺伝資源委員会（CGRFA）は、多年度作業計画の一環として、動物遺伝資源に関するアクセスと利益配分を扱っている。

FAO 食料農業遺伝資源委員会は、多年度作業計画の一環として、食料及び漁業に用いられる水産遺伝資源、食料及び農業に用いられる森林遺伝資源、微生物及び無脊椎動物の遺伝資源に関するアクセスと利益配分の問題も取り上げている。

4. 芳香及び化粧品

目的 :

天然素材によるパーソナルケアのための商品

遺伝資源の主な利用形態 :

天然パーソナルケア製品産業は、製品開発用の原料の探索を進めている。遺伝資源は、新規化合物の抽出や同定、合成に関連して用いられている。植物、海洋生物、ビタミンは、製品の有効性に寄与し、石油化学製品や合成成分に代わる活性化合物をもたらす。芳香・化粧品産業の大部分は生物由来の素材や製品の利用に立脚しているが、これらは取引ルール・原則に基づいて交換されている。

遺伝資源の一般的な入手方法 :

製品を販売する際の大きな強みは、それが「天然」であることである。このため、芳香・化粧

¹¹ バイオテクノロジー関連発明の法的保護に関する指令 98/44/EC に基づき、EU でも可能である。

品セクターは、マーケットシェアを得るのに評判やイメージに左右される。活動の大部分はABS交渉の対象となっていなくても、芳香・化粧品セクターは自分たちの活動の法的確実性を求める。

そのため、天然パーソナルケア製品産業や植物由来製品産業は供給業者とのパートナーシップを築き、供給体制を強化するために、割り増し代金を支払ったり、雇用創出を通じた能力開発、設備や研修を提供するなどして、利益と原料供給とを結びつけているようである。ここでも、倫理的な製品に対する消費者の需要の高まりに応えるという企業責任に関心を持っている企業の存在を示す根拠が増えている¹²。サンダルウッドの供給に関するアヴェダ社の西オーストラリア州とのパートナーシップの事例研究は、企業責任パートナーシップの強化に関する好例である¹³。

5. 非商業目的での研究及びその他研究活動

目的：

遺伝資源に関する研究など生物多様性研究は、CBDの効果的な実施や条約の3つの目的の達成に重要な知識の発展に、重要な役割を果たしている。その点において、EUは、非商業目的であることを明確に識別するためのステップが遺伝資源の提供者の信頼や信用を生み出すために重要だと認識しつつ、非商業的な研究目的（分類学的研究など）での遺伝資源へのアクセスを簡素化することが極めて重要であることを強調したい¹⁴。

遺伝資源の主な利用形態：

遺伝資源の研究には様々な機関やプロセス、活動が含まれるため、遺伝資源を利用するセクターとしての「研究」の特徴を明らかにするのは難しい。この利用セクターの特徴は主としてその目的、つまり遺伝資源に関する非営利目的での研究であるが、その研究は他の商業目的での利用と重複する。非商業目的での研究が行われる分野は、分類学的研究、生物多様性目録の作成、生物多様性の評価などである。非商業目的での遺伝資源研究の役割の重要性を強調することが不可欠である。

「研究」目的での遺伝資源の利用に関する議論では、遺伝資源の同定、収集、保存・保全、交換を行う植物園（あるいは博物館や動物園などの生息域外収集機関）の特殊な役割を認識すべきである。つまり、生息域外収集機関は遺伝資源研究に重要な貢献を果たしており、他機関による遺伝資源のさらなる研究を促進している。

¹² 例えば、Union for Ethical Biotrade Verification Framework
(<http://www.ethicalbiotrade.org/verification/verifiers/>)。

¹³ Laird and Wynberg, "CBD Technical Series No. 38 "ABS in Practice: Trends in Partnerships Across Sectors (ABS の実際：各セクターにおけるパートナーシップの傾向)" , p. 75.

¹⁴ 非商業目的での研究の定義に関する詳細については、OECD (1994). "Main definitions and conventions for the measurement of research and experimental development (R&D)"を参照のこと。

遺伝資源の一般的な入手方法：

非商業目的での保全や教育目的（生物多様性目録や生態学的評価など）、分類学的知識の強化の目的で遺伝資源の利用を希望する生息域外収集機関から、膨大な数の遺伝資源へのアクセス申請が行われることを考慮する必要がある。非商業目的での研究活動によって生じる利益は、ほとんどの場合、非金銭的なものであり、通常、標本ライブラリーの比較利用（分類学的ツール、系統発生学、植生図、保全状況の評価など）や、機関レベルでの能力構築活動（技術移転、人事交流、学生の指導、研修課程など）から生じるものである。個々の標本に起因する利益というのではなくまれにしかない。現段階では、研究者や生息域外収集機関の法令遵守に役立つ活動や公的資金提供機関が機能している。非商業目的での研究活動では、利用国における ABS の実施を促進するための方針や戦略、手段が定められている。今のところ、主として自主行動基準や情報保護方針に関するものである。

植物園の場合、参加機関向けに、植物遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する一連の原則を定めている。これらの原則は、遺伝資源及びその派生物の利用から生じる利益（非金銭的利益を含む）並びに商品化の場合の金銭的利益を、参加機関が原産国その他の関係者に公正かつ公平に配分すべきであるとしている。参加機関に関する共通ガイドライン（Common Policy Guidelines for Participating Institutions）¹⁵において、9.2.2 項に定める利益は、研究成果の共有、コレクションの利用、国内コレクションの拡充、技術移転、研修、制度の整備、共同の研究開発といった非金銭的利益配分に主な重点が置かれている。しかし、商品化の際には、ロイヤリティーなどの金銭的利益が含まれる。

こうした協定書、すなわち、植物交換国際ネットワーク（IPEN）、遺伝資源へのアクセス及び遺伝資源に関する原則、及び MOSAICC（微生物に関する国際行動規範）は、ABS 規定に対応し、植物遺伝資源の移転の記録の透明性を高めるためのモデルシステムを示している。

こうした様々な特性を考慮しつつ、それぞれのセクターにおけるアクセスと利益配分の慣行に一貫性をもたらすには、どのような可能性や方法があるか。

ABS の国際的制度は、現在又は将来における遺伝資源の利用の仕方の違い、あるいはそれぞれの利用者集団内、集団間の違いに対応する柔軟性を備えていることが重要である。これが実現できなければ、ABS の国際的制度のために、遺伝資源の潜在的な利用者が制度の適用範囲に含まれる遺伝資源にアクセスしようとななくなるおそれがある。これは、CBD やその目的、アクセスと利益配分に関する諸規定に反することになる。

遺伝資源を利用する集団やセクターの様々な特徴を考慮しつつ、ABS におけるベストプラクティスを各セクター間に広めるための重要な選択肢の 1 つとして、素材移転契約（MTA）に組み入れることを想定したセクター別のモデル規定の策定がある。こうした任意のモデル規定によって、遺伝資源の供給者にとっても利用者にとっても法的確実性が高まり、遺伝資源の利用か

¹⁵ <http://www.kew.org/conservation/agrbs-policy.pdf>

ら生じる利益の公正かつ衡平な配分に役立つ可能性がある。

モデル規定は基本的に、関係者の関与を得て、セクターごとのボトムアップ方式で策定されるべきである。

セクター別の任意のモデル規定に組み入れる際の出発点として、以下の要素が役立つと考えられる。

- ・非商業目的での研究では、得られた知識を公の利用に供する義務を負う可能性を規定するモデル規定¹⁶
- ・素材移転契約の当事者間に生じる紛争の解決に関するモデル規定
- ・遺伝資源の具体的な利用者の集団やセクターにおいて、何が CBD 第 15 条 7 項にいう遺伝資源の「利用」に当たるかを明確にする概念
- ・遺伝資源の特定の利用者集団における、遺伝資源を利用した研究や製品開発の特徴を示すセクターごとの判断基準を明らかにすること。例えば、非商業目的での研究と商業目的での研究の標準的な境界を明らかにすること。
- ・セクターごとの非金銭的利益配分と金銭的利益配分に関する概念を明らかにすること
- ・極秘の要素は個々の契約について交渉されるのが普通であり、任意のモデル規定に含めるのは適さないと思われる。

EU で利用可能なセクター別アプローチに関する研究 :

Holm-Muller, Richerzhagen and Tauber. 2005. "Users of Genetic Resources in Germany. Awareness, participation and Positions regarding the Convention on Biological Diversity (ドイツにおける遺伝資源の利用者。生物多様性条約に関する認識、参加及び立場)", BfN-Skripten 126.

Sukhwani. 2008. "Caracterización del uso de los recursos genéticos por parte de los distintos sectores de la industria y la ciencia". Ministerio de Industria, Turismo y Comercio; Oficina Espanola de Patentes.

FinaEnviro. 2006. Evaluation économique de l'utilisation des ressources génétiques en France. Rapport technique du Ministère de l'Ecologie, de l'Energie, du Développement Durable et de l'Aménagement du Territoire (フランスにおける遺伝資源の利用の経済的評価。エコロジー・エネルギー・持続可能な開発国土整備省報告書、フランス語のみ)

¹⁶ これにより、内容が異なる協定を適切に取り決める余地が生じる。例えば、素材移転契約において、期間を限定して研究素材に独占的にアクセスを認めることもできる。

(5) 国際商業会議所のアクセスと利益配分「法律・技術専門家会合(コンセプト、用語、作業上の定義、分野別アプローチ)」への提出文書*

アクセスと利益配分：分野別アプローチ、コンセプト、用語、作業上の定義

—コンセプト、用語、作業上の定義及び分野別アプローチに関する技術専門家会合に対する提言—

産業界は、遺伝資源を扱う各分野それぞれに適した、現実的で実行可能なアクセスと利益配分に関する国際的制度（IR）を創設することを支持する。締約国会議第9回会合への出席者数が過去最高に上ったことにも示されているように、産業界は、アクセスと利益配分（ABS）の交渉において、国際的制度の目的、適用範囲及び主な構成要素に関する議論を含む実質的な議論に現在も積極的に関与し、重点的に取り組んでいる。本稿は、近く開催されるコンセプト、用語、作業上の定義及び分野別アプローチに関する技術専門家会合（TEG）の委任事項において要請された情報を示すものである。

産業界は、1993年に生物多様性条約（CBD）が発効する以前から、遺伝資源へのアクセス及び遺伝資源から生じる利益の配分に関する交渉に積極的に参加してきた。今日、国際商業会議所（ICC）が中心となって組織する産業界の代表団は、遺伝資源及びその持続可能な商業利用に多様な関心を有する各ビジネス分野を代表している。これら分野の大部分は中小企業である。その業種を英語のアルファベット順で示すと、農業バイオテクノロジー、動物育種、化粧品、農業、香料・芳香製品、林業、生薬・植物性サプリメント、工業バイオテクノロジー、ペット、医薬品及び植物育種などで、いずれもが、様々な形で CBD の適用対象となる資源にアクセスし、これを利用して価値を生み出すと考えられる。¹

経済活動を促進する上で IR を有効なものとするためには、当該制度はこうした資源の利用や資源の取得に際しての商業的取り決めの多様性を維持、促進すべきである。IR は、対象を限定し、透明性を確保し、非差別的、予測可能で円滑な仕組みとすることが最も重要であるというのが ICC の考え方である。制度は、遺伝資源を元にした価値の創造、遺伝資源の取引や持続可能な利用を抑制するような厳しい規制枠組みであってはならない。これにより、アクセスと利益配分に関する有効な仕組みだけでなく、遺伝資源の保全や持続可能な利用も促進されることになる。

* 「Access and Benefit Sharing: Sectoral approaches, Concepts, Terms, Working Definitions, Submission to Technical Experts Group on Concepts, Terms, Working Definitions and Sectoral Approaches」
<http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/absgrtle-01/official/absgrtle-01-02-en.doc> (p92 - p99) (2008年11月19日アクセス)

¹ EFPIA（欧州製薬団体連合会）の小冊子、「生物多様性に関する健全な商習慣と事例研究（Good business practice and case studies on biodiversity）」<http://www.efpia.eu/content/default.asp?PageID=559&DocID=3787> を参照のこと。

1. 生物資源、遺伝資源、派生物 (derivatives) 及び産物 (products)

この技術専門家会合への委任事項として、生物資源、遺伝資源、派生物及び産物に関する理解の仕方が様々であることについて、その意味を明らかにすることが求められている。適用範囲その他、IR の主要な要素を定める上で、これらの用語の定義を明確にすることが不可欠である。

IR は遺伝資源のみを対象とすべきである

決定 VII/19D による委任事項に従い、IR の範囲は、CBD 第 15 条、第 8 条 (j) 項及び同条約の 3 つの目的を効果的に実施することに限定されるべきである。したがって、IR の対象は CBD に規定する「遺伝資源」に限定すべきであり、取得者と提供者の間の「相互に合意する条件」(第 15 条 4 項及び第 15 条 7 項) に基づいて、かかる遺伝資源に関するアクセスと利益配分に関連する問題を詳細に規定することのみを目指すべきである。

CBD 第 2 条に規定する生物資源を制度に含めることは、観賞植物や園芸植物、木材、リンゴやコメなどの農産物、さらには家庭のペット類など、現在、世界中の国々が商品として取引している生物資源を IR の下に置くことになる。生物資源の商品取引と遺伝資源の持続可能な利用との間に明確な一線を引くことには、しかるべき理由がある。IR では、何を適用範囲に含め、何を含めないかをはっきりと区別する必要がある。そうしなければ複数の分野で意図せずに取引を抑制してしまう危険性がある。

IR は川下の産物や活動を規制すべきでない

また、IR では、遺伝資源の提供者と遺伝資源にアクセスする当事者間の関係を規制することのみを行うべきであり、川下の活動や遺伝資源から生み出される派生物又は産物を規制しようすべきではない。遺伝資源の取り扱いの経験から、川下の活動や産物を規制しようとする IR は現実的でなく、履行を強制することは不可能で、実施のコストが極めて大きいことは産業界にとって明白である。IR の適用範囲を川下の産物にまで拡げれば、ワインやパン、木材製品といった日用品を制度下に置くことになり、線引きが極めて困難になる。

代わりに、派生物や川下の産物に関する利益配分については、第 15 条 7 項²で規定されているように、提供者側とアクセスする側が結ぶ ABS 契約の中で相互に合意する条件を通じて取り決めるべきである。「派生物」や「産物」といったコンセプトを定義することは可能であるが、IR そのものに含めるのではなく、契約の当事者間で定めるべきである。

² 第 15 条 7 項 「その配分は、相互に合意する条件で行う。」

除外すべき遺伝資源

どの遺伝資源を IR の対象とするかを定める際には、締約国は以下のことを検討すべきである。

- 決定 II/11 に従い、IR ではヒトの遺伝資源は除外すべきである。
- IR は既存の国際文書をふまえて、また、FAO の食糧及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約 (ITPGRFA) や FAO の食糧と農業のための動物遺伝資源に関する国際技術会議など他の協議の場において既に合意や交渉の対象となっている資源は除外すべきである。
- IR には、資源提供国による何らの制限もなく既に公の利用に供されている遺伝資源を含めるべきではない。
- IR は、ヒト、植物及び動物病原体がかかわる取引を規制しようとすべきでない。病原体が CBD 自体の適用範囲に含まれないことはほぼ間違いない。すなわち、こうした「資源」は、CBD にいう「保全」や「持続可能な利用」という CBD の目的には該当しないと思われる。したがって、病原体はこの枠組みから除外するのが最善である。

2. 分野別アプローチに関して考慮すべき問題

委任事項では、各分野が遺伝資源をどのように利用しており、各分野で行われるアクセスと利益配分の取り決めにはどのような違いが見込まれるかに関しても具体的な情報を求めている。注目すべきは、遺伝資源は同じ分野の中でも異なる方法で利用される場合がある一方で、異なる分野が同じ方法で遺伝資源を利用することもあり得るという点である。そのため本稿では、時とともに変化する可能性のある分野それぞれの慣行を示すのではなく、企業が遺伝資源にアクセスし、それを利用し、そこから価値（ひいては利益）を生み出す方法に影響する様々な要因を以下に示す。

問題のいくつかは IR の中で明確に取り扱うべきであるが、その一方で、利用者と提供者が決定すべき問題もある。万全を期すために、後者の問題についても以下で改めて述べる。

遺伝資源の利用可能性：広く分布しているか稀少であるか、生息域内か生息域外か

- 遺伝資源は、1 ないし複数の国の生息域内状況に存在する可能性もある。種が広く分布している場合には、同じ材料を複数の利用者が異なる場所で様々な条件で入手できるかもしれない。これによって、事前の情報に基づく同意の要件や、アクセスする側がその遺伝資源を利用する権利をめぐって混乱や不確実性が生じる可能性もある。その一方で、1 国ないし少数の国の生息域内状況にしか存在しない資源もあり得る。
- 原産国の生息域内に現在も存在している材料でも、1 つないし複数の公共又は民間の生

生息域外コレクションから入手することもできる場合がある。生息域外コレクション広く、ジーンバンクや動物園、水族館から、植物標本庫や植物園その他公共、民間の機関まで多岐にわたる。場合によっては、生息域外コレクションから入手するほうが簡単で、実用的なこともある。一方で、自然環境にある遺伝資源を利用するほうが妥当な場合もある。

- 企業がアクセスする遺伝資源の大部分は、生息域外コレクションや仲介業者を通じて入手するものであり、生息域内の生物資源探索は比較的稀であり、その場合は企業が現地の機関を通じて行うのが普通である。

アクセスと利益配分の取り決めにおいては、遺伝資源の分布を考慮すべきである。さらに、何が最適であるかに応じて、アクセスは生息域内と生息域外の両方で行われ得ることを認識すべきである。選択される入手経路が、アクセスと利益配分の取り決めの内容に影響を与えることもあり得る。

利用：直接か間接か、全部か一部か、最終産物との関係

遺伝資源は様々な形で利用される。

- 遺伝資源は必ずしも最終産物の中に含まれるものであるとは限らない。むしろ、プロセスの中の 1 工程、研究手段や触媒の 1 つ、原材料の一部、あるいはワクチンや生薬の不活性成分の 1 つである場合もある。
- 元の形で用いられることもあれば、改変された形や単に情報源（デジタルの遺伝子配列など）として用いられることもあり、合成モデルで完全に代用されることもある。
- 完全な機能を持つ生物として利用されることもあれば、単に 1 つの遺伝子のサブユニットとして利用されることもある。
- 最終市場での販売によって消費されることもあれば、再利用が可能なこともある。
- アクセスが行われた遺伝資源と最終産物の関係は、1 対 1 の場合、1 対多数の場合、多数対 1 の場合、多数対多数の場合があり得る。

IR の策定においては、こうした多様な利用形態を考慮すべきである。

利用：一般的か新規か

- 遺伝資源の多くは、ずっと以前からその本来の自然環境から取り出されてきた（ベクター、プラスミド、細胞系などが該当する）。多くはその取引システムの中で汎用品や主要商品になっている。また、世界中の大学や公的研究機関が教育や研究用に利用している。
- 遺伝資源の価値や遺伝資源に関する特有な情報は、既知である場合もあれば、その資源

の新規で画期的な利用法を明らかにするためには研究が必要な場合もある。

- 利用される遺伝資源が稀少であったり新規（以前には知られていないか、認められていない）であったりするのはごく一部でしかない。

IRでは、多くの遺伝資源の一般性（commonness）や、あるいはそれらが利用される際の方法のcommonnessを考慮すべきである。

遺伝資源と最終産物との関連性：構造をなすものか周辺的なものか

- 入手した遺伝資源が構造的に最終産物に寄与し、価値を付加することもある。
- その一方で、遺伝資源が使われているものの、最終産物の付加価値には寄与していない場合もある。例えば植物育種の場合、入手したある種の遺伝資源を用いて交配を行うことがある。何年もの研究、交配、選択を経て最終的に開発された最終産物には、実際に入手した遺伝資源の遺伝子そのものは導入されていないこともあり得る。
- 別の製品を試験するために用いられる遺伝資源は生物資源とみなすべきであり、前述のように、IRの適用範囲に含めるべきではない。
- 遺伝資源を含む遺伝子組換えを、自動的に利益配分に結びつけるべきではない。その遺伝資源から得た遺伝子が構造をなすほどの量ではなく、その遺伝資源の特性を示していない場合には、利益配分を義務付けるべきでない。

最終的な商品における遺伝資源の寄与度が利益配分の程度に影響するのは当然だが、これら具体的な取り決めは取得者と提供者の間で行われるべきである。プロセスとの関連性が極めて強いものの、生物資源として利用される遺伝資源もある。前述のとおり、生物資源はIRの適用範囲に含めるべきではない。

研究及び投資：過去に知見がないか、具体的な特性に関する知見や情報があるか／商品開発リスク

- 入手した遺伝資源に関する価値あるいは具体的な情報は、場合によっては既知であることもある。しかし、ほとんどの場合、その遺伝資源の利用を商品化につなげるには、かなりの研究や一層の商品開発が必要である。
- 遺伝資源からの商品開発には長期にわたるリスクと投資を伴う。
 - ・商品の開発サイクルは数十年に及ぶこともある。
 - ・新商品開発の成功率は様々であるが、極めて低いことが多い。
 - ・成功率が高い場合であっても、利益率は低いことがある。

締約国は、それぞれの遺伝資源に関して入手できる情報の程度や種類は様々であることを認識

し、これを考慮すべきである。研究や商品開発に必要な時間と金銭への投資も考慮に入れるべきである。

遺伝資源の移動の複雑さ

- 遺伝資源へのアクセスから最終市場での販売の中間で行われる売買の回数は、1回から十数回まで様々である。
- 遺伝資源や何らかの形で遺伝資源を利用した商品にかかる広い意味での取引（販売や使用）は、日々、無数に行われている。
- 遺伝資源は国内でも国家間でも移動する。さらに、先進国間、途上国間、先進国と途上国との間でも移動する。³

締約国は、遺伝資源の移動が頻繁であり、相互依存的であること、また、そのことが各国政府の実施コストや利用者の遵守コストに与える影響を考慮することが重要である。

分野の規模

- 遺伝資源を扱う各種産業の規模には非常に大きなばらつきがある。
- 中小企業と大企業の割合は分野ごとに異なるが、遺伝資源を利用する分野の多くは、主に中小企業で構成されている。
- 中小企業は遺伝資源へのアクセスへの依存度が高いと思われる。

このことを背景として考慮すべき重要な問題は、生息域内の生物資源探査を行うのは小規模な企業である可能性が高く、こうした企業が直面する限界や経済的現実は大企業よりも非営利の研究者のそれに近いということである。したがって、商業的利用と非商業的利用とを区別する制度は、中小企業という重要なセグメントによる活動を阻害する障壁を設けることになりかねない。同様に、こうした場合、国内の小規模企業は商業研究のための資金を外国企業に頼っていることが多いため、IRが国外の利用者と国内の利用者を差別しないことが重要である。

現在用いられている利益配分の仕組み

アクセスに関する合意、利益配分に関する合意はいずれも、長年にわたって有効に機能してきた経緯がある。利益配分には直接的なものと間接的なものがあり得る。

- 直接的利益として次のものが挙げられる。

³ 2007年4月26日WIPOでの「発展のための知的財産物の創造」と題するICCのパネルディスカッションにおけるラダ・ランガナタンの発表、「食糧及び農業のための植物遺伝資源：人類共通の遺産か」(http://www.iccwbo.org/uploadedFiles/ICC/policy/intellectual_property/pages/R_Ranganathan26April07.pdf)を参照のこと。

- ・開発プロセスの開始前又は開発中の支払い
- ・提供国と利用者の双方にとって有益となり得る知識やスキルの交換
- ・資金調達活動や特定の支援活動を通じた遺伝資源の採取や保全、それによる生物多様性の保全や拡大の支援
- 更に重要なのは、以下のような間接的な形での利益配分である。
 - ・農業作物の生産性向上
 - ・新規の健康製品、食品その他の製品の開発
 - ・植物育種の分野では、育成者免責を通じて、改良された産物を同意なしに更なる研究や育種に直ちに利用できること。こうした品種の開発には既に大変な労力が費やされているため、それに続く利用者は資源を節約することができ、社会は研究開発の一層の成果に迅速にアクセスできる。
 - ・こうした新製品は、さらなる開発や新たな雇用機会の創出、教育やインフラ整備の原動力となる場合が多いため、経済にプラスの影響を及ぼす。

IR の策定においては、現行の利益の配分方法を考慮すべきである。現行の制度に必要以上の混乱を生じさせるべきではなく、現行の制度は存在を認められ、評価されるべきである。

標準/モデル契約か個別契約か

- 交渉にかかる時間や費用、煩雑さを避けるため、簡素な遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する標準契約が自分たちの事業には適していると考える分野もあるだろう。
- あるいは、具体的な利用に基づいて個別に交渉する契約のほうが、自分たちの遺伝資源へのアクセスやその利用の仕方に適していると考える分野もあるかもしれない。
- 場合によっては、商品開発の段階ごとに異なる契約を用いるのが適切であると考える分野もあるかもしれない。

IR は、それぞれの分野のニーズに対応する十分な柔軟性を備えているべきであり、特定の分野のニーズに応じて標準/モデル契約を用意することも考えられる。

国際的に認知された他のアクセスと利益配分に関する制度

特定の分野に影響を及ぼす他の条約や協定を通じて、アクセスと利益配分に利用できる仕組みも既に存在している。例えば、植物育種分野の一部は、既に、FAO 食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約（ITPGRFA）の標準材料移転契約を用いている。この制度では、産物を更なる研究・開発に利用する自由が、それ自体 1 つの利益であり、そのことによっ

て将来の研究が過去の研究から恩恵を得られることを認識すべきであることを認めている。

こうしたアクセスと利益配分に関する国際的な仕組みには、FAO の食糧と農業のための動物遺伝資源に関する国際技術会議も挙げられる。

IR の策定に際して同一の分野内に関連する他の国際条約の規則や取り決めがある場合には、それらを慎重に検討すべきである。IR は他の国際的な合意と矛盾しないように配慮すべきである。一例として、植物新品種保護国際同盟（UPOV）による植物品種保護法（PVP）に基づく育成者免責がある。植物品種保護法によってのみ保護されている開発済みの品種を育種者の同意なしに利用する自由については、これを認め、堅持するべきである。

文書番号 450/1041

2008 年 10 月 17 日

(6) 生物多様性条約「遵守に関する法律・技術専門家グループ」会合報告書(CBD事務局)*

生物多様性条約

配布：一般
UNEP/CB/WG-ABS/7/3
2008年2月10日
原文：英語

アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会
第7回会合
パリ、2009年4月2日～4月8日
暫定議題第3.3項目*

アクセスと利益配分の国際的制度に関する遵守に関する法律・技術専門家会合報告書

事務局長による記録

緒言

A. 背景

1. 生物多様性条約締約国会議は、その第9回締約国会議決定第12(IX/12)の第11項で、次のように決定している。

「[...] (i) 遵守、(ii) コンセプト、用語、作業上の定義及びセクター別アプローチ、(iii) 遺伝資源に関する伝統的知識のそれぞれを別個に扱う技術・法律専門家グループ3つを設置すること。専門家の選定基準など、3グループへの委任事項は、本決定附属書IIに定める。」

2. 第9回締約国会議決定第12(IX/12)附属書IIのA項は次のように述べている。

「1. アクセスと利益配分に関する作業部会を支援するため、遵守の問題をさらに検討することを目的として遵守関連技術・法律専門家グループを設置する。この専門家グループは法律的助言を行うとともに、必要に応じて技術的な助言を行うものとし、この助言には適宜、選択肢やシナリオなども含む。本専門家グループは次の問題に取り組む。

(a) 事前の情報に基づく同意と相互に合意する条件等、アクセスと利益配分に関する各国の法律及び要件への遵守確保を目的として以下を行うため、国際公法及び国際私法においてどのような種類の措置が利用できるか、どのような種類の措置を策定できるか。

(i) 公正と衡平性に特に配慮し、コスト及び効果を考慮した上で以下を促進する。

a) 司法制度の利用。これには裁判外紛争処理も含む。

b) 外国の原告による裁判所の利用。

* <http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/abswg-07/official/abswg-07-03-en.pdf> (2009年2月17日アクセス)

* UNEP/CBD/WG-ABS/7/1.

- (ii) 判決が複数の裁判管轄にわたって相互に承認され執行されるよう支援する。
 - (iii) 民事事件、商事事件、刑事事件での救済と制裁を与える。
- (b) 外国の遺伝資源を利用する者の遵守を促進するため、どのような種類の自主的な措置を利用できるか。
- (c) 国内法をすり抜けて、あるいは相互に合意する条件を設定せずに遺伝資源が取得又は利用された場合に、遺伝資源とそれに関連する伝統的知識の不正使用及び誤用について国際的に合意された定義は、どのように遵守を支援し得るかを検討すること。
- (d) 遵守措置ではどのように原住民の社会及び地域社会の慣習法を考慮することができるか。
- (e) 非商業目的の研究について専用の遵守措置が必要か否かを分析する。もし当該遵守措置が必要ならば、それが目的や利用者の変更から生じる問題にどう対応するのかを分析し、その際には、関連するアクセスと利益配分法や相互に合意する条件への不遵守から生じる問題を考慮する。

2. 専門家グループは地域的に偏りのないメンバーによるものとし、締約国が指名する 30 名の専門家と 10 名のオブザーバーで構成する。オブザーバーには、原住民の社会及び地域社会から指名された 3 名を含め、残りのオブザーバーには特に、国際組織、国際協定、産業界、研究機関や大学、非政府組織の者を含める。」

3. 上記締約国会議の決定に従い、アクセスと利益配分の国際的制度に関する法律・技術専門家会合が 2009 年 1 月 27 日から 30 日まで日本政府の資金的、技術的援助の下で開催された。開催国のはか、オーストリア政府、ドイツ政府及びスペイン政府からも資金援助を受けた。

B. 出席

4. 第 9 回締約国会議決定第 12(IX/12)の附属書 II に従い、各人の専門分野、地理的に公正で公平な配分の必要性及び男女比を考慮し、各地理区の中で政府の指名を受けた専門家の中から 30 名の参加者が選出された。さらに、原住民の社会及び地域社会、国際組織、国際協定、産業界、研究機関や大学、非政府組織の代表の中から 10 名のオブザーバーが選出された。選出された専門家とオブザーバーのリストが締約国会議事務局によって承認された。

5. 会合には、アルジェリア、オーストラリア、ベラルーシ、ブラジル、カメルーン、カナダ、チリ、中国、コロンビア、コモロ、キューバ、デンマーク、インド、日本、マレーシア、メキシコ、オランダ、ナイジエリア、ノルウェー、ペルー、フィリピン、大韓民国、モルドバ共和国、セネガル、セルビア、スペイン、タジキスタン、ウガンダ、ウクライナから指名された専門家が出席した。ブルガリアの専門家は、選出されて招聘されたが出席することができなかった。

6. オブザーバーとしては次の組織の専門家が出席した。サミ評議会、先住民族政策研究・教育国際センター(Tebtebba)、食料農業用遺伝資源に関する FAO 委員会、食料農業用植物遺伝資源条約(ITPGRFA)、国連大学高等研究所(UNU/IAS)、世界知的所有権機関(WIPO)、イライリリー・アンド・カンパニー、アクセス・利益配分同盟(ABSA)、ベルン宣言。ブラジル先住民族知的所有権機関(INBRAPI)の専門家は本会合に招聘されたが出席することができなかった。

7. そのほか、アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会の共同議長であるカナダのティモシー・ホッジス氏とコロンビアのフェルナンド・カーサス氏、第 10 回締約国会議開催国(日本)の代表 1 名、締約国会議事務局の代表 1 名が職務上のオブザーバーとして参加した。さらに、国連環境計画(UNEP)の代表 1 名も参加した。

議題 1. 開会

8. 会合は 2009 年 1 月 27 日火曜日午前 9 時から開かれた。

9. 開催国を代表して日本の古屋昭彦地球環境問題担当大使が開会の辞を述べ、出席者らに歓迎の意を表するとともに、アクセスと利益配分の国際的制度が名古屋市で開かれる第 10 回締約国会議で成立する予定であることに触れた。日本が本専門家会合の開催国となることを決定したのは、当該制度に関する交渉の円滑化を図り、本会合から貴重な知見が得られることにより、遺伝資源の提供国と利用国との距離が縮まればとの願いからである。また日本からは、日本の大学教授の中で最も適任とされる磯崎博司教授が出席しており、日本はこの点でも本会合に貢献している。日本の望みは、本会合の報告書がアクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会に対して十分な助言や指針を提供し、代表団らの間にある溝を埋めることである。実際、この国際的制度交渉がまとまるためには、代表団はもとより、産業界や市民社会の利害関係者らが問題を正しく理解するようになることが不可欠である。日本は、出席者が実質的な討議に集中できるように、本会合が最高の条件の下で開催されるよう努力の限りを尽くした。日本は、会議の開催に協力した条約事務局スタッフに謝意を表した。

9. アーメッド・ジョグラフ生物多様性条約事務局長の代理として、オリビエ・ジャルバート部局長が挨拶に立ち、本会合の開催に対して日本政府に謝辞を述べた。ジャルバート氏は生物多様性条約を支援する日本の最近の取り組みを大きく取り上げた。特に、2010 年 10 月に愛知県名古屋市で第 10 回締約国会議を開催するという寛大な申し出と、生物多様性を G8 環境大臣会合の優先事項に盛り込むという施策を通じた支援を強調し、この環境大臣会合から「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」が生まれたことに触れた。さらに、日本が生物多様性の持続可能な利用に真剣に取り組んでいることは、里山イニシアティブによって明確に示されているとして、日本の里山イニシアティブが日本の伝統的な景観管理システムを基盤とした地域の伝統的な知識に関して情報を収集普及する施策であって、生物多様性条約の枠組の下で生まれた生態系アプローチと極めてよく似ていると述べた。ジャルバート氏は第 9 回締約国会議決定第 12(IX/12) 附属書 II に掲げられた技術

専門家会合の任務について触れ、出席者の選定は各人の専門知識を基準として行ったものであり、出席者には、国際的制度交渉の要となる遵守問題について法的、技術的な面での専門的助言をすることが求められていることを強調した。遵守に関する確実性と共通の理解が深まれば、この制度の他の要素に対する交渉も促されることになるため、この専門家会合は交渉の進展に大きく貢献するはずであるとも述べた。最後にジャルバート氏は、職務上のオブザーバーとして出席しているアクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会の共同議長、生物多様性条約締約国会議事務局の代表、第10回締約国会議代表に対して歓迎の意を表し、出席者に対しては会議の成功を祈る述べた。

議題 2. 運営上の事項

2.1. 役員の選任

10. 2009年1月27日の開会時に、参加者は磯崎博司教授(日本)とドラ・モニカ・ロセル女史(ペルー)を本会合の共同議長に選任した。

2.2. 議題の採択

11. 専門家グループは暫定議題(UNEP/CBD/GTLE/2/1)に基づき、以下の議題を採択した。

1. 開会
2. 運営上の事項
3. アクセスと利益配分の国際的制度に関する遵守
4. 報告書の採択
5. 閉会

2.3. 作業編成

12. 開会時に専門家グループは、まず全体会議で作業をした上で二日目以降は必要に応じて作業部会に分かれてもよいことを決定した。

議題 3. アクセスと利益配分の国際的制度に関するコンセプト、用語、作業上の定義、及びセクター別アプローチ

13. 専門家グループへの委任事項に示された問題に取り組むに当たり、専門家グループは締約国、各国政府、国際組織、原住民の社会、地域社会及び利害関係者からの提出文書をまとめたもの(UNEP/CBD/ABS/GTLE/2/2)のほかに、次の情報文書を受領していた。国際商業会議所(ICC)が提出した薬用植物及び芳香植物の持続可能な野生採取に関する国際基準(ISSC-MAP)(UNEP/CBD/ABS/GTLE/2/INF/1)、複数の裁判管轄にわたって司法制度を利用する過程で生じる実質的な取引費用の比較研究(ドラフト)(UNEP/CBD/ABS/GTLE/2/INF/2)、原住民の社会及び地域社会の慣習法、国内法、複数の裁判管轄及び国際法に関する研究(ドラフ

ト)(UNEP/CBD/ABS/GTLE/2/INF/3)、遺伝資源の監視と追跡に関する研究(ドラフト)(UNEP/CBD/ABS/GTLE/2/INF/4)。

14. 会合が開かれていた 4 日間、専門家らは、その任務がアクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会に対して法律的、技術的助言を行うことにあることを念頭に置きつつ、同作業部会を助けるため、締約国会議が提出した 5 つの問題に基づき、アクセスと利益配分の国際的制度に関わる遵守の問題について詳細に検討した。

15. その検討結果は本報告書附属書に収めてある。

議題 4. 報告書の採択

16. 本報告書は、本会合の最終セッションで 2009 年 1 月 31 日午前 6 時半に採択された。

議題 5. 閉会

17. 出席者は日本政府に対し、本会合開催への謝意を表した。

18. 慣例となっている挨拶交換の後、会合は 2009 年 1 月 31 日土曜日午前 6 時半に閉会した。

附属書

アクセスと利益配分の国際的制度に係る遵守に関する法律・技術専門家会合の検討結果

1. 遵守に関する法律・技術専門家グループは、第9回締約国会議決定第12(IX/12)附属書IIのA項1にその検討事項として示された問題に関し、適宜、選択肢やシナリオを含め、法律的助言及び技術的助言を行うために会合を開いた。以下はその検討結果である。

- (a) 事前の情報に基づく同意と相互に合意する条件等、アクセスと利益配分に関する各国の法律及び要件への遵守確保を目的として以下を行うため、国際公法及び国際私法においてどのような種類の措置が利用できるか、どのような種類の措置を策定できるか。
- (i) 公正と衡平性に特に配慮し、コスト及び効果を考慮した上で以下を促進する。
 - a) 司法制度の利用。これには裁判外紛争処理も含む。
 - b) 外国の原告による裁判所の利用。
 - (ii) 判決が複数の裁判管轄にわたって相互に承認され執行されるよう支援する。
 - (iii) 民事事件、商事事件、刑事事件での救済と制裁を与える。

2. (a) の問題に取り組むため、専門家らはまず、どのような状況での遵守について検討するのかを協議し、以下の遵守があつたかどうか検討することを決定した。

- (a) 国内ABS法の遵守
- (b) ABS協定(契約)の遵守

3. 委任事項外であるとは思われたが、紛争解決制度への委任など、締約国の生物多様性条約規定不遵守の問題についても検討した。専門家の中には、ABSの国際的制度を、全面的遵守の仕組みを義務づけるような国際的制度にすることも考えられるという者もいた。

4. だが専門家らは、どのように以下を実施するのかをそれぞれの状況ごとに決定するため、各國ABS法に対する不遵守や、ABS協定(契約)に定めた相互に合意する条件への不遵守について、状況を細かくわけて検討することに合意した。

- (a) 裁判外紛争処理も含めた司法制度の利用の促進
- (b) 外国の原告による裁判所の利用の促進
- (c) 判決が複数の裁判管轄にわたって相互に承認され執行されるように支援すること
- (d) 民事事件、商事事件、刑事事件での救済と制裁を与えること

5. 専門家らは以下を検討した。

- (a) 国際公法や国際私法を適用し得るか否か
- (b) 現行の法律文書を状況に合うように変更し得るか否か
- (c) 一つの国際的制度の一環として新たな措置を案出し得るか否か

この最後の点については、遵守を促進するためのさらなる方法が提案された。

6. 議論の間に、次のようないくつかの全体的考察が一部の専門家から示された。

- (a) 自国の資源に対する各国の主権的権利を認識すると、各国の措置を完全に整合化することは実現不能であって望ましくもないが、複数の裁判管轄にわたる遵守を促進するため、利益配分制度に対する最低限の要件を国際的制度に組み込むことは可能である。
- (b) ABS 要件に対する遵守を確保するには、利用者と提供者がもっと明確に理解することが必要である(普及啓発)。
- (c) 現実的に見れば、各国のABS 法と国際的制度への遵守を確保し、遺伝資源とそれに関連する伝統的な知識の不正使用、誤用及びバイオパイラシーを防止するために、国際的に合意された義務を定めるほうが、不遵守の問題に取り組むために、費用も時間もかかる司法プロセスに資源を投じるよりもコスト対効果は高い。

A. ABS 国内法

1) 国内法がない場合

- a) 各国レベル及び国際レベルでこの問題に取り組むために、どのような現行措置を利用するか

7. 専門家らはまず、ABS 法がない場合を取り上げ、いくつかの状況を検討した。

8. 生物多様性条約を批准するか、もしくは同条約に加入すると、条約規定に効力を持たせるために、各國にはその法制度に応じて遵守の基盤として国内施行法の制定が必要になることが認識された。

9. 国によっては、生物多様性条約を批准するか、もしくは同条約に加入すると、条約が直接に国内法に組み込まれるところもある。だが遵守については、条約の性質と、条約規定が直接に執行できるほど詳しく定められているかどうか、その程度に左右されることになる。

10. 生物多様性条約の第 15 条は、締約国に対し、環境上問題のない利用者が遺伝資源を取得することを容易にするような条件を整えるように努めることを義務付けながら、取得(アクセス)に関する法律を定めることは強いていない。このことから、国によっては、取得に関するいかなる措置も定めないという選択をすることもあり得る。だが締約国には、条約第 15 条(7)項に従い、利益を配分するため、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる義務があるのである。

11. 国がアクセスと利益配分に関する法的措置を定めず、個人や、特に原住民の社会や地域社会が救済措置を持たない状況に置かれるような場合について検討した。このような場合を考慮するため、今回

の国際的制度では、各国の国内法により遺伝資源に対する権利とそれに関連する伝統的な知識に対する権利を確実に保護するよう求められることが考えられる。このような国内法を定めることが国の政策として不可能な諸国については、原住民の社会や地域社会にも同じ保護措置が確実に与えられるようにする国際法原則と仕組みをこの国際的制度が定めて参考させることが考えられる。この問題に対する見解はセクション D にも示されている。

12. 締約国の中には、法的措置を策定したいと思ってもその能力がない国もあると考えられる。そのような場合には、当該締約国が ABS 法を策定するのを支援するため、この国際的制度により能力育成のための措置と資金的な措置を提供することが考えられる。ひいてはこれが、遵守促進につながるのである。国際的制度が遵守を扱う国内法の策定を促すことは、例えばカルタヘナ議定書等の過去の経験から示されている。とはいっても、各国はボン・ガイドラインを参考に、国内法を策定することはできるのである。

13. あるいは、国際的に合意された最低の基準と条件をデフォルト手順として利用することも考えられる。産業界からの専門家は、アクセスと利益配分に関する国内制度を持たない大半の生物多様性条約締約国の必要性に特に対処するための規定を国際的制度の枠内で策定することを、アクセスと利益配分に関する作業部会で検討し、当該規定には、そのような締約国の裁判管轄内でアクセスと利益配分活動が行われるようにするために必要な最低限の要素、特に(i) 国内フォーカルポイントの特定、(ii) 国の権限ある当局の特定、(iii) 利用者と提供者が PIC、MAT その他関連事項を扱うための ABS 協定(契約)を書面により締結しなければならないという要件の設定を盛り込むよう、付け加えた。

14. だが ABS 法がない場合には、現行の行政上、規制上の仕組みに従い、提供者と利用者の間で契約を締結することも可能である。この契約では、紛争解決条項を始めとして、当該契約への遵守を円滑にするための一連の規定を定めることが考えられる。

2) 国内法に違反する場合

a) これに対処するには、どのような現行措置が利用できるか

i) その国の領土内での違反

15. 原則として各締約国は ABS 法違反となるような状況に対し、一連の刑事上、民事上、行政上の措置を策定して自国の裁判管轄内で執行する権限を有するとともに、当該措置を自国の事情に合わせて調整する権限を有する。だが国内法がない場合については、本報告書のセクション 1(a) を参照されたい。

ii) 複数の裁判管轄にわたる場合

16. 提供国が自国の刑事上、行政上の制裁を複数の裁判管轄にわたって執行することは、法律上、不可能である。これは、提供国がその刑事制裁を自国の裁判管轄内で執行するために他の国の援助を求めるができる場合(例えば刑事案件での司法共助及び身柄引渡など)とは異なる。刑事制裁を扱う二国間条約では両国における双罰性の立証を求めることができること、ただしそれは、ABS 法を持たない国が多いために難しいという点を考慮しなければならない。

17. したがってこの国際的制度では、複数の裁判管轄にわたって執行するための国際協力を促すような措置を設けることが考えられる。この考えについては後掲セクション(c)で詳しく述べる。

18. 現行の措置としては次のようなものが挙げられる。

(a) 司法共助及び身柄引渡協定などの二国間協定、国際組織犯罪条約などの多国間協定。これらの法律文書は国内ABS法の違反事件には適用することができるが、ただしそれは、協定に定められた条件をその事件が満たしている場合に限られる。

(b) ユネスコ「水中文化遺産保護条約」、ユネスコ「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」、WHO「タバコ製品及びタバコ物質の不法取引に関する議定書(ドラフト)」。以上の法律文書は、ある面でABSと同じような問題を対象としており、国内ABS法の違反について今後検討する際の参考になる。

b) **現行措置を状況に合うように変更して不備な点を補うことは可能か。もしそれが可能であるなら、その点で国際的制度が果たせる役割はあるか。**

19. 上記のように、複数の裁判管轄にわたって執行できる例として挙げられる現行措置はあるが、これらの措置で十分か否か、という問題は検討を要する。国内ABS法違反及びCBD規定違反については、上に挙げた協定や条約のいくつかに当てはめることができるが、場合によってはその協定や条約を適宜修正しなければならないこともあります。費用、時間、対象範囲の制限、政治的意志という問題も検討したほうがよい。締約国はこのような協定や条約を利用した場合の有用性を評価することを望むものとみられる。

20. 現行の二国間司法共助及び身柄引渡協定は一般に犯意を伴う犯罪を前提としており、この点についても考えなければならない。ABS法不遵守の事件の中には、知識不足や理解不足によるものもあるからである。このような場合には上記協定を適用することはできない。

21. また、遺伝資源やそれに関連する伝統的知識の不正使用や誤用を扱う国際的な仕組みが存在する場合であっても、それを理由に、検討中の国際的制度でそれらの問題を検討してはならないということにはならない。

c) **一つの国際的制度の一環としてこの問題に取り組むため、新たな国際的措置を案出し得るか**

i) **現行二国間協定を拡大し、国境を越えて執行できるようにする^{1/}**

22. 現行の仕組みの適用を促進するには、その国際的制度の中である程度の整合化を検討することになる。例えば法基準の適正手続き、相互承認、基本的救済措置及び期限などについてである。整合化の要求については、必ず柔軟性を持たせることが課題である。

^{1/} 民事責任の迅速な履行のため、この国際的制度に授權条項を盛り込むことを検討することも考えられる。

ii) 新たな国際的措置

23. この国際的制度では、複数の裁判管轄にわたる問題に対する締約国間の協力の必要性を考慮する。またこの国際的制度には、複数の裁判管轄にわたる ABS 遵守問題に取り組む際に裁判所の指針となる判断基準を盛り込むことも考えられる。

24. もう一つの方法としては、国際的に合意された義務の執行をカバーするためにこの国際的制度を通じて新たな要件を課し、いかなる利用者も国内 ABS 法と提供国の要求事項を遵守するよう国内法で定めることを義務付けることが考えられる。そのほか、取得した遺伝資源を使用する目的で、遺伝資源やそれに関連する伝統的知識を提供国で取得する際に、CBD の義務に合わせた新たな要件を課すことも考えられる。

25. 刑事事件において、世界のいかなる国の刑法、準刑法であっても、審査していない他の国の法律の執行に同意するのは異例のような気がするという意見も出された。

26. 新たな措置を設ける場合には、コスト効果の高いものでなければならない。また相当な件数の不遵守事件がある場合の措置に重点を置かなければならない。その措置が有効であって、限られた資源を最大限活かし、不遵守を防止し、しかも紛争を避けるものとするには、「単純で一律的な措置」であってはならない。

27. 以下の措置について検討することが考えられる。

(a) 国内法を遵守していることを確認する手段としての国際的に認知された遵守証明書^{2/}。認証制度の場合、各国の実体法を全面的に整合化させるという難しいプロセスを避けることができる^{3/}。認証を持たない場合についても、この国際的制度で対応することが考えられる。例えば、この国際的制度が各国に対して認証発給を義務付けない場合、あるいは現行の国内アクセス法に違反して認証を取得していなかった場合には、この国際的制度により、救済や制裁を与え、誠実な取得を証明する機会を与え、状況を開拓する可能性を提供することができる。

(b) 認証は標準化した様式にする必要がある。認証にはコード化した個別の識別子を付すことが考えられる^{4/}。原産地・出所・法的由来に関する国際的に認知された証明書に関する技術専門家グループ会議の報告書(第 43 節、44 節)を考慮し、コスト、便益、実現可能性などのあらゆる面を検討する必要がある。ワシントン条約や FAO 国際条約の多国間システムなどの例も参考になる。

(c) チェックポイント。例えば商業利用の場合のチェックポイント、非商業利用の場合のチェックポイントなど。そのほか知的財産権以外の登記所、研究資金供与機関、出版機関、生息域外保存機関など。認証に関しては、国際的に認知された証明書に関する技術専門家グループ会合報告書第 31~36 節に示されたチェックポイントが非常に参考になる。

2/ 国際的に認知された証明書に関する技術専門家グループ会合報告書 (UNEP/CBD/WG-ABS/5/7)、第 7 節。

3/ 国際的に認知された証明書に関する技術専門家グループ会合報告書参照のこと (UNEP/CBD/WG-ABS/5/7)。

4/ 同報告書第 22 節。

(d) カルタヘナ議定書を参考にした情報交換のためのクリアリングハウス制度。データベースを検討することも考えられる。この場合のクリアリングハウス制度では、証明書を登録するための権限ある当局が必要になると思われる。

(e) モニターの仕組み。当該活動が利用国の知るところとなった場合に、例えばチェックポイントなどを通じて提供国 국내法への遵守をモニターし、提供国 のフォーカルポイントとクリアリングハウス制度へ通知する。

(f) 通知・報告の仕組み。提供国は提供が行われた場合に利用国のフォーカルポイントとクリアリングハウス制度に通知する。もう一つの可能性としては、提供国が国として事前の情報に基づく同意の決定をした場合に、その情報をデータベースに報告することも考えられる。

(g) 国際的に合意された利用者の義務として、指定されたチェックポイントにおいて利用者が提供国 の法律を遵守していることを宣言すること。

(h) 市民が参加する国際的な組織であって、不遵守の調査を実施し、訴訟の際に証拠として採用することのできる実態調査報告を提出することのできるもの。

(i) 特許制度及び販売承認手続きにおける開示義務。これは遺伝資源及びそれに関連する伝統的知識の不正使用及び誤用を防止することを目的とする。この場合、開示が様々な点で議論の余地のある問題であることを考慮する。

(j) 詳細な契約の締結義務。これはバイオプロスペティングを目的として資源を取得する際の必須条件として課すものであり、その後の紛争を回避し、取引コストを最小限に抑え、提供者と利用者に確実性を与えるために行う。この場合、締結する当事者の相対的な能力を考慮する。

(k) 提供国での通知担当者を任命する義務。これは行政上及び刑事上の手続きが円滑に進むようにするためにある。

(l) 紛争解決の仕組み。これは二国間投資条約で考えられているような個別的又は国家的な仕組みのようなものにすることが考えられる。

(m) 優先的なアクセスなどのインセンティブ、これには市場に基づくインセンティブも含める。

(n) 伝統的知識のデジタルライブラリーや登録簿など、自主的なベースでの記録簿作成。

B. ABS 協定(契約)

28. このセクションでは ABS に関して二者間で相互に合意する条件を取り上げる。

29. 相互に合意する条件は様々な形態をとることができ、それに関わる当事者も様々である。場合によつては政府が一方の当事者となり、民間組織が他方の当事者となることもある。どちらの当事者も民間組織という場合もある。

1) ABS 協定(契約)がない場合

a) 各国レベル及び国際レベルでこの問題に取り組むために、どのような現行措置を利用できるか

30. ABS 法もなく、ABS 協定(契約)も締結されていない場合には、アクセスと利益配分の問題に取り組むために利用できる手段はない。

2) ABS 協定(契約)を遵守していない場合

a) 國際公法及び國際私法において、どのような現行措置を利用できるか

- (i) 司法制度の利用。これには裁判外紛争処理も含む。
- (ii) 外国の原告による裁判所の利用。
- (iii) 判決の相互承認と執行

國際私法

31 つうは契約の約定により紛争解決方法を決定し、契約の約定中に紛争解決条項が盛り込まれている。

32 國際私法は国境を越えた民間組織間の関係を調整する。國際私法では特に、以下の調整に努める。(i) 紛争にどの裁判管轄を適用するか。(ii) 紛争にどの法律を適用するか。(iii) 裁決や判決は別の裁判管轄でも承認され執行され得るか。その場合、どのような方法で承認され、どのような方法で執行されるのか。各国は抵触法に関して国独自の規則を定めているが、その一部については条約やガイドライン、モデル法によって整合化が図られてきたものとみられる。

33 國際私法の整合化に携わっている組織は主に 3 つある。それは、ハーグ國際私法會議、国連國際商取引法委員会(UNCITRAL)、私法統一國際協會(UNIDROIT)である。

34 だがハーグ國際私法會議^{5/}、国連國際商取引法委員会(UNCITRAL)及び私法統一國際協會(UNIDROIT)で策定された条約の中には、締約国がわざかなために、その適用が限られているか、あるいはいまだ発効していないものがある。また締結された条約も、主として商取引に適用されるものであり、場合によっては商取引にしか適用されないものもあることは注意しなければならない。

5/ ハーグ會議では以下の条約が採択されている。

(http://www.hccch.net/index_en.php?act=text.display&tid=10#litigation).

- 1961 年 10 月 5 日の外国公文書の認証を不要とする条約
- 1965 年 11 月 15 日の民事又は商事に関する裁判上の文書の外国における送達及び告知に関する条約
- 1970 年 3 月 18 日の民事又は商事に関する証拠の収集に関する条約
- 1980 年 10 月 25 日の裁判への国際的なアクセスに関する条約
- 1954 年 3 月 1 日の民事訴訟手続に関する条約
- 1958 年 4 月 15 日の物品の国際売買における合意された裁判所の管轄に関する条約
- 1965 年 11 月 25 日の裁判所の選択の合意に関する条約
- 1971 年 2 月 1 日の民事及び商事に関する外国判決の承認執行に関する条約
- 1971 年 2 月 1 日の民事及び商事に関する外国判決の承認執行に関するハーグ条約の付属議定書
- 2005 年 6 月 30 日の管轄合意に関する条約

35 被告の裁判所が選択された場合、資金的コストと外国人への法的援助に関する問題が生じる可能性があり、そのための仕組みが被告の国で提供されることがある。ハーグ会議は裁判への国際的なアクセスに関する条約を採択しており、同条約では、締約国の国民であれば、その国の国民である場合に準じて同一の条件で民事訴訟手続又は商事訴訟手続に関する法的援助を受ける権利があると定めているが、ただしこの条約の締約国は24カ国にとどまっている。そのほか、一部の国では既に、特定の状況下において、その国の国民にも外国人にも裁判への自由なアクセスを認めていることも指摘された。これらの措置はあらゆる裁判管轄で利用できるわけではないため、訴訟における法的援助に関し、国際的制度の枠内でプログラムを設けることで、複数の裁判管轄にわたって遵守を促進できると考えられる。

36 原告が自国内で事件を提訴する場合、判決を複数の裁判管轄にわたって執行することは難しいと考えられる。執行というものは通常、国内法にゆだねられる。外国判決の承認執行に関する仕組みを創設する国際的な取組はあまり成功していない。民事及び商事に関する外国判決の承認執行に関するハーグ条約は締約国間で執行するための仕組みを定めているが、加盟国はわずか4カ国にとどまっている。

37 ハーグ会議の下で2005年に採択された管轄合意に関する条約は、これが発効すれば、同条約締約国の管轄内で意味をもつようになる。

38 この条約では、商業者である当事者が専属的管轄合意を締結している場合に、一つの裁判所が管轄権を有し、しかもその管轄権の行使を控えてはならない場合の規則を定めている。そのほかこの条約では、下された判決の承認・執行についても規定しており、非専属的管轄合意に基づく判決であっても、当事国が相互に当該判決の承認に合意するという選択肢も設けている。

39 國際私法では国境を越えた訴訟について規定しているが、全面的な整合化が図られてはいないこと、開発途上国、特に原住民の社会や地域社会の能力が不足していることが、ABS紛争を解決する場合の大きな問題となるものと考えられる。それゆえ、国際的制度の中に國際私法に関する特別な規定を設けることも考えられる。

裁判外紛争処理

40 ABS協定(契約)当事者は、裁判外紛争処理を選択することにより、整合化された國際私法規定がないことから生じる問題を回避するよう選択できる^{6/}。

6/ 國際商業會議所(ICC)では次の規則を採択している。ICC 國際仲裁裁判所規則及びICC1998年仲裁規則。ICCの仲裁規則は、標準材料移転契約(SMTA)の下での仲裁による紛争処理のデフォルト規則として選択されている。つまり、紛争当事者が国際機関による仲裁規則に合意していない場合に適用する仲裁規則として選択されているのである。国際投資紛争解決センター(ICSID)では次の規則を採択している。行政及び資金に関する規定、調停及び仲裁の手続開始のための手続規則(開始規則)、仲裁手続のための手続規則(仲裁規則)、調停手続のための手続規則(調停規則)、行政及び資金に関する規則(追加的制度規則)、行政及び資金に関する規則(追加的制度規則)、調停規則(追加的制度規則)、仲裁規則(追加的制度規則)、事実認定規則(追加的制度規則)。

国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)では次の規則を採択している。UNCITRAL仲裁規則(1976年)、UNCITRAL調停規則(1980年)、UNCITRAL仲裁手続の進行計画に関する注記(1996年)、UNCITRAL国際商事仲裁モデル法、UNCITRAL国際商事調停モデル法。

41 裁判外紛争処理の大きな利点は、1958年外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（「ニューヨーク条約」）により、外国仲裁判断の執行が比較的容易になったことである。この条約の締約国内で発出された仲裁裁定は、少数の特定事由によるものを除き、実体的事項の審査を経ずに他の締約国内で執行することができる。2009年1月29日現在、ニューヨーク条約の締約国は144カ国である。ただし、条約の除外規定及びこの条約の適用に関する各国の留保事項に配慮する必要がある。いくつもの国がこの条約の適用を、自国の国内法上商事事件とみなされる紛争に限定している。このような場合、この条約は、商業的とみなされるABS協定（契約）に限って適用されることになる。

42 このほか、紛争の和解や調停、仲裁などの裁判外紛争処理は、裁判で救済を求めるに比べれば費用はかかるないが、それでもなお、開発途上国の当事者にとっては高すぎ、原住民の社会や地域社会にとってはなおさら高いものであることに変わりないことは注意すべきである。それゆえ、国際的制度では、このような場合に法的援助を提供するため、第35節で提案したのと同じようなプログラムを設けることを検討することが考えられる。

iv) 救済と制裁

43 BS協定（契約）に違反した場合、協定当事者は、当該協定（契約）を終了するか、当該協定（契約）の履行を継続するよう求めるか、もしくは損害が生じた場合には、適用される管轄要件に従い、適用される国内法に基づいて、当該協定（契約）の不履行に対する補償を求めることができる。

44 なお、契約履行のような民事上の救済を達成するために刑事上の措置を用いることは、良好な慣行とは考えられない。

v) その他

45 BS協定の不履行者リストの作成（名前の公表）についても検討した。

b) **現行の措置を状況に合うように変更して不備を補うことは可能か**

46 設仲裁裁判所が環境と天然資源に関して設けている現行の仕組みについて、掘り下げて検討することが提案された。例えば専門知識を有する仲裁人候補リストなどがあるが、これは常設仲裁裁判所天然資源及び環境に関する紛争の仲裁のための選択規則第27条に基づくものである。

c) **一つの国際的制度の一環としてこの問題に取り組むため、新たな国際的措置を案出し得るか**

47 次の措置を検討することが考えられる。

(a) チェックリストの作成、それも特に、国際私法の整合化を図ることを目的としてケースバイケースで適切な手段を特定できるようにするチェックリスト。

このほか運用されているシステムとしては、ロンドン国際仲裁裁判所、米国仲裁協会、中国国際経済貿易仲裁委員会、米州商事仲裁委員会などがある。

常設仲裁裁判所（PCA）では2001年に天然資源及び環境に関する紛争の仲裁のための選択規則を採択している。常設仲裁裁判所はこのほか、2002年4月16日に、天然資源及び環境に関する紛争の調停のための選択規則も採択している。

- (b) 国際的制度の下で策定すべきモデル条項。
- (c) 国際的制度の中に、外国判決の相互承認と執行に関する規則を盛り込む可能性があることが認識された(第39節参照)。
- (d) 仲裁や仲裁機関には、ICC国際仲裁裁判所やロンドン国際仲裁裁判所(LCIA)、常設仲裁裁判所など、いくつかの種類がある。ABSの国際的制度にも、ABSの特別な必要性に対応するために、現行規則を適用するなどして独自の仲裁制度を設けることが提案された。ABSの特別な必要性とは、アクセスと利益配分の専門知識を有する仲裁人の必要性^{7/}、臨機応変性の必要性、開発途上国や原住民の社会、地域社会にとって特に問題となるコストの問題に対処する必要性などである。
- (e) 利用者と提供者の両方に関する情報交換の仕組みを設置、もしくは強化することが考えられる。
- (f) 国内フォーカルポイントと国の権限ある当局を指定し、その役割と責任を明確にし、その実効性を高めることがABS法の実施にとって重要である。
- (g) 事前防止策として、情報共有が絶対に重要であると考えられた。一方では、遺伝資源とそれに関連する伝統的知識に関するABS要件についての明確な情報が不可欠であり、一方では、利用者による遺伝資源のモニターが不可欠である。
- (h) このほか検討すべき措置として、利用者による一方的宣言としかるべき注意が提案された。

(b) 外国の遺伝資源を利用する者の遵守を促進するため、どのような種類の自主的な措置を利用できるか。

48 約国が提出した自主的措置のリストが専門家に配布された。このリストに挙げられた措置について、次のような基準で分類すると有用であるとの指摘がなされた。(i) 国際的なものか国内的なものか、(ii) 国によるものか国以外によるものか、(iii) 現行措置か将来的に考えられる措置か、(iv) 第一の目的として遵守を促進するものか、それとも他の目的があるのか。そのほかにもいくつかの措置が提案され、リストに追加された。修正したリストを本報告書の補遺に示す。リストに挙げられた措置は数多くあるが、さらなる議論が必要である。

49 一部の専門家から、自主的な措置は補足的な手段であって、遵守を確保するための強制的な措置には代わりえないという見解が示された。

50 専門家グループの任務は遵守を促進する措置を特定することであって、必ずしも遵守を確保する措置を特定することではなかった。自主的な措置の中には、最善の実施慣行や特に行動規範などのように、国以外の策定者が自主的な規制を一方的に確約するものがある。このような措置は、その共同社会

^{7/} 比較として挙げると、ITPGRFA理事会は標準材料移転契約(SMTA)の紛争当事者が仲裁人を選べるような専門家リストを作成することができる。

や業界のメンバーの中で最終的にはそれを実行しようと思う者にしか適用されないものである。このような措置は必ずしも直接に利益配分や遵守を確保するとは限らないが、遵守を促進して容易にし、ひいては信頼の構築に役立ち、法的強制力の有無にかかわらず、国際的及び国内的な措置の実施を支えるという点では効果的なものとなり得る。

51 最善の実施慣行と行動規範の有効性は、それに同意する共同体の意志と、それをどの程度まで情報・普及啓発でバックアップしているかに左右される。特に最善の実施慣行と行動規範が既に実施されているセクターでは、同業者の圧力によってそれが自然に強化され得る。またその有効性は、透明性を促す措置と、実際に遵守されていることを示すことによっても高まり得る。

(c) 国内法をすり抜けて、あるいは相互に合意する条件を設定せずに遺伝資源が取得又は利用された場合に、遺伝資源とそれに関連する伝統的知識の不正使用及び誤用の国際的に合意された定義は、どのように遵守を支援し得るかを検討すること。

52 国レベルでは、「不正使用」「誤用」「バイオパイラー」などの用語の意味は必ずしも同じではない。国際的制度におけるこれらの概念の整合化について検討することが考えられる。

53 國際的制度に定義を導入することが決定された場合には、その他に少なくとも4つの側面を検討しなければならない。

54 一つは定義の必要性についてである。定義は有用であって望ましいものではあるが、不可欠というわけではないことは認識されていた。いくつかの国際的な法律文書では、定義を用いずに権利と義務を定めることに成功している。定義の使用は、国が自国の状況に応じて決定する主権的権利の範疇に入るものとさえみなされることもある。国際的なレベルで定義が定められてしまうと、各国レベルで既に存在している定義を修正する必要が生じるか、さもなければ実施上の問題が生じるものと思われる。

55 二つ目はその対象範囲についてである。この場合、不正使用や誤用などの用語の対象範囲に入る行動の種類について、明確に特定する必要があると考えられる。専門家の中にはバイオパイラーという用語についての検討を求めた者もいた。

56 三つ目は、各国での実施についてである。定義があいまいであれば遵守はできない。特に刑法で使う定義については、基準の厳密な正確さが要求される。

57 四つ目はその影響を検討する必要性についてである。例えばこの国際的制度では、提供国と利用国におけるある特定の行為の犯罪化、遺伝資源の利用の禁止、相互に合意する条件を締結する義務について定め、とりわけ利益配分義務違反に対する救済又は制裁を求めるようとする。

(d) 遵守措置ではどのように原住民の社会及び地域社会の慣習法を考慮することができるか。

58 般に原住民社会及び地域社会の慣習法では天然資源も扱っており、これには遺伝資源及びそれに関連する伝統的知識も含まれる。慣習法は原住民社会・地域社会によって異なり、国によっても、また同じ国の中でも異なる。慣習法が国内法にどの程度取り込まれているかの程度も、国によっても、また同じ国の中でも異なる。

59 慣習法を考慮する効果的で実際的な方法として、アクセス協定や国際的制度で慣習法を確實に尊重することが考えられる。このような場合、法的な効果として原住民の社会や地域社会の権利が保護されるようになる。だがこうした協定の締結を望まない原住民社会や地域社会もあるものとみられる。

60 原住民の社会や地域社会の権利を尊重することは、事前の情報に基づく同意と相互に合意する条件の基本となる。特に、相互に合意する条件の交渉に原住民の社会や地域社会の代表が加わることで、遺伝資源やそれに関連する伝統的知識に関する慣習法が考慮されるようになる。その結果締結された協定は、原住民社会や地域社会と利用者の間の関係を司るものになる。

61 國際的制度では原住民の社会や地域社会の権利を扱うことが考えられ、これには遺伝資源とそれに関連する伝統的知識に対する原住民の社会や地域社会の権利が含まれる。國際的制度の中で彼らの権利を認めれば、原住民の社会や地域社会が存在する国の国内法における慣習法への尊重が、間接的に促されることになる。もう一つの可能性として、慣習法の課題を国内法で扱うようにすることが考えられる。

62 このようなアプローチをとる場合には、生物多様性条約締約国の間でも慣習法の認識がまちまちであることを認識するようとする。そのほか、様々な原住民族のもつ慣習法の文化的固有性や豊富さにも配慮するようにし、「一律的な(one-size-fits-all)」アプローチは避けるようとする。

63 遵守を促進するための措置としては次のようなものが考えられる。

(a) 原住民の社会及び地域社会の権利を尊重し、当該社会からの事前の情報に基づく同意に適用される手続について助言するため、権限ある原住民当局を設置すること、又は当該当局を承認すること。

(b) 國際的に認知された遵守の証明書には、適宜、遺伝資源に関連する伝統的知識の権利所有者についての詳細など、原住民の社会及び地域社会に関する最低限の情報を盛り込むことが考えられる^{8/}。

(c) 「原住民の社会及び地域社会の慣習法、国内法、複数の裁判管轄及び國際法に関する遵守に関する研究(ドラフト)」(UNEP/CBD/ABS/GTLE/2/INF/3, p25)に示された ABS 協定の最低限の標準契約条件の中で、原住民の社会及び地域社会の既存の権利を認めること。

(d) チェックポイントを通じて伝統的知識の利用についてモニターすること。

8/ 國際的に認知された証明書に関する技術専門家グループ会合報告書 (UNEP/CBD/WG-ABS/5/7) 、第 22 節参照。

(e) 事前の情報に基づく同意と相互に合意する条件のプロセスへの参加を促進するため、原住民の社会及び地域社会の代表の能力育成を図ること。

64 住民の社会や地域社会の事前の情報に基づく同意を尊重する伝統的知識データベースや登録簿も、遺伝資源及びそれに関連する伝統的知識に対する両社会の権利やその慣習法に対する遵守を促進するのに役立つと考えられる。それはこのデータベースや登録簿が訴訟の際には証拠となるほか、その慣行に対する透明性と確実性をもたらすからである。しかし原住民の社会や地域社会によっては、このような種類の手段がバイオパイラーを促しかねないと考えるものもある。それはこのようなデータベースや登録簿により、原住民の社会や地域社会の権利を尊重するという不可欠な国際的保証なしに、伝統的知識の一般への普及が促されるからである。

(e) 非商業目的の研究について専用の遵守措置が必要か否かを分析する。もし当該遵守措置が必要ならば、それが目的や利用者の変更から生じる問題にどう対応するのかを分析し、その際には、関連するアクセスと利益配分法や相互に合意する条件への不遵守から生じる問題を考慮する。

65 業的研究活動と非商業的研究活動とを区別することは、遺伝資源とそれに関連する伝統的知識の使用に関しては難しいものになると思われる。これはその最終目的が変更になることがあるためであり、そうなれば遵守措置も難しいものになる。

66 この意味で、非商業的な申請は国内 ABS 制度で規制することができると考えられる。これには二つの方法が考えられる。一つは、商業的利用、非商業的利用の両方を対象として、強力な救済措置と制裁によって支えられた単純でわかりやすい手続を設けることである。

67 もう一つの方法は、非商業的利用を対象としてもっと簡単なアクセス手続を設けることである。この場合いくつかの国内法では、その目的、実績、事前の情報に基づく同意の申請時における利用者の協力パートナーに応じて手続を区別しており、事前の情報に基づく同意を与えた者から承認を得た場合には最初の目的を変更することができるようになっている。このような国内法のいくつかでは、承認を得ずに目的を変更した場合の救済と制裁について定めている。

68 目的の変更については相互に合意する条件の中でも扱うことができる。

69 自国の天然資源に対する各国の主権的権利と、自国の遺伝資源に対するアクセスについて決定する各国の権限を認識し、非商業目的でのアクセスに関する簡単な手続を採用するかどうかの決定は国レベルで決定すべきであるというのが専門家の一般的な考えであった。

70 この(e)の問題については、特別な遵守の仕組みは不要と考えられる。

補 遺

自主的な措置の参考リスト^{9/}

1. 遺伝資源利用者による事前の情報に基づく同意(PIC)及び相互に合意する条件(MAT)への遵守宣言
2. 第三者認証
3. 国際的に認知された遵守の証明書
4. セクター別の行動規範とガイドライン、ABSの手順と利害関係者を説明するセクター横断型のガイドライン
 - a. 遺伝資源へのアクセス手引(日本の経済産業省、(財)バイオインダストリー協会)
 - b. ABS 管理ツールー最善の実施慣行並びに遺伝資源へのアクセスと利益配分活動実施のためのハンドブック(Stratos、スイス経済省)
 - c. 遺伝資源に関する学術研究のためのアクセス、利益配分、優良実施慣行(スイス科学アカデミー)
 - d. バイオプロスペクティングに従事する BIO 会員向けのガイドライン(バイオテクノロジー産業協会)
 - e. 遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する原則 (Botanical Garden Conservation International)
 - f. 遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の衡平な配分に関する IFPMA 会員向けのガイドライン(IFPMA:国際製薬団体連合会)
 - g. MOSAICC(BCCM)(<http://www.belspo.be/bccm/mosaicc>)
 - h. 遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する原則(各種植物園)
(<http://www.kew.org/conservation/principles.html>)
 - i. 生きた植物素材の取得、維持、供給を管理する植物園の行動規範(IPEN)
 - j. 企業のなかにも ABS 要件を尊重する原則を策定したり、同要件を尊重することを公約しているところがある。例えば次のような企業である。
 - i. グラクソ・スミスクライン(http://www.gsk.com/responsibility/cr_issues/ei_biodiversity.htm)
 - ii. ノボノルディスク指針(<http://www.novonordisk.com/old/press/environmental/er97/bio/biodiversity.html>)
5. 普及啓発及び教育のモジュール
6. クリアリングハウス制度(CHM)。これには最善の実施慣行のデータベースと、外国の遺伝資源に対する利用者の遵守の支援と促進を支援するための電子データベースが含まれる。
7. オンブズマンの設置

^{9/} この参考リストは、国際的制度における各措置のステータスを示すものではない。

8. 各国フォーカルポイントの設置
9. 特許検索ツール
10. モデル条項
11. 政府や民間財団からの研究資金供与の条件として、ABS原則遵守の義務づけ(ドイツ研究協会ガイドラインなど、http://www.dfg.de/forschungsfoerderung/formulare/download/1_021e.pdf)。
12. 科学誌のピアレビューシステムの一環として、及び科学的出版物の専門標準の一部として、ABS協定(契約)の遵守をモニターすること。
13. 博物館、植物園、培養株保存機関及びその他の生物寄託機関の生息域外コレクションに移送される遺伝資源及び当該生息域外コレクション間で移送される遺伝資源の貸出、交換及び利用を追跡する透明性の高いシステムを創設すること。
14. ABS協定(契約)を交渉する際に、CBD遵守方針を掲げてそれを実施し、かつ遵守記録を示している機関に属している研究者から提案されたプロジェクトと、そのような方針を掲げていない機関に属している研究者、あるいは機関に属していない研究者からのプロジェクトを差別化すること。
15. 研究機関、職業団体及び出版会社に対し、CBDの原則とABS規定に合致する組織方針や手順、遵守監視システムを採用するようなプラスのインセンティブを創設すること。

(7) 国際商業会議所の CBD 第 7 回 ABS 作業部会への提言*

目的、適用範囲、公正かつ衡平な利益配分、アクセス及び遵守

アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会第 7 回会合（2009 年 4 月 2～8 日、於フランス・パリ）に関する生物多様性条約事務局への提言

はじめに

国際商業会議所が中心となって組織する経済界の代表団は、アクセスと利益配分（ABS）に関する交渉における実質的な議論に対して実体を伴った貢献を続けている。経済界は、概念、用語、作業定義及びセクター別アプローチ¹に関する技術専門家会合及び遵守²に関する技術専門家会合への提言や参加を行ってきており、伝統的知識に関する技術専門家会合についても提言、参加を行う意向である。経済界は、ABS に関する国際的制度の交渉において、引き続き積極的かつ有益な役割を果たしていくことを期待している。

日常的に遺伝資源を利用する産業³は多岐にわたり、様々な形で資源にアクセスし、利用し、そこから価値を生み出している。こうした産業はその大部分が中小企業で構成され、遺伝資源から社会的、経済的利益を生み出す上で欠かせない役割を果たしている。生物多様性条約（CBD）の交渉がますます複雑になる問題に苦慮し、確立した共通の用語と定義に基づいたより現実的な議論に移るべきだという要請に直面する中、経済界は、遺伝資源へのアクセスが正確にはどのように行われ、開発や商品化がなされているのか、そして利益の配分を確保する最適な方法

* <http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/abswg-07/official/abswg-07-06-en.pdf> (UNEP/CBD/WG-ABS/7/6)

「COLLATION OF ANY OTHER VIEWS AND INFORMATION SUBMITTED BY PARTIES, GOVERNMENTS, INTERNATIONAL ORGANIZATIONS, INDIGENOUS AND LOCAL COMMUNITIES AND RELEVANT STAKEHOLDERS IN RESPECT OF THE MAIN COMPONENTS OF THE INTERNATIONAL REGIME ON ACCESS AND BENEFIT-SHARING LISTED IN DECISION IX/12, ANNEX I」

（2009 年 2 月 3 日アクセス）

JBA 注：ICC の提言は、上記 CBD の事務局文書においては、I. Objective (8 頁)、II. Scope (13 頁)、III. Main components の A. Fair and equitable benefit-sharing (18 頁)、同 B. Access to genetic resources (25 頁)、同 C. Compliance (33 頁) の各項目に分散して掲載されている。また、緒論及び一般原則は Additional views (50 頁) に掲載されている。

¹ 「アクセスと利益配分：セクター別アプローチ、概念、用語、暫定的定義（Access and Benefit Sharing: Sectoral Approaches, Concepts, Terms and Working Definitions）」（2008 年 10 月 17 日）、

http://www.iccwbo.org/uploadedFiles/ICC/policy/intellectual_property/Statements/Sectoral%20approaches%20final.pdf

² 「CBD・ABS の遵守に関する技術専門家会合の優先課題（Priority Issues for the CBD/ABS Compliance TEG）」（2008 年 11 月 28 日）、

http://www.iccwbo.org/uploadedFiles/ICC/policy/intellectual_property/Statements/ICC%20Compliance%20TEG%20Paper%20final%2028%20Nov%2008.pdf

³ アルファベット順に、農業バイオテクノロジー、動物育種、化粧品、農業、香料・芳香製品、食品・飲料、林業、生薬・植物性サプリメント、工業バイオテクノロジー、ペット、医薬品・バイオ医薬品、植物育種などがある。

は何かを明らかにするのを支援することができる。

すべての企業は、常に**投資のリスクとリターン**を評価している。ハイリスクの環境は投資意欲を減退させ、利益創出の機会を減少させる。

遺伝資源を利用した発明の商品化には長い時間と多額の投資が必要となることから、経済界は、透明で、現実的、科学的基盤があり、非差別的で、また、投資を正当化する法的確実性を与えてくれるような国内法やガイドラインを必要としている。

したがって経済界は、現在遺伝資源を扱っている各種セクターの活動を容易にし、また、こうした活動の今後の発展を考慮した、現実的で実行可能な国際的制度の創設を支持する。

本稿では、**国際的制度を成功させるために重要**であると経済界が考える**一般原則**の概要を述べ、アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会（AHOEWG）がその第7回会合で話し合うことを義務づけられた課題、すなわち、**目的、適用範囲、公正かつ衡平な利益配分、アクセス、及び遵守**に関する具体的な提言を行う。

一般原則

国際的制度は、**透明で非差別的、予測可能で、国外でも一貫性のある国内の ABS 制度を促進するような、対象が明確で ABS の促進を助ける制度**にすることが極めて重要であり、相互の調和が困難な国内 ABS 制度は避けるべきである。国際的制度は、遺伝資源からの価値の創出、遺伝資源の取引や持続可能な利用を抑制するような厳しい規制枠組みであってはならない。このアプローチは、アクセスと利益配分に関する有効な仕組みだけでなく、CBD のあと 2 つの柱、すなわち、遺伝資源の保全と持続可能な利用も促進する。国内制度の経験から得られる教訓を学ぶべきであり、極めて規制的で官僚的な ABS 制度では、社会的、経済的利益は生み出せないことが示されている。

CBD の目的が確実に達成されるために、**国際的制度は以下の原則を基礎とすべきである**と経済界は考える。

- ・ 国際的制度には、CBD 自体の用語や管轄権の制限に沿った**明確な定義**を含めるべきである。
- ・ 遺伝資源を利用して**技術革新を行うための研究、経済活動、及び自由**は、制限するのではなく奨励すべきである。これにより、利益の創出が促進され、また、このことが国際的制度の成功を評価する際の唯一、最も重要な基礎となる。アクセスの条件は、遺伝資源への

「アクセスを容易にする」ことを指示する第15条2項を尊重すべきである。派生物や川下の産物に関する利益配分の取決めは、第15条7項⁴に定めるとおり、提供側とアクセスを行う側のABS契約における相互に合意する条件に基づいて行うべきである。「派生物」や「産物」といった概念は、どのように定義され、あるいは理解されていようと、契約の両当事者間で決定すべきである。

- ・国際的制度は、**相互で合意できる事項の制限を目指すべきでなく**、素材移転契約（MTA）その他の形式の合意事項の形で、できる限り**契約を体系的に利用することを奨励すべき**である。こうした合意事項には、アクセスと利益配分に関する条件に加え、遺伝資源の利用の条件、商権、遺伝資源（伝統的知識を伴うか伴わないかを問わず）の第三者への移転、短期及び長期の非商業的及び商業的利益、合意による紛争解決制度、準拠法の選択、将来の契約終了について定める条件などの条項を適宜含めることが考えられる。倫理的な国際ビジネスにおいて通常行われるような、またCBD締約国である主権国家の司法制度の下で履行強制でき、CBDの基準を尊重する**契約上の取決め**は（適用される国内法により実施される場合には）、遺伝資源へのアクセスと利益配分を管理する最善の方法であることに変わりはない。
- ・CBDでは、各国政府は自国内にある遺伝資源の規制について主権的権利を有すると規定している。そのため、国際的制度は有効性がまだ実地に検証されていない新たな仕組みや義務を設けようとするのではなく、国内法や履行強制、規制構造を有効に利用すべきである。したがって、国際的制度は**ボン・ガイドライン**の精神で、**国内制度のさらなる整備と調和を進めること**に重点を置くべきである。
- ・そうした国内ABS制度では、アクセスの許可や事前の情報に基づく同意の付与を行う権限を持ち、相互に合意する条件の交渉を円滑にする**国内代表機関**を指定すべきであり、このことはすべての関係者に法的確実性と透明性を与えるために必須である。透明性のあるABS制度の一環として、相互に合意する条件や伝統的知識の保有者との利益配分における原住民社会及び地域社会の参加や関与を確保すべきである。
- ・国際的制度は、遺伝資源を利用する様々な産業及び科学セクターによって遺伝資源へのアクセスや管理の方法がそれぞれ独自であることに対応するため、**セクター別アプローチ**をとるべきである。生物多様性を支える経済活動を促進する上で国際的制度を有効なものにするためには、これら資源の利用の多様性とともに、資源の取得に際しての商業的取決めの多様性を維持、促進すべきである。
- ・国際的制度は、**商業目的での利用か非商業目的での利用か**で区別するのではなく、各セク

⁴ 第15条7項「その配分は、相互に合意する条件で行う。」

ターの特徴に基づいて区分を設けるべきである。現実に、非商業目的の研究と商業目的の研究とを区別することは、不可能とまではいわないまでも極めて困難であると思われる。非商業目的で始められた科学的研究が、結果として同一人又は第三者による製品の商業開発に寄与することもあり得る。同様に、商業目的の研究が公的研究にライセンス供与される場合もある（民間出資の研究に負うところが大きいゴールデンライスの開発例など）。商品化の成功につながる共同生物資源探査協定は、多国籍企業の事例といえどもほとんどないことを認識することが重要である。特に中小企業⁵では、費用や規制による煩雑な手続きの増加によって、非商業目的の研究機関と同じように勢いをそがれるかもしれない。アクセスと利益配分に関する要件が複雑であれば、学術研究と商業研究の両方の分野で大幅な衰退を招くという意図せざる影響をもたらしかねない。

- ・ 国際的制度は単一の製品に対して**複数の支払いを積み重ねる**ような ABS 制度を助長すべきでない。このことは、複数の国が特定の遺伝資源を土地固有の資源として同じように有する場合だけでなく、ある 1 つの遺伝資源が複数の有益な性質を持っていて、複数の研究プロジェクトの対象となる場合にも当然あてはまる。国際的制度は ABS 契約の当時国間の**相互承認**を規定し、誠意を持って ABS 契約を結んだ利用者に対しては、それ以上の要求が行われないようにすべきである。
- ・ 国際的制度の交渉を行うに当たって、CBD 締約国は、提案された要素の実施についての遺伝資源の提供国と利用者双方の**実施コスト**のほか、中小企業や研究、利益の創出に大きなマイナスの影響を及ぼす可能性のある官僚主義的な障壁を考慮すべきである。特に、研究計画開始前に行う時間のかかるプロセスや交渉は避けるべきである。未検証の仕組みを導入するに当たっては、費用便益と規制による影響の評価を実施すべきである。
- ・ 国際的制度は遡及的効力を持たない、**不遡及的**制度とすべきである。国際的制度の規定は、 CBD 第 36 条の規定に従って国際的制度が効力を生じ、資源提供国が批准した後に限って実施すべきである。

目的

国際的制度の目的は、第 9 回締約国会議(COP-9)、決議 VII/19D で詳しく定められた AHOEWG の委任事項、及び CBD 自体の規定に沿ったものとすべきである。AHOEWG の任務は明白で、「条約の第 15 条及び第 8 条 (j) 項の規定並びに条約の 3 つの目的を効果的に実施するための文書を採択するため、遺伝資源へのアクセス及び利益配分に関する国際的制度を策定し、交渉を行うこと」である。

⁵ バイオテクノロジー、動植物育種、伝統医薬など遺伝資源を取り扱う各種セクター（及び発展途上国においてこの分野で事業を行う企業）は主に中小企業で構成されている。

したがって、国際的制度の**目的は前述の任務に限るべき**である。すなわち、

- (1) 自国の天然資源に対する各国の主権を保護すること
- (2) 資源提供国との相互に合意する条件及び事前の情報に基づく同意に基づいて、遺伝資源へのアクセスを容易にすること
- (3) 相互に合意する条件に基づき、研究成果その他、遺伝資源の利用から生じる利益の配分を確保すること

さらに、国際的制度は CBD に明記されたその他の目的、すなわち、保全と持続可能な利用にも合致していなければならない。このような基本原則を拡大したり変更することは、作業部会の委任事項の**範囲を超える行為**であり、行ってはならない。

経済界の立場からみると、国際的制度がこれらの目的を達成する最も有効な方法は、CBD 締約国が、**法的確実性をもたらすような、一貫性があり、予測可能、非差別的で、透明かつ効果的な国内 ABS 制度**を整備するのに役立つ国際的な指標やガイドラインを定めることである。国際的制度は、各締約国がそれを実施することを通じて関係者が持続可能な利用とは何かを明らかにし、相互に合意する条件について合意し、利益を配分する活動を促進することができる「立法上、行政上又は政策上の措置」を明確に定めることによって、CBD 第 15 条 7 項を発展させるべきである。

適用範囲

国際的制度の適用範囲は、遵守のための措置など、検討中の他の問題に対するアプローチを決める上で鍵となる。したがって、国際的制度の適用範囲を明確に定めることが不可欠である。

経済界は、以下の方針に沿って国際的制度の適用範囲を決定するよう提案する。

- ・ 法的確実性を確保するために、国際的制度は**資源提供国で制度が発効した後に行われる遺伝資源の取得**にのみ適用し、それ以前に善意で行われた取得に影響を及ぼさないようにすべきである。国際的制度によって ABS 制度には新たな要件が加えられると思われる。国際的制度の効力発生前に資源提供国において行われる取得については、その時点で有効な国内法と、それに基づいて合意されたアクセスと利益配分の条件に従って行われる。国際的制度は、取得が行われた後にそれに伴う義務を変更する可能性を与えるものであってはならない。
- ・ 国際的制度は提供者と遺伝資源にアクセスする当事者間の関係のみを規制すべきであり、

川下の活動を規制しようとすべきではない。川下の活動や産物の規制を意図した国際的制度は現実的でなく、履行を強制することは不可能で、政府にとっても利用者にとっても実施のためのコストが極めて大きくなる。国際的制度の適用範囲を川下の産物にまで拡大すれば、ワインやパン、木材製品といった日用品を制度下に置くことになる。派生物や川下の産物に関する利益配分については、第 15 条 7 項で規定されているように、提供者側とアクセスを行う側の間で結ばれる ABS 契約の中の、相互に合意する条件(MAT)を通じて取り決めるべきである。「派生物」や「産物」といった概念は国際的制度そのものに含めるのではなく、個々の ABS 契約の**当事者間の相互に合意する条件(MAT)**として定めるべきである。ABS の関係者は、ABS 問題に対処する方策として検証され実現可能な、書面による合意に基づいた仕組みに既に大きく依存している。

- ・ 国際的制度の適用範囲は CBD で規定する**遺伝資源のみに限定**すべきである。決議 VII/19D による委任事項に従い、国際的制度は、CBD 第 15 条、第 8 条 (j) 項及び同条約の 3 つの目的を効果的に実施することのみを行うべきである。したがって、国際的制度では、遺伝資源の取得者と提供者の間の「相互に合意する条件」(第 15 条 4 項及び第 15 条 7 項)に基づいて行われる、CBD に規定する遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する問題を詳細に規定することのみを目指すべきである。
- ・ CBD 第 2 条に規定する**生物資源**を制度に含めることは、観賞植物や園芸植物、木材、リンゴや米などの農産物、さらには家庭のペット類まで、現在、世界中の国々が日常品として取り引きしている生物資源を国際的制度の下に置くことになる。生物資源の商品取引と遺伝資源の持続可能な利用との間に明確な一線を引くことにはしかるべき理由がある。国際的制度では、何を適用範囲に含め、何を含めないかをはっきりと区別する必要があり、そうしなければ意図せずに**取引を抑制する**危険性が複数の分野で生じる。
- ・ **ある種の遺伝資源は除外すべきである。**どの遺伝資源を国際的制度の対象とすべきかを定めるに当たって、締約国は以下の点を考慮すべきである。
 - 締約国会議決議 II/11 及びボン・ガイドラインに従い、国際的制度では**ヒトの遺伝資源**は除外すべきである。
 - 国際的制度は既存の国際文書を認識し、また、FAO の食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約 (ITPGRFA) や FAO の食料と農業のための動物遺伝資源に関する国際技術会議など**他の協議機関**において、既に合意や交渉の対象となっている資源は除外すべきである。
 - 国際的制度には、既に資源提供国によって何らの制限なく**公の利用**に供されている遺

伝資源を含めるべきではない。

- **いずれの国の管轄にも属さない**遺伝資源は、国際的制度の適用範囲から除外すべきである。CBD はそうした資源には適用されず、「自国の天然資源に対する各国の主権的権利」を認めているのみである（CBD 第 15 条 1 項）。
- 国際的制度は、**ヒト、植物、及び動物病原体**がかかわる取引を規制しようとすべきでない。病原体が CBD 自体の適用範囲に含まれないことはほぼ間違いない。すなわち、こうした「資源」は、CBD にいう「保全」や「持続可能な利用」という CBD の目的には当てはまらないと考えられる。国際的制度の目的はこれら CBD の目的に言及しているため、病原体はこの枠組みから除外するのが最善である。
- ・ **伝統的知識 (TK)** は定義が非常に難しい概念であり、様々な共同社会や人々によって様々な解釈がなされている。法的確実性を確保するため、国際的制度を遺伝資源に関する伝統的知識に適用する場合には、共通の理解に基づいてこれを明確に定義することが不可欠であり、「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する伝統的な生活様式を有する原住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行」に限定すべきである。他の ABS に関する措置と同様、遺伝資源に関する伝統的知識に関する措置は透明でなければならない。

公正かつ衡平な利益配分

経済界は公正かつ衡平な利益配分を支持しており、この利益配分は CBD の規定に従って「**相互に合意する条件**」（第 15 条 7 項）で行うべきである。こうした条件は、通常、遺伝資源の提供者と受領者の契約に規定される。遺伝資源の提供者と受領者にとっての法的確実性を維持するためには、こうした契約に透明性と国際的に認められた契約原理が適用されなければならない。

モデル条項や項目一覧の策定は、ABS の交渉の指針として役立つ可能性がある。あるいは、ABS 契約の成功事例からとった条項例のデータベースや、「ベストプラクティス」に関する能力構築ができればなお良い。こうした条項を定める場合には、国際的制度は素材の移転に関する相互に合意する条件の決定に柔軟性を持たせるべきであるため、条項の採用を義務づけるべきではない。ただし、日常的に遺伝資源の移転が多く行われている植物育種セクターでは、食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約の標準素材移転契約が実行可能なすぐれたシステムとなっている。

遺伝資源を利用する各種セクターでは、利益配分の長い歴史がある。国際的制度の策定に当た

っては、現在行われている利益配分の方法を考慮すべきである。既存の制度を不必要に混乱させるべきではなく、むしろこれを認めて国際的制度の策定に慎重に考慮すべきである。

ABS に関する取引から得られる利益は必ずしも金銭的なもの（前払金や開発期間中の支払い、研究やジョイントベンチャーのための資金など）とは限らず、知識やスキル、技術の交換、研究データの共有や、さらなる研究・育種やネットワークのための保護品種の自由な利用、資金提供や支援活動を通じた遺伝資源の収集や保全などが考えられる。ABS に関する取引は、農作物の生産性向上、新規の健康製品、食品その他の製品の開発、画期的新製品の景気刺激効果による新規雇用機会の創出をもたらす可能性があり、社会全体に間接的な利益もたらす。国際的制度の交渉に当たっては、あらゆる種類の利益配分を考慮に入れるべきである。

遺伝資源が幅広く入手できることによって、それらを生息域内で保存する国々の間で、水平に利益配分を行う必要性が生じている。こうした問題やそこから生じる紛争の解決は国際的制度の領域外とすべきであり、なにより、遺伝資源を取得する側が取得した資源の完全な所有権を持つことを妨げるべきではない。ABS 契約の当事者でない第三国が権利を主張すれば、ABS のプロセスにおける不確実性が増大するため、認めるべきではない。ただし、複数の国が同じように資源を保有している場合には、こうした国々の間で契約を取り決め、当該資源を同じように保有する国々や、原住民の社会のうちの 1 つが受け取った利益が他の国や社会に配分されるようにすることが考えられる。こうした契約は、対象となる遺伝資源の提供者となり得る国や社会の間で行われるものであり、ABS 契約に基づく利用者の責任や義務に何ら影響を及ぼしてはならない。ただし、こうした交渉を行おうとすると、非常に複雑で多くの資源を要することに注意すべきである。

認証制度など現在議論されている国際的制度の手段は、ABS に官僚主義的な側面をもたらし、利益の創出を妨げる可能性があり、CBD 締約国はこれらを慎重に取り扱うべきである。煩雑な措置は政府や利用者、地域社会に多大なコストをもたらし、大企業や革新的な価格を実現する中小企業、研究機関の市場参入を完全に妨げかねない。

アクセス

経済界は、CBD で想定されているように、遺伝資源へのアクセスと相互に合意する条件での公正かつ衡平な利益配分とが結びついているという概念を支持する。国際的制度は遺伝資源への責任あるアクセスを促進し、違法なアクセスを防ぐべきである。そのため経済界は、CBD 第 15 条 2 項におけるアクセスを「容易にする」ための要件（合意されたアクセスの条件の信頼性を高めるために明確な公的機関や連絡先を指定することなど、透明性や明確性の確保に役

立つような要件)に合致した**アクセス基準**を支持する。遺伝資源の状態とその利用から生じる利益に関する不確実性を小さくするため、あらゆる問題への対応は ABS 契約を結んだ上でアクセスを行ってから始めるべきである。

アクセスに関するルールの確実性、明確性、及び透明性の根本的前提となるのは**国内代表機関**の指定である。経済界は、アクセスの許可、及び事前の情報に基づく同意の付与の権限を持つ唯一の当局として、国内代表機関を指定することを強く支持する。このことは、法的確実性と透明性の原則に合致するアクセス制度を策定する上で欠かせないものであり、ひいては実行可能な国際的制度に欠かせない要素の 1 つである。

国内 ABS 制度の中などでアクセスの条件を規定する国内法は、**非差別的なもの**でなければならず、自国の研究者と自国外の研究者と同じ条件で扱うべきである。すべての国は遺伝資源に関して相互依存的であり、生物多様性の豊富な途上国も含めて大部分の国が他国からアクセスが行われる遺伝資源に大きく依存していることを認識すべきである。したがって、非差別的な取り扱いはすべての CBD 締約国にとって利益となる。

すべての研究者は、その国籍や CBD における自国の立場にかかわらず、ABS 制度を促進する仕組みの下で資源へのアクセスを認められるべきであるばかりでなく、資源提供国の国内法に基づいて実施される利益配分の要件に従わなければならず、このことが、CBD の目標に沿って、得られる利益を最大にすることに役立つ。

また国際的制度の交渉では、**現在行われている遺伝資源へのアクセスの現状**についてもっと多くの情報を得た上で議論に移行する必要があり、具体的には**生息域外**収集を通じた遺伝資源へのアクセスについて理解を深める必要がある。CBD による義務の基礎となったのは、生息域内状況にある遺伝資源に対する「生物資源探査」から始まり、主権国家との相互に合意する条件の交渉、関係する原住民の社会及び地域社会との協議という直線的な流れのモデルであった。このモデルは、現在行われている遺伝資源へのアクセス、利用あるいは配分の方法を正確に反映していない。遺伝資源の多くは、ずっと以前からその本来の自然環境において抽出されてきた。多くはその取引体系の中で汎用品や主要産品になっている。生息域外収集は多くの国に様々な種類の遺伝資源について存在し、動物園や水族館から、各種植物園や国際農業研究協議グループ (CGIAR) などの植物標本庫まで様々である。生息域内の事例は生息域外の事例と比べて概念的に明確で扱いやすいが、現状では、生息域外収集を通じた遺伝資源へのアクセスのほうがはるかに一般的である。

遵守

遵守の問題を議論するに当たって、規制遵守（ABS に関する政府が定める法規の遵守など）と契約条項の遵守（素材移転契約など両当事者間で相互に合意した契約の条件の遵守など）とを区別することが有益である。

遵守を強制するための仕組みは、対応しようとする遵守の種類によって異なる。どちらの場合も、経済界は、国際的制度によって定める遵守のための仕組みは**既存の履行の仕組み**を基礎とすべきであると考える。

規制遵守

- ・ 経済界は、遺伝資源の利用者の大多数は ABS の要件の遵守に最大限の努力を払うものと考えている。もっとも経済界は、多くの CBD 締約国が**遺伝資源**（関連する伝統的知識の有無を問わず）**の誤用あるいは不正使用**について深刻な懸念を抱いていることも認識している。現時点ではそうした誤用、不正使用の範囲や重大さに関する経験的データがほとんどないため、経済界は、AHOEWG がこの問題に対処しようとする際の、事実に基づく堅固な根拠となるような研究を進めることを支持する。このことは、適切でバランスのとれた措置を明らかにするのに大いに役立ち、国際的制度が全体として成功する可能性を高めるはずである。
- ・ 経済界は、多数の CBD 加盟国が、遺伝資源（関連する伝統的知識の有無を問わず）の誤用あるいは不正使用が、申し立てられた事例において自国の ABS 法を実施するために、**国境を越えて下される判決**を相互承認し、これを履行することが重要であることを認識する。同時に経済界は、各国は相互承認を要する多国間義務を負うことには昔から消極的であることを指摘する。経済界は、この難しい問題に対処するために取り得るアプローチについて議論が行われることを期待する。
- ・ 「**開示要件**⁶」に関する今後の検討は、WIPO の知的財産と遺伝資源、伝統的知識、フォーカスアドバイザリーボードに関する政府間委員会（IGC）での議論の結果に基づいて行うべきである。IGC はその議論や詳細な文書が示すように、知的財産に関する専門知識を委員会として豊富に有しており、知的財産と CBD 関連の問題の関係にまつわる事項を検討するのにふさわしい機関だからである。
- ・ 経済界は、有効性が実地に検証されていない**新たな制度の導入可能性**に依然として大きな

⁶ ICC の「アクセスと利益配分：特許出願時の特別開示要件」（2005 年 5 月 25 日）

http://www.iccwbo.org/uploadedFiles/ICC/policy/intellectual_property/Statements/ABS_%20Special%20Disclosure.pdf を参照。

懸念を抱いている⁷。そのため、「国際認証（internationally recognized certificate）」の策定を進めるに当たっては、最初に実現可能性調査を実施し、慎重に分析を行うべきであることを強く提言する。経済界は、現在も残されている問題の多くが詳細に検討されなければ、そうした認証制度の創設は、その実現可能性が問われることになると確信する（UNEP/CBD/WG-ABS/5/7 の技術専門家会合の報告書（2007 年 2 月 20 日）を参照のこと）。現在までのところ、認証に関する話し合いでは基本的概念を明らかにできていない。未解決のままの重要な問題は以下のとおりである。

- 制度では何を認証するのか（CBD や国内法の遵守か）？
 - 誰が認証を行うのか？
 - 誰がどのような理由で認証を利用するのか？
 - 認証がない場合にはどのような影響があるか？
 - いつ認証を得なければならないのか？
 - そうした制度の費用便益はどのようなものか？
- ・ 経済界は、ABS に関する要件に対して関係者の**関心を高めること**が ABS 制度の遵守を向上させる上で重要な役割を果たすと考える。CBD 締約国は、関係者に ABS 法について理解させ、ABS 法の透明性を高めるために積極的に努力すべきである。経済界は、各国政府がその有権者に対してこうした努力を行うのを支援する用意がある。

この点に関し、いくつかのセクターはセクター内の企業が ABS の要件を理解し、遵守するのを支援するため、**自主的なガイドライン**や「**ベストプラクティス**」を設けている。そうした例として、バイオテクノロジー産業機構（BIO）の生物資源探査に従事する会員企業に対するガイドライン⁸、国際製薬団体連合会（IFPMA）の IFPMA 会員企業のための ABS に関するガイドライン、BIO のモデル素材移転契約（MMTA）⁹、欧州バイオ産業協会（EuropaBio）の遺伝資源へのアクセスの原則¹⁰、薬用植物・芳香植物の野生採取に関する国際基準¹¹がある。

経済界は、こうした自主的ガイドラインは、遺伝資源の利用者における ABS 制度に対する意識やその遵守の向上に著しく寄与し、CBD 締約国が国際的制度に対するセクター別アプローチを検討する際にはこれらを考慮すべきであると考える。

⁷ ICC の「遺伝資源に関する認証について CBD 技術専門家会合が検討すべき問題（Issues for consideration by the CBD Group of Technical Experts concerning a Certificate relating to genetic resources）」（2006 年 9 月 15 日）
http://www.iccwbo.org/uploadedFiles/ICC/policy/intellectual_property/Statements/CertificationSubmission_to_CBD.pdf を参照。

⁸ <http://www.bio.org/ip/international/200507guide.asp>

⁹ <http://www.ifpma.org/Issues/CBD> 及び http://www.bio.org/ip/international/BIO_Model_MTA.pdf

¹⁰ http://www.europabio.org/positions/Bioprospecting%20Principles_Final.pdf

¹¹ http://www.floraweb.de/proxy/floraweb/MAP-pro/Standard_Version1_0pdf

契約の遵守

- ・ 現在世界中で行われている国際商取引に関する契約を履行するために、国際私法を用いて様々なことができる（例については、カナダ代表団が第6回ABS作業部会会合に提出した文書（UNEP/CBD/WG-ABS/6/INF/3/Add. 2（2008年1月15日）を参照）。CBDに固有の「司法へのアクセスを確保するための措置」を特に設ける必要はなく、外国の判決を履行するために、交渉、仲介、仲裁、法律文書といった**既存の手段**を用いることをもっと検討すべきである。
- ・ 交渉や仲介、仲裁、調停のメカニズムはビジネスでは一般的であり、**ABS契約から生じる紛争の解決**について議論する明確な根拠となる。国際文書中で紛争解決プロセスが言及されている一例として、国連食糧農業機関（FAO）食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約（ITPGRFA）の標準素材移転契約の第8条（4）（C）項がある。この条項は、交渉又は仲介によって紛争が解決されない場合には、標準素材移転契約の当事者は、両当事者が合意した国際機関の規則、あるいはそうした合意ができない場合には、国際商業会議所国際仲裁裁判所の仲裁規則を用いて紛争を仲裁に付すことができると規定している。すべての関係やセクターにとって、仲裁手続きが常に適切であるとは考えられないものの、仲裁を利用することの利点の1つは、ABSの関係者が、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（ニューヨーク条約）を遵守する国において国境を越えて履行強制できる、法的拘束力のある判決をコスト効率よく得ることができることである。

文書番号 450/1043

2008年12月15日

(8) ABS 契約と確実性の追求*

(本報告書の資料編「(9) 契約と国際私法—ABS に関する国際的制度との関係」と題する論文の付属文書)

目 次

1. 有効な契約のための最小限の構成要素
 - 1.1 明確に定義可能な主題
 - 1.2 主題についての明確な所有権
 - 1.3 拘束性についての相互の意思
 - 1.4 適切な開示
2. 制度の有効性に影響するその他の実務的要因
3. 国内契約法
 - 3.1 一般則
 - 3.2 法慣習
 - 3.3 契約に関わるその他の法令
- 4 ABS 制度における契約法

ABS の法的確実性は、遺伝資源の利用者と提供者双方にとって重要な関心事とされ、研究されてきた¹。利用者にとって、ABS の法的確実性は「バイオパイレーツ」呼ばわりされずに遺伝資源を取得し利用できることを保証する手段である。提供者にとって、特に自国のために遺伝資源を提供する提供国政府にとって ABS の法的確実性とは、(自国の市民に対して提供者の受託義務を果たしつつ)、その資源に対して最も合理的な利益が得られ、かつ実際に利用者がその利益を提供してくれることを保証するものである。

利用者と提供者の双方にとって、契約における法的確実性とは、要するに、契約がその当事者に対して何を実行するように求め、その当事者が相手に何を期待できるのかに対する保証である。法的確実性があると、すべての当事者が、契約を交渉する際に当該契約のリスクを評価できるようになる。残念ながらこれらのリスクの中には、契約締結時にはわからないものがある。各当事者は、契約書に何が書いてあるかを知っており、その契約について一定の信頼と期待を抱いている。たいていの契約では期待通りに契約が作用するため、この信頼と期待に疑義が生じることは全くない。だがほぼすべての契約では、次のうちのいずれかが生じる可能性がある。

* 原文は、"ABS Contracts and the Quest for Certainty (An Annex to the Paper entitled "Contracts and Private International Law – Their relation to the International ABS Regime")"、

筆者：Tomme Rosanne Young、2008年9月12日寄稿。

¹ ABS の法的確実性の問題に関する極めて基本的な議論は、IUCN-Canada, Young, T 2005."Summary Analysis: Legal Certainty for Users of Genetic Resources under Existing Access and Benefit-sharing (ABS) Legislation and Policy."にある。この文書は、AHWG-ABS-3にてUNEP/CBD/WGABS/3/INF/10として配布されたものである。

- いくつかの基本的事実が変化し、契約を当初の計画通りに完了することができなくなる。
- 当事者双方が、基本的な条件と目的に対する当初の期待と理解を共有していなかったこと（「意見の一一致」をみていなかつたこと）に、後になって気づく。
- 一方の当事者が「契約に違反する」（約束した行動を取らない）。

以上をはじめとする様々なリスクは、契約を締結する前に評価しなければならない。契約のリスク評価には、様々な個別要因が関わってくる。例えば、誠実さや取引の公正さについての当事者の評判、契約中で定めた行動をとり約束を果たす当事者の能力などである。このような個別要因のほかに、リスクのレベルに影響する恒常的要因もいくつかある。このうち最も重要なのは契約法体系だが、ただしこれは、不測の事態が発生した際に契約当事者が自己の権利と義務の判断に利用できる明確で具体的な法律、原則及び実務を定めている場合に限られる。

従来型の契約では、ほとんどのリスクは比較的正確に見積もることができる。当事者はどのような法的リスクがあるかを、いくつかの要因に基づいて知ることができる。例えば、一般に認められた商慣習についての長い間の経験（何千という過去の契約とその実施状況を見れば、どのような要素が、契約に拘束力、執行力及び法的確実性を持たせるのかを理解できる）、明確な法律、大量の法律関係著作と判例法などである。当事者はこの知識と経験を使ってリスクのレベルを予測し、得られる便益や価値という点からそれが受け入れられるものかどうかを判断することができる。何よりも重要なことは、このようなことについての明確な知識があると、当事者がリスクをどのように分配するかを決める際に役立つ。

ABSの場合、契約リスクの評価はあまり厳密なものではない。上述の要因は、利益配分に関して絶えず発生している。したがって、ABS契約の法的確実性を高めるには、まず契約の最も本質的な要素を検討し、次に契約実務において通常存在するその他の要因を検討しなければならない。どちらの場合も、それをABS契約に適用する際の課題を現実的に明確にすることが必要である。本稿では、最も重要な法律問題のうちのいくつかのみを取り上げる。それはCBD締約国が国際的制度を通じて対処したいと考えている問題である²。

本稿では、(i) 契約が裁判所及びその他の法的プロセスで法的文書とみなされ、そのように扱われるためには、契約中にどのような契約要素がなければならないのかを簡単にまとめ、(ii) 契約の有効性に関わるその他の要因を特定し、(iii) 契約とその執行について体系的なアプローチ

² これまでにその他いくつもの契約上の課題が特定され、検討されているが、そのほとんどは問題にはならず、既存の商法及び契約法を用いて交渉によって容易に解決できるものであった。これは例えば、「契約形式」、提供される利益の性質、事前の情報に基づく同意、相互に合意する条件、バイオプロスペクティング（生物探査）のルールなどである。これらの課題についての議論は、Laird, S., ed. 2002. *Biodiversity and Traditional Knowledge: Equitable Partnerships in Practice* Earthscan の第9章(Tobin)、10章(Gollin); Bhatti, S. and Young, T. in 2008. Contracting for ABS: The Legal and Scientific Implications of Bioprospecting Contracts IUCN-ELC にある。

をとれるようにするには、商法をどのように活用すべきかを検討し、(iv) これらの要因を ABS の国際的制度に適用する方法を簡潔にまとめる。

本稿は、「契約と国際私法—ABS に関する国際的制度との関係」と題する文書の背景文書として提出される。しかし、契約上の課題が国際私法（Private International Law、PIL）とどのような関係にあるかを理解するには、主権の問題として、契約法が通常は各国法令の支配下にあることを念頭に置かなければならない。本文書のような小稿で、一般的な原則の範囲内で各国の違いをすべて述べることは不可能なため、ここで述べる情報は一般論の域を出ない。

1. 有効な契約のための最小限の構成要素

2 者以上の当事者間の関係を定めるために契約法を用いるには、契約が次のような最低要件を満たしていかなければならない（ただし要件は以下に限定されるものではない）。

- 明確に定義された主題
- 主題についての明確な所有権、又は権利
- 拘束力のある合意を形成するという当事者相互の意思
- 詐欺その他の欺瞞がなく、しかもどの当事者についても正当な機密保持の問題を犯すことのない、当事者間の適切な開示

以下、この 4 つの要件について簡単に考察する。

1.1 明確に定義可能な主題

有効な契約の必須条件は、その契約が履行されたかどうかを客観的な部外者が確認できるような形で、「対象物」を明確に記述することである。「遺伝資源」とは何か、またその他の重要概念が何を意味するかについて種々多くの見解があることから、この要素は、契約交渉者にとって ABS の重要な課題になる。当事者は、既存の原則及び実務を ABS 取引にどのように適用するのかを明示しなければならない。

従来の契約法では、この問題をいくつかのルールを使って処理している。このルールは正確な主題を明示するように設計されている。つまり、契約中にいくつかの重要要素が欠けている場合は、生じ得るあいまいな点を解決するルールを法律が提供し、契約の有効性と機能性が存続するチャンスを最大化するようにしている。これらの法律の大半は、財の数量、品質、条件もしくは種類が詳しく書かれていらない場合、又は当事者がこれらの点について推測をしている場合の対処方法を定めている³。

³ この問題は、Bhatti, et. al., eds. 2008. *Contracting for ABS: The Legal and Scientific Implications of Bioprospecting Contracts* (IUCN-ELC) の第 2 章 (Bhatti, S. and Young, T) で検討されている。

だが ABS の場合に最も生じやすい不確実性の問題は別の点に関するものであり、既存の国内契約法や国際通商条約では解決できないものとみられる。例えば、現在、ABS に関する各国の既存の国内法では、「遺伝資源」の定義が実に様々である。CBD の定義を正確に使用しているものもあれば、他の定義を使用しているものもある⁴。その上、これらの定義の多くは法律的に不正確である。つまり、その品目が「遺伝資源」なのか、それとも ABS 規定に従わずして譲渡できる別の種類の財なのかを、当事者、裁判所、仲裁人その他の者が客観的に判断することができない。

1.2 主題についての明確な所有権

契約の第 2 の必須要件は、契約の主題（契約の「対象物」と呼ばれることがあり）を提供する当事者が、その契約に基づいて要求される措置を取る権利を実際に有するよう確保することである⁵。例えば当事者 A がギザの大ピラミッドを当事者 B へ売却する契約を結んだとしても、この契約はおそらく効力を持たない。なぜなら、当事者 A がそのピラミッドを、あるいはそれを処分する権利を実際に所有することは、考えにくいからである。財であれ、サービスであれ、無形財産であれ、どのような種類の契約の主題についても、これと同じルールが当てはまる。

取引の相手が「対象物」の正当な所有者（又は所有者に由来する権利の保有者）であることの保証は、契約の確実性の必須要件である。買主が売主の所有権を確認せず、かつ売主がその財を実際に所有しておらず、又はその財についての権利を有しない場合は、「対象物」に関する買主、売主及び真の所有者の間の法的状況は次のようになる。

- 第 1 に、買主は、売主が「対象物」を売る権利を持たないことを知っていたか、又は知っているはずであった場合を除き、法律に違反したことにならない。
- 第 2 に、ただし買主は、契約に基づいて受領した「対象物」、又はそれについての何らの権利も、実際には持たない。

⁴ UNCLOS よりも前の文献には記述の混乱があり、「共有財 (common property)」、「万民の共有物 (things common to all)」、「共有財産 (common heritage)」、「自由なアクセス (free access)」といった用語が様々な形で使われている。海事法／海洋法の専門分野では、これらの用語のいずれもが、他のほんどの法律分野に共通している定義や用法とは異なることに注意しなければならない。この分野では、何らかの種類の法律上認められる財産的利益、又は何らかの財を基本とする法制度を記述する場合、「共有財」という用語はあまり使われていない。「共有財産」は衡平な継承及び保護のいずれの意味も含まないことが多い。また、「自由なアクセス」は、許された用途に利用することができる、というよりもむしろ、「無制限の利用」と同義であると思えるような使い方がされている。こういった用法は現在も続き、国内レベルで保全問題に対処する法制度など、他の法制度と海洋法とを統合する際の大きな障害となっている。UNCLOS とその協議におけるこの用語の使用をめぐる議論は、Colombos, J., 1968, *The International Law of the Sea*, 6th Ed. reprinted, London: Longmans Green & Co. Ltd. の 65 ページ、又は Churchill, R.R. and A. V. Lowe, 1999, *The Law of the Sea*, 3rd Ed., Manchester University Press の 204 ページ、あるいは Beslar, K., 1998, *The Concept of the Common Heritage of Mankind in International Law*, The Hague: Martinus Nijhoff Publishers にある。その他の状況におけるこの用語の使用をめぐる詳しい議論は、Brownlie, I., 1990, *Principles of Public International Law*, 4th Ed., Oxford University Press をはじめとする様々な書籍や文献にある。

⁵ 以下、本稿では、この権利を有する人、又は法人を遺伝資源の「所有者」という。ただし、多くの国では財の「所有者」と「財の占有者」を区別していることに注意しなければならない。国内法上、所有者ではない財の占有者が財の売却、又はその他の処分をする権利を有する場合も多々ある。本稿ではこの複雑な問題を扱わない。

- 第3に、買主が「対象物」を取得、使用、又は売却する場合、買主は真の所有者から訴えられる可能性がある。

真の所有者が「対象物」を取り戻す措置、又はその売却、又は使用から生じる利益もしくは収益の配分を求める措置をとれば、買主はその財、又はその財から得た利益を返却しなければならなくなる。買主にできるのは、売主から補償を求めることだけである。ABSでは、金銭的なリスクに加え、深刻な悪評を受け、「バイオパイラシー」と訴えられるリスクがある。売主に「対象物」を売却する権利があることを自ら確認できない買主は、基本的に、これらの損失のリスクを引き受けることになる。

1.2.1 財のカテゴリー

国は様々であり、どのカテゴリーの財が関わるかによって財の所有権を規定するルールも様々である。各国が各種の法的に認められる財を区分する方法は多様だが、所有の態様や管理の態様の規制上、通常次のように分類される。

- 不動産（土地、建物及びその他の固定資産）
- 動産（「人的財産」と呼ばれることがある）
- 天然資源
- 「知的財産」
- その他の種類の「無形財産」

所有権に影響を及ぼすもう一つの要因は、各「対象物」の「所有可能性」に関する各国のルールである。例えば、(i) 個人所有が可能な財、(ii) 国、地域社会もしくは部族の共有財産とみなされる財、(iii) 国家財産、(iv) 世襲財産 (patrimony) ないし所有不可能な財の区別がある。

「対象物」が所有され、所有者の権利が確定される方法は、どのカテゴリーの財が関係するかに直接に左右される。例えば、ほとんどの国では、国有財産（王領地、国家財産等）の譲渡をつかさどるルールは、他の財についての私的権利に關係する取引に適用されるルールと大きく異なる。同様に、大半の国には誰が「不動産」（土地、建物、道路、埠等）を所有するかを証明するためのルール及び実務がある。だが、これらのルールは動産の所有権を証明するためのルールとは全く異なる⁶。その上、この2つのカテゴリーの中には、個別のルールが適用される多数のサブカテゴリーがある⁷。

⁶ CBD の AHWG-ABS-5 に提出された「各国の国内法（適当な場合には財産法も含む）における遺伝資源の法的地位」と題する 2007 年の報告書 (UNEP/CBD/WG-ABS/5/5) は、国内の土地法のみに焦点を置いており、明らかに、ABS 契約が不動産の譲渡を対象とする国内法に準拠することを想定していた。ただしこの文書には、この想定の裏付けとなる明確な理由は述べられていなかった。

⁷ 動産を例にとると、大半の国の国内法には、(i) 自動車、(ii) 銃、及び (iii) 医薬品その他の物質について、所有権と譲渡を管理する特別なルールがある。

各種の所有権ルールの例として、次のようなものがある。

- 農作物、木材、(一部の国では) 土地に付属する物：これらは、時間とともに分類の性質が変わり得る種類の財である。このカテゴリーの取引に適用されるルールは、それがいつ、どのように、誰によって土地から分離されたかに応じて決まる。
- 天然資源：これも、特別な法律が適用されることの多い財の一種である。国によっては、天然資源の所有権が土地所有権や土地占有者の権利と密接に関係している(ただし同じではない)国もある。天然資源資産(水、野生動植物)の種類に応じてルールを設けている国もある。天然資源が土地所有者によって所有されず、あるいは所有者の権利が限られている場合もある。ほとんどの場合、土地所有者による自己の土地に所在する天然資源の取り扱いには特別な制限がある。多くの国では、土地所有権は天然資源の所有権と全く関係していない⁸。農作物と同様、天然資源は、いったん土地から分離されると、別のカテゴリーの財のルールの適用対象になることがある。
- 無形財産：ABSの大半の議論は知的財産権に集中しているが、「無形」財産にはそれ以外の種類のものも多くあり、大半の国ではそれらは特別法の適用を受けている。これらの法律は多くの種類の権利と財を対象としており、これには商業法人の持分、世襲権、将来の権利、地役権その他多くの種類の権利や資産などがある。この種の財は、国内法上どのように扱われているかという点で、ある意味、遺伝資源に非常によく似ていると言える。
- 用途の性質に基づいたルール：一部の国の法令では、財が特別な形で使用される場合に適用される特別なルールを設けている。この一例が植物遺伝資源に関する国際条約(ITPGRFA)で、食料用及び農業用に使われる遺伝資源について特別なルールを定めている。この条約を創設する際の国際目的は、食糧生産、食糧安全保障及び飢餓救済という重要な目的がABSによって妨げられないようにすることであった。

契約条項と権利は、どのカテゴリーの財が検討対象かによって大きく異なるものとみられる。一つの国の中でさえ、財産権の取り扱いに「標準的な」方法はない⁹。各国は、これらのカテゴ

⁸ このアプローチの例には次のようなものがある。(i) 鉱物権：多くの国では、鉱物の所在する土地を誰が所有するかに関わらず、鉱物権は政府が所有する。国によっては、鉱物権が私有財産の一種となっており、土地所有者以外の者が所有していることもよくある。鉱物の所有権が常にそれが所在する土地にあるとしている国も、少数だがある。(ii) 水利権：これも、水が通過する土地の所有権とは別に所有されていることがある。(iii) 樹木及び森林：多くの国では、樹木や森林が私有地にある場合でも、政府の許可なく伐採することはできない。(iv) 野生動物：これは財から財へと移動することがあり、また一部の国では、許可された場合を除き、たとえ土地所有者でも殺処分や捕獲ができない。

⁹ 自国の天然資源については、長年、国家主権が広く認められてきた。Mgbeoji, 2001。ただし1992年よりも前は、人、又は国が持つ何らかの種類の商業的権利であって、植物、動物、又はその他の生物相の自然に存在する種、又は品種の遺伝情報もしくはその他の特徴について支配権、所有権、又はその他の法的権利を及ぼすものがあることを示唆する法的文書はなかった。

リー中の資源をそれぞれの方法で分け、所有の権利と義務を様々に配分している¹⁰。各国この法律問題の調査には時間がかかるため、未だ誰も着手していない。しかし、答がないまま契約を進めることは、ABS 契約における法的不確実性を大きくする原因になる¹¹。

1.2.2 遺伝資源は財のどのカテゴリーに当たるのか？

ABS 契約に関する「対象物」の種類のうち重要なものに¹²、野生からの、又は地域社会の農業資源からの「遺伝資源」がある。CBD ができるまでは、これらの資源が一つの財とみなされたことはなかった¹³。遺伝資源は、いくつかの点で、大半の既存の財のカテゴリーとは大きく違っている。この違いゆえに、遺伝資源を法律上どのように取り扱うべきかについて意見が分かれたのである。こうした問題は一般に、各国が国内法で決定することである。法制史を通じて、財の所有権は主権国家の権利として強力に保護してきた¹⁴。

(各国の定義は各種各様だが¹⁵) 一見したところ、CBD 締約国の大半は「遺伝資源」が事実上すべての生物素材に存在すること、又は事実上すべての生物素材から抽出できることに同意する。生物素材のすべての試料を法律的に管理したり追跡したりすることは不可能であり、契

¹⁰ この問題は、本稿執筆の時点でもまだ包括的な分析を要する状況である。残念ながら本シリーズでは、現在の 5 冊の書籍中にこの種の研究を取り入れることはできなかった。

¹¹ この欠落が、ABS の実施を妨げるその次の重要な要素、一すなわち ABS が多国間のプロセスであるという事実ーと結びつく。第 15 条に基づくすべての ABS 取引には、それぞれ少なくとも 2 カ国が関わっている。それは「資源を提供する国」(以下、「資源提供国」と、利用者を管轄する国である。取引によっては複数の資源提供国に由来する資源が関係したり、利用者が 2 つ以上の国で操業していたり、あるいは様々な「中間業者」がいたりするため、2 カ国よりも多くの国が関わることもある。全ての国が CBD によって自国内の利用者に適した措置をとる義務を明確に負っていることから¹¹、ABS の実施によって、少なくとも 2 カ国（場合によっては数カ国）の国内法を適用しなければならないという立法上の悪夢を作り出される。この複数の国が関わるという性質上、ABS には実施上の問題が生じる。どの国も、利用者が資源提供国の管轄を離れた後に適用するという方法で、一国だけで ABS の実施を規制することができないからである。これは利用者に、資源提供国の ABS 要件を回避するよう促すような歪んだインセンティブになりかねない。Tvedt and Young, 3.5.3 及び 6.2.

¹² ABS では「対象物」が単に「遺伝資源」を含むにとどまらないことを忘れてはならない。ABS 契約のその他の主題には、(i) 利用者に供与される権利（許可される活動）、(ii) 遺伝資源へのアクセス、又は遺伝資源の利用と交換に供与される利益、権利及び義務、などがある。

¹³ CBD 以前には、「遺伝資源」という用語が法律文書で使われることはあまりなかった。植物遺伝資源に関する国際的申し合わせの中では、その多様性を保存するものとしてこの語に一般的に触れていた。ITPGRFA でもこの用い方が続き、CBD が「生物の多様性」というのと同じように、「遺伝資源」という用語を用いていた。CBD 第 1 稿の交渉担当者によると、当初、CBD の名称として提案されたのは「遺伝資源に関する条約」であったという。「遺伝資源」という用語は、もともとは現在の生物多様性の定義と同じ意味を持つものとされていたのである。(2008 年 5 月 19 日の Wolfgang Burhenne 博士とのインタビュー。)

¹⁴ 歴史上、財の分類、及び各カテゴリーに適用される法律の決定は国家主権の問題とされてきたため、国によって内容が大きく違うことがある。これは人権の場合も同じである。例えば Wise, S. M. 2005 *Though the Heavens May Fall - The landmark Trial that Led to the End of Human Slavery* (Da Capo Press) を参照。

¹⁵ 少なくともオーストラリア 1 国は、生物起源の標本を所有、又は占有する者が、そこに含まれる遺伝資源についての権利も所有する旨を示す形で法律を制定している。オーストラリア、改正 2000 年環境保護保全法、Statutory Rules 2000 No 181 (SLI 2006 No 131, Parts 8A, 9, 10 及び 17 の改正を考慮) を参照。オーストラリア、クイーンズランド州バイオディスカバリー法、2004 年 8 月 24 日 Act No 19、及び CBD の ABS 関連データベース <http://www.cbd.int/abs/measures.shtml> で閲覧可能なその他の文書を参照のこと。ただし上記の規定は、自然に存在する遺伝子について、その素材の権利所有者から許可を得ずに特許を取得する権利を明らかに認めているオーストラリアの特許法と整合性を欠くものと思われる。そのため、オーストラリアは 1 つのアプローチを既にとっているものの、それを自国の財産法に組み込んでいるとは言いがたい。

約に基づく遺伝資源の管理は、もっと具体的な問題に左右される。すなわち、

契約当事者は、遺伝資源が取得、又は利用されたのかどうか、それはいつなのか、またその取得及び利用が *ABS* 契約に従って行われているのかどうかを、どのようにして（どのような法体系を通じて）判断できるのか、という問題である。

契約当事者がこうした判断能力を欠く場合、*ABS* 制度は次の 2 つのアプローチのいずれかを取らなければならないと思われる。すなわち、(i) 十分な数の利用者¹⁶が自発的に該当情報を提供し、具体的な支払い、報告、又はその他の行為に合意しなければならない、あるいは、(ii) 資源提供国及び利用国（並びにその生物素材が採取されたその他の諸国）が、生物素材に由来する遺伝資源に関するすべての潜在的利用活動を監督するシステムを創出する、のいずれかである¹⁷。

1.2.3 *ABS* 制度における「財のカテゴリー」の取り扱い

ABS にとって最も重要な所有権問題については、まだ全体的な対応がなされていない。これについては次の 2 つの問題に重点を置いて検討することができる。

- (i) 遺伝資源（又は関連する権利）を誰が所有するかという法律的问题。つまり、利用者、研究者、又は仲介者にその遺伝資源を提供する権利を有するのは誰か。
- (ii) 遺伝資源（又は遺伝資源についての権利）の所有者はその資源（又は権利）をどのように移転するかという問題。その移転に誰も異議を唱えないようにするにはどのような種類の文書が必要か。

以上の問題に答えるのが難しいのは、何が遺伝資源で、それがどのように国内財産法の枠組みに適合するのかが不確実だからである。遺伝資源について、国内法上の定義を明確に選定している国はほとんどない。定義を明確にしているわずかな諸国の中でも、定義その他の法的選択は大きく異なっているようである¹⁸。

ほとんどの場合、遺伝資源の性質と財のカテゴリーを明確に結びつける条項はない。法的事

¹⁶ *ABS* 制度はもともと、資源提供国によるその資源の保全に報いるために、「衡平な配分」を確保する手段として、また継続的保全と持続可能な利用へのインセンティブとして提唱された。提供される利益が、規模その他の点で、そのようなインセンティブとなるのに十分かどうかが、*ABS* 制度の成功を測る尺度になり得る。

¹⁷ たとえ将来的に、資源提供国からの生物素材の移動をすべて管理できたとしても、これでその素材由来の遺伝資源の『利用』を実際に管理することはできないものとみられる。遺伝資源へのアクセスと利用の管理、又は追跡に関する提案の様々な面については、本シリーズ第 3 卷の Ruiz and Lapeña, 2007 で詳細に検討している。この利益分配と管理との乖離は、伝統的知識においても同様である。伝統的知識は様々な地域社会の中や大概は地域社会のメンバーの中に広く分散しているために、種に関する知識という最も神聖もしくは秘密とするものでさえも、その管理を利益分配の条件とすることは難しい。

¹⁸ 各国 *ABS* 法と、その中にある遺伝資源を定義する条項についての詳細な評価は、Cabera, J. and C. Lopez, 2006, *Addressing the Problems of Access: Protecting Sources, While Giving Users Certainty* (IUCN ELC)*ABS* プロジェクト第 1 卷、及び Tvedt, M. W. and T. Young, *Beyond Access: Exploring Implementation of the Fair and Equitable Sharing Commitment in the CBD* (IUCN ELC)*ABS* プロジェクト第 1 卷にある。

項として遺伝資源とは何かがわかつて初めて、それについて何ができるか、どのような法律がそれに適用されるのかが分かるのである。現在、この基本的な問題の扱いが各国間で統一されておらず、この問題をめぐる不確実性が機能的な法制度の創設に対する法的課題を提起する。

各国の財産法のいずれかの部分を「遺伝資源」に適用しようとするならば、ABS 契約に機能性と法的確実性を持たせるために、「遺伝資源」を各国の財の分類システムに当てはめることができ不可欠である。つまり、この制度には次の 3 つのオプションがある。

- 遺伝資源の所有権と遺伝資源に適用される法律のすべての側面に対処する、つまり所有権、移転及び適用のすべての側面をつかさどる完璧な法律によって新しい財のカテゴリーを創出する。
- 既存のどの財産法カテゴリーを遺伝資源に適用するかを世界全体で一つ決め、その後、CBD 締約国が自国内でどのようにその法律を適用するのかを定めるべく、国内レベルで関係ルールを策定する。
- すべての国に上記の決定を国内レベルで個別、具体的に行わせるか、又は新しい財のカテゴリーを創出させ、そのカテゴリーに関する財産法のすべての側面をカバーする法律を策定させる。関連国内ルールも策定するとともに、この法律を各国に出入りする遺伝資源¹⁹に適用するようする。

1.2.4 所有権の多重性

遺伝資源の所有権の分散性から、所有権をめぐる別の課題も生じる可能性がある。ABS に対する一部のアプローチでは生物標本の所有者がその「遺伝資源」をも所有しており、このアプローチによると、一つの亜種や品種の遺伝情報に対して何万、何十万の所有者がいることもあり得る。遺伝資源の所有権に対してこの理論をとると、亜種や品種のそれぞれに複数の所有国がいることになりかねない²⁰。

大半の財産所有制度の下では、所有可能な財にはどれも複数の所有者がいる可能性がある。複数の所有者がいる財の購入を希望する者は、その財の共同所有者全員から許可、又は承認を得なければならない。この許可はいろいろな方法で取得できる。全員が承認しなければならない場合もあるが、その財の譲渡を許可することのできる者として所有者のうち 1 名、又は数名を特定する法的文書に所有者が事前に署名していたり、当該文書を正式に採択したりしている場合もある。財が地域社会、又は政府の所有下にある場合、又は国家財産の一部とみなされる

¹⁹ 歴史上、法廷地国の財産法はその国の中で効力を有するが、その財に関する契約の有効性には影響しない。前掲脚注 14 に引用した Wise, 2005 を参照。

²⁰ これは、自然に存在する遺伝子に対する利用者の特許取得や、開発していない将来の利用に対する投機的特許の採用が認められている場合には、特に問題になるものとみられる。

場合は、当該譲渡が所有団体（国、又は地域社会）にとって金銭その他の最善の利益になることを確保するために、その財を売却、又は譲渡する地域社会、又は政府高官の特別な「受託」義務に対して特別のルールが適用される。

現在、契約を基盤とする ABS 制度は所有権の重複をどのように取り扱うかで一致していない。契約では、もっぱら単一の所有者との利益配分を扱うことが多く、これは利用者がその遺伝資源について、他の提供者個人や提供国がその資源から何らかの有用性を得ることを阻むような方法で特許を取得している場合でもそうである。利益がもっぱら一個人や一集団に渡るような現在の状況は、種及び生態系の存続を確保する保全や持続可能な利用などの活動へのインセンティブを限られたものにしている。

この制度にとっては、一つの財、又は資源に対する所有権の重複をめぐる基本原則を損なうことなく、遺伝資源の利用を可能にする方法を見つけることが重要である。それには、各 ABS 契約において、その正確な主題を明確に定義することが重要である。

1.3 拘束性についての相互の意思

契約のもう一つの主要要素は、契約による「拘束性についての相互の意思」という概念である。この問題はおおむね単純である。両当事者が、契約に拘束力を持たせるという意思を持たなければならないということである。普通、これは契約の文面によって証明される。

ABS では、提供者が「その標本採取に対する許可はその遺伝資源の商業的利用を認めたものではなかった」（つまり利用者、又は譲受人は商業利用を行う前に追加的許可を得る必要があった）と主張する場合に、相互の意思についての疑義が生じる。例えば「ケニア極限環境微生物」の事例では、当初の利用者は学術研究者であり、その後、その人物がその素材と研究成果を商業的利用者へ譲渡した²¹。提供者を代表して提出された異議では、ケニアは採取した標本の遺伝資源の商業利用を許可していないとの主張がなされた。契約法の下では、これは両当事者の意思が「相互的」ではなかったことになる。となれば、当初の標本採取の契約はその資源の他の利用を許可しなかったことになる。

契約では、意思の共有に加え、「強制されたものではない」ことが必要である。すなわち両当事者がともにその契約を締結するかどうかの「選択権を有する」と感じていなければならぬ。強制は、「交渉の余地のない」契約とも呼ばれる「附合契約」の利用によるなど、様々な

²¹ Young, T. Ed. 2008. *Covering ABS: Addressing the Need for Sectoral, Geographical, Legal and International Integration in the ABS Regime* (IUCN ELC)ABS プロジェクト第 5 卷所収の Mgbeoji, I. 2006. "Legal Case Studies: Analysis of Four Claims of 'Unauthorized Access and Misappropriation of Genetic Resources and Associated Traditional Knowledge'."を参照。

ABS プロジェクトの論文及び研究

形で起こり得る（これについては別稿で検討²²）。

1.4 適切な開示

契約法における最も難しい問題の一つは、誠実性及び「適切な開示」に関するものである。要するにこの問題には、詐欺その他の欺瞞的行為をしない絶対的な義務から、意図しない虚偽表示を回避する義務、バランスの取れた開示の義務に至るまで、広範な義務が含まれる。これらの義務はすべて、拘束力のある契約が存在するか否かに関する法的確実性に影響を及ぼす。

詐欺や虚偽表示による契約締結を禁ずることは絶対条件である。そうすることで、意図的な詐欺（「対象物」、又は契約中の様々な規定の意味について嘘をつくこと等）も意図しない虚偽表示（「対象物」、権利、又は各種規定について、実際に確認せずに陳述を行い、その陳述が推測ではなく事実であるという印象を与えること）も起らなくなる。欺瞞が意図的だったとみられる場合、その契約は無効になる。しかし、意図しない欺瞞だった場合は、その契約の運命はその他の要因によって決まることがある。

「開示の義務」は、これらの義務と密接に関係する。この概念の下で両当事者は、相手方当事者が単独では発見できない関係事実であって、その契約を締結するかどうかについて、またどのような契約条件が必要かについて相手方当事者が合理的な決定を行うために必要なものについて、「完全かつ公正な開示」を行う契約義務を負う。開示法の策定は非常に難しい。開示法では、各当事者の公正の義務と、企業がその情報を秘密にしようとする多数の商取引上重要な理由とのバランスを取らなければならない²³。このバランスが微妙であるため、商事上の開示要件は国によって大きく異なる。

ABSにおいては、契約上の開示の概念は「事前の情報に基づく同意」の要件に表れている。ABSに開示法を適用することの難しさは、科学的にも法律的にも主題が非常に専門的だという事実によって増幅される。一方の当事者が遺伝資源、遺伝学、関係技術、法的権利、国内政策、又はその他の基本事項について十分な知識を持つのに対し、他方はこれを持たない場合がある。契約交渉の一方の当事者が自己の提供するものの価値を理解していないなら、締結する契約は

²² 本稿と合わせて提出された Young, 「モデル契約と ABS」。(JBA 注) 本報告書の資料編(10)を参照。

²³ ABSでは、一部の開示論は時として、利用者が「完全かつ公正な開示を行わなければならない、すなわち遺伝資源、利用者が予定している活動、提供者と利用者の権利、その資源の価値等、提供者が知らないあらゆる事柄を伝えなければならない、と考える。これを大きく言うなら、この種のルールは企業にABS契約を締結する意欲を失させかねない。特に企業が、この情報の機密性を保護する提供者の能力に疑いを持つ場合はなおさらである。商業的バイオプロスペクティングの分野には、企業が「営業秘密」として保護する多くの種類の情報があり、その会社の競合者や他の研究者に秘密が漏れない限り、それはその会社にとって大きな価値を持つ。標本を収集している国や地域、収集している種といった非常に基礎的な情報でも、優位に立とうとする競合者にとっては多くのヒントを与えるものと考えることができる。例えば、場合によっては研究中の特性、実施中の研究プロセスの種類等をさらに明らかにするように要求されれば、当該利用者の独創的な研究の価値が失われかねない。一方、資源提供国がその権利を保護するには、こうしたデータが不可欠なのである。

公正なものにはならない。

他方、広範な開示要件は一部の利用者にとってリスク要因になる。遺伝資源が政府の財、又は国家財産である国では、当該法により ABS 交渉に市民がアクセスできるように定める可能性がある。どの遺伝資源が求められ、なぜそれらに価値があるかを多数の人が知ることができるように広く「営業秘密」が知られるようになると、その機密性を保護する効果的な方法は、法律中にはない。法律や契約は、この情報の移転を禁じることもできるが、故意にせよ故意でないにせよ、たとえ一人でもこの法律に違反すれば、秘密は保てない。利用者の競争優位喪失を補償するに足る救済手段はないだろう。したがって ABS は、営業秘密の曝露を最小限にとどめる必要性と、契約上の開示を最大化することとのバランスを取らなければならない。このバランスが適正でないと、利用者が ABSへの参加を拒むことになりかねない。

2. 制度の有効性に影響するその他の実務的要因

多数の ABS 契約を分析した最近の研究では、上記の ABS の基本契約要件適用に伴う課題に加えて、その他いくつかの要因が契約リスクの主要な要素として特定されている。

- a) 監督能力：利用者が契約を遵守しているかどうかを提供者と他の当事者が自信をもって確実に知ることができるような単純なメカニズムがある場合、ABS 契約は提供者にとって機能的、利用者にとって効率的なものになる。運用能力には、提供者（当局者、又は個人）が関連要因を観察し、遵守状況を監督、確認し、遵守を強制するための物理的、法的及び技術的な能力が含まれる。
- b) 客觀性：監督システムが機能し、利用者にも提供者にも利益を提供するためには、測定可能で明確な基準と要件に基づいた監督システムでならなければならない。
- c) 不遵守の影響：遺伝資源利用者の多くが ABS 要件を遵守しなければ、契約を基盤とする ABS 制度には悪影響が及ぶと主張する者もいる。不遵守の程度は確認が難しいが、調査や研究からは、一部の利用企業や研究者が ABS を回避しているか、又は ABS が自分たちには当てはまらないと考えていることが示唆される²⁴。これはつまり、利用者や研究者（ABS

²⁴ これらの研究レポートは以下に発表されている。

- Holm-Müller, K., C. Richerzhagen and A. Täuber. 2005. *Users of Genetic Resources in Germany*. BFN-Skripten 126. ドイツ連邦自然保護庁。
- Hubert, P and S. Hernandez. 2005. "Evaluation économique de l'utilisation des ressources génétiques en France." 中間報告書。
- Latorre, F. 2005. *Review of the Experience of Implementation by UK Stakeholders of Access and Benefit-sharing Arrangements under the Convention on Biological Diversity*. ロンドン：環境食糧農林省（DEFRA）、キュー王立植物園。
- Dedeurwaerdere, F. and C. Frison. 2006. *Infrastructures publiques et régulations sur l'Accès aux ressources génétiques et le Partage des Avantages qui découlent de leur utilisation pour l'innovation dans la recherche des sciences de la vie: Accès conservation et utilization dela diversité biologique dans l'intérêt général*. Service

規則を遵守している者)の中には、その競合者(遵守していない者)よりも多額の費用と時間をかけている者がいるということになる。

- d) 動機付け: 法制度を作りたいという希望は、時として規制を受ける者から出されることがある。動機付けは、制度の機能性にとって重要な要素である。どの国も、行政による監督と警察活動をベースにして ABS 要件を課すことはなさそうである。大半の法制度と同様、当事者や関係者にこのシステムに参加しようとする動機があれば、ABS が円滑に運用される可能性は高まる。

3. 国内契約法

契約を基盤とする制度を作るに当たって最初に必要なことは、ABS 契約に確実に法的効力を持たせることである。これは、ABS 契約を確実に強制できるようにしたい提供者と、極めて明確な基準(ABS 契約が該当する要件を満たし、有効かつ公正であることの証明に利用できる明確な「義務と禁止事項」のリスト)を必要とする利用者の双方にとって重要である。

以下で考察するように、契約法は法的確実性の重要な構成要素である。契約法は、交渉の共通基盤の存在を保証し、後に契約紛争が生じた際の法的拠り所が存在するという知識を提供する。この後ろ盾がなければ、国際通商ははるかに難しいものになる。当事者は、契約が破綻した場合にケースバイケースで保護を提供する他種の保証²⁵を取得しなければならなくなる。民間のケースバイケースの保証が必要になることは、一部の関係者集団のみを保護することになり、衡平を欠くことになりかねない。したがって、ABS が法的確実性のあるシステムを創出することが必要である。一般にこうしたシステムでは、ABS を既存の契約法に組み込むか、又はすべての契約要素、課題、又は目的を含む ABS のための契約法制度を策定するかのどちらかが必要になる。

契約法の基本原則は、様々な契約の種類ごとに違った問題を突きつける。例えば合法的なソフトウェアに関する契約は、農産物の売買契約とは大きく違うのが普通である。小麦売買の当事者がソフトウェア契約をモデルに交渉すれば、最終的に法的拘束力のある契約はできるかもしれないが、多くのわかりにくく不要な規定を含み、契約の履行をはるかに容易にするはずの重要なポイントが抜けたものになる可能性が大きい。要するに、小麦取引には当てはまらない

Public Fédéral Santé Publique, Sécurité de la Chaîne Alimentaire et Environment, Belgium Environmental Directorate.

要するに、自選による少数の調査対象者は一般に、自分たちが ABS に拘束されないとと思っていると報告しているが、その結論を裏付ける法律的な研究や分析は報告されていない。

²⁵ こうした保証を取得できるのは、当事者が金銭の支払いや措置に対する約束の「担保」としてモーゲージ、又はその他の財の質権を差し入れる場合、契約違反の際に発生する損失に対して保険に加入する場合、第三者エスクロウ預託もしくはその他の取り決めや他の措置を実施する場合である。場合によっては「自助」の形をとる保証もある。例えば相手方当事者が支払いを怠った場合、売却した資源の回収や返還請求が可能だと当事者が確信する場合である。

リスクに対処し、小麦取引に極めて重要なリスクに対処せず、あるいは重要なリスクの配分が欠落した契約になる。それゆえ、新たな主題が登場して新たな種類の契約が誕生するときは、当事者がそのリスクとその契約に最も重要な規定を理解する必要がある。この理解が、経験のプロセスを通じて、あるいは立法上の合意を通じて、やがては契約法に反映されるようになる²⁶。現代の商業実務の変化は速く、各国は法律を通じて新たな契約上の課題に対処するよう迫られている。

ABS の法律、政策及び実務は歩み始めたばかりであり、ABS 契約の守秘義務が障害になって、様々な国の経験を出しあって標準的な ABS 原則を見きわめるのを妨げている²⁷。国際的制度の交渉者、国内法立法者及び裁判所が ABS 概念の法律的及び商業的意味を具体的な形にするまで、ABS 取引の当事者は、かなり長く詳細な契約を採用しなければならないと思われる。基本的な課題が明確になれば、契約と交渉の双方を無駄のない簡潔なものにすることができるはずである。

契約法を ABS に適用することを検討する際の最初の問題は、契約法のどの必須要素（上記 1.1 項に記載）が ABS に関して特に問題になるのかを判断することである。2 つの理由から、これらの要素がすべて満たされていることを確認する明確な基準を持つことが重要である。第 1 の理由は、それが関心のある最も重要な分野に対処したかどうかを当事者が判断するのを助ける一種の「チェックリスト」になるからである。その一例が所有権や権限の問題である。当事者がその契約の下で措置を講じる権利、又は権限を有することを確認できる限り、契約の文言は問題にならない。同様に、契約がその契約の主要要素を構成する財、権利及び義務について明確にしていないならば、紛争の可能性が高まるものとみられる。

3.1 一般則

契約法は必ずしも契約に必要ではないことを忘れてはならない。契約運用の結果や方法について当事者と影響を受ける者全員に不満がないなら、契約に必要な要素のすべてが含まれているわけではないという事実（第 1 部で説明）、及び裁判所による執行が不可能という事実は重要ではない。何らかの重要な利益の促進を目的に、両当事者が普通に自発的に契約を締結したとすれば、契約当事者は通常、契約を遵守する意欲を持つ。

契約の運用中に異論や問題が生じた場合、通常、その最良かつ最も効果的な解決手段は共同

²⁶ 比較的新しく発達途上にある契約と主題の種類には、コンピューターソフトウェア、商業目的で録音された音楽の電子的譲渡などがある。

²⁷ これまでに締結された「ABS 契約」の大半は、契約中のいかなる部分も第三者に開示してはならないと定める契約条項に基づき、機密とみなされている。(Bhatti, et al. Eds. (近刊) *Contracting for ABS: The Legal and Scientific Implications of Bioprospecting Contracts*. IUCN-ELC. ABS シリーズ第 4 卷所収の Bhatti, S. and T. Young, 2009 第 1～3 章参照。)

の協力的なプロセスによる解決である。極めて不正確で不明瞭な契約であったとしても、双方の当事者とその他の影響を受ける者と²⁸が契約を機能的で満足のいくものにしようとして協力すれば、それが現実になるのである。

すべての契約紛争がこのようにして解決できるわけではない。必然的に、当事者間で妥協点を見出すことができない場合が生じるが、その場合の選択肢はいくつかある。例えば調停及び仲裁が考えられるが、これは当事者が、(i) 事前（契約条件として）、(ii) 問題、又は紛争が発生した時点、のいずれかの時点で合意すれば可能になる。この選択肢をとることができない場合には、契約紛争を裁判所に持ち込むことも可能である。

契約法及び商法は、以上のいずれの状況においても支援を提供できるように設計されている。非公式なプロセスにおいては、契約法は、指針と「標準的アプローチ」の両方を提供する。同様に、仲裁人及び調停人による契約紛争解決作業の根拠も提供する。当事者も仲裁人も、契約書面上で合意していない問題については、適用される契約法の標準的想定に従うことを了解している。紛争が裁判所に持ち込まれれば、詳細な法的分析を受けることになる。この場合でも、当事者が最も可能性の高い訴訟結果を査定できれば、契約リスクは最小になる。

これらの法律のほとんどは、当事者にとっての「セーフティーネット」（安全策）として運用される。法律は、契約中に別段の定めがない限り、一定の要因の取り扱いを規定する。当事者は法律規定に優先する他のオプションを選択することができるが、それは契約中に明確で完全な記述がある場合に限られる。こうしたセーフティーネットは、法律においては契約の有効性を最大限に高めるツールとして非常に重要である。セーフティーネットの想定を不明瞭で執行できない契約に適用すると、その契約を保護し、運用可能性を維持することができる。契約法で当事者のリスクがなくなるわけではないが、そのリスクを明確にし、解決を可能にする。

3.2 法慣習

「法慣習」とは、業界で一般に認められた実務、又は特定の種類の契約が締結され、利用され、解釈される方法をいう。正式に採択された契約法に加え、法慣習は時として、ある種の契約で利用できるもう一つの「セーフティーネット」を提供することができる。法慣習は契約法と同じ方法で運用される。すなわち、契約がその必須要素の一つを明示していない場合、当事者、調停人、仲裁人、又は裁判所は「その業界の慣習」を用いてその欠落を埋めることができる²⁹。

²⁸ 契約にはそれぞれ、当事者のほかに、その契約に関与し、又はその影響を受ける第三者が存在する。「対象物」が国家の資産、財産、又は政府の財その他の資源である場合には（ただしこの場合に限らず）、特にそう言える。

²⁹ 例えば日本法は、「法令中の公の秩序に関する規定と異なる慣習がある場合において、法律行為の当事者がその慣習による意思を有しているものと認められるときは、その慣習に従う」と明示する。日本民法第92条。（Visser ‘t

現在のところ、ABSには一般に認められている慣習的実務はほとんどない。一般に認められた慣行を有する産業のほとんどは 16 年よりもはるかに長く続いており、これを考えれば³⁰、ABS に慣習的実務がないことは別に異様ではない。「遺伝資源」の概念は、大半の国の法律や裁判所ではまだ扱われていないのである³¹。したがって、裁判所が何らかの実務や規定を ABS の下での「慣習的実務」と認定できるだけの十分な証拠はまだない。

3.3 契約に関わるその他の法令

長い時間をかけて、特にここ 75 年の間に、契約法は大きく変化してきた。当初、上に述べた法的確実性の概念は、契約法の主要な特徴であった。契約法の主目標は、商業活動を推進し規制する手段としての私的契約の利用を拡大、振興することであった。しかし長い間に、政府による契約の監督には他の目的も加わった。例えば消費者保護、他の非商業部門に不安定性を招くような活動の防止など（承継、社会的原状回復、マーケティングに加え犯罪行為の管理まで含む）である。このような問題に対処する法令や原則が存在する場合には、契約すべてにそれらが適用される。これらの法令の大半は、衡平、公正及び安全（おそらく ABS 契約にも適用されることになる原則）という目的を推進するためのものである。

したがって、各国において他の非常に多くの国内法を検討する必要がある。これには消費者保護法、長期にわたる契約に適用される特別法³²、反トラスト法、一定の民族集団及び地域社会に対する特別な保護のための法律、その他の商業実務に適用される法律などがある。これらの法令及び原則の適用に当たっては、国内で徹底した研究を行い、他の機関と協力して活動することが必要になることが多い。

基本的な契約法と同様、これらの法律は国によって大きく異なり、国家主権と一体的な関係を持つ。契約を基盤にした ABS 制度を構築するには、これらの法律規定をすべて多数の国で横断的に考慮するか、諸国の特定の合意を優先させるかのいずれかを行わなければならない。

Hooft, 2002 の翻訳)。判例時報 1045 号 105 頁、アサヒ書籍販売株式会社対スズキタカシ、サイジョウカンジ事件を参照（東京地方裁判所、1982 年 9 月 30 日）（裁判所は当事者間の教科書雑誌販売の 20 年契約を、この種の契約は慣習上こうした長期にわたるものではないとして無効とした。）。Visser 't Hooft, 2002 の 24 ページによると、「これは一定の状況下で慣習が重要な法源になり得ることを意味する…これには、正式な法律と社会の現実とのギャップを埋めるための重要な機能がある。成文法と矛盾しない広く認められた商慣習は、裁判所にその支持を求めることができる法的義務を生成する可能性がある。」

³⁰ 法的実務及び法原則は緩慢なペースで発展する。ABS は、他の大半の法律に比べて新しい現象だと言える。対照的に、契約法や財産法は何世紀にもわたる持続的なプロセスを経て進歩した。

³¹ 本稿執筆の時点で、直接 ABS に言及した正式の法律を有する国は 40 カ国に満たず、18 カ国ほどが機能的な ABS の法体系の要素を採択している。必要な要素全部を採択した国、又は第 15 条に基づく法的義務を全面的に満たした国は、ない。したがって、ABS 契約における産業界の実務を特定する取り組みは限られたものであった。こうした数少ない持続的取り組みの一つに WIPO データベースがあるが、これが世界中から集めたのは 50 足らずの文書であり、そのいずれもがまだ司法の検証を受けていない。前掲 Bhatti and Young.

³² この法律は時として「永久拘束禁止則」と呼ばれ、当事者、活動及び要求事項が数十年あるいは数世代にわたって存続するような契約の利用を制限する多数の国に見られる。

4. ABS 制度における契約法

要するに、契約を基盤とする ABS 制度に基本的な契約法を適用するには、まず次の交渉を行わなければならない。

- (i) 遺伝資源の所有権の性質に関する決定、及び契約では容易に対応できない ABS 関連事項に対処するために特に合意されたいくつの原則を採択する。
- (ii) どのカテゴリーの財産法を遺伝資源に適用するかを決定する。
- (iii) 遺伝資源に適用した場合に所有者の権利をあいまいにするような問題を明確にするために、国内財産法を検証する³³。

他の多数の文献で考察しているとおり、ABS の基本概念は、未だ商法の適用に必要な詳細なレベルまでは明確化されていない。要するに法律は、当事者やその他の者が「対象物」と提案された用途を見て、そこから「これは遺伝資源の利用のための契約か?」という間に答えられるくらい明確でなければならない。その上、法的確実性はこの問への答えが客観的で、政府高官、NGO、他の当事者、仲裁人、又は裁判官によって再現可能であることを要求する。そのためには例えば、その品目が「遺伝資源」であって単なる生物資源ではないという証拠として受け入れられ、適用されるような一連の明確で確実なルール、指標及びその他の証拠事実が必要である³⁴。

³³ 多くの国は二重アプローチを探っており、遺伝資源の私的所有権を認めつつも、その資源を譲渡する場合には事前に政府の許可を得ることを所有者に要求する。これらの要求も、国内契約法、財産法及びその他の法令との調整を図らなければならない。この困難な作業は、難しいかもしれないが、ABS を無駄のないものにするための重要な要素である。

³⁴ いくつかの分析によると、ある資源を見てそれが「遺伝」資源か「生物」資源かを判断するよう、この種のルールを作ることは不可能だという。これらの分析では、その代わりに活動案を詳しく検討し、それが「遺伝資源の利用」に当たるかどうかを判断するシステムを要求している。

(9) 契約と国際私法—ABS に関する国際的制度との関係*

目 次

1. 序論：契約法、PIL 及び ABS 制度
2. 多国間契約—「国際私法」の概念
 - 2.1 PIL の定義とその他の概念
 - 2.2 事例
 - 2.3 IL の構成要素
 - 2.3.1 管轄権
 - 2.3.2 法の選択
 - 2.3.3 判決の執行
3. 準拠法
4. 国際的な通商条約
5. 国際仲裁と PIL
6. PIL と ABS 制度の不足部分

本稿では、「国際私法」(PIL) の概念と、PIL が ABS 制度の契約に基づく要素に果たす役割を検討する。これは、交渉で提起された法律上及び実務上の重要問題の一つである。これまで、PIL が既成の法的措置の骨組みを提供することから、ABS 交渉者らが「一から作り直す」必要はないと言われてきた。しかし実際、PIL に対するこの見解は正しくなく、有用でもない。将来の ABS 訴訟においては、PIL が重要なツールになろうが、事実と研究から明らかになるのは、PIL が契約、救済、法的手続き及びあるいは各国、政府機関、企業又は個人の権利等、いかなる主題についても実体法を提供しないということである。国際私法は、交渉の「近道」として利用できる既存の法体系というよりむしろ一つの重要な法律概念であり、ABS 制度文書が採択された際には、必ずこの制度がすべての国や利用者にも提供者にも公平なものとなり、関連するあらゆる種類の状況下で機能するものとなるように、制度文書の起草者たちが慎重に検討しなければならないものである。

本稿は、PIL が契約に基づく国際的な ABS 制度に果たす実際の役割を理解できるように、PIL に関する諸事実を以下の 5 点を中心に短くまとめたものである。

- (i) 契約法全般の問題点と不確実性
- (ii) 「国際私法」(PIL) の概念
- (iii) 契約の「準拠法」の規定が果たす役割

* 原文は、“Contracts and Private International Law – Their relation to the International ABS Regime”、筆者：Tomme Rosanne Young、2008 年 9 月 12 日寄稿。

- (iv) 契約問題に関して国際協定が果たす役割
- (v) 国際仲裁が PIL に及ぼす影響

結びとして、ABS 制度に存在する不足部分とそれらが PIL に及ぼす影響及び逆に PIL がこの部分に及ぼす影響について簡単にまとめる¹。

1. 序論：契約法、PIL 及び ABS 制度

ABS 交渉における PIL の議論は、新しい制度及び/又は現行法で契約の執行と解釈の問題を解決する方法を論じるなかで起きたものである。この議論では、現行 ABS 法と各国の現行の契約法は ABS 契約の拘束力のある執行や解釈には十分ではないかもしれないが、この欠陥は「国際私法」で埋めることができるとされてきた²。したがって、ABS 契約に対する PIL の適用を検討するには、まず ABS 契約に関する法律の現況を熟慮しなければならない。

契約と契約法に基づいた ABS 制度の創出にはいくつかの課題がある。その大半は、法的確実性という基本的な問題と契約が機能する方法に関する。商法や契約法の専門家ではないほとんどの人にとって、契約法を新しい種類の契約や新しい種類の財に適用する際の難しさは分からぬ。しかし、別稿で考察したとおり³、ABS 契約が「有効」と見なされる（つまり、裁判所や政府機関に法的に認められる）ためには、解決しなければならない法的な問題が多数ある。ABS 契約が契約法の基本要件をどのように満たすかについて、特に明確にする契約実務集が必要だということもその一つである。ほぼすべての国では、法律と当事者が以下の両方を正確に知ることができる契約条項は、十分に具体的であるとされている。

- その契約に基づいて供与される遺伝資源の所有者は誰か？（この間に答えるには、ほとんどの国が遺伝資源とは何か、財産法のどのカテゴリーがそれに適用されるか、誰がそれを所有するかを正式に決定する必要がある）
- 当事者は誰か（つまり、契約に署名する人又は団体は、所有者、権利保有者もしくは政府の代理として、又は契約に基づいて支払い責任があるかもしくは他の行動をとる責任のある企業の代理として、行為する権限を与えられているか）？

契約法のその他の基本的な要素は、契約が作成された方法に關係する。どの国にも、何らか

¹ 注：本稿中にあるまとめは、徹底した法的分析というよりむしろ基本的な理解を提供するためのものである。したがって本稿では、ABS 契約に関する目標と期待、契約法の進歩又は ABS 特有の要素に焦点を当てることとし、ABS 論争や利害関係者の様々な立場を残らずまとめることはしない。

² 同じような議論は、利用者が、その遺伝資源の元々の由来である野生又は地域社会の農業の所在国の ABS 要件に従わずに遺伝資源を取得して利用する場合、当該利用者に対する執行に関してなされてきた。こうした主張に関する考察は、本稿の対象に含まない。但し、後掲第 2 部に示すとおり、PIL の問題は契約の議論と同じ状況にある。

³ Young, T., "ABS Contacts and the Quest for Legal Certainty". 本稿とともに提出。

の種類の法律、実務又は規制システムがあり、それによって(i) 契約当事者を詐欺や虚偽の申立てから保護し、(ii) 当事者が自由に契約を締結したことを証明し、(iii) その他の当事者を私的契約から生じる不適切な影響から保護する。さらに、各国は商業その他の関係に適用されるその他多くの種類の法律を採用している。こうした法律は多種多様な目的を持つ。その中には、消費者保護法、反トラスト法、長期契約に適用される特別立法、一定の民族集団や地域社会の特別な保護のための法律、及びその他の商習慣に適用される法律が含まれる。

現在、何らかの ABS 法を採択している国は極めて少なく、そのうちで契約法、商法及びその他の法律をどのように ABS に適用するかを定めている国は皆無である。ほとんどの国では、ある資源を見て、それが遺伝資源かどうかを客観的に判断することは不可能である。

契約が多国籍になると、つまり、当事者の一部が別の国の出身であるか、関連する活動が提供国とは別の国で行われる場合、各の国内におけるこの契約法の不確実性が増大する。CBD の下では、ABS はもっぱらこの種の多国籍状況を指し示す。CBD 締約国は、遺伝資源の国内使用を規制するよう要求されていないが、多くの国はそれを規制している。

2. 多国間契約ー「国際私法」の概念

PIL に関する ABS の議論は、PIL が ABS 制度の不足部分を埋めることができるという点を中心になされてきた。残念ながら、以下で論じるように、PIL がその期待に応えることはできない。しかし PIL は、ABS 契約及び関連契約法に統一性がないという ABS 制度最大の難題には大きな影響力をもつ。あらゆる国からの当事者に公正に機能する国際的に認められた制度を開発するに当たっては、PIL の概念を理解するとともに、2 カ国以上の人、政府機関、企業、財産又は事業の関わる事件や紛争が裁判所に持ち込まれた場合に、裁判所がこれをどのように処理するかを理解することが、非常に重要になる。

ABS に関する法律規定は数多くある (ABS 法、各種財産法、商法や契約法など)。これらの規定は国ごとに異なる。こうした相違は、国内取引 (利用者、提供者がその国内におり、遺伝資源活動がその国内で発生する) には大きく影響しない。この場合、事件の判決には、一国の法律、裁判所及び訴訟手続きだけが適用されるからである。それゆえ、ABS 契約に関するすべての国が関連法や政策、指針などを採用している場合には、ABS 制度の機能性が未だに保証されないことになる。この場合、どの国の法律をどのように適用するのかという新たな問題が生じるからである。

以上の問題は ABS にとって特に重要である。CBD 第 15 条は「国際的な状況」にのみ適用される。つまり、(a) 遺伝資源の利用者の国籍が提供者の国と異なる場合、(b) 遺伝資源が提供

国と異なる国に持ち込まれて使用される場合のいずれかである⁴。

したがって、ABSに関する国際的制度の交渉では、大半のABS契約のように複数国に関わる事件や訴訟請求において、裁判所、仲裁人、政府機関、当事者その他の者がどの法律を適用するかを決定する方法を定める規則を検討する必要がある。法律的には、このプロセスは「国際私法」（「PIL」）として知られている⁵。PILは法律分析の非常に複雑な集合体であり、細部まで理解するのはとても困難である。契約や紛争に2カ国以上が関わる場合には⁶、その契約や紛争の国際性から生じる特殊な法律問題や複雑さにどのように取り組むのかを裁判所が決定する一助とするために、必ずPILが適用される。こうしたルールや問題の中には、ABSに特別な課題を課すものがある。

本稿は、PILの原則を詳細に伝えようとするものではない。しかし、たとえ要約であっても、文中のPIL問題の議論を完全に理解するには、別稿に簡単に説明してまとめたABSに関連する国内法、契約法の課題や問題点について多少の知識が必要である⁷。以下ではPILの重要な要素に焦点を当てるが、そのほか、当事者がPILから導かれる結果を変えようとして用いる一種類の契約条項（「準拠法」）、さらには国際的な法律文書が果たす役割、PIL概念でいう「国際仲裁」についても簡単に説明する。

2.1 PILの定義とその他の概念

この「国際公法」という用語は、「国際的に認められた契約法の一体系である」という誤った印象があることから、ABS議論で誤って使用されることがある。実際、これは本当ではない。個人や民間企業の行為、あるいは地方政府機関の行為についてさえ、それを直接治める国際法

⁴ 一部の国は、自国の遺伝資源の国内利用に関してABS対策を導入しているが、生物多様性条約ではこれを義務付けていない。現在までのところ、ABS契約事例研究の大半の議論は、国境を越える契約の場合（利用者が提供国以外の出身）を中心としている。わずかに例外もあるが、その大半は米国企業による米国内の遺伝資源のバイオプロスペクティングに焦点を当てている。ABSの事例研究は、CBDのウェブサイト（<http://www.cbd.int>）やその他の情報源から入手することができる。

⁵ 国際公法（「法の抵触」又は「準拠法の選択」とも呼ばれる）については数十、おそらく数百の主要な協定がある。読者がこれらの問題に関する詳細研究に簡単にアクセスできるように、本稿では主に、現在公刊されオンライン情報源で入手可能な4冊のテキストから関連議論を引用する。North, P. and J.J. Fawcett. 2007. *Cheshire and North's Private International Law*, 13th Edition. Oxford University Press ; McClean, D. and K. Beevers. 2005. *The Conflict of Laws*. Sweet and Maxwell, London. Cook, J. *Logical and Legal Bases of Conflict of Laws*. Harvard University Press. Briggs, A. 2008. *The Conflict of Laws*. Second Edition. Oxford University Press. Spenser, et al. 1996. *The Doctrine of Res Judicata*. Third edition, 1996. この他にも多くの参考資料や専門書があるので、関心のある読者には喜んで推薦したい。

⁶ さらに、連邦国家では、国内の複数の州や省の当事者や活動が関わる契約に対処するために、準拠法及び法の選択の原則が策定されることがある。

⁷ 本稿とともに提出したYoung, T,『ABS契約と確実性の追求』を参照。

はない。国際法は、国家や政府によって合意される必要があり、その後に国家や政府がその法律を施行して、自国の国民や管轄域内のその他の人や団体に適用する。国際協定が諸国に対し、ある行動を禁止又は要求する法律を採択するよう拘束することはよくある。だが国際法は、個人や企業がこの法律に違反したとしても、それに対抗する法的措置の根拠として直接援用することはできない。こうした法的措置は国内法の下で提起されなければならない。当該法的措置は、その国で採用されているすべての法律規定に従う。すべての私的な法律問題を含め、こうした者に対抗する法的措置は、国内法を適用する国内の裁判所で提起される。私人及び民間企業に関わる審理を行ったり、それらに対抗する法的措置を執行したりする法的権限を有する国際裁判所その他の機関は存在しない⁸。

したがって、国際的制度の下でさえ、契約紛争は国内法で対処しなければならない。当事者にとっても、裁判所にとっても、政府にとっても、契約紛争が非公式に（私的な交渉又は私的に契約した仲裁を通じて）解決されるほうが通常は望ましい。それが不可能な場合、執行の法的措置は国内の裁判所又は政府機関で開始することができる。その事件が 2 カ国以上に何らかの関係がある場合には、裁判所又は政府機関はまず、「この事件の各局面にはどの国の法律を適用するのか」という問題の答を出さなければならない。

PIL は、この基本的な問題を解くために用いられる法律分析システムであり、以下のように説明されている。

[PIL]は各国の私法の一部であって、「外国要素」[つまり]「法廷地」[その問題の判決が出される国]のものではない法体系と何らかの接点がある要素を持つ事例を扱うものである。

こうした外国要素はかなり一般的なものであり、外国の企業や当事者と契約を結んだ場合、契約が外国で履行されることになっている場合、外国で不法行為が犯された場合、財産が外国にある場合、又は紛争当事者の 1 人が外国の出身又は外国にいる場合に[常に発生する]⁹。

主権を有する政府として、各国は外国法を適用するか否かについて完全な裁量権を有する¹⁰。

⁸ 契約は、裁判所と関係を持たない場合に限り、真に「国際的」であり得る。つまり国内法の適用を避けるために、当事者は紛争解決に非公式な手続きを利用しなければならない。問題を民間の仲裁又は調停を提供する国際組織に付託する場合でさえ、当事者は最終的な仲裁判断又は調停結果を自発的に遵守しなければならない。あるいは、後掲第 4 部で論じるとおり、不満をもつ当事者はあくまでも国内法に基づいて、契約又は仲裁/調停の結果の執行を求めることができる。

⁹ McClean and Beevers。前掲脚注 5。

¹⁰ この原則は極めてしっかりと確立しており、それを論じる事例のほとんどは日付が 18 世紀である。この問題の包

裁判所や政府機関は、自らの意思決定プロセスに外国法の適用を認められている場合、判断を行う際に各国の法律、政策及び訴訟手続きを用いるが、これらには PIL の原則が組み込まれている。どの国でも、PIL の分析は困難だが、それは PIL が単一の法令にまとまっていることが多いからである。著名な PIL 学者が言うように、「PIL は独立した法律ではなく...、随所に分散している。何らかの手続きや事件、契約あるいは行政手続きの途中で始動する。」¹¹

国際的なレベルで PIL が更に複雑になるのは、各国の PIL のルールが異なるからである。PIL ルールは各国の政策や統治理念で決定されるのであって、国際法によって決定されるのではない。したがって、一般的又は世界的な「PIL の原則」の論議は、すべての国的基本的な（組織や運営に関する）法律を数多く分析した場合を除き、正確ではあり得ない。

このように、PIL は具体的な一連のルール、あるいは合意されたルールではなく、プロセスである。PIL は契約概念ではない。PIL は離婚、犯罪、傷害、商法及び財産法を含むあらゆる種類の訴訟事件や、国境を越える多くの種類の許可と証明の相互関係に等しく適用される。これが可能なのは、PIL に実体法が含まれないからである。PIL には現実の主題に適用されるルールや規則がない。その代わり、ある訴訟に 2 カ国以上の当事者、財産又は活動が関係する場合、その訴訟の局面ごとにどの国の実体法を採用するのかを決定する法体系のみを提供する。

2.2 事例

PIL の法的分析は非常に複雑である。その複雑性をいくつかの例を使って示すことにする。

最初に、国ごとに異なり、財産の所有や譲渡に影響する一般法の単純な例を考えてみる。

イギリスで、ある訴訟の関係者が、何年も前に外国で結婚し、最近死亡した男性の未亡人であることを証明するよう要求されたとする。結婚式は、それが執り行われた場所の法律に従って一定の手続きを経ているものの、おそらく....1949 年英國婚姻法....の正式な要件を満たしていなかった。...同法を適用すること[及びそれによって未亡人に同人の権利を否定すること]は...正義を曲げることになる¹²。

同時に、イギリスの裁判所が、他の財産所有に関する法律をその夫婦が所有するイギリスの財産に適用することもまた法律的に不可能だと思われる。これをして、その男性の配偶者、子、彼に貸し付けを行っていた銀行などにも不公正になる可能性が出てくる。このように英國法では、この女性の婚姻や故人の財産に対するこの女性の基本的権利に関してどの法

括的的研究は Hartley, C. 1996. 45 ICLQ 271 にある。

¹¹ McClean and. Beevers。前掲脚注 5。

¹² North.,and Fawcett。前掲脚注 5。

律が、外国法あるいは国内外の財産に対する債権者の権利に適用される法律に基づいて判断されるべきかを決定する法令や訴訟手続きの中に、PIL の概念が組み込まれている。

もう一つ、PIL がどのように契約法に適用されるかを示す例を挙げてみる。

原告は... [フランスで] 締結され、フランスで履行されるはずだった契約の不履行について、[イギリスで] 損害賠償を求める。現行の訴訟手続きでは、原告が求める[権利]に対して.... 対応するイギリスにおける権利の裏付けがある場合には、裁判所は同人に有利な判決を下し、これを執行する用意がある。しかしフランスの法律を無視しては、救済の性質も範囲も決定することはできない。これはイギリスの法律だけでは、[フランスの]法律又は当事者の当初の意思によって確定された当事者の法的義務を無効にしかねないからである。¹³

契約の有効性はフランス法に基づいて判断される。ただし同時に、その契約の解釈、その執行の可否及び執行方法の決定において、裁判所はいくつもの英國法及び訴訟手続きを適用する。この例では、イギリスの裁判所はその主権の一部を放棄しようとしている。その裁判所が自国の国内法のみを適用するよう選択するのは法律的に可能である。問題を分割し、一部の事件にはイギリスの法律を、それ以外ではフランスの法律を適用することによって、裁判所は生じ得る深刻な不公正を回避することを模索する¹⁴。つまりこれを簡単に言うと、たとえイギリスの法律では無効になる約束でも、「イギリス人がイタリアでした約束についてイタリア国内で履行するものは、イタリアの法律で有効かつ執行可能であれば、イギリスの裁判所によって無効とはされない」ということである¹⁵。

論を続ける前に、もう一つ、一般的なコメントを示したい。ここまで概論で困惑している読者も、これを読めばきっと気分が楽になることと思う。次の引用文は、米国法律史上最も著名な判事にして偉大な法理論家の1人が記したものである。

[PIL]は法学の中で最も不可解な科目の一つである....。法の選択の問題に直面した並みの判事はすっかり途方に暮れ、おぼれる者のように藁をつかむだろう。¹⁶

[PIL]の分野は、足を取られるぬかるみ.... 奇妙で不可解な専門用語を連ねた謎めいた事柄でいっぱいの気味の悪い湿地である。¹⁷

¹³ 同上。7ページ、*Re: Boinacina* [1912] 2 Ch. 394 事件及び1990年英國契約（適用法）法の引用

¹⁴ McClean、前掲1-010。

¹⁵ イギリスの法律では、「約因」（両当事者間での対価の交換）がない場合には、契約は有効にならない。対照的にイタリアの法律では、約束は、両当事者の意思のみに基づく（つまり約因なしの）契約として執行が可能である。同上。

¹⁶ Cardozo判事、1942年。Cookの引用。前掲、p. 5

¹⁷ Prosser, L. 1953. 51 *Michigan Law Review* 959, 971.

開業している商法専門弁護士と法廷弁護士は、ほぼこの評価に同意する。彼らのなかに、「PIL が国際的な ABS 交渉で生じる法律問題を簡単に解決する」という主張に同意する者は、ほとんどいないはずである。しかし、PIL が制度交渉で検討すべき重要な分析領域であることは明らかである。

2.3 PIL の構成要素

PIL が複雑になる理由はたくさんある。通常、PIL の論議は以下の三つの要素に分かれる。

- i. 事件を受け付けて判決を下す管轄権
- ii. その事件に適用される法の選択
- iii. 事件にひとたび判決が下された場合の外国判決の承認

ABS における管轄権と外国判決の執行の問題については、他の分析報告にまとめてある¹⁸。そのためこの問題については、網羅性を持たせるために簡単に触れるにとどめる。この章の重点は、法の選択という要素にある。現在のところ、これは ABS に関する国際的制度を整備する上での最大の問題である。

2.3.1 管轄権

法的事項又は紛争を検討し判決を下す裁判管轄権をどこがもつかは、ふつう紛争が持ち込まれた裁判所、仲裁人又は政府機関が決定する¹⁹。ある問題に対し、いずれの裁判所、いずれの仲裁人も裁判管轄権をもつことができる事が関連国内法で認められている場合には、いかなる事柄についても、どの裁判所、どの仲裁人も裁判管轄権をもつことができる。訴訟を特定の裁判所、政府機関又は仲裁人に持ち込むべきか否かという問題は次の二つの視点で捉えることができる。一つは(i) 裁判所、政府機関又は仲裁人の視点、もう一つは(ii) 当事者や訴訟当事者の視点である。

- 裁判所、政府機関及び仲裁人にとって、事件の裁判管轄をルールによって限定する第一の目的は、(i) それら組織の運営について定めている国内法を支えるためであり、(ii) 時間を節約したり、又は裁判所に事件が集中するのを避けたりするためである。

¹⁸ Young, T. 2006. “Administrative and Judicial Remedies Available in Countries with Users under their Jurisdiction and in International Agreements.” UNEP/CBD/ WG-ABS/5/INF/3 参照。

¹⁹ 仲裁人、調停人及び私的に雇用された決定人は、通常、裁判管轄に関する国内法に拘束されないが、当事者が仲裁裁定又は調停結果に従うことを拒否する場合には、当該裁定を管轄に関する国内法の下で再審理することがある。最初の仲裁裁定が国内法の下で不公平又は違法である場合、その裁判所は仲裁結果の執行に消極的になるか、あるいは執行することができなくなる可能性がある。これに対して大半の政府機関は、とれる行動が国内法で厳しく制限されている。この制限は、訴訟当事者の国籍ではなく、主題に関するものである。

- 当事者にとっては、たいていはもっと実際的な問題のほうが重要である。例えば、相手方当事者が訴訟に進んで参加するのか、義務で参加するのか²⁰、求められている救済を裁判所が提供できるのかといった問題である。

ふつうはこうした問題があるために、訴訟が持ち込まれる国の数は限られてくる。

2.3.2 法の選択

裁判所、仲裁人又は政府機関が、複数の国に関わる事件の裁判管轄を引き受けることを決定した場合には、その次に、どの国の法律を適用するかを検討しなければならない。以下では、法の選択に関わるいくつかの要因を考察するが、PIL を ABS に適用する場合の最大の問題は、この法の選択である。

法の多様性、法に対するアプローチの多様性: PIL に関わる問題のなかで、ABS 制度にとって最も重要なものは、各国内法の多様性から生じる。

基本的に、PIL は、ある一国の裁判所がその事件にどの外国法を適用すべきかを自国の法律を用いて判断し特定する。どの国どの法律を用いてどの裁判所が判断したかで、この決定は異なってくる。法に対するアプローチがほぼ同じ国同士の間では PIL が極めてよく機能するが、それは裁判所の適用する外国法や外国の規則が、法定地国の法律と統合しやすいからである。しかしその場合には、PIL からいわゆる「法定地あさり」という現象が生じるおそれがある。つまり、当事者が見つけ得るあらゆる法的手段を駆使して、紛争が、めざす一国で確実に結審され、その国の法律や解釈規則が適用されるように図るのである。日米の法律には比較的小さな違いがあるため、同じ契約事件が同じ日本の契約法に基づく場合でも、判決が米国で下される場合と日本で下される場合では、結果が大きく異なる可能性がある。この結果は、裁判所が判断を下す方法、採用する展望（見通し）、関連し得る他の種類の法律（時効、人権、司法権その他）によって全く変わることがある。法律や規則の極めて小さな違いでさえ、事件の結果に大きく影響することもあり、「厳格な法の支配」を採用している国では特にそれが言える。法廷地あさりは、一方の当事者がもう一方の当事者よりも多くの資金や技術資源、法的資源を持つ場合には、極めて不公平なプロセスになりかねない。

PIL は、違いの大きい国間で使う場合にはあまり有効ではない。諸国間で大きく異なるものの一つは、国の運営方法に対する国家の姿勢である。つまり、国が(i)「厳格な法の支配」を

²⁰ 訴訟を提起する当事者は、当然ながら、その裁判所の管轄権に従う。相手方当事者は、裁判管轄に同意するか、その訴訟への参加を法的に義務づけられるかのいずれかである。一部の当事者が参加していない民事紛争に裁判所が判決を下す状況は、極めて少ない。

命じているのか、(ii) 柔軟なアプローチを認め適用しているのかである²¹。

- 厳格な法の支配：多くの国、特に先進国では、ほとんどの事柄に関する法律が非常に細かく定められているのがふつうである。裁判所はこの法律に「字義どおりに」従い、判決に関して一貫したマトリクスと実務を採用するように要求される。そのため、ほぼ同じような状況を審理する場合には、他の裁判所による判決が再現性のあるものになることが最大限保証される。こうした国では、法律が明確で細かくなればなるほど、法的確実性が高まると考えられている。これは契約当事者や他の活動の当事者が、自己の契約や行動、選択のリスクを適切に予測し評価することができるようになるからである。
- 柔軟な法の適用：上とは対照的に、他の多くの国では、法律の運用はもっと柔軟である。裁判所は、各事件の結果をそれぞれの状況のなかで確実に公正なものとすることをその第一の義務と考えている。裁判所は法律を、不動の規則としてではなく、一つの指針として用いることによってこれを執行する。

これは法に対するアプローチの大きな違いを示している。確実性を優先する国家集団もあれば、状況のなかでの公正さを重視する国々もある²²。契約その他の法律紛争に、厳格な法の支配の国と柔軟な法の適用の国とが含まれる場合、両者間の相違が法廷地あさりの可能性を高めるおそれがある。

ABSでは、この多様性の問題が更に拡大する。非常に多くの国が遺伝資源の利用者や提供者に対する管轄権を有しているが、ABS取引の「提供者側」に取り組む実体法もしくは具体的な実務や政策を採用している国は18カ国だけであり、自国内の利用者に対し、他国のABS要件を遵守するよう求める政策文書を採用している国（法律を採用している国はない）はわずか1カ国である。今までのところ、どの国もその管轄下にある利用者に対し、利益配分に関わるよう具体的に求め、義務づけ、又は奨励するような法的仕組みを採用していない。このように具体的な法律がないことから、法的な結果は極めて多様になる。さらに、法律の間でも、アナリスト、当事者、政府機関などの間でも、遺伝資源の定義は実に様々であり、多くの国が明確な定義を採用しておらず、客観的に適用できる方法も採用していない。ABSに関する訴訟上の請

²¹ PIL や比較法では、発達した法律制度の間の相違に焦点を当てるのがふつうである。つまり、ある一国の法律実務がコモンロー、イスラム聖法、計画経済の法律実務、各種民法の一種類、のうちのいずれに基づいているのかということである。しかし実は、特に商法や契約法に関しては、これらの制度は多くの点で互いに似通っている。上の「厳格な法の支配」対「柔軟な法の適用」の論議が物語る相違は、先進国と発展途上国との間の PIL を検討するときには必ず問題になる。

²² あらゆる分類と同様、これは厳密な区別ではない。厳格な法の支配の国は公正についても法律を制定し、その裁判所には、法の支配が不平等に作用する場合には例外を設ける仕組みがある。同時に、柔軟に運用する国では、許可や行政法や裁判官の知的行動を通じて、規則を明確に保ち、判決における予測可能性を最大化しようとしている。

求が、ABS法のこうした基本要素を採用していない国で提起される場合、又はABSの主要な要素の定義が大きく異なる2カ国が訴訟上の請求に関わる場合には、裁判所又は仲裁人がその請求に判決を下すことができない可能性がある。場合によっては、この定義が一国では広く、他方の国では狭いという事実から、一つの国で執行可能なABS契約が、もう一つの国では無効になることもあり得ることになり、さもなければ、こうした訴訟の結果に予測できない強烈な影響が及ぶこともあり得る。

基本的に、PILがABS法を簡略化することはない。PILがABSに主にどのように寄与するかと言えば、私的な多国籍契約に関わる訴訟やその他の手続きに対し、どの法律を適用するかを決定する極めて複雑な枠組みを提供する、ということである。この法律は既存のものであるため、ABSがPILの複雑さを更に増大させる公算は高い。PIL/ABSの枠組みを簡略化できるのは、各国の立法府がほぼ同様の法律を採択してABS紛争解決という問題の統合を可能にする場合である。

その他関連法の適用: PILのもう一つの重要な問題は、孤立して存在する法律は皆無であるという事実から生じる。すべての法律は、要件、義務、保護、選択肢及び権利が一体となったネットワークとして作用するように作られている。それらが一体となって、一国の国内法は、非常に広範な主権的目標を達するための調整を図るよう期待されている。それゆえ、開発者には、土地、資材、役務に関する契約を締結し、建築基準法と開発契約法を遵守することが要求されるだけでなく、水の利用、農地転用、森林伐採、課税査定、衡平原則に関する法律に基づいて許可を取得することも要求され、それと同時に地域社会、労働者、その他の第三者を保護する適切な社会福祉法を遵守することも要求される。こうした問題をすべて対象に含めた新法、あるいは所定の部門や状況に他の一般法を適用することを回避ないしは阻止する新法を策定するのはほぼ不可能である。その他の細かい法律のほか、国的基本法では、市民の公民権や政治的権利を定め、政府制定法では、手続き規則、基本的な解釈基準、行政機関の管轄その他、国内における法律や法律文書の適用方法に大きく影響し得る事項について定めている。このような事項は「互いに連動する問題（interlocking issues）」と言われることもあり、国によって大きく異なるものとみられる。

ある国の裁判所が自国の法律を適用する場合、他の国内法や規則、慣行、権利をどのようにその訴訟に適用するかを何の問題もなく決定できるのがふつうである。多くの場合、一つの国の様々な法律概念は、その他の法律や法律原則と一体になるように作られている。それとは対照的に、裁判所が外国法を適用する場合は、どの問題をその外国法で審理し、どの問題をその訴訟が審理されている国の法律で審理すべきかを決定するのが非常にややこしくなるおそれがある。

大半の国には ABS 法が存在しないことを考えると、一国の ABS 法以外の法律をどのように ABS 契約に適用するかを論じるのは、現時点では不可能である。この適用方法は、既に述べた次のような問題や、国によって異なるその他多くの問題を含めて、その国の裁判所が契約をどのように捉えるかに左右される。

- 国内 ABS 法がある場合には、その様々な重要定義と枠組
- 紛争の判決場所となる国が ABS 契約を市民契約と考えているのか、それとも商業契約と考えているのか（あるいは両者を区別していないか）
- 遺伝資源がその国の財産法でどのように分類されているのか。つまり、財産法のどの側面が遺伝資源に適用されるのか。
- 国内の ABS 法又は財産法では、他の国内法が ABS 契約にどのように適用されるのかを定めているか。

外国法の解釈: 外国法を訴訟事件に適用する際に直面する PIL のもう一つの問題は、その外国法が本国でどのように解釈されているのかを判断しなければならないことである。裁判官はその外国法について学ぶことができるのか、いかにして学ぶことができるのか、その外国法がどのようにして公正に適用されるのかを学ぶことができるのか、それをいかにして学ぶことができるのか。こうした問題を判断できるように、多くの PIL 原則が存在している。ただし、こうした原則も国によって異なる。

裁判所にとっても当事者にとっても、外国法を解釈しなければならぬことは、実際、大きな難題である²³。通常、国内の裁判所が自国の法律に基づいて事件の判決を下す場合は、その国の最も重要な学者、裁判官及び弁護士の法律知識を利用することができる。これとは対照的に、各国の当事者、裁判所又は政府機関が、外国法ではどのように定められているのかを判断しようとするときは、ほんの一人か二人の弁護士から情報を得るだけである。この相談を受ける弁護士も、特定の専門分野の法律知識があるから選ばれるわけではなく、語学力や何らかの実務的な問題に精通しているという理由で選ばれることが多い。つまり、例えはある国で木材の契約を締結しようとする外国企業が、その国の商法や国際商法、あるいはその国の商業慣行や国際的な商業慣行の知識がほとんどない森林法の専門家から、その国の商法について助言を

²³ 裁判所には、外国の法律を研究する義務あるいは外国の法律に注意する義務はほとんどない。外国の法律の内容を裁判所に「教える」のは当事者の義務である。Geeroms, F. 2004. *Foreign Law in Civil Litigation*. Oxford University Press 参照。但しこのルールには例外もあり、その場合裁判所は、外国法の下で、ある行為が違法であるか取引が履行不能であるかに留意する必要がある。UCM v Royal Bank of Canada, A.C. 168 (1983); Topham v. Duke of Portland. 1 D.J. & S. (UK 1863) 参照。これにより問題全体が、当事者が議論すべき証拠的問題になる。これは、前掲 Briggs、3~28 ページで詳しく考察されている。

受けるということがよくある²⁴。どの法律が関連するのか²⁵、その正確な意味又は要件が何か、という点で何らかの論争がある場合には、当事者はその点に関して法律的な証拠を提示する必要があるかもしれない。

この原則は、契約がたとえ裁判所、仲裁人又は政府機関に持ち込まれなかつたとしても、すべての契約に適用される。契約法の下では、契約を締結する者は、裁判所が「同人が契約条件を完全に理解し、詐欺又は不実表示なしに当該条件に自発的に同意した」と認める場合に限り、法律的にその契約条件によって拘束される。これはつまり、ABS 契約に署名した当事者が後になって、法的理義が不十分であったために、契約条件のなかに自分には適用されないものが入っていると主張するおそれがあるということである。法の選択の規定により、同人はこの主張を支持する裁判所を見つける可能性がある。

ABS については、利用者や利用国が他の国も関わる ABS 契約を締結した場合、どの国の法律や実務が適用されるのか、その参考になるような十分な情報を得られる利用者や利用国がほとんどないことは明白なようである。この知識そのものがないと、裁判官に納得のいくようにそれを説明するのは難しく、費用が高くつくおそれがある。また同じく、自分たちがどのような権利をもち、それをどのように文書で示すのかの判断を助けてくれるような法律サービスを利用できる提供者や提供国はほとんどない。最終的には、ABS 契約がその国すべての法律に基づいて法律的に公正かつ執行可能なものと考えられるように、ある種の法律オブズマンもしくはそれと同じようなサービスを提供し、それにより、ABS 当事者のすべての権利が確実に明らかにされ理解されるように図ることが必要だと思われる²⁶。

²⁴ これらの問題は、前掲 McClean、第 1 章”The need to plead and prove foreign law”でもっと一般的に論じられている。そこで述べているとおり、「この目的上は誰が有能な専門家なのかという問題には、正確な答も総合的な答も出すことができない」のである。

²⁵ 多くの発展途上国では、同じ一つの問題が複数の法律で取り上げられている。例えば森林法は林産品の採取と所有を司るが、それと同じ主題を扱う種の保存法や保護区域法と抵触することがある。Young, T. 1994-1995, FAO, Legal Framework and Monitoring Measures for the Protection of the Environment and Management of Nature. Zanzibar, 1994, FAO. Young, T. 1992-1993. “Legislation and Institutions for Marine and Terrestrial Biodiversity Conservation and National Parks in the Seychelles” (FAO). Young, T. 1991-1992, “Legal and Administrative Assistance Regarding the Management of Marine Resources and the Proposal to Establish and Manage the Mafia Island Marine Reserve.” Young, T. 1997-1998, “Legislative Support to four Asian Governments for the Transition of Forestry Activities and Technologies to Market-Oriented Operation” FAO。ABS 関連では、遺伝資源の問題を直接に扱う法律がいくつかの国で採択されているか、又は複数の省庁によって提案されている（例えば農務省による ITPGRFA 法、商業省、工業省、環境省などによるカルタヘナ議定書法、国家資源省による ABS 法など）。Young, T. “Genetic Resources in national Law” 近刊参照。

²⁶ 最近、UNCTAD のバイオトレード・イニシアチブは、野生と原住民社会に由来する生物素材と遺伝素材を用いた製品の調達に関するガイドライン案の起草に着手した。このガイドライン起草の過程で行われた議論が、利用者又は購入者には、原住民集団その他の提供者に対して法律相談を提供する義務があるかどうかという点である。

類似概念：上述したとおり、外国法を適用する場合、裁判所がその外国の法制度全体を学ぶことは期待できない。つまり実際には、その裁判所が、自国の法制度のどの部分がその外国法と類似しているかを判断しなければならないということである。その時点で、審理中の特定事件に対し外国法をどのように適用するか決定するに当たって、自国の法制度の特別な手続きやその他のルールを利用することができます。

この分析から、ABS 契約やその実施に特別の問題が生じる可能性がある。それは、それほど多くの国が遺伝資源をばらばらに定義しているということなのである。ここで、以下に挙げる例を考えてほしい。これは 6 つの点に分けて説明したものである。

- 提供国では遺伝資源は「mobile property 動産」と見なされるため²⁷、遺伝資源は、遺伝資源を含むどのような標本のどのような移転によっても、移転することができる。
- 利用国では、遺伝資源は無形財産又は知的財産と見なされるため、法律では、一つの種のすべての構成生物に含まれる情報を单一の財産であると見なしている。
- 一方の当事者は ABS 契約に違反があったと考え、利用国で訴訟、仲裁又は政府機関の勧告的措置を開始する。
- 利用国の裁判所、仲裁人又は政府機関はおそらく第 2 の国の ABS 法を適用することを決定する。
- この法律を適用するために、当該裁判所、仲裁人又は政府機関は、その事件が利用国の ABS 法又は動産に関する法律に沿っているかどうかを判断しなければならない。
- ほとんどの場合、この選択は、事件、仲裁又は勧告的措置の結果に重要な影響を及ぼす。

複数の国：訴訟上の請求に 3 カ国以上の国が関係する場合には、これが更に複雑になるおそれがある。ABS の場合、これは様々な形で起こり得る²⁸。複数の提供者が全く同じ資源を所有していたり、複数の提供国が一つの種の「原産国」であると主張したりする場合もある。素材を提供国から取得し、後にそれを別の利用者に（おそらくは自国にそれを持ち帰った後に）移転する仲介者（採集者、研究者又は過去の利用者）が 1 人以上いる場合もある。大勢の利用者が一緒に働いている場合もある。利用者が、主たる市民権や事務所を持っている国とは異なる国

²⁷ 国によって動産を”mobile property”と呼ぶところもあれば、”personal property”と呼ぶところもあるが、いずれも土地に固定されていない一種の有形財産を指す。

²⁸ この段落で述べた状況はすべて、事件又は公的に入手可能な契約の形で文書化されている。Tvedt, M.W., and Young, T. 2007. *Beyond Access: Exploring Implementation of the Fair and Equitable Sharing Commitment in the CBD*; Bhatti, S. and Young, T. 2009. *Contracting for ABS: The Legal and Scientific Implications of Bioprospecting Contracts*, Chapters 1-3 参照。

で、研究活動をしている場合もある。

3 カ国が絡む訴訟、仲裁又は政府機関の措置では、PIL の複雑さ、つまり、紛争のどの局面にどの法律を適用するかという決定は、2 カ国の場合よりもはるかに複雑になる。

長い間に起こる法律の変更:ほとんどの国では、法律は法制上かなり安定しているものである。しかしどの国でも、法律や規則、認められた慣行や方針の変更（改正、新たな判例、優先する法律、廃止など）は起こるものである。大半の国で起こるとみられる重要な変更の例としては、ABS 交渉終了後に行われる法律の採択や改正が挙げられる。交渉者のなかには、新法の必要性を極力抑えたいと思う者もいるが、新しい国際法が採択されると、何らかの種類の対応が必要になるのはふつうである。多くの国は、自国への影響という面で、新たな制度文書の利点を最大化しようとする。おそらくその結果として、ABS 法やその他の問題に関する法律（商法、財産法、原住民保護法等）を含め、新たな法律やそれを支える規則、その他原則が幅広く策定されることになる。こうした変化は、一部の国で現在進められている新法制定（FAO の食糧農業用植物遺伝資源条約（ITPGRFA）と CBD のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書をそれぞれ別々に実施するための新法制定）をうまく ABS 活動に統合させるような形で、この新法制定に影響するものとみられる。

ほとんどの法律には「発効日」があり、それを境にして法的様相が一変する。多くの場合、特に契約の解釈においては、契約が締結された時点でのどのような法的様相が存在したのかを正確に知る必要がある。これはつまり、裁判所、政府機関、仲裁人又は当事者には、契約上の紛争を解決するために、外国の最近の法律史を研究するよう求められる可能性があることになる。

要するに、ABS 契約が契約の双方の側にとって法的に確実なものであろうとするならば、PIL の法の選択という要素は、ABS 制度が考慮しなければならない多くの問題を並べた枠組になるのがふつうなのである。ABS のように、一般的に「法の選択が最終的に拠り所とするのは、今回の事件はもとより、同じような選択が合理的に行われるほぼ同じような事件においても、提案された選択が実際にどのように機能するのかという点である」²⁹ という公平性に基づいている。

2.3.3 判決の執行

国家主権のもう一つの側面は、外国で下された判決の執行に関する。基本的に、ある国の裁判所の判決は、他の国の国内では直接的な効果を持たない。しかし諸国には、外国の判決を

²⁹ McClean、前掲、1~012。

認めることにも、自国の判決が認められるように図ることにも、相互に拮抗する利益がある³⁰。しかし、現在まで、各国は他国の判決を例外なく執行することに同意する法律や協定を採択するには至っていない。ただし一部の諸国は、多国間³¹又は二国間ベースで限定的な互認協定を採択しているが、ほとんどの場合、各国は、外国の判決を執行するに当たり、必要な基準、手続き及び法的措置を特定する国内法に引き続き依存している。こうした法律は、第2の国でその事件を再審しなくてよいように設計されているが³²、執行する国の法律や法原則によって法律的に裏付けることができるかどうかに疑義が生じる理由がある場合には、再判断を開始する余地を残している。

ABSの場合、外国の判決を執行する上での難題は、多数の利用者に管轄権を有する多くの国が、何らかの方法で遺伝資源を認識、定義又は規制する法律を採択していないという事実から生じる。このことは、それらの国の裁判所が遺伝資源に関わる法的措置をとることや、場合によつてはABSに関連する判決を執行することができないことを示唆している。ABSの論文でよく論じられている不確実性や法的あいまいさには、ある資源や品目を見て、それが「遺伝資源」(ABS法の対象)かどうかを指摘できないという事実も含まれる。多くの国では、契約の条件が「十分に明確」であつて、その判決がすべての当事者に確実に公正なものとなる場合に限り、裁判所は当該契約の履行を強制することができ、又は契約規定を解釈することができる。これと同じ問題から、判決が不確実な定義や概念に基づいている場合には、裁判所は別の国の判決を執行することができない。したがつて、一つの国の裁判所、特に「厳格な法の支配」の下にある国の裁判所が、遺伝資源とは何かについての外国の見解に基づいて判決を執行することができるかどうかは、定かではない³³。

各国がABS交渉者による合意に基づいて、一般的適用範囲の判決執行協定を新たに締結する見込みはなさそうである。したがつて、国際的制度交渉の最も重要な要素は、(i) 対象範囲を確実にABSに限定して、ABS契約と判決の執行に関して合意することか、(ii) 裁判所がABS制度を適用できるようになるために必要なあらゆる点、並びにその判決を他の裁判所が執行できるようになるために必要なあらゆる点に対処しつつ、ABS制度により、ABS契約の主要な

³⁰ Briggs、前掲、第4章。

³¹ 例えれば欧州連合加盟国は、ルガノ条約(後に、EU法に基づく規則、ブリュッセル規則、理事会規則(EC)44/2001によって全面的に差し替えられる)に基づいて、一EU加盟国の裁判所の判決を別のEU加盟国で執行するよう求める者が従う一連の簡単な手続きに合意した。

³² Spenser、前掲参照。外国の判決の認知(判決が下されていることを法律的に注目すること)とその判決の執行(要求事項を執行するため、又は要求された支払いを取得するために、その国の法制度を使うことを認めること)には相違があることには留意する必要がある。

³³ 例えれば前掲North and Fawcett、第15章：“Recognition and enforcement of foreign judgments: the traditional rules”参照。

要素すべてに関して各国間に確実性と統一性が確実にもたらされるようにするか、このいずれかになる。

3. 準拠法

PIL が契約に適用される場合、ある問題を契約条件だけに基づいて決定することができるか、それともその他の商法等も適用しなければならないかの判断に PIL が用いられる。法律が適用される場合、裁判所の決定は、基本的には当該契約の条件の一部を変更し得る。こうした変更の範囲は、どの国の法律が適用されるか、つまり上で述べたように、PIL によって決定される事項に、大きく左右される。多くの契約当事者は、契約を変更する制定法の権限を最小限に抑えようとする。この場合の策は、一般に、契約紛争の判決が下される国の法律で訓練を受けた商法専門の弁護士が立てるのが最も有効である。契約紛争を別の国で提起することが可能な場合、こうした策の有効性は低くなり、何らかの重大な方法で契約を変更する判決が出る可能性が高まり得る。

契約当事者がこの PIL の問題に対処する方法の一つは、一国の法律をその契約の準拠法とすることに契約中で合意することである。これは一般に「準拠法」条項と言われている。準拠法条項は、PIL の問題を排除したり予め決定したりするには作用しないが、ある程度は PIL の決定に影響するものとみられる³⁴。準拠法条項は多くの契約に盛り込まれており、その表現はいろいろである。準拠法は重要にもなり問題にもなるが、それには次のようにいくつかの理由がある。

明示の「準拠法」選択、默示の「準拠法」選択: 契約に明確な「準拠法」条項が含まれていない場合、その国の準拠法は、契約が締結された国の法律になることがふつうである。このことはいくつかの面で問題を生じるおそれがあるが、その理由は特に、契約実務の進化にある。過去の世紀では、契約は本人が締結するのがふつうであった。当事者は契約条件を決定するために一方所に会し、その正当な代表がその時点で契約に署名した。現代のやり方では、異なる場所の当事者が郵便や電子メールで契約を交渉して締結し、署名は各当事者が自国で行う。

「準拠法」の対象範囲は何か: 準拠法条項を採用する場合の大きな問題は、「準拠法」の意味を誤解することから生じる。当事者が一つの国を契約の準拠法に指定することを決定した場合であっても、契約に関する訴えを他の国に持ち込む彼らの権利が制限されるわけではな

³⁴ 比較契約法に関するほとんどの文書ではこの問題を論じ、準拠法条項について様々に説明しているが、そのいずれもが上述の説明と法律面では一致している。こうした規定の解釈はそれ自体が PIL で取り上げられている問題であるため、これらの分析はすべて正しい。例えば前掲 Briggs、165～171 ページ参照。

い³⁵。例えば契約が不公正又は不公平だったと感じる者は、管轄を引き受ける裁判所であればどの裁判所であれ、契約又は契約中の一条項を無効にする訴えを提起することができ、これはたとえ準拠法条項によって別の裁判所又は国が指定されている場合でさえ可能である。同様に、別の国の法律を「準拠法」に定めた契約の紛争を裁判所が引き受けた場合、その裁判所は、準拠法の国の法律はわずか特定のものだけを用いるように決定することもできる。手続き、公民権、財産権等の事項は、裁判所の所在する国の法律に基づくように決定することもできる。

これは準拠法条項が無益ということではない。一般に、準拠法条項の主な役割は、契約が存在するかどうかを決定する際にどの国の契約形式を適用するのかを決定することである。つまり準拠法とは常に、両当事者が契約締結に必要な形式を満たしたかどうかを判断する根拠である。これは準拠法の最低限の目的だが、多くの場合、これ以外の多くの事項が準拠法に従って決定される。しかしこの決定は、上で説明したとおり、法廷地国の法律に基づいた PIL（法の選択）の問題なのである。

ABS では、準拠法条項によって国内裁判所の管轄権が制限されることはないとされてきた。少なくとも次に示すように、一つの状況下ではそうであった。食料農業用植物遺伝資源条約 (ITPGRFA) の標準素材移転契約 (SMTA) には、準拠法の指定が盛り込まれているが、条約事務局注記には、同条約が「標準素材移転協定 (SMTA) の下で生じる契約紛争は、通常の国内契約法、又は標準素材移転協定に定めるその他の方法で判断される」ことを認めたとなっている。

4. 國際的な通商条約

国の主権の範囲内にあるいかなる事項とも同じく、多国籍契約に関する契約法は、すべての国が特定の法原則を採択し、それらを国際的な制度に一貫して適用することに合意すれば、世界的に統一することが可能である。長年にわたり、契約法については、合意した一つの制度を創設しようと多くの取り組みがなされ、そのための法律文書も作成された。これには例えば、国際連合国際商取引法委員会 (UNCITRAL) や別組織の私法統一国際協会 (UNIDROIT : 最初は国際連盟の下で創設。諸法律文書はハーグ国際私法会議 (通称 HCH) の下で策定された国連文書がある。これらの多国籍組織を通じて作成された文書とその批准状況の一覧を下に示す。これを見て明らかなように、法律文書がどれだけ多くの当事者を引きつけられるかは、そ

³⁵ 契約当事者が特定の国又は特定の裁判所で提訴できることを定めた契約に関する事件を、外国の裁判所が審理している例は多々あり、その場合、この制限が不公正又は不公平であるとの理由によることが多い。North and Fawcett, Briggs 及びその他前掲脚注 5 に記載する文書の一般的説明参照。準拠法条項を検討する際に裁判所の裁量度を変えようと試みた法律文書、HCCH Convention on the Jurisdiction of the Selected Forum in the Case of the International Sale of Goods (1958)は、これまでにどの国も批准していない。

の特異性に関係しているようである。これは、自国の企業を保護すること、並びに自国民や企業が2種類の商法（当該国の現行法と新しい国際法）に拘束されないようにすることに対する各国の利害と結びついているものとみられる。

各国の商法及び契約実務は大半の国で十分に確立されているが、内容は国によって大きく異なる。表には、一部の国には何らかの形で既存の国内実務を変更する意思と意欲があることが示されている。さらに、一部の国の当事者は、自国が特定の銀行業務、評価及び第三者預託サービスを提供していない国際取引において、不都合を被ったか、競争上不利な立場に置かれていたものとみられる。

条約	発効 状況	締約国数 (批准国)	署名国数 (未批准)
UNIDROIT ³⁶ 有体動産の国際売買に関する統一法条約(1964年)	発効	9 ³⁷	4
UNIDROIT 有体動産の国際売買契約の成立に関する統一法条約(1964年)	発効	9	4
UNIDROIT 有体動産の国際売買の代理に関する条約(1983年)	未発効	5	4
UN (UNCITRAL) 国際動産売買契約国連条約(1980年) ³⁸	発効	71 ³⁹	
UN (UNCITRAL) 国際動産売買の時効に関する条約(1974年)	未発効	20	不明
HCCH 国際動産売買契約の準拠法に関する条約(1986年)	未発効	2	3
UNIDROIT 国際的ファクタリングに関する条約(1988年)	発効	7	11
HCCH ⁴⁰ 国際動産売買の準拠法に関する条約(1955年)	発効	8	3
HCCH 国際動産売買における権原譲渡に関する条約(1958年)	未発効	1	1
HCCH 国際動産売買の訴訟で選択された法廷地の管轄に関する条約(1958年)	未発効	0	4
HCCH 外国の会社、社団及び団体の法人格の承認に関する条約(1956年)	未発効	3	2
HCCH 外国公文書の認証を不要とする条約(1961年)	発効	94	0
HCCH 民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約(1965年)	発効	57	0
HCCH 民事又は商事に関する外国判決の承認執行に関する条約(1971年)及び附属議定書(1971年)	発効	4	0
HCCH 外国において裁判を容易にするための条約(1980年)	発効	24	5
HCCH 外国における民事又は商事に関する証拠の収集に関する条約(1965年)	発効	45	0
HCCH 管轄の合意に関する条約(2005年)	未発効	1	0
HCCH 間接保有証券の準拠法に関する条約(2006年)	未発効	0	3
UN (UNCITRAL) 国際為替手形及び約束手形に関する国連条約(1988年)	未発効	6	3

³⁶ UNIDROITは、国際連盟の外郭団体として、1926年に設立された私法統一国際協会の別名である。

³⁷ この条約を何らの留保もせずに承認しているのは締約国のうち1カ国である。締約6カ国が第3条に対して正式な留保書類を提出しており、第6条に対しては締約3カ国、4条に対しては締約2カ国、第6条に対しては締約1カ国が正式な留保書類を提出している。

³⁸ この条約の条文はオンラインで閲覧可能。<http://www.uncitral.org/pdf/english/texts/sales/cisg/CISG.pdf>

³⁹ 多くの国が、この条約のパートIIによって拘束されないことを特に選択している。いくつかの国が最近になって加盟したが、当該諸国については条約はまだ効力を発していない。

⁴⁰ HCCHとは、ハーグ国際私法会議を指し、70カ国の代表で構成される会議である。

条約	発効 状況	締約国数 (批准国)	署名国数 (未批准)
UN (UNCITRAL) 独立保証及びスタンダバイ信用状に関する国連条約 (1995年)	発効	8	1
UN (UNCITRAL) 外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約 (1958年)	発効	141	
UN (UNCITRAL) 国際取引における債権譲渡に関する条約 (2001年)	未発効	1	3
UNCITRAL 国際振込に関するモデル法(1992年)	n/a	n/a	n/a
UNCITRAL 商事仲裁に関するモデル法 (1994年) ⁴¹	n/a	n/a	n/a
ICC 仲裁規則とガイドライン(日付なし) ⁴²	未発効	n/a	n/a

この表に示したものは、PIL を統一するために交渉されてきた国際法のほんの一端である⁴³。またこの表には、各国によるこれらの法律文書の導入ペースがかなり遅いことも示されている。

上記法律文書の大半では、関係国が別の協定を結んでいる場合、契約、法的措置その他の活動について例外を認めている。EU と EU 諸国は、EU 諸国間に拘束力を有するこうした多くの協定を採択している⁴⁴。

大半の国際的な法律文書と同様⁴⁵、これらの条約は通常は対象範囲が非常に絞られている。しかし、その対象範囲はすべて異なっている。例えば UNIDROIT の有体動産の国際売買に関する統一法条約、国際動産売買契約国連条約 (1980年)、HCCH の国際動産売買の準拠法に関する条約 (1955年) はすべて、契約商法の国際的な基準を定めようとするものである。この条約のそれぞれにおいて、"sale of goods" という用語も、条約の実質的な範囲も、限定されて

⁴¹ 以下からオンラインで入手可能。

http://www.uncitral.org/pdf/english/texts/arbitration/ml-arb/06-54671_Ebook.pdf

⁴² オンラインでは <http://www.iccwbo.org/policy/arbitration/id2882/index.html> にある。これらの規則は、通常は国際仲裁裁判所によって適用される。これ以外の ICC 規則は、商取引に関して採択されている。

⁴³ これ以外にも、拘束力の有無に違いはある、たくさんの法律文書とガイドラインが UNCITRAL や UNIDROIT、HCCH 等、様々な当事者によって起草されている。例えば UNCITRAL では、その下で採択されたモデル法とガイドラインとして、調達とインフラストラクチャー製品に関するものが 5、「電子商取引」に関するものが 4、破産法に関するものが 2、海上輸送その他の方法による商品の輸送に関する拘束力を有する法律文書が 2 (未発効) あり、UNIDROIT では、「移動機器」(車両) に関する拘束力を有する法律文書が 3、遺嘱に関するものが 1、ファイナンスリースに関するものが 1、文化物の密輸に関するものが 1 のほか、現在は上記の分野と資本市場に関する法律文書 4 件に取り組んでいる。ハーグ国際私法会議 (HCCH) では 39 以上の条約に取り組んでおり、そのほとんどが商法の分野外の問題に焦点が置かれている。

⁴⁴ この種類の法律文書に関わり得るものとしては、契約債務の準拠法に関する欧州共同体条約 (ローマ、1980年) 及び代理の準拠法に関する条約 (ハーグ、1978年) が含まれる。

⁴⁵ 主権の問題に関する国際交渉の対象範囲が通常はどのようにして狭まるのかは、CBD 第 19 条で考えられているバイオセーフティ規則の範囲と最終的なカルタヘナ議定書の範囲とを比べてみると、よくわかる。

いる。しかも法律文書の間には、潜在的にかなりのばらつきがある。例えば「国際動産売買契約国連条約」は三つのうちで最も対象範囲が狭く、「物品の売買」にしか適用されない。用語上もほとんどの解説者も、この用語は商品や製品しか含まず、天然資源は含まないと指摘している⁴⁶。実質的にこの条約は、契約の妥当性に関する基本的な問題もその他の例外も対象に含めていない。

UNIDROIT の「有体動産の国際売買に関する統一法条約」は、「goods (有体動産)」の国際売買にしか適用されないが、調達契約は対象に含む。実質的に、不文律であっても業界標準実施方法のある問題は対象に含まれない⁴⁷。この後者の不文律条項が、同法を ABS の状況に適用する方法を改める可能性がある。

最後に、三つめの「国際動産売買の準拠法に関する条約」は、この三つのうちで明らかにその範囲が一番広く、例えば商品に限定されていない⁴⁸。ただし、実質的例外の一覧には、他の二つの条約に記載された例外よりも多くの主題が含まれているようであり、これが実際の対象範囲を著しく狭めているものと考えられる。

一般に、これらの法律文書があるからといって PIL 分析が不要になるわけではないが、当事者すべてが当該文書に合意している場合、あるいは当該文書を認めるよう国内法によって拘束されている場合には、PIL 分析が部分的に容易になるものとみられる。これらの条約とそこに定められている規則は、未だ広く認められていない場合でさえ、当事者すべてが合意すれば、所与の契約や状況に自主的な法律を適用するという形で、個々の契約に使うことができる。一部の先進国では、企業はこうした法律文書を一つ以上使用することに大いに満足してきたのである。

ABS の世界では、自主的な国際規約を採用した極めて有用な例として ITPGRFA が挙げられる。この規約の下で採択された標準素材移転契約 (SMTA) 第 7 条は、次のように定めている。

[SMTA の]適用法⁴⁹は、UNIDROIT の 2004 年国際商業契約に関する原則を含む法の一般原則、条約 (ITPGRFA) の目的及び関連規定、及び解釈上必要な場合には締約国理事会の決定とする。

⁴⁶ 第 2 条と 3 条によってその範囲が狭まる。さらに、解説と判決により、天然資源が CISG の対象とされないことが示されている。

⁴⁷ 第 9 条(3)。

⁴⁸ 第 2~4 条。但し第 5 条もあり。

⁴⁹ おそらく「適用法」という用語は、SMTA 契約ごとに準拠法を指定するよう意図していると思われる。

単に「法の一般原則」とした場合、UNIDROIT の原則が SMTA の「準拠法」としてさえ強制ではないという意味になりかねない。上に示すように、準拠法をこのように明確に指定した場合でも、訴訟がいずれかの国の裁判所に持ち込まれることが必ずしも阻止されるとは限らない。というのも、ITPGRFA 条約の裁判管轄の規定では、FAO と ITPGRFA の下で創設された締約国理事会にしか触れておらず、そのいずれもが、当事者に対しても訴訟に対しても実質的な法的管轄権を持たないからである。

5. 國際仲裁と PIL

契約の監視、解釈、執行その他、契約紛争の解決に一段と効果的な仕組みは、成長する国際仲裁分野やその他の種類の裁判外紛争処理手続き（Alternative Dispute Resolution、ADR）に見ることができる。この数十年間、仲裁や ADR の利用は増えてきている。これは、仲裁や ADR が訴訟請求の開始から最終的な決定までの時間を短縮でき、費用も削減できるからである。対象が商事や契約に限られているわけではないが、これらのプロセスは契約の紛争によく適用される⁵⁰。

契約関係又は紛争内の商業関係が「国際的」である場合、仲裁と ADR には特別な価値がある⁵¹。仲裁を利用することにより、正式とまではいかずにも請求のすべての面を解決することが可能になり、しかも結果的には両当事者間に拘束力を有する最終決定が下される。仲裁は、法的請求に関わる全員がその決定に拘束されることにはっきりと同意する場合に利用されるのがふつうである⁵²。

正式な司法手続きや多くの行政手続きよりも柔軟ではあるが、仲裁と ADR には二つの制約がある。まず、法律が仲裁や ADR を義務付ける場合、あるいは当事者が仲裁や ADR によって拘束されることに自発的に同意する場合にしか適用することができない⁵³。次に、これが極めて重要な点だが、ほとんどの商事仲裁と ADR は、特に国際レベルでは、非政府の仕組みになる。その決定が法の効力によって後押しされることはない。つまり一方の当事者が自発的に仲裁判断や調停合意に従わない場合、もう一方の当事者は訴訟を開始しなければならない。つ

⁵⁰ 国によっては、裁判所が訴訟の当事者に対し、「強制仲裁」という政府が支援する手続きに参加するよう命令することができる。この手続きは商事仲裁とは異なるかもしれない。

⁵¹ 仲裁手続きを刑事訴訟やその他政府の決定を要する状況に利用できないことは明白である。仲裁は特に、特許侵害請求を解決するためや知的財産権（IPR）を取り消すために用いることはできない。

⁵² 場合によっては、当事者は仲裁が「拘束力を持たない」ことに明確に同意することができる。その場合、仲裁は基本的に、調停の正式な敵対関係バージョンとして作用する。

⁵³ 仲裁の形をとることについては、紛争時に合意するか、又は事前に契約条件に記載することができる。後者の例は、ITPGRFA の標準素材移転協定（SMTA）第 8 条にある。場合によっては（但し、標準素材移転契約協定に基づくものではない）、当事者が特別な仲裁規則や仲裁の制限に合意することもできる。

まり最終的に、仲裁は代替の法制度ではなく、代替の手段であって、各国の国内法に準拠し、各国の裁判所によって治められる必要があるということである。なぜなら、民事訴訟の審理や民間契約の執行に対して裁判管轄を有する国際的な裁判所や機関や当局がないからである。仲裁判断の執行に関する国際条約の対象となる場合、仲裁は同条約締約 141 カ国との間で簡素化される可能性がある⁵⁴。

ABS の場合、仲裁判断の執行は、「法の選択」の項で説明したのと同じような問題に直面する。少なくとも、国際的な ABS 制度における矛盾やあいまいさが払拭されて法的確実性が確保できるようになるまではそうである。

6. PIL と ABS 制度の不足部分

上述したように、PIL は、各国の裁判所、政府機関及び団体が国際的な契約をはじめとする国際的な法律問題に直面したときに、自国の裁判所がどのように機能するのかを判断するための枠組みにすぎない。PIL は実体法を含んでおらず、規則、標準、救済、又は一般的に認められた手続きも定めていない。さらに、国ごとに認められている、あるいは国ごとに統一されている、という意味では、「国際的」ではない。PIL とは、多くの独立して機能する国内法群を表す総称であり、そのそれぞれが、裁判所がその決定を一つ又は複数の外国法に基づくことができるかどうか、それはどの場合かを判断する。

したがって、PIL を国際的な ABS 制度を定義する手段として用いることは困難ないしは不可能である。しかし、この制度の進展に伴い、多くの国の国内法を ABS 取引に適用できるよう、制度の統一性を高められるような法的研究を行うことは、非常に重要であり、有益なはずである。

それを実施する手段は、制度の対象範囲、特に、どのような種類、どのようなレベルの柔軟性が各国に与えられているかによって決まる。一般に、ある種の取引の柔軟性が高まれば、紛

⁵⁴ 各国は通常、仲裁判断に多くの柔軟性を認めている。この原則を示すものとして長い間よく引用してきた事件が、*Norske Atlas Insurance Co v London General Insurance Co*(1927) 28 Lloyds List Rep 104 である（仲裁人の義務は「必ずしも厳格な法律に従つて判決を下すことではないが、一般的な法則としては、まず実務の原則を考慮すべきである」としている）。実際、ほとんどの国では、外国の裁判所の判決より、外国の仲裁判断を執行する方が簡単な場合が多い。国連の外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（ニューヨーク、1958 年 6 月 10 日）は、広く承認されているため（締約国は 141 カ国）、締約国から発出される判断は、他の締約国でも一般に自由に執行することができる。執行の要件は、一定の非常に限られた抗弁を受けるだけである。当該条約はオンラインでは、以下で閲覧することができる。

<http://www.jus.uio.no/lm/un.arbitration.recognition.and.enforcement.convention.new.york.1958/doc.html> 。
Saltzman, N.J. 2005. “The Recognition and Enforcement of Foreign Awards in New York State”も参照。オンラインでは、以下から入手可能。<http://lawfirminternational.com/enforceart.aspx>

争における PIL は複雑になる。したがって、例えば遺伝資源の問題を多国籍取引の中でどのように扱うのかを決定する総合的な規則（PIL）は、制度交渉の中でこの問題に国際的に合意する場合よりも、各国が財のどのカテゴリー（不動産、動産、無形財産など）を遺伝資源に適用するのかを別々に決定する場合の方がはるかに複雑になる。この問題に加えて、ABS 制度の公正な規制に關係が深く、各国の国内法によって国ごとに異なる形で独立して取り組まれている文字通り何百という ABS 関連の問題がある。特に契約、財産、公民権、公平性、社会福祉、知的財産、あるいは商業政策などに関するものである。こうした問題のうちで、国際的制度により調和が図られていないものが多ければ多いほど、紛争の際に生じる PIL 手続きは複雑さを増すか、ABS 契約を解釈又は執行する必要性が増えるものとみられる。

(10) モデル契約の利用に関する問題点－初期分析*

最近の ABS 制度の交渉では、モデル契約の策定に重点を置いた提言が多くなされている。モデル契約を利用することによって、商法を学習し、適用する必要がなくなると考えている交渉担当者が多いことが背景にあるようだが、モデル契約を策定しても、必ずしもそうはなっていないようである。

どのような場合であっても、契約法を用いることによって得られる基本的なメリットが 2 つある。

1) **確実性と共通の期待**：特定の契約や条項の下で何を義務付けられるのかは、当事者にとってかなりはっきりしている。これは、契約法が長年にわたって存在し、「一般に受け入れられている慣行」や「一致した解釈」が形成されてきたためである。ある契約中に一般的に用いられる用語や表現、条項がある場合、それらがどのように解釈され、適用されるかについては、極めて高いレベルの確実性が得られる。

2) **柔軟性**：ほとんどの場合、契約は、両当事者の固有の状況や目的に合わせて作成される。

この 2 つの要素は、一般に正反対の関係にある。柔軟性の度合いが高まるにつれて、確実性の度合いは低くなる。というのは、契約で新しい状況や他では見られない状況に対応しようすれば、新しい条項やアプローチが必要になる場合が増えるためである。契約を作成し、履行する際に、当事者らが法律の専門家に助言を求めるのは主にこのためである。ある契約が新規のあるいは特定の状況に対処するために作成される場合、当事者らは、その契約がどのように適用され解釈されるかについて、確実性を最大限に高めるために法的助言を必要とするのである。

とりわけ特定の産業や分野においては、当事者らが自分たちや他者が以前に用いた契約から条項を流用しようとすることがよくある。極めて類似した契約条項が頻繁に用いられていれば、それらは「一般に受け入れられている」と考えることができる。その場合、裁判所や当事者はそれらを同じように適用することが可能になり、結果的に、それらが何を意味するのか、一般に受け入れられた解釈につながるのである。

「モデル契約」（他の契約から引用した正式な書式やひな形、契約例を含む）では、程度は異なるものの、柔軟性を低くして確実性を最大限に高めようとしている。つまり、あらゆる取引に適用される「基準」を定めているのである。契約条項を非常に明確に定めることによって、

* 原文は、"Considerations regarding the use of Model Contracts Initial analysis"、
筆者：Tomme Rosanne Young、2008 年 10 月 2 日寄稿。

モデルは2つの意味で確実性を向上させることができる。第1に、モデルは契約の専門家によって通常の手続きに従って作成され、その解釈に関しては最大限の確実性を有する。第2に、モデルで用いられている用語や表現は、そのモデルが十分に認められている場合には特に、ある特定の分野の中で「合意された」ものになると考えられる。

しかし、あるモデルの確実性がどの程度高まるかは、通常、そのモデルが柔軟であるか否かに依存する。そのモデルが当事者らに条項の修正を認めている場合、結果的に出来上がる契約の確実性や信頼性は低下する。

本稿では、モデル契約の利用に関連する基本的な経験をいくつか示す。これによって、どのような場合にどのような方法でモデル契約を利用するのが有益であるかを、ABSの交渉担当者が知る上で役立つと思われる。

1. 比較：契約例、モデル及び書式

ABSを始めほとんどの取引では、多くの当事者が契約案の作成のために3つのタイプの文書を利用する。すなわち、既存の契約、定型契約、モデル契約である。新規に契約案を作成しようとする際のツールとして、これらにはそれぞれ長所と短所がある。

既存の契約の例：

既にある契約が有用なツールであるとされることが多いのは、それらが既に受け入れられているため、「有効だ」と考えることができるためである。しかし、そもそも契約例というものは、交渉と妥協によって作り上げられた、交渉後の文書である。その最終的な文書は、当事者らの当初の立場とは大きな隔たりがある場合もある。契約を新たに作成する際に契約例を「最終的な」条項として使う場合には、この点を認識することが重要である。

定型契約：

「定型契約 (form contract)」は、それを使用することを約束した国や企業その他の者によって正式に用いられる法律文書である。定型書式を用いる主体は、書式に修正を加えず「そのまま」用いることを求められる場合もある¹。標準素材移転契約が採っているアプローチはこれである。また、当事者が書式の本文の一部を修正、変更したり、話し合いによって決めることができる場合もある。政府その他の主体が書式を正式に採用するに当たっては、書式が法律的に有効であり、強制力がある（要件を満たしており、法律によって保護される）ことを確認するために、経験を積んだ契約交渉担当者、法律家や行政担当者らが慎重に吟味

¹ 本稿の筆者が別の著作で述べているように、どんな定型契約も「附合契約」とみなされる可能性を排除しなければならない。

するのが普通である。

モデル契約：

基本的にモデルは「仮定上の契約」である。モデルは、大学や産業団体その他、自らは実際に契約を締結しない主体が作成し、利用を促していることが多い。

2. 概論：書式に関する提案の背景にあると思われる目的

現在、ABSに関しては多くのモデルや標準書式があり、すべてのABS契約で利用を義務づけるのが望ましいとする意見もある。この考えがなぜそれほど魅力的なのかを理解するのは比較的容易に理解できる。ABSの過程を簡素化したいと望んでいる当事者らは、物事が進まないのは大部分が法律的な問題が原因であり、企業や政府などが延々と議論し、長い時間をかけて合意すべきかどうかを判断する必要があるのはそのためであると考えていることが多い。彼らは、ABS契約に関して1つないし複数の合意された「標準」書式があれば、様々な選択肢や問題について十分な知識を持つ必要がなくなるのではないかと考えている。

つまり、彼らの考えによれば、標準的な契約を採用することによって、契約を行う当局の担当者、コミュニティーや企業の代表者の仕事が簡素化されるのである。必要なのは、書式に正しく記入されていることを確認することだけである。ABS契約の交渉の責任を下位の人間に任せることができ、そうした人々は契約の締結に先立って法務部門や中央政府の許可や承認を得る必要がなくなる。このような仮定や推測を基に、「標準的なABS契約」という考えに関する議論では、書式を利用するとの短所が分析されておらず、モデルや書式を効果的に利用するために必要な制度上の要因も明らかにされていない。

ABSに関しては定型契約の実施例はあまりないものの、(i) 農産物の販売に関するモデル契約、(ii) 賃貸借に関するモデル契約、(iii) 不動産購入に関するモデル契約、(iv) 車両販売に関するモデル契約など、多くの部門や産業で用いられている。書式の利用が一般に受け入れられている理由として、以下のことが挙げられる。

- 当て推量を排除し、すべての当事者を対等の立場に置くため
- 順を追って空欄を埋めていくことで売買が完了できるようにすることで、商業契約の経験の少ない分野の関係者や当局者に信頼感を与えるため
- (モデル契約の修正を禁止することによって)交渉担当者が契約法の難しい問題に直面する心配のない簡単な方法を提供するため
- 期待を共通化し、過失によって自分の組織の資金や法律上の権利、交渉の立場を失うことを

心配する交渉担当者の不安を取り除くため

- ・個々の契約ごとに政府高官の承認を得る必要をなくすため
- ・商業目的での利用者が、上級の意思決定者や法律顧問を必要とせず、法律や契約に詳しくない下位の担当者に交渉を任せることができるようにするため
- ・法律の専門家でない者が交渉し、締結した場合であっても、それぞれの契約が要件を満たしている（明確かつ強制力のある法律用語で書かれている）ようにするため

残念ながら、こうした目的のうち、定型契約やモデル契約によって実際に満たされるのは、たとえそのモデルが数十年間にわたって利用されてきた法律文書の実例を反映したものであったとしても、ごくわずかしかない²。

3. 法的制度や分野での書式の制定

政府が定める書式、その他各種のモデル契約は、非常に多くの部門や分野で用いられてきた。

こうした例のうち、書式やモデルが最も有効なのは次の場合である。

- i) はっきりと限定された当事者らが用いるために作成されている場合
- ii) それぞれのケースにおいて、どの権利者を「提供者」とみなすかがはっきりと特定されている場合
- iii) 交渉のプロセスが、同様の契約の交渉にかかるあらゆる関係者の利益を反映したものである場合
- iv) 第三者に権利を付与したり、第三者が既に有している権利に影響を及ぼすような方法で第三者を関与させたり、これに影響を及ぼしたりすることがない場合

以下の節ではこうした基本点について検討する。それに加え、モデルや書式の作成者にとって重要なのは、その書式を使用する際に変更や修正を認めるかどうか（当事者が合意によってモデルの中の用語や条項を変更することができるかどうか）を明確にすることである。

3.1 当事者の性質

書式やモデルによって確実性が得られるのは、特定の種類に属する当事者間の取引のために作成される場合に限られることは明らかであろう。例えば、定型契約による賃貸借は、一方当

² その法律文書の主題が極めて限定的で、あらゆる国の法律を徹底的に研究した上で作成されていたとしても、その内容が「いずれの国のはれの裁判所、仲裁機関に対しても完全に明確である」と主張しようという法律家は、仮にいたとしてもごく少数であろう。

事者として土地所有者、他方当事者としてその土地を賃借しようとする者の間の取引を示すことを目的としている。他の種類の当事者が関与する契約に賃貸借にかかる権利が含まれる場合には、基本的な定型契約による賃貸借は適当でないこともあり、大幅な修正が必要となることもある。

ABSには、複数の種類の利用者を含め、様々な当事者や分野が関与する（資源提供国、資源を提供するコミュニティー、個々の試料の所有者、生物資源探査を行う者、収集機関、学術機関、仲介業者、企業の研究者、開発業者、流通業者、利用国の政府機関など）。残念ながら、検討対象とすることができる「ABS 契約」³のほとんどは、1種類の利用者つまり1利用国の政府機関（援助機関や政府が支援する学術研究機関）が関与するものである。

こうした機関の多くは定型契約を用いて業務を行っており、これらの機関は、すべての人々のためになる、開発途上国の生活を向上させたり開発を促進する、あるいは、医用化合物を特定して幅広く利用できるようにするなど、複数の社会的（非商業的）目的を持っているのが普通である。このグループの中でも、機関によって全体としての任務が様々に異なり、それがABS 契約の内容に影響する場合がある。例えば、機関の目的が対外援助である場合には、資源の提供するコミュニティーや国が独自に研究する能力を育成したり、その研究成果の発展を支援したりすることに対し、より重点が置かれるかもしれない。一方、国の保健機関では、国内産業の研究開発能力の促進が第1の目的であり、資源提供国との社会的目的の達成は二の次かもしれない。研究機関や学術機関であれば、個人的な関心（自分たちの発見を、制限なしに後日公表したり、売却できるようにすること）と社会的な関心（研究者や保全の専門家などが情報を利用できるようにすること）の両方を持っているかもしれない。

利用国の機関が作成する定型契約には、往々にして、純粋な商業取引で当事者が利用する場合や民間の生物資源探索機関や収集機関、研究者にとっては、必要ないか受け入れられない条項が含まれているというのはかなり確かである。

国際的な制度の交渉においては、資源提供国や原産国が関与する ABS 交渉は必ず資源提供国の政府が行うか、監督するものだと考えられている場合がある。ところが実際には、その国において、あるいは契約の下で、誰を提供者とみなすかによって、様々なアプローチがある。国によっては、試料を所有する、場合によっては個々の試料が発見された土地を所有する個人や団体に提供者の権利及び責任が完全に委ねられている。また、こうした権限を保護地域など特定の機関に与え、その機関が独立した「提供者」として業務を行う国もあれば、コミュニテ

³ 公に閲覧できる ABS 契約はごくわずかしかない。契約の多くは、当事者に契約の内容を秘密にすることを明確に義務づけている。その結果、ABS の定型契約を作成する際に参考にできる情報は限られている。

イーその他の集団に権限を与えていたりもある。

これらのアプローチのどれが正しくどれが間違っているということはないが、契約は誰が「提供者」であるかによって異なってくる。一般に、中央政府が交渉を行う場合、最終的に結ばれる契約は、その国と国民全体にとっての非商業的な利益を大局的に勘案し、これを重視したものになると考えられる。これに対し、提供者が個人の土地所有者の場合、交渉は金銭的なもの、あるいは極めて狭い範囲の「利益」（特定の個人や集団に移転される個別の価値）が重視されるのが普通である。ただし、ある特定の政府機関や政府系機関（研究機関や大学）が「提供者」とみなされる場合には、結果はこれら2つの場合の中間にになる。交渉は政府との交渉の時よりは分野や組織に重点が置かれるが、個人の提供者が関与する交渉のように金銭面だけが重視されることはない。こうした機関の主要な関心は、研究を行う権利や情報へのアクセスに集中する場合もあり、一般に情報や研究面での進展がその国にとっての最大の利益となる。同時に、こうした機関は金銭面や設備面などでも利益を得る場合があり、それらが分野別の機関に留保される国もある。

これらの選択肢それ自体はプラスにもマイナスにも働く。援助機関、研究機関、収集機関、NGOの実績をはかるのと同じ物差しを使って商業目的の利用者を評価することはできない。契約で何を定めるかには違いがあるとはいえ、その契約の結果についても、違いが生じる可能性がある。商業目的の主体は、非常に厳密で法律的に厳格な契約を取り決めるのが普通だが、それが結果的には金銭と情報の両面でさらに有益な利益配分につながり、あるいは長期的な関係につながる可能性もある。

モデル契約や定型契約はその目的上、これらの違いに留意することが重要である。定型やモデルを作成する際には、提供者の種類によって別々の定型を作成するか、定型契約やモデル契約の使用に際して大幅な柔軟性や修正を認める必要がある。

3.2 特定の活動と付与される権利

このほか、条項の内容に大きく影響する相違点として、活動の性質と付与される権利がある。例えば、分類学関連の活動（利用者と提供者で平等に共有する試料の収集、同定、表示、保護・保全など）についての契約は、検討の対象とする資源の範囲から、契約の履行における当事者の権限まで、広範に取り決められるのが普通である。分類学的知識を深めることを目的とする契約の作成に当たっては、通常、3つの要素が重視される。すなわち、(i) 試料採取や保全を最大限にできるようにすること、(ii) 利用者が採取したすべての試料や情報の配分を受け、作業に当たって最大限の支援を得られるようにすること、(iii) 契約には、提供者から新たに許可を得ることなく遺伝資源の商業的な開発を行う権利は含まれないことを繰り返し述べること、である。

これに対して、契約の目的が商業目的での利用や開発である場合には、状況は反対になるかもしれない。(i) と(ii) の要素(適用範囲及び義務の共有)は極めて限定的に述べられる一方で、(iii) の要素(付与される権利)については、限られた適用範囲の中で広範なものになると思われる。具体的には、通常、提供者や資源提供国は、その契約の下でどの遺伝資源について許可を与えるか、誰に対して許可を与えるのか、利用者がどのような権利を得るかを明確に限定したいと考える。あるいは、(i) 利用者が生物資源探索について極めて広範な権利を与えられる場合、(ii) 利用者が多数あるいは不特定数の種や品種を採取し利用する権利を得る場合、(iii) 利用者が採取した遺伝資源について独占的権利を与えられる場合、(iv) 利用者が自らの独占的権利を転換する行動を取る権限を有している場合(自分の発明に関してではなく、自然に存在する遺伝子に関して知的財産権を出願することによって)には、より高い利益配分を得ることを期待するのが普通であろう。

3.3 分野ごとの重点

最後に、分野間の相違も、条項の文言や要求される成果、規定される利益配分の方法を左右する。例えば、農業関連の契約の契約目的や条項は、植物分野と動物分野とでは全く異なる⁴。対照的に、医薬品産業で行われる遺伝資源に関する活動では、通常は単一の品種について、より複雑な分子や配列の検討を伴うことが多い。こうした資源は再生や繁殖、合成が難しいため、契約に関しては、野生種の再供給が最大の関心事であることが多いと考えられる。

3.4 その他影響を受ける個人や主体

定型やモデルを用いる上で深刻な制限の1つは、その契約の下での権利や、その契約に何らかの形で影響を及ぼす法律に基づく権利を第三者が有している場合に生じる。これは、契約に「第三者の権利」が含まれている場合、すなわち、契約で第三者(契約の署名者ではない個人や団体)に対する何らかの利益を想定している場合⁵、あるいは契約に基づく当事者の行為がこうした第三者やその財産、権利に影響を及ぼす場合に生じ得る。定型契約やモデル契約では、こうした要素に対処することができないのが普通であり、これらを予測することは不可能なところもある。さらに、第三者の権利に明確かつ具体的に対処するためには、それら第三者に関連する条項に正式に同意してもらうことが必要なことが多い。

3.5 修正可能性

法制度の中で何らかの定型やモデルを使用する際に最も重要な点の1つは、その使い方であ

⁴ 様々な相違の中でも、植物育種の慣行はかなり包括的であるといわれており、交配を何十回、何百回と繰り返して初めて特定の品種が得られることもめずらしくない。動物に関連して使用される際は、1つの亜種の中の独自の個体のほうに重点が置かれることが多いが、植物の開発では特定の品種の品質を安定させることに重点が置かれる。

⁵ 契約の下での第三者の権利という概念は、本稿の筆者による別の文献や、たいていの契約法に関する基本書で議論されている。

る。具体的にいうと、その定型が(i) 交渉の土台であり、両当事者の合意によって修正できるものなのか、(ii) 「承諾か拒否かの二者択一の提案」であり、両当事者がそれを変更せずに「そのまま」使うことに合意する場合にのみ使用できるものなのかを知ることが不可欠である。

現在のところ、ほとんどの ABS 契約の書式やモデルでは詳しく触れられていないが、ある国の書式では、その書式を個別に使用する際に、交渉によってどの程度の書式変更が可能かを具体的に述べている。コスタリカの定型契約に関する新法では、次のように述べてこの問題に具体的に対応している。

上記の条項に加え、契約には次の点に関する取決めを含めることができる。a) 提供する素材の同一性や品質に関する提供者による保証、b) 定義規定、c) 採取活動の環境への影響を最小限に抑える義務、d) 一方当事者の他方当事者に対する民事上の責任を限定する事象（自然災害、火災、洪水など）、e) 守秘義務条項、f) その他の保証、g) [この書式を採用する国の] 法律で認められるその他の条項⁶、である。

この契約には、当事者が望ましいと考える条項を加えることができる。しかし、この一文に加え、この書式では、特定の項を、その内容が特定の法律の付表や要求事項の対象となる事項として明示している。具体的には、「管理費その他の経費の支払い」、「最終成果」（主に研究成果の配分及び公表文献における出所の記載）、「伝統的知識の尊重」、「検証と管理」に関する条項などである。

4. ITPGRFA の標準素材移転契約

食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約（ITPGRFA）に基づく「標準素材移転契約」は、ボン・ガイドラインと並んで、国際的な ABS 制度に関する書式条項に関連する文書として最も重要なものの 1 つである。

本稿の筆者が別の論文で述べているように、ITPGRFA や標準素材移転契約では、標準素材移転契約は「そのまま」用いることしかできないことを明確に規定している。すなわち、すべての当事者が合意したとしても、変更や修正は認められない。しかしこれは、当事者が自分たちが作成する ABS 契約の一部として標準素材移転契約の条項のいくつかを流用してはならないということではない。

⁶ コスタリカの定型契約（2007 年 4 月 18 日）の記述。環境エネルギー省（Ministro del Ambiente y Energía）。生息域外環境における生物多様性の遺伝的及び生化学的要素及び資源へのアクセスに関する規則（Reglamento para el Acceso a los Elementos y Recursos Genéticos y Bioquímicos de la Biodiversidad en condiciones ex situ）。附属書 I。「素材の移転に関するモデル契約（Acuerdo Modelo de Transferencia de Materiales）」（非公式訳）。

ABSにおいて最も知られている書式が ITPGRFA の標準素材移転契約である。これ以外では、ボン・ガイドラインの中に、ほかの定型契約やモデル契約の作成が望ましい場合もあることが示唆されている。ボン・ガイドライン第 42 項(d)では、「種々の資源及び利用に対する種々の契約取り決め及びモデル協定の策定」を提案している。ボン・ガイドラインでは、モデル条項で規定される可能性のある条件を 3 つ提示している。同ガイドライン第 43 項（相互に合意する条件に関する「指針項目」）、第 44 項（「典型的な相互に合意する条件の例示的リスト」）及び第 45 項（利益配分に関する相互に合意する条件）である。このことで最も重要なのは、ABS 契約をどのように文書化し、履行し、監視し、必要な場合には履行を強制するかという問題が検討されているという点である。すなわち、遵守の文書化では：「締約国は、アクセスと利益配分の措置に関するすべての利害関係者が説明責任を果たすメカニズムを設置するよう努力をすべきであり、…以下に関する要件を設けることを検討することができる：a. 報告、及び b. 情報の開示」としている（ボン・ガイドライン第 52 項及び第 53 項）。この点に関する 3 つめの規定はいくぶん同語反復的であり、「収集者個人又はその収集者に依頼している機関は、適切な場合には、その収集者の遵守に関して責任及び説明責任を負うべきである」としている（同第 54 項）。救済方法については、「締約国は、ABS に関する生物多様性条約の規定を実施する国内の法律上、行政上、又は政策上の措置の違反に対して、適宜、効果的かつ程度に応じた措置をとることができる。」（同第 61 項）とある。検証については、「生物多様性条約のアクセス規定及び利益配分規定、並びに原産国の国内法令の遵守を保証するために、任意の検証メカニズムを国レベルで策定することができる」、加えて、「任意の認証制度は、ABS のプロセスの透明性を検証する手段として利用でき、…生物多様性条約の ABS 規定が遵守されていることを認証することができる」（同第 57 項及び第 58 項）とある。

標準素材移転契約のうち最も重要な要素の 1 つは、その利用に制限があるという点である。ITPGRFA の規定では、標準素材移転契約を利用できるのは、取引が 2 種類の要件を満たす場合に限られ、それらは (i) 「資源の基準」（囲み記事 1）、及び (ii) 「利用の基準」（囲み記事 2）であると考えられる。

囲み記事 1：多国間システムの下での取引に際しての「資源基準」テスト

食料農業植物遺伝資源であるかどうかのテスト（移転される資源の種類）：移転される**生殖質**は、以下の要件の両方を満たさなければならない。

- 同条約付属書 I に掲げる食料農業植物遺伝資源の分類に属する種から得たものである。
かつ
- 次のいずれかに該当する：
 - (1) 締約国が管理及び監督し、かつ
 - (2) 知的所有権が消滅している⁷

又は

 - 多国間システムへの参加に合意する第三者によって保有されている⁸

又は

 - 國際農業研究センターによって生息域外での収集物として所有されている⁹

又は

 - 多国間システムへの参加に合意する他の国際機関によって所有されている¹⁰

囲み記事 2：多国間システムの下での取引に際しての「利用者基準」テスト

利用者／利用テスト：2 番目の必須要件として、移転や利用の状況は、以下の条件のすべてを満たしていなければならない。

- 利用者は締約国の管轄下にある法人、又は自然人である¹¹
かつ
- 次のいずれかに該当する
 - 当該資源は「食料及び農業のための研究、育種又は研修にのみ」使用され、「化学薬品、医薬品並びにその他の非食料及び非飼料に関する産業上の利用」は行わない¹²
又は
 - 「多目的利用作物」(i) の前段に該当するが、非食料及び非飼料としても利用する作物)の場合には、「食料安全保障上の重要性」に鑑み、多国間システムに含まれる場合がある¹³

⁷ ITPGRFA11.2 項

⁸ ITPGRFA11.2 項。11.3 項において、締約国は、これら主体（自然人及び法人）にこの選択肢を利用するよう奨励することを明示的に約束している。11.4 項では、締約国は、2006 年 6 月までに（「条約の発効の日から 2 年以内に」）「多国間システムにこれらの食料農業植物遺伝資源を含めていない自然人及び法人に対して、引き続き円滑な取得の機会が提供されるべきかどうか」を決定する、とされている。つまり、多国間システムの下で、利用者に自らの収集物を公開しない者に対しては、同システムを開放しないということである。

⁹ ITPGRFA11.5 項

¹⁰ ITPGRFA11.5 項

¹¹ ITPGRFA12.2 項

¹² これらの条項は、新品種（遺伝子組換え生物）を生み出す最新の生化学的な手法に用いられる実験法は、その新品種が食料や飼料として作出される場合には、明らかに ITPGRFA の ABS に関する要素の範囲内にあることを明確に示している。

¹³ ITPGRFA12.3(a)項

4. モデルや書式の利用に向けたより一般的なアプローチ

すべての ABS 契約に单一の書式やモデルを用いようすることにはいくつかのリスクがある。こうしたリスクにはモデルを用いる際の方法に関するものもあるが、書式やモデルという考え方自体が持っているリスクもある。具体的にいうと、対象（契約の主題）や当事者の性質に関係なく、すべての契約に適用する单一の書式やモデルを作成しようとする場合、数多くの困難が生じる。モデルや書式の利用に影響を及ぼすこのほかの要因として、その国の法制度、独自の法的要件のほか、遺伝資源の所有権その他の権利に関する概念がある。

この問題の一部は標準素材移転契約の成功によって既に認識されており、分野ごとに異なる書式やモデル（あるいは独自の条項）を作成する必要性を多くの当事者が認識している。しかし、これによって軽減されるのは内在する問題の一部でしかない。例えば、どの書式やモデルを使用するかを指定する際には、必然的に、大きく異なる当事者たちに同一の要件を課すことになる（例えば、学術研究者や植物園、保全生物学者が、営利の研究開発部門に課される要件に縛られることになる）。以下に指摘するとおり、ABS 書式の採用で ABS 制度にまつわる契約面での課題が解消されるのは、それぞれに特有な法的状況を反映して多数の書式や選択肢が採用される場合だけである。

(11) WIPO による伝統的知識に関するギャップ分析についての国際商業会議所のコメント*

ICCは、WIPO事務局が知的財産と遺伝資源、伝統的知識、フォークロアに関する政府間委員会（IGC）が直面する諸問題に関して綿密かつ公平なギャップ分析案をまとめたことに敬意を表する。残念ながら、この分析によりさまざまな面でのあいまいな点や意見の対立が明らかになっている。このことは、ICGの業務を非常に困難なものにする。状況を進展させるためには、概念及び目標に関して、基本的なレベルで合意点を見出す必要がある。

分析案ではいくつかの基本的概念を想定しており、具体的には以下のようなものである。

1. 「伝統的知識」は少なくとも 3 つの特徴を持つ。
 - a) 世代から世代へと伝えられるものである。
 - b) それが伝えられる伝統的社会や原住民の社会と特異的に結びついている。
 - c) その社会の文化的なアイデンティティにとって欠くことができないものであり、その社会は伝統的知識の保護・管理者であると認識される（分析案 p.6）。
2. 「保護」とは、当該の伝統的知識を管理する措置を意味し（分析案 p.7～8）、おそらく排他権を伴う。この管理は、当該社会又はその代理人によって行使される。

この前提を受け入れた上で、**明らかにすべき最初のギャップは、知識をそれ自体として「保護する」ための法的手段として一般に認められたものが存在しないという点である**。ある特定の種類の知識を、特定の期間、特定の方法で保護することはできるが、一般的に保護することはできない。例えば、秘密の技術的知識が信頼義務違反により開示されることは保護することはできるが、その同じ知識を独自に生み出した者が知識を開示や使用しないように保護することはできない。技術的知識の商業的な利用は、公開された知識であっても保護することができるが、特許によって与えられた一定期間に限られ、特許の付与に当たっては、保護される知識が新規であり、明確に定義されていることを確認するために当局の審査が行われるのが普通である。知識の模倣は著作権法によって保護することができるが、これらによって保護されるのは形式だけであり、その知識の本質である事実や概念ではない。一たび知識が公になれば、その利用を管理するのは困難となるのが普通である。その一例が「スパイキャッチャー」事件（1988 年）で、英國政府は元職員の 1 人が機密情報を暴露するのを止めることができな

*

http://www.iccwbo.org/uploadedFiles/ICC/policy/intellectual_property/Statements/WIPO%20gap%20analysis%20TK%20final.pdf (2008年8月22日アクセス)

かった。

もし「伝統的知識」が積極的に保護すべきものであるならば、その内容を明確に定義して、何が禁止されているのかが第三者にわかるようにしなければならない。上述の一般的な特徴は、詳細を明確にする必要がある。次に、保護しようとするものが公有に属する知識である場合には、それぞれの事例において知識を保有する者の権利と公共の権利のバランスが保たれるよう、ちょうど特許の際にそうするように、与えられる権利の1つ1つを慎重に定義し、確認しなければならない。**ここでギャップと考えられるのが、それを行うためのシステムが存在しない、あるいは提案されていないという点である。**

伝統的知識を保護するための実効ある制度は、現行の知的財産権とできる限りうまく合致するようにならなければならない。新たな権利の導入は必ずしも現行の権利を存続させることと矛盾するとは限らないが、矛盾が生じるとすれば、新たな権利の導入はそれだけ困難になる。

既存の伝統的知識に対して他人が権利を主張するのを防ぐという意味での「消極的保護」については、基本的に異論はない。この点で、特許法はこれと反対の立場を取っているとみられることが多い最大の制度で、新規性のあるものだけに特許が付与されることに全面的に同意している。公に利用可能な情報に特許が付与されること（時折見かけられる）は誤りであり、防がなければならない。ところが、消極的保護に関する提案の一部は、面倒な問題を生じさせる可能性がある。

ICCは、例えば、公にされていない伝統的知識を以降の特許の障害とすべきであるという考えは容認できない。過去にその知識を得ていない者が新たに独力でその知識を発明した場合には、特許を得る資格を与えられるべきである（ただし、すでにその知識を私的に利用している他人に利用を止めさせることができるとは限らない）。また、発明者は、公にされている伝統的知識を利用してその知識をさらに進歩させることができるようすべきであり、そうして改良された知識が些末ではなく進歩性がある場合には、特許を受けることができるべきである。

「消極的保護」に関する提案でもう1つ問題なのは、発明に用いた生物材料（又は伝統的知識）の「原産地（origin）又は出所（source）」の開示を特許の出願者に求めるとしている点である。これは、稀少な、あるいは独特な材料の場合には意味をなし、そうした材料に対しては既に実施されていて、現行の特許法における要件の1つとして、特許出願者は自らの発明が利用する材料をどのようにして入手するかを開示しなければならない。しかし、生物学的な発明の大部分は広く入手できる材料を利用しておらず、それぞれの具体的な出所を開示することを義務づけても意味をなさず、無意味で煩雑なものになるだろう。伝統的知識の起源（origin）の開示に

関しては、さらに議論の余地がある。米国の特許出願者は、すでに、把握している全ての関連する先行技術を開示することを義務づけられており、こうした要件は他国で採用することが可能である。ただしその前提となるのが、伝統的知識の定義が明確であり、合意されていることである。

第 3 のギャップと考えるのは、提案された救済措置（「原産地の開示」など）が不利益に対する補償なしに（あるいはまったく補償なしに）効力を発揮できるという根拠がない、という点である。恐らくこうした根拠のいくつかは、「原産地の開示」要件を導入した国から数年のうちに得られることになるだろう。

ICC は、WIPO 事務局が分析案をまとめたことに敬意を表し、同案が提起する重要な点が更に議論されることを期待する。

文書番号 450/1039

2008 年 7 月 22 日

(12) APEC 諸国における遺伝資源へのアクセス及び伝統的知識の保護に関する 調査報告書*

= 目 次 =

I はじめに
II 調査の分析
2.1 総論
2.2 伝統的知識
2.2.1 定義
2.2.2 主な保有者
2.2.3 伝統的知識の保存
2.2.4 伝統的知識の保護
2.2.5 伝統的知識の保護に関するその他の重要な問題：制度の運営、事前の情報に基づく同意及び利益配分
2.2.6 伝統的知識に関する研究及び開発の奨励
2.2.7 伝統的知識に関連するデータベースや整理の仕組みの有無
2.3 遺伝資源へのアクセス
2.4 生物多様性条約
2.5 協議機関、協定及び条約への参加
2.6 ジェンダー
III 結論
IV 用語集
V 表索引
表 1 伝統的知識の主な保有者(問 2)
表 2 伝統的知識の保存と伝統的知識保存のための媒体(問 1、3、4)
表 3 伝統的知識の保護(問 11、12)
表 4 伝統的知識の保護に関する独自制度の運営を所管、伝統的知識の利用に関する事前の情報に基づく同意の付与及び相互に合意する条件の遵守を検証する機関(問 13、14、15)
表 5 伝統的知識に関する研究・開発の奨励(問 16)
表 6 伝統的知識に関する情報システム(問 17)
表 7 遺伝資源へのアクセスに関する制度(問 5)
表 8 遺伝資源へのアクセスに関する制度を所管する機関(問 6)
表 9 遺伝資源へのアクセス制度の仕組み(問 7)
表 10 遺伝資源へのアクセスの要件及び利益配分の取決めの遵守を検証し、事前の情報に基づく

* APEC 知的財産専門家グループ、APEC 貿易投資委員会、2008 年 10 月、APEC・TILF プロジェクト CTI 23/2008T (PEG)、APEC 諸国における遺伝資源及び伝統的知識への適正なアクセスと保護に関する意識啓発と政策提言 アジア太平洋経済協力会議事務局用、35 Heng Mui Keng Terrace Singapore 119616、電話：(65) 6775-6012 Fax：(65) 6775-6013、E メール：info@apec.org、Website：www.apec.org

JBA 注：この調査報告書は下記 URL で閲覧可。（2009 年 2 月 13 日アクセス）

http://www.apec.org/apec/publications/free_downloads/2008.MedialibDownload.v1.html?url=/etc/medialib/apec_media_library/downloads/committees/cti/pubs/2008.Par.0018.File.v1.1

く同意及び相互に合意する条件が公正かつ衡平であることを確保するための管理メカニズム(問 8)

表 11 遺伝資源へのアクセスに関するプロジェクト数に関する現行データ(問 9)

表 12 遺伝資源に関する研究・開発の奨励(問 10)

表 13 CBD 締約国及び CBD 第 8 条(j)項、第 15 条の実施(問 18)

表 14 遺伝資源へのアクセスの規制又は伝統的知識の保護を目的とした公共政策又は具体的な規範の策定を裏付けるその他の枠組み(問 19)

表 15 國際協議機関への参加(問 20)

表 16 二国間経済協定の一環としての遺伝資源へのアクセスや伝統的知識の保護に関すると考えられる措置や約束の導入(問 21)

表 17 伝統的知識の利用及び保存に関する活動における先住民女性の役割(問 22)

I はじめに

ここ数年の間に各種協議機関での議論には新たな問題が登場してきており、一部を挙げただけでも生物多様性の保全と持続可能な利用、貿易、知的財産など様々な話題が取り上げられた。実際、伝統的知識の保護と遺伝資源へのアクセスの問題は、この数十年に、政府間フォーラム(生物多様性条約(CBD)、国連食糧農業機関(FAO)、UNCTAD、UNESCO、世界知的所有権機関(WIPO)、世界貿易機関(WTO))や地域フォーラム(アンデス共同体、アマゾン協力条約機構(Amazon Cooperation Treaty Organization)、米州自由貿易圏)において様々な角度から話し合われた。

さらに、CBD や FAO 食料及び農業用いられる植物遺伝資源に関する国際条約(ITPGRFA)^[1]が発効して以降^[2]、これらの条約の締約国は、条約の主要な原則(生物多様性の保全、その持続可能な利用、遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分)を自国の政策に組み入れる中で、これらの目的をいかにして知的財産権と調和させるかという問題に取り組んでいる。

これらの議論の中で、伝統的知識の保護や遺伝資源へのアクセスの重要な部分をめぐっていくつかの問題が生じた。それは、伝統的知識をどのように定義するか、誰が伝統的知識の保有者か、伝統的知識にどういった保護を与えることができるか、既存の知的財産制度を適用してこの保護を求めるることはできるか、事前の情報に基づく同意(PIC)を与えるのは誰か、伝統的知識の利用や遺伝資源へのアクセスによって生じた利益の公正かつ衡平な配分をどのようにして確保するのか、公有に属する伝統的知識の扱いはどうすべきか、といった問題である。

これらの問題への答えを模索する中で、伝統的知識の保護と遺伝資源へのアクセスが国内の政策課題に加えられ、伝統的知識を保護する方策を見いだし、遺伝資源への合法的なアクセスに関するルールを定めるために新たな処方箋が検討され、検証されてきた。また、伝統的知識の保護や遺伝資源へのアクセスの規制に携わる様々な関係者らとの作業の結果、興味深い事例や成功事例が報告された。

本報告書は、APEC 諸国における伝統的知識の保護と遺伝資源へのアクセスに関する現行の国内

枠組み、規制、慣行、実例についての情報をまとめたものである。これらの問題に関する APEC 地域の到達水準を要約して示すことが本報告書及び調査自体の目的であるため、本報告書では、各国の国内法や進捗状況を比較したり、APEC 諸国の実例について判断を加えたりする意図はない。これから示す結果は、APEC 諸国から回答を得た APEC 諸国における遺伝資源へのアクセス及び伝統的知識の保護に関する調査(以下、「本調査」という)から抜粋したものである。本報告書では各国の回答ができるだけ正確な形で反映しようとしたため、回答の詳細については本調査から抜粋した情報を記載したが、場合によって、回答を要約する必要もあった。より完全な情報については、各国から提出された本調査全体を参照されたい。

II 調査の分析

2.1 総論

本調査は、APEC 加盟 21 カ国に対して配布された。調査への回答期限とその延長期間が終了した時点で、17 カ国^[3]が調査結果を提出した。これらの結果は、APEC 諸国における伝統的知識の保護と遺伝資源へのアクセスに関する現状の 81%を示している。本報告書では入手したデータをまとめたものであり、回答を提出した国の結果のみを示している。

情報の整理とデータの処理を容易にするため、本調査で行った 22 の質問を大きく 5 つの主要テーマに分類した。

- －伝統的知識
- －遺伝資源へのアクセス
- －生物多様性の保全
- －協議機関や協定への参加
- －ジェンダー

本報告書は、本調査の 22 の質問それぞれについて得られた回答を示している。結果は、一覧が容易なように表形式にまとめた。紙幅の関係で、表中の加盟国名は略号で記し(それぞれの加盟国名については用語集を参照のこと)、一部の情報については要約を示した。

本報告書に記載したのは、本調査への回答を提出した 17 カ国に関する情報だけである。

2.2 伝統的知識

2.2.1 定義

伝統的知識という用語に「公式な」定義はない。WIPO の IGC は伝統的知識の定義についてまだ検討を続けているが、WIPO は、1998 年から 1999 年にかけて設置された実情調査委員会が策定した暫定的定義を用いている。

伝統的知識という用語に单一の定義を与えるのが難しいのは、それが伝統的な社会に関係しており、これらの地域社会が有する(芸術、環境、宗教、科学、社会、文化などの)慣行や工夫の多様性と強く結びついた全体論的な含意を持つためであると思われる。

これまで議論されたアプローチは非常に様々であるにもかかわらず、また、様々な関係者(協議の参加者、伝統的知識の保有者など)を満足させるような広く受け入れられる定義が存在しないとはいえ、伝統的知識に固有であるとされる要素(世代から世代へと伝えられる知識、ある地域社会の文化的独自性に関連して、その土地と密接に結びついて常に進化する知識など)はいくつか存在することは確かである。

本調査を完成するためには、この伝統的知識とみなし得る要素について、APEC 諸国内で同質の基準を持つことが重要だった。この意味で、本調査では WIPO が定めた暫定的な概念を考慮している。

「伝統に基づく文学作品、芸術作品又は科学的著作、パフォーマンス、発明、科学上の発見、意匠、標章、名称、記号、非公開の情報、その他産業、科学、文学又は芸術の分野での知的活動から生じる伝統に基づく工夫や創作。「伝統に基づく」とは、一般に世代から世代へと伝えられ、一般にある特定の人々やその領域に属するとみなされ、環境の変化に応じて常に進化する知識体系、創作、工夫及び文化表現をいう。」

2.2.2 主な保有者

伝統的知識については保有者の問題もある。つまり、伝統的知識は、ある地域社会の内部の個人が保有する場合もあれば、その社会全体が保有する場合、地域社会内的一部の集団が保有する場合、あるいは複数の地域社会が保有する場合もある。伝統的知識がどのような形で保有され、誰がこの知識を管理しているのかを知ることは、それを保護、保存するための処方箋を描くのに役立つと思われる。

本調査の問2は、APEC 各国において伝統的知識の主な保有者は誰かを尋ねるものである。先住民に言及する場合、この用語は国際労働機関(ILO)第169号条約の第1条にいう概念と同じであることに注意が必要である。

「(a) 独立国における種族民で、その社会的、文化的及び経済的状態によりその国の地域社会の他の部類の者と区別され、かつ、その地位が、自己の慣習若しくは伝統により又は特別の法令によって全部又は一部規制されているもの

(b) 独立国における人民で、征服、植民又は現在の国境の確立の時に当該国又は当該国が地理的に属する地域に居住していた住民の子孫であるため原住民とみなされ、かつ、法律上の地位のいかんを問わず、自己の社会的、経済的、文化的及び政治的制度の一部又は全部を保持しているもの。」

各国における伝統的知識の主な保有者に関する情報及び各国から提出された補足情報を表1にまとめて示す。

表1 伝統的知識の主な保有者（問2）

国・地域名	伝統的知識の主な保有者	補足情報
オーストラリア	▪ 先住民	アボリジニ及びトレス海峡諸島民が伝統的知識の主な保有者である。この知識の大部分は、口承(言語を含む)、音楽や舞踊、絵画や文化活動を通じて、世代間、同性間に伝えられる。
カナダ	▪ 先住民 ▪ 国民全体	カナダは、すべての地域社会が文化を創造し、こうした文化表現の中に伝統的知識又は伝統的文化表現とみなしえ得るものがあるという見解をとっている。カナダの多くの地域社会が伝統的知識とみなしうるものを創造し、保存し、伝えているが、カナダ政府の伝統的知識への対応の重点は、先住民社会に置かれている。
中国	▪ 該当なし	中国全土で様々な種類の伝統的知識が保存されているため、質問への回答としては、少数民族、地域社会及びその他が保有者であるといえる。
香港	▪ 少数民族のみ	関連する産業や文化において知識を現在も実践している人々が保有者である。
インドネシア	▪ 先住民	法案では、伝統的知識の主な保有者又は管理者は、村落の伝統として持続可能な方法で伝統的知識を保存し、又は発展させた地域社会又は伝統的社会(先住民)であるとされている。
日本	回答なし	---
韓国	▪ 国民全体	---
メキシコ	▪ 先住民 ▪ 少数民族のみ	先住民の社会及び地域社会
ニュージーランド	▪ 先住民	マオリ人の社会
パプアニューギニア	▪ 先住民	伝統的知識の主な保有者は、代々伝えられてきた知識を利用できるとその地域社会から認められた者である。伝統的知識の所有には、共有の知識や特定の人々のみに限定された神聖で秘密の知識など、様々な分類がある。伝統的知識の保有者は、伝統的知識の利用について同意を与えることができる。したがって、伝統的知識へのアクセスは主としてこれら主な保有者の同意を得ることを通じて可能になる。
ペルー	▪ 先住民 ▪ 国民全体	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 生物資源に由来する先住民の集団的知識の保護に関する法律第27811号では、先住民について、「ペルーの国家形成以前に存在した権利を有し、独自の文化を維持し、特定の領域を占有し、自らを先住民と認識している土着民族。これには、自主的に孤立している人々、これまで交渉のない人々並びに農村社会及び原住民の社会を含む。「先住の(indigenous)」という用語は、「土着の(aboriginal)」、「伝統的な(traditional)」、「民族的な(ethnic)」、「先祖伝來の(ancestral)」、「原住の(native)」その他の用語を含むものとし、それらの同義語として用いられる場合がある。」と定義している。 ▪ ペルーには28の民族があり、その人口は全体で約1,200万人で、全人口の47%を占める。
フィリピン	▪ 先住民	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 主な所有者は先住民で、その権利は1987年制定のフィリピン国憲法で認められている。 ▪ 共和国法第8371号(1997年先住民権利法)では、先祖伝來の領域や土地、自治や権限付与、自己裁判権や人権、文化的一体性、地域社会の知的財産権の保護、宗教的、文化的な場所や儀式、先住民の知識や慣行、生物資源に対する先住民の権利を認めている。 ▪ 先住民は、伝統的な農業、水産養殖、環境から得た産物を通じて日々の生活を維持しており、先住民は、その環境は自分たちの先祖伝來の土地であって、その資源とともに地域社会の財産であると伝統的にみなされ、伝統的な指導者が管理者を務めると考えている(全情報については、本調査の問2への回答を参照のこと)。
シンガポール	▪ 不明	---

台湾	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 先住民 ▪ 少数民族のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 先住民に関して: <ul style="list-style-type: none"> ・原住民族伝統知的創作保護条例によると、祖先から伝えられた伝統的な芸術や文化は、集団や部族全体に帰属する。 ・原住民族生物多様性・伝統的知識保護法(Indigenous Biological Diversity Traditional Knowledge Protection Act)草案によると、生物多様性に関する伝統的知識の権利は、そうした伝統的知識を生み出した集団や部族に帰属する。 ・客家の人々について:客家の伝統的文化や知識は、客家の人々に帰属する(注:関連法規を策定中である)。
タイ	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 国民全体 	通常、伝統的知識は、各県や郡の地域社会に帰属する。県又は郡に居住する人々は、すべてタイ人である。したがって、伝統的知識は国民全体に帰属するということができる。しかし、ある特定の伝統的知識について考える場合には、それが当該地域社会に帰属することが指摘され得る。
米国	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 国民全体 	伝統的知識に与えられる定義は極めて幅広く、他の集団と比較して1つの集団を知識の保有者と指摘することはできない。そのため、伝統的知識の主な保有者は国民全体であるといわざるを得ない。 国民全体の中で様々な民族的、宗教的、職業的及び地理的地域社会が独自の伝統的知識を保有しているが、米国民すべてが伝統的知識を保有し、伝えている。
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 国民全体 	ベトナムには54の民族があり、そのうち最大なのはキン(Kinh)族である。少数民族はベトナム北部から中央、南部の全域、特に山岳地域や島嶼地域に居住している。各集団の伝統的知識には独自の特徴がある。伝統的知識には、一般に知られ、ベトナムに共通の習慣となったものもある一方で、各地の地域社会の中で守られているものもある。伝統的知識のほとんどは昔からの村落で保存されている。地域社会の文化は、4000年の歴史を持つベトナムの農業文化においてよく知られ、標準的なものである。

伝統的知識の主な保有者に関する情報を要約する際には、ほとんどの国が先住民を伝統的知識の主な保有者であるとみなしていたことに注意することが必要である。オーストラリア、カナダ、インドネシア、メキシコ、ニュージーランド、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、台湾の場合がそうである。しかし、情報がない(シンガポール)、「該当なし」を選択(中国)、あるいは本調査における伝統的知識の定義があいまいと判断する(日本)という理由でこの質問に回答できなかった国もあり、この問題に関しては本調査全体にわたって、いくつかの質問への回答が得られなかった。

2.2.3 伝統的知識の保存

本調査を分析する上で伝統的知識に関する側面として特に重要なものとして、その保存や保護がどうなっているかという側面がある。本調査の問1、3、4は伝統的知識の保存に重点を置いたものであり、問11から15はその保護に関する側面について調査し、この目的の達成に寄与すると思われる各国の仕組みを明らかにすることを目的としたものである。

したがって、何が伝統的知識の保存や保護であると理解されているかを示すことが重要である。知的財産の観点からは、WIPOがWIPO/GRTKF/IC/12/5で述べているように、地域社会が社会的、経済的に持続可能な発展の一助とするために伝統的知識を選択する場合、伝統的知識の保護は、創造性や工夫、地域社会の発展や草の根の知識に基づく商業活動を促進し、保護する政策に欠かせない。しかし、伝統的知識の保護は、特に、伝統的知識の保護や保存、生物多様性の構成要素や関

連する伝統的知識の保全、事前の情報に基づく同意と衡平な利益配分を確保するための仕組みにも関係する。

その意味で、伝統的知識の保護に関する WIPO のアプローチには、何らかの形で伝統的知識の保存が含まれている。

ただ、本調査の分析では、問 4 に対する回答を考慮すると、保存という用語がこうした慣行が失われるのを防ぎ、適宜、各種の媒体によってこの知識を不滅化する方法を見いだす取り組みと理解された可能性がある。実際、先住民は、伝統的な生活様式や伝統的知識が失われることや、地域社会の若いメンバーが伝統的な慣行の承継に消極的なことを憂慮している^[4]。

本調査に回答を提出した APEC 加盟国のはほとんどは、自国の伝統的知識を保存しているかと訊かれた場合、保存していると回答した。日本は前述の理由で、この質問には回答しなかった。

これらの国において保存されている伝統的知識には様々な側面^[5]があるのは興味深い点である。先に述べたように、伝統的知識は幅のある概念であり、様々な表現を含んでいる。

表 2 は本調査の問 1、3、4 への回答を要約したもので、各国・地域が保存している伝統的知識の種類と、この目的を達成するために各国・地域が行っている方法を示している。

表 2 伝統的知識の保存と伝統的知識保存のための媒体（問 1、3、4）

国・地域名	伝統的知識を保存しているか	保存している伝統的知識の種類	伝統的知識保存の方法*
オーストラリア	している	<ul style="list-style-type: none">▪ 生物資源に関連する伝統的知識▪ 伝統的文化表現▪ その他(伝統芸術・工芸、昔話、歌や踊り、ボディペインティングや衣装創作、言語、生態系や文化に関する知識)	(a) (b) (c)
カナダ	している	<ul style="list-style-type: none">▪ 生物資源に関連する伝統的知識▪ 伝統的文化表現	(a) (b) (c)
中国	している	<ul style="list-style-type: none">▪ 生物資源に関連する伝統的知識▪ 伝統的文化表現▪ その他(伝統医薬及び伝統的手工芸品)	(a) (b)
香港	している	<ul style="list-style-type: none">▪ 生物資源に関連する伝統的知識▪ 竹足場(伝統技法を用いた産業上の創作物で、工人や建物を支えるための一時的な足場)▪ 粵劇(中国の歴史や有名な古典、神話を基にした筋)▪ 「フロートパレード」(伝統的なパフォーマンス)▪ 伝統的漢方医学(理論、診断法、漢方薬、鍼、マッサージなどの治療)	(a) (b)
インドネシア	している	<ul style="list-style-type: none">▪ 生物資源に関連する伝統的知識▪ 伝統的文化表現▪ その他(特に、伝統的知識の保護に関する法案に規定する技術、宇宙論、美的価値、美術論、社会秩序、分類学に関連する創作)	(a) (b) (c)
日本	回答なし	回答なし	回答なし

韓国	している	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 生物資源に関連する伝統的知識 ▪ 伝統的文化表現 ▪ その他 	(b)
メキシコ	している	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 生物資源に関連する伝統的知識(伝統医薬及び生薬) ▪ 伝統的文化表現(食、化粧道具、手工芸品) 	(a) (b)
ニュージーランド	している	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 生物資源に関連する伝統的知識 ▪ 伝統的文化表現 ▪ その他(織物、パフォーマンスアート、彫刻、マオリの医薬、住宅建設、あやとり、マオリの歌、部族の物語、ほら話、環境に関する知識、食物収集) 	(a) (b)
パプアニューギニア	している	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 生物資源に関連する伝統的知識 ▪ 伝統的文化表現 ▪ その他(環境及び自然景観に関するもの) 	(a) (b) (c)
ペルー	している	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 生物資源に関連する伝統的知識 ▪ 伝統的文化表現 	(a) (b)
フィリピン	している	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 生物資源に関連する伝統的知識 ▪ 伝統的文化表現 	(b) (c)
シンガポール	している	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 伝統的文化表現 	(a)
台湾	している	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 生物資源に関連する伝統的知識 ▪ 伝統的文化表現(宗教儀式、音楽、舞踊、歌、彫刻、織物、模様、衣類、民芸品、その他文化的成果の表現) 	(b)
タイ	している	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 生物資源に関連する伝統的知識 ▪ 伝統的文化表現 ▪ その他(タイ伝統の代替医療) 	(a) (b)
米国	している	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 生物資源に関連する伝統的知識 ▪ 伝統的文化表現(物語や音楽、手工芸品) ▪ その他(文学作品、芸術作品や科学的著作、パフォーマンス、発明、科学上の発見、意匠、標章、名称、記号、非公開の情報、その他産業、科学、文学又は芸術の分野における知的活動から生じる伝統に基づく工夫や創作) 	(b)
ベトナム	している	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 生物資源に関連する伝統的知識 ▪ 伝統的文化表現 ▪ その他(伝統的知識に基づく発明) 	(a) (b) (c)

- * (a) 文字では記録されていないが、人から人へと伝承される伝統的知識
 (b) 文書又は映像・音声により記録が進められている伝統的知識
 (c) その他
 (d) 該当なし

一部の国からは、伝統的知識の保存についての補足情報や実例が報告された。そのため、この問題の現状や進捗状況についてより完全な全体像を示すため、この情報(各国から提出され、本調査から抜粋されたもの)の詳細を以下に示す。

オーストラリア：保存のために用いることができる手法は、先住民社会や地域社会の集団の意向が関わっている。オーストラリアには、地域社会における先住民文化の維持と継続的な発展を支援する政府プログラムが複数ある。これらのプログラムでは、各年齢層への文化活動や、知識や技能の伝達における先住民社会の構成メンバーの参加のほか、文化の新しい表現形態の支援、文化交流、先住民文化に対する国民の関心を高めるためのプロジェクトに重点が置かれている。オーストラリア政府は、現在及び将来世代のために先住民の伝統的知識が記録されるように、伝統的知識のデータベースや

アーカイブ(文書、音声・映像による記録、芸術工芸品、舞踊、歌、音楽)のプロジェクトへの資金援助も行っている。

カナダ：伝統的知識の保存は、次のように様々な形で行われる(ただし、これらに限定しない)。

- ・ 伝統的慣行の維持及び伝達
- ・ 原住民の言語の保存(アーカイブ、デジタル化、辞書や新たな用語集の作成)。カナダの先住民言語に対する保護は、原住民言語イニシアチブ(aboriginal Languages Initiative)、地域言語協定(Territorial Language Accords)といったプログラムや、先住民言語によるテレビ・ラジオ番組への財政的援助を通じて行われている。ファーストネーションズスクールネット(First Nations SchoolNet)というプログラムでは、各学校が言語情報を配信し、作成するのを促進するためのインターネットアクセスや技術的な援助を提供している。
- ・ 先住民の言語や文化を扱ういくつかの国際イベントへの先住民の参加を支援するプログラム^[6]
- ・ 国の収集機関での保存(手工艺品、記録など)
- ・ 地域社会を基盤とするイニシアチブのネットワークや、保護地域のファーストネーションズ文化教育センターなど、先住民の文化団体や活動の支援
- ・ 印刷物や放送媒体を通じた保存や配布・配信

香港(中国)：この地域については、竹足場、粵劇、フロートパレードが保存されている伝統的知識として報告された。これらのケースでは、竹足場に関する伝統的知識、粵劇やフロートパレードの実演にかかる技能や技術は文書では記録されていない。伝統的知識は、その伝統を実践してきた先輩からそれを学んでいる後輩に伝えられるのが普通である。先輩は知識を口頭や実演によって伝える。伝統的漢方医学の場合、別の種類の伝統的知識が保存されており、知識は文書で記録され、大学で教えられている。香港には、中薬組(Chinese Medicines Board)が管理する伝統的漢方医学のデータベースがあり、この委員会の活動は香港中医薬管理委員会(Chinese Medicine Council of Hong Kong)の監督下にある。

インドネシア：伝統的知識の記録が進められている。様々な機関が情報の記録を担当している(研究技術省、工業省、技術評価応用庁、農業省、環境省、文化観光省、インドネシアの科学機関及び一部の大学)。

韓国：伝統的知識のデータベース作成や伝統的慣行の維持、伝達を通じて伝統的知識が保存されている。

メキシコ：集団的生物資源プログラム(PRBC)^[7]を通じて伝統的知識が保存されている。

先住民発展全国委員会(スペイン語での略号はCDI)には、メキシコ先住民の社会的、経済的及び文化的生活に関する様々な記録資料や参考資料に代わって、国立先住民機関(National Native

Institute)が製作、編集した記録遺産があり、複数の形態の大量の情報を集約する文化的、歴史的に非常に価値のある国の歴史的財産となっている。この委員会の重要性は中南米の先住民族に関する最も重要な記録遺産にあり、その収集資料は34万点以上に達し、それぞれの記録遺産で閲覧することができる。

- ・ **ファン・ルルフォライブラリー(Juan Rulfo Library)** : 3つの基金(書誌基金、新聞基金、記録基金)で2万点を超える資料を閲覧できる。
- ・ **シネマ・アンド・ビデオアルфонソ・ムニョス(Cinema and Video Alfonso Muñoz)** : 20世紀の先住民に関する視覚的記録の大部分を含む。メキシコ国内の62の先住民族のうち41の記録をはじめ、8,000点を超える作品が収蔵されている。
- ・ **フォノテカ・アンリエッタ・ユルченコ(Fonoteca Henrietta Yurchenco:音声アーカイブ)** : 20世紀のメキシコ先住民族の音声のコレクションで、メキシコ及び中南米にとって最も重要なものの1つを含む。音声アーカイブは、3つの基金(民族音楽学基金、映画・映像基金、ラジオ基金)で構成され、1898年から現在までのテープ12,000本、音楽約24万曲が含まれる。
- ・ **フォトテカ・ナチョ・ロペス(Fototeca Nacho Lopez:写真アーカイブ)** : 1890年から現在までの26万2,000点を超える画像(オリジナル、ネガ、スライド、プリント、コピー)が収蔵され、3つの顧問団体(歴史基金、先住民基金、INIプロジェクト基金)によって運営されている。
- ・ **マポテカ・ヘルマン・パラ(Mapoteca German Parra:地図アーカイブ)** : 14,000点を超える資料を収蔵し、3つの基金(地図作成INI-CDI基金、国外地図作成基金、顧問基金)によって運営されている。
- ・ **ヘリテージ・オブ・ネイティブアート(Heritage of Native Art)** : 国内の技術の一部を成す対象物や持ち物から、作品、儀式や祝祭、遊戯に用いる物、衣類や織物の膨大なコレクションまで、17,000点を超える作品が収蔵されている。この遺産を構成するのは国内の47の先住民の民族誌学的に価値の大きい資料で、22のコレクションに整理され、製作に用いられた技術や材料の時代ごとの変遷、発展や、そこに表出された象徴的意義を見ることができる。

ニュージーランド : 口承による伝統的知識の伝達が現在も広く行われている。ニュージーランドでは、文書に記録することのメリットとリスク(不正使用やパブリックドメインの問題)を考慮することの重要性が目立っている。マオリ人が共同で所有する土地を管理する特別裁判所であるマオリ土地裁判所(Maori land Court)の記録に伝統的知識が記録されている例が既に存在する。デジタル・リパトリエーション(電子化によって先住民の文化遺産などを先住民に返還する活動)を検討しているグループもある。

パプアニューギニア : 伝統的知識の保存は、年長者から若年者に知識が伝えられることによって行われている。ただし、現在は、保存のための手段として伝統的知識が記録されている。これは、若者世代

の多くが教育を受けるようになり、自国の文化的な規範や価値にほとんどあるいは全く誇りを持っていないためでもある。現代の技術(カメラや録音機)を利用することによって、文化遺産の保存が可能となり、伝統的知識へのアクセスも容易になる。

他方でパプアニューギニアは、伝統文化の展覧会や催し物を通じて伝統的知識の保護を促進しているが、これには幅広い伝統的知識が盛り込まれ、伝統的知識の保存の重要性を奨励、促進するために、国、州、地方の各レベルで行われる。

ペルー：先住民は、自分たちの伝統的知識を代々口承で保存している。しかし、法律第 27811 号(2002 年、生物資源に由来する先住民の集団的知識に対する保護制度を導入する法律)により、伝統的知識を保存するための仕組みとして、次の 3 種類の登録機関が設けられた。

- ・ **先住民の集団的知識に関する全国公開登録簿(Public National Register of Collective Knowledge of Indigenous Peoples)**：公有に属する集団的知識が登録され、公正競争知的財産権保護庁(INDECOPI)が所管する。
- ・ **先住民の集団的知識に関する全国非公開登録簿(Confidential National Register of Collective Knowledge of Indigenous Peoples)**：現在も先住民内に限定されている集団的知識が登録されている。INDECOPI の所管で管理されている。
- ・ **先住民の集団的知識に関する地方登録簿(Local Registers of Collective Knowledge of Indigenous Peoples)**：これらの登録簿は、先住民が独自の慣行や習慣に従って、その地域社会内で組織することができる。その組織や登録簿の利用については先住民が決定するが、INDECOPI に援助を求める 것도できる。

フィリピン：フィリピンでは、先住民の社会及び地域社会が持つ植物遺伝資源及び伝統的知識の記録及び目録作成が進められている。保存、記録、目録作成を担当するのは以下の機関である。

- ・ **植物遺伝資源について**：国立植物遺伝資源研究所(NPGRL)が国の植物遺伝資源に関する活動の中心である。このほか、地方の公共研究開発機関が特定の作物に関する生物、遺伝子コレクションを個別に保有している^[8]。
- ・ **文化財や文化遺産について**：
 - ・ 国立博物館がフィリピンの文化財及び文化遺産の目録を保管している。
 - ・ 国家文化芸術委員会(NCCA)^[9]も、特にフィリピンの文化遺産の保存を任務としている。
 - ・ 共和国法第 7356 号に基づき、すべてのフィリピン国民は、フィリピンの歴史・文化遺産及び資源を保存し、保全する責務を負う。
- ・ **伝統医療・代替医療について**：フィリピン伝統代替医療研究所(PITAHC)がフィリピンで利用できる様々な伝統・代替医療の素材や製品のデータベースを維持している。

また以下のように、伝統的知識の保存に関する先住民の制度が整備されつつある。

- ・ **地域社会間の合意**：アエタ族(Aeta)の社会など、先住民の社会は、一部の有用な植物、特に薬用価値のある植物の名称を公にしないという地域社会間の合意に署名している。また、先住民社会全体の自由意思に基づく事前の情報に基づく同意なしに外部の者と契約を結ぶことを社会の構成員に禁じる決議も可決している。
- ・ **地域社会の慣習や部族による監視**：ブキドノン州(Bukidnon)のタラアンディグ(Talaandig)の地域社会などの先住民社会は、自領域への訪問者に対する地域社会の慣習に従っている。慣習に従い、地域社会への訪問の手配、訪問の目的や理由の届け出、与えられた許可の範囲内で訪問が行われることを強調する許可の儀式が行われる。また、自由意思に基づく事前の情報に基づく同意なしに採取が行われた場合には、研究者が採取した試料を部族の監視員が没収する。
- ・ **地域社会の登録機関や地域社会の宣誓書**：フィリピンで最初の地域社会の登録機関は、ボホール島(Bohol)の農村社会が在来種子を保存し、地域の遺伝資源を保護するために行った集団行動に関するものである。これによって地域社会の宣誓書が作成され、フィリピン国内の他の先住民社会でも同様のことが行われた。このプロセス全体では、米の品種の目録の作成と種子のマッピングが行われる。

シンガポール：シンガポールでは、博物館や文化遺産センターで伝統的文化表現やフォークロア表現が保存されている。

台湾：先住民の場合、伝統的な知的創作の保存には、宗教儀式、音楽、舞踊、歌、彫刻、織物、模様、衣類、民芸品その他の文化的成果の表現が含まれる^[10]。生物多様性に関わる伝統的知識を保護し、こうした伝統的知識を先住民のために保存するため、原住民族生物多様性・伝統的知識保護法案が作成された。この法律は、先住民が環境や持続可能な生活に適応する手段として天然資源を利用又は取得するのを保護し、あるいは代々伝えられてきた生物や自然環境に関連する実際的な知識を保護するものである。

客家の人々に関しては、客家の方言や芸術、民族文化も今後の保護の対象となっている。

米国：米国は、「保存」を「保護」と対照的なものとして定義している点を指摘することが重要である。伝統的知識は、それらを身につけ、伝える伝統保持者によって保存され、法律によって保護される。米国には、伝統的知識の保有者によって保存されている多種多様な知識がある。生物資源に関連する伝統的知識は、歴史的文献、書籍、広報、学術論文、口述による流布など、様々な形で保存されている^[11]。伝統的文化表現は、カゴや絨毯といった物理的な対象物の中に反映され、これらの対象物が保持されることによって保存される場合もある。伝統的文化表現は物語や歌に含まれて、こうした歌が口承によって代々伝えられる場合もあるが、手書きの文書やフィールドノート、フィルム、ビデオ、音声によっても記録される。

ベトナム：知的財産法に基づいて、フォークロア作品を複製その他の方法(筆記、口碑、模型、表象な

ど)で伝達することができる。フォークロアは主に口碑によって伝えられる。

2.2.4 伝統的知識の保護

伝統的知識の保護に関する議論の中で浮かび上がってくる問題の 1 つに、既存の知的財産権制度を伝統的知識の保護に用いることができるのか、という問題がある。そのため、これらの問題に関する議論では、先住民や先住民社会の知的財産に対して法的な保護を与えるためにどのような保護が考えられるのか、また既存の知的財産権を伝統的知識の分野にどのように適用できるかに重点が置かれた^[12]。伝統的知識を既存の知的財産制度に組み入れるのは難しいが、こうした仕組みをある種の伝統的知識に適用した実例がいくつか報告されている。

伝統的知識に対して何らかの保護を得るために既存の知的財産制度を用いることは可能であり、現に用いている国もあるが、伝統的知識のあらゆる要素に対して完全な保護が実現できるように、独自の制度を設けて新しい形での伝統的知識の保護を模索している国もある。

表 3 は本調査の問 11 及び 12 を要約したもので、既存の知的財産制度を用いるなり、独自の制度を実施するなりして、各国・地域が伝統的知識の保護をどのように実現しているかを示している。

表 3 伝統的知識の保護(問 11、12)

国・地域名	既存の知的財産制度の下での保護	独自の制度
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none">■ 1968 年著作権法■ 1990 年特許法■ 1995 年商標法■ 1993 年意匠法	なし
カナダ	<ul style="list-style-type: none">■ 著作権法■ 特許法■ 工業意匠法■ 商標法■ 営業秘密法	なし
中国	<ul style="list-style-type: none">■ 特許■ 商標	<ul style="list-style-type: none">あり■ 伝統医薬に対する行政上の保護
香港	<ul style="list-style-type: none">■ 商標法■ 特許法■ 著作権法	なし
インド・ネシア	■ 営業秘密法	策定中
日本	回答なし	回答なし
韓国	<ul style="list-style-type: none">■ 伝統的知識の文書化や、そうした文書を先行技術として用いることによって保護を与えている。	なし
メキシコ	<ul style="list-style-type: none">■ メキシコ工業所有権法(商標及び地理的表示)	なし
ニュージーランド	<ul style="list-style-type: none">■ 保護の要件を満たす場合には、現行の知的財産制度によって保護	策定中
パプアニューギニア	■ 2002 年著作権及び著作隣接権法	策定中
ペルー	-----	<ul style="list-style-type: none">あり■ 2002 年法律第 27811 号(生物資源に由来する先住民の集団的知識に対する保護制度)
フィリピン		あり

	---	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 1997 年共和国法第 8371 号(先住民権利法) ▪ 1997 年共和国法第 8423 号(伝統代替医薬法) ▪ 共同体知的財産権保護法 (Community Intellectual Rights Protection Act: CIRPA) 草案
シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 著作権 ▪ 特許 ▪ 商標 ▪ 地理的表示 ▪ 登録意匠 ▪ 秘密情報法 	なし
台湾	---	<p>あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 1997 年原住民族伝統知的創作保護条例 ▪ 原住民族生物多様性・伝統的知識保護法(審議中、法案)
タイ	<ul style="list-style-type: none"> ▪ タイの伝統・代替医療に対して法的保護が与えられている 	<p>あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ タイの伝統医療に関する知識を保護し促進するための法律
米国	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 伝統的知識が保護にふさわしい革新性を持つ場合には、特許、植物、工業意匠 ▪ 商標 ▪ 著作権保護 ▪ 営業秘密保護 	<p>あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 1990 年インディアン芸術工芸法(公法第 101-644) The Indian Arts and Crafts Act of 1990 (Public Law 101-644)
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 著作権法 	<p>あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 2001 年文化遺産法

伝統的知識に対しては、既存の知的財産制度を用いたり、独自の制度を設けたりしてかなり保護が与えられているという点に注目することができる。6 つの国・地域が独自の制度はない回答したが、これらの国または地域のいずれにおいても、従来の知的財産制度を用いて何らかの形で保護が与えられていた。オーストラリア、カナダ、香港(中国)、韓国、メキシコ、シンガポールがこれに当たる。7 つの国・地域(中国、ペルー、フィリピン、台湾、タイ、米国、ベトナム)が独自制度を設けている回答した。3 カ国(インドネシア、ニュージーランド、パプアニューギニア)は伝統的知識の保護に関する規制を準備中であるとし、1 カ国(日本)は伝統的知識の保護に関する質問に回答しなかった。

本調査では、いくつかの国がこの問題に関する補足情報を詳しく述べている。

伝統的知識の保護に既存の知的財産制度を用いている国または地域 :

オーストラリア : 現行の知的財産制度の下で、以下のような仕組みを用いて伝統的知識を保護している。

- **1968 年著作権法(連邦法)** : 原作品その他、この法律の枠組みに含まれる対象物における先住民の文化及び知的財産に対する経済的権利及び著作者人格権。著作権物(先住民の文化的知的財産を含む)の保護には、オーストラリア国内での侵害物品の販売や配布、特定の売買や商業目的での物品のオーストラリア国内への輸入に関する民事訴訟や刑事罪が含まれる。この法律は、フォークロアに由来するパフォーマンスを行う者の経済的権利及び著作者人格権も認めている。保護

期間:著作者の生存期間プラス70年。

この法律では、作品を創作した個々の創作者に対して著作者人格権(著者性が誤って帰属しないように、また著作物が不当に扱われないようにする、著作者の著作物に帰属する権利)も認めている。

- ・**1990年オーストラリア特許法**

- ・**1995年商標法**：伝統的知識は証明標章や団体標章を用いて保護することができる。

- ・**2003年意匠法**

オーストラリアの裁判所は、アボリジニの伝統芸術の無許可複製に関する事案を扱うのに既存の知的財産法や一般的な法原則を適用している点に注目する必要がある^[13]。

オーストラリアには伝統的知識の保護に関する独自の制度はないが、同国は伝統的知識の保護や維持、復興に資する様々なプログラム、政策、法律を策定してきた^[14]。また、オーストラリア・カウンシルを通じて先住民の文化遺産の尊重に関する情報や助言を提供する5つの先住民慣習ガイド(Indigenous Protocol Guide)^[15]を促進している。

オーストラリアは、取引慣行や秘密情報、不正競争に関する国内法で伝統的知識を保護できるという点を指摘している。以下は、伝統的知識に対して法的保護を与える仕組みの例である。

- ・**1984年アボリジニ及びトレス海峡諸島民の遺産の保護に関する法律(連邦法)**：伝統的文化表現の保護
- ・**契約上の取決め**：契約に慣習や指針を含めることによって先住民の文化的な情報や知識を保護するため
- ・**1974年取引慣行法(連邦法)**：製品がアボリジニの芸術家の作品であるとか、アボリジニの社会のものであると消費者が誤解するような状況を防ぐ。

カナダ：カナダでは伝統的知識に対する保護は特に行われていないが、その創作が現行の知的財産制度に基づく保護の要件を満たす者は、知的財産権を保護される。すなわち、以下の法律に基づいて保護を求めることができる。

- ・著作権法
- ・特許法
- ・工業意匠法
- ・商標法
- ・営業秘密法(商業利用の可能性がある知識の場合)

香港(中国)：保護の要件が満たされる場合には、以下の仕組みを用いることができる。

- ・商標法
- ・特許法^[16]
- ・著作権法

伝統的知識が秘密に伝えられており、伝統的知識の無許可の使用が保有者にとって有害となる場合には、秘密情報の形で保護することもできる。

韓国：伝統的知識の文書化や、こうした文書を先行技術として用いることによって保護を与えている。

メキシコ：伝統的知識、フォークロア表現、工芸品及び商標や地理的表示に基づく生物資源が関わる製品の保護には、メキシコ工業所有権法が用いられてきた。しかし、Arte Seri^[17](登録商標)など、その実施にはいくつかの問題が生じている。現行の知的財産法に基づく保護の別の例として、いずれも地理的表示として登録されているオリナラ(Olinala)^[18](ゲレロ州オリナラ産の原料を用いて製作した木工芸品)やテキーラ(地方のアルコール飲料)がある。

シンガポール：適用される法的要件を満たす限り、著作権、特許、商標、地理的表示、登録意匠及び秘密情報法に基づいて保護することが可能である。

以下の国では伝統的知識の保護に関する独自の制度を策定中である。

インドネシア：現在インドネシアは、伝統的知識及び伝統的文化表現に関する独自法案と遺伝資源の保護及び利用に関する法案を作成中であり、これらは CBD 第 8 条(j)項及びボン・ガイドラインに基づくものである。これらの法律は、遺伝資源の利用に関連する伝統的知識を保護しようというものである。

法案で規定する保護の期間は、伝統的知識がその保有者や管理者によって保存されている間である。

ニュージーランド：知的財産権及び知的財産制度と伝統的知識の接点をより詳細に検討するため、経済開発省の知的財産政策グループが 3 段階の作業プログラム(能力構築、関与及び情報共有、ニュージーランドにおける知的財産と伝統的知識の関係にまつわる問題の定義付け、方策の策定と諮問)に取り組んでいる。現在、知的財産政策グループはこのプログラムの第 1 段階に取り組んでいる。

パプアニューギニア：パプアニューギニアは伝統的知識及び文化表現の保護に関するモデル法の検討を進めているが、その目的は、すべての伝統的知識及び文化表現を保護し、伝統的知識及び文化表現へのアクセスとこれらの利用によって生じる利益の配分を可能にすることである。

以下の国・地域には伝統的知識の保護に関する独自制度がある。

中国：伝統医薬に対する行政上の保護。

ペルー：2002年法律第27811号により、生物資源に由来する先住民の集団的知識に対する保護制度が導入されている。この制度は、先住民の集団的知識が公有に属するものでない場合に、先住民の同意なく不適切な方法で集団的知識が公開、取得又は利用されることから先住民を保護するものである。また先住民は、第三者が保障条項^[19]の対象となる知識に合法的にアクセスした場合に知識を許可なく開示することからも保護されている。法律第27811号にはその目的を達成するために以下のような仕組みがある。

- ・ **先住民の集団的知識の登録簿**：これには先住民の集団的知識が文書で登録され、各地域社会又は国の機関によって管理される。
- ・ **事前の情報に基づく同意**：先住民が、自分たちを代表する組織を通じて、伝統的知識へのアクセスに関心を持つ者に対して与える許可である。
- ・ **ライセンス契約**：集団的知識を商業又は産業目的で利用する際に必要となる契約。この契約には、利益の衡平な配分を保証する条件が含まれていなければならない。
- ・ **先住民発展基金**：この基金は、ライセンス契約に署名しなかった先住民も基金の資源を利用できるようにするための利益配分の仕組みとして設けられている。これらの資源は、公的予算、国際技術協力、寄付、集団的知識の利用によって得られた製品の税込総売上高の一定割合を原資とする。
- ・ **侵害訴訟**：集団的知識を保有している先住民の代表機関は、第三者が制度の規定に反して集団的知識を直接的又は間接的に利用した場合に、所有権や賠償を主張する訴訟を起こすことができる。こうした訴訟は、その集団的知識が公有に属するものではない場合にのみ提起することができる。

フィリピン：

- ・ **1997年共和国法第8371号(先住民権利法)**：この法律は、先祖伝来の領域や土地、自治や権限付与、自己裁判権や人権、文化的一体性のほか、地域社会の知的財産権の保護、宗教的、文化的な場所や儀式、先住民の知識や慣行、生物資源に対する先住民の権利を認めている。この法律の最も重要な規定として、生物資源や遺伝資源、伝統的知識へのアクセスが認められるのは、慣習法に従って得た当該地域社会の自由意思による情報に基づく同意がある場合のみであると定めており、文化的及び知的権利に対する先住民の完全な所有権を認めている。先住民の社会は、独自の科学・技術を発展させるため、独自の科学・技術をはじめ文化的表現に対する権利を与えられている。
- ・ **1997年共和国法第8423号(伝統医療・代替医療法)**：この法律は、先住民社会が有する伝統医学に関する知識に対して先住民社会の所有権を設けており、先住民社会が伝統医学に関する知識を所有することに関する、法的に機能する根拠を求めるなどを国の政策とすべきであると定めている。こうした知識を外部の者が利用する場合、先住民社会は、許可を得た利用者に知識の出

所を明らかにするよう求めることができ、また、許可された商業目的での利用によって生じる金銭的利益の配分を求めることができる。この法律の主な目的の1つは、先住民や自然の医療資源や技術を不当な利用から保護するための政策を策定し、該当する政府機関がこれを承認、適用することである。

- **共同体知的財産権保護法草案**：これは、先住民や地域社会が発見、発展させた植物や遺伝資源、伝統医学、農法、地域に根ざした技術に対する先住民や地域社会の原始的権利を認める法案である。別の規定では、伝統的知識の一般的な所有者は先住民又は地域社会であるとしている。この法案の目的は、遺伝資源や生物多様性の開発や保全に関する地域及び先住民の文化的地域社会の画期的な貢献について、地域社会の知的権利を保護する仕組みを提供することである。次の3種類の登録簿を設けることが検討されている。
 - 植物品種総目録(National Inventory of Plant Varieties)：植物品種、種子及び生殖物質に関するもの
 - 先住民文化遺産総目録(National Registers of Indigenous Cultural Heritage)：文化財及び文化遺産に関するもの
 - 先住民による発明、意匠及び実用新案総目録(National Register of Indigenous Inventions, Designs and Utility Models)：発明、工業意匠及び実用新案(先住民の材料、習慣及び知識を基に開発された農法や農具)、地域社会及び先住民による同定、選抜、栽培、調製、保存及び応用又は薬草に由来する医薬品及び医療行為に関するもの

フィリピンは、現行の知的財産制度の下で伝統的知識を利用から保護するための方法が存在し、これには生物資源探査法や先住民権利法など様々な法律を制定することが含まれると述べている点に注目する必要がある。

台灣：先住民基本法第13条(先住民の生物多様性に関する伝統的知識や知的創作物)は、先住民の知的創作物を保護し、発展させるべきであると定めている。ただし、そうした知識を保護する方法については、他の法令によって規定される。

- **1997年原住民族伝統知的創作保護条例**：この規則の要点は以下のとおりである。
 - 権利の要件：この法律による保護を受けるためには、知的創作物は原住民族委員会によって認められ、これに登録しなければならない。
 - 権利の内容：知的創作物の利用に対して独占的権利を有する者は、法律又は合意に別段の定めがある場合を除き、特定の民族、部族又は先住民全体の名において当該知的創作物を利用し、利益を得るものとする。また、知的創作物を利用する独占的権利を有する者は、他の者が著作物の内容、形式又は名称に歪曲、毀損、改変、又はそれ以外の変更を加え、それによって著作者の名誉を傷つけることを禁じる著作者人格権を有する。

- ・ 独占的実施権:この規則は、知的創作物を利用する独占的権利を有する者が当該創作物の利用を他の者に許諾することができると定めるもので、両当事者間の合意によりその利用を規制する条項(区域、期間、内容、利用法など)を含む。明確に示されていない部分については、実施権の一部とはみなされない。独占的実施権は、合意文書又は証明書とともに管轄当局に提出し、登録の申請を行わなければならない。登録しない限り、権利は効力を生じない。通常実施権者は、権利の所有者の同意がない限り、第三者に再実施権を与えることはできない。独占的実施権者は、権利の所有者による許可の範囲内で、権利の所有者として権利行使することができる。知的創作物を利用する独占的権利を有する者及び先住民自身は、実施権の範囲内ではそうした権利行使することはできない。
- ・ **原住民族生物多様性・伝統的知識保護法** :この法案は立法院で審議中である。その主な制度は以下のとおりである。
 - ・ 管理制度:伝統的知識に関する知識は、それを作り上げ又は生み出した部族又は先住民のグループに属する。権利が侵される場合には、管轄当局が権利を守る援助をする。伝統的知識について係争がある場合には、当局が学者、専門家、中立の第三者、政府当局の代表及び先住民のグループの代表に紛争について審理し、調停するよう依頼する。伝統的知識を利用する権利については、先住民のグループ又は部族及び部族評議会の意見が一致しなければならない。
 - ・ 規制又はその草案:生物多様性に関連する伝統的知識は、原住民族生物多様性・伝統的知識保護法(法案)によって規律される。この法案は 2007 年 11 月 7 日に行政院を通過し、さらに審理するため 2007 年 11 月 14 日に立法院に提出された。
 - ・ 事前の情報に基づく同意:部族又は先住民のグループに由来し又はこれらによって開発された伝統的知識を入手し、又はこれに対して権利を主張しようとする者は、当該のグループから事前の情報に基づく同意を得なければならない。商業利用のために公表する伝統的知識の出所を明示する場合にも、事前に当該伝統的知識を所有するグループから同意を得た上で、適切な報酬も支払わなければならない。公にされていない伝統的知識は、当該伝統的知識の所有者による事前の情報に基づく同意及び書面による契約なしに利用することはできない。
 - ・ アクセスと利益配分:公にされていない伝統的知識の商業利用によって得られる直接的又は間接的な利益は、当該伝統的知識の所有者に公正かつ妥当な方法で配分しなければならない。
 - ・ 相互に合意する条件:公にされていない伝統的知識について、その研究又は利用を希望する場合には、部族又はグループから事前の同意を取得し、研究契約又は利用契約を締結しなければならない。商業目的を伴う利用には、契約に利益配分条項を含めなければならない。

い。

タイ：タイの伝統医療に関する知識を保護し促進するための法律によって導入された独自制度を通じ、タイ伝統医療を保護している。

米国：

- **1990 年インディアン芸術工芸法(公法第 101-644)**：この法案は、美術品又は工芸品が、インディアンの制作したもの、インディアン製品、又は米国内に居住する特定のインディアン若しくはインディアン部族、又はインディアンの美術工芸団体の製品であると不当に示唆する方法で、販売目的で提供又は展示し、又は販売することを違法と定めている。法律では、個人(民事罰又は刑事罰として最高 250,000 ドルの罰金又は 5 年の懲役刑、若しくはこの両方を含む)及び企業(民事罰又は訴追及び最高 1,000,000 ドルの罰金)による法律への違反に対する罰則が定められている。この法律は、1935 年以降に制作されたすべてのインディアン及びインディアン様式の伝統及び現代美術に適用される。

すべての製品は、消費者の誤解を招かないように、インディアンの遺産及び制作者が所属する部族に関して誠実に販売しなければならない。実際に美術品又は工芸品を制作していない部族のメンバー(又は認定されたインディアンの工芸家)の名を用いて美術品又は工芸品を販売することは違法である。

この法律の下でのインディアンとは、連邦又は州が認定したインディアン部族のメンバー、又はインディアン部族によりインディアンの工芸家と認定された個人をいう。

ベトナム：ベトナムには 2001 年文化遺産法があり、フォークロアを尊重し、保存するための国の管理機関、組織及び個人の原則や責任が定められているが、伝統的文化表現は、著作権法の下でも、4 つの表現方法で保護されている。ただし、フォークロア作品に対する権利の機関、保護の内容及び所有権に関する規則はない。政府が公表した知的財産権に関するガイドラインでは、これらの作品の利用者は、フォークロアを保存し、出所を表示する者に対して報酬を支払わなければならない。また、伝統的知識を基にした特許を出願する者は、審査のための手続きの 1 つとして、出願書類に伝統的知識の出所に関する情報を提示しなければならない。しかし、許可の取得や利益分配の取決めに関するルールは定められていない。

2.2.5 伝統的知識の保護に関するその他の重要な問題:制度の運営、事前の情報に基づく同意及び利益配分

本調査の問 13、14、15 では、伝統的知識の保護に関する独自制度を実施している国・地域が制度、伝統的知識の利用に関する事前の情報に基づく同意(PIC)、及び相互に合意する条件の管理をどのように行っているかを調査している。表 4 はこの 3 つの質問を要約したものである。ただし、制度を所

管する機関の役割や責任に関する問 14 については、後に詳述した。

表 4 伝統的知識の保護に関する独自制度の運営を所管、伝統的知識の利用に関する事前の情報に基づく同意の付与及び相互に合意する条件の遵守を検証する機関(問 13、14、15)

国・地域名	国内当局	PIC を与える主体	相互に合意する条件の遵守を検証するための管理メカニズム
中国	▪ 伝統医薬局	回答なし	回答なし
ペルー	▪ 公正競争知的財産権保護庁(INDECOP)の発明新技術局(Office of Inventions and New Technologies)	▪ 先住民の代表組織	▪ 商業目的又は産業目的で伝統的知識にアクセスが行われる場合には、契約によるライセンス
フィリピン	▪ 国家先住民委員会(National Commission of Indigenous Peoples: NCIP) ▪ 保健省付属のフィリピン伝統的知識・代替医療研究所(Philippine Institute of Traditional Knowledge and Alternative Health Care)	▪ 伝統的知識の保有者又は管理者	▪ 国家先住民委員会(NCIP)
台湾	▪ 原住民族委員会(CIP) ▪ 客家委員会	▪ 先住民の知的創作物について:申請者は、登録ののち、知的創作物の独占的利用権及び実施権を得る。 ▪ 生物多様性に関する伝統的知識について:当該伝統的知識を生み出したグループ又は部族から同意を得るとともに、必要なロイヤリティーを支払わなければならない。	▪ 独占的実施権
タイ	▪ 農業省農業局 ▪ 保健省タイ伝統・代替医療発展局(Department for Development of Thai Traditional and Alternative Medicine)	▪ 特定の在来植物及び一般の在来植物並びに野生植物種については、関係する政府機関 ▪ タイの伝統的医薬知識の所有者	▪ 違反の場合の刑事罰
米国	▪ インディアン美術工芸委員会(Indian Arts and Crafts Board、法律の実施及び施行のために米国内務省内に設けられた独立機関)	該当なし	▪ インディアン美術工芸委員会に不実表示が報告された場合の苦情申立ての手続きがある。
ベトナム	▪ ベトナム文化スポーツ観光省及び地方の関係部局	▪ フォークロアは公有に属し、自由に利用することができる。 ▪ 商標及び地理的表示に関する伝統的知識を地理的出所を表示する役割を持つ認証及び団体商標として登録するには、利用者は地方当局の許可を得なければならない。	▪ 2005 年民法に伝統的知識の利用についての交渉に関する規定を規律する共通原則が定められている。

表 4 は伝統的知識の保護のために独自制度を実際に実施している加盟国に関する情報をまとめたものだが、国内規則を定めていない国いくつかは興味深い情報を提供している。

例えば、カナダでは、伝統的知識の利用に関する同意について、知識の利用に対して承認を与えるのは伝統的知識の保有者であると考えており、そうした承認が知的財産法に従って行われる場合もある一方で、承認が地域社会の伝統に従って行われる場合もあることを指摘している。同じ問題についてパプアニューギニアは、伝統的知識の所有者はその主たる保有者であり、伝統的に決定権を持つことを理由として、同国のモデル法は伝統的知識の主たる保有者が伝統的知識の利用に同意を与えることを認めている点を指摘している。

伝統的知識の保護に関する独自制度を運営する国内当局の役割や責任に関し、現在までに独自制度を実施している以下の国がこの問題に関する情報を提供した。

ペルー：国内当局の主な役割は以下のとおりである。

- ・ 先住民の集団的知識の登録簿を管理し、最新情報に更新すること
- ・ 集団的知識の利用に関する実施権の登録簿を管理し、最新情報に更新すること
- ・ 先住民知識保護委員会の意見を十分に考慮して、集団的知識の実施許諾契約の妥当性を評価すること

このほかペルーは、2004 年法律第 28216 号により創設されたアンチバイオパイラシー委員会 (National Anti-Biopiracy Commission) の設置を報告しているが、その主な目的は以下のとおりである。

- ・ 生物資源及び伝統的知識に関する登録簿を設け、維持すること
- ・ バイオパイラシー行為に対する保護を与えること
- ・ ペルーの生物資源又はペルーの先住民の集団的知識に関連する特許出願又は国外での特許承認の動向を明らかにすること
- ・ 前述の出願及び特許承認の取り消しに関して、技術的評価を行い、異議を申し立て、又は訴訟を提起すること
- ・ 事例研究の報告書を発行すること
- ・ 世界各国の主な知的財産機関との情報チャネルを確立すること
- ・ 各種協議機関においてペルーの利益を擁護する提案を作成すること

フィリピン：国家先住民委員会 (NCIP) は、信条、習慣、伝統及び組織に関して先住民の利益及び福祉を保護し、促進する任務を負っている。この機関は契約、合意又は取決め (研究契約を含む) を締結することが認められ、紛争の両当事者が慣習法の下であらゆる救済措置を尽くした場合に、先住民の社会又は先住民が関係するあらゆる申立て及び紛争を管轄する。

台湾：先住民については、原住民族委員会が知的創作物に関する決定や登録を担当する当局であり、

また、原住民族生物多様性・伝統的知識保護法(現在審議中)の第9条によると、この委員会は、知的財産権の出願状況の監視と出願に必要な書類(部族からの同意書や出所地開示書類など)の確認、知的財産権の管轄当局への通知を担当する。

客家の人々については、2001年6月14日に設置された客家委員会が客家方言や客家の文化の保存及び促進を所管する中央当局である。

ベトナム：国内当局が文化遺産(フォークロアを含む)の保存に関する国の管理活動の実施を担当している。

2.2.6 伝統的知識に関する研究及び開発の奨励

表5 伝統的知識に関する研究・開発の奨励(問16)

国・地域名	伝統的知識に関する研究・開発を奨励しているか	奨励策の詳細
オーストラリア	している	<p>オーストラリア政府は、以下の研究・イノベーション活動を通じて、研究開発活動を支援している。</p> <ul style="list-style-type: none">▪ オーストラリア・アボリジニ・トレス海峡諸島民族文化研究所(AIATSIS)▪ 砂漠知識共同研究センター(Desert Knowledge Cooperative Research Centre)▪ オーストラリア研究会議の助成金を受けている伝統的知識に関する研究プロジェクト▪ 文化知識の伝承を支援する、オーストラリア政府からの資金拠出プログラム <p>最近、連邦科学産業研究機構は、先住民の知識体系と組織的な科学研究を効果的に結びつけることを目指し、先住民参加戦略(Indigenous Engagement Strategy)を開始した。</p>
カナダ	している	<ul style="list-style-type: none">▪ カナダでは、先住民の社会が、例えば、その言語を保存、伝承するためのプログラムを策定できるように支援を行っている。▪ 慣習的な儀礼などのテーマを研究する研究者に対しても支援を行っている。
中国	している	<ul style="list-style-type: none">▪ 伝統医学に基づく一部の発明に特許を付与している。
香港	していない	該当なし
インドネシア	している	<ul style="list-style-type: none">▪ 伝統的知識の研究開発の支援、奨励を特に対象としたものではないが、国の研究開発体制及び科学技術の導入に関する2002年法律第18号が伝統的知識の研究開発に関連している。
日本	回答なし	回答なし
韓国	している	<ul style="list-style-type: none">▪ 研究資金の提供、研究者の能力構築など
メキシコ	している	<ul style="list-style-type: none">▪ 先住民発展全国委員会(CDI)は、先住民及び先住民の社会の持続可能で一體的な発展のためのプログラム、プロジェクト及び戦略、公的な活動に関する指導、調整、推進、支援、奨励、フォローアップ及び評価を行うことを目標としている。CDIの計画・協議部門内では、アクセス、利用、複製及び保護を規定する戦略、並びにメキシコの先住民の権利に関する法律を立案、実施するための情報を拡充し、普及させるため、伝統的知識に対する認識やその価値を高めることを目的とした伝統的知識に関する一連の研究が行われている。▪ 環境天然資源省(SEMARNAT)の先住民・環境プログラムでは、地域社会間での伝統的知識の移転のためのツールとして、経験の交換を促進している。▪ 現在、基礎研究とその社会での利用のプロセスとの関係を理解することが多様性を促進する公共政策の立案にいかに役立つかをイメージすることができるプロジェクトが3件あり、マゲイ、メスカル及びそれらの産地の名称を商業利用する集団的権

		<p>利を認識する根拠として重要となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 自然保護委員会において、動植物種(セボジン Cebollin、ピタハヤ pitayo、venado de cola blanca, Borrego Cimarron)や伝統医学を中心に、自然保護区内の先住民社会の知識や慣行に関する研究がまとめられている。 ▪ UCPAST が「メキシコの環境公共政策、生物多様性及び先住民」と題する調査を実施した。その結果は、特に先住民居住地域の自然資源に関する国の保全戦略や開発に関する各種ガイドラインの解説に役立つと考えられる。 ▪ 居住地域の自然資源の保全や利用に関して先住民社会のメンバーが行っている活動を把握し、これを促進するため、メキシコ各州で35のプロジェクトに支援が行われた。
ニュージーランド	している	<ul style="list-style-type: none"> ▪ ニュージーランド研究科学技術省が、研究、科学及び技術への積極的な関与を奨励することにより、「マオリの知識、資源及び人材による革新の可能性を開き、ニュージーランドのより良い未来の創造を支援すること」を使命とする Vision Matauranga というプログラムを開始している。
パプアニューギニア	していない	<p>パプアニューギニア保健省により伝統医学に関する国家政策が策定されたことで、伝統的な医学の知識や慣行の分野における伝統的知識の研究・開発の必要性が高まっている。</p>
ペルー	している	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 短期的には、公正競争知的財産権保護庁(INDECOPI)は、伝統的知識の保護に関する 2002 年法律第 27811 号の公布以前 20 年間に公有となった 20 の集団的知識と、これを基に開発され、現在商品化されている製品を特定するための調査に対して支援することを見込んでいる。 ▪ 法律第 27811 号に基づき、いくつかの政府機関が伝統的知識の登録のためのプロジェクトを策定中である。 ▪ 複数の NGO が伝統的知識の地方登録機関で働いている。
フィリピン	している	<p>共和国法第 8423 号(1997 年伝統代替医学法)3(a)項は、「国民の保健医療に直接的な影響を持つ伝統的な代替医療体系に関する科学的な研究及びその開発」を認めている。例えば、保健省のフィリピン伝統代替医療研究所は、「伝統的施療者」によって行われるフィリピン先住民の伝統医療行為に関する研究プログラムの策定、実施を任務とし、フィリピン式マッサージの記録と育成を行っている。</p>
シンガポール	していない	該当なし
台湾	している	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 原住民族生物多様性・伝統的知識保護法(法案)は、原住民族委員会が先住民文化に関する教育、研究、発展の促進、及び生物多様性に関連する伝統的知識の持続可能な利用と革新を促すための教育や訓練を行う学校、組織、先住民グループに補助金を交付すると定めている。さらに、先住民のグループや部族に対する、伝統的な生活習慣を守るための指針、補助金、助成金を規定している(第 1 条、5 条、6 条、7 条、8 条、9 条、25 条、26 条)。 ▪ 客家委員会は、委員会の学校(commissions schools)や組織、客家のグループに対し、客家の方言や伝統芸術、文化の研究・イノベーションに参加するための助成金を提供している
タイ	している	<ul style="list-style-type: none"> ▪ タイ伝統医学研究所が研究開発に資金を提供している。
米国	している	問 10 への回答を参照のこと
ベトナム	している	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 2001 年文化財法で、伝統的知識の保存に関する共通原則を定めている。国が伝統的知識の収集、保存、開発を奨励している。

ほとんどの国・地域(オーストラリア、カナダ、中国、インドネシア、韓国、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、フィリピン、台湾、タイ、米国、ベトナム)において、各種の取り組みを通じて伝統的知識に関する研究が奨励されており、研究活動の奨励について報告がなかつたのはわずか 3 つの国・地域(香港(中国)、パプアニューギニア、シンガポール)、質問に回答しなかつたのは 1 カ国(日本)だったことに注目する必要がある。ただし、パプアニューギニアは奨励していないと答えた一方で、新たな分野として伝統医学に関する伝統的知識の情報を研究、発展させる必要性を認識している点に注目する必要がある。

2.2.7 伝統的知識に関するデータベースや整理の仕組みの有無

表 6 伝統的知識に関する情報システム(問 17)

国・地域名	整理の仕組み	補足情報
オーストラリア	(b) (c)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 先住民の言語や文化、生態学的知識のアーカイブ(データベース)を保有、運用する先住民社会が数多くある。インターネットを介して先住民以外の利用者が閲覧できるアーカイブもあるが、一部の情報、特に非公開情報や文化的に神聖な情報については一定の水準で保護されていることが多い。こうしたプロジェクトの中には、政府機関や大学、場合によっては民間企業との提携がうまくいっている例もある。伝統的知識リバイバルパスウェイ(Traditional Knowledge Revival Pathways: TKRP)は、ナショナル・ヘリテージ・トラスト(オーストラリア政府)、ケープ岬の長老たち、複数の大学その他のによる共同の取り組みの一例である。 ▪ 伝統的知識の源泉を生み出し、維持している大きな文化団体も多数ある。例えば、文化アーカイブの Ara Irititja プロジェクトと提携している南オーストラリア博物館 (http://www.irititja.com/about Ara_irititja/partnerships.html)などである。 ▪ いずれの事例(公共及び先住民が保有するデータベース)においても、先住民の権利が保持されている。
カナダ	(a)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ カナダには伝統的知識に関する国のデータベースはない。 ▪ 一部の地域社会はデータベースを保有しているか、構築を進めている。先住民社会は、国によるものかそれ以外かを問わずデータベースが作成された場合に、地域社会がそのデータベースへのアクセスを管理できないことに懸念を持っている。
中国	(c)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 伝統医学に関する特許のデータベース
香港	(b)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 中薬組(その活動は香港中医薬管理委員会の監督下にある)が管理する伝統的漢方医学(漢方薬)に関するデータベース。香港の法律では、法律に基づいて当該専売漢方薬(proprietary Chinese medicine)がこのデータベースに登録されない限り、専売漢方薬を販売、輸入又は所持してはならない。
インドネシア	(b) (c)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 現在、各種機関が文書、映像又は音声による伝統的知識の記録を行っているところである^[20]。
日本	回答なし	回答なし
韓国	(b)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 韓国知的財産庁(KIPO)が 2005 年以降、韓国の伝統的知識に関するデータベースを構築している。2006 年 12 月からは、ウェブサイト(www.koreantk.com)上でデータベースの検索サービスを提供している。韓国の医薬関連の伝統的知識に関する情報 28 万項目以上を有するこのデータベースは、技術論文、学術誌、歴史文書、その他からなる。
メキシコ	(b)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 伝統的知識全体を体系化するデータベースではなく、伝統的知識を伴う生物多様性のデータベース(生物多様性に関する知識及び利用に関する全国委員会(CONABIO)の作成したデータベースなど)(Biotica、SNIAR など)が個別に存在する。 ▪ 主にメキシコ工業所有権庁(IMPI)との協力で、国レベルの関係機関によって普及される伝統的知識のデータベースを構築するための様々な可能性が共同で模索されている。
ニュージーランド	(b) (c)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ マオリ人が共同で所有する土地を管理する特別裁判所であるマオリ土地裁判所の記録に伝統的知識が記録されている例が既にある。デジタル・リパトリエーションを検討しているグループもある。
パプアニューギニア	(b) (c)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 伝統的知識に関するデータベースがある(パプアニューギニア大学医学健康科学部が作成している伝統医学知識のデータベース) ▪ 教育機関による、学問領域に関連する伝統文化知識の保存 ▪ 国家文化委員会傘下のパプアニューギニア研究所が、アーカイブ作成の目的で伝統音楽やフォークロア、物語その他の口碑を文書及び映像・音声で記録している。
ペルー	(b) (c)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 正確な出版日を特定するため、INDECOPI が管理する先住民の集団的知識に関する全国公開登録簿に書誌情報が記載されている。 ▪ INDECOPI が管理する先住民の集団的知識に関する全国非公開登録簿
フィリピン		<ul style="list-style-type: none"> ▪ 文化財・文化遺産に関する国立博物館のデータベース

	(b)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 植物品種については国立植物遺伝資源研究所(NPGRL)(科学的に重要な作物に関しては各種の公共研究開発機関と連携) ▪ 既存の植物品種に関する植物品種保護局(PVPO)のデータベース、及び伝統的な在来の材料及び保護品種の育種材料の目録。PVPOでは、植物品種保護の対象となる伝統品種、在来種及び商業品種のリストも管理している。 ▪ 科学技術省のフィリピン健康研究開発評議会(Council for Health Research and Development:PCHRD)も最近、伝統的知識に関するデータベースを設けたことを発表した。
シンガポール	(c)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 公共機関(博物館など)及び民間機関(ウェブサイトなどを通じて)が情報を整理している。
台湾	(b) (c)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 知的創作物に関しては、原住民族伝統知的創作保護条例第9条に基づき、管轄当局によって登録簿が作成され、公告が行われることになっている。将来、伝統的知的創作に関するインターネットシステムが設けられる予定である。 ▪ 個々のグループを尊重することを通じて先住民文化を保存するため、原住民族委員会の文化園区管理局が先住民文化デジタルアーカイブを設ける予定である。
タイ	(c)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 現在、タイ伝統医学のデータベースがまとめられている。
米国	(b)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 伝統的知識を含む特許、意匠及び商標のデータベース。米国特許商標庁がこれらの文書の整理を担当している。また、伝統的情報に関するデータベースが多数ある。
ベトナム	(c)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ フォーカロアに関しては、フォーカロア協会とベトナム文化スポーツ観光省著作権局がフォーカロアに関するビデオ CD(民謡、伝統舞踊、料理、鐘の音、伝統楽器、民俗行事、衣装など)の収集、編集、管理を行っている。 ▪ 伝統的知識に関しては、ベトナム国家知的財産権庁(NOPI)が保健省の国立薬物研究所と共同で、NOPIへの特許出願を検索できるように伝統的薬用植物のデータベースを作成した。

- * (a) ない
 (b) ある(データベースが存在する)
 (c) ある(情報の整理を行っている)
 (d) 該当なし

問 17 への各国・地域の回答を見ると、多くの国・地域(オーストラリア、中国、香港(中国)、インドネシア、韓国、メキシコ、ニュージーランド、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、米国、ベトナム)で伝統的知識に関するデータベースが存在するか、情報の整理を行っている最中であることがわかる。質問に回答しなかったのは 1 カ国(日本)のみで、また、伝統的知識に関する情報システムがないと回答した国(カナダ)においても、いくつかの地域社会が独自の取り組みとしてデータベースを作成していると回答している。

情報システムの構築や管理は、地域社会、政府機関、大学、民間企業との連携、知的財産権当局や植物品種保護当局などの公的機関など、様々な機関が担当している。

特に注目に値すると考えられる問題が 2 カ国(オーストラリア及びカナダ)で生じているが、それは伝統的知識に関するデータベースに含まれる情報へのアクセスと、データベースが作成された場合に地域社会のメンバーが情報へのアクセスを管理できないという先住民の懸念である。この点に関し、ニュージーランドは、文書化によるメリットとリスク(不正使用やパブリックドメインの問題など)を考慮することを重視する姿勢が際立っている。

2.3 遺伝資源へのアクセス

CBD によって、遺伝資源を人類共通の遺産とみなす昔ながらのパラダイムは過去のものとなった。CBD では、遺伝資源へのアクセスに関するルールを定め、各国が、相互に合意する条件とこうした資源の提供者による事前の情報に基づく同意を通じて、自国の遺伝資源へのアクセスや利用を管理する主権的権利を認めている^[21]。

実際、CBD の発効以降、各締約国は CBD の規定に合わせた国内の枠組みづくりを進めている。そのため、遺伝資源へのアクセスについて定める国内の規制の策定と実施は、ほとんどの CBD 締約国において政策課題となっている。

本調査のこのセクション(問 5~10)は、遺伝資源へのアクセスに関する法律の策定と実施及び関係するあらゆる問題(特に国内当局、事前の情報に基づく同意、ABS 契約の承認など)に関する加盟各國の進捗状況を調べるものである。またこのセクションは、実際に遺伝資源へのアクセス制度を設けている国々に関するデータを示すことによって、この法律を適用した結果を示すことを目的としている。

つまり、本調査の問 5 は加盟各国における遺伝資源へのアクセスに関する国内法の実施状況の概要を示すものである。問 6 は、国内法を実施している国において制度の運営、管理を所管する機関及びその役割と責任を明らかにするものである。問 7 及び問 8 は、遺伝資源へのアクセスの許可、事前の情報に基づく同意の付与、遺伝資源へのアクセスに関する相互に合意する条件や利益配分の取決めの承認を行う機関や組織について示し、遺伝資源へのアクセスの要件や利益配分の取決めの遵守の検証に用いられる管理メカニズムを明らかにするものである。

これらの問への回答を表 7(問 5)、表 8(問 6)、表 9(問 7)、表 10(問 8)に要約する。

表 7 遺伝資源へのアクセスに関する制度(問 5)

国・地域名	遺伝資源へのアクセスに関する制度の実施			
	なし	あり	策定中	国内法／規制／草案
オーストラリア		✓		<ul style="list-style-type: none">▪ 2002 年オーストラリア在来遺伝資源及び生化学資源へのアクセス及びその利用に関する全国統一アプローチ(Nationally Consistent Approach for Access to and Utilization of Australia's Native Genetic and Biochemical Resources:NCA)▪ 2000 年環境保護・生物多様性保全規則▪ 2004 年バイオディスカバリー法▪ 2004 年生物資源法
カナダ			✓	<ul style="list-style-type: none">▪ 国内のアクセスと利益配分制度を策定する初期段階にある
中国		✓		<ul style="list-style-type: none">▪ ヒトの遺伝資源に関する規制
香港	✓			該当なし
インドネシア			✓	<ul style="list-style-type: none">▪ 遺伝資源へのアクセス及び衡平な利益配分に関する法律(草案)▪ 遺伝資源の保護及び利用に関する法律(草案)▪ 1990 年法律第 5 号(自然生物資源及びその生態系の保全)▪ 1992 年法律第 12 号(プランテーション育種制度)▪ 1994 年法律第 5 号(CBD の批准)▪ 1994 年法律第 7 号(WTO 設立協定の批准)

			<ul style="list-style-type: none"> ■ 2000 年法律第 29 号(植物品種保護) ■ 2002 年法律第 18 号(国による研究開発制度及び科学技術の導入) ■ 2004 年法律第 21 号(CBD のバイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書の批准) ■ 2005 年政令第 21 号(遺伝子組換え製品に関するバイオセーフティー)
日本	✓		該当なし
韓国		✓	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農業遺伝資源や微生物、湿地など一部の分野において個別の法律や行政規制で対応
メキシコ		✓	<ul style="list-style-type: none"> ■ NOM-126-ECOL-2000
ニュージーランド		✓	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現在、生物資源探査に関する制度を策定中
パプアニューギニア	✓	✓	
ペルー	✓	✓	<ul style="list-style-type: none"> ■ 決議第 391 号(遺伝資源へのアクセスに関する共通制度)
フィリピン		✓	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大統領令第 247 号(1995 年生物資源探査法) ■ 共和国法第 8371 号(1997 年先住民権利法) ■ 共和国法第 8423 号(1997 年伝統代替医学法) ■ 共和国法第 9147 号(2001 年野生生物資源保全保護法) ■ 環境天然資源省・農業省・パラワン持続可能な開発協議会・国家先住民委員会共同省令第 1 号(2005 年)
シンガポール		✓	
台湾		✓	<ul style="list-style-type: none"> ■ 動植物育種材料の学術目的での利用に関する管理ガイドライン ■ 遺伝資源法草案
タイ		✓	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定の在来植物種、一般の在来植物種及び野生植物種の使用に際して事前の情報に基づく同意、出所の開示及び利益配分の各原則が適用されるように、特許法を改正中である。 ■ 動物品種の保護に関する法案を起草中である。
米国		✓	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一部の国立公園に遺伝資源へのアクセスの制度があり、そこでは国立公園局が研究者との利益配分契約を交渉する権限を有する。
ベトナム		✓	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生物多様性法草案

表 8 遺伝資源へのアクセスに関する制度を所管する機関(問 6)

国・地域名	機関	役割・責任
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> ■ オーストラリア政府及び各州政府 	アクセスと利益配分の実施は、全国統一アプローチ(National Consistent Approach)の原則に基づいて行われる。
カナダ	該当なし	該当なし
中国	<ul style="list-style-type: none"> ■ 衛生部(Ministry of Medicine) ■ 農業部 	回答なし
香港	該当なし	該当なし
インドネシア	環境省	回答なし
日本	該当なし	該当なし
韓国	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農林食品水産部 ■ 教育科学技術部傘下の韓国生物情報センター(Korean Bio Information Center) 	特定の遺伝資源の保全及び利用の規制
メキシコ	回答なし	回答なし
ニュージーランド	該当なし	該当なし
パプアニューギニア	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境保全省傘下のパプアニューギニア生物多様性研究所(PINBio) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利益配分を確立する方法に関する交渉 ■ 遺伝資源に関する政策、遺伝資源への合法的アクセスと利益配分
ペルー	■ 国立天然資源研究所	<ul style="list-style-type: none"> ■ 野生種に関連する遺伝資源へのアクセス申請の承認
	■ 国立農業研究所	<ul style="list-style-type: none"> ■ 栽培種に関連する遺伝資源へのアクセス申請の承認

	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 漁業省副省(Vice Ministry of Fishery) 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 水生種(大陸及び海洋)に関する遺伝資源へのアクセス申請の承認
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 大統領令 247 号: 環境天然資源省(DENR)及び科学技術省(DOST)の各次官がそれぞれ委員長及び副委員長を務める生物遺伝資源省間委員会(IACBGR) ▪ 共和国法第 8423 号: 保健省付属のフィリピン伝統代替医療研究所 ▪ 共和国法第 9147 号: すべての陸生動植物種、すべてのカメ、及び湿性種(ワニ、水鳥及びすべての両生類を含むがこれらに限らない)及びジュゴンについては環境天然資源省が、すべての絶滅の危機にあるとされた水生生息地及びすべての水産資源(すべての魚類、水生植物、無脊椎動物及びジュゴンを除くすべての海洋哺乳類を含むがこれらに限らない)については農業省が実施する。 ▪ DENR-DA-PCSD-NCIP 共同省令第 1 号: 環境天然資源省(DENR)、農業省(DA)、パラワン持続可能な開発協議会(PCSD)、国家先住民委員会(NCIP)が共同で実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 研究契約の審査、評価及び承認 ▪ 生物・遺伝資源の利用に関する適切な法律(知的財産に関する新法など)の勧告
		回答なし
		<ul style="list-style-type: none"> ▪ 生物資源探査に関する必要な許可の付与
		<ul style="list-style-type: none"> ▪ 生物資源探査の申請の審査 ▪ 資源の利用希望者がガイドラインに基づく要件を理解、遵守するための支援 ▪ 資源提供者が事前の情報に基づく同意を与える際に申し出を評価し、利益配分について効果的に交渉を行うための支援 ▪ 資源提供者たる先住民の支援、自由意思による事前の情報に基づく同意の文書化及び生物資源探査による利益に関する交渉における指導 ▪ 生物資源探査活動のあらゆる関連情報の共通集積所の提供
シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 国立公園委員会 ▪ シンガポール農産品家畜監督庁(Agri-Food & Veterinary Authority) 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 分類学や生態学の野外研究又は材料の採取を行う研究許可の付与 ▪ 研究が商業目的の場合には利益配分契約の交渉
台湾	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 政府間機関及び行政事務を担当する生物多様性作業部会で構成される持続可能な発展委員会 ▪ 野生生物保護法(WCA) ▪ 農業委員会(COA)による動植物育種材料の学術目的での利用に関する管理ガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 生物多様性の研究、保全、利用及び公正かつ適正な配分の促進 ▪ 生物多様性の保護に対する国民の意識や知識の向上 ▪ 地域や世界の生物多様性保全協力への参加
		<ul style="list-style-type: none"> ▪ 農業委員会は保護野生生物の利用に関する申請を受理、承認し、データベースを設置し、野生生物保護法に基づいて利用の結果を監査する。 ▪ 動植物育種材料の学術目的での利用の申請は、必要な育種材料を所有する研究機関に提出しなければならない。承認後、申請は最終承認のために農業委員会に送られる。その後、研究機関及び利用者は、当該材料が商業目的その他の目的に使用されないことを約束し、入手した材料の利用によって生じた品種や育種材料を農業委員会が無償で利用できることに同意する合意書を締結しなければならない。
タイ	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 農業省 ▪ 知的財産局 	回答なし
米国	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 国立公園局 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 研究団体との利益配分の取決めの締結

ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 天然資源環境省 ▪ 地域における天然資源・環境の国家管理システム(地方の天然資源環境局) 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 生物多様性保全計画の承認 ▪ 保護区域の設置プロジェクトの評価。保護種のリストへの追加又はリストからの削除の検討、提案 ▪ 生物多様性保全区域の設置及び管理 ▪ 遺伝資源へのアクセスの許可 ▪ 遺伝資源及び生物多様性に関する情報源の管理及びデータベースの設置 ▪ 遺伝子組換え生物に関するバイオセーフティー認証の付与 ▪ 生物多様性の普及及び意識向上 ▪ 紛争や訴えの調査、検討、解決及び損害の補償
------	---	--

表9 遺伝資源へのアクセス制度の仕組み(問7)

国・地域名	遺伝資源へのアクセスの許可 事前の情報に基づく同意 <u>遺伝資源へのアクセスに関する相互に合意する条件及び利益配分契約の承認</u>
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 政府が遺伝資源へのアクセスを管理するが、必ずしも遺伝資源に対する所有権を主張しない。 ▪ アクセスを許可する権利を有する主体は、アクセス許可を付与する前に同意を与えなければならない。 ▪ アクセスを与えるのが先住民の場合には、アクセスに関する利益配分契約に対して先住民から情報に基づく同意を得なければならない。 ▪ 状況によっては、生物資源へのアクセスの付与に2以上の主体が関わることになる。自由保有の土地に存在する生物資源へのアクセスについては、一般に個人の所有者が管理する。アクセス法が制定されている管轄権は、私有地の遺伝資源に対しては所有権を主張しない。賃借地に関しては、独占的占有権によって借地人が遺伝資源へのアクセスを実質的に管理することができる場合がある。
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> ▪ カナダには特に遺伝資源へのアクセスを規制する法律はないが、知的財産法など各種の法律や規制、慣行の適用を受ける側面もある。
中国	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 衛生部(ヒトの遺伝資源) ▪ 農業部 ▪ 国家林業局
香港	該当なし
インドネシア	未決定
日本	回答なし
韓国	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 関係当局の長が事前の情報に基づく同意の必要性を認める。 ▪ 相互に合意する条件及び利益配分契約は私人間の契約の体系に基づく。
メキシコ	回答なし
ニュージーランド	
パプアニューギニア	<ul style="list-style-type: none"> ▪ パプアニューギニア生物多様性研究所(PINBio)は、知識を利用して構築及び投資を行うことに関し協力するための機関間のネットワークを有している。ABSにおいては、研究提案は、遺伝資源に関する研究で得られる利益を受けるこれらの機関と関連している。しかし、遺伝資源は開発プロジェクトによって脅かされている。現在、ネットワークの結束力を強め、理解を深める形で強化する法律の策定が進められている。
ペルー	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 法案で、国内当局が遺伝資源へのアクセス、相互に合意する条件及び利益配分の承認を所管することを検討している。 ▪ 先住民の土地の遺伝資源の場合、先住民社会の指定された機関から事前の情報に基づく同意を得なければならない。国有地にある遺伝資源の場合は、国内当局による事前の情報に基づく同意を得なければならない。
フィリピン	<p>資源提供者から事前の情報に基づく同意を確保するが、これには以下のものが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 生物資源探査が先住民の先祖伝来の土地で行われる場合には、関係する先住民の文化的地域社会又は先住民 ▪ 生物資源探査が地方政府の領域で行われる場合には、地方政府の長 ▪ 生物資源探査が保護地域で行われる場合には、保護地域管理局

シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 私有地で行われる場合には、私有地の所有者 ▪ 国立公園委員会の国立生物多様性センター
台湾	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 農業委員会が保護野生生物の利用に関する事前の情報に基づく同意の付与、遺伝素材の学術目的での持ち出しの最終承認を所管する当局である。 ▪ 野生生物保護法には特に利益配分の取決めに関する規定はない ▪ 農業委員会が遺伝素材の学術目的での持ち出しについて最終承認を行う権限を持つ
タイ	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 政府機関
米国	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 国立公園局
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 生物多様性法の草案によると、遺伝資源を管理する団体及び個人は政府の許可を得る(コミュニケーションレベルでは人民委員会、環境保護に関しては国の管理機関) ▪ 遺伝資源へのアクセスの許可を得るには、天然資源環境に関する国の管理機関に登録し、遺伝資源へのアクセスの許可及び利益配分の取決めについて遺伝資源を管理する組織や個人と書面で交渉するのが望ましい。遺伝資源へのアクセスに関しては、この取決めを人民委員会が確認する。

表 10 遺伝資源へのアクセスの要件及び利益配分の取決めの遵守を検証し、事前の情報に基づく同意及び相互に合意する条件が公正かつ衡平であることを確保するための管理メカニズム(問8)

国・地域名	遺伝資源へのアクセスの要件及び利益配分の取決めが遵守されていることを検証するための管理メカニズム／事前の情報に基づく同意及び相互に合意する条件が公正かつ衡平であることを確保するためのメカニズム
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 明確な国内法 ▪ 国内法の適切な運営 ▪ 遺伝資源の利用者の意識向上のための支援 ▪ 強力な契約制度 ▪ 執行の請求 ▪ 利用者から提供者への定期的な報告の義務付け、契約終了時の材料の処分、材料の第三者への移転を制限する条件に関して、ABS 契約に含まれる規定
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 遵守のためのメカニズムは特にない ▪ 事前の情報に基づく同意及び相互に合意する条件が公正かつ衡平であることを確保するためのメカニズムはない。
中国	行政による調査及び承認
香港	該当なし
インドネシア	未決定
日本	回答なし
韓国	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 一部の遺伝資源については、事前の情報に基づく同意の要件に違反した場合に罰金が科される
メキシコ	回答なし
ニュージーランド	回答なし
パプアニューギニア	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 現在、「遵守制度」の改革が進められており、生物資源の移転はできない
ペルー	遺伝資源へのアクセスに関する国内法が実施されていないため、まだ定められていない
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 遺伝資源へのアクセスに関する要件の遵守を検証するため、生物資源探査協定(Bioprospecting Undertaking)に報告義務が規定されている。資源の利用者は、以下について年次報告書を提出しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 事前の情報に基づく同意の入手状況 (b) 試料採取の進捗状況 (c) 利益配分に関する交渉 (d) 利益の支払い又は生物資源探査協定のその他の規定の進捗状況 ▪ 資源提供者は、年次進捗報告書の中で以下の証明を行わなければならない <ul style="list-style-type: none"> (a) 事前の情報に基づく同意の適切な入手を遵守していることの証明 (b) 生物資源探査協定に定める金銭的及び／又は非金銭的利益を資源提供者が受け入れることの証明 (c) 採取割当量を遵守していることの証明 ▪ 要求に応じて、資源の利用者は写真による記録など他の遵守の証明を提出する。

	利益配分契約が公正かつ衡平とみなし得るかどうかを監視するため、契約当事者その他の関係者は工程や内容の指標のチェックリストを用いる。該当する技術委員会はこうした指標を用いて最終評価を行う。
シンガポール	利益配分契約における報告義務。採取者が現地での採取を実施中に、現地査察や執行が行われる場合もある。
台湾	▪ 不適切な利用を防ぐために、農業委員会が監視活動を行う
タイ	▪ 遵守違反に対して刑事罰を科す法律や規則
米国	▪ 管理メカニズムは、利益配分の取決め(契約)又はアクセスに関する規則で定められる
ベトナム	▪ 天然資源環境に関する国の管理機関が遺伝資源へのアクセスの許可を得るための申請書類(遺伝資源へのアクセスに関する提案書及び協定書、アクセス、研究及び遺伝資源を基にした製品の生産に関する計画)の受理と評価を所管する。法案には、国、国民の地域社会、関係機関の 3 者の利益の調和を基本として、遺伝資源へのアクセスから得られる利益配分の取決めに関する基本的な内容と合意による条件が定められている。

一部の国・地域は、問 5、6、7、8 について補足情報を記載している。これらの質問の中には加盟国・地域における ABS 制度の実施状況に関するものもあるが、まだ規制を実施していない国・地域も以下に示すような興味深い情報を提供している。

問 5、6、7、8 に対する回答は極めて密接に結びついており、1 つの質問に対する回答が他の質問にも関連している場合もあるため、各国・地域から提出された補足的情報や詳細を 1 つにまとめて以下に示す。

オーストラリア :

2002 年オーストラリア在来遺伝資源及び生化学資源へのアクセス及びその利用に関する全国統一アプローチ : 遺伝資源及び生化学資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保する政府間協定。オーストラリアがボン・ガイドラインを実施するための根拠とするために、2002 年 10 月 11 日にオーストラリアの 9 つの管轄区域(州、準州、特別区域)すべてがこの包括的な政策に合意した。この協定は、現在オーストラリアの各管轄区域で行われている遺伝資源の管理のためのすべての法律や行政措置に説明根拠を与えるものである。

この全国統一アプローチは、遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関連する CBD の目的、そして特に第 1 条、第 3 条、第 6 条、第 8 条(j)項、第 10 条(c)項、第 15 条、第 16 条、第 19 条で定められた責任に対応するものである。この規則は、各管轄区域における法律、行政、政策の枠組みが依って立すべき一般原則を定めている。

全国統一アプローチに基づき、オーストラリア政府は連邦の領土・領水内の資源へのアクセスを管理する。各州・準州政府は、州及び準州の領土及び沿岸 3 海里以内の領水内の資源を管理する。

- **2000 年環境保護・生物多様性保全規則 :** オーストラリア政府は、この規則(パート 8A)に基づいて自国の管轄下にある領土及び領水内の遺伝資源へのアクセスを管理している。これらの規則は、許可に基づく遺伝資源へのアクセスを規定している。アクセスが商業目的であるか将来商業目的を持つ可能性がある場合には、許可の付与に先立って、利益配分契約を締結しなければならない。非商業目的での研究については、簡素化された許可手続きが適用される。

- ・ **2004年バイオディスカバリー法**：この法律はクイーンズランド州に関するものである。
- ・ **2006年生物資源法**：この法律は北部準州に関するものである。

遺伝資源へのアクセスと利益配分の取決めに関する要件が遵守されているかどうかを検証するためには用いる管理メカニズムについて、オーストラリアは、現行の ABS 規制の運用で遵守の確保に必要なツールが得られると考えている。1つ重要な点はモデル契約で、償還請求のオプション、法規定の適切な選択、管轄区域を越えた契約の実施に関するオプションが含まれている。このほか、遺伝資源が不正使用された場合に管轄区域を越えて訴追を行うための適当な法制度の問題もある。オーストラリア連邦、北部準州及びクイーンズランド州の標準的な契約では、利用者が第三者に材料を移転する前に提供者から書面による同意を取得すること、並びに利用者がその目的、活動及び研究成果を定期的に報告することを義務付けている。

オーストラリアは、契約に基づく要件がアクセスを妨げる可能性があり、ABS 制度の枠外で活動しようというインセンティブになりかねないため、要件は現実的なものとし、不必要に煩雑な負担を強いないようにすることが重要であると強調している。

オーストラリアの各管轄区域は、遺伝資源の不正使用に対し、実刑や多額の罰金など重大な罰則を定めている。

カナダ：カナダは現在、国内の ABS 制度を整備しているところだが、バイオ関連セクターやサブセクターのほとんどには、遺伝資源へのアクセスに関する法律又は慣例によるメカニズムが既に存在している^[22]。州や準州とともに広範な原則や方針が定められてきた。次のステップは、カナダ先住民の人々や主要な利害関係者を巻き込んで、実際的でコスト効率のよい、管轄区域を越える共通のアプローチを作り上げることである。

遺伝資源へのアクセスの管理や規制を所管する単一の機関はない。管轄区域によって、またセクターや対象となる遺伝資源を管理している地域社会によって管理の仕方は異なる。そのため、遺伝資源へのアクセスの管理、規制を所管する組織や機関は様々であり、多くの場合は明らかでない。

カナダの土地は、11%が私有地、48%が州有地、41%が連邦有地である。土地保有を規律する個々の規則によって、公有地又は私有地の遺伝資源にアクセスするにはその土地の所有者(行政、法人又は個人)の同意が必要なことがあり、さもなくば民事上又は刑事上の訴追を受ける可能性がある。連邦や州・準州レベルで遺伝資源のアクセスに重点を置いた法律はない。その結果、公有地内の遺伝資源へのアクセスは規制されていないのが普通で、州立及び国立公園を除いて、許可、事前の情報に基づく同意及び相互に合意する条件は正式には義務付けられていない。連邦所有地の管理は複数の連邦部局が所管しており、ほとんどが生息域内の遺伝資源の保護やアクセスに影響すると考えられる政策を策定している。

ただし、ノースウェスト準州とヌナブト準州が単一の法律(科学者法)を施行していることは注目すべきで、この法律は、直接ABSを対象としたものではないが、科学研究目的での試料へのアクセス及びそ

の採取に許可が必要であることを定めている。

総括権益請求協定(comprehensive claim agreement)又は自治協定で定めるとおり、先住民政府は領域の自然資源に対する管轄権を有する場合がある。

カナダ法では、私有地の生物資源及び遺伝資源は土地所有者の所有となり、無許可での持ち出しへ不法侵害に関する刑法及び民法の適用対象となる。私有地に立ち入り、そこから遺伝資源を持ち出すには、土地所有者の許可が必要である。所有者と利用希望者がその所有者の土地の遺伝資源へのアクセスについて規定する、法的に強制力のある契約を結ぶ場合、同意が与えられたと理解され、その契約は所有者と利用希望者の間の相互に合意する条件となる。カナダ法に基づく法的に強制力のある契約は、契約の主題及びその条件について両当事者が自由意思に基づいて合意することを保証し、それにより、遺伝資源の所有者と利用者の相互に合意する条件が保証される。注目すべきは、野生動物は私有地の所有者の財産ではなく、州政府の財産とみなされる点である。つまり、私有地の植物と野生動物の間には重要な区別が存在する。

連邦政府及び州政府、大学、民間企業が遺伝資源の生息域外収集を管理しており、それらへのアクセスに同意を与え、相互に合意する条件を承認する責任を負う。

カナダの各政府は、遺伝資源に関する契約における事前の情報に基づく同意、及び相互に合意する条件に関するメカニズムをまだ確立していない。遺伝資源の所有者は、契約を締結して遺伝資源の利用希望者に同意を与える一方で、利益の衡平な配分を求める条件を定める。こうした契約は、カナダの現行の契約法を基にしている。

メキシコ: NOM-126-ECOL-2000(メキシコ公式規格)は、国の領域内で野生生物種その他の生物資源の生物素材を学術目的で採取する際の規定を定めている。この規定は、商業目的での採取や生殖細胞質の研究には適用されない。

現在メキシコは、遺伝資源へのアクセスに関する国内法の策定や、国際的制度の創設のための国内外の交渉プロセスに非常に積極的に参加している。どちらのプロセスにおいても、主な関心事となってきたのは、基礎的な研究活動に不要あるいは過度の障害を課さず、また、アクセスの推進と十分に両立し得るように取引コストの低い現実的な政策枠組みの策定である。

国際的制度を構成する最低限の要素として、いくつかの問題が明らかにされている。

- ・ 遺伝資源へのアクセスは、当該私人間の契約における事前の情報に基づく同意及び相互に合意する条件に基づいて行われる。
- ・ 利益は遺伝資源の提供国内で配分されなければならない。
- ・ 利益配分に関する決定は国内法に従って行う。
- ・ 遺伝資源へのアクセスに承認や許可を要する場合には、事前の情報に基づく同意、及び利益

配分に関する国内法の規定を満たすものとする。

- ・伝統的知識の利用又は地域住民の土地での試料採取は、国内の法律、慣行及び習慣を遵守するとともに、国又は地域社会及び先住民社会(適宜)の事前の情報に基づく同意に関する情報を揃えた協定や契約を通じて行う。

また、国際的制度では以下の要素を考慮しなければならない。

- ・国内法に従って、また CBD に基づいて遺伝資源にアクセスし、これを利用すること。
- ・遺伝資源に関連する知識、工夫及び伝統的慣行にアクセスし、これらを利用すること。
- ・遺伝資源、及びそれに関連する伝統的知識へのアクセス、及びそれらの利用から生じる利益を公正かつ衡平に配分すること。
- ・CBD 第 16 条 3 項に従い、遺伝資源の提供国において、国内の能力構築や技術移転へのアクセスが促進されるようにすること。
- ・遺伝資源を利用する過程の複数の段階で、遵守証明書が確認される可能性がある。
- ・遺伝資源へのアクセスに関する国内法に基づいた事前の情報に基づく同意。
- ・遺伝資源へのアクセスに関する国内法に基づいて、両当事者が相互に合意した条件。
- ・遺伝資源へのアクセスに関する国内法に基づく利益の配分。
- ・遺伝資源の利用が許可された条件に基づいて行われている(又は行われた)かどうか、また、利益が合意された条件に従って配分されることを検証することができる監視メカニズムを確立すること。
- ・制度の遵守を確保するための手段を確立すること。

ペルー：決定 391 号により遺伝資源へのアクセスに関する共通制度が定められている^[23]。この規則は、遺伝資源へのアクセスについては国内当局を通じて政府と直接交渉しなければならず、申請者はさらに当該遺伝資源を含む生物資源の提供者とも交渉しなければならないと定めている。関連する伝統的知識が存在し、それへのアクセスを希望する場合には、申請者はこの伝統的知識の主な保有者とも交渉しなければならない。そのため、決定 391 号には以下の契約が定められている。

- ・アクセス契約:政府と申請者との間の契約
- ・付帯契約:申請者と生物資源の提供者の間の契約
- ・別紙:申請者と伝統的知識の提供者との間の合意
- ・寄託、仲介又は管理に関する契約:政府と大学、研究者、研究機関との間の合意

遺伝資源へのアクセスの申請に際して満たさなければならず、契約に含めなければならない条件は

以下のとおりである。

- ・研究活動への国民の参加
- ・生物多様性の保全、及び持続可能な利用に資する研究への支援
- ・バイオテクノロジーなど、文化的、社会的、環境的に健全かつ安全なノウハウや技術の移転のためのメカニズムの強化
- ・遺伝資源に関する制度面での能力の強化や開発
- ・遺伝資源に関する先住民の能力の強化や開発
- ・採取した材料の控えの寄託

現在ペルーは、決定 391 号の規定に一致し、遺伝資源へのアクセスの規制を所管する国内当局を決定する国内法を策定中である。この規則は、決定 391 号に規定された内容は最低限のものであると考えており、新たな内容を盛り込んでいる。この国内枠組みでは、先住民の土地における遺伝資源へのアクセスは、政府だけでなく先住民による事前の情報に基づく同意を考慮に入れなければならないとされている。また、付与される決議は、遺伝資源の法的原産地(origin)を保証する手段であると定めている。

このほか、国内規則には以下の規定が含まれる。

- ・遺伝資源を利用して開発された製品、又はプロセスの知的財産権に関する条項
- ・得られた利益の一定割合を(国内当局を通じて)政府に支払うという約束
- ・活動の目的、及びリスク(見込まれる当該資源の用途やその価値を含む)に関する情報を提供すること
- ・生物資源探査活動に際しての資源提供者への支払いに関する条項

フィリピン：

- ・**1995 年大統領令 247 号(生物資源探査法)**：生物資源探査に関する法的枠組みを定めたもので、種や遺伝子、その産物の研究、採取及び利用が規制されることを確保し、また先住民の文化的地域社会の伝統的知識や慣行が直接的又は間接的に商業利用される場合には、これらの権利を特定、認識するために国が行う保全の取り組みに生物資源探査が利益となるという政策に基づいている。この規則に基づき、地域社会の領域内の生物資源及び遺伝資源の探査は、事前の情報に基づく同意が得られた場合にのみ許可され、この事前の情報に基づく同意は地域社会の慣習法に基づいて取得しなければならない。生物資源探査によって得られる利益(直接的か間接的かを問わず)は、衡平に、かつ、フィリピン政府、関係する地域社会及びその長の間の合意に基づいて配分されるものとする。この法律は、フィリピンの領域内で国民又は外国人が行うすべての生物多様性の採取活動に適用され、公有に属するすべての遺伝資源(私有地に自然に生育

するものを含む)を対象とする。法律には 3 つの柱がある。

- ・ フィリピンの生物多様性へのアクセスを希望する者は、政府との間に正式な「研究契約」を締結することが義務付けられる。基本的なルールとして以下のものが含まれる。
 - 試料の控えを現地の機関に残さなければならない
 - フィリピン国民は、材料及びそれを基に開発された産物への完全なアクセスを保有する
 - ロイヤリティー、技術その他の利益の配分に関する別途の契約
 - 資源の所有権は引き続き国にあるものとする
 - 採取者が代理人である場合には、その詳細な関係を調査しなければならない
- ・ 関係する先住民の地域社会による事前の情報に基づく同意のない生物多様性へのアクセスは、厳格に法で禁じられる
- ・ 制度の実施、及び審査は省間委員会が所管する。この委員会は、環境天然資源省の下に置かれ、他の政府機関も関与する。
- ・ **1997 年共和国法 8371 号(先住民権利法)** : 先住民の先祖伝来の領域や土地、自治や権限付与、自己裁判権や人権、文化的一体性に対する先住民の権利を一段と認めるものである。地域社会の知的財産権の保護、宗教的、文化的な場所や儀式、先住民の知識や慣行、生物資源に対する権利についても明確に述べている。生物資源や遺伝資源、伝統的知識へのアクセスが認められるのは、慣習法に従って取得した当該地域社会の自由意思による情報に基づく同意がある場合のみである。
- ・ **1997 年共和国法第 8423 号(伝統代替医療法)** : この法律は、先住民社会が伝統医学に関する独自の知識を所有するという、法的に機能する根拠を求めるなどを国の政策とすべきであると定めている。こうした知識を外部の者が利用する場合には、先住民社会は、許可を得た利用者に知識の出所を明らかにするよう求めることができ、また、許可された商業目的での利用によって生じる金銭的利益の配分を求めることができる。この法律の目的は、特に、先住民や自然の医療資源や技術を不当な利用から保護するための政策を策定し、該当する政府機関がこれを承認、適用することである。
- ・ **2001 年共和国法第 9147 号(野生生物資源保全保護法)** : この法律の目的は以下のとおりである。
 - ・ 野生生物種をその生息環境の下で保全及び保護し、生態系のバランスを強化し、生物多様性を高めること
 - ・ 野生生物の採取及び取引を規制すること
 - ・ 国益を考慮しつつ、国際条約、野生生物及びその生息地の保護に対するフィリピンの取り組

みを推進すること

- ・生物多様性の保全に関する科学研究を開始又は支援すること

この法律は、共和国法第 7586 号(国立保護地域制度法、NIPAS 法)に基づく保護地域や絶滅の危機にある生息地を含む、フィリピン全土の野生生物種に法的効力を有する。また、国内で取引、栽培、飼育又は繁殖の対象となる外来種にも適用される。7 種類の許可がこの法律の適用を受ける。

- ・輸出許可：野生生物をフィリピンから他国に持ち出すための許可
- ・無償許可：非商業目的、学術目的又は教育目的で行われる野生生物の採取に関して交付される
- ・輸入許可：野生生物を他国から持ち込むための許可
- ・再輸出許可：過去に輸入した野生生物を国内から持ち出すための許可
- ・輸送許可：野生生物を国内のある場所から別の場所へ持ち込むための許可
- ・野生生物採取者許可：商業目的で特定の野生生物種及び多数の野生生物を捕獲又は採取するための許可
- ・野生生物飼育・栽培許可：保護、取引又は特定の目的のために野生生物飼育場を設置、運営及び維持するための許可
- ・ **2005 年 DENR-DA-PCSD-NCIP 省令第 1 号：**環境天然資源省(DENR)、農業省(DA)、パラワン持続可能な開発協議会(PCSD)、国家先住民委員会(NCIP)が共同で実施する省令。フィリピンにおける生物資源探査活動に関するガイドラインを定めている。このガイドラインでは、生物資源探査活動がフィリピン政府に許可されるには、資源の提供者から事前の情報に基づく同意を取得しなければならないと定めている。国は、生物資源の利用によって生じる利益が資源提供者に公正かつ衡平に配分されるようにしなければならない。このガイドラインは、資源利用者(政府機関を含む)が行う生物資源探査活動に適用される。こうした活動には、フィリピン国内のあらゆる生物資源(野生生物、微生物、飼育種又は繁殖種)に関する生物資源探査、及びフィリピンを原産とする生物資源の生息域外収集が含まれる。

以下のような生物資源の利用者にはこのガイドラインは適用されない。

- ・伝統的な利用
- ・生存に必要な消費
- ・直接利用のための従来から行われている商業的消費
- ・野生生物法に基づく野生生物、及び農業生物多様性に関する科学研究
- ・野生生物法に基づく商業、又は保全目的で行われる育種、又は繁殖のみに用いられる野生生

物種の採取、及び輸送に関する既存の方法

- ・ フィリピンが加盟する国際協定に基づいて、現在アクセスが行われている生息域外収集

そのほかの例外として、経済的な利害関係のない研究者が純粋に学術目的の分類のために生物資源を用いて行う科学的研究(ただし、商業目的でこれらの生物資源がその後譲渡され、研究成果が利用される場合には、生物資源探査とみなされ、このガイドラインの要件が適用される)、及び共和国法 8423 号が適用される伝統・代替医療目的での薬用植物の開発がある。

シンガポール：国立公園、自然保護区又はシンガポール国立公園委員会が管理・維持する公園用地において分類学や生態学の野外研究又は研究材料の採取を行う場合には、事前に同委員会から研究許可を得なければならない。研究許可の申請者は、研究が商業目的か非商業目的かを明らかにしなければならない。商業目的の場合には、国立公園委員会は他機関と協議し、利益配分の取決めについて交渉する。現時点では非商業目的だが将来商業目的でのスピンオフの可能性がある研究の場合は、その時点で申請者は別途交渉を行う必要がある。虚偽の申告、又は商業利用の意図を明記しなかった場合には、当該研究者及び所属機関について、既存の研究許可の取消し及び将来の研究許可の拒絶の可能性がある。

国立公園委員会の承認を得ずに、研究許可に明記されていない試料・標本の採取は、公園及び樹木法(1995 年法律第 4 号)に基づく犯罪となる。国立公園委員会の担当官は、隨時、現地で野外採取の検査を行う権利を有する。研究許可は指定された地域以外では無効である。

採取した生物試料を研究目的でシンガポール国外に持ち出すためには、シンガポール農産品家畜監督庁(AVA)に申請して、許可書及び／又は輸出許可(いずれも 1 カ月間有効で、1 回限り使用可)を取得しなければならない。申請は 1 件ごとに承認を受けなければならない。

絶滅の恐れのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(CITES)によって保護されている種の場合、試料を輸出するには農産品家畜監督庁に追加の許可(CITES 許可)を申請する必要がある(この許可は合法的に取得した採取試料にのみ付与される)。

台湾：現行法(野生生物保護法)で野生動植物を採取する場合の事前の許可を考慮しているが、この規定は CBD に基づくものではない。管理下にある野生動植物は、動植物育種材料の学術目的での利用に関する管理ガイドラインによって規制される。その内容には事前の情報に基づく同意、及び利益配分の取決めが含まれる。

CBD 及びボン・ガイドラインに基づいてアクセスと利益配分を規制するため、農業委員会が遺伝資源法を起草中である。

米国：米国は一部の国立公園内の遺伝資源へのアクセスに関する制度を開始しており、この場合、国立公園局が研究者との利益配分の取決めについて交渉する権限を持つ。利益配分や国立公園局に関係する各種の法律や政策がある。以下に最も重要なものをまとめた。

- ・ **1916 年国立公園設置法**：「景観、自然物、及び歴史遺物、並びにそこに生息する野生生物を保

護し、それらを将来世代が享受できるよう無傷のまま残すような方法、及び手段で享受するために提供するため」に設置された。

- ・ **1988年国立公園包括的管理法(National Parks Omnibus Management Act)** : この法律は、国立公園内で行われる研究に関する権限を研究団体と民間企業に与えるものである。この法律は、国立公園局が研究団体と利益配分の取決めを結ぶことを明確に認め、国立公園内の科学的研究や公園運営に関する決定における科学の活用を強化することを義務付けている。法律は、国立公園を公及び民間部門の研究者による科学的研究の場としてこれを奨励し、公園の資源の状態について基本的な情報を提供し、その傾向を記録するための目録作成やモニタリング・プログラムを長期間にわたって行うことを義務付けている。
- ・ **1986年連邦技術移転法** : この法律は、連邦研究機関と民間部門とのパートナーシップの枠組みを定めるものである。この法律によって認められたメカニズムとして共同研究開発契約[24]があり、民間企業その他の研究協力者が資金や専門知識で連邦の研究施設の研究強化に貢献し、見返りとしてその研究から貴重な発見が生じた場合にはそれに対する権利を得ることを奨励している。
- ・ **連邦規則集** : この規則集では国立公園での研究活動に際して研究許可が必要なことを定めており、研究に伴う影響から、公園内の資源を保護するための様々な条件が規定されている。また、天然物の販売や商業利用は規則によって禁じられている。つまり、商業利用できるのは、公園で採取した試料ではなく、公園内での研究試料の採取や分析の終了後に生み出された情報や発明のみである。
- ・ **国立公園局管理政策(2001年)** : 法律で特に認められた場合や既存の正当な権利を行使する場合を除き、公園の資源を採取して商業目的で利用することを禁じている。一定の状況下及び連邦当局の管理下でのみ、商品の開発につながる研究に役立てるために非生体又は生体材料(又はその部分)を採取することが認められる。
さらに、この規則では度重なる採取又は収穫を禁じている。
- ・ **1969年国家環境政策法** : この法律は、連邦が計画する措置の環境への影響を考慮することを求めている。この法律の手続きによって、決定が行われ措置が講じられる前に、環境に関する情報を公的機関の担当者や一般市民が入手できるようになる。この法律の規定に基づいて、利益配分環境影響評価が作成されている。

問5で得られた情報をまとめると、2つの国・地域(香港及び日本)には遺伝資源へのアクセスに関する規制がなく、こうした規制を策定する国内手続きを進めているという報告もなかつたこと、6カ国(オーストラリア、中国、韓国、フィリピン、シンガポール、米国)には遺伝資源へのアクセスに関する規則があり、5カ国(カナダ、インドネシア、メキシコ、ニュージーランド、ベトナム)はこの問題に関する国内法の策定を進めていることがわかる。パプアニューギニア、ペルー、タイは、この質問への回答として国内

規制の存在と規制を策定中という 2 つの選択肢を指摘している点に注目する必要がある。

注目すべきは、表 8 から表 10 をみるとわかるとおり、アクセス制度を所管する規則や当局が複数あるという点である。この状況は生物多様性の管理が複雑であることからきており、資源の中には複数の当局の管轄にまたがるものがあるためである。遺伝資源へのアクセスに関する国内規制を実施する際には、役割が重複して手続きが長期間で複雑になり、申請コストの上昇につながるのを防ぐため、この問題を考慮しなければならない。実際、一部の加盟国(オーストラリア、メキシコ)は、不必要的障壁が遺伝資源への合法的なアクセスの阻害要因となり得るとして、現実的な要件や手続きの策定への関心を明確に表明している。

事前の情報に基づく同意について CBD は、遺伝資源へのアクセスは相互に合意する条件に基づいて認められ、資源提供者の事前の情報に基づく同意を必要とするとして述べている。各加盟国・地域から提出された情報をみると、政府当局から事前の情報に基づく同意を取得する国・地域もあれば、先住民や私有地の所有者から事前の情報に基づく同意を取得しなければならない国・地域もあり、国・地域によっては双方から取得する場合もあることがわかる。

表 11 遺伝資源へのアクセスに関するプロジェクト数に関する現行データ(問 9)

国・地域名	a) なし	b) あり	c) 該当せず	補足情報／コメント
オーストラリア		✓		<ul style="list-style-type: none"> ■ アクセス許可発行 55 件 ■ 利益配分の取決め 1 件 ■ 2007 年 6 月 30 日現在 <p>これらはオーストラリア環境水資源国家遺産芸術省及び、2005 年 12 月の法律の導入以降は、権限ある機関が発行したものである。 詳細については、grm@environment.gov.au で入手されたい。</p>
カナダ		✓		カナダ農務農産食品省が、同省の運営する機関が入手及び提供した試料数を 1 年ごとに記録している。
中国	✓			---
香港	✓			---
インドネシア			✓	---
日本			✓	---
韓国			✓	---
メキシコ				回答なし
ニュージーランド			✓	
パプアニューギニア		✓		補足情報なし
ペルー		✓		<ul style="list-style-type: none"> ■ アクセス契約発行 1 件 ■ 2007 年 12 月現在 ■ この契約は森林野生動物法の規定に基づいて行われた。
フィリピン		✓		<ul style="list-style-type: none"> ■ 海洋生物試料の採取に関する研究契約 1 件が IACBGR に承認されている。 ■ 2002 年現在 ■ 環境天然資源省の保護地域野生生物局が研究契約などの正本や公文書の供託所となっている。
シンガポール		✓		<ul style="list-style-type: none"> ■ 年間約 50 件のプロジェクトが審査される ■ 国立公園委員会がリストを管理している

台湾		✓		<ul style="list-style-type: none"> ▪ 390 件を超える保護野生生物利用許可が野生生物保護法に基づいて発行されている。(1997~2007 年) ▪ 1 件の許可が動植物育種材料の学術目的での利用に関するガイドラインに基づき発行されている(2007 年に発行)
タイ	✓			---
米国	✓			---
ベトナム	✓			<ul style="list-style-type: none"> ▪ 生物多様性法案はまだ施行されていない ▪ 現行の規則の下では遺伝資源へのアクセスに関する政策はない

表 12 遺伝資源に関する研究・開発の奨励(問 10)

国・地域名	a) してい ない	b) してい る	奨励策の詳細
オーストラリア		✓	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 遺伝資源へのアクセスを管理するオーストラリアの法律、行政制度を通じた、遺伝資源に関する研究開発への投資に対する法的確実性の提供 ▪ 以下のような各種の研究・イノベーション活動を通じた研究開発活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> - オーストラリアの植物個体群の遺伝的多様性を保全し、良質の DNA アーカイブ作成のためのロボット設備を設置するための管理計画を立案するプロジェクトへのオーストラリア研究会議による資金提供 - 遺伝資源に関する研究・開発を支援する共同研究センター(CRC)の下での資金提供^[25] - 連邦科学産業研究機構(CSIRO)が行う研究
カナダ		✓	カナダ農務農産食品省(AAFC)の研究部門、複数の州政府及び大学が遺伝資源の持続可能な利用に関する公的助成研究を実施する。AAFCは19の研究センターと 600 名の専門科学者、研究者を擁し、毎年、科学研究出版物を作成している。研究活動に関する詳細については本調査の全文を参照のこと。 一部の州も遺伝資源に関する研究開発を奨励し、投資を行っている。
中国		✓	<ul style="list-style-type: none"> ▪ いくつかの基金が設置されている。
香港		✓	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 創新科技署が管理する創新科技基金(Inovation and Technology Fund)の提供を通じた遺伝子関連分野の研究への支援 (http://www.itc.gov.hk/en/welcome.htm) ▪ 主として大学、産業支援団体、職業団体、業界団体が実施する中流、下流の研究、研究開発プロジェクトへの支援^[26]
インドネシア		✓	必ずしも遺伝資源の研究開発の支援、奨励に関するものではないが、政府は遺伝資源の研究及び開発に関連する以下のような法律を公布している。 <ul style="list-style-type: none"> • 植物品種保護に関する 2000 年法律第 29 号 • 国による研究開発制度及び科学技術の導入に関する 2002 年法律第 18 号 • CBD のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の批准に関する 2004 年法律第 21 号 • 遺伝子組換え製品のバイオセーフティに関する 2005 年政令第 21 号
日本			該当なし
韓国		✓	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 研究に対する資金提供及び研究者の能力構築
メキシコ		✓	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 国家科学技術審議会(CONACYT)、メキシコ国立自治大学(UNAM)、先進研究センター(CINVESTAV)といった機関を通じた生物資源及び遺伝資源に関する研究開発の支援
ニュージーランド		✓	補足情報なし
パプアニューギニア	✓		<ul style="list-style-type: none"> ▪ 研究の奨励はしていないものの、現行の政策で、過去 8 年間にわたり PINBio を通じた公共投資プロジェクトへの政府の資金提供が可能になった。
ペルー		✓	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 公的機関が行う研究活動 ▪ 生物資源探査活動に関するプロジェクトに資金提供する政府機関からの基金

フィリピン		✓	<ul style="list-style-type: none"> 商業目的か学術目的かを問わず、フィリピン政府と研究契約を締結している場合には、生物資源及び遺伝資源の探査を認める(大統領令第 247 号) 生物多様性の保全に関する研究への着手又は支援、及び事業の実施における生物資源探査(生物資源及び遺伝資源の研究、採取及び利用)の許可(野生生物資源保全保護法) 国民の保健医療に直接影響する伝統的代替医療制度に関する科学的研究の推進と発展(精製又は天然の状態での製品や植物性医薬品(生葉)、薬用植物由来の栄養補助食品並びに薬用植物を基にした食品サプリメントなど)。これらの事業が認められるのは、当該資源のある場所に居住する地域社会から自由意思による事前の情報に基づく同意が得られた場合に限られる(1997 年伝統代替医療法)。
シンガポール		✓	<ul style="list-style-type: none"> シンガポールの生物多様性についてできる限り多く記録すること
台湾		✓	<ul style="list-style-type: none"> 農業委員会が野生動植物を採取、保存、調査するプロジェクトのほか、遺伝子データベースの整備を支援している。 農産物(米、果実、野菜、花卉、水生生物、家畜)のデータベースの整備 動植物の保護及び繁殖に関する調査研究の支援
タイ		✓	<ul style="list-style-type: none"> 科学関連当局が研究・開発プロジェクトに資金を提供している
米国		✓	<ul style="list-style-type: none"> 特許及び植物品種保護制度を通じた研究開発の促進 新製品の研究開発の促進
ベトナム		✓	<ul style="list-style-type: none"> 法案に基づき、自然の遺伝資源に関する研究、増殖、利用及び開発を支援するために、国が長期にわたって保護種の遺伝試料を保全、維持する責任を負っている。 生物多様性の保全や社会経済的発展のため、各機関や個人がそうした試料の保全や維持に投資して遺伝資源を開発するよう国が奨励している。 遺伝資源に関するデータベースの整備のため、遺伝資源の評価及び情報提供を奨励している。

2.4 生物多様性条約

1993年に発効したCBDは、(1)生物多様性の保全、(2)その構成要素の持続可能な利用、(3)遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分という3つの目的を定めている。

この3番目の目的の実現を目指し、CBD 第 15 条^[27]に規定があり、自国の天然資源に対する各締約国の主権的権利を認め、また、相互に合意する条件及び資源提供者の事前の情報に基づく同意を必要とすることによって、遺伝資源へのアクセスについて定める権限は各国政府に置かれる当局に属すると定められている。さらに、第 8 条(j)項^[28]には、先住民の知識を尊重、保存、維持し、伝統的知識の利用から生じる利益を衡平に配分することを奨励する規定がある。

第 6 回締約国会議の際、アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会で策定された一連のガイドラインが採択された。遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正・衡平な配分に関するボン・ガイドラインというこのガイドラインは、締約国が CBD の規定を実施するための政策を立案する際の指針となることを目的としている。

そのため、CBD の発効とボン・ガイドラインの採択以降、CBD 締約国は CBD の規定を自国の規則に組み入れる作業を進めている。

本調査の問 18(表 13 に要約)は、各加盟国・地域が CBD の締約国であるかどうかと、CBD 第 8 条(j)

項及び第 15 条の実施方法の詳細を示したものである。

表 13 CBD 締約国及び CBD 第 8 条(j)項、第 15 条の実施(問 18)

国・地域名	a) 非締 約国	b) 締約 国	CBD 第 8 条 (j) 項及び第 15 条の実施
オーストラリア		✓	<p>第 8 条(j)項:先住民が自領域の土地や海を管理し、文化や遺産に関する場所・記録を保全、保護、維持することを支援する、複数の政府プログラム^[29]</p> <p>第 15 条:問 5 へのオーストラリアの回答を参照(大部分はボン・ガイドラインの実施に関するもので、全国統一アプローチの策定を通じたもの)</p>
カナダ		✓	<p>第 8 条(j)項:</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 第 8 条(j)項に沿ったプログラムやプロジェクトの数、影響及びこれらへの投資、プログラムやプロジェクトの実施への先住民の参加や指導の状況の評価 ▪ 現在行われている先住民の組織、集団、委員会との協議や交渉が、先住民及びその伝統に直接影響を及ぼす活動を実施するためのメカニズムの主な部分を形成している。 ▪ 伝統的知識の保護に関する現行の知的財産法の利点と限界を評価する作業部会や協議機関(CBD の第 8 条(j)項作業部会、WIPO·IGC)への参加 <p>第 15 条:カナダにはアクセスと利益配分に関する法律はないが、現在、政策の立案が進められており、各州や関係政府機関がその要素を特定する作業を行っている。様々な関係者(科学、農業、林業の各セクター)との協議やワークショップが数多く開催され、政策影響評価書が公表され、政策立案の基礎として用いる基本理念が州及び連邦大臣によって承認されている。アクセスと利益配分に対する国民の意識を向上させ、国内での政策立案過程を進めるため、アクセスと利益配分に関する国内代表機関及びウェブサイト(www.ec.gc.ca/apa-abs)が設置されている。</p>
中国		✓	現在検討中
香港	✓		---
インドネシア		✓	現在作業中
日本		✓	<p>国内所管当局である経済産業省(METI)が CBD 及びボン・ガイドラインの実施を行っている。これらのガイドラインは日本語に翻訳され、国内主要都市で開催する公開セミナーを通じて普及されているが、遺伝資源の利用者たちは、ボン・ガイドラインはあまりにも漠然としたものに感じるとして、利用者の実際のニーズに即した、もっと利用者に限定した、利用者本位のガイドラインが必要であることを強調した。こうした意見を基に、METI 及びバイオインダストリー協会(JBA)は、ボン・ガイドラインを基に日本の利用者向けのガイドラインを作成することにした。「遺伝資源へのアクセス手引」は 2005 年 4 月に完成し、METI 及び JBA は公開セミナーでの普及も始めている。</p> <p>また JBA は、各国の ABS 関連の政策や法規に関する日本語による情報を日本国内の遺伝資源の利用者に普及するためのウェブサイトも設けた。</p>
韓国		✓	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 韓国はボン・ガイドライン並びに CBD 第 8 条(j)項及び第 15 条を遵守している。
メキシコ			<p>第 8 条(j)項:以下の点で進捗・進展がみられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 自然保護地域内や生物多様性の保全地域に居住する先住民の伝統的知識や技術の認識及びその重要性(成果:生殖細胞質の活用、関連する知識の保護や利用) ▪ 栽培・育種に関する遺伝的多様性(在来の栽培種、経済的に重要な栽培種など)の利用に関する情報の掘り起こし。遺伝素材に関する情報のデータベースがある。 ▪ 生殖細胞質や伝統的知識を保存することの価値の認識^[30] ▪ このことは、生物多様性に関する戦略や行動計画の実施を進めるのに役立つ。その一方で、保全に関する知識や生殖細胞質の利用の面では進展が限られている。 ▪ 進捗はみられるものの、特に地域社会や地方レベルではさらなる活動の推進が必要である。いくつかの問題点が明らかになっている(地域社会や各機関の運営スタッフ間に CBD が普及していないこと、関係機関の間の連携や協力がないこと、財

		✓	<p>源、物的資源、人材のほか、これらの問題に関心を持つ研究者が不足していること)</p> <p>第15条^[31]: 遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する制度について話し合う国際プロセスの開放は CBD の効果的な実施に向けた大きな一步である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ CBD 第 15 条に基づく遺伝資源へのアクセスと利益配分を確保する規定を含む法的枠組み(「遺伝資源のアクセス及び管理に関する連邦法」)を策定しているところである。 ▪ NOM-126-ECOL-2000 により、動植物、野生生物その他の生物資源の生物素材を学術目的で採取する際の規定を定めている。この規定は国内で実施されるものであり、また、商業目的での採取や森林研究での生殖細胞質には適用されない。 ▪ バイオセーフティーに関する国家戦略プログラムの策定(生物多様性の保護、生物素材へのアクセス及び利益配分に関するガイドラインや行動計画を含む)
ニュージーランド		✓	<p>第8条(j)項: 経済開発省の知的財産政策グループが、知的財産権制度と伝統的知識との接点を検討するため、3段階の作業プログラムに取り組んでいる。3段階は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 能力構築、関与及び情報共有(現在取り組んでいるのはこの段階である) ▪ 知的財産と伝統的知識の関係をめぐる問題の定義 ▪ 方策の立案と協議 <p>第15条: 経済開発省の燃料国家資源グループによる生物資源探査政策の立案。2007 年に初回の協議が行われ、2008 年には生物資源探査活動の実地調査と、協議プロセスで優先事項とされた問題を協議するための作業部会の設置が行われる。</p>
パプアニューギニア		✓	回答なし
ペルー		✓	<p>以下のような国内法の制定及び実施を通じて行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 法律第 27811 号(伝統的知識の保護)^[32] ▪ 法律 26839 号(生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する法律) <p>決定第 391 号(遺伝資源へのアクセスに関する共通制度)は国内規則を必要としているが(現在作業中)、国立天然資源研究所は決定 391 号の規定を直接適用しており、既にアクセス契約を 1 件締結している。</p>
フィリピン		✓	<p>伝統的知識の保護、先住民の権利及び生物資源探査に関する複数の法律を通じて実施している。最も重要なものとして以下のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 大統領令第 247 号(生物・遺伝資源に関する省間委員会(IACBGR)が、先住民及び採取や研究が行われる地域社会の権利を確実に保護する任務を負う) ▪ 共和国法第 8371 号(先住民権利法) ▪ 共和国法第 8423 号(伝統代替医療法) ▪ 共和国法第 9147 号(野生生物資源保全保護法)
シンガポール		✓	シンガポール国立公園委員会による許可の付与に関する規則に関する問 5への回答を参照のこと
台湾		✓	<p>原住民基本法に従い、先住民が保有する伝統的知識及び天然資源の保護のため以下のようないくつかの関連法規が策定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 先住民地域の資源の集団的管理に関する規則(地域の天然資源を利用する際の要件として先住民集団から事前に同意を得ることを定め、さらに、そうした利用を当該地域の集団と共同で管理することを求めている) ▪ 原住民族生物多様性・伝統的知識保護法案(詳細な情報については問 12への回答を参照のこと)
タイ		✓	現在作業中
米国	✓		回答なし
ベトナム		✓	生物多様性法草案に示された遺伝資源の利用及び利益配分の取決めに対する許可の方針は CBD 第 8 条(j)項及び第 15 条に沿ったものである。したがって、国内の遺伝資源の所有者は国であり、特定の組織や個人がその管理を委任されている。天然資源環境を管理する機関は、地方当局と協調して遺伝資源に関するアクセス、利用及び開発を管理しなければならない。

問 18への回答から、CBD の締約国は 14 の加盟国(オーストラリア、カナダ、中国、インドネシア、日本、韓国、メキシコ、ニュージーランド、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム)であり、3 つの国・地域(香港、台湾、米国)は CBD に加盟していないことがわかる。また、CBD の公式ウェブサイト^[33]の情報から、本調査を提出しなかった他の APEC 加盟国(ブルネイ・ダルサラーム国、チリ、マレーシア、ロシア)も CBD の締約国である。

CBD の締約国である加盟国はいずれも、特に、伝統的知識の保護、生物多様性の保全と持続可能な利用、生物資源探査、先住民の権利に関する国内法の策定、様々な対象集団(遺伝資源の利用者、先住民その他)内における CBD の規定の普及、先住民による伝統的知識の保存や生物多様性の保全などに対する支援に重点を置いた政府のプログラムやプロジェクト、政策の立案を通じて、第 8 条(j)項及び第 15 条を実施している。

表 14 遺伝資源へのアクセスの規制又は伝統的知識の保護を目的とした公共政策及び／又は具体的な規範の策定を裏付けるその他の枠組み(問 19)

国・地域名	a)	b)	c)	枠組みのうち最も重要な問題の詳細
オーストラリア			✓	<ul style="list-style-type: none"> ▪ オーストラリア在来遺伝資源及び生化学資源へのアクセス及びその利用に関する全国統一アプローチ(NCA)について詳述したオーストラリアの問 5への回答、及び伝統的知識の保護に関する問 12への回答を参照のこと。 ▪ オーストラリア政府の主要な環境法は 1999 年環境保護・生物多様性保全法(EPBC 法)であり、オーストラリアの生物多様性の保全と環境上持続可能な利用における先住民の役割を認識し、この法律の運用について、土地の管理、生物多様性の保全や持続可能な利用に関する先住民の知識の重要性を考慮しつつ、環境国家遺産芸術大臣に助言を行う先住民諮問委員会(Indigenous Advisory Committee、IAC)を創設している。 ▪ 先住民の文化遺産の尊重に関する情報や助言を提供する先住民慣習指針。こうした慣習指針はオーストラリア・カウンシルを通じてオーストラリア政府が作成しており、先住民の伝統的な文化表現を基にした新しいメディア、パフォーマンス、音楽、視覚芸術及び文学を取り巻く慣習を対象としている。 <p>オーストラリア政府は、国内の先住民問題に取り組み、支援する全政府的な枠組みを利用している。この包括的な枠組みでは、伝統的知識の保護を支援する公共政策の立案を定めている。オーストラリア政府による各種プログラムは物語や文化的な技術の所有権の尊重や無許可使用からの保護方式を謳っている。</p>
カナダ			✓	<ul style="list-style-type: none"> ▪ ABS 政策の立案を任務とするすべての連邦政府部局からなる、アクセスと利益配分に関する省庁間委員会(ICABS)の創設 ▪ 遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する国内の政策対話を支援する上での連邦、州及び準州の政府間の情報伝達や協力を促すため、関係する連邦政府機関の代表とすべての州及び準州の代表で構成される、アクセスと利益配分に関する連邦・州・準州作業部会
中国			✓	遺伝資源管理の分野の法律に関する検討
香港			✓	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 植物品種の所有者や植物育種者が、植物品種保護条例に基づいて、育種又は発見、開発した栽培植物品種に対して所有権を申請できるようになる、植物品種を保護する法的枠組み。被許諾者は、保護された植物の生殖質を商業目的で生産、販売又は提供、輸入又は輸出する独占権を有し、あるいは、第三者による前記の行為の実施を許諾するものとする。植物品種権の登録先は、漁農自然護理署署長(Director of Agriculture,

				Fisheries and Conservation)とする。植物品種権の登録簿は前記の署長が保管し、公衆が自由に閲覧できるものとする。
インドネシア		✓		<ul style="list-style-type: none"> ▪ CBD 第 8 条(j) 項とボン・ガイドラインを基にした、遺伝資源の保護及び利用に関する法律の草案。この法律は、遺伝資源の利用に関連する伝統的知識の保護も目指している。草案の作成は 2003 年に開始されたが、インドネシアは、現在も国際交渉が進められているアクセスと利益配分の制度との法律を一つにまとめる検討しているため、まだ最終承認はされていない。 ▪ 2005 年司法人権大臣令による、遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する国内作業部会。この作業部会の任務の 1 つに、遺伝資源へのアクセスの規制や伝統的知識の保護に関する意見、提言その他検討事項の提供がある。
日本	✓			-----
韓国		✓		-----
メキシコ		✓		NOM-126-ECOL-2000 により、動植物、野生生物その他の生物資源の生物素材を学術目的で採取する際の規定を定めている。この規定は国内で実施されるものであり、また、商業目的での採取や森林研究での生殖質には適用されない。
ニュージーランド	✓			-----
パプアニューギニア	✓			-----
ペルー		✓		<ul style="list-style-type: none"> ▪ 2005 年文書 IP/C/W/447 は、その成果として、TRIPS 協定の改正とその CBD との関係の検討の著しい重要性を述べており、特許の例外及び特許出願に必要とされる条件に基づいて、法的由来と原産地開示の要件を組み入れる問題を扱っている(それぞれ第 27 条及び第 29 条)。ペルーは、各種協議機関(CBD、WTO、WIPO)において原産地開示及び法的由来の開示について一貫した立場を貫いている。 ▪ 国家生物多様性戦略 ▪ 一般環境法(General Environmental Law) ▪ アンデス共同体加盟国の地域生物多様性戦略を承認する決定第 523 号
フィリピン		✓		1987 年フィリピン憲法は、「フィリピン国は、先住民の文化的地域社会がその文化、伝統及び組織を保存し、発展させる権利を認識し、尊重し、及び保護する。国の計画及び政策の立案に際しては、これらの権利を考慮する。」と明確に規定している。これは憲法上の命令であり、したがって義務である。
シンガポール	✓			-----
台湾		✓		<ul style="list-style-type: none"> ▪ 台湾は、知的財産権の執行に関する省間調整タスクフォースの作業を通じて、文化的遺物の保護及び伝統的知識の知的財産権に関する指針を示している。 ▪ 著作権法においても、パフォーマンス(フォークロア表現の形でのパフォーマンスを含む)に対する保護を定めている。したがって、フォークロア表現のパフォーマンスは著作権法により独立に保護される。
タイ		✓		内閣によって 2008 年～2112 年 ¹ における生物多様性の持続可能な保全及び利用に関する政策、措置及び行動計画が承認されている。
米国				回答なし
ベトナム		✓		<ul style="list-style-type: none"> ▪ 生物多様性法草案に基づき、生物多様性を管理する国の管理システムのほかに、国土、森林、水産物、水資源、観光の各管理機関が、天然遺伝資源の持続可能な利用の開発と保全を確保するために、それぞれの分野で国による管理を所管している。 ▪ 1999 年刑法には、天然資源保護区域、貴重な野生動物に関する規制に反する違反行為、人間、動植物に広まる危険な疾病、及び水産物資源の破壊、森林破壊、大気汚染、水質・土壤汚染に関する違反行為が規定されている。

¹ (JBA 注) 2012 年の間違いか?

- * (a) なし
- (b) 不明
- (c) あり

2.5 協議機関、協定及び条約への参加

表 15 国際協議機関への参加(問 20)

国・地域名	a) 参加して いない	b) WIPO 委員会	c) CBD	d) WTO	e) その他の協議機関に 参加
オーストラリア		✓ 政府間委員会	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ■ アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会 ■ 第 8 条(j)項及び関連規定に関するオープンエンド特別作業部会 	✓ TRIPS 理事会	✓ FAO
カナダ		✓ 政府間委員会	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ■ アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会 	✓ TRIPS 理事会 (遺伝資源及び伝統的知識に関する意見交換)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ■ G8 ハイリゲンダム・プロセス ■ WHO(インフルエンザウイルスの共有及び利益共有に関する会合) ■ OECD
中国		✓	✓	✓	
香港		✓		✓	
インドネシア		✓ 政府間委員会	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ■ 締約国会議 ■ その他の関連協議機関 	✓ TRIPS 理事会 (TRIPS と CBD の関係に関する議論)	✓ 伝統的文化表現、伝統的知識及び遺伝資源に関するアジア・アフリカ会議(2007 年 6 月、インドネシア西ジャワ州)
韓国		✓ 政府間委員会	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ■ アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会 	✓ TRIPS 理事会	
日本		✓ 政府間委員会	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ■ アクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会 ■ CBD 締約国会議 	✓	
メキシコ		✓ 政府間委員会	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ■ CBD 締約国会議 ■ ABS 作業部会 ■ 第 8 条(j)項及び関連規定に関する作業部会 	✓ TRIPS 理事会	
ニュージーランド		✓ 政府間委員会	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ■ 締約国会議 ■ 第 8 条(j)項に関する作業部会 	✓ TRIPS 理事会	✓ APEC・知的財産権専門家会合
ハワイ・アメリカニア		✓	✓	✓	✓

		政府間委員会	第 8 条(j)項及び第 15 条に関する委員会	TRIPS 協定	その他国連の協議機関
ペルー		✓ 政府間委員会	✓ ▪ 国内の専門家グループが ABS に関する国際的制度に関する提案を作成中 ▪ 伝統的知識の問題を議論する複数の会合にも参加している	✓ TRIPS 理事会	
フィリピン		✓ ▪ 政府間委員会 ▪ 特許法常設委員会	✓	✓	
シンガポール		✓ ▪ 政府間委員会 ▪ 特許協力条約 ▪ 特許法常設委員会	✓ ABS に関する作業部会	✓ TRIPS 理事会	✓ UPOV 理事会 (2003 年に「遺伝資源へのアクセスと利益配分」と題する文書を探査)
台湾				✓	✓ 文化遺産に関する各種国際機関 ^[34]
タイ		✓ ▪ WIPO 総会 ▪ 政府間委員会	✓ CBD 会合	✓ TRIPS 理事会	
米国		✓ ▪ 政府間委員会		✓	✓ ユネスコ(無形文化遺産条約及び文化多様性条約)
ベトナム		✓ WIPO の伝統的知識に関する委員会会合	✓ CBD 会合に正式締約国として参加	✓ WTO 会合に正式加盟国として参加	✓ APEC の伝統的知識に関するワークショップ及びセミナー

加盟国から提供された補足情報の一部を以下に列挙する。

カナダ：カナダは、遺伝資源、伝統的知識及び伝統的文化表現の知的財産権関連の側面に関する WIPO 政府間委員会での議論に積極的に参加している。生物多様性条約のアクセスと利益配分に関するオープンエンド特別作業部会や第 8 条(j)項及び関連規定に関するオープンエンド会期間特別作業部会において、カナダは遺伝資源と関連する伝統的知識へのアクセスと利益配分に関する議論と伝統的知識の保護に関する議論のそれぞれに参加している。また、これらの問題が討議されている世界貿易機関(WTO)の知的所有権の貿易関連の側面に関する理事会(TRIPS 理事会)にも参加している。

カナダは、食料及び農業に用いられるすべての作物遺伝資源を対象とし、法的拘束力のある、食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約を 2002 年に批准した。

カナダは、各種協議機関において、海洋遺伝資源へのアクセスに関する議論にも関与している^[35]。

また、G8・ハイリゲンダム・プロセス、世界保健機関(WHO)のインフルエンザウイルス共有及び利益

共有に関する会合、経済協力開発機構(OECD)など他の国際協議において、遺伝資源へのアクセス、伝統的知識の保護、公正な利益配分に関する議論に参加している。

インドネシア：インドネシアは WIPO の遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会の初回会合以来、積極的に参加している。インドネシアの立場は、概ね他の発展途上国と一致している。ただし、インドネシアは、この問題に関するあらゆる提案をまだ慎重に検討する必要がある。

メキシコ：メキシコは、知的財産と遺伝資源・伝統的知識・フォークロアに関する政府間委員会(WIPO)や生物多様性条約締約国会議(アクセスと利益配分に関する作業部会並びに第 8 条(j)項及び関連規定に関する作業部会)に参加している。そうした会合にメキシコ代表団の一員として先住民の代表が参加することを促進している。さらに、メキシコは世界貿易機関の TRIPS 理事会に参加している。

ペルー：過去数年間に、ペルーは以下のような複数の協議機関への参加を通じて遺伝資源及び伝統的知識に関する議論に積極的に参加してきた。

- **WIPO**：ペルーは WIPO の政府間会議に定期的に参加しており、具体的にはこれらの問題や関連する問題に関する報告書を提出している(「伝統的知識の保護におけるペルーの経験」、「潜在的なバイオパイラシーの事例」)。ペルーは、他のメガ多様性国家とともに、伝統的知識の保護のための独自の国際的制度の策定と設立を提案してきた。しかし、主に経済的、金銭的資源の不足から、この協議に先住民社会が直接参加することはあまり多くない。
- **CBD**：締約国会議、ABS 作業部会、第 8 条(j)項作業部会。ペルーは CBD の各種作業部会に自国の利益を代表する常駐代表部を置いていないが、1 名ないし 2 名の公式代表からなる代表団を通例としている。
- **WTO**：ペルーは他のメガ多様性国家と同様、特許出願における原産地(origin)開示の要件を提案してきた。遺伝資源や伝統的知識の不正使用を防ぐため、こうした要件を義務化すべきであり、それによって、原産地及び／又は出所(source)が明らかになり、ABS 法の遵守を確認することができる。ペルーは他のメガ多様性国家とともに、開示要件を組み入れることを提案してきた^[36]。

フィリピン：フィリピンは、遺伝資源、伝統的知識、フォークロアに関する問題を議論する WIPO、CBD 及び WTO の機関に参加している。これら機関の会合に出席、参加するために定期的に代表を送っている。

WIPOにおいては、フィリピン特許庁が政府間委員会や特許法常設委員会に常に参加しており、そこでは特許出願における生物資源の原産地開示など伝統的知識や遺伝資源の保護に関する未解決の提案が議論されている。

CBD には、環境天然資源省(DENR)及び／又は農業省(DA)を通じて参加している。

WTO には、遺伝資源及び伝統的知識の問題を議論する各種会合においてフィリピンを代表する、

WTO フィリピン政府代表部を通じて参加している。特許庁は、この代表部に対し、遺伝資源や伝統的知識に関する知的財産権がかかわる政策問題に関する指針を提供している。

タイ：タイは、WIPO 総会及び伝統的知識・遺伝資源・フォークロアに関する政府間委員会、CBD 会合、TRIPS 理事会に定期的に参加している。また、タイは TRIPS 協定への CBD の規定の組み入れを支持している。

前述のように、すべての加盟国・地域が伝統的知識の保護や遺伝資源へのアクセスが議論、検討されている各種協議機関に参加している。ほとんどは WIPO、CBD、WTO への参加だが、FAO やユネスコ、UPOV などに積極的に参加している国・地域もある。

表 16 二国間経済協定の一環としての遺伝資源へのアクセスや伝統的知識の保護に関すると考えられる措置や約束の導入(問 21)

国・地域名	a) してい ない	b) いくつかの措 置を導入して いる	c) いくつかの約束を行っている
オーストラリア	✓	---	---
カナダ	✓	---	---
中国	✓	---	---
香港	✓	---	---
インドネシア	✓	---	---
日本	✓	具体的な措置や約束は行っていない。しかし、遺伝資源や伝統的知識に関しては、日本・タイ経済連携協定及び日本・インドネシア経済連携協定に基づいて定められた知的財産小委員会の役割の中に、伝統的知識及び遺伝資源に関する議論や意見交換がある。	
韓国		✓	
メキシコ	✓	---	---
ニュージーランド		---	✓ ニュージーランドが締結した自由貿易協定の知的財産に関する章に、遺伝資源及び伝統的知識の保護に対する当事国の国際義務に従って、協定の両当事国が措置を定めることに合意できる規定が含まれている。
パプアニューギニア	✓	---	---
ペルー	✓	—	—
フィリピン	✓	---	—
シンガポール			✓ 太平洋横断戦略的経済連携協定(ブルネイ、チリ、シンガポール、ニュージーランドが参加)の第 10.3.3 条は、「各加盟国の国際義務に従い、加盟国は、(d) 伝統的知識を保護するための適切な措置を定めることができることを確認する。」と定めている。
台湾			✓ ■ パナマ共和国との自由貿易協定 ■ ニカラグア共和国との自由貿易協定 ■ グアテマラ共和国との自由貿易協定 これらの協定に伝統的知識の保護、フォークロアの保護、遺伝資源へのアクセスと知的財産との関係に関する規定が含まれている。
タイ	✓		
米国		✓	
ベトナム	✓		

問 21への回答から、5つの国・地域(日本、ニュージーランド、シンガポール、台湾、米国)を除く残りの各国・地域は、伝統的知識の保護又は遺伝資源へのアクセスに関する措置や約束が含まれる二国間協定を採択していないことがわかる。

2.6 ジェンダー

表 17 伝統的知識の利用及び保存に関する活動における先住民女性の役割(問 22)

国・地域名	a)	b)	c)	d)	e)	f)	g)
オーストラリア					✓		
カナダ					✓		
中国					回答なし		
香港					該当なし 本調査の脚注 2 の「先住民」の定義を適用すると、香港には地域社会内に先住民女性という集団は存在しない。		
インドネシア							✓
日本					回答なし		
韓国							✓
メキシコ					✓		
ニュージーランド					✓		
パプアニューギニア				✓	✓	✓	
ペルー	✓	✓	✓	✓			
フィリピン						✓	
シンガポール							✓
台湾						✓	
タイ							✓
米国					✓		
ベトナム						✓	

- * (a) 保存
- (b) 応用
- (c) 普及
- (d) その他の役割
- (e) 場合による。一般化できない
- (f) 複数の役割
- (g) 不明

本調査の問 22 は、伝統的知識の利用及び保存に関する活動における先住民女性の役割を調査しようとするものである。この問に対する各回答は、場合により、一般化できない(6カ国)、不明(4カ国)、あるいは先住民女性は複数の役割を持っている、とするものが大半であったため、これらの回答からは内容のある情報を得ることはできない。

III 結論

本調査を完了し、回答を提出した 17 の加盟国・地域の結果から以下のことがわかる。

- a) 伝統的知識の重要性は各加盟国・地域で認識されており、その喪失が懸念されている。ほとんどの国・地域は伝統的知識の保存を最重要の問題の 1 つとみなしており、保存のための戦略の策定を進めている。こうした活動には、博物館や遺産センターの設立、先住民言語の保存(アーカイブ、学校での授業、辞書など)、国、地方又は地域の伝統、伝説、歌の実演の推進、関連する伝統的知識のある生物資源の保護、伝統的知識に関する一部の情報を提供しないようにするための先住民社会間の協定、伝統的知識の登録簿の作成などがある。
- b) ほぼすべての加盟国・地域において、既存の知的財産制度を用いるか独自制度を実施するかのいずれかの方法で伝統的知識が保護されている。
独自制度が定められていない国・地域においては、既存の知的財産制度が必要な要件を満たす場合には、既存の知的財産制度(著作権、特許、商標、営業秘密など)が用いられている。さらに、伝統的知識を文書として記録してその文書を先行技術として用い、特許性の基準を満たさない特許の付与を防ぐことや、先住民技術の無許可の複製が報告された場合に、現行法をそうした事例に適用することを通じて伝統的知識を保護している国もある。こうした制度は一定の保護には役立つものの、一部の国・地域からは、場合によってはこれらの規制ではカバーできない部分があり、十分な保護が得られないという問題が報告されている。
伝統的知識の保護のための独自制度のある国は、様々な方法で保護を実現している。つまり、その伝統的知識が公有に属するものでない場合には無許可の利用から保護すること、先住民の文化的・知的権利に対する完全な所有権及び関連する伝統的知識のある植物や遺伝資源に対する文化的・知的権利を認めること、先住民に由来するものと誤解させるような方法で工芸品や先住民芸術が商業利用されることから保護すること、などである。
- c) CBD の規定に従い、伝統的知識や遺伝資源を利用するためのアクセス許可を与えるには、事前の情報に基づく同意が必要である。CBD では資源の提供者が事前の情報に基づく同意を与えなければならないと定めているが、各国の回答をみると、資源提供者は先住民であると理解されている場合もあれば、地方又は国の当局であるとされている場合もあることがわかる。加盟国・地域の中でも、先住民(場合によっては先住民の組織の代表者を通じて)、関係政府機関、個人の所有者(資源が私有地にある場合)など、様々な集団がこの要件について許可を与えている。
- d) 遺伝資源へのアクセスの規制について本調査を分析すると、1 つの国・地域の中に規制やアクセス制度を所管する当局が幅広く存在することがわかる。先に述べたとおり、これは、一部の資源が 2 つ以上の当局の管轄となるためでもある。役割の重複、手続きの長期化や複雑化、必要な要件や手続き自体のあいまいさ、申請コストの上昇を防ぐため、加盟各国・地域はこれらの問題を考慮する必要がある。

- e) 大部分の国・地域には伝統的知識に関するデータベースが存在するか、記録を整理する過程にある。これらのデータベースは様々な組織や機関が運営しており、主なものとして、政府機関、大学、民間企業のパートナーシップ、各種政府機関(知的財産当局や植物品種保護当局など)、先住民社会などがある。伝統的知識に関する情報を収集する独自のデータベースがない国・地域もある。その一方、こうした情報は、それぞれの機関や組織が管理する各種データベースで普及されている。
- f) ほぼすべての国・地域が伝統的知識の記録やこの情報のデータベースでの体系化を進めていると報告したが、一部には、伝統的知識の情報へのアクセスが容易になることによって生じ得る問題や、伝統的知識を記録することには不正使用のリスクが伴うことに懸念を示す国・地域もあった。この意味で、先住民の人々に既に知られている遺伝資源の性質や利用が第三者から主張されている場合に、伝統的知識の無断利用や不正使用、知的財産権(特に特許)の付与を防ぐために、データベースを通じて入手できる伝統的知識に関する情報の利用やこれへのアクセスに関するガイドラインを策定することを検討することが重要になる。
- g) 本調査の分析から、伝統的知識の保護や遺伝資源へのアクセスに関する制度の実施における加盟各国・地域の進捗状況は一様でないことがわかる。既に国内規制を策定し、実施している国・地域もある一方で、法律を準備している最中の国・地域もある。そのため、この問題に関する経験を多く持つ国・地域と、これらの問題の検討を始めたばかりの国・地域との協力を強化することは一考に値する。また、本報告書は 17 の加盟国・地域のデータを分析したものであり、本調査に回答していない 4 カ国のデータはないことに注意する必要がある。

IV 用語集

ABS	アクセスと利益配分
AUS	オーストラリア
CBD	生物多様性条約
CDA	カナダ
CITES	絶滅の恐れのある野生動植物の種の国際取引に関する条約
COP	生物多様性条約締約国会議
CT	台湾
FAO	国連食糧農業機関
GR	遺伝資源
HKC	香港(中国)
IGC	WIPO 政府間委員会
ILO	国際労働機関
INA	インドネシア
IP	知的財産
IPR	知的財産権
ITPGRFA	FAO 食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約
JPN	日本
MEX	メキシコ
NZ	ニュージーランド
PE	ペルー
PIC	事前の情報に基づく同意
R&D	研究開発
PNG	パプアニューギニア
PRC	中華人民共和国(中国)
RP	フィリピン
ROK	韓国
SIN	シンガポール
SCP	WIPO 特許法常設委員会
TCE	伝統的文化表現
THA	タイ
TK	伝統的知識
TRIPS	知的所有権の貿易関連の側面に関する協定
UPOV	植物新品種保護国際同盟
US	米国
VN	ベトナム
WIPO	世界知的所有権機関
WTO	世界貿易機関

【注】

- 1 2001年11月にFAO総会によって採択された法的拘束力のある合意
- 2 CBDは1993年に発効し、ITPGRFAは40番目の加盟国の批准後、2004年6月に発効した。2002年にCBDの第6回締約国会議は、各国によるアクセスに関する規制の策定を促進するため、アクセスと利益配分に関するボン・ガイドラインを採択した。
- 3 本調査に回答した国・地域は、オーストラリア、カナダ、香港(中国)、中国、インドネシア、日本、韓国、メキシコ、ニュージーランド、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、米国、ベトナムである。
- 4 WIPO(1999年)「伝統的知識の保有者における知的財産権の必要性及び期待」、WIPO。実情調査委員会(1998年～1999年)報告書、WIPO、ジュネーブ(出版番号768E)。
- 5 先住民の言語、医学及び治癒療法に関する知識、歌、舞踊、物語、神話、パフォーマンス、手工芸品、テキスタイルデザインなど。
- 6 本調査へのカナダの回答は、カナダ遺産省が後援して2008年10月20～21日にノルウェーのトロムセで開催され、北極圏の国々や先住民が一堂に会してベストプラクティスを共有し、共通の利益に関するネットワークを構築し、言語の保存及び普及促進の分野での国際協力を促進する、北極圏先住民言語シンポジウムに言及している。
- 7 本調査において、メキシコは集団的生物資源プログラムの目的を詳述しており、それは以下のとおりである。
 - a)集団的な生物資源の社会的使用と持続可能な管理のプロセスを支援するために、基礎・応用研究及び関連する技術に関するプロジェクトを特定し、計画すること。
 - b)生物多様性の革新的な生息域内保全、その持続可能な管理及び市場の視点を持った製品やサービスの開発のために、伝統的知識及び慣行の共同所有を促進すること。
 - c)共同所有のプロセスと持続可能な生物資源に関する公共政策の策定及び妥当性において、生物学的、地理的及び文化的に質の高い情報の利用を促進すること。
- 8 実例に関する詳細な情報は、本調査(問4)に対するフィリピンの回答を参照のこと。
- 9 国家文化芸術委員会に関する詳細な情報については、問4への回答の脚注3を参照のこと。
- 10 原住民族伝統知的創作保護条例第3条。
- 11 本調査の問3に対する米国の回答には、ニューイングランドにおける漁業の知識は各世代の漁師間で共有されたが、漁業の衰退を調査する研究者によっても研究されたことが詳述されている。農村においても、農村内だけでなく、農産物品評会や農業団体を通じて農村の外部とも情報を共有し、また、各種の媒体に知識を記録して自分たちの伝統的知識を保存している。
- 12 インドにおける先住民の知識とその保護(Trading in Knowledge 173ページに収載)。
- 13 本調査へのオーストラリアの回答(問11)を参照。Bulun Bulun vs R & T Textiles事件(1998年)
- 14 本調査の問12に対するオーストラリアの回答は、地域社会内における先住民文化の維持と継続的な発展を支援し、文化的場所や遺産の保存や保護に役立つ以下のようなプログラムがあることを指摘している。
 - －国内美術工芸産業支援プログラム(National Arts and Crafts Industry Support Program)
 - －先住民文化支援プログラム
 - －先住民視覚芸術特別活動(Indigenous Visual Arts Special Initiative)
 - －オーストラリア文化大臣評議会(Australian Cultural Ministers Council)

－ワーキングオンカントリー・プログラム(Working on Country Program)
－先住民遺産プログラム
－先住民保護地域プログラム
－先住民言語保護・記録プログラム(Maintenance of Indigenous Languages and Records Programs)
各取り組みに関する詳細については、オーストラリアの問 12 に対する回答を参照のこと。

15 先住民の伝統的文化表現を基にした新たなメディア、パフォーマンス、音楽、視覚芸術、文学の動向。

16 香港(中国)は、漢方医学に関する登録特許(公報第 1102089 号、第 1076751 号及び第 1068279 号)に言及している。

17 詳細な情報については、本調査へのメキシコの回答(問 11)を参照のこと。Arte Seri の事例。

18 詳細な情報については、本調査へのメキシコの回答(問 11)を参照のこと。オリナラ及びテキーラの事例。

19 法律第 27811 号第 42 条

20 研究技術省、工業省、技術評価応用庁、農業省、環境省、文化観光省、インドネシアの科学機関及び一部の大学。

21 CBD 第 15 条

22 問 5 に対するカナダの回答をみると、農業セクターでは、作物遺伝資源へのアクセスの慣行は家畜遺伝資源や農業用微生物、種分類学標本などへのアクセスとは異なることがわかる。FAO の ITPGRFA には、作物遺伝資源の ABS に関する多国間システムが規定されている。家畜の場合、アクセスはほぼ例外なく契約によって提供される。林業セクターには生息域外の森林遺伝資源へのアクセス許可の慣行がある。例については問 5 への回答全文を参照のこと。

23 この共通制度は、アンデス共同体の全加盟国(ボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルー)に適用される。

24 問 6 への米国の回答では、共同研究開発契約について、「1 ないし複数の連邦研究機関と 1 ないし複数の非連邦当事者の間の契約で、これに基づいて、当該研究機関の任務と一致する指定の研究又は開発活動の実施のために、政府はその研究機関を通じて職員、役務、施設、設備その他の資源を有償又は無償で提供し(非連邦当事者への資金提供は行わない)、非連邦当事者は資金、職員、役務、施設、設備その他の資源を提供する」と定義している。

25 例えば、牛肉遺伝子技術(Beef Genetic Technologies)、革新的穀物製品(Innovative Grain Products)や分子植物育種(Molecular Plant Breeding)の各共同研究センター。

26 創新科技基金(Inovation and Technology Fund:ITF) (<http://www.itf.gov.hk/>) は創新科技署(Inovation and Technology Commission)が運営する基金で、バイオテクノロジー産業の向上に寄与する各種のバイオテクノロジー施設や応用研究開発プロジェクトの設置に資金支援を提供することにより、香港経済の付加価値、生産性及び競争力を高めることを目的とする。

27 第 15 条:遺伝資源の取得の機会

1. 各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を有するものと認められ、遺伝資源の取得の機会につき定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属し、その国の国内法令に従う。
2. 締約国は、他の締約国が遺伝資源を環境上適正に利用するために取得することを容易にするような条件を整えるよう努力し、また、この条約の目的に反するような制限を課さないよう努力する。
3. この条約の適用上、締約国が提供する遺伝資源でこの条、次条及び第 19 条に規定するものは、当該遺伝資源の原産国である締約国又はこの条約の規定に従って当該遺伝資源を獲得した締約国が提供するものに限る。
4. 取得の機会を提供する場合には、相互に合意する条件で、かつ、この条の規定に従ってこれを提供する。

5. 遺伝資源の取得の機会が与えられるためには、当該遺伝資源の提供国である締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、事前の情報に基づく当該締約国の同意を必要とする。
6. 締約国は、他の締約国が提供する遺伝資源を基礎とする科学的研究について、当該他の締約国の十分な参加を得て及び可能な場合には当該他の締約国において、これを準備し及び実施するよう努力する。
7. 締約国は、遺伝資源の研究及び開発の成果並びに商業的利用その他の利用から生ずる利益を当該遺伝資源の提供国である締約国と公正かつ衡平に配分するため、次条及び第 19 条の規定に従い、必要な場合には第 20 条及び第 21 条の規定に基づいて設ける資金供与の制度を通じ、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。その配分は、相互に合意する条件で行う。

28 第 8 条:締約国は、可能な限り、かつ、適切な場合には、次のことを行う。

j) 自国の国内法令に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する伝統的な生活様式を有する原住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣習を尊重し、保存し及び維持すること、そのような知識、工夫及び慣習を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励すること。

29 ワーキングオンカントリー・プログラム、先住民遺産プログラム、先住民保護地域プログラム、先住民文化支援プログラム、先住民言語保護・記録プログラム

30 この問題についてメキシコは、いくつかの進展は報告されているものの、保存された生殖細胞質や生み出された知識の利用によって生じる利益への農民の関与に関してやるべきことがまだ多く残っていると考えている。

31 問 18 に対するメキシコの回答には、第 15 条の実施に際して同国が直面する重大な制約が指摘されている。特に、提供国と配分すべき利益を生み出す遺伝資源へのアクセス、その利用や開発が、国境を越えて行われることによるものである。そのためメキシコは、遺伝資源へのアクセスに関するモニタリングや国内法の実施における各国間の連携を効果的に支援する、より具体的で拘束力のある措置を求めて、国際協議機関を強力に支持してきた。

32 この法律の実施に当たり、国内当局である INDECOP は、この法律の内容をはじめ伝統的知識の保護や遺伝資源へのアクセスに関する問題を先住民社会に普及するためのワークショップを実施している。

33 <http://www.cbd.int/convention/parties/list/>

34 台湾は問 20 への回答として、原住民族委員会が 2008 年に設立した南太平洋島嶼民フォーラム(South Pacific Islander Forum、このフォーラムの目的については、本調査の問 20 を参照のこと)のメンバーであり、また、文化建設委員会(Council of Cultural Affairs)の文化遺産管理本部(Headquarters for Administration of Cultural Heritage: HACH)を通じて以下の団体の会員となっている、としている。

- ICOMOS:国際記念物遺跡会議
- ICOM:国際博物館委員会
- IIC:国際文化財保存学会
- AAM:アメリカ博物館協会
- AIC:アメリカ保存学会(American Institute for Conservation)
- JSCCP:文化財保存修復学会

35 カナダは問 20 への回答として、国の管轄区域を越える海洋生物多様性の保全と持続可能な利用に関する問題について南極条約協議国が検討を行う国連の非公式オープンエンド特別作業部会に参加していることに言及している。

36 この問題に関する詳細な情報について、ペルーは 2005 年に WTO に提出された文書、IP/C/W/447 に言及している。

(13) インドの生物多様性条約の国内的実施と生物資源アクセス規制*

1. 背景：日本とインドとのバイオ関連分野における貿易関係

1993年12月の生物多様性条約（CBD: Convention of Biological Diversity）¹発効以来、インドはその国内的実施措置としていくつかの立法措置を執ってきた²。その中の一つとして、2002年12月に可決成立した「生物多様性法（BDA: the Biological Diversity Act）」が挙げられる³。このBDAという法律は主として、外国の個人、機関、企業等による生物遺伝資源並びに関連する知識へのアクセスと、これら資源や知識の使用から生じる利益の配分の規制をその内容としている。

インドの経済は、近年7~9%の高い成長率を達成してきた。その成長の要因は、サービスやITなど重点産業への強化にある。インドのバイオ産業については、インド連邦政府は人材の育成、研究インフラの構築、制度補助金等各種のバイオ産業振興策を実施してきた⁴。生物資源に関して、世界のトップ12のメガダイバシティー国家の一つであるインドは、自国の豊富な生物遺伝資源の提供国として、外国企業等との共同研究調査や商業的利用等を通じて、生物遺伝資源の利用の促進を企図している。

2. インドにおける生物遺伝資源の法的規制として生物多様性法と施行規則

このように、インドでは CBD の国内的実施のためにインドの生物資源に対するアクセスと利益配分に関する国内法として BDA を 2002 年 12 月に制定し、さらにその 2 年後の 2004 年 4 月にはその実施のため手続き規則として「生物多様性規則（Biological Diversity Rules 2004）」を発効させた。BDA とその実施規則によって運用されるこの法制度は、生物遺伝資源や関連する伝統的知識へのアクセス規制だけでなく、とりわけターメリック、ニーム、バスマティ米といったインド固有種に関するバイオパイラシー（Bio-Piracy:生物学的収奪行為）を背景として知的財産権に関する規定も内容としている⁵。また、この 2 つの文書による法制度の特

* 筆者：最首太郎（独立行政法人水産大学校 水産流通経営学科 講師）

¹ 1992年12月に発効した多数国間環境保護条約の一つ。生物多様性の保全、持続可能な利用とその利用から生じる利益の公正均衡的な配分を目的とする。この目的のため生物遺伝資源に関する国家の主権的権利を規定し、これに基づき、資源提供国側は生物遺伝資源アクセス並びに利益配分に関する国内の立法措置を執ってきた。生物遺伝資源の法的地位に関しては拙稿「遺伝資源の規制と生物多様性の保全—国連の環境政策における環境と開発の相克—」

（国際連合の紛争予防・解決機能）（比較法研究所研究叢書57）第7章 pp.223-251、平成14年4月、中央大学出版部）を参照せよ。

² インド政府は生物遺伝資源にかかるインドの国益を保護し、先進国側の特許制度によるバイオパイラシーを防止、抑制するために、これまでに3つの法案を可決成立させてきた。それらは、1999年の特許法改正案（the Patents Amendment Bill）、2000年に制定された植物多様性保護・農民法（the Plant Variety Protection and Farmer's Rights Act）、そして2002年12月に可決成立した生物多様性法（BDA: the Biological Diversity Act）である。

³ BDA に関しては拙稿「インド議会両院による生物多様性法の可決—国益保護と外国によるバイオパイラシー防止のための法整備—」、バイオサイエンス&インダストリー、vol.161 No.7 2003を参照せよ。

⁴ 2007年9月21日、バイオジャパン2007（パシフィコ横浜）、生物資源セッション「アジアの生物資源戦略—巨竜・中国及び巨象・インドと日本の共栄のシナリオ」、経済産業省八山幸司氏の講演「中国・インドと連携して目指す我が国バイオ産業の発展」より引用。

⁵ 特許に関しては、2004年に特許法を改定し、インドの生物資源を用いた特許出願に際してはその生物素材及び伝

徴の一つに、国家、州、地方のレベル3段階の構造での生物資源の規制管理方式と、さらに中央政府レベルでの「国家生物多様性総局（NBA: National Biodiversity Authority）」という実体をもった機関の存在がある⁶。

3. 生物多様性法の実施機関としてのNBAの機能

BDAの実施のための機関として、中央政府レベルで創設されたNBAはインド南部の商業都市チェンナイにその本部を置き、議長1名、職権メンバー10名等、民間メンバー5名で構成され、いずれも中央政府によって任命される（BDA第8条）。職権メンバーは、環境、森林、農業リサーチ、海洋開発、農業協力、医療等を担当する省庁代表、民間メンバーは生物多様性分野の専門家・科学者、産業界代表、生物資源保全者、生物資源関連知識保有者を含む（第8条）。インド整理公債基金からの支出を財源とし（第17条）、後述4にある申請に対する審査、承認を職務とする。また、資源アクセスと利益配分のためのガイドラインを設定する権限が与えられている（第18条）。さらに、インドで取得した生物資源やこれに関連する知識に関してインド以外の国における知的財産権付与に対抗するために必要な手段をとることができる（第18条）⁷。

4. 法制度実施以後の申請例

NBAが取り扱う許可申請は次の4つに分けられ、それぞれ実施規則に規定される申請様式（Form）に従うものとされる。これまでの申請承認例を類型化すると次のようなものになる。

(1) Form I型:研究調査又は商業目的の生物資源アクセス申請(BDA第3条1項 規則第14条)

いわゆる「外国人」（BDA第3条2項にいうインド公民でないもの、インド公民であって非居住者）がインドで産する生物資源またそれに関連する知識にアクセスする場合、施行規則14条第1項に基づきNBAにアクセス承認を求める。

施行規則実施以後2008年3月までのところ承認された申請件数は15を数える。合意締結された例は7件である。手続き途中で申請撤回された例は27件である。したがって、年平均6、7件の申請を受け、そのうち35.7%が承認されたことになる。国別申請数の比較では、スリランカ、日本、オーストラリア、チェコ、フランスがそれぞれ1件であるの対して、スイスが2

統的知識の出所開示を義務化した。National Conference on Agrobiodiversity February 12-15 2006, pp. 4-5

⁶ CBDの国内的実施のための立法措置の例は、CBD発効当初のフィリピンの大統領令第247号から近年のオーストラリアの州法の例まで数多いが、それらはすべて関連省庁間の行政制度上の存在であり、インドの例に見るような実体的機関ではない。

⁷ 他方で、州レベルでは州生物多様性評議会（SBB: State Biodiversity Boards）が設置された。議長1名、州政府が任命する州政府の関係部局を代表する職権メンバー5名以内並びに、資源利用、利益配分に関する専門家5名以内のメンバーから構成される（第22条）。SBBはインド人による商業目的のための遺伝資源へのアクセスに関連する事項について承認権限を有し（第23条）、生物多様性の保全、持続可能な利用、衡平な利益配分に反する活動を規制する（第24条）。SBBは州整理公債基金からの支出によって運営される。また、地方自治体レベルでは、生物多様性管理委員会（BMC: Biodiversity Management Committees）が設置された。すべての地方自治体は生物多様性の保全、持続可能な利用及び文書化（documentation）を目的として、BMCをその地域内に設置することになっている（第41条）。

件、ドイツが3件、イギリスが9件であり、イギリスが突出している。

(2) Form II型：調査結果の移転申請（BDA第4条1項、規則第17条）

何人も「非インド人（インド公民でない者、インド公民であつて非居住者）」、外国企業、機関に対してインド産の生物資源に関する調査研究成果を金銭的対価をもつて移転する場合には、NBAの承認を必要とする。

施行規則実施以後2008年3月までのところ承認された申請件数は4件を数える。合意締結された例は4件で、それらのすべてが合意されたことになる。ただし、2007年度以降の申請例はない。

(3) Form III型：知的財産権申請許可（BDA第6条1項、規則第18条）

生物資源に関する知的財産権は、それらの利用から生じる利益が衡平に配分されることを確保するために明らかにされなければならない。BDA6条はこの原則を強調している。インドの国内外を問わずインドで発見された生物資源に関する研究もしくは情報に基づくあらゆる発明についていかなる形態の知的財産権の申請を企図する者は、NBAによる事前の許可を得なければならない。NBAは許可を付与する代わりに、利益配分もしくは、ロイヤルティー、あるいはそのような権利の商業的利用から生じる金銭的利益に関する条件を課すことができる。21条はBDAの目的の一つである「利益配分」の決定を規定している。NBAは地域機関と協議の上、利益配分確保の条件を課すことができる⁸。

施行規則実施以後2008年3月までのところ承認された申請件数は226件を数える。手続き途中で撤回した例は24件、合意締結された例は9件である。申請承認件数が圧倒的に多い一方で、合意に達した例は比率的に少ない。

(4) Form IV型：第三者への移転（BDA第21条1項、規則第19条）

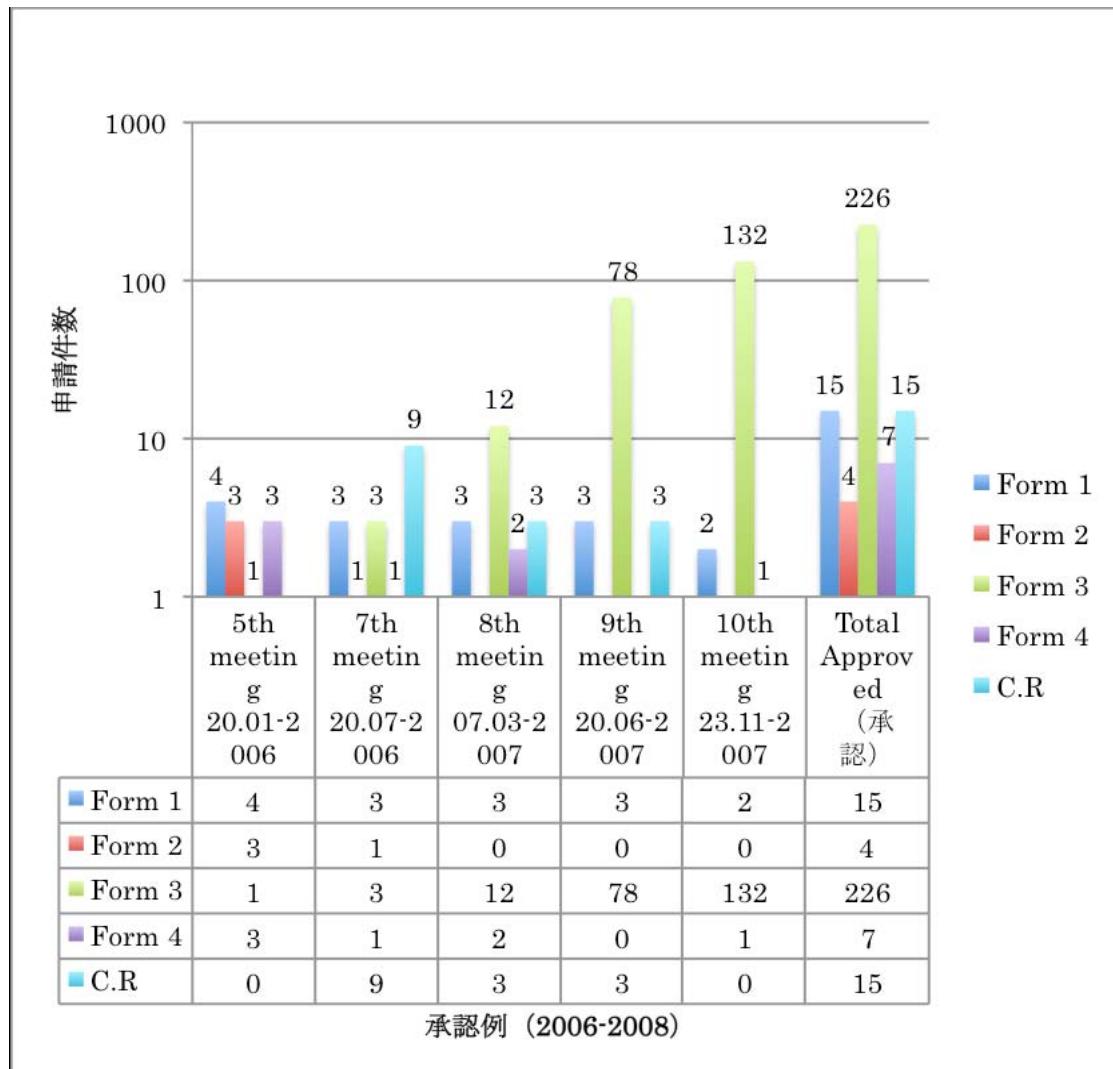
生物資源及び関連する知識へのアクセスを認められている者がアクセスを行った生物資源、又は知識をその他の者又は組織に移転する場合。

BDA第21条は、生物資源アクセスに対する承認を与えて以降の利益配分に関して、取引条件として金銭的利益の配分をNBAに供託することを定めている。

手続き途中での撤回4回を含めて11回の申請例のうち7件が承認されうち4件が合意締結されている。

⁸ National Conference on Agrobiodiversity February 12-15 2006, p.5

図 Applications to NBA⁹



5. BDAの適用除外としての「共同調査研究」と「通常取引される商品」

このような法制度の下、生物遺伝資源や伝統的知識へのアクセスの際の規制緩和措置として考えられるものが少なくとも 2 つある¹⁰。一つは、インドの研究機関等との共同調査研究を行う場合であり、二つ目は、商品として通常取引される生物資源の場合である。

(1) インドの研究機関等との共同調査研究を行う場合

この場合は BDA 第 5 条の適用を受ける。第 5 条は以下のとおりである。

⁹ <http://www.nbaindia.org/approvals/status> の統計資料に加えて、2008 年 3 月に現地調査訪問した際に配布された資料に基づく "Implementation of Biological Diversity Act & ABS through National Biodiversity Authority" と題されたプレゼンテーション原稿より作成。表中の C.R. は "Collaborative Research" 「共同研究」を指す。

¹⁰ これら以外では、地域住民並びに社会のインド国内の生物資源の利用のためのアクセスと、生物多様性の育成者と Voids と Hakims (インドの伝統医療) の生物資源利用は除外される(BDA 7 条)。

第 5 条【第 3 条及び第 4 条を適用しない共同リサーチ・プロジェクト】

インドの政府出資の研究機関及び他国の同様の研究機関などの研究機関間での生物資源またはそれに関連する情報の移転または交換に関わる共同リサーチ・プロジェクトが第 3 項に定める条件を満たす場合には、当該プロジェクトに対して第 3 条及び第 4 条の規定は適用しないものとする。

BDA 第 5 条に規定される共同研究調査には、第 3 条のアクセス許可も第 4 条の調査成果の移転に関する規定も適用されない。すなわち、政府系の機関と他国の同様の機関との間の生物資源の移転もしくは交換を含む共同調査プロジェクトは、NBA によるアクセス規制から除外される。共同調査研究規定の適用は中央政府が発行した「ガイドライン」¹¹に従うものとされ、中央政府の承認を得なければならない。2008 年 3 月の時点まで、15 件の申請例がある。そのほとんどは、植物種子に関する研究調査にかかわるものである¹²。

(2) 商品として通常取引される生物資源（Normally Traded Commodities）の場合
この場合は BDA 第 40 条の適用を受ける。第 40 条は以下のとおりである。

第 40 条【一定の生物資源を除外する中央政府の権限】

この法律中のいかなる規定にも関わらず、中央政府は国家生物多様性局と協議し、官報への告示により、商品として通常取引される生物資源を含む一定の品目に対してこの法律の規定の適用を除外することを宣言できる。

何が規制対象となるのかについては、2006 年 12 月に行われた日本・インドワークショップ以来の課題であるが、インド国内の環境省と貿易省との間の政策の整合性をとる必要から、対象品リストは未だに確定してはいない模様である。したがって、日本企業がインドからの関連する可能性のある品目を輸入する場合には、目下のところ、NBA に個別に直接問い合わせをするほかない¹³。

そもそも、BDA に基づいて関連商品の輸出入が規制されることになると、多数国間環境条約としての CBD に基づく環境保護を名目とした貿易制限措置とみなされ、貿易の自由化という WTO ルールとの抵触の可能性が懸念される。一方で、WTO 設立協定の前文には環境の保護・保全と並んで持続可能な開発目的に従った世界の資源の適当な利用が明文化されている。この場合、インドのこのような制度の目的が、環境保護や持続可能な資源開発に該当するのかどうかが問われる可能性がある。

¹¹ Ministry of Environment and Forests Notification, 8 November 2006

¹² 日本も”Giant Himalayan Lily”に関する 1 件がある。<http://www.nbaindia.org/approvals/status>

¹³ 2008 年 3 月現在、NBA の専門家委員会で対象品目リスト案を作成した。しかし、まだ中央政府に相談中であり、官報に掲載されるに至っていない。作成中のリスト案としては以下のとおり：

薬用植物関係（880 品目）、香料関係（149）、タバコ関係（1）、カシューナッツ関係（1）、コーヒー（1）等。

6. おわりに代えて

CBD が発効して 10 年余りの間にその国内的実施の目的で制定された国内法の例は多い。それらに共通する懸念は、CBD15 条 2 項に規定される生物遺伝資源の利用の促進につながるのであろうか、ということである。今回のインドの BDA の制定と施行規則の策定以後の申請件数と最終的に締結された合意件数の割合を概観してみると、次のとおりである。

全体の承認された申請件数に対する最終的に締結された合意件数は 267 件中 24 件で約 10 分の 1 である。この数字をどのように解釈すればよいのであろうか。将来的な商業開発を前提としたアクセス申請 (Form I) においては 15 件中 7 件、研究成果移転 (Form II) は、4 件中 4 件、成果物の第三者移転 (Form IV) に関しては 7 件中 4 件である一方で、一定の利益が期待できる知的財産権申請 (Form III) に対する合意協定の締結は 226 件中 9 件であり 4% にも満たない。これは利益配分に関する合意形成の困難さを示している。NBA は利益配分に関する条件を決定する権限を有している。しかし、決定のための基準は必ずしも明らかではない。

外国人によるインド国内の生物遺伝資源の利用を促進するかしないかは、NBA の今後の経験とそれに基づく判断力によることになる。日本としては、インドとの交流を積み上げることにより、その ABS 制度の運営の実態について理解を深め、win-win 関係の構築の方策について模索することが必要と思われる。

	Form I	Form II	Form III	Form IV	TOTAL
承認件数	15	4	226	7	267
合意締結件数	7 (46.6%)	4 (100%)	9 (3.98%)	4 (57.1%)	24 (8.99%)

2008 年 3 月まで

(14) インド・生物多様性法 2002 年*

JBA 仮訳

法務省
(法制局)

ニューデリー、2003 年 2 月 5 日／(サカ歴) 1924 年マグハの月 16 日
以下の法律は 2 月 5 日に大統領よりの承認を受け、ここに公布する

生物多様性法 2002 年

(2003 年 2 月 5 日)
2003 年度第 18 号

条文目次

第Ⅰ章 序

1. 略称、範囲、始期
2. 定義

第Ⅱ章 生物多様性の取得機会の提供に関する規制

3. 国家生物多様性総局の承認を得ずに生物多様性に関連する活動を行うことのできない者
4. 国家生物多様性総局の承認を得ずにリサーチの成果を移転してはならない相手
5. 第 3 条及び第 4 条を適用しない共同リサーチ・プロジェクト
6. 国家生物多様性総局の承認を得ない知的財産権の申請の禁止
7. 一定の目的のための生物資源の取得が、州生物多様性評議会への事前通告を要するとき

第Ⅲ章 国家生物多様性総局

8. 国家生物多様性総局の設置
9. 議長とメンバーの服務条件
10. 議長による国家生物多様性総局長官の兼任
11. メンバーの解任
12. 国家生物多様性総局の会合
13. 国家生物多様性総局の委員会
14. 国家生物多様性総局の職員及び従業員
15. 国家生物多様性総局の命令及び決定の認証
16. 権限委譲

* 原文は http://www.nbaindia.org/act/act_english.htm で閲覧可。(2009 年 2 月 26 日アクセス)

17. インド整理公債基金から支出される国家生物多様性総局の経費

第Ⅳ章 国家生物多様性総局の職務及び権限

18. 国家生物多様性総局の職務及び権限

第Ⅴ章 国家生物多様性総局による承認

19. 一定の活動を行うための国家生物多様性総局による承認

20. 生物資源又は知識の移転

21. 国家生物多様性総局による衡平な利益配分の決定

第Ⅵ章 州生物多様性評議会

22. 州生物多様性評議会の設置

23. 州生物多様性評議会の職務

24. 保全の目的に反する活動等を制限する州生物多様性評議会の権限

25. 第9条から第17条までの規定の州生物多様性評議会への修正適用

第Ⅶ章 国家生物多様性総局の財務、会計、及び監査

26. 国家生物多様性基金

27. 国家生物多様性基金の適用

28. 国家生物多様性総局の年次報告書

29. 予算、会計、監査

30. 年次報告書の議会への提出

第Ⅷ章 州生物多様性評議会の財務、会計、及び監査

31. 州政府から州生物多様性評議会への補助金

32. 州生物多様性基金

33. 州生物多様性評議会の年次報告書

34. 州生物多様性評議会の会計監査

35. 州生物多様性評議会の年次報告書の州議会への提出

第Ⅸ章 中央政府及び州政府の責務

36. 中央政府は生物多様性の保全等のための国家戦略、プラン等を策定する

37. 生物多様性保護地域

38. 絶滅危惧種を告示する中央政府の権限

39. 寄託機関を指定する中央政府の権限

40. 一定の生物資源を除外する中央政府の権限

第 X 章 生物多様性管理委員会

41. 生物多様性管理委員会の設置

第 XI 章 地方生物多様性基金

42. 地方生物多様性基金への補助金

43. 地方生物多様性基金の創設

44. 地方生物多様性基金の適用

45. 生物多様性管理委員会の年次報告書

46. 生物多様性管理委員会の会計監査

47. 生物多様性管理委員会の年次報告書の州自治区行政長官への提出

第 XII 章 雜則

48. 国家生物多様性総局は中央政府の指示に拘束される

49. 指示を与える州政府の権限

50. 州生物多様性評議会間の紛争の解決

51. 国家生物多様性総局及び州生物多様性評議会のメンバー、職員等は公務員とみなす

52. 申立て

53. 決定又は命令の執行

54. 善意で行った行為の保護

55. 罰則

56. 中央政府、州政府、国家生物多様性総局、及び州生物多様性評議会の指示又は命令への違反に対する罰則

57. 会社による違反

58. 裁判所の管轄に服し、保釈が禁止される違反

59. 他の法律に加えて効力を有する法律

60. 州政府に指示を与える中央政府の権限

61. 違反に対する裁判管轄権

62. 中央政府の規則を制定することの権限

63. 州政府の規則を制定することの権限

64. 行政規則を制定する権限

65. 障害を排除する権限

この法律は、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、及び生物資源並びに知識の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分について、並びにそれらに関係又は付随する事柄について定めるものである。

インドは、生物多様性及びこれに関連する伝統的並びに現代的な知識体系に富み、また

インドは、1992年6月5日にリオデジャネイロで署名された国連生物多様性条約の締約国であり、また

前記条約は1993年12月29日に発効しており、また

前記条約は、自国の生物資源に関する諸国の主権的権利を再確認しており、また

前記条約は、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、及び遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を主目的としており、また

遺伝資源の保全、持続可能な利用、及びその利用から生じる利益の衡平な配分について定めること、及び前記条約に効力を与えることが必要であるとみなされている。

よってインド共和国第53年議会は、法律で次のとおり定める：

第Ⅰ章 序

1. 【略称、範囲、始期】

- (1) この法律は2002年生物多様性法と称することができる。
- (2) この法律の対象範囲はインド全域に及ぶ。
- (3) この法律は、中央政府が官報への告示により指定する日をもって発効するものとする。ただし、この法律の個別の規定について個別の日を指定することができ、かかる規定中でこの法律の始期について言及されている場合には、その規定の発効についての言及と解釈する。

2. 【定義】

この法律では、文脈上別段の必要がある場合を除き、以下の定義を用いる。

- (a) 「利益主張者」とは、生物資源とその副産物の保全者と、かかる生物資源の利用に関連する知識と情報、かかる利用及び応用に付随する工夫及び慣行の作者及び保有者とをいう。
- (b) 「生物多様性」とは、あらゆる源泉に由来する生物及びそれらの複合した生態系の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。
- (c) 「生物資源」とは、現に利用されるか又は価値を有する可能性のある植物、動物及び微生物又はそれらの部分、それらの遺伝素材及び副産物（付加価値製品を除く）をいうが、ヒトの遺伝素材は含まない。

- (d) 「生物調査と生物利用」とは、何らかの目的での種、亜種、遺伝子、生物資源の構成要素及び抽出物の調査又は収集をいい、特性指摘、目録作成、及びバイオアッセイを含む。
- (e) 「議長」とは、国家生物多様性総局議長、又は場合によっては州生物多様性評議会評議会の議長をいう。
- (f) 「商業利用」とは、商業利用を目的とした生物資源の最終利用をいい、薬品、工業酵素、食品香料、芳香剤、化粧品、乳化剤、含油樹脂、着色料、抽出物、及び遺伝的介入を通じて作物並びに家畜を改良するために使用する遺伝子などを含むが、農業、園芸、養禽、酪農、畜産、又は養蜂における従来の育種又は伝統的な使用方法は含まない。
- (g) 「公正かつ衡平な利益配分」とは、第 21 条に基づき国家生物多様性総局が決定する利益配分をいう。
- (h) 「地方団体」とは、その名称を問わず、憲法第 243B 条第 1 項及び第 243Q 条第 1 項の意味における村会及び自治体をいい、村会又は自治体が存在しない場合は、憲法又は中央政府の法又は州法のその他の条項に基づいて設置される自治的な機関をいう。
- (i) 「メンバー」とは、国家生物多様性総局又は州生物多様性評議会のメンバーをいい、議長を含む。
- (j) 「国家生物多様性総局」とは、第 8 条に基づいて設置される国家生物多様性総局をいう。
- (k) 「所定の」とは、この法律に基づき作成される規則によって定められることをいう。
- (l) 「行政規則」とは、この法律に基づき作成される行政規則をいう。
- (m) 「リサーチ」とは、何らかの用途のための製品又は製法を策定するか又は変更するために、生物系、生物、又はそれらの派生物を利用する、生物資源又は技術的応用の研究又は体系的な調査をいう。
- (n) 「州生物多様性評議会」とは、第 22 条に基づき設置される州生物多様性評議会をいう。
- (o) 「持続可能な利用」とは、生物多様性の長期的な減少をもたらさない方法及び速度での生物多様性の構成要素の利用と、それによって現在及び将来の世代の必要と願望を満たすように生物多様性の可能性を維持することをいう。
- (p) 「付加価値製品」とは、動植物の部分又は抽出物を認知不可能かつ物理的に不可分な形態で含む可能性のある製品をいう。

第 II 章 生物多様性の取得機会の提供に関する規制

3. 【国家生物多様性総局の承認を得ずに生物多様性に関連する活動を行うことのできない者】

- (1) 第 2 項にいう者は、事前に国家生物多様性総局の承認を得ずには、リサーチのためか、商業利用のためか、又は生物調査及び生物利用のために、インドで産する生物資源又はそれに関連する知識を得てはならない。

- (2) 第1項に基づき国家生物多様性総局の承認を得ることが要求される者は次のとおり。
- (a) インド公民ではない者
 - (b) インド公民であって、1961年所得税法第2条第30項にいう非居住者である者
 - (c) 法人、組合、又は団体であって、
 - (i) インドで法人化又は登記がされていないもの、又は、
 - (ii) その時点で効力を有する何らかの法律に基づきインドで法人化又は登記がされており、その資本又は経営にインド人以外の者が参加しているもの。

4. 【国家生物多様性総局の承認を得ずにリサーチの成果を移転してはならない相手】

なんびとも、事前に国家生物多様性総局の承認を得ずには、インドで産するか又は金銭的対価もしくはその他をもってインドから得た生物資源に関連する何らかのリサーチの成果を、インド公民ではない者か、インド公民であって1961年所得税法第2条第30項に定義される非居住者である者か、又は法人もしくは団体であって、インドで法人化又は登記がされていないかあるいはその資本又は経営にインド人以外の者が参加しているものに対し、移転してはならない。

説明：本条の適用上、何らかのセミナーもしくはワークショップでのリサーチペーパーの発表又は知識の普及は、かかる発表が中央政府の発行する指針に沿ったものであれば、「移転」には含まない。

5. 【第3条及び第4条を適用しない共同リサーチ・プロジェクト】

- (1) インドの政府出資の研究機関及び他国の同様の研究機関などの研究機関間での生物資源又はそれに関連する情報の移転又は交換に関わる共同リサーチ・プロジェクトが第3項に定める条件を満たす場合には、当該プロジェクトに対して第3条及び第4条の規定は適用しないものとする。
- (2) 第1項にいう共同リサーチ・プロジェクトであってこの法律の始期及び発効の以前に締結された協定に基づくものを除き、すべての共同リサーチ・プロジェクトは、その協定の規定がこの法律又は第3項(a)に基づいて発行される指針の規定と相反する限りにおいて、無効とする。
- (3) 第1項の適用上、共同リサーチ・プロジェクトは次のとおりとする。
 - (a) 中央政府がこれについて発行した政策指針に従うものとする。
 - (b) 中央政府の承認を得るものとする。

6. 【国家生物多様性総局の承認を得ない知的財産権の申請の禁止】

- (1) なんびとも、インドから得た生物資源に関連する何らかのリサーチ又は情報に基づく発明について、その名称に関わらず何らかの知的財産権を、かかる申請の前に事前に国家生物多様性総局の承認を得ずには、インドの内外で申請してはならない。

ただし、特許を申請する場合には、関係特許当局による特許受理後から特許調印までの間

に、国家生物多様性総局の許可を得ることができる。

ただし、国家生物多様性総局は、同局に対して提出された許可申請の処分を、その受領の日から 90 日以内に決定するものとする。

- (2) 国家生物多様性総局は、本条に基づき承認を与える一方で、利益配分料又はロイヤルティ又はその両方を課すか、もしくはかかる権利の商業利用から生じる金銭的利益の配分を含む条件を付すことができる。
- (3) 本条の規定は、議会が制定した植物品種の保護に関する何らかの法律に基づく何らかの権利を申請する者には適用しないものとする。
- (4) 第 3 項にいう法律に基づき何らかの権利が付与される場合には、かかる権利を付与する関係当局は、その権利を付与する書類一部に裏書きを添えて国家生物多様性総局へ提出するものとする。

7. 【一定の目的のための生物資源の取得が、州生物多様性評議会への事前通告を要するとき】

インド公民か、又はインドで登記されている法人、組合、もしくは団体のなんぴとも、関係する州生物多様性評議会へ事前通告をした後でなければ、商業利用を目的として、又は商業利用のための生物調査と生物利用を目的として、生物資源を取得してはならない。

ただし、本条の規定は、生物多様性の育成者及び栽培者、並びに土地固有の医療を実施してきたヴァイド及びハキム等、その地域の住民及び地域社会には適用しないものとする。

第 III 章 国家生物多様性総局

8. 【国家生物多様性総局の設置】

- (1) 中央政府は、官報への告示により指定する日付をもって、この法律の目的のために、国家生物多様性総局と称する機関を設置するものとする。
- (2) 国家生物多様性総局は、前記の名称の法人とし、永続的継承権と公印を有し、動産と不動産の両方を取得、保有、及び処分する権限並びに契約を締結する権限を備え、また前記名称で訴え、訴えられるものとする。
- (3) 国家生物多様性総局は本部をチェンナイに置くものとし、また同局は、事前に中央政府の承認を得てインド国内の他の場所に事務所を設置することができる。
- (4) 国家生物多様性総局は、次のメンバーで構成するものとする。
 - (a) 議長は、生物多様性の保全と持続可能な利用、並びに利益の衡平な配分に関する事柄に適切な知識と経験を有する見識ある人物とし、中央政府が任命する。
 - (b) 職権メンバー3名を中央政府が任命する。そのうち1名は部族民問題を取り扱う省庁を代表し、2名は環境及び森林を取り扱う省庁を代表し、うち1名は林野庁長官補又は林野庁長官とする。

- (c) 職権メンバー7名を中央政府が任命する。それぞれ、次の事柄を取り扱う中央省庁を代表する。
 - (i) 農業リサーチ及び教育
 - (ii) バイオテクノロジー
 - (iii) 海洋開発
 - (iv) 農業協力
 - (v) 医療とホメオパシーに関するインド型システム
 - (vi) 科学技術
 - (vii) 科学産業リサーチ
- (d) 5名の民間メンバーを、生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用、並びに生物資源の利用から生じる利益の衡平な配分に関する事柄に特別な知識又は経験を有する専門家及び科学者、産業界の代表者、生物資源の保全者、作出者及びそれに関する知識の保有者の中から任命する。

9. 【議長とメンバーの服務条件】

職権メンバーを除く国家生物多様性総局の議長と他のメンバーの任期及び服務条件は、中央政府が定めるところによるものとする。

10. 【議長による国家生物多様性総局長官の兼任】

議長は、国家生物多様性総局の長官になるものとし、所定の権限を行使し、所定の責務を遂行するものとする。

11. 【メンバーの解任】

中央政府は、国家生物多様性総局のうち、次の一に該当すると考えるメンバーを解任することができる。

- (a) 破産者と判断された者
- (b) 背徳的行為で有罪を宣告された者
- (c) 身体的又は精神的にメンバーを努めることができなくなった者
- (d) その地位を濫用し、その者の職務の継続が公益を害するに至った者
- (e) メンバーとしての職務に不利益になるおそれのある金銭的又はその他の利害関係を持った者。

12. 【国家生物多様性総局の会合】

- (1) 国家生物多様性総局は、所定の時期及び場所にて会合を開くものとし、またその会合における事務処理については所定の手続規則（その会合における定足数を含む）に従うものとする。

- (2) 国家生物多様性総局の議長は、国家生物多様性総局の会合において議長を務めるものとする。
- (3) 何らかの理由で議長が国家生物多様性総局の会合に出席できない場合には、その会合に出席するメンバーによって選ばれた国家生物多様性総局のメンバーがその会合の議長を務めるものとする。
- (4) 国家生物多様性総局の会合で審議されるすべての問題は、出席し投票するメンバーの多数決で決定するものとし、投票結果が同数の場合は、議長が、又は議長が欠席の場合は議長を務める者が、第二票又は決定票を有し、これを行使するものとする。
- (5) その会合で決定される事柄に、直接か間接かもしくは個人的かに関わらず何らかの形で関係するか、又は利害関係を有するすべてのメンバーは、その関係又は利害関係の性質を開示するものとし、かかる開示の後、関係するか又は利害関係を有するメンバーはその会合に出席しないものとする。
- (6) 国家生物多様性総局のいかなる行為又は手続も、次の事柄のみを理由として無効となることはないものとする。
 - (a) 国家生物多様性総局の欠員、又はその設置の瑕疵、又は
 - (b) メンバーを務める者の任命の瑕疵、又は
 - (c) 事件の本案に影響しない、国家生物多様性総局の手続における変則性。

13. 【国家生物多様性総局の委員会】

- (1) 国家生物多様性総局は、農業生物多様性を取り扱う委員会を設置することができる。
説明：本項の適用上、「農業生物多様性」とは、農業に関する種及びその野生の類縁種の生物多様性をいう。
- (2) 第1項の規定を損なうことなく、国家生物多様性総局は、この法律に基づく同局の責務の効率的な遂行及び同局の職務の遂行に適すると考える数の委員会を設置することができる。
- (3) 本条に基づき設置される委員会は、適當と考えられる数の、国家生物多様性総局のメンバーではない者を選出するものとし、こうして選出された者は、その委員会の会合に出席しその議事に参加する権利を有するが、投票する権利は持たないものとする。
- (4) 第2項に基づき委員会のメンバーに任命された者は、委員会の会合出席に対し、中央政府が定める手当又は報酬を受領する権利を有するものとする。

14. 【国家生物多様性総局の職員及び従業員】

- (1) 国家生物多様性総局は、この法律に基づく同局の職務の効率的な遂行のために必要と考える職員及びその他の従業員を任命することができる。
- (2) 国家生物多様性総局のかかる職員及びその他の従業員の服務に関する任期と条件は、行政規則によって定めるものとする。

15. 【国家生物多様性総局の命令及び決定の認証】

国家生物多様性総局のすべての命令及び決定は、議長又は国家生物多様性総局がこれについて権限を付与する他のメンバーの署名によって認証されるものとし、国家生物多様性総局が作成するその他のすべての文書は、国家生物多様性総局がこれについて権限を付与するその職員の署名によって認証されるものとする。

16. 【権限委譲】

国家生物多様性総局は、書面による一般命令又は特別命令によって、その命令中で定められる条件があればそれに従って、国家生物多様性総局のメンバーか職員か又はその他の者に、必要とみなす権限及び職務でこの法律に基づくもの（第 50 条に基づく申立てを選択する権限及び第 64 条に基づく行政規則を制定する権限を除く）を委任することができる。

17. 【インド整理公債基金から支出される国家生物多様性総局の経費】

国家生物多様性総局のメンバーに対して支払う俸給及び手当、並びに国家生物多様性総局の職員及びその他の従業員に対してか又はこれに関して支払う俸給、手当、及び年金を含む国家生物多様性総局の事務経費は、インド整理公債基金から支出されるものとする。

第 IV 章 国家生物多様性総局の職務及び権限

18. 【国家生物多様性総局の職務及び権限】

- (1) 第 3 条、第 4 条、第 6 条にいう活動を規制すること、及び生物資源の取得機会の提供並びに公正かつ衡平な利益配分についての指針を行政規則として発行することを、国家生物多様性総局の責務とする。
- (2) 国家生物多様性総局は、第 3 条、第 4 条、第 6 条にいう活動を行うための承認を与えることができる。
- (3) 国家生物多様性総局は次のことができる。
 - (a) 中央政府に対し、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、及び生物資源の利用から生じる利益の衡平な配分に関する事柄に関して助言すること
 - (b) 州政府に対し、第 37 条第 1 項に基づく保護地域として告示すべき生物多様性に関して重要な地域の選定、及びかかる保護地域の管理のための手段に関して助言すること
 - (c) この法律の諸規定を実行するために必要となる他の職務を遂行すること。
- (4) 国家生物多様性総局は、中央政府に代わって、インドで取得した生物資源又はインドに由来する生物資源に関する知識に関して、インド以外の国における知的財産権の付与に対抗するために必要な手段を取ることができる。

第Ⅴ章 国家生物多様性総局による承認

19. 【一定の活動を行うための国家生物多様性総局による承認】

- (1) 第3条第2項にいう、リサーチのためか商業利用のためか又は生物調査と生物利用のためにインドで産する生物資源又はそれに関係する知識を得ようとするか、あるいはインドで産するか又はインドから得た生物資源に関するリサーチの成果を移転しようとする者は、国家生物多様性総局に対し、所定の様式で申請を行い、所定の料金を支払うものとする。
- (2) インド国内かインド国外かを問わず、第6条第1項にいう特許又はその他の形式の知的財産保護を求めて出願しようとする者は、所定の様式及び方法で、国家生物多様性総局に申請するものとする。
- (3) 第1項又は第2項に基づく申請を受け取り次第、国家生物多様性総局は、適切と思われる照会を行った後に、また必要な場合には、この目的のために設置された専門委員会と協議した後に、これについて制定された行政規則に従い、またロイヤルティによる料金の賦課を含む適切と思われる取引条件に従って、命令によって、許可を与えるか、又は書面に記載する理由でその申請を却下することができる。
ただし、かかる却下の命令は、影響を受ける者に聴聞の機会を与えることなく行ってはならない。
- (4) 国家生物多様性総局は、本条に基づき与えられるすべての承認について公示するものとする。

20. 【生物資源又は知識の移転】

- (1) 第19条に基づき承認を受けた者は、国家生物多様性総局の許可がある場合を除き、前記承認の対象である生物資源又はそれに関係する知識を移転してはならない。
- (2) 第1項にいう生物資源又はそれに関係する知識の移転を意図する者は、所定の様式及び方法で、国家生物多様性総局に対して申請を行うものとする。
- (3) 第2項に基づく申請を受け取り次第、国家生物多様性総局は、適切と思われる照会を行った後に、また必要な場合には、この目的のために設置された専門委員会と協議した後に、ロイヤルティによる料金の賦課を含む適切とみなされる取引条件に従って、命令によって、許可を与えるか、又は書面に記載する理由でその申請を却下することができる。
ただし、かかる却下の命令は、影響を受ける者に聴聞の機会を与えることなく行ってはならない。
- (4) 国家生物多様性総局は、本条に基づき与えられるすべての承認について公示するものとする。

21. 【国家生物多様性総局による衡平な利益配分の決定】

- (1) 国家生物多様性総局は、第19条又は第20条に基づき承認を与える一方、承認付与の前提となる取引条件が、かかる承認申請をする者と関係地方団体と利益主張者との間で相互に合意する条件に従って、取得機会の提供される生物資源、その副産物、その利用及び応用

に付隨する工夫及び慣行、並びにそれに関連する知識の利用から生じる利益が衡平に配分されるよう、確実を期すものとする。

- (2) 国家生物多様性総局は、これについて作成された行政規則に従って、次のすべて又はいずれかの方法で有効となる利益配分を決定するものとする。
- (a) 知的財産権の共同所有権限を国家生物多様性総局に付与、又は利益主張者が特定される場合にはかかる利益主張者への付与
 - (b) 技術の移転
 - (c) 生産、リサーチ、及び開発のユニットを利益主張者の生活水準向上に役立つ地域に設置
 - (d) 生物資源のリサーチと開発及び生物調査と生物利用への、インドの科学者、利益主張者、及び地域住民の参加
 - (e) 利益主張者の主張を支援するためのベンチャー・キャピタル・ファンドの設定
 - (f) 国家生物多様性総局が適當と考える金銭的補償及びその他の非金銭的利益の利益主張者への提供
- (3) 利益配分を通じて何らかの金額の支払いが命じられる場合には、国家生物多様性総局は、その金額を国家生物多様性基金に供託するよう命じることができる。

ただし、生物資源又は知識が特定の個人又は個人グループ又は組織からの取得機会の提供の成果であった場合には、国家生物多様性総局は、協定の条件に従い、また適切とみなされる方法で、その金額をかかる個人又は個人グループ又は組織へ直接に支払うよう命じることができる。

- (4) 本条の目的のため、国家生物多様性総局は、中央政府と協議して、行政規則で指針の枠組を定めるものとする。

第 VI 章 州生物多様性評議会

22. 【州生物多様性評議会の設置】

- (1) 州政府は、官報への告示により指定する日を発効日として、この法律の目的のために、_____ (州名) 生物多様性会議と称する州の会議を設置するものとする。
- (2) 本条中のいかなる規定にも関わらず、州生物多様性評議会は連邦準州について及び連邦準州に関連しては設置されないものとし、その連邦準州については国家生物多様性総局が州生物多様性評議会の権限を行使し職務を遂行するものとする。

ただし、連邦準州に関連して、国家生物多様性総局は本項に基づくその権限又は職務の全部又は一部を、中央政府が指定する者又は者のグループに委任することができる。

- (3) この会議は、前記の名称の法人とし、永続的継承権と公印を有し、動産と不動産の両方を

取得、保有、及び処分する権限並びに契約を締結する権限を備え、また前記名称で訴え、訴えられるものとする。

- (4) この会議は、次のメンバーで構成するものとする。
 - (a) 議長は、生物多様性の保全と持続可能な利用、並びに利益の衡平な配分に関する事柄に適切な知識と経験を有する見識ある人物とし、州政府が任命する。
 - (b) 州政府の関係部局を代表する職権メンバー5名以内を、州政府が任命する。
 - (c) 生物多様性の保全、生物資源の持続可能な利用、並びに生物資源の利用から生じる利益の衡平な配分に関する事柄の専門家の中から、5名以内のメンバーを任命する。
- (5) 州生物多様性評議会の本部は、州政府が官報への告示により定める場所に置くものとする。

23. 【州生物多様性評議会の職務】

州生物多様性評議会の職務は次のとおりとする。

- (a) 州政府に対し、中央政府が発行する指針に従って、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、及び生物資源の利用から生じる利益の衡平な配分に関する事柄に関して助言すること
- (b) インド人による生物資源の商業利用又は生物調査と生物利用について、承認を与えるか又はその他の要求をすることによって規制すること
- (c) この法律の諸規定を実行するために必要となるか又は州政府の定める、他の所定の職務を遂行すること。

24. 【保全の目的に反する活動等を制限する州生物多様性評議会の権限】

- (1) 第7条にいう活動を行おうとするインド公民又はインド国内で登記されている法人、団体又は組合は、州生物多様性評議会に対し、州政府の定める所定の様式で事前に通告するものとする。
- (2) 第1項に基づく通告を受け取り次第、かかる活動が生物多様性の保全及び持続可能な利用又はかかる活動から生じる利益の衡平な配分という目的を害するかもしくはこれに反すると考えるならば、州生物多様性評議会は関係する地方団体と協議し、適切と思われる照会を行った後に、命令によって、かかる活動を禁止又は制限することができる。

ただし、かかる命令は、影響を受ける者に聴聞の機会を与えることなく行ってはならない。

- (3) 第1項にいう様式で与えられた事前通告としての情報は、機密扱いにて保持するものとし、故意か否かを問わず、これに関係しないなんぴとも開示してはならない。

25. 【第9条から第17条までの規定の州生物多様性評議会への修正適用】

第9条から第17条までの規定は、州生物多様性評議会に適用されるものとし、次の変更を条件として効力を有するものとする。

- (a) 中央政府に言及する部分は、州政府に言及するものとして解釈する。
- (b) 国家生物多様性総局に言及する部分は、州生物多様性評議会に言及するものとして解釈する。
- (c) インド整理公債基金に言及する部分は、州整理公債基金に言及するものとして解釈する。

第VII章 国家生物多様性総局の財務、会計、及び監査

26. 【国家生物多様性基金】

議会によるこれについての法律に基づく適正な歳出配分承認の後に、中央政府は、この法律の目的のために使用するに適すると考える金額を、補助金又は貸付金の方法で国家生物多様性総局へ支払うことができる。

27. 【国家生物多様性基金の適用】

- (1) 国家生物多様性基金と称する基金を創設するものとし、これに対して次のような出資があるものとする：
 - (a) 第26条に基づき国家生物多様性総局へ支払われる補助金及び貸付金
 - (b) この法律に基づき国家生物多様性総局が受領するすべての料金及びロイヤルティ、及び、
 - (c) 中央政府が決定するその他の資金源から国家生物多様性総局が受領するすべての金額。
- (2) この基金は、次の事柄に利用されるものとする：
 - (a) 利益を利益主張者に振り向けること
 - (b) 生物資源の保全と振興、及びかかる生物資源又はそれに関連する知識の取得機会の提供地となった地域の開発
 - (c) 関係する地方団体と協議した上で、(b)にいう地域の社会経済開発。

28. 【国家生物多様性総局の年次報告書】

国家生物多様性総局は、各会計年度の所定の時期に所定の様式で、同局の年次報告書を作成して前会計年度中のその活動を十分に説明し、また監査済みの会計帳簿のコピーをそれに関する監査報告書とともに、所定の日以前に中央政府へ提出するものとする。

29. 【予算、会計、監査】

- (1) 国家生物多様性総局は、予算を作成し、適切な会計及びその他の関連する記録（国家生物多様性基金の会計及びその他の関連する記録を含む）を維持し、中央政府の定める所定の様式で、インド会計検査院長と協議して、年次決算報告書を作成するものとする。
- (2) 国家生物多様性総局の会計帳簿は、インド会計検査院長による会計検査を、同院長が指定する間隔で受けるものとし、かかる会計検査に関連して生じる支出は国家生物多様性総局

がインド会計検査院長へ支払うものとする。

- (3) インド会計検査院長及び国家生物多様性総局の会計検査に関する同院長が任命するその他の者は、インド会計検査院長が政府の会計の監査に関する有するのと同じ権利と特権と権限を有するものとし、またとりわけ、会計帳簿、計算書、関連の取引証票その他の書類及び日録の作成を要求し、また国家生物多様性総局のいずれの事務所をも検査する権利を有するものとする。
- (4) インド会計検査院長及びこれについて同院長が任命するその他の者によって認証された国家生物多様性総局の会計帳簿は、それに関する監査報告書とともに、毎年中央政府へ提出するものとする。

30. 【年次報告書の議会への提出】

中央政府は、年次報告書と監査報告書を、受領後直ちに議会の各院へ提出せしめるものとする。

第 VIII 章 州生物多様性評議会の財務、会計、及び監査

31. 【州政府から州生物多様性評議会への補助金】

州議会によるこれについての法律に基づく適正な歳出配分承認の後に、州政府は、この法律の目的のために使用するに適するとみなす金額を、補助金又は貸付金の方法で州生物多様性評議会へ支払うことができる。

32. 【州生物多様性基金】

- (1) 州生物多様性基金と称する基金を創設するものとし、これに対して次のような出資があるものとする：
 - (a) 第 31 条に基づき州生物多様性評議会へ支払われる補助金及び貸付金
 - (b) 国家生物多様性総局が支払う補助金又は貸付金
 - (c) 州政府が決定するその他の資金源から州生物多様性評議会が受領するすべての金額。
- (2) 州生物多様性基金は、次の事柄に利用されるものとする：
 - (a) 保護地域の管理と保全
 - (b) 第 37 条第 1 項に基づく告示によって経済的に影響を受ける部分の人への補償又は回復の支援
 - (c) 生物資源の保全と振興
 - (d) 関係する地方団体と協議した上で、第 24 条に基づく命令に従ってかかる生物資源又はそれに関連する知識の取得機会の提供地となった地域の社会経済的開発
 - (e) この法律によって授権される目的のために発生する経費への充当。

33. 【州生物多様性評議会の年次報告書】

州生物多様性評議会は、各会計年度の所定の時期に所定の様式で、当該会議の年次報告書を作成して前会計年度中のその活動を十分に説明し、そのコピー一部を州政府へ提出するものとする。

34. 【州生物多様性評議会の会計監査】

州生物多様性評議会の会計帳簿は、州の会計検査院長と協議して、所定の方法で維持され、かつ監査を受けるものとし、州生物多様性評議会は、監査済の会計帳簿のコピーをその監査報告書とともに、所定の日以前に、州政府に提出するものとする。

35. 【州生物多様性評議会の年次報告書の州議会への提出】

州政府は、年次報告書と監査報告書を、受領後直ちに州議会議院へ提出せしめるものとする。

第 IX 章 中央政府及び州政府の責務

36. 【中央政府は生物多様性の保全等のための国家戦略、プラン等を策定する】

- (1) 中央政府は、生物資源に富む地域の特定及びモニタリング、生息域内及び生息域外での生物資源の保全の奨励、生物多様性に関する認識を高めるためのリサーチ、訓練、公教育のためのインセンティブ付与のための手段を含む、生物多様性の保全及び振興及び持続可能な利用のための国家戦略、プラン、プログラムを策定するものとする。
- (2) 中央政府は、生物多様性、生物資源及び生息地に富むある地域について過剰利用、濫用又は軽視の脅威にさらされているとみなす理由がある場合には、関係する州政府に対し、提供の可能又は必要な技術その他の支援を提供して、すみやかに改善手段を取るよう指令を発するものとする。
- (3) 中央政府は、適当とみなされる場合には常に、可能な限り、生物多様性の保全、振興及び持続可能な利用を一本化し、関連する部門別又は部門にまたがるプラン、プログラム、及び政策に組み込むものとする。
- (4) 中央政府は、次の手段を取るものとする：
 - (i) 必要な場合には常に、生物多様性に悪影響を及ぼすおそれのあるプロジェクトについて、かかる影響を回避するか又は最小限にとどめ、また適切な場合にはかかる評価への市民参加を準備することを目的とした、環境影響評価のための手段
 - (ii) 生物多様性の保全及び持続可能な利用並びに人の健康に悪影響を及ぼすおそれのある、バイオテクノロジーにより改変された生物の利用及び放出に関わるリスクを規制、管理、又は制御するための手段。
- (5) 中央政府は、国家生物多様性総局の勧告に従い、生物多様性に関する地域住民の知識の地方、州、又は国レベルでの登録、及び特別の制度を含めたその他の保護のための手段を通

じて、かかる知識の尊重と保護に努力するものとする。

説明：本条の適用上、

- (a) 「生息域外保全」とは、生物多様性の構成要素をそれらの自然の生息地の外で保全することをいう。
- (b) 「生息域内保全」とは、生態系及び自然の生息地を保全し、並びに自然の生息環境において存続可能な種の個体群を維持し及び回復することをいい、飼育種又は栽培種については、当該種が特有の性質を得た環境において同様にすることをいう。

37. 【生物多様性保護地域】

- (1) その時点で効力を有する他の法律を損なうことなく、州政府は、隨時地方団体と協議し、生物多様性に関する重要な地域をこの法律に基づく生物多様性保護地域として官報で告示することができる。
- (2) 州政府は、中央政府と協議して、すべての保護地域の管理及び保全に関する規則の枠組を定めることができる。
- (3) 州政府は、かかる告示によって経済的に影響を受ける者又はその部分の人への補償又は回復のための機構の枠組を定めるものとする。

38. 【絶滅危惧種を告示する中央政府の権限】

その時点で効力を有する他の法律を損なうことなく、中央政府は関係する州政府と協議し、隨時、絶滅に瀕する種又は近い将来に絶滅のおそれのある種を絶滅危惧種として告示し、いかなる目的でもその収集を禁止又は規制し、またそれらの種の回復及び保護のための適切な措置を取ることができる。

39. 【寄託機関を指定する中央政府の権限】

- (1) 中央政府は国家生物多様性総局と協議し、さまざまな種類の生物資源について、この法律に基づく寄託機関となる研究機関を指定することができる。
- (2) 寄託機関は、そこに寄託される証拠標本を含む生物素材を安全な状態に保つものとする。
- (3) なんぴとかが発見した新しい分類群は、寄託機関又はこの目的のために指定される研究機関に通知するものとし、その者は証拠標本をかかる寄託機関又は研究機関へ寄託するものとする。

40. 【一定の生物資源を除外する中央政府の権限】

この法律中のいかなる規定にも関わらず、中央政府は国家生物多様性総局と協議し、官報への告示により、商品として通常取引される生物資源を含む一定の品目に対してこの法律の規定の適用を除外することを宣言できる。

第 X 章 生物多様性管理委員会

41. 【生物多様性管理委員会の設置】

- (1) すべての地方団体は、生息地の保護並びに在来種、伝承品種と栽培種、動物の飼育種と血統、及び微生物の保全、並びに生物多様性に関する知識の記録作成を含め、生物多様性の保全、持続可能な利用及び文書化を目的として、生物多様性管理委員会をその地域内に設置するものとする。

説明：本項の適用上、

- (a) 「栽培種」とは、栽培の中で作出され存続してきたか、又は栽培を目的として特に品種改良された植物品種をいう。
- (b) 「伝承品種」とは、農民の間で非公式に開発、栽培、及び交換された栽培用植物品種をいう。
- (c) 「在来種」とは、古代の農民及びその承継人によって栽培された原始的栽培種をいう。
- (2) 国家生物多様性総局と州生物多様性評議会は、生物多様性管理委員会の領域管轄内で発生する生物資源及びかかる資源に関する知識の使用に関して何らかの決定をするときには、当該生物多様性管理委員会と協議するものとする。
- (3) 生物多様性管理委員会は、その管轄領域内の地域で産する生物資源の商業目的での取得機会の提供又は収集を求める者から、それについて料金を徴収する方法で代価を賦課することができる。

第 XI 章 地方生物多様性基金

42. 【地方生物多様性基金への補助金】

州議会によるこれについての法律に基づく適正な歳出配分承認の後に、州政府は、この法律の目的のために使用するに適すると考える金額を、補助金又は貸付金の方法で地方生物多様性基金へ支払うことができる。

43. 【地方生物多様性基金の創設】

- (1) 何らかの自治体の機関が機能しているすべての地域に、地方生物多様性基金と称する基金を州政府の告示により創設するものとし、これに対して次のような出資があるものとする：
- (a) 第 42 条に基づき支払われる補助金及び貸付金
- (b) 国家生物多様性総局が支払う補助金又は貸付金
- (c) 州生物多様性評議会が支払う補助金又は貸付金
- (d) 第 41 条第 3 項にいう、生物多様性管理委員会が受領するすべての料金
- (e) 州政府が決定するその他の資金源から地方生物多様性基金が受領するすべての金額。

44. 【地方生物多様性基金の適用】

- (1) 第 2 項の規定に従うことを条件として、地方生物多様性基金の運営及び管理、並びにこの基金がこのような態様で適用されるべき目的は、州政府が定めることができる。
- (2) この基金は、関係する地方団体の管轄内の地域における生物多様性の保全のため、及びかかる利用が生物多様性の保全と両立する限りにおいて、地域社会の利益のために利用されるものとする。

45. 【生物多様性管理委員会の年次報告書】

地方生物多様性基金の管理を行う者は、各会計年度の所定の時期に所定の様式で、当該基金の年次報告書を作成して前会計年度中のその活動を十分に説明し、そのコピー一部を関係する地方団体へ提出するものとする。

46. 【生物多様性管理委員会の会計監査】

地方生物多様性基金の会計帳簿は、州の会計検査院長と協議して、所定の方法で維持され、かつ監査を受けるものとし、地方生物多様性基金の管理を行う者は、所定の日以前に、監査済の会計帳簿のコピーをその監査報告書とともに、関係する地方団体に提出するものとする。

47. 【生物多様性管理委員会の年次報告書等の州自治区行政長官への提出】

第 41 条 1 項に基づき生物多様性管理委員会を設置するすべての地方団体は、かかる委員会に関する、それぞれ第 45 条及び 46 条にいう年次報告書並びに監査済みの会計帳簿とその監査報告書とを、その地方団体の地域に管轄権を有する州自治区行政長官へ提出せしめるものとする。

第 XII 章 雜則

48. 【国家生物多様性総局は中央政府の指示に拘束される】

- (1) この法律の上記の規定を損なうことなく、国家生物多様性総局は、この法律に基づくその職務及び責務の遂行に際し、中央政府が当該局に対して隨時書面で与える政治問題に関する指示に拘束されるものとする。

ただし、国家生物多様性総局は、本項に基づく指示が与えられる前に、可能な限りその見解を表明する機会を与えられるものとする。

- (2) 中央政府の決定は、問題が政治に関わるものか否かを問わず、最終決定とする。

49. 【指示を与える州政府の権限】

- (1) この法律の上記の規定を損なうことなく、州生物多様性評議会は、この法律に基づくその職務及び責務の遂行に際し、州政府が当該会議に対して隨時書面で与える政治問題に関する指示に拘束されるものとする。

ただし、州生物多様性評議会は、本項に基づく指示が与えられる前に、可能な限りその見解を表明する機会を与えられるものとする。

- (2) 州政府の決定は、問題が政治に関わるものか否かを問わず、最終決定とする。

50. 【州生物多様性評議会間の紛争の解決】

(1) 国家生物多様性総局と州生物多様性評議会との間に紛争が生じた場合には、事例に応じて当該局又は評議会は、所定の期間内に中央政府へ申立てすることを選ぶことができる。

(2) 第1項に基づいて成されるすべての申立ては、中央政府の定める所定の様式で行うものとする。

(3) 申立ての処分取扱い手続は、中央政府の定める所定の手續とする。

ただし、申立ての処分の前に、両当事者に相当の聴聞の機会が与えられるものとする。

(4) 州生物多様性評議会間に紛争が生じた場合には、中央政府はその紛争を国家生物多様性総局に付託するものとする。

(5) 第4項に基づき紛争に裁決を下す際は、国家生物多様性総局は自然的正義の原則とするものとし、中央政府の定める所定の手續に従うものとする。

(6) 国家生物多様性総局は、本条に基づくその職務を遂行する目的のために、次の事項について、1908年民事訴訟手続法に基づき民事裁判所に与えられるものと同一の権限を有するものとする。すなわち；

- (a) 人を召喚しその出席を強制し、またその者を宣誓に基づき尋問すること
- (b) 書類の開示及び作成を要求すること
- (c) 宣誓供述書に基づく証拠を受理すること
- (d) 証人又は書類の尋問の命令を発行すること
- (e) その決定を審査すること
- (f) 法廷不出頭の申し立て (application for default) を却下すること又はそれを一方的に裁定すること
- (g) 法廷不出頭の申し立ての却下命令又は同局が一方的に認めた命令を保留すること
- (h) その他所定の事柄。

(7) 国家生物多様性総局にて扱われるすべての審理は、インド刑法第193条及び228条の意味において、また同法第196条の適用上、司法手続とみなされるものとし、また国家生物多様性総局は、1973年刑事訴訟法第195条及び第XXVI章のすべての適用上、民事裁判所とみなされるものとする。

51. 【国家生物多様性総局及び州生物多様性評議会のメンバー、職員等は公務員とみなす】

国家生物多様性総局又は州生物多様性評議会のすべてのメンバー、職員及びその他の従業員は、この法律のいずれかの条項に従って行為するか又はそれを意図して行為する場合には、イ

ンド刑法第 21 条の意味における公務員とみなすものとする。

52. 【申立て】

この法律に基づく国家生物多様性総局又は州生物多様性評議会の利益配分の決定又は命令によって権利を侵害された者は、事例に応じて国家生物多様性総局又は州生物多様性評議会の決定又は命令がその者に伝達された日から 30 日以内に、高等法院に申立てすることができる。

ただし、高等法院は、申立て人が前記の期間内に申立てを行うことを妨げられたと認める十分な理由がある場合には、60 日を越えない範囲で申立ての期間を延長することができる。

53. 【決定又は命令の執行】

この法律に基づき国家生物多様性総局又は州生物多様性評議会が行うすべての利益配分の決定又は命令、もしくは高等法院が申立てについて国家生物多様性総局又は州生物多様性評議会の決定又は命令に反して決定する命令は、事例に応じて国家生物多様性総局又は州生物多様性評議会の職員もしくは高等法院の補助裁判官によって発行される証明書に基づき、民事裁判所の判決とみなされるものとし、同裁判所の判決と同じ方法で執行されるものとする。

説明：本条及び第 52 条の適用上、「州生物多様性評議会」という表現には、第 22 条 2 項に基づく権限又は職務が同条ただし書きに基づいて委任される者又は者のグループを含み、本条に基づくかかる者又は者のグループに關係する証明書は、事例に応じて当該者又は者のグループによって発行されるものとする。

54. 【善意で行った行為の保護】

中央政府、州政府、中央政府の職員又は州政府の職員、あるいは国家生物多様性総局又は州生物多様性評議会のメンバー、職員もしくは従業員に対しては、善意で行った事柄、又はこの法律もしくはこの法律に基づいて定められる規則あるいは行政規則に基づいて行うことを意図した事柄については、訴訟、訴追、又はその他の法的手続は行わないものとする。

55. 【罰則】

- (1) 第 3 条、第 4 条、又は第 6 条の規定に違反するか、違反しようとするか、又は違反を教唆する者は、最大 5 年の有期刑、又は最高百万ルピーの罰金刑、又はその両方に処するものとし、惹起された損害額が百万ルピーを越える場合にはかかる罰金は惹起された損害額に見合ったものにすることができる。
- (2) 第 7 条、又は第 24 条 2 項に基づいて制定される命令の規定に違反するか、違反しようとするか、又は違反を教唆する者は、最大 3 年の有期刑、又は最高 50 万ルピーの罰金刑、又はその両方に処するものとする。

56. 【中央政府、州政府、国家生物多様性総局、及び州生物多様性評議会の指示又は命令への違反に対する罰則】

中央政府、州政府、国家生物多様性総局、又は州生物多様性評議会が与えた指示又はこれらが制定した命令であってこの法律に基づき個別に罰則が定められていないものに違反した者は、最高 10 万ルピーの罰金刑に、また 2 回目以降の違反の場合には最高 20 万ルピーの罰金刑

に、また継続的違反の場合にはその違反が継続する間、1日につき最高20万ルピーの加算罰金刑に処するものとする。

57. 【会社による違反】

- (1) この法律に基づく犯罪又は違反が会社によってなされた場合、その犯罪又は違反がなされた時点でその会社においてその会社の業務の実施について監督または責任を負っていたすべての者は、会社と並び、その犯罪又は違反について有罪とみなされるものとし、それゆえに訴追され罰則を課されるものとする。

ただし、本項中のいかなる規定も、かかる者が、その犯罪又は違反が同者の不知の間になされたこと、又はかかる犯罪又は違反の実行を防ぐために同者が十分に相当な注意を払ったことを証明する場合には、この法律に定める罰則を同者に課すことはないものとする。

- (2) 第1項中のいかなる規定にも関わらず、この法律に基づく犯罪又は違反が会社によってなされ、かつその犯罪又は違反がダイレクター、経営者、秘書役、又はその会社のその他の職員の側の同意又は黙認を得てなされたか、もしくは同者の側における不注意の責任であることが証明される場合には、かかる経営者、管理職、秘書役、又はその会社のその他の職員も、その犯罪又は違反について有罪とみなされるものとし、それゆえに訴追され罰則を課されるものとする。

説明：本条の適用上、

- 「会社」とは何らかの法人をいい、企業又はその他の個人の協同体を含む
- 企業との関連において「ダイレクター」とは、その企業の出資社員をいう。

58. 【裁判所の管轄に服し、保釈が禁止される違反】

この法律に基づく違反は裁判所の管轄に服し、保釈禁止とする。

59. 【他の法律に加えて効力を有する法律】

この法律の規定は、その時点で効力を有する森林又は野生生物に関する他の法律の規定に追加されるものとし、当該他の法律の規定の逸脱ではないものとする。

60. 【州政府に指示を与える中央政府の権限】

中央政府は、この法律の諸規定もしくはこの法律に基づき制定される規則又は行政規則又は命令をその州内で執行するに当たって、州政府に対して指示を与えることができる。

61. 【違反に対する裁判管轄権】

裁判所は、次の者によって告訴状が提出された場合を除き、この法律に基づく違反についての裁判権を持たないものとする：

- 中央政府、又は中央政府によってこれについての権限を授与された当局又は職員；又は
- かかる犯罪について及びその者の告訴を行う意思について、中央政府又は前記当局又は権

限を有する職員に対し所定の方法で 30 日以上前に通知を行った利益主張者。

62. 【中央政府の規則を制定することの権限】

- (1) 中央政府は、官報への告示によりこの法律の目的を実行するための規則を制定することができる。
 - (2) とりわけ、また上記権限の一般性を損なうことなく、かかる規則は下記の事柄の全部又は一部について定めることができる。すなわち；
 - (a) 第 9 条に基づく議長及びメンバーの服務条件
 - (b) 第 10 条に基づく議長の権限及び責務
 - (c) 会合における事務処理に関する第 12 条 1 項に基づく手続
 - (d) 第 19 条 1 項に基づく一定の活動を行うための申請の様式と料金の支払い
 - (e) 第 19 条 2 項に基づく申請を行う様式と方法
 - (f) 第 20 条 2 項に基づく生物資源又は知識の移転のための申請の様式と方法
 - (g) 第 28 条に基づく年次報告書を作成するべき様式及び各会計年度中の時期
 - (h) 第 29 条 1 項に基づく年次決算報告書を作成するべき様式
 - (i) 第 50 条に基づく申立てを選ぶことのできる期間及び様式、申立ての処分の手続、及び裁決の手続
 - (j) 第 50 条 6 項 (h) に基づく、国家生物多様性総局が民事裁判所の権限を行使できるその他の事柄
 - (k) 第 61 条 (b) に基づいて通知を行う方法
 - (1) 規則によって定めるべき、又は定めることのできるその他所定の事柄、あるいは規則によって規定されるべきその他の事柄。
- (3) 本条に基づいて制定されるすべての規則、及びこの法律に基づいて制定されるすべての行政規則は、制定後可能な限り早期に、開会中の議会各院に、合計 30 日間提出されるものとし、この期間は一つの会期である場合も、二つ以上の連続する会期の合算である場合もある。前記の会期又は連続する会期の直後の会期の終了以前に両院がこの規則又は行政規則あるいはその両方に修正を加えることで合意する場合、又は両院がこの規則又は行政規則を制定すべきではないことに合意する場合は、この規則又は行政規則は、以後、事例に応じて、かかる修正を施した形式においてのみ効力を有するか、あるいはまったく効力を有しないものとする。しかしながら、かかる修正又は取消しは、その規則又は行政規則に基づいてそれ以前になされた事柄の有効性を損なうことはないものとする。

63. 【州政府の規則を制定することの権限】

- (1) 州政府は、官報への告示によりこの法律の目的を実行するための規則を制定することができる。
- (2) とりわけ、また上記権限の一般性を損なうことなく、かかる規則は下記の事柄の全部又は一部について定めることができる。すなわち；

- (a) 第 23 条 (c) に基づく州生物多様性評議会が遂行するべきその他の職務
 - (b) 第 24 条 1 項に基づく事前の通告をするべきものとされる様式
 - (c) 第 33 条に基づく年次報告書を作成するべき様式及び各会計年度中の時期
 - (d) 第 34 条に基づく、州生物多様性評議会の会計帳簿の維持及び監査の方法、並びに監査済の会計帳簿のコピーをその監査報告書とともに提出すべき期限の日
 - (e) 第 37 条に基づく国の保護地域の管理と保全
 - (f) 第 44 条 1 項に基づく、地方生物多様性基金の運営及び管理の方法、並びに同基金が適用されるべき目的
 - (g) 第 45 条に基づく年次報告書の様式及び同報告書が作成されるべき各会計年度中の時期
 - (h) 第 46 条に基づく、地方生物多様性基金の会計帳簿の維持及び監査の方法、並びに監査済の会計帳簿のコピーをその監査報告書とともに提出すべき期限の日
 - (i) 定めるべき、又は定めることのできるその他の事柄。
- (3) 本条に基づいて州政府によって制定されるすべての規則は、制定後可能な限り早期に、州議会が 2 院で構成される場合には州議会各院に、又は州議会が 1 院で構成される場合はその院に、提出されるものとする。

64. 【行政規則を制定する権限】

国家生物多様性総局は、官報に告示することにより中央政府の事前の承認を得て、この法律の目的を実行するための行政規則を制定するものとする。

65. 【障害を排除する権限】

- (1) この法律の規定に効力を与えるに当たって障害が発生した場合、中央政府は、この法律の規定と矛盾しない命令によってその障害を除去することができる。
ただし、この法律の始期から 2 年を経過した後はかかる命令を制定してはならない。
- (2) 本条に基づいて制定されるすべての命令は、制定後可能な限り早期に、議会各院に提出するものとする。

SUBHASH C. JAIN
インド政府長官

(15) インド・2004年生物多様性規則*

JBA 仮訳・再

2004年生物多様性規則

インド官報

号外

第2編 第3部 第1章

公告

環境森林省

通達

2004年4月15日木曜日 ニューデリー

G. S. R. 261 (E) 2002年生物多様性法第62条に定められた権限を行使するにあたり、また、2003年インド生物多様性局規則（議長及び委員の給与、手当及び服務条件に関する諸規則）の廃止に当たって（かかる廃止以前に行われた事項、又は行われなかった事項に関しては除く）、本通達により、中央政府は次の規則を定める。

第1条 略称及び施行

- (1) この規則は、2004年生物多様性規則と呼称される。
- (2) 2004年4月15日から施行するものとする。

第2条 定義

この規則では、文脈上他の意味に解すべき場合を除き、次のとおり定める。

- (a) 「法律」とは、2002年生物多様性法（2003年法律第18号）をいう。
- (b) 「生物多様性局」とは、第8条第1項に定めるインド生物多様性局（National Biodiversity Authority）をいう。
- (c) 「生物多様性管理委員会」とは、第41条第1項に基づいて地方団体が定める生物多様性管理委員会をいう。
- (d) 「議長」とは、インド生物多様性局、又は場合に応じて州生物多様性評議会の議長をいう。
- (e) 「手数料」とは、別紙に定める手数料をいう。
- (f) 「書式」とは、この規則に付属する書式をいう。
- (g) 「委員」とは、インド生物多様性局、又は州生物多様性評議会の委員をいい、場合に応じてその議長を含む。

* 原文は <http://www.nbaiindia.org/rules.htm> で閲覧可。（2009年2月26日アクセス）

- (h) 「条」とは、前記の法律の条をいう。
- (i) 「次官」とは、生物多様性局の専任の次官をいう。
- (j) 用いられる語句及び表現でこの規則及びこの法律に定めがなく、法律に定めのあるものは、法律においてそれぞれ与えられる意味を持つものとする。

第3条 議長の選任の方法

- (1) 生物多様性局の議長は、中央政府によって任命される。
- (2) 第1項による議長の任命は、委員の代表を選ぶか、又は中央政府の外部から選出して行うものとする。委員から選出する場合、その志願者は、インド政府の次官補より下位の者であってはならない。

第4条 議長の任期

- (1) 生物多様性局の議長の任期は3年間とし、再任できるものとする。
- (2) ただし、議長の任期は、議長が65歳に達した時、又は任期の満了（どちらか早いほう）までとする。
- (3) 議長は、1か月以上前に中央政府に書面で通知することにより、その職を辞することができる。

第5条 議長の報酬及び手当

- (1) 議長には、月額26,000ルピーの固定給が与えられるものとする。退職者が議長として任命される場合は、その報酬はかかる者に適用される中央政府の職階に基づいて定めるものとする。
- (2) 議長には、中央政府が隨時決定する手当、休暇、年金、積立基金、住宅その他の特典等が与えられるものとする。

第6条 非公式委員の任期及び手当

- (1) 生物多様性局の非公式委員の任期は、官報で任命が公告された日から3年を超えないものとする。
- (2) 生物多様性局の会合に出席する非公式委員には、中央政府の各種委員会の非公式委員が委員会の会合に出席する際に適用される出席手当、旅費、日当その他の手当が与えられるものとする。

第7条 非公式委員の欠員の補充

- (1) 生物多様性局の非公式委員は、中央政府宛に自筆の書面を提出することによっていつ

でもその職を辞することができ、また、同局における当該委員の職は空席になるものとする。

- (2) 同局の非公式委員に一時的に空席が生じた場合には新たに指名を行って補充し、後任として指名された者の任期は、辞職した委員の残りの任期に限るものとする。

第8条 生物多様性局の委員の免職

生物多様性局の委員は、中央政府によって指名されたインド政府の次官以上の地位の職員による十分かつ適正な調査なしに、また、当該委員に適切な聴聞の機会が与えられることなしに、第11条に定められた理由により免職されないものとする。

第9条 生物多様性局の次官

- (1) 生物多様性局は、次官1名を任命するものとする。
- (2) 次官の任期及び任命の条件は、規定により生物多様性局が決定するものとする。
- (3) 次官は、生物多様性局の会合の調整及び召集、同局の議事録の管理その他、同局が命じる事項を行う責任を負うものとする。

第10条 生物多様性局の会合

- (1) 生物多様性局は、少なくとも年4回、通常、3か月ごとに同局の本部、又は議長が決定する場所で会合を開くものとする。
- (2) 議長は、同局の5名以上の委員の書面による要求により、又は中央政府の指示により、同局の臨時会合を召集するものとする。
- (3) 定例会合の開催に際しては少なくとも15日前に、また臨時会合の開催に際しては少なくとも3日前に、各委員は、開催される会合の目的、日時及び場所を明記した通知を受けるものとする。
- (4) 会合は、議長及び議長が欠席の場合には出席した委員の中から互選された進行役の委員が議長を務めるものとする。
- (5) 生物多様性局の会合における決定は、必要な場合には、出席し議決権を有する委員の単純多数決をもって決し、議長、又はその欠席の場合は進行役の委員が決定票を有するものとする。
- (6) 委員はそれぞれ1票を有するものとする。
- (7) 生物多様性局の会合ごとの定足数は5名とする。
- (8) 委員は、議長がその裁量で許可する場合を除き、10日前に通告していない事項を会合の議題として提出することはできない。

- (9) 各委員に対する会合の通知は、使者によって伝達され、又は最新の居住地、又は勤務地に書留郵便で送付され、又は生物多様性局の次官がその状況において適当と考えるその他の方法によって伝えることができる。

第 11 条 生物多様性局による専門家委員会の任命及びその資格

- (1) 生物多様性局は、同局が適当と考える目的のために、全員が委員もしくは全員が外部の者、又は一部が委員もしくは一部が外部の者で構成される委員会をいくつでも設置することができる。
- (2) 委員会の委員で生物多様性局の委員以外の者には、会合への出席に対して生物多様性局が適当と考える報酬及び手当が支払われるものとする。

第 12 条 生物多様性局の一般的な役割

生物多様性局は、次の役割を果たすことができる。すなわち

- (i) 第 3 条、第 4 条及び第 6 条に定める活動を規律するための手続き及び指針を定めること。
- (ii) 生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、並びに生物資源及び知識の利用によって生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する事項に関し、中央政府に助言すること。
- (iii) 州生物多様性評議会の活動を調整すること。
- (iv) 州生物多様性評議会に技術的な支援及び指導を行うこと。
- (v) 研究の委託並びに調査及び研究に対する資金援助を行うこと。
- (vi) 生物多様性局が役割を効果的に遂行するに当たって必要な技術的助言を得るために、3 年を超えない特定の期間にわたってコンサルタントを雇うこと。
ただし、3 年を超えてコンサルタントを雇うことが必要であり適切な場合には、生物多様性局は、当該契約に関して中央政府に対して事前の承認を求めるものとする。
- (vii) 生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、並びに生物資源及び知識の利用によって生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する技術及び統計資料、手引き、規範、又は指針を収集し、編集し、公表すること。
- (viii) マスメディアを通じて、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、並びに生物資源及び知識の利用によって生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する総合的なプログラムを作成すること。
- (ix) 生物多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に関するプログラムに携わる職員、又は携わる可能性の高い職員の研修を計画し、催すこと。

- (x) 生物多様性局の収入（その相当額は中央政府からの交付金等から減額される）を組み入れた予算を作成すること。ただし、中央政府からの交付金等は、中央政府が承認した予算規定に基づいて運用されるものとする。
- (xi) 生物多様性局の効率的な職務の遂行のために、役職の創設を中央政府に勧告すること。ただし、そのような役職の創設は、常任か非常任か、あるいはいかなる性質であるかを問わず、中央政府の事前の承認なしには行われない。
- (xii) 生物多様性局の担当官及び使用人の採用方法を承認すること。
- (xiii) 効率的な管理、振興及び持続可能な利用を確保するため、生物多様性の登録簿及び電子データベースを通じて、生物資源及び関連する伝統的知識に関するデータベースを構築し、情報及び文書システムを作り上げるための措置を講じること。
- (xiv) 法律を効果的に実施するため、州生物多様性評議会及び生物多様性管理委員会に対して書面で指示を行うこと。
- (xv) 生物多様性局の役割及び法律の実施に関して中央政府に報告を行うこと。
- (xvi) 生物資源に関して、第 6 条第 1 項に基づく利益配分金の徴収、又は第 19 条第 2 項に基づくロイヤルティの変更について、隨時、勧告、修正を行うこと。
- (xvii) 特定の目的に関し、州生物多様性評議会及び生物多様性管理委員会に対して用途を指定した補助金及び交付金を交付することを認可すること。
- (xviii) 法律の実施に関連して、立ち入り検査を行うこと。
- (xix) インドにおいて違法に取得された生物資源及び関連する知識に関してインド以外の国で与えられた知的財産権に対抗するために、法律の専門家の任命を含む必要な措置を講じること。
- (xx) 中央政府から隨時課され、又は指示されるその他の役割を行うこと。

第 13 条 議長の権限及び義務

- (1) 議長は、生物多様性局の日常の業務全般を管理するものとする。
- (2) 議長は、第 10 条の規定に従うことを条件として、生物多様性局の担当官及び職員に対する全般的な監督権限を持つものとし、同局の業務を実施し、管理するために必要な指示を出すことができる。
- (3) 議長は、生物多様性局のすべての機密書類及び記録を管理するものとし、その安全な保管に責任を負うものとする。
- (4) 生物多様性局が発出するすべての命令及び指示は、議長、又はこれについて議長から権限を与えられた他の担当官の署名に基づいて行われるものとする。
- (5) 議長は、自ら、又はその目的に関して権限を与えられた生物多様性局の担当官を通じ

て、承認された予算に対応する金銭の支払いを認可し、支出することができる。

- (6) 議長は、すべての予算に対して行政上及び技術上の認可を与える全面的な権限を持つものとする。
- (7) 議長は、生物多様性局のすべての会合を招集して議長を務めるものとし、また、同局が行ったすべての決定が適正に実施されることを確保するものとする。
- (8) 議長は、生物多様性局、又は中央政府から隨時委任されるその他の権限を行使し、その他の役割を実行するものとする。

第 14 条 生物資源及び関連する伝統的知識へのアクセスの手続き

- (1) 研究、又は商業利用を目的として生物資源及び関連する伝統的知識にアクセスするための承認を生物多様性局に求める者は、書式 I を用いて申請を行うものとする。
- (2) 第 1 項に基づく各申請には、生物多様性局宛の小切手、又は送金為替で 10,000 ルピーの申請料を添えるものとする。
- (3) 生物多様性局は、必要と考える場合、関係する地方団体と協議し、また、申請者その他から追加の情報を収集したのち、できる限り、申請の受領日から 6 か月以内にこれを処理するものとする。
- (4) 生物多様性局は、申請の実体に満足した場合、同局が適当と考える条件に従って生物資源及び関連する知識へのアクセスを承認することができる。
- (5) アクセスの承認は、生物多様性局の権限ある担当官及び申請者が正式に署名した合意書/文書による契約の形を取るものとする。
- (6) 第 5 項にいう合意書の様式は、生物多様性局が定めるものとし、次の事項を含むものとする。
 - (i) 承認を申請する一般的な目的及び趣旨
 - (ii) 付随する情報を含む生物資源及び伝統的知識の概要
 - (iii) 生物資源の利用目的（研究、育種、商業利用など）
 - (iv) 申請者が知的財産権を求める場合の条件
 - (v) 金銭その他付随する利益の額。必要であれば、特に、研究目的で取得した生物素材をのちに商業目的で使用しようとする場合、また、のちに利用に関して変更がある場合には、新たな合意を締結する旨の約束
 - (vi) アクセスが行われた生物資源及び伝統的知識を生物多様性局の事前の承認なしに第三者に移転することの制限
 - (vii) 申請者がアクセスを求める生物資源の量及び質の内容に関して生物多様性局

が定めた制限を遵守すること

- (viii) アクセスを申請する生物素材の参考標本を第 39 条に定める寄託施設に寄託することの保証
 - (ix) 研究その他開発の現状に関する定期的な報告書を生物多様性局に提出すること
 - (x) 法律及び規則その他国内で有効な法律の規定を遵守するという約束
 - (xi) アクセスを行った生物資源の保全及び持続可能な利用のための措置を促進するという約束
 - (xii) 収集活動が環境に与える影響を最小限に抑えるという約束
 - (xiii) 契約の期間、契約の終了に関する通知、個々の条項の独立での強制力、利益配分条項における義務が契約の終了後も存続すること、責任を限定する事象（天災）、仲裁、守秘義務条項などの約定条項
- (7) アクセスの条件として、アクセスが認められている生物資源を保全し、保護するための措置が特に定められる場合があること
- (8) 生物多様性局は、申請を認めることができないと考えるとときは、理由を書面に記載し、申請を却下することができる。
- (9) 申請者に妥当な聴聞の機会が与えられない限り、申請は却下されないものとする。
- (10) 生物多様性局は、印刷、又は電子媒体を通じて、付与された承認を広く公表するための措置を講じるものとし、また、承認の条件が遵守されていることを定期的に監視するものとする。

第 15 条 アクセス、又は承認の取り消し

- (1) 生物多様性局は、申立てに基づいて、又は自らこの規則の第 15 条に基づいて、付与したアクセスの承認を撤回し、次の条件に従って合意書を破棄することができる。
- (i) 承認を与えられた者が法律の条項、又は承認の条件に違反していると合理的に信じられるとき
 - (ii) 承認を与えられた者が合意の条件を遵守していないとき
 - (iii) アクセスを承認する条件が遵守されていないとき
 - (iv) 公共の利益を害するとき、又は環境の保護及び生物多様性の保全のため
- (2) 生物多様性局は、アクセスを阻止するため、また、損害が生じた場合にはそれを評価して修復するための措置を講じるため、同局が行った取り消し命令の写しを関係する州生物多様性評議会及び生物多様性管理委員会に送付するものとする。

第 16 条 生物資源へのアクセスにかかる活動の制限

- (1) 生物多様性局は、必要かつ適切と考えるときは、次の理由で生物資源へのアクセスの申請を制限し、又は禁止するための措置をとるものとする。
- (i) アクセスの申請が絶滅のおそれのある分類群に関するものである
 - (ii) アクセスの申請が固有種及び希少種に関するものである
 - (iii) アクセスの申請によって現地の住民の生活に悪影響を及ぼす可能性がある
 - (iv) アクセスの申請によって環境に対して管理や軽減が困難な悪影響が及ぶ可能性がある
 - (v) アクセスの申請によって遺伝的侵食が生じ、又は生態系の機能に影響が及ぶ可能性がある
 - (vi) 資源の利用の目的が国益及びインドが締結した他の関連する国際協定に反する

第 17 条 研究成果の移転に関する承認を求める際の手続き

- (1) インドで取得した生物資源に関する研究の成果を金銭的対価をもって外国の国民、企業及び非居住者のインド人に移転することを希望する者は、書式 II を用いて生物多様性局に申請を行うものとする。
- (2) 第 1 項に基づく各申請には、生物多様性局宛の銀行為替手形、又は小切手で 5,000 ルピーの申請料を添付するものとする。
- (3) 第 1 項に基づく申請は、できる限り申請の受領から 3 か月以内に生物多様性局が決定を行うものとする。
- (4) 生物多様性局は、申請者がすべての要件を満たしていることを確認し、それぞれの事例において同局が適当と考える条件に従って研究の成果を移転する承認を与えることができる。
- (5) 移転の承認は、生物多様性局の権限ある担当官及び申請者が正式に署名した合意書の形で与えられるものとする。合意書の様式は、生物多様性局が決定する様式とする。
- (6) 生物多様性局は、申請を認めることができないと考えるとときは、理由を書面に記載し、申請を却下することができる。ただし、申請者に妥当な聴聞の機会が与えられない限り、申請は却下されないものとする。

第 18 条 知的財産権の申請に先だって事前の承認を求める際の手続き

- (1) インドで取得された生物素材及び知識に関する研究に基づく特許その他の知的財産権を申請することを希望する者は、書式 III による申請を行うものとする。

- (2) 第1項に基づく各申請には、500 ルピーの申請料を添えるものとする。
- (3) 生物多様性局は、申請を十分に審査したのち、また、追加の情報を収集したのち、できる限り申請を受理してから 3 か月以内に申請の実体に基づいてそれに関する決定を行うものとする。
- (4) 生物多様性局は、申請者が必要な要件を満たしていることを確認し、それぞれの事例において同局が適当と考える条件に従って特許その他の知的財産権の申請に対して承認を与えることができる。
- (5) 承認は、生物多様性局の権限ある担当官及び申請者が正式に署名した合意書の形で与えられるものとする。合意書の様式は、生物多様性局が決定することができる。
- (6) 生物多様性局は、申請を認めることができないとみなすときは、その理由を記載したのち、申請を却下することができる。却下の命令を下す前に、申請者は聴聞の機会を与えられるものとする。

第 19 条 第 20 条第 2 項に基づく第三者への移転に関する手続き

- (1) 生物資源及び関連する知識へのアクセスを認められている者がアクセスを行った生物資源、又は知識をその他の者、又は組織に移転しようとするときは、書式 IV を用いて生物多様性局に申請を行うものとする。
- (2) 第1項に基づく各申請には、生物多様性局宛の銀行為替手形、又は小切手で 10,000 ルピーの申請料を添付するものとする。
- (3) 生物多様性局は、追加の情報を収集したのち、できる限り申請の受理後 6 か月以内に申請に関する決定を行うものと
- (4) 生物多様性局は、申請者が必要な要件を満たしていることを確認し、それぞれの事例において同局が適当と考える条件に従って第三者への移転の承認を与えることができる。
- (5) 第 4 項に基づいて与えられる承認は、生物多様性局の権限ある担当官及び申請者が正式に署名した合意書の形を取る。合意書の様式は、生物多様性局が決定する様式とする。
- (6) 生物多様性局は、申請を認めることができないと考えるときは、書面に記載される理由により申請を却下することができる。ただし、申請者に聴聞の機会が与えられない限り申請が却下されることはない。

第 20 条 衡平な利益配分の基準（第 21 条）

- (1) 生物多様性局は、官報での告示を通じて、ガイドラインを策定して利益配分の方式を示すものとする。

- (2) ガイドラインでは、ロイヤルティ、ジョイントベンチャー、技術移転、製品開発、教育及び意識啓発活動、組織の能力構築及びベンチャーキャピタル基金等の金銭的その他の利益を定めるものとする。
- (3) 利益配分の方式は、それぞれの事例に基づいて決定されるものとする。
- (4) 生物多様性局は、アクセス、又は研究成果の移転、又はアクセスが行われた生物資源及び関連する知識に関する特許及び知的財産権、又は第三者への移転の申請について承認を与える一方、アクセスが行われた生物素材及び関連する知識の利用によって生じる利益の衡平な配分を確保するための期間と条件を課すことができる。
- (5) 利益の額は、地方団体及び利益を主張する者との協議の上、当該承認の申請者と生物多様性局とが相互に合意して決定するものとし、定められたアクセスの内容、利用の範囲、持続可能性の側面、影響及び予想される結果の程度を十分に考慮して決定することができる。これには生物多様性の保全及び持続可能な利用を確保するための措置を含むものとする。
- (6) 生物多様性局は、場合に応じて、短期、中期及び長期の利益について利益配分を算定するための期間を定めるものとする。
- (7) 生物多様性局は、利益が生物多様性の保全及び持続可能な利用を確保することを規定するものとする。
- (8) 特定の個人もしくは個人の集団、又は組織の有する生物資源、又は知識にアクセスが行われた場合、生物多様性局は、合意された金額が当該地区の行政機関を通じて前記の特定の個人等に直接支払われるようにするための措置を講じることができる。そのような個人もしくは個人の集団、又は組織を特定することができない場合、金銭的利益は生物多様性基金 (National Biodiversity Fund) に寄託するものとする。
- (9) 算定された利益の 5 パーセントは、生物多様性局、又は場合に応じて評議会の行政及び業務手数料に充当するものとする。
- (10) 生物多様性局は、同局が判断する方法で、第 4 項に基づいて定められる利益の流れを監視するものとする。

第 21 条 生物多様性基金の申請

- (1) 生物多様性基金は、議長、又はこれについて権限を与えられる生物多様性局の担当官が運営するものとする。
- (2) 生物多様性基金は、中央政府からの収入に関するもの、及び、手数料、ライセンス料、ロイヤルティその他生物多様性局の収入に関するものの 2 つの別々の勘定科目を有するものとする。

第 22 条 生物多様性管理委員会の構成

- (1) すべての地方団体は、その管轄区域の範囲内で生物多様性管理委員会（BMC）を設置するものとする。
- (2) 第 1 項に定める生物多様性管理委員会は、委員長 1 名及び地方団体が指名する 6 名以下の委員で構成されるものとし、そのうち 3 分の 1 以上は女性でなければならず、また 18 パーセント以上は所定のカースト、又は所定の部族でなければならない。
- (3) 生物多様性管理委員会の委員長は、地方団体の長が議長を務める会合において、同委員会の委員の中から選出されるものとする。同票の場合には、地方団体の長が決定権を有するものとする。
- (4) 生物多様性管理委員会の委員長の任期は 3 年とする。
- (5) 地方の州議会議員（Member of Legislative Assembly）、又は立法参事会員（Member of Legislative Council）及び下院議員（Member of Parliament）は、生物多様性管理委員会の会合に特別招待者として参加する。
- (6) 生物多様性管理委員会の主な役割は、地域の住民と協議の上、国民生物多様性登録簿（People's Biodiversity Register）を整備することである。登録簿には地域の生物資源の利用可能性及び知識、医薬品もしくはその他の用途、又は生物資源に関連するその他の伝統的な知識に関する総合的な情報を含むものとする。
- (7) 生物多様性管理委員会のその他の役割として、承認の付与に関して州生物多様性評議会、又は生物多様性局から委託された問題に関して助言を行うこと、生物資源を利用している地方の伝統医学の医師（vaid）及び開業医に関する情報を維持・管理することとする。
- (8) 生物多様性局は、国民生物多様性登録簿の書式、並びにそれに含まれる内容及び電子データベース用の書式を定めるための措置を執るものとする。
- (9) 生物多様性局及び州生物多様性評議会は、国民生物多様性登録簿の整備に関する指針及び技術的な支援を生物多様性管理委員会に提供するものとする。
- (10) 国民生物多様性登録簿は、生物多様性管理委員会が管理し、正当性を確認するものとする。
- (11) また生物多様性管理委員会は、アクセスが承認された生物資源及び伝統的知識の詳細、収集の際に課される手数料の詳細並びに得られた利益及びその配分方式の詳細についての情報を提供する登録簿を管理するものとする。

第 23 条 第 50 条に基づく紛争解決の申立て

- (1) 命令、又は指示の実施に関して、又は政策決定の問題に関して、生物多様性局と州生物多様性評議会の間で、又は複数の委員会間で紛争が生じた場合には、権利侵害され

た当事者のいずれか、すなわち生物多様性局、又は場合に応じて当該委員会は、第 50 条に基づき、インド政府環境森林省次官宛の書式 V により、中央政府に申立てを行うことができる。

- (2) 州生物多様性評議会と別の州生物多様性評議会（1 つないし複数）の間で紛争が生じた場合、不利益を被った委員会は、争点を中央政府に提出するものとし、中央政府は同争点を生物多様性局に付託するものとする。
- (3) 申立て書（memorandum of appeal）には、申立てを行い、救済を求めるために、当該申立てに関する事実、申立人が依拠する根拠を記載するものとする。
- (4) 申立て書には、場合に応じて、申立人がそれによって権利侵害を被った命令、指示、又は政策決定の正本を添えるものとし、また、申立人の正規代理人が正式に署名するものとする。
- (5) 申立て書は、直接、又は受取通知付き郵便書留で、異議を申し立てる命令、指示、又は政策決定の日付から 30 日以内に 4 通作成して提出するものとする。ただし、申立てを行うのが遅れる相応かつ十分な理由があると中央政府が認めるときは、書面に記載される理由により、上記の期限後に申立てを行うことができるが、場合に応じて、申立てを行う命令、指示、又は政策決定の日付から 45 日以内とする。
- (6) 申立てに関する聴取の通知は、書式 VI をもって受取通知付き書留郵便で行われるものとする。
- (7) 中央政府は、申立人及び他方当事者から聴取を行ったのち、申立てに対する処分を行う。
- (8) 申立てに対する処分として、異議を申し立てられた命令、指示、又は政策決定が、場合に応じて変更、修正、又は破棄されることがある。
- (9) 紛争を裁定する際、生物多様性局は、自然的正義の原理（principles of natural justice）に従い、実行可能な限り、中央政府がこの規則の下で従うことを求められるのと同じ手続きに従うものとする。

第 24 条 第 61 条に基づく通知の方法

- (1) 第 61 条第 (b) 項に基づく通知の方法は、次に従うものとする。すなわち
 - (i) 通知は書式 VII によって書面で行うものとする。
 - (ii) 通知を行う者は、これを次に送付することができる。
 - (a) 違法行為が連邦直轄地内で行われたときは、インド生物多様性局の議長
 - (b) 違法行為が州内で行われたときは、州生物多様性評議会の議長
- (2) 第 1 項にいう通知は、受取通知付き書留郵便で送付されるものとする。

- (3) 第61条第(b)項にいう30日の期間は、第1項にいう生物多様性局その他の当局が通知を受領した日から数えるものとする。

書式 I

(規則第 14 条参照)

生物資源及び関連する伝統的知識へのアクセスに関する申請書

パート A

- (i) 申請者の詳細
- (ii) 氏名
- (iii) 本国の住所
- (iv) 担当者、又は代理人がいる場合にはインド国内の住所
- (v) 組織の概要（申請者が個人の場合にはその略歴）。関係する証明書を添付してください
- (vi) 事業の内容
- (vii) 組織の売上高（単位：US ドル）

2. 希望するアクセスの種類並びにアクセスしようとする生物素材及び関連する知識の詳細及び具体的な情報

- a) 生物資源の識別名（学名）及びその伝統的な用途
- b) 採取予定地
- c) 伝統的知識の内容、又は種類（口承か文書か）
- d) 当該伝統的知識を保有していると特定される個人、又は地域社会
- e) 採取しようとする生物資源の量（計画を示すこと）
- f) 生物資源の採取を計画している期間
- g) 採取を行うに当たって会社から権限を与えられた者の氏名及び人数
- h) 研究の種類及び範囲、研究によって生じるか、生じることが予想される商業利用を含むアクセスを申請する目的
- i) 当該資源の採取によって生物多様性の構成要素を脅かすかどうか、及び当該アクセスによって生じうるリスク

3. 研究開発活動への参加が予定されている国立の機関についての詳細

4. アクセスが行われる資源の主たる受入先及び研究開発が行われる場所の詳細

5. アクセスが行われる生物資源及び知識から生じる知的財産権、特許によって得られる利益として予定する、又は申請者もしくは申請者の属する国にもたらされる可能性のあるものを含む経済的その他の利益。
6. アクセスが行われる生物資源及び知識から生じるバイオテクノロジー、科学、又はその他に関する利益として予定する、又は申請者もしくは申請者の属する国にもたらされる可能性のある利益。
7. アクセスが行われる生物資源及び伝統的知識の利用によって生じる、インド、又は地域社会にもたらされる利益の見積。
8. 計画される利益配分の仕組み及び方式
9. 関連があると考えられるその他の情報

パート B 宣言

私（私たち）は次のことを宣言します。

- 予定する生物資源の採取によって、当該資源の持続可能性に悪影響が及ぶことはありません。
- 予定する生物資源の採取によって、環境影響を引き起こすことはありません。
- 予定する生物資源の採取によって、生態系にリスクをもたらすことはありません。
- 予定する生物資源の採取によって、地域社会に悪影響を及ぼすことはありません。

また、私（私たち）は、申請書に記載された情報が真実かつ正確であることを宣言し、不正確、又は不正な情報に対して責任を負います。

署名
氏名
職名

住所
日付

書式 II

(規則第 17 条参照)

研究の成果を商業目的で外国の国民、企業、非居住者のインド人に移転するためにインド生物多様性局に事前の承認を求めるための申請

1. 申請者の詳細

- i) 氏名
- ii) 住所
- iii) 職業の概要
- iv) 組織における所属 (関係する証明書を添付してください)。

2. 実施された研究の成果の詳細

3. 当該研究に用いた生物資源、又は関連する知識の詳細

4. 当該研究に用いた生物資源の採取地

5. 当該研究に用いた伝統的知識及びその伝統的知識を保有していると特定される個人、又は地域社会の詳細

6. 研究開発活動が実施された機関の詳細

7. 研究成果を移転しようとする個人、又は組織の詳細

8. 予定する、又は移転される研究成果の商業利用によって個人、又は組織にもたらされる可能性のある経済、バイオテクノロジー、科学その他に関する利益の詳細

9. 予定する、又は研究成果の移転の承認を申請する者にもたらされる可能性のある経済、バイオテクノロジー、科学その他に関する利益の詳細

10. 研究成果の移転を受ける者及び移転の承認を申請する者との間の取決め、又は了解覚書の詳細

宣言

私（私たち）は、申請書に記載された情報が真実かつ正確であることを宣言し、また不正確、又は不正な情報に対して責任を負います。

署名

氏名

職名

住所

日付

書式 III

(規則第 18 条参照)

知的財産権の申請に関してインド生物多様性局の事前の承認を求めるための申請書

1. 申請者の詳細

- i) 氏名
- ii) 住所
- iii) 職業の概要
- iv) 組織における所属 (関係する証明書を添付してください)

2. 知的財産権を申請する発明の詳細

3. 当該発明に用いた生物資源及び又は関連する知識の詳細

4. 当該発明に用いた生物資源の採取地

5. 当該発明に用いた伝統的知識及びその伝統的知識を所有していると特定される個人、又は地域社会の詳細

6. 研究開発活動が実施された機関の詳細

7. 予定する、又は当該発明の商業利用によって申請者にもたらされる可能性のある経済、バイオテクノロジー、科学その他に関する利益の詳細

宣言

私（私たち）は、申請書に記載された情報が真実かつ正確であることを宣言し、また不正確、又は不正な情報に対して責任を負います。

署名

氏名

役職

住所

日付

書式 IV

(規則第 19 条参照)

アクセスを行った生物資源及び関連する伝統的知識の第三者への移転に関するインド生物多様性局の承認を求めるための申請書

1. 申請者の詳細

- (i) 氏名
- (ii) 住所
- (iii) 職業の概要
- (iv) 組織における所属（関連する証明書を添付してください）

2. アクセスを行った生物素材及び伝統的知識の詳細

3. 締結したアクセス契約の詳細（写しを同封すること）

4. 利益及び既に実施された利益配分の仕組み、又は方式の詳細

5. アクセスを行った素材、又は知識の移転を予定する第三者の詳細

6. 予定する第三者への移転の目的

7. 予定する、又はアクセスを行った生物素材及び知識の移転によって第三者にもたらされる可能性のある経済、社会、バイオテクノロジー、科学その他に関する利益の詳細

8. 申請者及び第三者の間で締結される協定の詳細

9. アクセスが行われた生物資源及び伝統的知識の第三者への移転によって生じる利益で、インド、又は地域社会にもたらされる利益の見積

10. 予定される第三者への移転によって生じる利益に関して予定される配分の仕組み及び方式

11. その他関連する情報

宣言

私（私たち）は、申請書に記載された情報が真実かつ正確であることを宣言し、また不正確、又は不正な情報に対して責任を負います。

署名

氏名

役職

住所

日付

書式 V

(規則第 23 条第 1 項参照)

申立書の書式

環境森林省（ニューデリー） _____

又は

インド生物多様性局 御中

（場合に応じて）

（2002 年生物多様性法第 50 条に基づく申立書）

申立番号 200 年第_____号

申立人 _____

被申立人 _____

（ここに、場合に応じて生物多様性局、又は評議会を指定）

申立人は、次の事由により、被申立人が_____日に発した命令に対し、この申立書を提出いたします。

1. 事実

（ここに申立てに関する事実の概略を述べる）

2. 根拠

（ここに申立てを行う根拠を述べる）

i)

ii)

iii)

3. 請求する救済

i)

ii)

iii)

4. 請求趣旨申立て

a) 上に述べたことに照らし、申立て人は、被申立て人の命令/決定を取り消す/差し止めることを謹んで請願いたします。

b) 被申立て人の立案した政策/ガイドライン/規制を____の範囲で取り消す/修正する/破棄すること。

c) _____

住所：_____

申立て人署名（捺印）

日付：_____

住所：

真実性の宣言

私、申立て人は、上に述べたことが私の知る限り、また信じる限り、真実であることをここに宣言いたします。

宣言日：__年__月__日

申立て人署名（捺印）

住所：

申立て人の正式な代理人の署名

同封物：1. 申立てがなされている命令/指示/政策決定の正本

書式 VI

(規則第 28 条参照)

環境森林省（ニューデリー） _____

又は

インド生物多様性局 御中

（場合に応じて）

申立番号 200 年第_____号

申立人 _____

被申立人 _____

通知

申立人が命令/決定/政策決定（詳細を記載）に対して行った上記の申立てに関する聴聞が（日付）に（場所）で行われますのでご留意願います。

ご参考までに、申立書の写し及び申立てとともに提出される添付物をここに送付いたします。

貴下が上記の聴聞日のほか、その後の聴聞日に出頭しない場合、貴下を当事者外として申立てに対する処分が行われることになりますのでご注意ください。

申立てを行う当局を代表する署名権限者（捺印）

日付：_____

場所：_____

書式 VII

通知用紙

(規則第 24 条第 1 項参照)

書留郵便（受取通知付き）にて

差出人_____

受取人_____

件名：2002 年生物多様性法第 61 条 (b) 項に基づく通知

_____によって 2002 年生物多様性法に基づく違反が行われた/行われていることにより、

2. 当方は、ここに、2002 年生物多様性法の規定に関する違反に関し、_____を裁判所に提訴する意思のあることに関し、2002 年生物多様性法第 61 条 (b) 項に基づき、30 日前の事前通知を行う。

3. 当方の通知を支持するものとして、ここに証拠として次の文書を同封する。

場所：

日付：

署名

説明：

(1) 通知が会社の名において行われる場合、会社を代表して通知に署名する者に権限を与える証拠書類を通知に同封するものとする。

(2) 被提訴者の氏名及び住所を示すこと。生物多様性局の承認なしに生物資源/知識/研究/生物資源調査及び生物資源利用/知的財産権/特許を使用した場合には、その詳細及び商業利用があればその詳細を示すこと。

(3) 提訴を行う違反、又は違法行為の調査ができるように、証拠書類には、写真、技術報告書その他を含めるものとする。

[第 J 22018/57/2002 CSC (BC) 号]

担当次官 (Joint Secretary)
(Desh Deepak Verma)

(16) 中国における遺伝資源及び伝統的知識に係る ABS 規制の現状^{*1}

1. 中国の生物多様性及び伝統的知識

中国は、生物多様性に富む国家の一つである。中国には 6,347 種の脊椎動物が存在し、これは世界の 14% にあたる（このうち、獣類 581 種、鳥類 1,244 種、爬虫類 376 種、両生類 284 種、魚類 3,862 種）²。また、中国には 3 万種余りの高等植物が存在し、ブラジル及びコロンビアに次いで、世界第 3 位に位置している³。しかし、こうした豊かな遺伝資源が、近年、先進国企業等による様々なバイオパイラシーの被害に遭っているとして、中国は強い懸念を示している。

一方、遺伝資源の他に生物の多様性に関する条約（生物多様性条約）（Convention on Biological Diversity : CBD）（以下、「CBD」という。）に関連して中国が大きな関心を寄せているのが、中薬・民族薬を始めとする伝統的知識の保護である。中国は 56 の民族⁴により構成されており、多様な伝統的知識を有している。2008 年 7 月 18 日に中国政府が公表した白書『中国の医薬品安全監督管理状況』によると、中国で市場への出荷が承認されている中薬製剤は計 9,000 余種、承認番号は約 5 万 8,000 に上っている。2007 年の中薬産業の生産総額は 1,772 億元であり、医薬品工業総生産額の 26.53% を占めた⁵。こうしたことから、中国政府は中薬の役割を重視し、その品質の向上等のための法律の制定及び政策の立案に力を入れている。中国は中薬に関して特殊な法制度を有しており、1992 年中薬品種保護条例⁶により、中薬品種の研究開発を奨励し、中薬を格付けにより保護している（後述）。中薬は中国に大きな経済的価値をもたらす「資源」であり、政府は総合的対策を講じることにより、中薬材料の管理の強化、中薬の種子及び遺伝資源の保護、中薬の種子資源研究、中薬の品質向上に努めている。

このように多様な生物多様性・伝統的知識を有する中国は、1992 年 6 月 11 日に CBD に署名し、1993 年 1 月 5 日に批准している。CBD の締約国会議（Conference of the Parties : COP）等では、G77+China 又はメガ多様性同士国家として交渉を行っている。なお、中国は、2008 年 10 月末現在、国連食糧農業機関（Food and Agriculture Organization of the United Nations : FAO）の下で策定された食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する条約

* 筆者：田上麻衣子（東海大学 法学部 法律学科 准教授）

¹ 本稿は、東海法学第 41 号（2009 年）に掲載した拙稿の抜粋に、一部加筆修正を加えたものである。

² 国家环境保护总局『中国履行《生物多样性公约》第三次国家报告』（中国环境科学出版社、2005 年）；中华人民共和国环境保护部「生物多样性一般情况介绍」

（http://www.sepa.gov.cn/natu/swdyx/swdyxxz/200211/t20021118_83396.htm）（最終訪問日：2008 年 10 月 30 日）；*China - Status and Trends of Biodiversity*, at <http://www.cbd.int/countries/profile.shtml?country=cn#status> (last visited October 30, 2008).

³ 同上。

⁴ 56 の民族で構成されているが、そのうち漢族が 91.59%（11 億 5940 万人）を占めている。その他に独自の言語・文化を有する 55 の少数民族が存在するが、その総数は 1 億 643 万人である。

⁵ 中华人民共和国国务院新闻办公室「中国的药品安全监管状况」（2008 年）

（<http://www.sda.gov.cn/WS01/CL0027/31372.html>）（最終訪問日：2008 年 10 月 30 日）

⁶ 中药品种保护条例（1992 年 10 月 14 日中華人民共和国国务院令第 106 号公布、1993 年 1 月 1 日施行）

(International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture : ITPGR) (2001年採択、2004年6月29日発効。2008年10月末現在、119か国及びECが締結)の締約国ではないが、現在、批准を検討している⁷。

2. 遺伝資源及び伝統的知識に係る現行制度

(1) 憲法及び関連法規

現在のところ、中国には遺伝資源及び伝統的知識に関するアクセスとその利用から生ずる利益の配分（Access and Benefit-Sharing : ABS）（以下、「ABS」という。）を定める国内法は存在しておらず、憲法及び環境保護を定める法令等が予備的な規定・法制度を提供しているに過ぎない。

1982年中華人民共和国憲法⁸第9条には、「鉱物資源、水域、森林、山地、草原、非開墾地及び干潟その他の天然資源は、すべて国家、すなわち全人民の所有に属する。但し、法律により集団的所有に属すると定められた森林、山地、草原、非開墾地及び干潟はこの限りではない。国家は、天然資源の合理的な利用を保障し、希少動物及び植物を保護する。いかなる組織又は個人であれ、天然資源の不法な占有又は破壊行為は、その手段を問わず、これを禁止する。」と規定されており、国家によって所有されている土地に存する遺伝資源は国家の所有となることが明文化されている。

一方、遺伝資源及び伝統的知識に係る規定を有する法律として、野生動物保護法⁹（第24条、第26条）、種子法¹⁰（第8条、第10条）、家畜法¹¹（第16条、第17条）、環境保護法¹²（第17条）、海洋環境保護法¹³（第20条）、森林法¹⁴（第24条、第38条）、草原法¹⁵（第44条）、漁業法¹⁶（第8条）、農業法¹⁷（第64条）、刑法¹⁸（第341条）等がある。

この他、関連する行政法規等として、自然保護区条例¹⁹、野生植物保護条例²⁰、家畜・家禽類

⁷ その他の主要な未締約国として、米国、日本、ロシア、メキシコ、韓国等がある。

⁸ 中華人民共和国宪法（1982年12月4日公布・施行）（1988年、1993年、1999年、2004年改正）

⁹ 中華人民共和国野生动物保护法（1988年11月8日公布、1989年3月1日施行）（改正法2004年8月28日中華人民共和国主席令第24号公布・施行）

¹⁰ 中华人民共和国种子法（2000年7月8日公布、2000年12月1日施行）（改正法2004年8月28日中華人民共和国主席令第26号公布・施行）

¹¹ 中华人民共和国畜牧法（2005年12月29日中華人民共和国主席令第45号公布、2006年7月1日施行）

¹² 中华人民共和国环境保护法（1989年12月26日中華人民共和国主席令第22号公布・施行）

¹³ 中华人民共和国海洋环境保护法（1999年12月25日中華人民共和国主席令第26号公布、2000年4月1日施行）

¹⁴ 中华人民共和国森林法（1984年9月20日公布、1985年1月1日施行）（改正法1998年4月29日中華人民共和国主席令第3号公布・施行）

¹⁵ 中华人民共和国草原法（1985年6月18日公布）（改正法2002年12月28日中華人民共和国主席令第82号公布、2003年3月1日施行）

¹⁶ 中华人民共和国渔业法（1986年1月20日公布、1986年7月1日施行）（改正法2004年8月28日中華人民共和国主席令第25号公布・施行）

¹⁷ 中华人民共和国农业法（1993年7月2日公布）（改正法2002年12月28日中華人民共和国主席令第81号公布、2003年3月1日施行）

¹⁸ 中华人民共和国刑法（1997年3月14日中華人民共和国主席令第83号公布、1997年10月1日施行）

¹⁹ 中华人民共和国自然保护区条例（1994年10月9日中華人民共和国国务院令第167号公布、1994年12月1日施行）

²⁰ 中华人民共和国野生植物保护条例（1996年9月30日中華人民共和国国务院令第204号公布、1997年1月1日施行）

種管理条例²¹、危機に瀕した野生動植物輸出入管理条例²²、中藥品種保護条例、中医藥²³条例²⁴、家畜・家禽類の遺伝資源保種場・保護区及び遺伝子管理規則²⁵、農作物種質資源管理規則²⁶、輸出入農作物種子（苗）管理暫定規則²⁷、農作物種子生産經營許可証管理規則²⁸、輸入植物繁殖材料隔離検疫管理規則²⁹、伝統医学師承及び確有専長人員の医師資格審査試験規則³⁰、ヒト遺伝資源の管理に関する暫定規則³¹、家畜・家禽類の遺伝資源に関する輸出入及び対外共同研究利用の審査規則³²等がある。

さらに、地方レベルでは、江蘇省中医発展条例³³、アバ・チベット族チャン族自治州野生中藥材・菌類植物資源保護管理条例³⁴、甘粛省中医学発展条例³⁵、貴州省中医薬発展条例³⁶等がある。

このように、遺伝資源及び伝統的知識に関連した現行法規は、憲法、法律、行政法規、地方性法規、自治条例、規章³⁷等、多岐に渡るが、これらの多くが遺伝資源等の管理・保全を定めるもので、環境保護の域を出ておらず、いわゆる ABS 法としては機能していない。また、主として、動植物をその対象としており、現在のところ、微生物を対象とするものは存在しない。中には一部例外もあり、「家畜・家禽類の遺伝資源に関する輸出入及び対外共同研究利用の審査規則」（2008年10月1日施行）については、一部 ABS 規定を有している。同規則は、国内

²¹ 種畜禽管理条例（1994年4月15日中華人民共和国国务院令第153号公布、1994年7月11日施行）

²² 中华人民共和国濒危野生动植物进出口管理条例（2006年4月12日中華人民共和国国务院令第465号公布、2006年9月1日施行）

²³ 中医药とは、中华民族伝統医薬を指し、中医藥と民族薬を含む。

²⁴ 中华人民共和国中医药条例（2003年4月7日中華人民共和国国务院令第374号公布、2003年10月1日施行）

²⁵ 畜禽遗传资源保种场保护区和基因库管理办法（2006年6月5日中華人民共和国農業部令第64号公布、2006年7月1日施行）

²⁶ 农作物种质资源管理办法（2003年7月8日中華人民共和国農業部令第30号公布、2003年10月1日施行）

²⁷ 进出口农作物种子（苗）管理暂行办法（1997年3月28日中華人民共和国衛生部令第14号公布・施行）

²⁸ 农作物种子生产经营许可证管理办法（2001年2月26日中華人民共和国衛生部令第48号公布・施行）

²⁹ 进境植物繁殖材料隔离检疫圃管理办法（1999年12月9日中華人民共和国国家質檢總局令第11号公布、2000年1月1日施行）

³⁰ 传统医学师承和确有专长人员医师资格考核考试办法（2006年12月21日中華人民共和国衛生部令第52号公布、2007年2月1日施行）

³¹ 人类遗传资源管理暂行办法（1998年6月1日科学技術部、衛生部公布・施行）

³² 中华人民共和国畜禽遗传资源进出境和对外合作研究利用审批办法（2008年9月8日中華人民共和国国务院第533号公布、2008年10月1日施行）

³³ 江苏省发展中医条例（1999年12月24日江蘇省人民代表大会常務委員会公告第16号公布、2000年3月1日施行）

³⁴ 阿坝藏族羌族自治州野生中药材、菌类植物資源保护管理条例（1995年10月19日阿坝藏族羌族自治州人民代表大会常務委員会公布・施行）

³⁵ 甘肃省发展中医条例（2000年12月2日甘肃省人民代表大会常務委員会公告第33号公布、2001年1月1日施行）

³⁶ 贵州省发展中医药条例（2005年9月23日貴州省人民代表大会常務委員会公告第10号公布、2005年11月1日施行）。貴州省の条例については、森岡一「インドおよび中国の生物遺伝資源規制と知的財産制度の関係について」A.I.P.P.I., Vol. 52, No. 10 (2007年) 5頁に紹介されている。その他、雲南省については、苏倪ほか、「试论云南省植物遗传资源保护的法律完善」昆明理工大学学报（社会科学版）第8卷第2期（2008年）31-35頁。

³⁷ 「法律」は、全国人民代表大会及び全国人民代表大会常務委員会によって、「行政法規」は国务院によって制定される。「地方性法規」や「自治条例」は、各省や自治区の人民代表大会及びその常務委員会により制定される。「規章」は、国务院の各部門が作成する「部門規章」と各省・自治区・直轄市の政府が策定する「地方規章」がある。憲法、法律、行政法規は、全国に適用されるが、地方性法規及び自治条例については、その適用は当該行政区域に限定される。なお、法律、行政法規、地方性法規等については、中华人民共和国中央人民政府のホームページ（<http://www.gov.cn/flfg/index.htm>）の「法律法规」より、検索・閲覧可能。

外の研究機関や個人による家畜・家禽類の遺伝資源に係る共同研究利用に関し、認可審査手続、研究プラン及び利用の合理化、知的財産の帰属、輸出入及び対外共同研究利用の管理強化等を定めている。しかし、ABS 法としては、その対象及び保護の範囲が極めて限定的である。

一方、ヒトの遺伝資源については CBD の対象外であるが、中国におけるヒトゲノム等のヒト遺伝資源に関しては、1998 年「ヒト遺伝資源³⁸の管理に関する暫定規則」³⁹がある。同暫定規則によると、国家は重要な遺伝家系や特定地域のヒト遺伝資源について、報告・登録制度を導入し、それらのヒト遺伝資源を発見した機関や個人に対して、速やかに関連部門に報告する義務を課している（第 4 条）。さらに、いかなる機関や個人も、ヒト遺伝資源を無許可で採取、収集、売買、輸出又は国外への持ち出しその他的形式で対外的に提供することが禁止されており（同条）、重要なヒト遺伝資源の輸出又は国外への持ち出しは、厳格に管理される（第 14 条）。

中国国内のヒト遺伝資源を国際共同研究に利用する場合は、関連機関に申請を行い、承認を受けた上で、さらに国務院内に設置されたヒト遺伝資源管理事務室による調査及び承認を受けなければならない（第 11 条）。知的財産権の帰属及び配分が非合理又は不明確である場合には、申請は承認されない（第 13 条）。また、中国国内のヒト遺伝資源情報（重要な遺伝家系や特定地域の遺伝資源及びそのデータ、資料及びサンプル等を含む。）については、中国の研究開発機関が専属の所有権を有し、許可無く他の機関に譲渡することはできない（第 17 条）。そして、これらの情報を取得した他国のいかなる機関又は個人も、許可無くこれらに関して発表、出版、特許出願又はその他の手段で公開してはならない（同条）。ヒト遺伝資源を利用する国際共同研究は、平等・相互利益、共同参加、成果の共有等の原則を遵守し、双方の権利義務を明確にし、知的財産権を十分に保護しなければならない（第 18 条）。国内外の機関が中国のヒト遺伝資源に関して共同研究開発を行う場合、研究開発の成果が特許保護の範囲に属するものについては、共同で特許出願し、特許権は双方の共有となる（第 19 条）。以上のとおり、ヒト遺伝資源については、詳細な規制及び手続が定められている。

（2）知的財産関連法規

（i）専利法⁴⁰（特許法）

中国専利法（以下、「特許法」という。）は、1984 年 3 月 12 日に成立し、同年 3 月 14 日に公布され、1985 年 4 月 1 日に施行された。1984 年特許法の下では、公益の観点から、医薬品及び科学的方法によって取得した物質については、特許を取得することができず、医薬品の製

³⁸ 本規則にいう「ヒト遺伝資源（人類遺伝資源）」とは、ヒトゲノム、遺伝子及びその産物である器官、組織、細胞、血液、精製物、デオキシリボ核酸（DNA）構成物等の遺伝材料、又はこれらに関連する情報・資料を指す（第 2 条）。

³⁹ 本規則は、米国の研究者によって中国の少数民族の血液サンプルが採取され、無断で持ち出されたことを契機として制定された。なお、人間遺伝資源及び関連の情報、資料で国家の科学技術秘密に属するものについては、「科学技術機密保持規定」を遵守する必要がある（第 5 条）。

⁴⁰ 中华人民共和国专利法（1984 年 3 月 12 日公布、1985 年 4 月 1 日施行）（2000 年改正法 2000 年 8 月 25 日中華人民共和国主席令第 36 号公布、2001 年 7 月 1 日施行）。「専利法」は、日本法における特許法、実用新案法及び意匠法に相当するが、本稿では特許法と表記する。

造方法についてのみ、特許が付与されていた。

その後、1992年の中米知的財産権了解備忘録の調印及びその履行に伴い、1992年に第一次特許法改正が行われた（1993年1月1日施行）。この改正は当時起草が進んでいた知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下、「TRIPS 協定」という。）を意識して行われたもので、特許保護対象の拡大、保護期間の延長、中国の特許保護水準の向上等をその内容としていた。同改正によって物質特許制度が導入され、医薬品も特許付与の対象となった。1992年改正の後は、伝統医薬に関する出願も多くなされた。

2000年8月には、2001年12月の世界貿易機関（World Trade Organization : WTO）加盟に向けて、特許保護の強化、TRIPS 協定との整合性の確保等を目的とした第二次改正が行われた（2001年7月1日施行）。2000年特許法の下での不特許事由としては、動物及び植物の品種が挙げられている（特許法第25条第1項第4号）。但し、これらの製品の生産方法については、特許の対象となる（同条第2項）。ここでいう生産方法とは非生物学的方法を指し、本質的に生物学的な方法については含まない⁴¹。ある方法が本質的に生物学的方法であるか否かは、当該方法に人為的な技術がどの程度介入しているかによって決まる。なお、微生物と微生物方法については、特許保護を受けることができる⁴²。この他、国家の法律、社会の公徳に違反し又は公共の利益を害する発明創造には、特許権は付与されないことも規定されている（第5条）。

現行の特許法等には、遺伝資源及び伝統的知識の保護に係る規定はなく、特許法に定められた新規性等の保護要件を充足する場合には特許保護を受けることができる。しかし、伝統的知識については、その多くが既に公知となっているため新規性要件を満たすことができず、保護を受けることができない。なお、国家知識産権局（State Intellectual Property Office : SIPO）には、2002年以降、中国伝統医薬に関する特許出願がなされており、中国伝統医薬を専門とする審査官のチームが存在する⁴³。また、中国伝統医薬に関しては、国家知識産権局知識産権出版社の一部を構成する特許データ研究開発センター（专利数据研发中心）（Patent Data Research and Development Center : PDC）により、中国伝統医薬データベースが作成されている⁴⁴。このデータベースは、急増する特許審査の必要に応じて作成されたものであり、中国語版には1万2124件を超える中国伝統医薬に関する特許文献及び3万2603件の処方が収載され、実際に審査官によって活用されている。

⁴¹ 審査指南〔2006年版〕「第二部分第一章 不授予专利权的申请」

⁴² いわゆる微生物の発明とは、各種の細菌、菌類、ウイルス等の微生物を利用して、（抗生物質等の）ある化学物質を生産する発明又はある物質を分解させる発明を指す。

⁴³ *Recognition of Traditional Knowledge within the Patent System*, WIPO Doc. WIPO/GRTKF/IC/12/7 (February 12, 2008), Annex, p. 27.

⁴⁴ 中国語版の「中国药物专利数据检索系统」(<http://chmp.cnipr.cn/chineseversion/login/index.asp>) 及び英語版の「Traditional Chinese Medicine Patent Database」(<http://chmp.cnipr.cn/englishversion/login/index.asp>) がある（最終訪問日：2008年10月20日）。

(ii) 植物新品種保護条例

植物新品種の保護については、我が国の種苗法に相当する植物新品種保護条例⁴⁵が存在する（1997年10月1日施行）⁴⁶。中国における植物品種の保護は、食用作物、野菜、果樹（水果）及び薬草等については農業部（植物新品種保護弁公室）が、林木、果樹（乾果）、調味料及び薬材等については国家林業局（植物新品種保護弁公室）が分担して所管しており⁴⁷、それぞれの職責に応じて、品種権の出願、審査及び登録が行われる。保護対象となる新品種とは、ある栽培された植物の品種又は発見された野生の品種を発展させたものであって、新規性、区別性、均一性及び安定性を有し、適切な名称が与えられているものをいう（第2条、第15条～第18条）。品種権を出願できる植物新品種は、国家の植物保護品種リストに挙げられている植物の属又は種でなければならない（第13条）。2008年4月現在、151属種が保護対象植物とされている⁴⁸。植物新品種については、登録から15年間（永年性植物は20年）、生産及び販売に関する権利である品種権が与えられる。なお、特許権との二重保護は、原則として禁止されている。

(iii) 伝統医薬（中薬（漢方薬））関連法規

上述したとおり、医薬品については1992年の特許法改正まで、特許保護は与えられておらず、行政法規による保護が行われているのみであった。1992年の特許法改正後は、特許法の下での制度と行政法規の下での制度が併存している。

医薬品に関しては、1984年9月に薬品管理法⁴⁹が公布され、1985年7月に施行された（2001年一部改正）。同法は中薬のみを対象としたものではなく、主として医薬品一般の製造、拡布の管理及び法的責任を規定したものである⁵⁰。この他にも、医薬品一般に係る法規として、薬品行政保護条例⁵¹がある。同条例は、中国との間で覚書を締結している米国や日本等の諸国について、1993年1月1日以前において中国特許法の規定に基づき十分な保護が受けられないとき等に、7年6か月の行政保護を保障するものである。

中薬に関する制度としては、1992年10月には、上述した中薬品種保護条例が公布され、1993年1月に施行された。同条例は、薬用植物の品種に関し、その分類、審査、承認及び保護を定めたものであり、中国における中薬保護の中心的な制度である。同条例第2条には、「本条例

⁴⁵ 中华人民共和国植物新品种保护条例（1997年3月20日中華人民共和国国务院令第213号公布、1997年10月1日施行）

⁴⁶ 2000年には種子法の第12条において、品種保護の原則が規定されている。

⁴⁷ それぞれの職責については、「中華人民共和国植物新品種保護条例実施細則（農業部分）」（農業部制定、1999年6月16日施行。2007年8月25日改正、2008年1月1日施行）及び「中華人民共和国植物新品種保護条例実施細則（林業部分）」（国家林業局制定、1999年8月10日施行）に規定されている。

⁴⁸ 植物新品種保護名録（中华人民共和国植物新品种保护名录）（農業部：第1～7批、国家林業局第1～4批）

⁴⁹ 中华人民共和国药品管理法（1984年9月20日公布・施行）（改正法2001年2月28日中華人民共和国主席令第45号公布、2001年12月1日施行）

⁵⁰ 2002年9月には、同法の施行に係る詳細な規則である薬品管理法実施条例が施行されている。中华人民共和国药品管理法实施条例（2002年8月4日中華人民共和国国务院令第360号公布、2002年9月15日施行）

⁵¹ 药品行政保护条例（1992年12月19日国家医薬管理局第12号令公布、1993年1月1日施行）

は、中国国内で生産製造された中薬品種に適用し、それには、中薬製剤、天然薬物の抽出物及びその製剤並びに中薬の人工製品を含む。特許出願する中薬品種については特許法の規定によるものとし、本条例は適用しない。」と規定されており、特許保護を受けていない中薬品種等について、保護を受けることができる。

中薬品種は、一級と二級の二種類に分類される（第5条）。①特定疾病に対し、特殊な治療効果を有するもの、②国家の一級保護野生药材物种の人工製品であるもの、③特殊な疾病的予防及び治療に用いられるものは、一級の保護を申請することができる（第6条）。一方、①一級保護の品種で一級保護を解除された品種、②特定疾病に顕著な治療効果があるもの、③天然薬物から抽出した有効物質及び特殊製剤については、二級保護を申請することができる（第7条）。衛生部による審査を経て認可されれば、「中薬保護品種認書（中药保护品种证书）」が発行され、保護期間内は当該認書を有する者のみが生産を行うことができる。保護期間は、一級保護品種については、30年、20年、10年であり、二級保護品種は7年である（7年の延長可能）（第12条）。したがって、一級保護品種については、特許権よりも長い期間の保護を受けることができる。この中薬品種保護条例制定後は数多くの申請がなされ、2007年末現在、2469の国家中薬保護品種が公表されている⁵²。このように、中薬品種保護条例は中薬に対してある程度有効な保護を提供している。但し、その保護対象はあくまで「品種」であり、遺伝資源や伝統的知識そのものを保護するものではない。

2002年には、科学技術部、国家発展計画委員会、国家経済貿易委員会、衛生部、国家食品药品监督管理局、国家中医薬管理局、国家知識産權局及び国家科学院が共同で「中薬現代化発展綱要⁵³」を策定・公表し、中薬に関する新体系の構築、現代中薬に関する基準・規範の制定、現代中薬産業の育成等を通じた中薬の現代化を目標に掲げた。さらに、2007年には、科学技術部等の16部門が共同で、中医薬の継承、創新、現代化及び国際化を目的とした「中国医薬革新発展計画綱要⁵⁴（2006-2020年）」を取りまとめており、中国は今後も独自の制度により中薬の保護強化を進める予定である。

3. ABS政策と立法状況

遺伝資源及び伝統的知識に係る需要・関心が国内外で高まる中、中国国内においてABSに係る問題点が指摘されるようになった。

まず第一に、法規制の欠如の問題がある。上述したとおり、中国においては、遺伝資源及び伝統的知識の利用等に関する既存の法律の適用が極めて限定的であり、統一されたABS法が存在していない。したがって、現行制度の下で海外の企業や研究機関等がアクセスを行う際には、各個別法を遵守していれば特にABSに関する手続をとる必要は無い。遺伝資源及び伝統

⁵² 中华人民共和国国务院新闻办公室・前掲注（4）。

⁵³ 「中药现代化发展纲要（2002-2010年）」（2002年）（国办发〔2002〕61号）

⁵⁴ 「中医药创新发展规划纲要（2006-2010年）」（2007年）（国科发社字〔2007〕77号）

（<http://www.most.gov.cn/zfwj/zfwj2007/200704/P020051214605041409732.doc>）（最終訪問日：2008年10月30日）

的知識が主として個人や個々の研究機関等によって管理され、国家の十分な管理下にあるとは言えない現状において、中国の遺伝資源及び伝統的知識の海外流出に対する懸念が高まり、国家による統一的な管理・規制メカニズム構築を求める声が大きくなつた。

第二に、ABS に係る関連機関の権限配分の問題がある。遺伝資源及び伝統的知識に関しては、国家環境保護総局（国家环境保护总局）（State Environmental Protection Administration : SEPA）、国家発展及び改革委員会（国家发展和改革委员会）、教育部、科学技術部（科学技术部）、財政部（财政部）、住宅・都市農村建設部（住房和城乡建设部）、農業部（农业部）、商務部（商务部）、衛生部（卫生部）、税關總署（海关总署）、国家商工行政管理總局（国家工商行政管理总局）、国家品質監督検査検疫總局（国家质量监督检验检疫总局）、国家林業局（林业局）、国家食品藥品監督管理局（国家食品药品监督管理局）、国家知識產權局（知识产权局）、中国科学院、国家中医藥管理局（国家中医药管理局）等の関連機関がそれぞれ所管する分野に関して権限を有している。CBD については国家環境保護総局が国内における調整機関であり、CBD の国家窓口（権限ある当局）としても機能しているが、ABS に係る統一された政府機関が存在せず、縦割りの規制となっている。そこで、こうした ABS に係る権限配分の不透明さを解消するためのメカニズムの構築、各関連機関相互の連携強化の必要性が主張されるようになった。

第三に、遺伝資源及び伝統的知識の保護に関する国民の关心・認識の低さの問題がある。ABS の問題についてはまだまだ中国国内で十分に理解されているとは言えない。そこで、意識向上及び本問題に対応するための能力構築の必要性が指摘されるようになった。

こうした国内の声並びに国際的な遺伝資源及び伝統的知識に係る議論の進展を受けて、中国は現在、遺伝資源及び伝統的知識に係る法律の制定及び政策の立案を進めている。そこで以下では、ABS 規制に向けた現在の中国の取組について概説する。

（1）生物遺伝資源管理条例等の起草

1993年1月5日、中国政府は CBD を批准し、以降、その履行のための一連の政策を展開してきた。まず、1994年には「中国生物多様性保護行動計画⁵⁵」を作成し、生物多様性の現状及びその経済的価値の評価、優先的保護の必要な動植物の特定等、CBD 履行のための 26 の優先行動及び 18 の優先計画を策定した。さらに同年、環境政策における基本方針をまとめた「中国版アジェンダ 21：21世紀における人口、環境及び開発に関する白書⁵⁶」も公表した。1995年には生物多様性に関する国家研究を実施し、この研究において、中国における生物多様性の基本的な状況分析、その経済的価値の評価、CBD 履行に要する追加的費用及び利益の算定等を行っている。1997年には、CBD 履行に係る第一次国家報告書⁵⁷を策定し、優先行動の一つとして、CBD の下での一般的な義務の履行のための ABS に関する法律の起草や政策の立案を

⁵⁵ 「中国生物多样性保护行动计划」（1994年）。

⁵⁶ 「中国 21 世纪议程—中国 21 世纪人口、环境与发展白皮书」（1994 年）。

⁵⁷ 「中国履行《生物多样性公约》第一次国家报告」（1997 年）。

挙げた⁵⁸。しかし、これらの文書は、専ら生物多様性の保全及びその持続可能な利用に主眼を置くものであった。

2002 年の COP6 においてボン・ガイドラインが策定されると、ABS の問題が CBD に係る議論の中でも重要な位置を占めるようになった。こうした状況下において、中国国内では ABS に係る法整備を求める声が高まり、国家環境保護総局が検討を開始した。

2003 年には、国家環境保護総局、国家発展改革委員会、科学技術部、財政部、農業部、商務部、国家知識産權局、国家中医藥管理局等の 17 関連機関から構成される「生物種資源保護部門間合同会議（生物物种资源保护部际联席会议）⁵⁹」が設置され、事務局が国家環境保護総局に置かれることになった。同会議は、生物遺伝資源の保護及び管理に係る方針、政策、法規等の研究及び審議等をその任務としている。また、下部機関として、金鑑明中国工程院院士を主任委員とする「国家生物種資源保護専門家委員会（国家生物物种资源保护专家委员会）⁶⁰」が設置された。

2004 年 3 月、国務院は、「生物種資源の保護及び管理に関する通知⁶¹」を出し、生物種資源の保護及び管理の重要性に対する認識の向上について注意を喚起した。同通知では、生物種資源の保護及び利用に関する法令の制定、生物種資源の海外輸出に関する審査制度の創設、生物種資源を利用した対外共同研究の管理強化（生物種資源の提供時の契約の締結、権利義務關係の明確化、知的財産権等の研究成果及び利益の共有）、生物種資源の保護、採取、収集、研究、開発、貿易、交換、輸出入等の活動の規制を勧告している。その他、生物種資源に関する調査の実施、生物種資源の保護に関する能力構築、科学研究及び技術開発の強化、人材育成、法執行の強化、関連部局・組織の連携等についても言及している。また、国務院は 2005 年に「科学発展の実施及び環境保護の強化に関する決定」⁶²を出し、遺伝資源等に係る法律及び法規の起草、利益配分に係るメカニズムの構築、遺伝資源の流出防止等を要請した。これらの文書により、ABS 問題が正式に国務院の立法計画の中に組み込まれ、「生物遺伝資源管理条例（生物遗传资源管理条例）」の起草が現在進行中である。これまでのところ、数回の公式部会が開催され、起草案が策定されている。

2007 年 12 月には、国家環境保護総局が、「全国生物種資源保護利用計画綱要⁶³」を公表した。同綱要是、上記国務院の「生物種資源の保護及び管理に関する通知」を受けて、生物種資源保護部門間合同会議が起草に 2 年を費やして取りまとめたものである。同綱要では、今後 15 年

⁵⁸ この他にも、CBD 履行に関し、2000 年全国生態環境保護綱要（全国生态环境保护纲要）、2006 年中国水生生物資源養護行動綱要（中国水生生物资源养护行动纲要）、2000 年中国国家生物安全枠組み（中国国家生物安全框架）、2005 年全国湿地保護工事実施計画（全国湿地保护工程实施规划（2005-2010 年））等が策定されている。

⁵⁹ 「关于印发生物物种资源保护部际联席会议制度的通知」（2003 年）

（http://www.mep.gov.cn/natu/swdyx/swwzzybh/200308/t20030818_90790.htm）（最終訪問日：2008 年 10 月 30 日）

⁶⁰ 「关于印发第一届国家生物物种资源保护专家委员会组成、职责及工作制度的通知」（2003 年 7 月 10 日）
（http://www.sepa.gov.cn/natu/swdyx/swwzzybh/200307/t20030710_90789.htm）（最終訪問日：2008 年 10 月 30 日）

⁶¹ 「国务院办公厅关于加强生物物种资源保护和管理的通知」（国办发〔2004〕25 号）

⁶² 「国务院关于落实科学发展观加强环境保护的决定」（国发〔2005〕39 号）

⁶³ 「全国生物物种资源保护与利用规划纲要」（环发〔2007〕163 号）

間の生物種資源の保護及び利用に関する政策方針が説明されている。

まず、中国領土内にある生物種資源については国家が主権を有しており、生物種資源の取得に際しては、中国の法律、法規及び関連政策を遵守しなければならないことが原則として明記されている。そして、全体目標として、現代科学技術の利用と伝統的知識の活用、生物多様性の保護、生物種及びその遺伝資源の持続可能な利用、生物種及びその遺伝資源、関連する伝統的知識の利用から生ずる利益配分等が挙げられている。

続いて段階目標が示されているが、2006年～2010年の短期目標としては、生物種遺伝資源等に係る管理体制、法規及び政策等の整備、生物遺伝資源の取得及び利益配分に係る制度の創設、生物種資源の輸出入管理制度の導入⁶⁴、出入国審査の強化、生物種及び遺伝資源の流出防止などが挙げられている。さらに、2011年～2015年の中期目標として、生物種及び遺伝資源等に係る調査の実施、目録の作成及び保護種名録の制定、関連する伝統的知識の文献化や知的財産権による保護、生物遺伝資源の取得及び利益配分に係る制度の実施等が、2016年～2020年の長期目標として、生物種資源の保護強化、関連する法制度及び管理メカニズム、生物遺伝資源の取得及び利益配分に係る制度の完備、関連する伝統的知識の文献化及び知的財産権による保護等が挙げられている。

また、保護及び利用に係る重点領域の一つとして、生物遺伝資源に関連する伝統的知識が挙げられており、主要な目標・任務、保護及び利用のための措置が述べられている。

まず 2006 年～2010 年の短期目標・任務としては、CBD、世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization : WIPO）、WTO 等における伝統的知識の保護をめぐる議論の進展を注視しつつ、伝統的知識の保護に関する法令、政策、施策等を制定・実施することにより、遺伝資源及び関連する伝統的知識から生ずる利益配分に関する制度を導入すること、また、2010 年までに伝統医薬、伝統農作物、少数民族地区の関連する伝統的知識の調査を実施し、目録を作成すること等が挙げられている。

さらに、2011 年～2015 年の中期目標・任務として、伝統的知識の調査の継続、伝統的知識の文献化・データベースの構築、伝統的知識に関する法制度・政策等の研究、遺伝資源及び伝統的知識に係る利益配分制度の整備、特許出願における遺伝資源及び伝統的知識の出所の開示義務の導入が挙げられている。

そして、2016 年～2020 年までの長期目標・任務としては、2020 年までに伝統的知識の調査及びデータベースの構築を終了すること、有効な伝統的知識の保護制度を制定すること、特許出願における出所開示制度を実施すること、伝統的知識の保有者との利益配分を確保すること、利用技術を開発すること等が挙げられている。

本綱要で示された方針に基づき、今後、中国における ABS 関連の規制・保護強化が急速に

⁶⁴ 2007 年には科学技術進歩法も改正され、「国家は、貴重で絶滅の危機に瀕した生物種資源、遺伝資源等の科学技術に関連する資源に関し、出国管理制度を実施する。」との規定が追加されている（第 28 条）。中华人民共和国科学技術进步法（1993 年 7 月 2 日公布、1993 年 10 月 1 日施行）（改正法 2007 年 12 月 29 日中華人民共和国主席令第 82 号公布、2008 年 7 月 1 日施行）

進められる可能性がある。

(2) 知的財産関連の動き

(i) 国家知的財産権戦略綱要

国务院は、2008年6月5日、「国家知識産権戦略綱要⁶⁵」を公表した。同綱要是、知的財産権の創造、活用、保護及び管理能力の向上を通じたイノベーション型国家への移行実現を目的として約3年をかけて策定されたもので、2020年までに、中国を知的財産権の創造、活用、保護及び管理能力の比較的高い国に築きあげることを目標として掲げている。

同綱要に関し、ABSとの関連で注目すべき点としては、遺伝資源、伝統的知識及び民間文化・芸術⁶⁶の有効な保護と合理的な利用を今後5年間の戦略目標の一つとしていることである。さらに同綱要是、目標達成のための「重点戦略（战略重点）」の一つとして、遺伝資源、伝統的知識、民間文化・芸術等に関する立法を適時に行うことを見出している。また、「特定任務（专项任务）」の部分では、「特定領域における知的財産権」として、以下の項目を列挙している。

- ・ 遺伝資源の保護、開発及び利用に係る制度を整備し、遺伝資源の流出及び無秩序な利用を防止する。遺伝資源の保護、開発及び利用の間の利害関係を協調させ、遺伝資源の取得及び利益分配のための合理的なメカニズムを構築する。遺伝資源提供者の情報に基づく合意に係る権利を保障する。
- ・ 伝統的知識の保護制度を構築し、整備する。伝統的知識の整理及び継承を助成し、伝統的知識の発展を促進する。伝統医薬に係る知的財産権の管理、保護及び利用の協調メカニズムを整備し、伝統工芸の保護、開発及び使用を強化する。
- ・ 民間文化・芸術に係る保護を強化し、民間文化・芸術の発展を促進する。徹底して民間文化・芸術作品を発掘し、民間文化・芸術の保管者と後続創作者との間での合理的な利益分配メカニズムを構築し、関連する個人や団体の合法な権益を保護する。

この他にも、同綱要是、植物新品種に関し、奨励メカニズムの策定、新品種の育成の助成、育種のイノベーション成果の品種権への転換推進等を特定任務として挙げている。

(ii) 第三次特許法改正

中国最初の特許法は1984年3月12日に第6期全国人民代表大会常務委員会第4回会議を通過し、1985年4月1日に施行された。その後、第一次改正は1992年9月4日に第7期全国人民代表大会常務委員会第27回会議を通過し、1993年1月に施行された。さらに、第二次改正は2000年8月25日に第9期全国人民代表大会常務委員会第17回会議を通過し、2001

⁶⁵ 「国家知识产权战略纲要」(2008年6月5日)

(http://www.sipo.gov.cn/sipo2008/yw/2008/200806/t20080610_406106.html) (最終訪問日: 2008年10月30日)

⁶⁶ 原文は「民间文艺」。

年7月1日に施行されている。

そして、2008年に第三次特許法改正が行われた。この改正作業は、2005年初頭に開始された。2005年1月には国家知識産権局内に改正担当部署が設置され、同年3月、国家知識産権局が改正に関する十数項目の重要な問題点を整理し、研究課題として一般に公開して研究の実施を呼びかけた。これを受けて様々な研究活動が行われ、その成果が報告書としてまとめられた。2006年3月より、国家知識産権局が各研究課題の研究成果等を基に立法案の整理・検討を開始し、2006年8月に「中華人民共和国特許法改正草案（意見募集稿）⁶⁷」を発表した。この意見募集稿に対して国内外から寄せられた意見を踏まえて検討した上で、2007年初頭に国家知識産権局が「中華人民共和国特許法改正草案（送審稿）」を完成し、国務院法制弁公室へ提出した。その後、法制弁公室が改正草案について検討を行い、「中華人民共和国特許法（修改稿）」（2008年2月28日）等を作成し、二度の意見募集を行った。そして、国内外の関係機関、企業及び研究者等から寄せられた意見等を基に更なる研究・修正が行われ、「中華人民共和国特許法修正案（草案）」が完成した。2008年8月5日、国務院が全国人民代表大会常務委員会に草案を提出、同常務委員会による意見募集、審議、修正等を経て、2008年12月27日に改正法案が可決・公布された⁶⁸。同改正法は、2009年10月1日より施行される。

この第三次改正では、ABSに関して重要な規定が導入された⁶⁹。全国人民代表大会常務委員会の説明⁷⁰によると、中国は遺伝資源大国であり、中国の遺伝資源を違法に窃取して行われる技術開発や特許出願を防ぐために改正が必要であるため、以下の二つの大きな改正が行われた。

第一の改正点として、改正法第5条第2項は、「法律、行政法規の規定に反して遺伝資源を取得又は利用し、かつ当該遺伝資源に依存して完成させた発明創造に対しては、特許権を付与しない。」と定め、遺伝資源の合法的な取得を特許要件とした。国家知識産権局が2008年11月に公表した特許法実施条例修正草案⁷¹（以下、「特許法実施条例案」という。）によると、本規定に該当する場合、初步的審査（予備審査）及び実質審査（実体審査）における拒絶理由になるとともに、権利付与後の特許権無効宣告申請の理由にもなる（特許法実施条例案第49条、

⁶⁷ 国家知识产权局「《中华人民共和国专利法》第三次修改征求意见稿条文对照」（2006年）

（http://www.sipo.gov.cn/sipo2008/zxft/zlfdsxg/bjzl/200804/t20080419_383849.html）（最終訪問日：2008年10月30日）

⁶⁸ 「全国人民代表大会常务委员会关于修改《中华人民共和国专利法》的决定」（2008年12月27日中華人民共和国主席令第8号公布、2009年10月1日施行）

⁶⁹ 第三次改正における遺伝資源及び伝統的知識に関する他の項目として、新規性阻却事由に関する世界公知・公用基準の採用がある（改正法第22条）。主として伝統的知識をめぐる議論において、海外で遺伝資源及び／又は伝統的知識を取得し、当該遺伝資源及び／又は伝統的知識についてそのまま特許出願するような場合について、国内公知・公用を採用している国においては新規性判断の際に外国における当該遺伝資源及び／又は伝統的知識の公知・公用の事実が加味されないために、特許権が付与されてしまうという可能性がある。現在世界のほとんどの国が世界公知・公用基準を採用している中、中国も世界公知・公用基準を採用するということは、伝統的知識に係る瑕疵ある特許権の付与を防止する観点から、評価できる。

⁷⁰ 全国人民代表大会常务委员会法制工作委员会「专利法修正案草案全文及说明」

（http://www.npc.gov.cn/huiyi/lfzt/zlfxzaca/2008-08/29/content_1448023.htm）（最終訪問日：2008年10月30日）

⁷¹ 国家知识产权局「关于《中华人民共和国专利法实施条例修订草案（征求意见稿）》的说明」（国知发法函字〔2008〕359号）

第 56 条及び第 70 条)。

第 5 条第 2 項⁷²が追加された理由について、国家知識産権局は意見募集稿の公表の際の「中華人民共和国特許法第三次改正の意見募集稿に関する説明⁷³」(以下、「意見募集稿説明」という。)において、「特許制度と遺伝資源保護制度との整合と連結を図り、特許権の付与が CBD の目標実現への一助となることを確保するため、特許制度の中に、中国における遺伝資源管理に係る法律法規に反して完成した発明創造の特許権取得を防ぐメカニズムを設けることを提案する。・・(中略)・・こうした発明創造自体は特許権付与のその他の条件を充足するかもしれないが、もしその完成が、依存した遺伝資源の取得又は利用に係る関連法規に違反し、CBD の情報に基づく同意及び利益配分の要求に適合しないものであれば、特許保護を受けられるべきではない。」と説明している。但し、「特許制度はただ遺伝資源保護制度の一環に過ぎず、遺伝資源の取得及び利用が関連法規に適合しているか否かの判断は専門的な認定プロセスによるものであり、国家知識産権局によって特許審査プロセスで認定されるものではない。換言すれば、改正案によって確立したいメカニズムとは、行政処置又は司法訴訟により、遺伝資源の取得及び利用の違法性が認定された場合について、国家知識産権局が特許出願の却下又は特許権無効の宣告を決定することができるというものである。」と述べており、国家知識産権局が遺伝資源に係る取得及び利用に係る判断を行う予定はないことが説明されている。違法性に係る判断のメカニズムについては、特許法実施条例及び審査指南（審査基準）の中での明確化が予定されている。関連する法律、行政法規としては、現在起草が進められている生物遺伝資源管理条例等が該当することになろう。

なお、改正法における「遺伝資源」の定義に関し、2006 年の意見募集稿説明では、CBD 第 2 条に規定された遺伝資源の概念と一致する「現実の又は潜在的な価値を有する遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材（遺伝素材）」が提案されていたが、特許法実施条例案では、特許法にいう「遺伝資源」の定義に CBD では対象外となっているヒトの遺伝資源が含まれている点に注意が必要である（特許法実施条例案第 32 条）。また、「発明創造の完成が遺伝資源の取得及び利用に依存する」場合について、2006 年の意見募集稿説明では、①発明創造の形成過程がある遺伝資源の取得及び利用に依存するが、完成された発明創造の実施には当該遺伝資源の利用が必要とされない場合、②発明創造の実施にある遺伝資源が不可欠である場合が含まれるとされていたが、特許法実施条例案では、発明創造の完成が遺伝資源に依存するとは、発明創造の完成に遺伝資源の機能を利用していることを指すと規定されている（特許法実施条例案第 32 条）。

一方、第二の重要な改正点として、改正法第 26 条第 5 項は、「遺伝資源に依存して完成した発明創造の場合、出願人は特許出願文書において当該遺伝資源の直接的由来及び原始的由来を

⁷² 国家知識産権局作成の意見募集稿では、第 A2 条として提案されていた。

⁷³ 国家知识产权局「关于征求对《中华人民共和国专利法修订草案》（征求意见稿）意见的通知」（<http://www.sipo.gov.cn/sipo/bgs/img/he.pdf>）（2006 年）（最終訪問日：2008 年 10 月 30 日）

説明しなければならない。遺伝資源の原始的由来を説明できない場合、出願人はその理由を述べなければならない。」と定めており、遺伝資源に係る出所開示義務を導入している。ここでいう、「由来」（原文では「来源」）とは、意見募集稿説明によると取得及び利用する遺伝資源の直接の由来、即ち取得された場所を指すとされている⁷⁴。なお、特許法実施条例案では、この規定に反する場合、初步的審査（予備審査）及び実質審査（実体審査）における拒絶理由となるものの、権利付与後の特許権無効宣告申請の理由にはならないとされており、第5条第2項違反とは異なる扱いとなっている（特許法実施条例案第49条、第56条及び第70条）。

第26条第5項の導入の理由に関し、国家知識産権局は、「CBD三原則の実行を促進するため、特許制度自体が保障メカニズムを提供しなければならない。知的財産権制度と遺伝資源保護との間には多岐にわたる関係性が存在するが、目下主として国際的に注目を集めているのは、特許制度において遺伝資源の由来開示を要求することである。発明創造が遺伝資源の取得及び利用に依存して完成される場合に、出願人に特許出願文書において遺伝資源の由来を明記することを要求することは、遺伝資源の取得及び利用が CBD 規定の情報に基づく同意及び利益配分の原則に適合することに関する国家管轄機関の了解と判断に役立つ。」と説明している⁷⁵。第26条第5項は、原則的な規定にとどまっているため、その概念、具体的な要求及び手続上の規定については、特許法実施条例及び審査指南での明確化が予定されている。

なお、上記二つの規定に関し、国务院法制弁公室の修改稿では「発明創造の完成が遺伝資源又は伝統的知識に依存し、当該遺伝資源又は伝統的知識の取得又は利用が関係する法律、行政法規の規定に反する場合には、特許権を付与しない。」（修改稿第6条第2項）とされており、伝統的知識についても規定され、伝統的知識に係る出所開示義務も導入されていたが、改正法では遺伝資源のみの規定に修正されている⁷⁶。

4. 我が国に与える影響と課題

中国は、改革開放30年に当たる2008年を知的財産保護強化の鍵となる年と位置付けており、知的財産権制度の整備を強力に推進している。その一環として、今後、遺伝資源及び伝統的知識等に関する制度の整備も進められることになろう。以下では、中国の取組が我が国に与える影響と今後の課題について整理する。

まず、生物遺伝資源管理条例等のABS法は現時点ではまだ起草中であるが、ABSに関して非常に制限的で複雑な手續が要求されるようであれば、我が国企業による中国の遺伝資源及び伝統的知識の利用が大きく阻害されることになる。しかし、過度に厳格なABS規制が導入された場合には、結果的に中国へのアクセス減少に繋がり、中国に利益をもたらさないことになる。実際、フィリピンの大統領令第247号は非常に厳しい手續等を要求していたため、実際に

⁷⁴ 同上。

⁷⁵ 同上。

⁷⁶ 国家知識産権作成の意見募集稿の時点では、伝統的知識に関する記載はなく、遺伝資源に係る規定のみであった。

は機能せず、フィリピンの遺伝資源等に対するアクセスは激減した。そのため、同国は規制を緩和する「野生生物資源保全保護法」を 2001 年に制定している⁷⁷。CBD 発効後早期に ABS 法を整備した国の中には、フィリピンのように軌道修正を余儀なくされている国も多いため、中国はこれらの前例に学び、利用者と提供者の双方に利益をもたらす制度の構築を目指さなければならない。

また、第三次特許法の改正では、遺伝資源関連発明についてその遺伝資源の取得及び利用が関連法規に反する場合に特許保護を与えないとする規定が新設されたが、CBD という環境条約の履行確保のための措置を特許法に導入したことに関しては、その正当性について疑問が残る。しかし、同規定が新設されたからには、関連法規及びその手続、さらには司法判断等における明確性、透明性の確保が不可欠となる。

他方、遺伝資源に関する出所開示義務については、既に欧州の複数の国の国内法で導入されており、我が国企業の中国への特許出願が増加⁷⁸している中で中国特許法においても出所開示義務が導入されたことにより、事実上、国際的に出所開示義務が導入されたのと同様の効果をもたらすおそれがある。よって、我が国企業は、自らが利用・保管している遺伝資源の管理体制を整える必要がある。また、出所開示義務の対象は、最終的には遺伝資源のみとなったが、上述したとおり、起草過程では伝統的知識を対象に含む草案も存在した。したがって、今後も開示義務の対象に伝統的知識を加える動きができる可能性も否定できない。しかし、定義も定まっていない伝統的知識に係る義務の導入は、ABS に係る大きな不安定要素となるため、我が国としては、開示義務の対象外とするよう働きかけていかなければならない。

なお、本稿では対象外としたが、伝統的知識に関しては、遺伝資源に関連した法規の他にフオーラムの保護等に係る法規にも注意する必要がある。中国著作権法⁷⁹第 6 条には、「民間文学藝術の著作物（民间文学艺术作品）の著作権を保護する方法は、國務院により別に定められる。」と規定されている。そして、現在、2009 年の成立を目指して「民間文学藝術作品の著作権保護に関する条例（民间文学艺术作品著作权保护条例）」の策定が進められている。伝統的知識については、この他にも無形文化遺産に係る保護法制等も関連するため、これら一連の法整備の動きについても把握しておかなければならない。

最後に、今回紹介した中国の取組は、あくまで国内法レベルのものであり、国外において適用されることはない。しかし、中国の遺伝資源及び伝統的知識の利用は、通常、中国国外で行われるため、今後中国が現在整備中の国内法規の国際法化を志向する可能性は高い。我が国は、国際的なフォーラムにおける中国の動向を注視し、慎重に対応していく必要がある。

⁷⁷ Wildlife Resources Conservation and Protection Act (Republic Act No. 9147, "An Act Providing for the Conservation and Protection of Wildlife Resources and their Habitats, Appropriating Funds Therefore, and for Other Purposes") (2001).

⁷⁸ 日本人の外国への出願先としては米国が最も多く、次いで、中国、欧州、韓国の順となっている。文部科学省『平成 19 年版 科学技術白書』(日経印刷株式会社、2007 年) 150 頁。

⁷⁹ 中华人民共和国著作権法(1991 年 6 月 1 日施行) (改正法 2001 年 10 月 27 日中華人民共和国主席令第 58 号公布・施行)

(17) 台湾における遺伝資源及び伝統的知識に係る ABS 規制の現状*

1. 台湾の生物多様性¹

台湾の国土は世界の陸地面積の 0.03%であるが、亜熱帯地域に属する台湾には、豊富な生物が生息・分布している。台湾には、世界の植物相の約 2.1%にあたる約 6,000 種以上の固有植物品種²、世界の動物相の 3.4%にあたる 29,000 種の動物、世界の微生物相の 8.6%にあたる 10,000 種以上の微生物が存在しているといわれている³。

このように豊富な生物多様性を有する台湾であるが、生物多様性関連法としては、国家公園法、文化資産保存法、野生動物保育法、森林法等があり、また、野生植物保育法が起草段階にある。しかし、これらの法律は主として環境保全を目的とするものであるため、現在、遺伝資源へのアクセス及び利益配分（Access and Benefit-Sharing : ABS）に関する法令（以下、「ABS 法」という。）の制定に係る検討が行われているところである。

2. 台湾の原住民族

台湾には、多様な「原住民族」⁴が存在している。中華民国憲法増修条文⁵第 10 条には、「国家は多元文化を肯定し、更に積極的に原住民族の言語及び文化を維持・発展させる（第 11 項）。」「国家は民族意志に従い原住民族の地位及び政治参与、並びにその教育文化、交通水利、衛生医療、経済土地及び社会福祉事業を保障し、その扶助及び発展を促進する。それらの方法は別途法律において規定するものとする。金門及び馬祖地区の人民においてもこれと同等の扱いとする（第 12 項）。」と規定されており、「原住民族」の存在が憲法において明記されている。1996 年には、中央政府下の原住民族専門の行政機関として、「原住民委員会」が設置されている（1997 年には「原住民族委員会」に改称）。原住民族の保護に係る法令としては、「原住民族教育法」（1998 年）、「原住民族労働権保障法」（2001 年）、「原住民身分法⁶」（2001 年）、「原住民民族別認定規則」（2001 年）、そして後述する「原住民族基本法」（2005 年）等がある。

2008 年 8 月末現在、台湾政府が認定している原住民族は、阿美族（アミ族）、泰雅族（タイヤル族）、賽夏族（サイシャット族）、布農族（ブヌン族）、鄒族（ツォウ族）、排灣族（パイワ

* 筆者：田上麻衣子（東海大学 法学部 法律学科 准教授）

¹ 台湾における遺伝資源及び伝統的知識に係る現状に関する文献として、郭華仁ほか「我國遺傳資源法立法之探討」科技法學評論第 4 卷第 1 期（2007 年）1-64 頁；陳昭華ほか「原住民族傳統生物多樣性知識保護立法方向之探討」月旦法學第 143 期（2007 年）148-163 頁；遺傳資源法規研擬小組編『遺傳資源的取得與利益分享』（國立台灣大學農藝學系、2005 年）等がある。

² 遺傳資源法規研擬小組・前掲注（1）22-23 頁。最新データについては、台灣生物多樣性資訊入口網（<http://www.taibif.org.tw/>）より入手可能。

³ 遺傳資源法規研擬小組・前掲注（1）。

⁴ 漢語で「先住民」と表記すると、「既に滅んでしまった民族・祖先」という意味が生ずるため、台湾では、「原住民族」の語が使用されている。「原住民」とは、17 世紀初頭に漢民族が中国大陆から台湾に移民してくる以前から台湾島及びその周辺の島々に居住していた民族を指す。法律上は 1994 年に憲法増修条文によって「原住民」（第 9 条第 7 項）と規定され、1997 年には「原住民族」に改称されている。

⁵ 中華民國八十九年四月二十五日總統華總一義字第 8900108350 號令公佈。

⁶ 原住民族の身分を有する者は、戸籍及び身分証に原住民族であることが明記されている。

ン族)、魯凱族(ルカイ族)、卑南族(プユマ族)、雅美族(達悟族)(ヤミ族又はタオ族)、邵族(サオ族)、噶瑪蘭族(カヴァラン族)、太魯閣族(タロコ族)、撒奇萊雅族(サキザヤ族)及び賽德克族(セデック族)の14民族である⁷。原住民族の総人口は約45万人⁸(台湾の全人口の約2%)であると見積もられており、これら台湾の原住民族が利用する薬用植物資源数は、118科510種類に達しているといわれている⁹。

台湾では、2005年2月5日に原住民族基本法¹⁰が公布・施行された。同法は全35条からなるが、第13条では、「政府は、原住民族の伝統的生物多様性知識及び知的創作を保護し、その発展を促進しなければならない。本条に関連する事項については、法律で別途これを定めることとする。」と規定している。この第13条の規定は、伝統的生物多様性知識及び知的創作の保護に関する台湾初の規定であり、この規定を受けて、伝統的生物多様性知識及び知的財産創作に関する法律制定の動きが開始された(後述)。

なお、同法における遺伝資源及び伝統的知識に関する他の規定としては、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条及び第24条がある。

3. 遺伝資源及び伝統的知識に係るABS立法の現状

台湾では、上記した憲法の規定、原住民族基本法第13条、更に生物多様性条約(Convention on Biological Diversity: CBD)(以下、「CBD」という。)の規定等を受けて、遺伝資源及び伝統的知識に係る法律の制定作業が進められている。関連する法律及び法案として、①遺伝資源法、②原住民族伝統的生物多様性知識保護条例、③原住民族伝統的知的創作保護条例がある。このうち、①及び②はまだ起草段階にあり、③原住民族伝統的知的創作保護条例については、2007年12月7日に制定され、同年12月26日に公布・施行¹¹されている(全23条)。

③原住民族伝統的知的創作保護条例(原住民族傳統智慧創作保護條例)は、上述した憲法増修条文第10条第11項、原住民族基本法第13条、先住民族の権利に関する国際連合宣言の起草等の国際的な潮流を受けて、原住民族の伝統的知的創作を保護し、原住民族の文化の発展を促進することを目的として制定された条例である(同条例第1条)。同条例にいう「知的創作(智慧創作)」とは、原住民族の伝統的宗教祭儀、音楽、舞踊、歌曲、彫塑、編織、図案、服飾、民俗芸事又はその他の文化成果の表現のことであり(同条例第2条)、いわゆるフォークロアを保護対象としている。

本稿は遺伝資源及び関連する伝統的知識に係る制度を対象としているため、③原住民族伝統的知的創作保護条例については別稿に譲ることとし、以下では、①遺伝資源法、②原住民族伝

⁷ 各民族については、行政院原住民族委員会のホームページ(<http://www.apc.gov.tw/>)の「原住民簡介」で概要が紹介されている。

⁸ 政府による原住民の人口統計については、行政院原住民族委員会のホームページを参照。

⁹ 嚴新富「民族藥用植物」台灣原住民族生物學誌研討會資料(2006年)

(www.cip.ntu.edu.tw/seminar_pdf/07_yen.pdf) (最終訪問日: 2008年12月25日)。

¹⁰ 中華民國九十四年二月五日總統華總一義字第09400017741號令制定公佈

¹¹ 中華民國九十六年十二月二十六日總統華總一義字第09600175601號令制定公佈

統的生物多様性知識保護条例の起草状況及びその内容について概説する。

(1) 遺伝資源法(遺傳資源法)草案

台湾は CBD の締約国ではないが¹²、台湾の研究者及び NGO は 1992 年以降、CBD 関連の会合にも数多く参加していた。しかし、その多くが生物学者であり、生物多様性の保全に係る科学的観点からの関心に集中していた。1996 年以降、環境法の専門家が CBD を取り巻く社会的、法的問題について言及し始めたことから、遺伝資源に関する法令の起草の動きが始まった。

1998 年に行政院の下で農林漁業を所管する農業委員会が遺伝資源の管理に係る法規の起草を提案し、2001 年、行政院は「生物多様性推進方案（生物多様性推動方案）」を採択し、遺伝資源に係る法整備について勧告した¹³。

起草に際し、その対象が検討された結果、CBD の三つの目的、すなわち、①生物の多様性の保全、②その構成要素の持続可能な利用及び③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分について、①及び②は國家公園法、文化資産保存法、野生動物保育法、森林法等の既存の法に委ねることとし、③の ABS に焦点を合わせた法案の起草が開始されることになった。

2004 年 10 月には、4 名の生物学者と 4 名の法学者から構成される研究チームが組織され、台湾大学農芸学系の郭華仁教授の主導の下、起草が開始された。生物学者のグループによって、台湾における生物探査の現状調査が、また、法学者グループ（法規グループ）（台湾大学法律学系の謝銘洋教授、輔仁大学財経法律学系の陳昭華教授、東華大学財経法律研究所の李崇僖准教授、国立交通大学の倪貴榮准教授等）によって、諸外国の法制度及び国際文書の調査・検討が行われた。

これらの研究成果を基に、2005 年 7 月 1 日に開催された法規グループ第 6 回会合において、遺伝資源法の枠組みが合意された。立法に際しては、生物多様性の保全等も含む生物多様性一般に関する立法を行うアプローチ（遺伝資源に係る ABS はその一部を構成する）と遺伝資源に係る ABS を主眼とする立法を行うアプローチがあるが、台湾において前者のアプローチを採用すると、既存の関連法規との調整が非常に困難となる。そこで、後者のアプローチを採用することが合意され¹⁴、同年 8 月 16 日に同草案の初稿が完成した。同時に、遺伝資源へのアクセス規制等に関する理解促進のため、NGO、政府関係者、研究者及び立法者等の利害関係人向けの小冊子「遺伝資源へのアクセス及び利益配分（遺傳資源的取得與利益分享）」も作成された¹⁵。さらに、同年 11 月 7 日には、「遺伝資源保護法草案初稿（学者版）」¹⁶がまとめられ、公

¹² 加入の資格として一般的に国家としての地位が要求されるため、台湾は多くの環境条約の締約国となることができない。台湾の国際環境における地位に関しては、倪貴榮「臺灣在國際環境法上之地位（The Status of Taiwan in International Environmental Law）」國立臺灣大學法學論叢第 31 卷第二期（2002 年）97-130 頁。

¹³ 「生物多様性推動方案」2001 年 8 月 15 日行政院第 2747 次院會通過

¹⁴ 遺傳資源法規研擬小組・前掲注（1）。

¹⁵ 同上

¹⁶ 「遺傳資源法草案初稿（學者版）」(<http://seed.agron.ntu.edu.tw/agra/draft1-1.htm>)（最終訪問日：2008 年 12 月 25 日）

表された。その後、2006年8月15日には、「遺伝資源法草案条文二稿（学者版）」¹⁷が起草されたが、同法案は現在も検討中であり、目立った進捗はみられない。

なお、同法案は、遺伝資源を保護対象とするものであり、伝統的知識は保護対象から除外されている。上述した原住民族基本法第13条を受けて、原住民族の伝統的知識に係る保護を求める声も高まったが、遺伝資源及び伝統的知識は異なる性質を有しているため、それぞれの特徴に応じて、前者については農業委員会が、後者については原住民委員会を主管機関とすることが提案され、原住民族の伝統的知識に関しては、別途、法案が起草されることとなった（後述）。

以下、「遺伝資源法草案条文二稿（学者版）」のポイントを概説する。

(i) 総論

「遺伝資源法草案条文二稿（学者版）」（以下、「遺伝資源法（案）」という。）は、第一章「総則」、第二章「生物探査許可」、第三章「種原庫及び標本館」、第四章「遺伝資源の輸出」、第五章「遺伝資源の利用及び知的財産権関係」、第六章「生物多様性基金の創設」、第七章「罰則」、第八章「附則」という構成になっている。

第1条では、遺伝資源法（案）は、遺伝資源の保全、その永続利用及び利用から生ずる利益の公平かつ合理的な配分を目的とすることが規定されているが、これはCBD第1条及びボン・ガイドラインの第11条及び第15条の規定に則したものである。続く第2条では、遺伝資源法（案）は、中華民国領域、経済水域及び大陸礁層内に存する国家が主権的権利を有する遺伝資源に対して適用されることが明記されているが、この規定は、CBD第3条及び国連食糧農業機関（Food and Agriculture Organization of the United Nations : FAO）の食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する条約（International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture : ITPGR）（以下、「ITPGR」という。）第10条において、遺伝資源に係る国家の主権的権利が規定されていることを受けて導入された規定である。遺伝資源法（案）に規定がない場合には、上述した国家公園法等の他の法律が関連する範囲において適用される。なお、ヒトの遺伝資源、本国人（原住民族）による伝統的な生物材料の使用方法、ITPGRの対象である作物については、遺伝資源法（案）の適用対象外とされている（第5条）。遺伝資源法（案）の主管機関は、行政院の農業委員会である（第3条）。

第4条には定義規定が置かれている。遺伝資源法（案）において「遺伝材料」とは、遺伝単位を有する生物材料であって、自ら又は人為的に増殖を行う生物材料又はその組成部分のことであり（第4条第1項第1号）、「遺伝資源」とは遺伝材料の総称である（同第2号）。また、「生物材料」とは、生物体又はその組成部分であって、遺伝材料を含む（第3号）。「生物探査」とは、学術研究又は商業開発目的で、生物の生息地において遺伝材料を取得する行為をいう（同

¹⁷ 「遺傳資源法草案條文二稿（學者版）」(<http://seed.agron.ntu.edu.tw/agra/draft2-1.htm>)（最終訪問日：2008年12月25日）

第4号)。この「生物探査」は、純粹に学術研究を目的として行われる「第一類探査」(同第5号)と、遺伝資源の取得後直ぐに商業利用が予定されている場合又は将来的に商業利用の可能性がある場合に行われる「第二類探査」(同第6号)の二つに分類される。

(ii) 遺伝資源の利用に係る手続

遺伝資源法(案)の適用領域内において生物探査を行う者は、遺伝資源法(案)の規定に従い、主管機関又は主管機関より委任された機関に対して申請を行い、許可を得なければならぬが(第8条)、必要となる申請及び承認手続は、生物探査の種類によって異なっている。

第一類探査の場合には、取得に係る手続は非常に簡潔である。遺伝資源の取得を希望する者は、遺伝資源の取得申請に必要な全ての書面(申請書、探査計画書、その他主管機関が必要と認める文書)を添えて申請を行い、主管機関による審査を受ける(第11条)。探査計画書には、探査の目的、探査地、探査を行う期間及び方法、採集を希望する遺伝材料の種類及び数量、用途、期待される研究成果、その他主管機関が必要と認める事項について記載しなければならない(第11条第3項)。主管機関は、申請を受理した後、遺伝資源が存在する土地の所有者にその旨を伝え、同意について確認する。土地の所有者の同意が確認できた場合のみ、主管機関は遺伝資源の取得の可否について審査を行うが、この審査の過程では、申請人より提出された書類に基づき、公共の利益や生態に与える影響等について考慮しなければならない(第9条第1項)。また、主管機関は審査に際し、適宜、環境保護、国防、動植物保全、原住民族の保護等の観点から、関係機関に意見を求める(第13条)。申請人の提出文書に不備があった場合、主管機関は、期間を指定して申請人に補正を求める。期限を過ぎても補正が行われない場合には、申請は不受理となる(第12条)。審査の結果、遺伝資源の取得が認められた場合には、許可の範囲(対象者、地理的範囲及び探査の方法)、発給日及び有効期限、採集可能な遺伝材料の種類について記載された許可証が発行される(第25条)。許可証を受領した申請人は、生物探査を開始することができる。

一方、第二類探査については、事前の情報に基づく同意(Prior Informed Consent: PIC)(以下、「PIC」という。)の取得原則の遵守及び生物探査から生ずる利益の合理的な配分の確保が求められるため(第9条第2項)、第一類探査に比較してより複雑で厳しい手續が規定されている。

まず、申請段階について、第二類探査に係る取得申請を行う場合には、第一類探査で必要とされる文書に加え、商業利用の可能性及び予想される経済的収益について記載した商業利用説明書を提出しなければならない(第11条第4項)。主管機関が申請書を受理した場合に、申請人より提出された書類に基づき、公共の利益や生態に与える影響等について考慮する点、適宜関連機関に意見を求める点、申請文書に不備があった場合に補正を求める点は、第一類探査の場合と同じである。しかし、第一類探査の場合とは異なり、審査の段階で土地の所有者に対する同意の確認は行われない。主管機関による審査を通過した場合に初めて、主管機関は遺伝資

源が存在する土地の所有者に対し、申請があつた旨を通知する。そして、主管機関は期日を指定して申請人及び土地の所有者を召集し、生物探査活動、材料移転及び利益配分に関する契約についての協議（共同会議）を行わせる（第 14 条）。協議に際し、主管機関は、関連分野の学者及び有識者を協議の場に招聘することができる（第 16 条）。申請人は協議に参加し、生物探査計画について詳細に説明する義務を負う（第 18 条）。申請人及び土地の所有者は、協議により利益配分の条件について決定し、書面を作成する（第 17 条）。利益配分に係る契約の詳細については遺伝資源法（案）では規定されていないが、利益配分の方式には、金銭的利益配分及び非金銭的利益配分の両方を含むとされている（第 33 条）。

申請人及び土地の所有者が、協議の結果、合意に至らなかつた場合には、遺伝資源の取得は認められない。一方、申請人及び土地の所有者が合意し、契約を作成した場合、主管機関は、当該契約について審査を行う。主管機関による審査を通過した場合には、許可証が与えられ、申請人は生物探査を開始することができる。

なお、主管機関は、第一類探査又は第二類探査に関して最終的に許可又は不許可（拒絶）を決定するに際し、①その生物探査が環境、社会、伝統文化及び探査対象地域周辺の住民の生活習慣に与える影響、②その生物探査が国防、経済、知的財産権及び環境保護等の国家政策に与える影響、③生物探査及び利益配分契約に係る土地の所有者の意見、④遺伝資源法（案）に係る申請者の過去の違反歴、⑤利益配分条件の合理性及び公平性について考慮しなければならない（第 22 条）。

(iii) 事後的監督制度

主管機関に提出された申請書及び契約に則して生物探査が実施されることを確保するためには、遺伝資源法（案）では、申請人に対し、自らの生物探査に関する報告書を定期的に主管機関に提出する義務を課している（第 32 条第 1 項）。報告書には、生物探査の進捗状況や採集した生物材料の一覧表等について記載しなければならない（同条第 2 項）。生物探査活動の結果、取得した遺伝資源から商業製品、特許権又は植物品種権が生まれた場合、申請人は、主管機関及び土地の所有者に対し、その旨を告知しなければならない（第 34 条第 1 項）。第一類探査によって取得した遺伝資源を研究した結果、商業的価値が見込まれる場合、申請人は第二類探査の審査手続をとらなければならず（同条第 2 項）、主管機関の許可無く行われる遺伝資源に係るいかなる商業的活動も遺伝資源法（案）の違反とみなされる。

(iv) 遺伝資源の輸出

第一類探査及び第二類探査のいずれの手続を経た遺伝資源であっても、その輸出は可能である（但し、主管機関又はその他の法令により輸出が制限される場合を除く。）（第 40 条第 1 項）。輸出を行うためには輸出許可を得る必要があり、申請人は材料移転契約とともに、各遺伝資源の生体試料をそれぞれ一体ずつ主管機関が設置する種原庫及び標本館に寄託しなければなら

ない（同条第 2 項）。

なお、遺伝資源の輸出に関しては、関連する動植物検疫、環境衛生、税関等に関する法令、野生動物保育法、動物保護法、文化資産保存法等の法令等についても別途遵守しなければならない。

(v) 遺伝資源の利用及び知的財産権

遺伝資源に係る知的財産権の保護に際しては、遺伝資源法（案）の立法目的に合致するようにならなければならない（第 42 条）。遺伝資源法（案）に従って取得した遺伝資源及びその組成部分又は改良製品について、特許権又は植物品種権を申請する際には、申請書において当該遺伝資源の由来地を明記するとともに、主管機関が発行した許可証を提出しなければならない（第 43 条）。由来地の開示を行わなかった場合は、遺伝資源法（案）の違反となるが、現時点では台湾の特許法には遺伝資源等に係る開示義務が導入されていないため、特許法違反とはならない。

(vi) 生物多様性基金

申請者は、金銭的及び非金銭的利益のいずれであっても、公平かつ合理的な方式により、国家及び土地の所有者に対して配分しなければならない（第 30 条）。

金銭的利益の場合、国家が配分を受ける利益については主管機関が設置する生物多様性基金に納入され、運用される（第 31 条）。生物多様性基金は、生物多様性の保護、保全機関の設置及び維持、遺伝資源関連技術の研究開発の促進、遺伝資源の使用及び保存に係る人材の育成に用いられる（第 44 条）。

(2) 原住民族伝統的生物多様性知識保護条例(原住民族傳統生物多樣性知識保護條例)草案

上述した原住民族基本法第 13 条の規定を受けて、行政院原住民族委員会の命により、生物多様性に関連した原住民族の伝統的知識に関する法案の起草が開始された。これまでのところ、行政院版¹⁸、原住民族委員会版¹⁹、学者版²⁰の三つの法案が作成されているが、以下では行政院版である「原住民族伝統的生物多様性知識保護条例草案」（以下、「条例（行政院案）」という。）について説明することとする。条例（行政院案）は、現在立法院において検討が行われている。

¹⁸ 原住民族傳統生物多樣性知識保護條例草案總說明（行政院版（2007-11-07））

（<http://tk.agron.ntu.edu.tw/act/file/draft3.pdf>）（最終訪問日：2008 年 12 月 25 日）

¹⁹ 原住民族委員會「原住民族傳統生物多樣性知識保護法」草案（<http://tk.agron.ntu.edu.tw/act/file/draft2.pdf>）（最終訪問日：2008 年 12 月 25 日）

²⁰ 「原住民族傳統生物多樣性知識保護法」草案（學者版（2007-03-27））

（<http://tk.agron.ntu.edu.tw/act/file/acttk1.pdf>）（最終訪問日：2008 年 12 月 25 日）

(i) 総論

条例（行政院案）は、第一章「総則」、第二章「権利の帰属及び内容」、第三章「伝統的知識資料庫（データベース）」、第四章「未公開の伝統的知識の利用」、第五章「伝統的知識に関する紛争の調停及び民事救済」、第六章「伝統的知識の継続及び創作」、第七章「罰則」、第八章「附則」という構成になっている。

第1条によると、条例（行政院案）の目的は、原住民族の伝統的生物多様性知識の保護及び原住民族の当該知識に係る権益の保護を図り、原住民族の伝統的生物多様性知識の持続可能な利用及び創作を促進することである。条例（行政院案）における主管機関は、行政院原住民族委員会である（第2条）。主管機関は、原住民族及び部落の伝統的知識に係る調査、整理、保存及び開発・利用について協力しなければならない（第4条第1項）。また、原住民族又は部落の伝統的知識に係る権利が侵害された場合には、その維持及び保護に努めなければならない（同条第2項）。

第3条には定義規定が置かれている。まず、「伝統的生物多様性知識（原文：傳統生物多様性知識＝伝統知識）」（以下、「伝統的知識」という。）については、「原住民族が環境に適応し、永続的に生存するために生産した天然資源の取得及び利用、又はその他生物若しくは自然環境に関する知識であって、世代を越えて受け継がれ、かつ実用性を備えているもの」であると規定している。そして、条例（行政院案）は、「伝統的知識」を「公開済の伝統的知識」と「未公開の伝統的知識」に分類し、異なる保護を与えている。「公開済の伝統的知識」とは、「当該知識が帰属する原住民族又は部落外において、既に公開発表、公開利用された又は公衆により知られた伝統的知識」をいう（第3条第2項）。

(ii) 伝統的知識に係る権利

伝統的知識に係る権利は、当該伝統的知識を生産又は発展させた原住民族又は部落に帰属する（第5条第1項）。原住民族又は部族は当事者能力を有する（同条第2項）。条例（行政院案）上、原住民族又は部落の同意を得る必要がある場合には、原住民族会議²¹又は部落会議²²が同意権を行使する（同条第3項）。

何人も歪曲、侮蔑又はその他の不当な方法により伝統的知識を利用し、当該知識が帰属する原住民族又は部落の声価又は尊厳に対し損害を与えてはならない（第6条）。

未公開の伝統的知識が帰属する原住民族又は部落は、当該知識を利用する行為に対し、その権利の由来について表彰するよう主張する権利を有する（第8条第2項）。

なお、原住民族又は部落の伝統的知識に係る権利は、①各原住民族又は部落間における伝統

²¹ 「原住民族会議」とは、条例（行政院案）に規定された同意権を行使するために、各原住民族によって召集・開催される原住民族の意思表示組織である（第3条第1項第3号）。会議の組織及び議事運営は、主管機関の協力の下、原住民族及び部落によって定められる（第5条第4項）。

²² 「部落会議」とは、条例（行政院案）に規定された同意権を行使するために、各部落によって召集・開催される部落の意思表示組織である（第3条第1項第4号）。

的交換行為、②主管機関が伝統的知識の創作を発展・促進させるために、条例（行政院案）に基づいて行う必要な措置、③国家が緊急事態又は公共の利益の増進のために行う非営利利用行為には及ばない（第10条第1項第1号～第3号）。

(iii) 伝統的知識の利用に係る手続

伝統的知識の利用に関しては、それが公開済の伝統的知識であるか、未公開の伝統的知識であるかによって、利用までのプロセスが異なる。

(a) 公開済の伝統的知識

公開済の伝統的知識については、それを商業目的で利用し、かつ当該伝統的知識がどの原住民族又は部落に由来するものであるかを表彰する場合には、事前に当該原住民族又は部落の同意を得るとともに適切な権利金を支払わなければならない（第7条）。上述したとおり、公開済の伝統的知識とは、既に公衆に知られた伝統的知識のことであり、本来であればパブリック・ドメインであるため自由利用が可能であるが、条例（行政院案）は、商業目的の利用で、当該伝統的知識がどの原住民族又は部落に由来するかについて表彰する場合には、事前に関連する原住民族又は部落のPICを取得すること及び適切な権利金を支払うことを義務付けている点に留意が必要である。

(b) 未公開の伝統的知識

未公開の伝統的知識の公開、取得、調査、研究、使用又はその他の利用行為は、原住民族の権益、公共の利益及び永久的発展の原則に合致しなければならない（第13条）。未公開の伝統的知識を利用する者は、事前に申請書及び利用計画を当該伝統的知識が帰属する原住民族又は部落に提出し、その利用について申請しなければならない（第14条）。また、その利用が商業目的である場合は、商業利用説明書を作成するとともに、利益分配方法についても示さなければならない（同条）。

未公開の伝統的知識については、当該知識が帰属する原住民族又は部落の同意を得るとともに、書面による契約を締結しなければ、公開、取得、調査、研究、使用又はその他の利用行為を行ってはならない（第8条第1項）。これに反し、原住民族又は部落の同意を得ることなく、未公開の伝統的知識の公開、取得、調査、研究、使用又はその他の利用行為を行った者に対し、主管機関は期限を設けその停止を命じることができる（第27条）。期限が過ぎても行為を停止しなかった場合には、20万新台湾ドル以上、100万新台湾ドル以下の罰金を科し、その後も行為が継続する場合には、同様の処罰を連続して科すことができる（同条）。

書面による契約は、申請人と当該伝統的知識が帰属する原住民族又は部落とが協議を行った上で締結する（第15条第1項）。但し、原住民族又は部落は契約締結に係る経験に乏しいことが想定されるため、主管機関は原住民族又は部落が契約に関する協議を行うに際し、協力する

ことができる（同条第2項）。

商業目的の利用の場合、当該書面契約には必ず利益配分に関する条項を含まれなければならぬ（同条第3項）。ここでいう利益には、直接利益又は間接利益が含まれ、金銭的又は非金銭的方式²³による支払いを定めることができる（同条第4項）。伝統的知識が帰属する原住民族又は部落内における利益の分配については、合理的かつ公平な方式により行う（同条第5項）。

原住民族又は部落は、申請人の提出した利用計画によって自らの伝統的生活、文化、社会、環境及びその他の権益が受ける影響について評価を行うが、主管機関はこの評価に際して協力しなければならない（第16条第1項）。主管機関は、原住民族又は部落が書面による契約に同意し、契約を締結するより前に評価報告を完成させなければならない（同条第2項）。評価報告の完成よりも前に締結された契約は無効となる（同条第3項）。

未公開の伝統的知識が帰属する原住民族又は部落が、自らの伝統的知識が利用されている状況について知ることができるように、原住民族又は部落の同意を得て書面による契約を締結した利用者には、利用計画の内容に従い、原住民族又は部落に対して報告書を提出する義務が課せられている（第17条第1項）。これに反して期限内に報告書を提出しなかった者に対し、主管機関は、期限を設けて報告書を提出させなければならず、期限が過ぎても報告書を提出しなかった場合には、6万新台湾ドル以上、30万新台湾ドル以下の罰金を科すことができる（第29条）。

また、当該利用者は、伝統的知識が帰属する原住民族又は部落の同意無く、その権利を第三者に譲渡することはできず、これに違反した譲渡行為は無効となる（同条第2項・第3項）。

一方、原住民族又は部落の構成員は、原住民族又は部落の同意に係る条例（行政院案）の規定に従わなければ、未公開の伝統的知識を漏洩したり、当該伝統的知識が帰属する原住民族又は部落以外の者に対して交付したりしてはならない（第18条第1項）。また、職務又は業務により未公開の伝統的知識を知得した者は、当該伝統的知識を漏洩したり、他者へ交付したりしてはならない義務を負う（同条第2項）。これに反し、伝統的知識を漏洩又は他者に対して交付した者には、60万新台湾ドル以上、300万新台湾ドル以下の罰金が科される（第30条）。原住民族又は部落の構成員がこれらの義務に違反した場合には、原住民族又は部落内の民事規範又は習慣を優先し、処理をしなければならない（第18条第3項）。民事規範又は習慣の認定に関する問題を回避するために、原住民族又は部落は自らの民事規範及び習慣について主管機関に事前に報告し、主管機関がこれを認証する（同条第4項）。原住民族又は部族に関連する民事規範又は習慣がない場合には、条例（行政院案）第24条により救済が行われる。

（c）伝統的知識の利用及び知的財産権

伝統的知識を利用して、知的財産権を申請する者は、公開済の伝統的知識については条例（行

²³ ここでいう利益配分の方法としては、利潤の分配、使用料の支払い、製品の提供、能力構築等が想定されている。

政院案) 第 7 条に規定された PIC 取得義務及び権利金の支払い義務を果たし、また未公開の伝統的知識については PIC 取得義務及び契約締結義務を果たした上で、更に原住民族又は部落が当該知的財産権の申請に同意したことを書面により証明するとともに、主管機関に対し、伝統的知識の由来を申告しなければならない (第 9 条第 1 項)。申告を受けた主管機関は、速やかに知的財産権関連主管官庁に通知しなければならない (同条第 2 項)。第 9 条第 1 項の規定に反し、主管機関に対して伝統的知識の由来に係る申告を行わない者又は虚偽の申告を行った者は、10 万新台湾ドル以上、50 万新台湾ドル以下の罰金に処せられる (第 28 条)。

(iv) 伝統的知識に係るデータベース

主管機関は、国家データベースを構築し、公開済の伝統的知識について登録するとともに、原住民族又は部落が自らデータベースを構築し、当該原住民族又は部落に帰属する未公開伝統的知識を登録することに協力しなければならない (第 11 条第 1 項)。したがって、条例 (行政院案) は国家主導で作成するデータベースと、原住民族及び部落が自主的に作成するデータベースという二種類の伝統的知識に係るデータベースの構築を想定している。原住民族又は部落が作成したデータベースに登録されている未公開の伝統的知識については、その条目を国家データベースに列挙することができる (同条第 2 項)。但し、未公開の伝統的知識については、守秘義務が課せられる (同条第 3 項)。原住民族の伝統的知識に関する国家データベース及び部落データベースの構築、登録、運営、管理、取得及び秘密保持に関する規則については、主管機関がこれを定める (第 12 条)。

このように条例 (行政院案) では伝統的知識に係るデータベースへの登録が規定されているが、条例 (行政院案) は登録保護制度を採用しておらず、データベースへの登録は伝統的知識が保護を受けるための保護要件ではないため、例え登録をしていなくても条例 (行政院案) が定める保護を受けることは可能である。

(v) 伝統的知識に係る紛争の調停及び民事救済

主管機関は、学者、専門家、有識者、機関代表及び原住民族の代表を選考 (招聘・派遣) し、①伝統的知識の帰属及び利用に係る紛争、②第 7 条所定の権利金に係る紛争、③その他、原住民族及び部落間で発生した伝統的知識に係る紛争について、合議制による調停により処理をさせる (第 19 条第 1 項)。原住民族代表の比例、調停手続及びその他の遵守すべき事項に関する規則については、主管機関がこれを定める (同条第 2 項)。

主管機関は、調停成立後、7 日以内に調停文書を管轄裁判所に送付し、審査を受けなければならない (第 20 条)。裁判所は、原住民族の習慣を尊重した上で、速やかに当該調停文書を審査し、法令及び公序良俗に反する場合又は強制執行が不可能な場合を除き、裁判官の署名及び裁判所の捺印の後、保存用に一部を保持し、主管機関を通じて当事者に送達しなければならない (同条第 2 項)。裁判所が審査しない事件に関しては、その理由を主管機関に通知しなけれ

ばならない（同条第3項）。

調停の当事者は、その調停が裁判所の査定を受けた後に、その事件に関して別途訴訟を提訴してはならない（第21条第1項）。裁判所の審査を受けた民事調停は、確定した民事の判決と同等の効力を有することになる（同条第2項）。

原住民族又は部落は、条例（行政院案）第6条から第8条、第13条、第15条第3項、同第4項、第17条第2項、第18条第1項、同第2項の規定に違反して、原住民族又は部落の権利を侵害した者に対し、損害賠償及び侵害の排除を請求し、侵害のおそれがある場合には、侵害の防止を請求することができる（第24条）。

(vi) 伝統的知識の継続及び創作

伝統的知識の保護に関し、最も重要なことはその継承である。したがって、主管機関は、伝統的知識及びその保護制度の重要性に関する原住民族及び部落の理解促進のために、適切な教育及び訓練を行わなければならない（第25条第1項）。また、原住民族地区における各種学校の関連課程及び教材の作成に際しては、学生が伝統的知識に関して学習する機会を提供しなければならない（同条第2項）。各種学校は伝統的知識に係る教育又は訓練を実施するに当たり、部落会議によって推薦された原住民族の有識者又は関連専門家を招聘することができる（同条第4項）。こうした伝承教育の他にも、日々の生活における伝統的知識の伝承を確保するために、主管機関は、原住民族又は部落が伝統的知識に基づく生活習慣を維持することができるよう、指導、奨励及び補助を行わなければならない（第26条）。

以上のとおり、台湾では現在、遺伝資源及び伝統的知識に係る法制度の整備が進行中である。遺伝資源法案、原住民族伝統的生物多様性知識保護条例案のいずれについても現時点で採択の目処は立っていないが、今後の動きを注視する必要がある。

(18) 生物遺伝資源へのアクセスに基づく実効性ある研究開発と産業利用の促進のために*

はじめに

微生物は有史以前から人類と多くの関わりを持ち、発酵食品や薬剤など多くの有用機能物質を提供してきたが、他方では、感染症や腐敗等の原因菌として対処すべき多くの課題も提示してきた。さらに近代発酵学の父といわれるルイ・パスツールらにより発酵工学の礎が築かれて以降、アミノ酸や抗生物質などをはじめとする微生物の代謝産物が医薬や食品等の製品として結実し、人類の生活レベルの向上に貢献してきた。また、近年になって微生物を利用した有用機能性物質の開発、環境分野及び次世代エネルギー生産分野などで成果が多数報告してきた。メタゲノム、オミクス及びシステムバイオロジーなどの新技術が微生物の基盤研究の底上げ要素となり、微生物バイオ技術による多様な産業利用展開が加速されようとしている。

一方、研究プロセスの重要な要素である「生物遺伝資源へのアクセス」問題においては、1993年の生物多様性条約（Convention on Biological Diversity、以下 CBD）発効以来、15年が経過した現在でも多様な角度から議論が続いている。特に、バイオパイラシー（生物資源の海賊行為）問題などに代表される負の要素や、政治経済問題及び知財権問題の解決などが前面に押し出され、成果指向型の国際的共同研究システムの構築の前には多くのハードルが横たわっている。

この項では、微生物における「生物遺伝資源へのアクセスと実効性のある研究開発と産業利用の促進」という視点から、これまでの歴史的経緯を踏まえながら、現状と将来に向けた可能性、及びるべき姿などを考察した。

1. 微生物の産業利用：その歴史と現状

地球上に生息する生物は約200万種とされており、未発見や未発表のものを含めると1億種以上の生物が生息していると考えられている。その多くを占める微生物では、人工的に培養可能であるものは全体の1%にも満たず、培養可能な微生物のうち、分類学的に同定され正式学名が付されているものは、1万種に満たない数であり、生理活性が報告されている微生物は、更にその半分以下である[1,2,3]。このような技術的背景はあるが、人類は古くから、微生物を医薬、農薬、食品、醸造など様々な分野で利用してきた。

医薬・農薬としては、20世紀以降、微生物の二次代謝産物を起源とする生理活性物質研究が世界中で行われ、抗細菌剤、抗真菌剤、免疫抑制剤、脂質合成阻害剤、抗癌剤、植物成長促進剤、動物飼料添加剤、抗寄生虫剤などが上市された。

これらの研究分野では、微生物、植物等のいわゆる生物遺伝資源（企業では天然物と呼ぶこ

* 筆者：鈴木賢一（元アステラス製薬株式会社 研究本部 発酵研究所 副所長）

とが多い) 由来の製品群が重要な位置を占めている。毎年約 300~500 化合物が新規生理活性物質として報告されており、過去に上市された医薬の 20~40%は天然物、又はその母核をヒントにしたものである。表 1 にこれまでに発見された主な微生物由来の医薬品の例を示した。

表1. 天然物(微生物、植物)由来の主な医薬品

領域	物質名(商品名)	効能など	備考
解熱・消炎剤	アスピリン・アセチルサリチル酸(商品名もアスピリン) 天然物を基にした化学合成品。1827年、バラ科のセイヨウナツユキソウから最初に結晶化	解熱・鎮痛。心筋梗塞・脳梗塞再発予防。プロスタグランジンの鍵合成酵素であるシクロオキシゲナーゼ阻害	ギリシア時代、セイヨウヤナギの葉(煎じ薬)の痛風薬としての効果が記載。バイエル社から発売100年以上たつも、全世界で100億錠以上が消費されている
抗菌・抗真菌抗生物質	B-ラクタム剤、クロラムフェニコール、ストレptomycin、テトラサイクリン、リファンビシン、グリセオフルビン、ミカファンキン…	抗細菌、抗真菌剤、抗ウイルス剤、抗原虫剤など	特に放線菌、かび類由来の抗生物質が多く、その作用機序は多彩である
高脂血症治療薬	アカルホース(グルコハイ)、ホグリホース(ペイン)、メハロチン、シンバスタチン、アトロバスタチン…	インスリン非依存型糖尿病の食後過血糖治療剤など	医薬における世界売上のトップを走り続けてきたがジェネリック薬が登場した
抗ガン剤	ウヘニミクス(ヘスタチン)、ヘントスタチン(コホリン)、マイマイシン、ブレオマイシン、バクリタキセル、カンブテシン、タキサン、ビンカアルカロイド”。イレッサ…	抗ガン剤 細胞障害性物質、核酸合成阻害剤、分子標的タンパク質阻害剤など	放線菌などの微生物由来のものと、植物起源の薬剤が上市されている。
免疫抑制剤	タクロリムス(プロクラフ)、シクロスホリン(サンティミュン)、ミゾビリン(フレティニン)	腎、肝、骨髓移植等の拒否反応阻害、ベーチェット病やアトピー治療剤など	天然物由来のブロックバスター製品として高い評価を得ている

日本酒、味噌、醤油、食酢、納豆などは、日本独自の発酵技術が生み出した世界に誇る伝統的醸造食品である。調味料として使われている昆布のうま味成分であるグルタミン酸ナトリウムは、当初は大豆タンパク質などの加水分解成分を抽出していた。1956 年、日本の研究者によって *Corynebacterium Glutamicum* による発酵生産法が開発されて以来、約 50 年を経過したが、食品、栄養補助剤や医療用など様々な分野で世界的に応用され続けている[4]。

アミノ酸や有機酸発酵などの領域は、長い間日本が世界をリードしてきた。しかし近年、その牙城に搖らぎが生じ始めている。世界市場が年間 5~6 万トンというビタミン C 発酵市場に、安い労働力を基盤にした中国が参入し、価格破壊が起きている。また、飼料用アミノ酸といえば、これまでは味の素、米国 AMD 社、ドイツの Degussa 社などが年間 75 万トンといわれる市場をめぐって競争を繰り広げてきたが、年間 10 万トンともいわれる中国の参入により、市場の様相が変わること可能性がでてきた[5]。

日本企業は、このような状況を開拓するために独自の技術力開発に注力している。例えば近年進展が著しいメタボロミクス技術や、*in silico* 化合物探索技術、及び酵素応用技術などを生かして新たな製品創製を目指し成果を上げつつある。

乳酸菌や酵母などを利用したプロバイオティクス、プレバイオティクス研究でも着実な成果が認められ、ヒトの健康・医療両面で活用範囲が拡大している。また、麹菌や酵母を主として利用する発酵・醸造食品分野においても生産菌のゲノム解析が急速に進んでおり、メタボローム解析技術などを利用した、新たな機能性物質の開拓への機運が世界的に高まっている。

医療、健康に関わる微生物の機能開発研究においては、微生物遺伝子の機能解析に加え、遺伝子発現プロファイル、遺伝子発現制御ネットワーク、タンパク質間相互作用、及び代謝メカニズム等の解析を利用した研究開発が進んでおり、新しい機能性食品群の創製や健康産業に関する新領域への応用が期待されている。

健康、医薬や食品以外の分野でも、微生物の応用可能範囲は拡大を続けている。例えば、日本の得意分野の一つである機能性酵素研究領域では、好気性水素酸化細菌の酵素であるヒドロゲナーゼを利用した水素エネルギー生産技術開発、ヒドロキシアルカン酸（PHA）合成酵素を発現する微生物を用いたバイオプラスチックの生産技術、及び微生物を触媒にした様々なサイズの電池生産技術開発などの産業利用研究も進展している[6]。また、メタン発酵、バイオレメディエーションなど環境分野での利用、水素、メタン、エタノール、アセトン、ブタノール、バイオディーゼルなど次世代エネルギー生産研究、乳酸、コハク酸、ポリヒドロキシアルカネートなどの化成品原料生産などにおいて研究開発競争が繰り広げられており、我が国独自の成果も報告されている。

新世代タイプの DNA シークエンサーが登場し、テラバイトのデータが 1 回の運転で解析可能になってきた。マイクロ・ナノチップテクノロジー技術によるゲノム・プロテオーム解析も大きく進展した。また、いわゆるオミクス技術（ゲノミクス、トランスクリプトミクス、プロテオミクス、メタボロミクスなど）分野での研究・開発スピードは驚異的なものがあり、産業利用に向けての成果が出始めている。

微生物のゲノム解読により、既に約 500 種類以上のゲノム配列が決定され、600 種を超える配列決定が進行中である。

新しい技術の流れとしては、微生物を単離培養せずに、環境中より抽出した試料中の微生物ゲノムを網羅的に解析可能にする、メタゲノム解析技術の適用範囲が拡大している。メタゲノム解析技術とオミクス技術を併用することで、これまで解析が遅れていた深海、地下、極限環境、生体環境等における微生物フローラの総合的解明と、微生物機能利用研究が可能になり、このような視点からの国際的プロジェクトがいくつか実施されている。主な例を表 2 に示した[15]。

例えば、米国 NIH を中心に、ヒューマン・マイクロビオーム・プロジェクト（Human Microbiome Project）が 2007 年に発進した。これまでブラックボックスとなっていたヒトの生体内細菌叢についてメタゲノム解析を行い、健康・医療等へ応用可能な新たな遺伝子や、機能物質を探査する国際研究プロジェクトである。

表2. 微生物の産業利用に向けた欧米における主な国際研究プログラム

米国 NIH	Human Microbiome Project 07年改定のNIHロードマップに組み入れられた。 Jumpstart 2007 2008-2013年（5年間）	1. 健常人の腸、臍、口腔、鼻腔、皮膚の5部位の微生物（ゲノム・メタゲノム）解析。 健常人と患者のヒト細菌相の変化から診断法、治療標的などを探る。 2. 健常人および病態患者の腸内細菌（ゲノム・メタゲノム）解析によるプロバイオティクスの有効性の証拠・病気と腸内細菌の関係の解明する。 3. 2007/9-2008/9: 100種のヒト常在菌リファレンスのゲノム解析を実施する。 4. 2008/9-2009/9: ソフト開発、toolの開発、2009/9-2012: ゲノム解析を行い final 100検体の解析を目標とする。 Total 115 M\$（約155.5億円）／5年
米国 DOE	GTL(Genome to Life)プロジェクト	• Microbial Genome Program (MGP) 485株以上のゲノム解析と30の微生物コミュニティのメタゲノム解析を実施。 • Community Sequencing Program Sequencing Plans for 2006 at JGI • 中心課題はこれらのゲノム情報をエネルギー生産・環境技術へ利用すること。
EU	METAHIT Project EU FRAMEWORK PROGRAM 7 2008/1～2011/12（4年）	ヒト消化管に生息する微生物のメタゲノム解析：対象：腸内細菌、特に Functional Host-Microbiota interactionの機能解析に注力する国際PJ。 計 20 ME（約32.7億円）
EU	METAFUNCTIONS EU FRAMEWORK PROGRAM 6 2005から5年間	EU FRAMEWORK PROJECT 6 環境中で特異的に発現する遺伝子と発現パターン解析（メタゲノム、バイオインフォマティクス技術）を行う国際PJ。
EU	ActinoGEN EU FRAMEWORK PROGRAM 6 2005-2009	放線菌 (<i>Str. coelicolor</i>)のゲノム情報とオミックス技術等を組み合わせ、二次代謝生合成路の解明、宿主としての変更等により、抗生物質の高発現系の構築をめざす国際PJ。

このような技術開発の研究基盤となる生物遺伝資源探索の重要性は、益々拡大している。米国では CBD を批准せずに独自の戦略を進めており、企業個々の活動に加えて国家主導で生物遺伝資源の獲得に必要な資金や研究機会を提供し、成果を産業化に結びつけるシステムが機能している。欧州では独自の生物遺伝資源へのアクセス促進策を展開しつつ、新技術であるメタゲノム技術やシステムバイオロジー技術をいち早く導入し、着実に研究開発を進めている。バイオ新時代に突入しようとしている現在、微生物応用技術でトップグループに位置する日本には、資源アクセス戦略で世界をリードし、独自の研究開発システムを構築して、微生物応用技術の道を切り開いていく責務があるであろう。

2. 微生物資源の産業利用への可能性と研究開発戦略の移り変わり

表3には、微生物産業利用の成果例と研究開発の現状をまとめた。

表3. 日本で開発された微生物産業技術

用途	成果の例	研究の現状と可能性
医薬 原体 中間体	各種抗生素質/免疫抑制剤・抗癌剤 プラバスタチン、プログラフ、 ミカファンギン、抗菌剤など	メタボローム技術、メタゲノム、 システムバイオロジー等の活用による 発酵プロセス解析・新規母核創製研究
医薬・化学製品 合成中間体	ジルチアゼム ニコチニ酸アミド L-ドーパ D-p-ヒドロキシプロリン D-パンテン酸	ゲノム利用技術、例えばミニマムゲノムファクトリー技術などの展開。 微生物利用による光学活性体の生産、 非天然型糖質（例 L-リボース）の生産
医薬用アミノ酸 食品用化学品	各種アミノ酸 グルタミン酸 L-アスパラギン酸 アスパルチム アセチルチオDメチル プロピオン酸	安価かつ安全な炭素源の活用、資源循環型バイオサイクルを志向した生産プロセス改良などが活発化。乳酸菌や腸内細菌の解析技術（オミクス）の進展と機能性食品やプロバイオティクス利用拡大
飼料 精密化学品	飼料用リジン D-フェニルアラニン アセトキシアゼチジン アミノメチルクロロピリジン	微生物ヒドロゲナーゼを用いたバイオプロセス開発、非天然型ヘテロポリマー生産技術開発、微生物利用電池など
生分解プラスチック	ポリ乳酸 ポリハイドロキシアルカン酸	バイオマスを原料とする低分子化学品の生産、ポリマー原料等の生産技術の開発
エネルギー	エタノール、バイオディーゼル	バイオマスからの燃料生産技術：アーミング酵母利用技術、C5,C6同時利用技術、バイオディーゼル生産技術など。
環境	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の浄化技術。	高速で安全なバイオケミカル反応技術、コストダウン、新規な分解酵素の探索

表4には、微生物産業利用における研究開発の国際的動向を、過去と現在を比較する形で示した。要約すると、1) ゲノミクス、プロテオミクス、メタボロミクス技術等（いわゆるオミクス技術）に加えて新型DNAシーケンサーの登場や、メタゲノム技術の進展等により、微生物の応用可能領域が拡大し、微生物の産業利用を目指した有力な国際的プロジェクトが欧米を中心にはじめている。2) 日本では、イノベーション25などの国家方針に基づき、微生物産業利用に関わる国家的支援策等が提示されている。3) 微生物資源（ゲノム）利用技術の進展により、医療・健康・機能性物質・環境・エネルギーなどで、産業応用展開に向けた国際共同研究がいくつも開始されている。4) 創薬研究においては、世界大手医薬企業20社中3~5社程度で、独自の資源を用いて天然物探索が行われている。微生物利用から一度撤退した欧米の企業で、ベンチャーと共同で資源（ライブラリー）を獲得し、研究を再開する企業も出てきた。5) CBD及びボン・ガイドライン（後述）等に基づいた生物遺伝資源へのアクセス、有効利用及び利益配分等の問題は、解決への道筋が見えていない。2010年に日本（名古屋）で開催されることになったCBD第10回締約国会議（COP10）に向けたいくつかのロードマップからの成果に期待されている。

表4. 微生物（天然物）の産業利用研究の動向比較

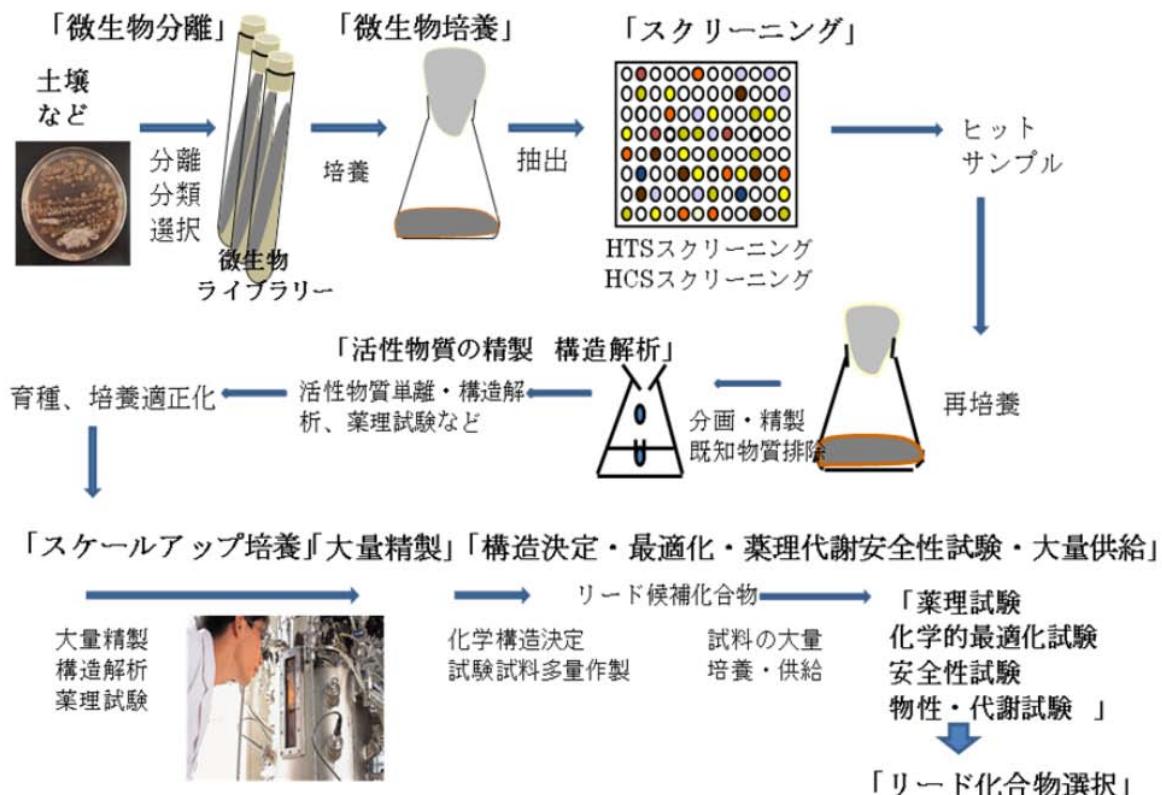
<u>微生物利用研究の世界動向（1998年頃）</u>	
1)	世界 55 機関程度で、医薬・農薬・健康・機能性物質探索資源として研究が行われていた。うち日本企業は約 30 機関程度あった。環境技術への応用研究にも注目されていた。
2)	世界上位医薬 20 社中 15 社で、天然物資源を用いた探索が行われていた。
3)	毎年約 500 化合物が新規に報告されていた。そのうち 1/4 程度が、医薬、農薬関連のスクリーニングで発見された。医薬の 20~40% は、天然物をヒントにしたものであった。
4)	遺伝子組み換え微生物によるインシュリン製造の実用化などの成果が発表された。HTS（ハイスループット・スクリーニング）成功確率アップのための技術的工夫が始まった。
5)	ゲノム技術応用を掲げたベンチャーの出現(SIDR、Pharma-Mar、Biosis 等)。
6)	CBD に基づく遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS) に係る調整プロセスは複雑化し、出口が見えにくい状況で討議が継続していた。
7)	ゲノム利用による新規化合物創製、複合的微生物機能の利用、バイオマスのエネルギー利用技術、メタン発酵、プロバイオティクス等の技術開発が活発化し、基盤技術が構築されつつあった。
<u>環境の変化(2008年)</u>	
1)	創薬領域では、世界上位医薬企業 20 社中 3~5 社程度で、独自の資源を用いて微生物探索が行われている。微生物から過去に一旦撤退した企業の一部で、ベンチャーと共同で研究再開傾向。食品、酵素、機能性素材、環境、エネルギー技術領域等で、産業利用への展開が活発化している。
2)	新規物発見頻度の低下。天然物母核の医薬は 1998 年ごろの半分（16%程度）に減少傾向。
3)	CBD に基づいた遺伝資源の有効利用に関しては、法的拘束力のある国際的制度 (International Regime、IR) の策定、利益配分問題、及び知財権問題などの未解決課題について更に議論が続いている。
4)	ゲノミクス、プロテオミクス、メタボロミクス技術などの進展により、微生物の応用可能領域が拡大した。バイオによる循環型産業展開に向けた研究開発が活発化している。
5)	医療・健康、食品、機能性物質、環境、エネルギーなどの領域で、微生物産業利用に向けた新技術開発と国際的研究プロジェクトが発進している。我が国においても、次世代型微生物利用産業の育成と有効利用戦略が検討され、一部で開始されている。

3. バイオ研究における生物遺伝資源探索の流れ

生物遺伝資源（いわゆる天然物）は、いわゆるバイオ技術開発プロセスの重要な原資の一つであり、それらのライブラリーは重要な研究基盤でもある。図1に微生物由来の有用物質探索プロセスの上流部分についての一般的な流れを示した。

技術要素のキーワードを羅列すると、微生物資源へのアクセス、菌株の分離、分類・同定、培養、育種、保存・管理情報、スクリーニング、ゲノム解析、生合成系と代謝物解析、精製・構造解析、大量発酵・精製、特許出願など多様である。

図1. 微生物由来の有用物質探索プロセスの例



研究技術の例としては、メタボローム技術の進展により、代謝産物の網羅的解析が可能になり、培養液中の生理活性物質の特定～分取～構造解析などの速度と精度が向上し、データベースの質的向上もあってライブラリーが充実し、微生物の機能解析や発酵生産技術の大幅な底上げが可能になった。以前には困難であった難培養微生物や、特殊環境微生物の機能解析技術も進展した。ゲノム応用技術の進展により、抗生物質等の生合成に関わる遺伝子解析技術、生産に好適な宿主細胞の創製、コンビバイオ技術による意図的な新規化合物生産などの画期的な技術も実用化が視野に入ってきた。

このように微生物研究技術は急速に進展しているにもかかわらず、その研究資源として必要な「微生物資源へのアクセス問題」は、政治的、経済的課題等が重荷となり、一進一退の状態であり、研究活動の遅延要因になっていることは間違いない。

我が国の産業界では、経産省やJBA等の様々な努力により、CBDに基づいた微生物遺伝資源へのアクセスという基本的図式への理解は、ほぼ行き渡っているように思える。また、資源保

有国や研究機関と交渉するための相談窓口も、経産省やJBAなどに整備されている。しかし、共同研究実施までの過程に存在する複雑な権利関係の交渉や、契約締結に関わるノウハウについては不明な向きも多く、途中で足踏みする場合も多いようである。

4. CBDに基づいた生物遺伝資源の産業利用研究の難しさ

CBDは1992年6月にブラジル・リオデジャネイロで開催された国連環境開発会議（いわゆるリオ・サミット）で誕生した条約である。

CBD策定のための交渉過程で、バイオ資源の医薬開発研究での役割や、その経済的価値問題などを重要視した資源提供国側から、「生物多様性の保全に関する責務を途上国のみに負わせ、生物資源に由来する利益を先進国が独占するのは公平性を欠く」、との主張が強力に展開された。このような経緯を基に、CBDでは、その第1条に、①生物多様性の保全、②生物多様性の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を実現する、という目的が記されている。特に資源提供国に環境保護のインセンティブを与え、生物遺伝資源へのアクセスを確保するために、「遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分：Access to Genetic Resources and Fair and Equitable Sharing of the Benefits Arising out of their Utilization」という考え方方が盛り込まれた。

その後、産業利用という視点では、経済問題や権利問題などの討議が複雑化し、課題の解決には至っていない。産業利用に関わる関係者が、とりあえず心に留めておく必要があるABS関連の項目は、第15条(表5)に記されている。資源提供国の主張する知的所有権の抱え込みと利益配分要請に対して、資源利用国側の産業利用戦略の整合性を取ることが難しく、合意への道筋は未だ見えていない。

COP5（2000年5月、ケニア、ナイロビ）において、ABSを促進し、各国の政策や個別契約を円滑に実施するための国際的なガイドラインの策定が合意され、ABS特別作業部会（ABS-WG）が設けられた。このような流れの中で、第1回ABS-WG（2001年、ドイツ、ボン）での議論を元に、COP6（2002年4月、オランダ、ハーグ）で合意されたのが「遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正・衡平な配分に関するボン・ガイドライン（略称ボン・ガイドライン）」である。ボン・ガイドラインは法的拘束力のない任意のガイドラインであるが、精神的支柱といった意味合いで、重要なマイルストーンとなった。

一方、COP6に先立って、生物多様性の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に分配するための国際的制度（International regime、IR）の設置を内容とするカンクン宣言が、一部の資源提供国側から提議された。これ以降、IRという概念は国際的交渉の場で認知され、法的拘束力のあるIRの策定という主張が提示され、国際会議でのCBD交渉の内容は益々複雑な様相を呈してきた。

この間、欧米や日本の企業や研究機関が個別にCBD精神に基づいた国際共同研究を締結し、産業利用のための共同研究・開発を実施した例も多い。

2010年には我が国、名古屋においてCOP10が開催されることが決まっている。「ABS」の議題については、COP9で決められたロードマップに沿った推進が求められており、さらには、環境、気候変動、エネルギー問題などの主要議題に関しても、山積みされた課題の解決策が見えてくることが期待されている。

問題解決に当たっては、日本政府が国際会議でこれまで主張してきたように、未知の遺伝資源の利用により、ブレークスルーとなるような研究成果を挙げることが先決であろう。成功事例が出れば、途上国の経済支援策としても、新規有用物質探索の手段としても生物遺伝資源の価値認識が深まり、経済的效果としても大きなアピールになるはずである。日本が先頭に立ち、サイエンスという純粋な立場からの成果の提示と国際協調体制構築が、一日も早く実現することこそすべての近道かもしれない。

表5. CBD第15条（抜粋）

1. 各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を有するものと認められ、遺伝資源の取得の機会につき定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属し、その国の国内法令に従う。
7. 締約国は、遺伝資源の研究及び開発の成果並びに商業的利用その他の利用から生ずる利益を当該遺伝資源の提供国である締約国と公正かつ衡平に配分するため、次条及び第19条の規定に従い、必要な場合には第20条及び第21条の規定に基づいて設ける資金供与の制度を通じ、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。その配分は、相互に合意する条件で行う。

((財)バイオインダストリー協会 HPより)

5. 企業の微生物利用のための活動例、及び我が国の国家戦略

古くから国際的な活動基盤を有してきた企業では、それぞれ自社の生物資源活用戦略を策定し、倫理規定も含めた共同研究コンセプトを公表している場合が多い。国際学会などで報告された産業界の微生物資源利用戦略と日本政府の方針などについて例示する[7,8]。

1) ノボザイム社（以下N社）の資源獲得体制

2007年5月、N社とケニア国の公的機関であるKenya Wildlife Serviceとの、CBDに基づいた微生物資源探索と有効利用に関する契約が公表された。

ケニア国内の微生物資源探索と産業利用研究の権利をN社に供与する見返りとして、N社は技術教育や環境保全への協力を行う。また、研究開発の各段階でのマイルストーン設定と対価の支払い、実用化時のロイヤリティー支払いなどが契約に盛り込まれた[11]。

産業利用のための微生物等の探索に当たり、同社は事前の情報に基づく同意(PIC)の取得、利益配分を含めた相互に合意する条件(MAT)を契約で定めている。スクリーニングに用いる素材はすべて、契約又は素材移転の対象にする。契約は原産国の関係当局の承認を得る。MAT

としては、契約条項に利益配分、知財権及び技術移転に関する取り決めを盛り込む。利益配分については、その貢献に応じて原産国に公正かつ衡平に配分する。また、環境影響を低減し、活動を制限する管理システムを設置する。新製品を開発するに当たっては、環境や生命倫理につき責任ある態度で行動する。社会的パフォーマンスについても誠実かつ率直に公表する。情報交換を誠実に行う（研究成果の公表、特許出願など）。

この中で、貢献度という項目については、菌株スクリーニング等の探索研究段階と商業化段階では利益配分の在り方も異なっており、前者では能力構築や技術移転が主であり、商業化段階へ進むにつれて金銭的利益配分が考慮されるべきであり、また、いくつかのグレー・エリアも存在していると述べている[8]。

2) グラクソ・スミスクライン (GSK) 社の資源獲得体制

同社は、既に自社での天然資源からの医薬探索研究から撤退している。1999年、当時のグラクソ・ウェルカム社（スミスクライン・ビーチャムとの合併前）は、ブラジルの小規模バイオテクノロジー企業であるエクストラクタ社と、生物遺伝資源の探索研究について3ヵ年契約を締結した。このプロジェクトは、アマゾンの熱帯雨林の生物資源を探査し、研究とマイルストーン支払いの契約が含まれていた。また、資源受入国からのPICの取得や、原産国に利益を配分するための具体的手順（教育や技術移転、発売後の利益配分など）が記されていた。

この研究から8種の化合物が同定され、エクストラクタの研究所で、この地域に関する治療分野を対象にしたスクリーニングが行われている。

今後GSKによって商品化される場合には、エクストラクタは純利益の1%を受け取る。

協定には、GSKがスクリーニングのための培養細胞株を提供したり、数名のブラジル人科学者がGSKの英国内の研究施設で働くといった技術移転契約も含まれている[12]。

現在までに特に産業利用に直結した成果は報告されていないようである。

3) 米国国立癌研究所 (NCI) の Letter of Collection (LOC)

LOCは、資源提供国の機関とNCIとの合意契約である。LOCは、それ自体が資源提供国や機関とのPICの交渉の一部をなす。この契約により、NCIは試験のための素材採集の許可を与えられる。NCIは、この契約に基づき資源提供国の研究者に対する研修や技術移転を行い、利益配分についても相互に合意可能な保証を定めることを約束している。

NCIは、1986年に新しい天然物収集プログラムを開始し、世界中の熱帯及び亜熱帯地域における植物や微生物の採集、及びインド-太平洋地域における海洋生物の採集の契約が始まった。抗腫瘍物質の探索に加え、1988年にエイズ治療のための天然物を探査するプログラムを始めた[13]。

4) アステラス製薬の例[10]

アステラス製薬では、現在、マレーシ亞 Standard and Industrial Research Institution of Malaysia (SIRIM)との共同研究が進められている。多様な資源にアクセスするための共同研究は、CBD精神にのっとり、権利関係、利益配分に関しては、適切で公正な分配の方式を考案することが重要になるとの基本コンセプトで進められている。

SIRIMの研究者が中心になって、マレーシ亞全土にわたって試料採集活動を行い、時にはアステラスの研究者も同行する。

分離した放線菌の種の分布を調べた結果、日本とマレーシ亞では分離される菌種に相違があり、種レベルで大きな差異があることが明らかになった。

契約については、共同研究に最も合った形で微生物の分離やスクリーニングに関する技術開発を行い、それを両方が共有する。研究の主な初期費用をアステラスが負担する。トレーニングを必要に応じて行い技術を共有する。一方SIRIMはサンプルコレクションや微生物の分離、基本的なスクリーニング、サンプルライブラリーの作製をする。そのライブラリーをアステラスが購入する形でコストの追加と補完が行われる。さらに微生物ライブラリーは、CBD精神にのっとり、共同保有とし、両方が活用できる形にしている。

特許に値する化合物が見いだされた場合は共同出願し、上市に至った場合は、ロイヤリティ一契約が追加されることもある。

5) 我が国の微生物利用戦略

イノベーション25は、2025年までを視野に入れたイノベーション創造のための長期的国家戦略指針である（表6：[16]）。

イノベーション25戦略会議は、第3期科学技術基本計画（平成18年～平成22年度）を基本に、イノベーション政策の具体化を目指し、平成19年5月に報告書がまとめられた[14][15]。その中で、生物遺伝資源関連では、産業上有用な微生物約7万株を収集し、提供体制を整備すること、我が国のライフサイエンス研究推進に不可欠な生物遺伝資源等（生体由来試料を含む）を世界最高水準のものとして維持する、と明記されている。

科学技術においては、重点4分野（ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテク・材料）と推進4分野（エネルギー、ものづくり技術、社会基盤、フロンティア）を規定し、2025年までの国家的投資戦略の指針とするものである。

一方、イノベーション創生の具体的計画については、第3期科学技術基本計画（平成18年～平成22年度）に盛り込まれている。その中で、生物遺伝資源関連では、経産省の「2010年までに、海洋無脊椎動物等に共生する微生物等からメタゲノム解析により有用遺伝子を探索・収集し、有用物質の生産等に貢献するため、ライブラリーを構築する」、文部科学省、農林水産省、経済産業省の「2020年頃までに、環境中の生物集団から有用遺伝子を探索・収集し、工業原料や医薬品等の生産に活用する技術を確立する」などが注目される。

2000年以降、国家戦略として行われてきた微生物産業利用に関するプロジェクトの成果としては、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の「ゲノム情報に基づいた未知微生物遺伝資源ライブラリーの構築」（平成14年度～平成19年度）の中で、メタゲノム技術を利用した難培養性微生物由来の有用遺伝資源の取得技術の開発、遺伝資源の取得と機能解析（未知微生物10,000株から有用微生物1,800株取得、難培養微生物のDNAクローン28,000遺伝子から有用遺伝子1,730の取得等）が報告されており、資源アクセス戦略や新技術を加味して、産業利用促進につながるテーマへの更なる展開が期待される。

表6 長期戦略指針「イノベーション25」ロードマップ（抜粋）

イノベーション25戦略会議 07.0725

戦略重点科学技術	2010年頃までの研究目標 (第3期科学技術基本計画期間)	2011年以降の研究目標（第4期以降）
食料分野、環境分野における微生物・動植物ゲノム研究	動物（昆虫）機能を利用した、医療用モデル動物、有用物質生産技術等の開発	<ul style="list-style-type: none"> 複数の有用な形質を短期間で導入するゲノム育種技術の開発 微生物機能を活用した、合成樹脂、界面活性剤等の化学品を生産する技術の確立
生物機能を活用した環境対応技術開発	<ul style="list-style-type: none"> 環境中の有害化学物質の農林水産物への吸収抑制技術及び汚染土壤浄化技術（バイオレメディエーション）開発 土壤微生物の多様性を解析する手法を開発 	<ul style="list-style-type: none"> 複合微生物機能の活用による廃棄物、汚染物質等の高効率な分解・処理技術を確立する（2020年頃まで）
微生物・動植物を用いた有用物質生産技術開発	<ul style="list-style-type: none"> 微生物・動植物を用いた有用物質の生産を可能とするための培養・遺伝子組換え技術 	<ul style="list-style-type: none"> 微生物機能を活用した合成樹脂、界面活性剤といった化学品を生産する技術の確立
バイオテクノロジーを活用したものづくりの革新	<ul style="list-style-type: none"> 微生物によるバイオマスなどの再生可能原料からの工業原料等生産技術の確立 廃棄物、汚染物質等の高効率な分解・処理技術の確立 	<ul style="list-style-type: none"> バイオテクノロジーを活用した、有用物質生産プロセス技術、廃棄物等の超高効率分解・処理技術の基盤を確立し、環境に調和した循環型社会を構築
研究開発の基礎となる生物遺伝資源等の確保と維持	<ul style="list-style-type: none"> 産業上有用な微生物約7万株を収集し、提供体制を整備 我が国のライフサイエンス研究推進に不可欠な生物遺伝資源等（生体由来試料を含む）を世界最高水準のものとして維持 	

6. 生物遺伝資源へのアクセスの具体例：天然物創薬の例

この項では、研究の歴史が長く、成功例も失敗例も合わせて具体例を提示しやすい創薬資源探索を例に論を進めることにする。プロセス自体は天然物研究全体に共通する要素で構成されており、多くの探索研究に応用可能である。

1) 天然物創薬の現状

現在、我が国の大手製薬会社で天然物を自前の技術で創薬資源として用いている企業は、3～5社程度である。1990年代には、5～10社で自前型の天然物創薬研究が行われていた。減少した理由は、旧型の研究技術からの脱皮と、研究コストに比べた低いリターンに対する対応の遅れと、

逆境を跳ね返せる有効なヒットが出なかつたことであろう。

1990年代前半までは、抗菌剤及び抗ガン抗生物質探索の全盛時代が続き、研究技術もそれに特化したものが多かつた。90年代中ごろから、抗菌剤以外の生理活性物質の探索研究が主流になり、アッセイ法の進展とともに、HTS技術が急速に導入された。

当時の天然物探索技術においては、サンプル分画精製技術、非特異的阻害活性物や偽ヒット化合物の排除技術等の開発の遅れに加えて、有効なデータベースも不足していたために、スクリーニング効率が悪く、コスト・リターン効率の悪さが大きな課題となつた。さらに、新規に登場したコンビナトリアルケミストリー技術の可能性と、コストパフォーマンスの良さが高く評価され、欧米に倣つて、我が国でも合成化合物資源を優先した研究戦略を打ち出す企業が続出した。

2000年以降、外資系製薬企業が研究活動を自国に集約する傾向があり、日本で運営している研究所の閉鎖が相次いでいる。ドイツBayer社、英GSK社、米Pfizer社などに続き、米Merck社も撤退を決めた。残るは、ドイツBoehringer Ingelheim社の神戸医薬研究所（天然物研究は行つていない模様）のみである。先にも述べたように、欧米企業は自前のライブラリーによる天然物創薬からの撤退傾向を示しているが、天然物研究で伝統のある日本の研究所閉鎖との間には何らかの関連があるとも思われる。

明るい話としては、近年になり、天然物の分析・精製機器や解析機器及びデータベース技術が大幅に改良され、生産物を簡便に分画抽出し、分子量を始めとする化合物情報を比較的簡単に取得可能な技術改良が進み、これらのデータ管理技術も改善され、天然物スクリーニングでの精度とサンプル解析能力が大幅に改善されてきた。例としては、HPLCやガスクロマトグラフィー等と質量分析機器を組み合わせた技術改良が進み、代謝物解析の速度や検出感度が大幅に改善された。さらに新技術として注目されている、フーリエ変換イオンサイクロトロン共鳴質量分析技術(FT-ICR MS)では、微生物代謝産物の網羅的解析が可能になり、微量な生産物を精製単離せずに同定（又は予測）することが可能になってきた。これらのハイスループットな化合物探索法は、研究コスト改善も含めて汎用化に向けて更なる改良が続けられている[16]。

食品、環境、化成品、エネルギーなど様々な産業で微生物資源利用の機運が高まり、メタゲノム解析技術なども加えて、日米欧での研究が活発になってきたことが、天然物創薬研究復活への追い風になる可能性も秘めている。

2) 天然物創薬の流れ

図1に示した創薬研究の上流部分の一般的概要を説明する。

- ① 疾病に関わる生体機能変化の探索や、ゲノム創薬研究などに基づき見いだした分子標的や、受容体タンパク質及び酵素等を標的にしたアッセイ法を構築する。
- ② スクリーニングのための創薬資源ライブラリー（天然物の抽出／分画サンプル）を作製する。ライブラリーには、微生物菌株ライブラリーと培養産物（抽出・分画物）ライブラリ

一の2種類があり、以後は前者を菌株ライブラリー、後者をサンプルライブラリーと称する。微生物は国内各地で採集された土壤などや、海外機関との共同研究などにより獲得した試料より分離する。また、菌株保存機関や過去に特許出願され、公的機関に寄託されている菌株なども可能な限りライブラリーに組み入れる。

- ③ 微生物を分類し、重複などを排除して菌株ライブラリーに組み入れる。これらの菌株は超低温冷凍庫等で保存し、必要に応じて培養に供される。菌株ライブラリーには、分離源の採集情報、分離法、分類情報などが付与される。
- ④ 菌株の種類、性状などに基づき好適な複数の培地を選択し、微生物の生育度、pHやC源・N源の変化などに注目しながら培養する。自動解析機器等により、代謝産物の継時的变化をモニターする場合もある。培養後、アセトンや有機溶剤抽出物、カラム抽出物、HPLC分画物などをサンプルとして作成し、原液として冷凍保存する。要望に従い、適当な溶剤での希釈を行い、スクリーニングに供出する。
- ⑤ HTSの場合は、数千～数万単位の化合物が一度にアッセイされるが、HCS（ハイコンテンツスクリーニング：細胞の形態変化や色調の変化を指標にして、細胞の生理活性等の変化を検出する細胞アッセイ等）では、数よりも内容の精査に重点を置き、数百～数千程度の選択したサンプルで試験を行う場合もある。
- ⑥ ヒットサンプルの培養再現性確認を行い、活性再現性、細胞障害性、選択性確認、容量依存性等の試験を行う。有望サンプルでは、HPLC分画等による活性ピークの特定、分子量などの情報を得て既知化合物の検索を行い、結果に応じて大量培養・精製・構造決定に進む。動物モデルでの試験に対応できるサンプル供給体制も、並行して動いている。
- ⑦ 新規化合物や、既知でも新規な薬理活性物質等と特定された場合、研究戦略に従って適当な時期に特許出願を行う。

これ以降は、動物モデルでの薬理試験、作用機序の特定や薬理的妥当性確認、活性物質の化学構造同定、薬物代謝・体内動態試験、毒性試験、安全性試験、物性試験、誘導体による最適化検討などの前臨床研究と、大量発酵によるサンプル供給、精製法改良、育種研究へと進む。さらには臨床開発研究を経て、申請・上市に至るという非常に長い工程が続く。

3) 創薬のための微生物資源へのアクセスとスクリーニング例

微生物資源へのアクセスとスクリーニング実施には大別すると3つの方法がある。

- ① 自前で微生物研究技術を保有していないが、スクリーニング技術を有する企業では、天然物探索の専門ベンチャー（例えば（株）ニムラ・ジェネティック・ソリューションズ、NGS）又は国家研究機関（例えば、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）の生物遺伝資源部門（NBRC））などが構築したシステムを通じて、微生物菌株又は微生物の培養・抽出物の供給を受け、自社で試験することが可能である。

この場合、微生物の分離、サンプル作製、契約に関わるプロセス及び菌株とサンプルに関する知財権問題対応などは、中間の機関が執り行ってくれるため、ベンチャーに支払う経費負担等を除けば、比較的簡単な契約でスクリーニングが可能になる。

NGSはマレーシア政府の許可の下、サバ州やボルネオなどマレーシアのほぼ全土をカバーしての天然資源探索を可能にしているバイオベンチャーであり、大きな成果が期待されている。

NITEは公的機関であり、コストや権利関係においても安心感が高く、また、近年アジア諸国と共同で探索した微生物ライブラリーが充実しており、当初のスクリーニングに実用的なライブラリーとして高く評価できる。

ヒットを得た後の大量培養や精製・構造決定等については、別途専門機関に委託して対応するシステムがある（例えば（株）メルシャンなど、後述）。

- ② 自前の微生物資源を持たず、微生物取り扱い技術やアッセイ系も保有しないが、天然物を標的にした探索研究を行いたい場合は、サンプルからスクリーニングまですべてを代行してくれる研究機関との提携が必要になる。現在、日本にはこのような研究機関は存在せず、シンガポールの医薬品リサーチベンチャー「マーライオンファーマシューティカルズ社」（マーライオン社）がその代表的な例である。

マーライオン社は、世界各地から収集した天然物ライブラリーを保有し、独自の醸酵技術とHTS技術を用いて、アッセイ系開発からスクリーニング及び活性物質の構造決定などにも対応する。アステラス製薬（株）などがマーライオンとの共同研究を公表している（2005年10月）。日本国内では、メルシャン（株）が、リード候補物質が決まった後の微生物変換や、誘導体合成及び大量製造プロセス開発などを請け負う。同社は過去に抗生物質ジョサマイシンなどの上市実績を有している。

- ③ 自前で微生物探索研究技術や、研究開発システムを有する企業の場合は、上記のようなベンチャーや公的機関を利用しつつ、独自で資源保有国と共同研究契約を提携し、活動をしている。例えばアステラス製薬（株）が共同研究を公表しているStandard and Industrial Research Institution of Malaysia（SIRIM）というマレーシア政府管轄機関との共同研究例が、それに当たる。自社の戦略に沿った独自の微生物探索活動を展開できるメリットがあり、他社に先駆けて新規微生物にアクセスできる可能性も高いが、契約締結、共同研究実施、成果の創出及び利益配分問題、要員負担及び知財権管理などを自社でシステム化する必要があり、成果を創出するまでのすべてのプロセスを独自に実施できるノウハウとキャパシティーが必要になる。

4) 生物資源アクセスと共同研究の例

図2、3に、企業が独自で共同研究を行う場合に必要な、一般的共同研究実施例と共同研究のプロセス例を示した。この流れに沿って説明する。

① 共同研究契約までのプロセス

相互の交流による目的意識の共有、信頼関係の構築、相手国の環境や技術内容及び法制度などへの理解、契約方針の理解と基本合意、及びそれぞれの組織内での戦略的合意や政府機関への許可申請など、多くの要素をクリアする必要があり、かなりのエネルギーと専門的検討を要する。

契約に当たっては、共同研究の包括的契約を基に、以下に示すような細部の提携実施内容を詰めていかねばならない。1) 開始時点ですぐ必要となる、分離資料の採集、微生物分離、培養及びライブラリー作製に至る初期のプロセスの実施要綱などの取り決め、2) ライブラリー管理と情報交換の方法（権利関係、設置場所、データベース構築などを含む）の合意、3) 技術交流（技術移転、教育など）の項目と研修スケジュール等の策定、4) 知財権関連の細部の詰め（微生物菌株の権利範囲と相互利用に関する取り決め、情報公開方法、相互の連絡体制、ヒット化合物の取り扱い、特許出願関連、秘密保持条件など）、5) 利益配分方法の合意（医薬の場合は、特許出願又は前臨床段階終了までを一次マイルストーンとして何らかのロイヤリティを支払い、臨床開発へ進む場合は別途契約を結ぶ方法が主流であろう。理由は、初期段階は研究費の補填、技術移転や教育、機器の支援などを行うのが妥当であり、臨床開発段階で化合物の用途や市場予測などが明らかになった段階で、貢献度に応じた利益配分のための相互理解が形成し易いと考えられるからである）、6) 第3者契約が生じる場合を想定した取り決め、7) 相互の国内事情、法制度の理解、及び研究開発プロセスなどの理解、8) 研究推進会議の設定と、スケジュールなどの取り決め、9) その他、経費分担、紛争時の取り扱い、要員交流などの合意、10) 環境保全や教育支援等に関する協力協定、などが例示できる。

図2. 微生物資源の国際的共同研究システムの例

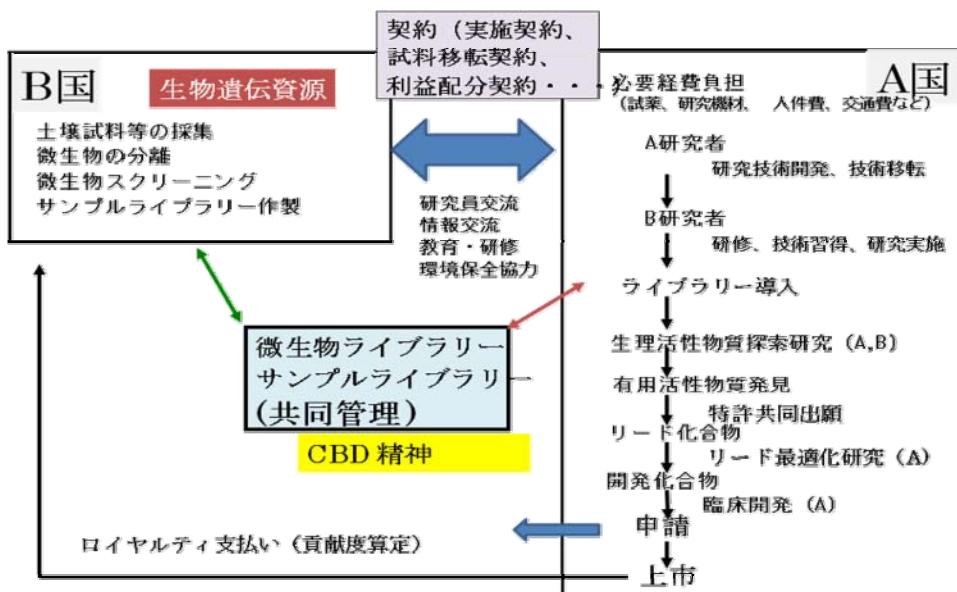
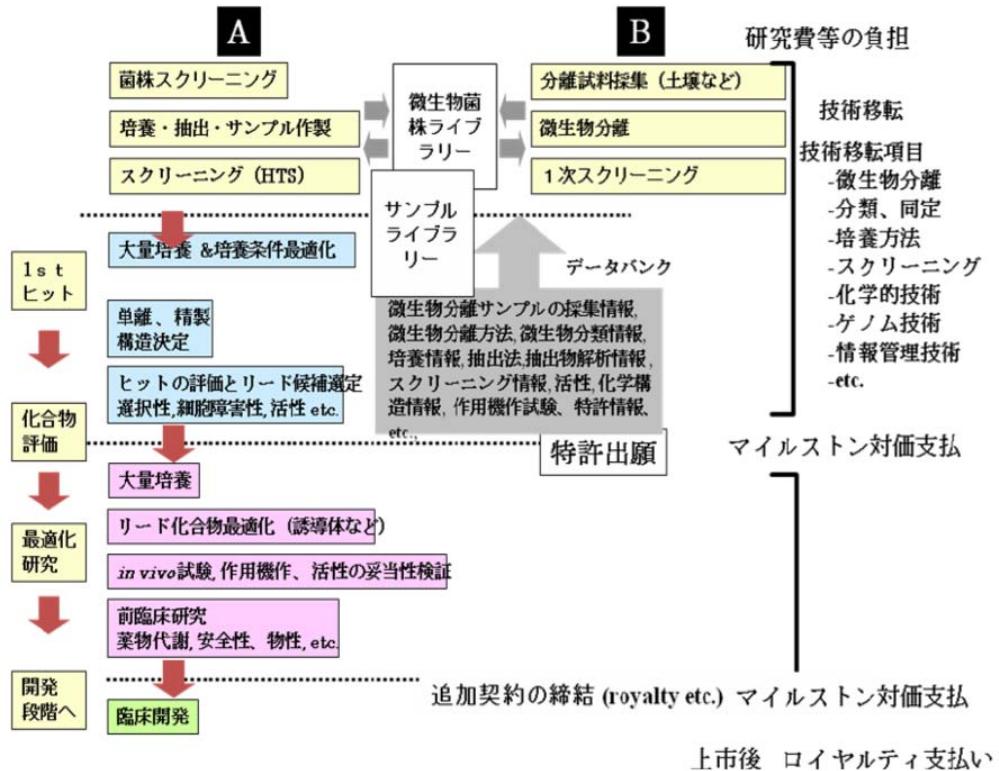


図3. 創薬のための微生物資源戦略：国際共同研究スキーム例



② 共同研究実施例

図2、3に沿って解説する。共同研究の開始以降は、研究者同士の熱意と相互理解形成に向けた努力が必要である。

当初、A(資源受け入れ側)では、微生物の分離やスクリーニングに関する技術開発を行い、B(資源供与側)に技術移転し、共同で微生物菌株の分離、選定及び菌株ライブラリー構築を行う。ライブラリーは、契約に沿った管理運営を行う。研究の主な初期費用は、Aが負担する場合が多い。Aは、Bの研究者に対する技術的トレーニングを定期的に行い、速やかに双方の技術レベルを合わせる努力をする。一方、Bは移転された技術に沿って、サンプルコレクションや微生物の分離培養、基本的なスクリーニング、サンプルライブラリーの作製を担当する。次に、契約に沿った形で、サンプルライブラリーを使用して、A(又はB)でスクリーニングを行う。この段階では、AがBの作成したサンプルライブラリーを適当な対価で購入する形で、Bに研究費用を支払う契約をする場合もある。

菌株ライブラリーは、CBD精神にのっとって共同管理とし、両者が自由に研究活動するのが望ましいが、Bの国内法規の関係で、B国でスクリーニングまでを実施し、Aが必要な菌株のみを試料移転契約を結んでBからAに移入し、研究に用いる方法を取る場合もある。

特許に値する微生物や化合物等が見いだされた場合は、共同出願が普通の方法であろう。特許出願時にマイルストーンを設けて対価の支払いを行う場合も多い。この場合は産業利用のめ

どが立っているわけではないので、例えば数百万円程度の支払いが考えられる。

臨床開発段階に入った段階に、次のマイルストーンを設けておき対価を支払い、この段階で上市に至った場合の契約を別途締結し、売り上げ予測やそれまでの貢献度に基づき、合意された対価を支払うことが一般的であろう。貢献度の判断基準については後述するが、いろいろなケースに対応できるように合意しておくのが望ましい。

③ 役割分担と利益配分

企業内では、医薬の研究開発に関わった社員の貢献度をあらかじめ記録しておき、特許発明制度といった社内規約に基づいた成功報酬制度を設けている場合が多い。一方、共同研究等においては、研究開発に関わる役割分担に基づく貢献度や、研究開発コスト及び製造コスト等をあらかじめ想定した上で、共同研究契約に関わる経済問題部分を策定する必要がある。特に海外資源へのアクセスに当たっては、資源保有国の機関との間の共同研究契約書に記載されるであろう「貢献度に応じた利益配分」といった文言に基づき、相互理解に基づく合意形成が必要となる。

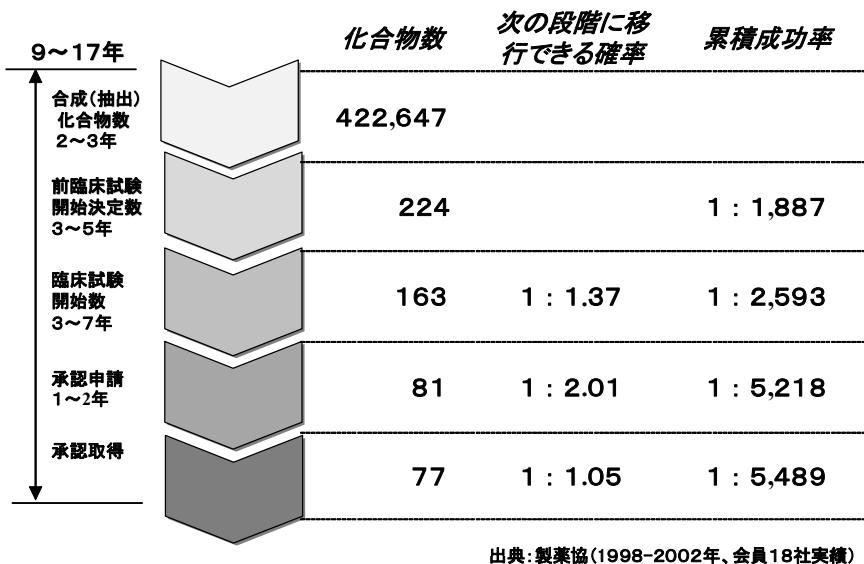
医薬開発の要素を数えると、創薬スタートからゴールまでに200くらいの要素があると考えられ、申請などに必須なものと、研究段階でのみ必要な項目など、様々な要素が存在するため、貢献度の判断に際しては、いろいろな側面からの重みづけが必要である。

工数均等配分によれば、1項目当たり1/200程度の貢献度になるが、プロセス毎の重み付けを加味して貢献度を算定することにより、利益配分を算定することが普通であろう。例えば、アクセスした熱帯資源に特異的に生息する微生物由来の新規母核で、化学合成等の手を加えずにそのまま医薬となる場合であれば、その貢献度は2、3倍又はそれ以上に加算されるはずである。育種や化合物の誘導体合成などの改良研究の貢献度が高い場合は、Bの貢献度は基本値の1/200に近づいていくことになろう。臨床開発の難易度も貢献度に大きく関わる。

化合物の創薬全体の中での成功確率を図4に示す。上市に至る成功確率は、製薬協のホームページの資料には5000分の1程度であると示されている。しかし実際の確率は10万分の1、あるいはそれ以上というのが実感である。また、医薬の場合、上市までにかかるコストは200億円から300億円といつても過言ではない。利益配分交渉に当たっては、このリスクも予め相互理解した上で考慮に入れる必要がある。

いずれにしろ、次につなげるためには、対象となる未知の微生物資源が多様な生理活性物質の宝庫であることを、実例をもって示す必要がある。これまでにも成功例はいくつかあるが、より自由度の高い、緊密な国際的共同研究を行うことが可能になれば、世界の注目を集めるような成果が得られるはずである。

図4. 新医薬品の開発プロセスと成功確率



まとめ

2008年1月のサイエンス誌で報告されたように、米国、クレイグ・ベンター研究所のチームが、細菌（マイコプラズマ）ゲノムの全遺伝子情報を人工的に合成することに成功し、人工生命づくりに向けた第一歩を踏み出した。原始的なウイルスの合成事例は過去にあるが、58万塩基対にも及ぶ長大なゲノムの人工合成は世界初の成果である。総じて、米国においては、システムバイオロジー的技術を背景にして、圧倒的なゲノム研究から得られる情報と機能遺伝子の探索を始発にした、多面的応用研究に重点を置いている傾向が見受けられる。

一方、欧州では、欧州連合レベルのフレームワーク・プログラムを始めとした、様々な研究体制が組まれている。微生物関連では、放線菌のゲノム解析、環境中のメタゲノム解析、感染症起因遺伝子の解析と創薬への応用、乳酸菌やビフィズス菌などのゲノム解析へのオミックス技術の適用による産業利用など、研究対象や出口を明確にしたものが多い。健康・医療・環境・ものづくり関連のプログラムでは、米国とはやや異なった視点から、メタゲノム解析やシステムバイオロジーを基盤に、微生物発酵技術やオミックス技術を適用した、次世代技術展開を指向している傾向が認められる[15]。

我が国では、先に述べたイノベーション25戦略の様に、戦略的なテーマ選択と産官民及び省庁間の緊密な連携により、より速く、より大きな成果として結実させるための、国家レベルの政策が打ち出されている。CBDに基づく生物遺伝資源へのアクセスと利用のためのシステム構築と研究資源の確保の促進に関しても、国家戦略に明確に示されている。近年になって進展目

覚ましい微生物代謝物等の網羅的解析技術や、ゲノム情報を活用したバイオによるものづくり技術などを応用することで、いわゆるポストゲノム技術を用いたバイオ産業の全盛時代が見え始めている。

このような移行期にあって、地球上に生息する微生物を始めとする生物遺伝資源を国際的協調の中で自由闊達に活用できる環境が整えば、微生物利用産業への更なる加速が果たせるであろう。

しかし、現実に目を向けると、生物遺伝資源の有効利用と成果創出プロセスの前には、大きなハードルが立ちはだかっている。複雑な国内事情や経済的、政治的課題が、科学的に自由な研究と産業利用プロセスを妨げる事例が多々見られる。

CBDには利益配分などのための具体的な枠組みについて記載がない。いわゆる途上国などの資源提供国側は、利益配分が進んでいないとの認識があり、自らが主張する自国の生物資源の権利保全と利益配分が、確実に行われるような制度の構築を求めている。

具体例としては、特許出願に当たり、遺伝資源や関連する伝統的知識の原産国表示と、PIC及び利益配分の証拠の開示を義務付けるべきであるといった提案があるようである。

これに対し、米国などは、遺伝資源情報は特許と関係なく、遺伝資源の原産国などの開示を義務化しても、CBDに規定する公正かつ衡平な利益分配という目的は達成されないとして、CBDの目的は特許制度ではなく、むしろ遺伝資源提供国と遺伝資源受領者との間の契約で担保すべきであると主張している。

我が国は、特許出願時の遺伝資源等に対する情報の開示を義務化する提案は、特許制度の範囲を超えた要求であるとの意見を述べている。また速やかに成果を出せるような共同体制を早期に構築することが先決である、といった研究現場の意見をくみ上げた提案も行っている[8,9]。

本項で述べてきたように、ゲノム利用技術の進展に伴い、微生物を素材にした研究・解析技術は、この2、3年で急速な展開を見せている。微生物遺伝資源の産業利用に関する国際協力型ネットワークは、世界中の国がそれぞれの事情に合った役割分担で参加することが可能な、いわば最適の共同システムであろう。環境調和型の産業技術促進策としても重要な要素になり得る。日本の微生物バイオ技術が、世界の先行グループに位置付けできることは確かであるが、将来展望や戦略を誤れば、いつでも脱落する危機的部分も見受けられる。自前の技術や資源のみで有意な成果に帰結できるテーマは減少している。国際間で得意技を共有し、相乗的成果を結実させるために、世界的視野に立ったネットワーク戦略と、国際的研究プラットフォームの構築による、地球規模での生物遺伝資源活用の進展が待たれる。

【引用文献】

- [1] Torsvik V. et al., Appl. Environ. Microbiol., 56: 782, 1990
- [2] Whitman WB. et al., Proc. Natl. Acad. Sci. USA 95: 6578, 1998
- [3] Gans J. et al., Science 309:1387, 2005

- [4] Kinoshita S, Adv.Appl.Microbiol.,1:201,1959
- [5] 日経バイオビジネス 2005.1 <http://biobiznikkeibp.co.jp>
- [6] 第60回日本生物工学会大会シンポジウム「新産業創出に挑むキーエンザイムの顔ぶれ」2008年8月27日 東北学院大学土壠キャンパス
- [7] 2005年、JBA・国連大学高等研究所共催シンポジウム「海外遺伝資源アクセス：日米欧企業とアジア資源国の取り組みの最前線」
- [8] 平成16年環境対応技術開発等（生物多様性に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業）委託報告書（JBA）
- [9] （財）バイオインダストリー協会、平成17年度バイオ産業創造基礎調査報告書、平成18年3月、
<http://www.meti.go.jp/policy/bio/BioIndustry-Statistics/17FYBioIndustryStatistics.pdf>
- [10] 鈴木賢一 JBA・国連大学高等研究所共催シンポジウム「日米欧企業とアジア資源国の取り組みの最前線、平成17年度環境対応技術開発等（生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業受託報告書）、pp176-182、平成18年3月、バイオインダストリー協会
- [11] <http://www.kws.org/kws-novozymes.html>
- [12] グラクソ・スミスクライン社ウェブサイト
<http://www.gsk.com/financial/reps02/EHS02/GSKehs-32.htm>
- [13] <http://www.cancerit.jp/NCIinfo/factsheet/naturalproductsbranch.html>
- [14] 「『イノベーション25』中間とりまとめ」、2007年2月26日
<http://www.kantei.go.jp/jp/innovation/chukan/chukan.pdf>
- [15] 「長期戦略指針『イノベーション25』—未来をつくる、無限の可能性への挑戦」、2007年5月25日、イノベーション戦略会議
<http://www.kantei.go.jp/jp/innovation/saishu/070525/saishu.pdf>
- [16] 網羅的解析技術の適応による微生物利用産業の拡大に向けた課題調査、平成19年度成果報告書（独）エネルギー・産業技術総合開発機構、（財）バイオインダストリー協会

(19) 生物多様性条約でのABS議論における、農業・園芸セクターの特異性について －国境を越えた植物分布が引き起こす主権の衝突と、解決のための一案－*

はじめに

生物多様性条約（Convention on Biological Diversity、CBD¹）の発効後、15年間にわたる議論の中で、国内法の作成や、アクセスと利益配分（ABS）契約の基準となる、国際的なガイドライン（ボン・ガイドライン）が策定されたが、現在までに国内法ができた国はわずかであり、アクセス及び利益配分も進んでいない。このような状況で、資源国と開発者に何がもたらされたのであろうか。議論が前向きに進んで終結に向かっているというより、一層合意に至るのが困難な状況となってしまっているというべきであろう。

一方、農業・園芸セクターでは、FAOによる食料農業植物遺伝資源条約（International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture、ITPGRFA）が発効し、原産国との二国間ではなく、多国間の標準材料移転契約（Standard Material Transfer Agreement、SMTA）により、公正な利益配分に一定の基準が設けられた。これにより、農業・園芸セクターでは、ジーンバンクに生息域外（*ex-situ*）保管されている植物遺伝資源の利用が大きく前進した。FAOの多国間システム（Multi Lateral System、MLS）は既に発効し、開発側は、そこからの素材導入が始まったことを歓迎している。しかし MLS が現在扱っている品目は限られており、そこに含まれない場合は、依然として全て CBD の枠組みで解決する必要がある。また多様性が最も保存されている生息域内（*in-situ*）の植物遺伝資源へのアクセスは明確にされていない。

これまでの 15 年にわたる CBD 及び ITPGRFA 交渉の間、アクセスは停滞し、失われてしまった遺伝資源があることを考慮すれば、これからは交渉を長引かせず合意までの過程をスピードアップできること、速やかに *in-situ*へのアクセスができるような枠組みができることを、目指すべき方向と考える。

ここでは、農業・園芸セクターの特異性を説明し、また植物の分布が広範囲にわたることから起こり得る問題を指摘する。さらに、植物遺伝資源に対する FAO のアプローチを分析しそこに残された課題を考慮し、今後進めるべき具体的なアプローチを提言する。この提言が今後の植物遺伝資源へのアクセスと利益配分の進展への一助となることを期待する。

1. 農業・種苗業の特異性

(1) 育種家は広範囲に分布する植物の多様性を生かしてきた歴史がある

育種は、ある特定の地域に分布する遺伝的に近縁なグループに含まれる違った種を掛け合わせて始まることが多く、国境を越えて分布する近縁な素材を交配することがよく行われてきた。

* 筆者：鴨川知弘 ((株)サカタのタネ 遺伝資源室 研究員)

¹ <http://www.cbd.int/>

現在一般的な花卉園芸品目の中には、園芸家により同じ属に含まれる種の間で、交雑できるかどうか（交雫親和性）が試され、その結果、交雫できる組み合わせを使って作り出された例が多い。

例えば春の花壇に利用されるパンジーは、ヨーロッパのピレネー山脈の *Viola tricolor* と、*Viola lutea*、さらに、中央アジア、シベリア、中国にまで分布している *Viola altaica* から作り出されたといわれる。これらはすべて *Viola* 属の *Melanium* 節に属している。日本のスミレは *Melanium* 節ではなく、パンジーと交雫しないため、その品種改良のための素材には利用することができない。*Melanium* 節は、ヨーロッパを中心に、アジアまで分布域を広げている²。そこでパンジーの品種改良の素材を探そうとすれば、ユーラシア大陸全体が対象となり、そこに分布している *Viola* 属 *Melanium* 節の野生種が求められる。

また日本の水辺でよく見られるツリフネソウは、ツリフネソウ科 *Impatiens* 属に含まれ、この属は、ユーラシア、アフリカ、ニューギニアに広範囲に分布している。*Impatiens* 属では、染色体数や、種間交雫の交雫親和性が調査され、主に、インドから東南アジアに分布するホウセンカ、東アフリカのタンザニアからモザンビークに自生するアフリカホウセンカ、そしてインドネシアからニューギニアに分布するニューギニアインパチエンスの三つのグループに分けることができる³。これらの地域により違ったグループのインパチエンスから、それぞれ違った園芸品種が開発され、なかでも近年開発されたアフリカホウセンカやニューギニアインパチエンスは、現在品種が多数開発され、世界中で栽培されている。ただし、これらの違ったグループ間での交雫親和性がなく、それぞれ全く別の品目として開発が進んだ。もしこれらの品目の改良の素材を原産地に求めるとすれば、アフリカホウセンカの品種改良の素材は、東アフリカ・タンザニア周辺諸国が対象となり、ニューギニアインパチエンスの場合は、インドネシア、ニューギニアに加えて、マレーシア、フィリピンまで対象となる。

(2) 可能性は、組み合わせ方で無限

植物品種の開発は、基本的に大規模スクリーニングから単一の個体や、特性や、形質を見いだすのではなく、複数の特性や形質の組み合わせにより、品種の成立を目指している。理論上は、一つの素材を交配の片親に使って得られた後代には、組み合わせ先の素材の違いで、無限の品種開発の可能性がある。つまり、導入された素材を組み合わせて作り出される成果は、医薬品のようにリード化合物からのスクリーニングによりある特定の医薬品に成果が収斂し、収

²Yockteng, R., H. E. Ballard, Jr., G. Mansion, I. Dajoz, and S. Nadot. 2004 [“2003”]. Phylogenetic relationships among pansies (*Viola* Section *Melanium*) investigated using Internal Transcribed Spacer DNA (ITS) sequences and Inter-Simple Sequence Repeat (ISSR) markers. Plant Systematics and Evolution 241: 153-170.

³ Arisumi T. 1980 Chromosome numbers and comparative breeding behavior of certain *Impatiens* from Africa, India, and New Guinea. Reproductive biology. Geog=5, 6 Systematics: ANGIOSPERMAE (BALSAMINACEAE: IMPATIENS)

益が得られるというのでは無く、他の素材との交配が進むにつれて成果が拡大してゆくと考えられる。

例えば、最近主要な園芸品目となったカリブラコア（属）は、1980 年代後半に南米で見いだされた僅かな素材から開発され、現在では世界中で育種が行われた結果、数え切れないほど の品種（数百）が開発されている。

(3) 育成者権は、他の利用を制限しない権利

そこで CBD の枠組みでは、特許の取得が加速される

例えば、ある資源国から、CBD の枠組みに基づき契約し素材を導入した場合、そこから新たな品種を開発し、品種登録し、UOPV 条約第 14 条⁴に規定される育成者権を得たとしても、いったん品種をマーケットに出すと、同条約 15 条にある育成者権の例外規定により、貴重な育種素材を競合相手に無償で提供することになる。この規定は、通常作物の品種は、新しい品種といえども、一般的に以前の品種を改良して作りだされてきたという事実に基づいている。

こうしてアクセスの負担と原産国への利益配分義務を負った利用者は、その負担と義務を負わない他の育種家との厳しい競争にさらされる。

一方、アクセスの結果得られた素材から特許を取得すれば、排他的な利用権を主張できるため、育成者、原産国共により高い成果を期待できる。こうして種苗業においても、現在の CBD の枠組みでは、成果への特許の取得が加速される。

(4) FAO によるアプローチ

FAO の ITPGRFA における MLS⁵と SMTA は、植物の育種利用における特異性を良く考慮して検討された。利用者は、ある一定の義務を受け入れれば、MLS に含まれるいかなる素材⁶でも、品種改良のため、制限なく何回でも交雑したり組み合わせたり、利用することができる。開発者は、素材がどこから来たかを心配する必要がない。成果物である品種も遺伝資源であるため、アクセスの成果は、収斂するのではなく、無限の広がりを持っている。

CBD では、成果物として派生物やコモディティ（一般消費材）にも利益配分を課すような議論が行われているが、ITPGRFA では、農業分野でのコモディティである収穫物を、明確に利益配分の対象から除外している⁷ことにも注目すべきであろう。

現在のボン・ガイドラインに基づけば、二国間契約で *in-situ* ヘアクセスし、その結果育成者権が得られた場合も当然利益配分は義務となる。しかし、いったん商品化しマーケットに出た新品種は、前述のように育成者権の例外により、特許を取得しないかぎり、他者が育種素材として利用し、そこから新品種の育成・登録が可能である。そこで FAO の MLS では、育成者

⁴ 植物の新品種の保護に関する国際条約 : <http://www.hinsyu.maff.go.jp/>

⁵ 多国間システム : http://www.gene.affrc.go.jp/pdf/misc/situation-MLS_diagram.pdf

⁶ 加盟国のジーンバンクや国際農業研究協議グループ(CGIAR)が保有する素材

⁷ ITPGRFA Article 2

権と、特許権のように他者の利用を制限することを目的とした知的財産権を区別した。MLS で利益配分が義務となるのは、特許を取得した場合のみで、育成者権からの利益配分は奨励されるが義務とはなっていない。

しかし FAO の MLS が対象としているのは、既に *in-situ* から集められジーンバンク等に保管されている食料に関わるイネなど 35 作物 29 牧草種に限られており、トマトやウリ科の野菜など、重要な品目や鑑賞作物などは含まれていない。

さらに、それぞれの国の主権と密接に関わる遺伝資源の自生地へのアクセス、つまり *in-situ* で保全されている植物遺伝資源へのアクセスについては、ITPGRFA の枠組みにおいて、まだ大きな課題として曖昧なまま残されている。

2. 国境を越えて分布する植物と主権の衝突

(1) 固有種かどうかの議論

植物種には、ある特定の地域にしか自生しない endemic (固有種) もあるが、同一大陸では、種が国境を越えて分布している場合が多い。例えばペルー政府が WTO に提訴したペルー原産であるカムカム(学名 *Myrciaria dubia*)は、ペルーのアマゾン川流域の熱帯雨林だけではなく、ベネズエラやボリビア、ブラジル、コロンビアまで分布している普遍的な種である⁸。

ある特定の地域、国にしか分布しない固有種とされるものでも、研究者よっては普遍的な種に含めるべきとの見解がある。例えば、先に述べたニューギニアインパチェンス・グループの *Impatiens platypetala* は、インドネシア原産とされているが、フィリピンや、マレーシアに、良く似た *Impatiens* がそれぞれ別種として記載されている。これらは、全て固有種というより、本来普遍的に分布する *I. platypetala* に含めるべきとの意見がある⁹。このように植物分類では、“互いに近縁な固有種が、それぞれの国に分布するとみる場合”と、“種内変異はあるが、同一種が複数の国に広範囲に分布するとみる場合”という全く違った見解があることは良く知られている。

(2) 開発は多様性のある国土の広い国に集中する

例えば植物が広範囲にわたり複数の国に分布する場合、現在の CBD の枠組みでは、利用者は、特定の国と交渉し特許の取得を目指すことになる。利用者は、この開発競争で遅れた近隣諸国に同じ植物の生息域があったとしても、それから同様の特許を取ることは不可能になる。

また利用者は、複雑な ABS 契約を開発し、費用と時間をかけて素材を収集するため、最も可能性のある多様性の高い国、国土の広い国と交渉をしようとする。多様性がそれほどなく、国土の狭い国をまず選んで開発を進める可能性はほとんどない。

⁸ <http://www.ars-grin.gov/cgi-bin/npgs/html/taxon.pl?401456>

⁹ GREY-WILSON, C. 1980b. *Impatiens* in Papuasia. Studies in Balsaminaceae: I. *Kew Bulletin* 34: 661–688.

CBDによる枠組みは、開発途上国からは、経済上の格差（南・北）を是正し、先進諸国における知的財産権の強化に対抗し、途上国の経済の発展に寄与し得るものと期待されているが、こうした企業行動の下、実際は植物の分布の実態や分類上の曖昧さから、途上国間の主権の衝突を引き起こしかねない。開発で出遅れた国や、国土が狭く多様性が少ない国は、自国に生息する植物の利用からの利益配分が得られないだけではなく、その将来の開発の機会さえも失われてしまう。現在の CBD の枠組みにおいて、遺伝資源の保全と持続的利用ができるのは植物分布域の一部にすぎず、アクセスの結果利益配分が得られるのは、特定の国に限られてしまうと思われる。

(3) ある植物が分布している全ての国との交渉は困難

植物分布が広範囲なことを考慮して、例えば分布域に応じて、その種が複数の国に分布する場合はそれぞれの国との二国間アプローチを統合した多国間アプローチとし、特定な国のみに分布する固有種の場合は同国との二国間アプローチとするような枠組みも考えられる。しかしこうした場合、事前に植物分布域に応じて交渉の対象となる国を特定しなければならず、アクセスの交渉に入るためには、まず求める植物が、固有種かもしくは普遍的な種なのかを決定し、対象となる種が分布する全ての国との交渉が可能であることが前提となる。近隣国間の何らかの合意が無い限り、このような議論は簡単に結論が出るようなものではなく、さらなる議論の連鎖の引き金となりかねない。ABS という経済問題の解決に当たり、植物の原産国や分布は非常に重要な要件ではあるが、実際は非常に曖昧なものであることを考慮すべきである。

3. *In-situ*へのアクセスを促進するには

(1) *In-situ*へのアクセス事例

表 1 は、あるアクセス事例¹⁰において、素材収集・評価・保全・発送に至る過程で、どの機関がどのような機能を期待されているかを評価し、その寄与率を推定する意図の下に作成されたものである。ここには必要な素材の探索から収集、評価、素材発送に至る過程で、関連する資源国の探索地域のガイド、ローカル情報を持った専門家、さらにその後の作業で中核となる研究所が、素材の利用者である企業とどのような機能を分担するか、何が求められているかを示している。

まず探索では、探索地域の情報や探索ルートなど、事前準備において資源国との情報が非常に重要になり、一方で効率的な素材収集のためには、利用者の意見が重要な役割を演じる。

素材の評価と発送では、この場合、コストの安い資源国で一次評価を行う方式を取ったため、

¹⁰ アルセンチン園芸開発計画（1999-2004）JICA

その負担を仲介となった研究所が負った。この企画では、種子に限らず栄養系の素材の発送もできることを目標としたため、中央研究所による素材の仕立てや遺伝関連作業での寄与が期待された。集めた遺伝資源の保全は、大きな課題として曖昧なままだったが、生息域から同国内の研究所の施設（ジーンバンク：*ex-situ*）に保管するだけではなく、積極的に生息域に近い農家に委託する方法も検討された。環境条件の違う *ex-situ* より、本来の自生地に近いところの農家に素材の維持を委託（On farm conservation）したほうが、安価に管理できると考えたためである。ただしこれは最終的には実践されなかった。

(2) この事例から得られた知見

実際に探索を行ってみると、当初考えていたより一層現地の専門家や、ローカル情報、協力が得られるかどうかが非常に重要なことがわかった。これまでに行われた調査や文献等は非常に参考になったが、それだけでは不十分であった。また収集素材の保全についても、自生地のほうがはるかに効率的なことが示唆された。中央研究所から、探索の対象となった地域まで、かなりの距離があり、またほとんど交通の便の悪い所が多く、研究所からの移動だけでもかなりの負担となる。効率的なアクセスや、保全を継続するためには、その地域の人々との共同作業のほうが、はるかに効率がいいと思われる。

CBDにおいて、持続的に遺伝資源の利用を目指す場合、これらの *in-situ*へのアクセスに関する活動をどのようにバックアップし、それぞれの機関や個人、企業の努力や寄与をいかなる形で評価するかを、ABS 契約に含めて明らかにしておく必要があると考える。FAO の MLS では、素材は公開され、だれでもアクセスできるものとなり、この例のようなある特定組織の寄与を加味する機能は含まれていない。表 1 にあるように、*in-situ*へのアクセスを継続するためには、収集や評価、開発に関わる全ての組織が協力し、それが相応の責任と義務を負う必要がある。そうして発生する *in-situ*へのアクセスにおける各組織の寄与を評価できるような枠組みがないと、*in-situ*へのアクセスを促進するような動機は生まれにくいのではないだろうか。

実際このような探索地の人々は、そのほとんどが辺境ともいいくらいの農業従事者であったが、そこでの生産性が低下し、展望が無く行き詰っている様子が見られた。これらの厳しい環境で生きている人たちを支えているのは、伝統的農業だが、環境の変動幅が増え、従来のバランスが崩れつつあり、従来持続していた農業が現在維持できなくなってきたていると思われる。このような辺境での伝統的農業が維持されることを *in-situ*での保全のプログラムに組み込む必要があると思われる。

表1 植物遺伝資源の共同探索、評価における関係組織間の寄与率評価モデル

Co-operative model for Collecting and Evaluation				
		Local co-operator	Responsible Institute	Foreign Co-operator
Collecting activities				
Expedition	X	X	X	
Technical services	X	X	X	
Material conservation activities				
Ex-situ conservation	X	X		
Sample propergation	X	X		
Technical services				X
Evaluation activities				
Field/Pot trials	X	X		
Data records	X	X		X
Technical services		X		X
Material transfer activities				
Propagation	X	X		
Documentation			X	
Shipping			X	
Technical services			X	

4. CBD-COP10に向けての提言

(1) 農業・園芸セクター

CBDにおけるABSの国際的制度（International Regeme、IR）の最近の議論において、セクター別アプローチ¹¹が検討対象となっている。ABSについては、その検討のためのワーキンググループが設置され、これまで度々交渉が行われてきたが、いまだに議論が分かれている。そこでさらに細分化したセクター別の議論が必要だ라고された。ここでいうセクター別が、何を意味することになるかまだ決まってはいないが、ここでは業種別セクター、なかでも農業・種苗業界を農業・園芸セクターという一つのセクターとすることを提案したい。

企業は開発を始めるに当たって、できる限り開発リスクを事前に明らかにしようとする。もし資源国へのアクセスが含まれるような開発計画の場合、ボン・ガイドラインを参考にして資源国と事前に交渉を行う必要がある。しかしボン・ガイドラインは、資源国との交渉の際に参考となり一定の基準として機能するが曖昧なところが多く、これだけでは開発リスクを事前に判断できない。企業は、事前にリスクや便益が推定できないと、企画の採算性が判断できないため、積極的には開発を行わない。しかし標準となる契約モデルやさらに踏み込んだ指標があ

¹¹ COP9 decision IX/12, annex II, section I B

れば、この問題は解決できる。そこで農業・園芸セクターでは、その特異性を考慮した ABS 契約モデルの検討を進めることを提案したい。

農業・種苗業界では、FAO による ITPGRFAにおいて、標準となる契約 “SMTA” が開発された。この SMTA により、*ex-situ* に保存されている食料に関する植物遺伝資源が、一定の基準で利用できるようになった。ここで使われる SMTA は、種苗業の特異性を良く考慮しており、その合意が得られた結果、ITPGRFA が実態的に機能するものとなった。CBDにおいても、このようなアプローチを参考とし、農業・種苗業界を他と区別したひとつのセクターとして、標準契約を模索する場合に FAO による ITPGRFA での SMTA を参考とするとともに、その標準に *in-situ* へのアクセスを促進するメカニズムが含まれることを期待したい。

(2) エリア別（大陸別）多国間システムと実験的企画

i) 主権の衝突をさけて *in-situ* へのアクセスを促進する枠組みの構築

これまで育種家は、国境にとらわれずに入手できた素材を交配しながら研究し、新たな品目を作り上げてきた歴史があるが、現在、CBD が大きな障害となって、*in-situ* へのアクセスと、そこからの開発及びそこから利益を生み出すことは停滞している。当然、その利益分配も停滞している。過去 15 年間の議論で失ったものは、この間の交渉に使われた莫大な費用だけではなく、十分な対策と検討がなされないままに失われている遺伝資源である。

CBD における二国間の枠組とその具体化のためのこれまでの議論は、遺伝資源とその保全や利用について関係各国の知見を大きく深めた。しかし国ごとの国内法の整備やアクセス・モデル開発が前提となる現在の枠組みでは、ある多様性の高い特定の国で開発が進むかもしれないが、その他の国でも同様に開発が進展するようには思われない。前向きであったはずの遺伝資源の開発が、途上国間の疑惑と利益分配での不公平を引き起こし、それが新たなコンフリクトの元となっては決してならない。

遺伝資源の保全と持続的利用、そしてそこからの公正な利益分配は、これまでのように利用者とある特定の資源国間の問題として捉えるのではなく、利用者と関連する諸国間の問題と捉えることで、より公正な枠組みとして機能するのではないかだろうか。

以上から、今後の ABS の議論では次の 3 要件を満たす枠組みとして、ITPGRFA を参考にし、植物の分布が地理的区分との関係が強いことを考慮した、「エリア別多国間システム」を構築するため、以下の 2 点を提言する。

- 多様な遺伝資源の分布とその利用が、近隣諸国の主権を侵害しないこと
- アクセスの成果である利益分配や知見は、近隣諸国と共有できること

- 実務のイメージに基づく議論に基づき実験的に *in-situ*へのアクセスを検討すること

ii) 提言① 「エリア別多国間システム」(図1)

(A) エリア別多国間システムの内容

二国間契約の CBD と多国間契約の ITPGRFA の折衷案とし、特定の植物を対象とするではなく、一般的に地理的に近く、植物分布域が共通する部分の多い国同士でエリアを作り、そのエリアと利用者間が契約する。エリアとしては、各大陸が想定される。そして同一エリア内の複数の国の利益配分調整は、エリア内で議論の上、解決する。エリア内で基本合意（標準契約、アクセス・モデル）ができた段階で、国境にとらわれない *in-situ* へのアクセスを実施できる。利用者によるアクセスへの対価は、その遺伝資源利用から得られる利益も含めて、エリアの管理する機関へ金銭的・非金銭的なものの双方を支払い、エリアはこれらを共有し、その国別配分は、エリアを構成する国の間で議論・決定される。

また *in-situ*へのアクセスへの貢献に応じた、何らかのインセンティブを設ける。

このシステムでは、植物の分布域を決定してから交渉する国を決めるのではなく、まず大陸ごとに、同種・近縁種が分布し得る国同士でグループを設定し、あらかじめそこで事前交渉を行って、国境にとらわれない *in-situ* へのアクセスが実施できるような同意をとることを目的とする。ITPGRFA でも、同様のアプローチから成果（合意）が得られたことを参考としている。（アジア、アフリカ、中南米グループでの個別議論を行った）

図 1

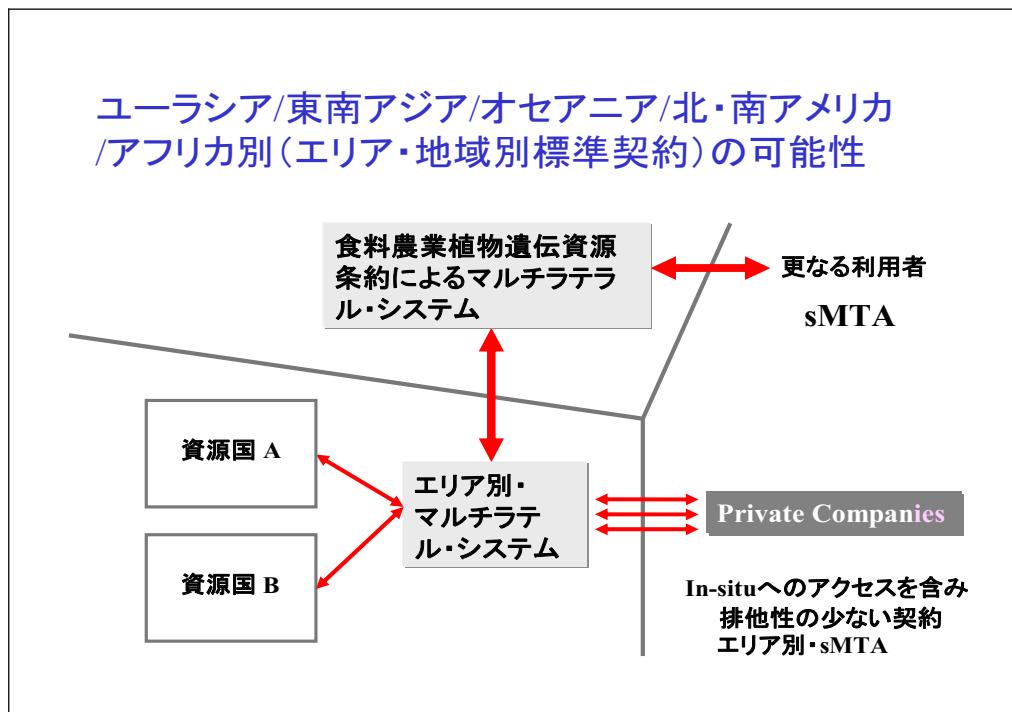


図1は、エリア別多国間システムにおける、ITPGRFAでの*ex-situ*とCBDにおける*in-situ*、さらに開発者（企業）間のリンクを示している。

(B) エリア別多国間システムにおける利益配分の考え方

エリア別多国間システムでは、例えば成果物の知的財産権の形態に応じた下記のような利益配分基準での基本合意を目指す。植物分布の実態に基づく多国間での利益配分の調整は、実際の植物分布に基づき、*in-situ*での保全と併せて議論される。

1. 育成者権が得られた場合：

1.1 単一種の利用の場合：分布が広範囲/固有種の区別なく：

⇒素材が由來した国との二国間契約、

1.2 多国間に分布する近縁種同士の組み合わせ：

⇒エリア別・多国間契約

1.3 食料に関わる品目 (ITPGRFA) :

⇒FAO の MLS

先に述べたように ITPGRFA では、成果物である新品種も遺伝資源であるため、*in-situ*へのアクセスの成果は収斂するのではなく無限の広がりを持っているので、*ex-situ*の MLS とそのままでリンクする。

2. 特許を取得した場合：

2.1 単一国に固有な（種・属）に共通する特徴・形質を対象：

⇒素材が由來した国との二国間契約

2.2 多国間に分布する（種・属）に共通する特徴・形質を対象：

⇒エリア別・多国間契約

こここの議論は非常にデリケートとなる。この枠組みにおいて、それぞれ国の適切な専門家の意見を反映し、特許と各国の主権の衝突を回避し、文化的・言語的にも近い資源国間で、具体的な解決を探る議論が行えることを期待する。

(C) エリア別多国間システムのメリット

- * 利用者は、各エリアとの契約となるので、煩雑な国ごとの個別交渉から解放される。
- * 遺伝資源の南・南問題解決への具体案となる。
- * 育成者権は特許権と違い、他の国の育成者権取得の機会をほとんど侵害しないので、エリアを経由した素材を、それが由來した国との二国間契約とすることができる。

- * 技術援助も、エリアごとになるので効率がいい。(JICA が進める南・南協力の方向とも合致。)

iii) 提言② 上記エリア別多国間システムにおける実験的企画（case study）の実施

(A) 実験的企画の内容

この実験的企画は、それを数年間実施した後に合同評価を行い、その結果を IR に反映させるものとする。具体的には農民参加型の遺伝資源保全（On farm Conservation）を、ABS の枠組みに組み込むことを提案する。すなわち利益配分の対象に、辺境（限界）域の小農（SFM: Small farmer in the Marginal area）を含め、そこでの遺伝資源の保全、持続的利用、環境評価における協力関係を強化するプログラムを組み込む。先進諸国は、ABS から得られる利益に加え、上記実験的企画に資金的・技術的援助を行う。

(B) 実験的企画のメリット

- * 農民参加型は、NGO の主張とも合致している。
- * 利用者と資源国、さらに資源国内のローカル・コミュニティーを含めた実験的企画を実践することで、実際には、成果(benefit)の享受とその負担を、利用者と資源国が共に分かち合うことが必要であることが明らかとなる。

iv) まとめ

提言①のエリア別多国間システムは、従来行われてきた、利用者と資源国間の議論を、“利用者—エリア組織”そして“エリア組織に含まれる資源国間”の議論との二つに分けることで、議論の終結を早めることができると予想する。ここで最も重要なことは、“エリア組織に含まれる資源国間”で基本合意ができれば、“利用者—エリア組織”の合意の下に、国境にとらわれない *in-situ* へのアクセスを実現できる可能性があることである。

このようなアプローチにより、植物の分布の曖昧さによって発生する各国の主権の問題と切り離して、*in-situ* へのアクセスを促進できる。さらにこの枠組みは、従来植物の多様性ができる限り利用してきた農業・種苗業の特異性と各国の主権との間の調整を容易にし、実際的な植物遺伝資源の利用形態を議論できる枠組みとなる。

先に述べたように *in-situ* へのアクセスは、探索地域や、植物の自生地に近いところにある人々、個人、組織と大きくかかわっている。植物探索において、探索地域のローカル・コミュニティーからの情報は不可欠であり、何らかの発見も、そのきっかけは現地の情報によることが多い。

しかし現在のアプローチにおいては、それぞれの国の主権により、*in-situ*へのアクセスは、基本的に国内法による規制対象となるため、ほとんどの国で国内法が未整備の状況では、アクセスが促進できないおそれがあるのみならず、アクセスに伴うリスクが大きい。

表1にあるように、*in-situ*へのアクセスにおける個人や関係組織の寄与については、事前に実務イメージなしの議論で明らかになるようなものではなく、実際にアクセスを行った結果を踏まえ検討されるべきものである。

したがって、実際的なアプローチや枠組みの構築に当たり、提言②のような実験的な企画を実施し、その結果を枠組みや国内法に反映させることが必要と思われる。

以上

(20) Implementing Access to and Benefit-sharing of Genetic Resources (ABS) Under the Convention on Biological Diversity - JBA's 15-year Experiences -*

Japan Bioindustry Association (JBA), Tokyo, Japan, 13 Jan. 2009

Summary

1. The ODA Projects on ‘Research Cooperation in Conservation and Sustainable Use of Tropical Bioresources’
(1993 – 1999)
 - Participating countries: Thailand, Indonesia, Malaysia and Japan
 - Activities: joint research and capacity building in the partner countries, and invitations for technical training or joint research in Japan
 - A total of 591 researchers of the four countries participated in the three bilateral projects.
 - Total budget provided from Japan’s side: approximately JP¥1 billion (ca. US\$ 10 million)
2. Promoting the Establishment of a National ‘Biological Resources Center (BRC)’ for Microorganisms
(1999 – 2002)
 - In 1999, JBA recommended to the Ministry of International Trade and Industry (it was renamed in January, 2001 as the Ministry of Economy, Trade and Industry (METI)) that a national core BRC for microorganisms, adapted for the age of the CBD, should be created in Japan.
 - In 1999, JBA provided support to prepare for the “OECD Workshop Tokyo ’99 on Scientific and Technological Infrastructure - Support for BRCs”, hosted by the Japanese government.
 - In 2000 and 2001, JBA participated as a key member in the OECD Task Force on BRC, and contributed to the publication of OECD Policy Guidance on BRC in 2001.
 - In April 2002, Japan’s BRC for industrial microorganisms (NITE-BRC) was established within National Institute of Technology and Evaluation (NITE) with the construction cost of approximately JP¥6 billion.
 - JBA continuously supported NITE-BRC in developing an international research cooperation system with other countries in compliance with the CBD.
3. Promoting Access to and Benefit-sharing of Genetic Resources in Compliance with the CBD
(2002 – Present)
 - Participation in the Conference of the Parties to the CBD (COP) and related meetings on Access and Benefit-sharing (ABS).
 - Dissemination of the CBD and the Bonn Guidelines for public education in Japan
 - Development of ‘Japan’s ABS Guidelines for Users’
 - Specialized website on ABS: a guide for companies and researchers
 - JBA’s Help Desk on ABS
 - Bilateral workshops with CBD officials or experts of providing countries
 - International symposiums of stakeholders
4. Concluding Remarks

* 本事業ホームページ「生物多様性条約（CBD）に基づく生物資源へのアクセスと利益配分－企業のためのガイド」英語版 (<http://www.mabs.jp/eng/index.html>) に掲載。

Contributors: Seizo Sumida, Sachiko Tamate, Junko Watanabe Yoshiyasu Yabusaki and Keiko Nozaki

On 29 December, 1993, the Convention on Biological Diversity (CBD) entered into force. The CBD has three objectives, *viz.* the conservation of biological diversity, the sustainable use of its components, and the fair and equitable sharing of the benefits arising out of the utilization of genetic resources; to date, 191 countries and a regional economic organization, including Japan, have ratified it. The CBD is a multi-lateral intergovernmental treaty that is important for industry and academia as well, as it has an impact on those involved in the use of genetic resources and associated traditional knowledge.

Japan Bioindustry Association (JBA) has been conducting a wide range of activities in access to genetic resources and benefit-sharing (ABS) in compliance with the CBD, in order to provide support to industry, academia and government. This paper describes major activities of JBA excerpted from its 15-year experiences in CBD-ABS matters.

1. The ODA Projects on '*Research Cooperation in Conservation and Sustainable Use of Tropical Bioresources*' (1993–1999) (see Reference 1)

Anticipating the advent of the CBD-era, the Ministry of International Trade and Industry (MITI) (it was renamed in January, 2001 as the Ministry of Economy, Trade and Industry (METI)) and JBA started planning bilateral research cooperation projects with Southeast Asian countries in early 1990s. We had a long-term objective to continue to develop good relationships with those and other countries. The objective was to promote mutual understanding in the context of the upcoming CBD implementation. ABS was not an immediate and specific target. The Bilateral Research Cooperation Projects between Japan and each of Thailand, Indonesia and Malaysia started in April 1993, and continued until March 1999. The projects exchanged a total of 591 Japanese and the three partner countries' researchers, installed the state-of-the-art equipment and instruments in the local research facilities, and sponsored domestic research programs. On the Japan's side, JBA implemented these projects financed and entrusted by the New Energy and Industrial Technology Development Organization (NEDO) under the guidance of MITI.

The objectives of the projects were i) to assist the partner countries in their own efforts to conserve and use their tropical biodiversity and to promote their sustainable use through biotechnology; ii) to help researchers to further develop their scientific skills, including through collaborative research and by installing state-of-the-art equipment and instruments in their countries; and iii) to create the infrastructure for international research cooperation.

The contents of these projects were exceedingly diverse. Research was conducted with regard to tropical animals, plants and microorganisms, focusing on the two elements, *i.e.*, "conservation technology" and "sustainable use technology". Consequently, five to seven research themes were set per project for the three bilateral projects between Japan and each of Thailand, Indonesia and Malaysia. The research cooperation was conducted in line with the principles of the CBD and the policies and laws of the participating countries.

The research activities were carried out mostly by the scientists from universities and public research institutes. A total of 389 Japanese scientists were dispatched to the three partner countries for on-site joint research, whereas a total of 202 scientists from those countries were invited to Japan for joint research or training for technology transfer. The projects' cumulative budget on Japan's side was approximately 1 billion yen (approximately US\$ 10 million) over 6 years, including costs for personnel, equipment and instruments, research and training, and traveling. The JBA secretariat, in cooperation with its counterparts,

worked out mutually acceptable, transparent and practical procedures for handling biological resources, including Material Transfer Agreements for scientific research purposes. The projects helped the participating countries to develop mutual understanding which became the foundation for the subsequent developments, including those described below.

As policy relevant lessons, JBA learned that biological resource centers (e.g., microbial culture collections), as repository of biological materials and related information, have become an essential part of the scientific and technological infrastructure for countries in the era of CBD, and that they should therefore be strengthened. JBA also learned that involvement of industries would be essential in future cooperation projects on biological diversity, because industries have the actual capabilities and skills to create benefits from utilization of biological resources.

In fact, after several years of preparation, a number of Japanese companies established their laboratories in these countries and have since been carrying out research activities in compliance with the CBD and the national laws of the countries providing genetic resources. In retrospect, the mutual understanding and trust that had been developed through the above-mentioned ODA Projects in 1990s were a foundation for these developments.

2. Promoting the Establishment of a National ‘Biological Resources Center (BRC)’ for Microorganisms (1999 – 2002)

In September 1997, JBA established the Research Institute of Biological Resources as an internal body and a think tank for the development of national biodiversity strategy for bioindustry in the CBD era. Since then, it has had a significant impact on biological and genetic resources strategy for Japan’s bioindustry.

In 1998, MITI proposed to the Working Party on Biotechnology (WPB) at the OECD in Paris, France, that the WPB should consider a policy development agenda for providing support to Biological Resources Centers (BRCs) as an element that holds the key to science and technology infrastructure for life sciences and biotechnology. Actual work began in February 1999, when the “OECD Workshop Tokyo ’99 on Scientific and Technological Infrastructure - Support for BRCs” took place in Tokyo, hosted by MITI. Behind the scenes, JBA had supported MITI in formulating its proposal to the OECD, played a key role as the secretariat for the domestic committee meetings for preparing to host the OECD Workshop in Japan, and provided comprehensive support during the Workshop.

At the end of the Workshop, the experts from OECD Member countries developed a recommendation to the OECD’s WPB that a task force be created to develop policy guidance on public support for BRC in the new era. The OECD accepted it at the WPB’s plenary meeting in Paris, and the Task Force on BRC was formed, chaired by Japan. After two years of deliberations through the dedicated efforts of the experts from Member countries, the OECD policy recommendation entitled “*Biological Resource Centres: Underpinning the Future of Life Sciences and Biotechnology*” was completed and released as an OECD publication in March 2001 (see Reference 2). JBA in cooperation with the OECD Secretariat translated into Japanese and published it in 2002.

In June 1999, JBA summarized the opinions of industry and academia in a recommendation to the government entitled *The Necessity of Establishing a Core BRC in Japan*. In response to this, MITI secured a budget of approximately ¥6 billion for the establishment of a Core Microbiological Resource Center

(NITE-BRC) within National Institute of Technology and Evaluation (NITE). In 2000, in developing ideas about practical details for the NITE-BRC's operation, JBA held a series of workshops with a variety of interested parties within Japan on approaches to a "Core BRC", and began writing a preliminary draft on 'Industry Requests to the BRC' with volunteers from industrial and academic circles. In February 2001, JBA held a public workshop entitled '*What is the BRC Desired by Industry?*', the hopes and desires of industry were summarized, and public comment widely solicited through the JBA newsletter and website. In October, 2001, JBA completed the "Industry Requests to the BRC" and submitted it to the President of NITE. In April 2002, 'NITE-BRC' was inaugurated in Kazusa, Chiba Prefecture, on the basis of the CBD, the OECD policy recommendation and other inputs including JBA's 'Industry Requests to the BRC'.

Since its establishment, NITE-BRC has concluded agreements on bilateral joint research projects on microbial taxonomy and ecological studies with Indonesia, Vietnam, Myanmar, Thailand, China and Mongolia (in chronological order) on the basis of the CBD provisions and the Bonn Guidelines.



OECD Report (Japanese translation)

3. Promoting Access to and Benefit-sharing of Genetic Resources in Compliance with the CBD (2002 – Present)

3-1. JBA's involvement in the CBD-ABS process

The sovereign rights of states over genetic resources being recognized by the CBD, it became obligatory for users to obtain prior informed consent from countries providing the resources and to share the benefits arising from their use with the providing countries in a fair and equitable manner. Since 1993, METI and JBA have been steadily involved in implementing the CBD, as described in the preceding sections.

METI is a competent national authority on ABS in Japan. On behalf of METI, JBA has been implementing the CBD provisions on ABS and the Bonn Guidelines in order to help the private sector and the scientific community to continue to build a win-win relationship with other countries in compliance with the CBD. In this context, JBA has been participating in the meetings of the Ad Hoc Open-ended Working Group on Access and Benefit-sharing (WG-ABS) as well as those of the COP to support the government for discussion of ABS and other issues.



COP9 (May 2008, Bonn, Germany)

3-2. Dissemination of the CBD and the Bonn Guidelines for public education in Japan

The Bonn Guidelines (formally called the Bonn Guidelines on Access to Genetic Resources and Fair and Equitable Sharing of the Benefits Arising out of their Utilization) was adopted at COP6 held at The Hague, the Netherlands in April 2002. The Guidelines set forth the provisions of the CBD in more concrete terms. Immediately after their adoption, JBA started translating them into Japanese and completed it in September of the same year. For their dissemination, JBA organized more than 8 public seminars in major cities across Japan during the 2003-2004 periods.

These efforts helped to enhance the awareness of potential users of genetic resources, e.g., companies and researchers, about the CBD and the Bonn Guidelines. Those who use overseas genetic resources in research or business would run the risk of becoming involved in unexpected problems if they do not know the CBD. As well as striving to disseminate the CBD and the Bonn Guidelines to those stakeholders, JBA has widely transmitted information about international trends on the ABS issues under the CBD. Those from in industry, public research institutions and academia have attended these seminars, particularly with participants from a wide variety of industry sectors, including pharmaceuticals and healthcare, chemicals, cosmetics and toiletries, foods and health foods, and patent attorney's offices. On these occasions, JBA has expressed its view that building a realistic and effective system based on mutual understanding with the countries providing the genetic resources is the foundation for the long-term development of bioindustry.



The Japanese translation of the Bonn Guidelines

3-3. Development of ‘Japan’s ABS Guidelines for Users’

As the Bonn Guidelines became better understood in Japan, a number of users expressed their views that descriptions of the Bonn Guidelines were often too generic to be helpful for their specific and practical needs under the real-world conditions. They emphasized a need for user-specific and user-friendly guidelines on ABS. Taking these views into consideration, METI and JBA decided to develop user-specific guidelines on the basis of the Bonn Guidelines and the CBD. In consultation with experts from industry and academia, we started a project in 2004 to draft such guidelines, and completed ‘the Guidelines on Access to Genetic Resources for Users in Japan’ (Japan’s ABS Guidelines for Users) and published them in April 2005.

The Japan’s ABS Guidelines for Users were aimed to be a guide with practical utility and functionality for companies and research institutions accessing overseas genetic resources, by meeting the following conditions;

- i) To be of assistance in ensuring smooth access to genetic resources of providing countries, as well as in building win-win relationships that will allow both providers and users to benefit from the use of these resources through the appropriate, fair and equitable sharing of the benefits.
- ii) To minimize the risk of getting involved in problems when seeking to use genetic resources for research and commercial purposes, while ensuring the flexibility of business.

Consequently, Japan’s ABS Guidelines for Users provide ‘frequently asked Q&As’ as well as more specific explanations of the major provisions and terminology contained in the CBD and the Bonn Guidelines, which make them user-friendly. To promote their dissemination, JBA held since 2005 more than 15 public seminars in 7 major cities across the country. Its English translation was completed for dissemination in February 2006 (see Reference 3). JBA has disseminated these English-language guidelines at such international meetings as COP and WG-ABS. ABS experts in a number of countries have praised Japan’s ABS Guidelines for Users as a useful “user measure”.



(Japanese version)

(English version)

‘Japan’s ABS Guidelines for Users’

3-4. Specialized website on ABS: *A Guide for Companies and Researchers* (Reference 4)

Since 1993, JBA has been trying to gather information on domestic laws and regulatory measures relevant to ABS in various countries, especially those in Asia and Oceania. In order to widely disseminate this information for the benefit of those who use overseas genetic resources, JBA established a specialized website entitled *Access to Bioresources and the Sharing of Benefits: An Information Guide for Companies* in August

2003 (www.mabs.jp).

This site contains international information in Japanese relating to the CBD matters, country-specific information on the CBD-related measures (domestic laws, regulatory measures, etc.), and information on JBA activities for ABS (such as notifications of JBA's seminars and symposiums relating to the CBD-ABS as well as JBA's annual reports on METI-commissioned projects).

Furthermore, if users wish to obtain further information or seek JBA's advice, they can use this site to make direct contact with JBA's Help Desk (see the section below).



Specialized Website on ABS

3-5. JBA's Help Desk on ABS; consultation service to support industry and academia for ABS

In April 2005, JBA created Help Desk, i.e., consultation service concerning ABS, providing advice to potential users of genetic resources. Based on the JBA's 15-year experiences in the CBD-related matters, JBA gives advice on CBD-ABS matters to those who have questions or problems, free of charge and on a confidential basis. Since 2005, JBA has handled more than 130 cases of such consultation, as of December 2008.

3-6. Other services for users of genetic resources

Bilateral workshops with CBD officials or experts of providing countries:

In order to promote development of partnerships between Japan's users of genetic resources and providing countries, METI and JBA have invited providing countries' officials (or experts) responsible for the CBD implementation, for information exchange at open-to-the public workshops or informal meetings in Japan. At such workshops, the invitees present information to the audience on their national policy, laws and regulatory systems relevant to ABS, to be followed by a Q&A session. In some cases, JBA staff members have visited CBD officials of providing countries in their home offices for information exchange. So far, we have held such bilateral workshops or meetings with the following countries; Australia, Brazil, Bhutan, Cambodia, China, India, Indonesia, Malaysia, Mongolia, Myanmar, Nepal, New Zealand, Singapore, Thailand and Vietnam.

International symposiums of stakeholders:

JBA alone, or jointly with other organizations such as United Nations University Institute of Advanced

Studies (UNU-IAS in Yokohama, Japan), has annually been holding a series of international symposiums, workshops or roundtables to which ABS stakeholders are invited to speak on their own views, domestic situations or international trends concerning ABS, in order to share information with the audience and to discuss possible solutions to challenging issues.



International Symposium

4. Concluding Remarks

Social and economic situations are different in different countries. Therefore, domestic needs are different, national policies are different, and, in turn, laws and regulatory systems are different in different countries. However, even under these circumstances, peoples from different countries can successfully and amicably collaborate if they identify a point of mutual interest. In our view, key to success is mutual understanding. Steps for win-win partnership development would be as follows:

- 1) Understand each other's national situation.
- 2) Set mutually agreed objectives, and jointly develop practical and effective procedure for collaboration based on the national laws and regulations of both countries, or based on the provisions of the CBD and the Bonn Guidelines if there are no relevant laws and regulations in place.
- 3) Help each other to overcome risks, to achieve the objectives and to generate benefits.
- 4) Share the benefits in a fair and equitable manner based on the agreed procedure.

References

1. The Tokyo International Forum on Conservation and Sustainable Use of Tropical Bioresources, Results of the Bilateral Research Cooperation Projects Between Japan and Each of Thailand, Indonesia and Malaysia from 1993 to 1999, NEDO and JBA, November 9-10, 1998, Tokyo, Japan
2. Biological Resource Centres: Underpinning the Future of Life Sciences and Biotechnology, OECD, Paris, 2001
3. English version: http://www.mabs.jp/information/oshirase/pdf/iden_tebiki_e.pdf
Japanese version: http://www.mabs.jp/information/oshirase/pdf/iden_tebiki.pdf
4. <http://www.mabs.jp/>